雑記に、小弓と云ふ物は武器にはあらず、楊弓などの如くたはぶれのもてあそび物なり、延長五年四月内裏にて、小弓の蹴鞠ありし由、古今著聞集にあり、承久二年五月二十日鎌倉大菩薩神門の亭にて、小弓の會ありし由東鑑にあり、乞寛法師が庭訓往來に、楊弓者小弓とあり、當小弓と云ふは生きたる雀を糸にてくゝりつり置きて、小さき矢にて射てあてたるもの、雀をとるたはむれなり、近世迄田舍には有りしとぞ、と見えたり

ゴヨウキン　御用金　江戸時代、國用の不足を補はんが爲めに豪商の徒へ課したる金をいふ、實際中大阪の富商へ命ぜられたるを始めとす、其時町奉行より兩屋吉左衛門等三十四人へ申渡しに、右米相場之儀に付其の方共へ、御用金被仰付旨、三枝帶刀小野左大夫を以て、御城代松平周防守殿へ、從江戸表、依被申越、此段可申渡旨周防守殿被仰聞候、何も身分相應の御用被仰付候儀、誠以冥加之至候條、難有奉承知、御受印形仕、來正月十日限我等御役所へ可持參候、とあり、今御用金を命ぜられたる年月及び額高等の知れたるものを示せば左の如し、

實暦十一年（米價騰貴に付き）
金百十三萬兩（一書作三百十一萬五千兩）　大阪
文化三年（同上）
金十五萬七千五十兩　江戸
又文化十年（同上）
金十七萬三千八百十兩　江戸
金百二十七萬千兩　大阪
天保九年（四九遺營に付き札差商人より上納）
金十萬八千二百兩　江戸
弘化元年（本丸造營に付き）
金百十四萬九千八百廿二兩　大阪（兵庫四宮堺共）
安政元年（四九造營、及び海岸防禦に付き）
金廿九萬三千九百四十五兩　江戸
金未詳　大阪
慶應元年（防長征伐に付き）
金九十一萬千五兩　江戸

此後同三四年の間にもありしよしなれど詳ならず、凡用金を上納せる商人は、其寵賞として、金五千兩に付き銀廿枚、二千兩に付き十五枚、千兩に付き十枚を賜はること例なり、其以下は金額の多寡に從つて差等あり、又差出のみにて下屢を賜はざる者は、三千兩上納して永代苗字を免許せらるゝ類なり、然し千兩上納にて用金は、二朱の利を加へて下屢さるべき定めなりと云ふ（江戸會誌）

ゴヨウチャウヒキャク　御用定飛脚　江戸時代、文化中二條大阪の兩城番士十二組の公用遞送を、一切江戸通日履請負人六組年行事大芝組近江屋重右衛門に託す、其寄領は皆法被を著し雙刀を佩ぶ、是を御用定飛脚と稱す、ヒキャクは參看（驛遞志稿）

ゴヨウメシ　御用召　江戸時代、役人を任命する爲めに、呼出すをいふ、千代田城大奥に、「御用召の時は、御座の間に於て、將軍直に申付るなり、老中名を披露して何々の者御用召仰付らるゝぞ」と告ぐるのみ、平常の談話の如くなり、又しかれば、別段に儀式めきたる事なく、また此儀式鄭重になりしが、追々其儀式簡略になり、將軍御座の上段へ出でゝ、三役以下列座と云ふことになりしなり、其次第を申せば、前日に老中に達署の御用狀を以て「明何日五ツ半時登城すべし」との事書來る、使者を月番老中へ出して御受をなし、次の日定めの時刻に登城すれば、御錠口より足袋を脱ぎ、御帳紙入の類まで所持する、さて御座の間三の間の扉下邊に扣えてあり、時刻よき時分になれば、老中以下著座するなり、將軍は小性一人先に立ち、襖上下にて萩の廊下より入側通り、下段の下側より眞直に上段へのぼる、刀番の小性御刀を刀掛に掛け、直に御納戸機へ入る、御用取次、小性、小納戸は將軍のあとにつきて出で來り、上段の後より、二の間へ著座、將軍出御には御先立、シーノ〳〵と靜肅の聲ありて、老中以下平服すること例の如し、斯くて瀏覽の杉戸の前に座したる御側、御前筒のことありて、御用召の人の處に扣へたるに向ひて會釋すれば、こゝのとき召されたる人起て、若年寄の前を過ぎ、瀏覽の杉戸より入り、國中繪の處へ平伏す、月番老中少し進む樣にして、「山城守」と披露す（伊勢守にても和泉守にても同斷、但し名字は言はず、次で將軍ば「ソレへ」と上意、當人少し體なモッ〳〵する也なり、將軍また、「越前守あと町奉行申し付ろ」と云ふ、月番老中より結構仰付られ難有ふぞんじまする」、將軍また、「言語じてよう勤い」と上意、月番老中「長より奉つりました」と御取り合せを云ふ、是れにて御前を下るなり、御前御用も一時に五人も六人も仰付らるゝことあり、右の如き場合には、御小性頭取より奉書の紙へ、何の誰あとへ誰を寺社奉行にと云ふ樣に書いて、前日に差上ろ、それを記臆して申渡さる、事なれど、さすがに書付を手に持ちて言ひ渡すといふこともなく、貴人出でゝも變も間違なく、立派に申付らるゝ

なり」、といへり、布衣以下は、老中列座にて月番の老中之を申渡すなり、圖は略す、

コヨミ　曆　太陽曆一年間四時の氣候、年の長、日、週間、日月の出入、日蝕、月蝕、潮の干滿、月の盈虧、祭日等迄て日月運行に因て起るべきことを記せるものを云ふ、日讀の義、日を數へて其事を考へ見るものゝ故に名づくと云ふ、太陽曆（又は陽曆）、太陰曆（又は陰曆）の二種あり、太陰曆は月の朔望時を基として、一年を十二箇月に立て、一箇月の日數を三十日又は二十九日とし、一年を三百六十日に分つ、其生ずる餘日を積みて一箇月とし閏と爲す、太陽曆は、太陽の運度を一周するは數を以て一年を三百六十五日とし、之を十二箇月に分ち一箇月を三十日又は三十一日（二月は二十八日）と定め、四年毎に一日餘る日數を積みて閏となし二月に加ふ、地球測量上古の勝法詳かならず、欽明天皇十四年百濟國より始めて暦博士固德五保孫を貢す、推古天皇十年百濟の僧觀勒來りて曆本及び天文地理書等を獻ず、當時書生を撰び、曆學を受けしむ、これ曆學の初めなり、この時佛（ふつ）は宋の元嘉曆（ゲンカレキ）にて、未だ世に行はれず、持統天皇四年十一月始めて元嘉曆を行ふ、後ち七年にして文武天皇の元年に至り曆天度に後るゝ事五十三刻に及べり、部ち改曆して唐の儀鳳曆（ギホウレキ）を頒布す、後ちまた六十六年にして、曆天度に後るゝ事十四刻に及べり、部ち渉仁天皇天平寶字七年大衍曆（ダイエンレキ）を用ふ、文德天皇の齊衡三年に至り、曆天度に先つ事十七刻に及べるが故、陰陽頭滋岳川人等日眞野麿の奏請により、五紀曆を施行す、尤實令制定の時、中務省中陰陽寮に於てこれを管し、曆生ありて曆を作り、其法を傳習す、年毎に頒ち、翌年の曆を製し、中務省によりて奏聞し、畢りて內外の諸司に頒つ、後世まで之を御曆奏（ゴレキソウ）と稱す（參看）と稱して、朝廷の年中行事たりき、清和天皇貞觀三年曆天度に後るゝ事十刻に及ぶを以て、「更に改曆して貞明曆（セイメイレキ）を頒行す、陰陽吉凶等の迷信上下の間に流行し、吉神凶殺（曆の中段下段等）を頒曆に注記するに及びて、曆法遂に其本志を失ふに至れり、また中古以來朝廷に於て、曆の事を掌りしは加茂氏なりしが、後奈良天皇の時、土御門と幸德井（加茂氏）の兩氏天文中以後は、土御門と幸德井とを以て、只空位を擁守するに過ぎざりき、勝學を傳へ、下官、曆本、藥物等を貢し、十五年に曆

日また暦法新書十六巻を大成して奏進せり、超えて十九日改暦して之を頒布し、暦元を改め、名を貞暦（ヂヤンレキ）と賜ふ、明和二年幕府は天文臺を牛込に建て、新暦調所を其内に設く、吉田四郎之に長たり、後ち天明二年五月、天文臺を浅草に移すに及び、新暦調所を廃す、爾の如くにして寛暦暦を用ふる事四十餘年にして、寛政中に至り、暦日天度に先つ事幾ど三刻に及べり、同七年幕府即ち高橋作左衛門至時を挙げて天文官と為し、改暦を司らしむ、渋川秀升、山路徳風、吉田秩貞等亦之に與る、至時会ま来して古今諸暦の精組を考へ、清の暦象考成に基きて、暦法新書八巻を作り、之を陰陽頭安部泰栄に進む、泰栄之を上奏し、寛政十年改暦を行ひ、名を寛政戊午元暦（クワンセイレキ）と賜ふ、然るに其後四十年にして、時暦また二刻を差へり、因て改暦の議あり、天保十二年の冬、渋川景佑、山路諧孝等に命じて新暦を議せしむ、吉田四郎三郎、足立信頭、小出修善等之に與る、景佑等極力精究して、新法暦書九巻を作り、翌十三年四月京都に献じ、安部晴親の校閲を受く、九月陰陽頭阿部晴雄之を進献す、乃ち改暦を行ひて之を頒布し、名を天保壬寅元暦（テンポレキ）と賜ふ、明治維新の際、諸国より暦術家を京都に召し、暦法を議せしめ、且つ官より頒暦せしむ、同四年大学に暦局を置き後ち文部省に移す、五年十二月三日を六年一月一日と定め、西洋諸国の暦法を施行し以て今日に至る、之を太陽暦といふ、世に之を新暦と称し、曾来行はれたる暦を舊暦（太陰暦なり）といふ、今便宜の為め暦の沿革を表にして示せば下のごとし

（暦書）古式は詳かならずと雖も、延喜式部式に、凡陰陽寮ノ暦者手者、暦三諸司史生一充、其頒二諸国一所

層種	改暦順	暦名	造暦者	頒行期間
太陰暦	10	ゲレゴリー暦	グレゴリー等	明治六年以後
太陽暦	9	天保暦	渋川景佑等	天保十三年（一八四二）―明治五年
陰暦	8	寛政暦	高橋至時等	寛政十二年（一八〇〇）―天保十四年
陰暦	7	寛暦暦	安部泰邦等	寛暦四年（一七五四）―寛政十二年
陰暦	6	貞享暦	渋川春海等	貞享元年（一六八四）―七十年間
陰暦	5	宣明暦	徐昂（唐）	貞観二年（八百二十三年）―貞享元年
陰暦	4	五紀暦	郭獻（唐）	貞観二年―五年間
陰暦	3	大衍暦	一行禪師（唐）	天平寶字七年（九十三年）―天平寶字七年
陰暦	2	儀鳳暦	李淳風（唐）	文武天皇元年（六十六年）―天平寶字七年
陰暦	1	元嘉暦	何承天（宋）	持統天皇四年（七年間）―文武天皇元年

七曜御暦正月一日、候二承明門外一ことあり、爾くの如くして、漸に進むるは、陰陽寮式に、凡頒二本暦一、具注御暦、八月一日、七曜御暦十二月十一日、或暦六月二十一日、雑暦一巻、已上暦、並令二内侍一奏、其頒二諸国一所、者、省令ず朝集雑掌為之」と見えたり、其巻数は、陰陽寮式に、凡進ル暦者、具注御暦二巻（六月以前為二上巻一、七月以後為二下巻一）納二漆函一、安二漆案一、或暦一百六十六巻、納二漆櫃一者、十一月一日至二廷政門外一、其

（大小二種）暦中暦の六種に開版して、天文方及び町衆行の検閲を受け、然る後はじめて頒行するを得るものにして、暦屋の外は一切版行を禁ぜられたりき、伊勢暦は、祭主藤波家にて、土御門家より寫本を受け、暦師佐藤伊織（通称紋屋茂兵衛）に命じて之を開版せしむ、其他保利田内記、宮崎左近、猪曲主膳、渋川舎人、富田大貳等十餘人の暦屋ありて、暦を製本し、暦師の求めに應じたり、この外なほ姿貢より出づる大和暦あり、岸和田より出づる泉州暦あり、薩摩暦は、安永の頃より頒行せらる、また關東には、三島暦、大宮暦あり、三島暦は鎌倉時代の頃より、三島明神の下社家川合真節之を刊行し、伊豆、相模の二國を限りて其頒行を許さる、六宮、三島共に、其地に暦博士ありて之を推歩したりしが、貞享以來は、原本の下附を受くるに至れり、奥羽にては會津暦、仙臺暦、南部暦等あり、南部暦は所謂綿暦にして、官暦、座頭暦ともいふ、寛政の頃よりして行はる、而して此等の諸暦は、唯其領内を限りて頒行するを得るものとす、陣りて維新の後に至り、明治三年四月二十二日令して弘暦者の外、諸國に於て版行する事を禁じ、自今暦本の頒行は天文暦道局の司る所となりしが、五年十一月、太陽暦の頒布に際し、普く新暦を頒布せんが為めに、特に六年暦を限りて、一般人民に、其出版頒布を許容したり、九年十月また令を發し、明治十年暦より、本鳴暦廃に、必ず頒暦證印紙を貼用せしめしが、十八年に至りて之を廃す、十五年四月二十六日更に太政官布達を以て、十六年以後は、帝國大學にて編成したる暦者を神宮司廳より頒行せしめ、一枚摺略暦のみは、一般の人民、出版條例に準據して、出版する事に規定せり、神宮司廳にては、暦本を一等暦、二等暦、三等暦、及び略暦の四種に分ち、一等暦

は、毎年僅かに一部を製して、之を宮内省に上り、二等暦は掛員之を用ひ、三等暦及び略暦は、廣く天下に頒行す、即ち今の制なり（儀制令集解、頒暦条名物考、文藝類纂、法令全書、本邦天文暦道の沿革）

コヨミノチユウダン 暦中段 十二直の一つ、こよみのちゅうだんの條を見よ、

コヨミノハカセ 暦博士 「りゃくはかせ」を見よ、

コヨロヒ 小鏡 普通の鏡より小きものを云ふ、別に一種あるにあらず、少年などの著るもの、六鏡に對しての稱、源平盛衰記義経院參の條に、蝶の圖の直垂に紫革緒の小脇は武藏國住人河越太郎重頼が子息に小太郎重房生年十六歳と云ふと見えたり、

コラ 子良 伊勢大神宮に奉仕する少女を云ふ、神樂、又御饌調進の事を掌る、俗に子良子とも 御子良子とも云ふ、其父を大物忌父と稱す、延喜式に物忌九人（童男一人、童女八人）父九人とあれば、この物忌は後の子良なるべし、子良の字は、四宮記伊勢使の條に子良三人とある如きを始めとす、多くは度會氏人の女兒、月經未通の者を撰び奏聞を經て勅許を聚りてこの職に居へ、經通るを以て任限とすと云ふ、其間宮を出でず、二十二社註式によれば、内宮には子良十人（童三人、女七人）外宮には子良四人ありしこと見えたり（神道名目類聚抄、儀制令、五鈴遠響、伊勢名所圖會）

コラウチユウ 御老中 老中（ラウヂユウ）を見よ、

コラノコ 子良子 「コラ」を見よ、

コラノタチ 子良館 伊勢神宮にて神供を奉る殿舎いふ、俗に神樂所と稱す、神宮の境内木柴垣の北、北の鳥居の左傍に在り（五鈴遠響）

ゴランバコ 御覧箱 「ウンパコ」を見よ、

コリ 垢離 御そぎする事、又こりをかくともこりをとるともいふ、古事記傳に、許理は川俣の約なり、垢離の字みかくに非なり云々、儀制令に、無位義経に、水能洗二垢穢一と見えたり、されどこりは香の義、柳氏の香水より出たる訓なるべし、かくもかくるの略語にやと云へり、後鳥羽院熊野御幸記に、臨時水をかきて以二景義一令レ懸ム、又依レ有二所思一取二潮垢離一かく、是臨時之事也云々、著聞集神祇の條に、こりの水を編りといへりけれど云々とあり、

コリウ 古流 松慶寺安藤凉宇の創めたる生花の流派、初め壁雲齋師より出たりと云へど、傳統詳かならず、相阿彌より谷川延芳、谷川延林、春木三慶に傳へ、其門人安藤凉宇に至り、始めて此名を起せり、「イケバナ」參看、

ゴリウギ 御流義 柳生流の剣術を稱していふ別名、柳生氏は代々徳川將軍の剣術師範家たるを以て此名あり（ヤギフリウ參照）（撃劍叢話）

ゴリン 五輪 天空にて地水火風空をいふ、唐土にていふ五行のこと、また卒塔婆五重の石にて築き、この五輪に象りたるものをいふ、而して卒塔婆の一なる五輪は、其形最頂を如意珠形と爲し、高さ凡そ六寸、空に象り、次を半月とし、高さ凡そ七寸、風に象り、次を三角とし、高さ凡そ七寸、火を象り、次を圓形とし、高さ凡そ九寸、水を象り、次を方とし、高さ凡そ一尺、地に象る、文字は水を象りたる圓形の石面に梵文一字を刻し、地に象りたる方形の置石へは年號其他を刻みたり、此樣式の卒部塔の發端に行はれしは、何時代たるか詳かにせずと雖も、帝陵に就きて之を見れば、先帝天皇の陵をはじめとし、冷泉高倉の諸天皇みな此種の卒部塔を置きたり、此

等の内には、後世の追建もあるべきなれば、強に論定すべからずと雖も、八木柴三郎氏の説によれば、源平時代に始りて鎌倉時代、最も盛んに行はれしが如しといへり、蓋し室町時代に入りて、宝篋印塔の行はれ、平安朝時代に多宝塔の行はれしより考ふれば、八木氏の説聚くは従うべきに似たり(増補標語集覧、考古便覧)過多(ハカ)及び同条の関を併せ見るべし。

ゴリヤウエ　御霊会　祇園御霊会(ギヲンノゴリヤウエ)を見よ。

ゴリヤウエ　御霊会　名所　八所御霊宮上下二社の祭を云ふ、(上は京極西出雲寺北、下は京極大炊御門北に在り、吉備大臣、崇道天皇、伊予親王、藤原夫人、藤大夫恵瞰、橘大夫逸勢、文大夫宮田麻呂、火雷天神を祀る)是皆謀叛を起して志遂げざる者或は怨を含める人の霊を和める為なりと云ふ、祇園御霊会とは別なり　祇園御霊　祇園社に神饌菓物を奉り律師を延きて講師となし、金光明経一部、般若心経六巻を読かしめ、雅楽寮の伶人楽をなし、天皇近侍の児童を以て舞人となし、雑伎散楽競ひて其能をつくす、此日宣旨ありて神泉苑の四門を開き、都邑の人をして出入縦観せしめられたり　祇園御霊　清和天皇貞観五年五月二十日天下疫病流行し百姓隣るもの多きにより御霊会を修められしを始とす、同七年六月十四日、この日京畿七道諸人の事を御霊会に寄せて私に走馬を楽め走馬騎射するを禁ず。土御門天皇建永元年八月二十一日御霊と称し辻祭あり、四條天皇寛喜四年八月十九日御霊会あり将軍藤原頼経の見物あり、後ち中絶せしが、後土御門天皇明應七年八月十八日再興せられ座に行はせられたり(三代実録、橘談治要、明月記、吾妻鏡、親長記、日次紀事)

ゴリヤウノ・ジンジヤ　御霊神社　所在地

上下二社あり(一)上御霊社は山城国京都市上京区鞍馬口通御霊町、昔時は京極西)(二)下御霊社に同寺町通丸太町南(昔時は京極大炊御門の北)所在(二)上社本殿に吉備真備、崇道天皇、伊豫親王、藤原吉子、藤原広嗣、橘逸勢、文室宮田麻呂、火雷天神、相殿に小倉宝起、小倉公連、興侍小倉、利部大輔季伴、若宮に菅原利子、(二)下社本殿は上社に同じ、相殿藤元天皇、後二条天皇、怨魂厲々災害を起すを以て、藤原基経に勅し、御霊会(「ゴリヤウエ」参看)を神泉苑に修す、二十一日御霊と称し辻祭あり、四條天皇寛喜四年八月十九日御霊会あり将軍藤原頼経の見物あり、後ち中絶せしが、後土御門天皇明應七年八月十八日再興せられ座に行はせられたり(三代実録、橘談治要、明月記、吾妻鏡、親長記、日次紀事)

ゴリヤウノ・ジンジヤ　御霊神社　所在地

以て、屢〻棲を異たるが故の名なり、按ずるに、石器時代住民に關しては二說あり、一は小金井博士がアイヌ族なりと主張するもの、一は坪井理學博士がコロボックル族なりと主張するものにて、未だ定論を見ざるに似たり、而して坪井博士の說は、今日一般に行はるゝが故に、暫く之に從て其大要を擧ぐ、もし詳細の事を知ちんとせば、東京人類學會雜誌所載の各論、並に小金井博士の「日本石器時代の住民」に就きて見るべし、日本石器時代人民は幾種族なりしかは、容易に知る事能はざれども、北海道と本州の大部分とに、分布棲息せしものは一種族たりし事、種々の點に於て遺物の一致するを以て知るを得、換言すれば嘗る一種族の石器時代人民、日本の大部分に遍じて生存し居りしなり、而して此主要なる石器時代人民は何者なりしかを考ふるに、我々日本人の祖先ならざる事は、遺物及び遺跡發見の人骨の對照に由りて知るを得べく、またアイヌの祖先ならざる事も、骨骼及び風俗の比較に由りて知るを得べし、此人民に關する史傳口碑は、日本人の間には存する事なしと雖も、アイヌの間には、諸部落に於て幾分か寃存したり、今其要點を擧ぐれば、昔アイヌの日本本州より北海道の地に移り來りし時、既にアイヌに先ちて此地に蟠踞無き人民種息し、住居は竪穴にして、屋根は主として蕨の葉を以て葺き、石製の利器、土製の鍋椀を使用したり、彼等は始めアイヌと平和の交際を爲し物品交換を行ひ居りしが、後十勝の地に於て爭ひを生じ、アイヌに接近して住するを厭ひ、同類相率ゐて漸次北の方に移り住けり、彼等は一種輕き物質を以て造れる舟を有し、陸上にては之を荷ひて歩み、水上にては之を浮べて乘れり、アイヌ女子の入れ墨は彼等の女子の風を學びたるなりといふにあり、蓋し北海道先住者の稱呼に付きては、アイヌの與へたる幹名の他知るに由無しと雖も、アイヌは先住者を呼ぶに種々の名を以てしたれども、就中記憶し易く普音し易きはコロボックルと云ふ稱なり、アイヌ語に於て蕗の下の人の義、彼の地に産する大なる蕗の葉を以て屋根を葺きたるが故に此名有り（本州居住の者しコロボックルに最も好く似たる人民は何所に現存するかとの問ひに對しては、北亞米利加の北端及びグリーンランドと答ふるを得べし、是等の地方に住するエスキモー（自稱に聞へばインヌイト）の容貌風俗はアイヌ間の口碑と、古物遺跡とに由りて推測されたるコロボックルのものと誠に好く類似せり、コロボックルとエスキモーとの一致の點中特に趣味あるものを擧ぐれば、男子髭鬚無く女子と容貌を等うす、女子入れ墨を以て身を飾る、男子の眼は眥の部開く事短く、女子の眼は眥の部開く事長し、利器の原料としては石、及び獸骨獣牙の類を用ふ、小人形を造る、漁業に銛を用ふ、住居の數を搬り凹む、輕くして容ひ易き船を有する等とす、然れども相異の點も亦尠なからず、甲は種々の土器を造れども乙は更に造る事無し、甲は唐草の如く連續せる模樣を好めども乙は之を好まず、甲の製作品中には繪と名づくべきもの殆ど皆無なれども、乙の製作品中には其例決して稀ならず、甲は種々の織物編み物を有すれども乙は之を有せず、要するに此兩者の關係たるや約言すれば左の如し、エスキモーは殆ど好くコロボックルに似たる人民なり、然れども終ての點に於て同種なるにはあらず、未だエスキモーを以て純然たるコロボックルの後裔とは斷定すべからず、或はコロボックルと他種族と混交してエスキモーを生じたるかも知る

べからず、或は一大種族の一部、先づ分かれてエスキモーの本を作り、他部族が日本の地に入りてコロボックルの本を作りたるかも知るべからず、兩者關係の眞相果して如何なりしか未だ明言すること能はずと雖も、本州、北海道、其東北に横ほる諸島、北亞米利加の北端、グリーンランド、地理學的に連接して彼我交通の途有るを思へば、兩者の間に何等かの親密なる關係の存すべきは實に疑を容れざるなり、貝塚（カヒタク）並に其附圖參看（石器時代遺跡要領）

コロモガハノサク　衣川柵　陸中國

膽澤郡衣川村大字下衣川に書址あり（地圖）源頼義第一征武天皇延暦八年親ら之を征せし時、征東將軍の牙狀に、從三位道嶋宿禰嶋足、鎭守副將軍外從五位下勳五等安倍猨毛人、軍監正六位上紀脚古麻呂、同年十月廿一日」とあれば、此の頃既に兵士の居住ありしこと明なり、然れども其詳細かならず、其後ち安倍貞任拠きて居城とす、康平中叛して貢租を納めず、源頼義之を討ずれども破れず、五年九月清原武則の援兵を得て、貞任を破り遂に衣川關を陷れたり、後ち荒廢したること吾妻鏡に委しく見えたり、同書文治五年九月二十七日の條に、「二品屆二營安倍猨時ハ本名經義也」衣河道跡一給、郭土空殘、秋草繁兮數十町、礎石何在、舊苔埋兮百餘年、領時淳領國郡之吉、點二此所一、稱二家屋一男子者、井殿官屬、黒澤尻五郎正任、白鳥八郎行任等也、女子者有二一乃末陪、中二一乃末陪、一二一乃末陪也、已上八人男女子宅並二東縁一舊從等屋關門、四男於二白河關一給二十餘日行程一東縁於外濱一、又十餘日、當二北中央一遠開二關門一、名曰二衣關一、宛如二海谷一、左鄰二高山一、右隣二長途一南北同遠二峯巒一、産業亦然、海陸、三十餘里之際、重疊植樹樹二重一、于四五月一殘雪無一消、防禦動形猶二疏有一、洗河二前落一、于南一是北上河也、衣河自二北流一、降而

コロモガハノタチ　衣川館　陸中國

磐井郡平泉村に舊址あり（地圖）源頼義第一征武詳かならず、奥部少輔藤原基成陸奥に流されしも、後ち源義經藤原秀衡基成をして衣河館に居らしむ、文治五年閏四月三十日秀衡、在二彼貴館之間一云々、頼朝、義經追討の爲に、今日於二陸奥國一、秀衡已下出羽、凡官領小松權、成通（貞任後見）、經俊、重任、重頼、重成（貞任後見）、經俊、重任、重頼、重成（貞任後見）、經俊、重任、重頼、重成

るあり、熊野社よりは烏跡（烏七十五隻を以て文字を書す、烏は熊野の神使なりと信ぜらる）を用ひ、熊野御寶印と書したるあり、なほ此外單に牛王寶印、牛王寶印など記したる物及び其他諸種あり、また永萬二月堂よりは上のごとき印文を認めて出したることありといへり、なほ其多くは木版にて印刷したるものに係る、肉筆を用ひたるものもなきにあらざれども、極めて稀なり、また牛王を出したる寺社にありては、之を以て最なる收入と爲す（起請雷同）源平盛衰記建久元年正月廿五日の條に、熊野の牛王の裏に、起請文を書き進すとあるは、蓋し書に見えたるはじめなるべし、當來引つゞきて諸書に見え、近代まで行はれたり、而して牛王本來の性質は國家の鎭災、眞民の除疫の爲めに出したる符印即ち守り札なりしが、いつの頃よりか之に起請文を認むるの風を生じ（遡ぐれば平安朝の末よりなるべし）、殊に熊野社のそれのごときは盛んに武人間の起請文に用ひられ、後世に至りては起請文は牛王に認むべきものなりと信ぜらるゝに至りしと雖も、猶其主眼たる神符としても行はれ、地方によりては、或は之を門戸に貼付し、或は神壇佛壇に祭る等のこともありき、而して起請文も干嚇したることは、ふキツヤウモンの條に述べたれば、其條に就きて、本文並に增圖參看（和漢三才圖會、高野山文書、眞文錄記、坂東觀音靈場記、日本宗教風俗志）

ゴワウノジンジヤ　護王神社　（新撰陵山城國葛郡市上京區鞍馬口町○鳴今別格官幣社列格神社和氣清麿（ヘワキノキヨマロ）參看）（地圖第四部第四圖鎭座の原由錄月共に詳かならず、傳へ云ふ、高雄山神護國祚寺の鎭守社より正五位下文野女王延喜式、神野郡戰、中右記、西宮記、賀茂大神宮記、和

サアラヲサリモン　（ンこを見よ、

サアヤ　紗綾　織物の名、約めて「サヤ」ともいふ、綾に似て、機樣に稻妻、菱亂など、種々の形を浮き織にしたるものなり、元文三年京都の織工（織工は兵衛、吉兵衛の兩人なりと、上野の桐生に來りて好絹を製するの法を傳ふ、時人これを紗綾絹といふ、當後桐生の織工絹を製するや殿し、悉皆紗綾絹を製す、是れより後桐生の織業益月に盛なりと云へり（工藝志料）

サイ　齋　齋戒（サイカイ）を見よ、

サイ　砦　（ンこを見よ

サイ井ン　齋院　（齋院）神祇官（ヂングキクワン）

宮殿に在るを以て、一に業野院と稱し、有栖川の側に在るより又有栖川とも云ふ（地圖第四部第四圖天皇卽位の年、自ら王の旅せざるものを選び、卜定して賀茂齋王を爲す、若し內親王なき時は、ヲに女王を選び定む、卜定前に舉れば、使を遣して命を齋王に傳へ、又賀茂に奉告す、當後宮殿に至る迄、齋王の居所に質木を立て、注連を引き、不淨佛事を禁ず、次に齋院內の個所を卜して齋王の居所となす、之を初齋院と稱す、所用雜め廣地を點定して之を奏す、卽日齋王車に駕し到る正して個所に至り、河流に臨み禊を行ふ、其後初齋院に入るや、晩內を減除し、大殿祭御弊祭等あり、初齋院に一定せず、後一條天皇の時には、右近衛府を用ふ、其後近衛府、大膳職等を用ひし事あり、初齋院にて三年間（此間月例の外に齋院に入りて賀茂大神を遙拜す）祓齋終りて後、四月上旬吉日を選びて野宮の齋院に入る、當日齋王輿にて個所に向ふ、勅使大納言以下多く供奉し、儀衛盛なり、齋帶りて後、齋院に大殿祭等の事あり、個所は仁明天皇承和二年鴨河にて行ひしより、後に此河に於てする例となる、この月賀茂祭あり、齋王上下輔此に參向して祭事に供奉す、又相嘗祭も親ら行ふ、臨時祭には預らず○齋王の年齡は、幼なるは二三歲、長ずしは二十八九歲なるあり、幼稚なる人も尙ほ成人の服を着けて奉侍す、若し斯緖の時には乳母代りて勤む、解職は使を遣して開此に告ぐる事、卜定の儀の如し、其後齋王本院を出で近江國辛崎に至りて禊を修し、後京都に入る（地圖別圖第一）峨峨天皇の代、平城上皇復辟を謀り給ふにより、天皇密に賀茂大神に新嘗して皇女を以て承事せしめんと嘗ひ給ふ、事平ぎて弘仁元年皇女有智子內親王なして個に齋奉記せしむ、齋院此に始まる、本朝月令年中行事秘抄等に個武天皇延曆十二年

とす、當後歷朝相承け、登極の初めには、必ず皇女又は皇孫女を遣して奉祀せしめたりと云ふ、後鳥羽天皇

【齋院略譜表】（本表は田邊勝哉氏が主として齋院記類に據りて增訂編成せしものに係る）

御名	御父	卽位の時	退下の時日及在任年數	薨去の時日
有智子內親王	嵯峨天皇（第二皇女）	弘仁元、（四歲）	天長八、十二（廿二年）	承和十四、十、二十（五十六歲）
粹子內親王	仁明天皇	天長八、十二、八、		貞觀八、六、十六、薨
高子內親王	（仁明天皇（時子內親王妹））	天長十、三、廿六、	嘉祥三、七、九、	元慶六、四、九、薨
能子內親王	文德天皇（第二皇女）	嘉祥三、七、九、	天安元、二、廿八（八年）	寬平九、十一、廿一、薨
述子內親王	文德天皇（慧子內親王妹）	天安元、二、	貞觀元、十、五、	元慶三、閏十、五、薨
儀子內親王	文德天皇（慧子內親王妹）	貞觀元、十、五、	元慶元、二、十七、	延長八、正、十三、薨
敎子內親王	清和天皇	元慶元、二、十七、	元慶六、四、九、	延喜三、十二、五、薨
穆子內親王	光孝天皇	元慶六、四、九、	寬平元、三、六、	元慶五、正、六、薨
直子女王	四品中務卿惟彥親王	寬平元、三、六、		寬平九、十一、廿一、薨
君子內親王	宇多天皇（第三皇女）	寬平五、三、	延喜三、二、十九（二歲）	延喜十五、五、四（十三年）
悉子內親王	醍醐天皇（第三皇女）	延喜三、二、十九（二歲）	延喜十五、七、十九（十四歲）	延喜二十一、二、二十五（四歲）
宣子內親王	醍醐天皇（第二皇女）	延喜十五、七、十九（十四歲）	延長八、九、二十九（十年）	天元三、正、十九、薨
韶子內親王	醍醐天皇（第十五皇女）	延喜二十一、二、二十五（四歲）	承平元、十二、二十五（二十九歲）	安和二、九、十一、薨
統子內親王	醍醐天皇（韶子內親王妹）	承平元、十二、二十五（二十九歲）	康保四、五、（三十七年）	天延三、四、三（八年）
尊子內親王	冷泉天皇（第二皇女）	康保四、五、（三十七年）	安和元、七、一（三歲）	長元四、九、二十二（五十七年）
選子內親王	村上天皇（第十一皇女）	安和元、七、一（三歲）	天延三、六、二十五（十二歲）	長元九、四、十七（六年）
馨子內親王	後一條天皇（第二皇女）	長元四、十二、十六（三歲）	長元九、十一、二十八（五歲）	寬德二、正、十六（十年）
娟子內親王	後朱雀天皇（第二皇女）	長元九、十一、二十八（五歲）	寬德二、正、十六（十年）	康平元、九、十三、薨
嚴子內親王	後朱雀天皇（第四皇女）	寬德二、正、十六（十年）	永承元、三、二十四（八歲）	永長元、九、十三、薨

事始、古事類苑神祇部）齋院の人名等を示せば左の如し、

御名	御父	御母	譲院卜定の時日及年齢	退下の時日及在任年数	崩薨の時日
正子内親王	後朱雀天皇(第五皇女)	女御従二位藤原延子	康平元、六、二十七(十四歳)	延久元、七、二十七(十二年)	永久二、八、二十、薨
佳子内親王	後三條天皇(第四皇女)	贈皇太后(女御)藤原茂子	延久元、十、二十八(十三歳)	延久四、七、六(四年)	大治五、七、二十五、薨
篤子内親王	後三條天皇(第五皇女)	贈皇太后(女御)藤原茂子 陽明門院養女	延久元、三、十一(十四歳)	延久五、五、七(祓齋二月)	永久二、十、一、薨
齊子女王	小一條院第九皇子(第五王女)	源氏(下野守従五位下政隆女)	承保元、十二、八、	寛治三、六、二十八(十二歳)	康和元、六、二十(十一年)
令子内親王	白河天皇(第三皇女)	贈皇太后(中宮)藤原賢子	康和元、十、二十八(十九歳)	嘉承二、七、十九(九年)	天養元、四、二十一、崩
統子内親王	白河天皇(第四皇女)	贈皇太后(中宮)藤原賢子	康和元、十、二十八(十九歳)	嘉承二、七、十九(九年)	保元元、正、五、薨
官子内親王	白河天皇(第五皇女)	掌侍源盛子	天仁元、十二、月、		
禧子内親王	堀河天皇(第一皇女)	典侍仁子女王	保安四、八、二十五(二十五歳)	大治元、七、二十五(四年)	應保二、十一、三、薨
上西門院統子内親王(初名惇子)	鳥羽天皇(第二皇女)	待賢門院(中宮)藤原璋子	大治二、四、六(二歳)	長承元、六、二十九(六年)	文治五、七、二十、崩
暲子内親王	鳥羽天皇(第一皇女)	待賢門院(中宮)藤原璋子	長承元、十一、二十五(十一歳)	長承二、九、二(潔齋二年)	長承二、十、十、薨
恰子内親王	輔仁親王 後白河天皇猶子	源氏(従三位大藏卿行宗女)	長承二、十二、二十一、	平治元、閏五、十九(二十七年)	
式子内親王	後白河天皇(第三皇女)	従三位藤原成子	平治元、十、二十五、	嘉應元、七、二十六(十一年)	建仁元、閏二、廿二、薨
僖子内親王	二條天皇(第一皇女)	中原氏(大外記師元女)	嘉應元、十、二十八(十一歳)	承安元、二、二十二(潔齋三年)	嘉應三、二、二十九、薨
頌子内親王	鳥羽天皇(第七皇女)	藤原氏(従一位左大臣實能女)	承安元、六、二十八(二十七歳)	承安元、八、十四(潔齋三月)	承元二、九、十八、薨
坊門院範子内親王	高倉天皇(第二皇女)	藤原氏(中納言正二位信隆一女)	治承二、六、二十七(二歳)	養和元、正、十四(四年)	承元四、四、十二、崩
嘉陽門院鞱子内親王	後鳥羽天皇(第三皇女)	藤原氏(内大臣正二位信清二女)	元久元、六、二十三(五歳)	建暦二、九、四(九年)	文永十、八、二、薨

サイ井ンシ　女院司　別項参照

女院一切の事を處理す、「イツキノミヤノツカサ」とも訓む、職員は長官一人従五位下、次官一人従六位上、判官一人従七位上、主典二人従八位下、史生二人、後世勅別當を置き庶事を總掌す、勅別當は別勅を以て補する所にして、固と親王家の家司の長官なりしが、位階院司長官の上にあるを以て全職を越るに至れり、延喜の制

はる、毎寺四月八日、七月十五日齋を設けて永式と爲す、後世に至り、臨時に行はる、齋會には、必しも此日を用ひずといふ、「ミサイエ」參看(佛事志)

サイランジ　西園寺　別項参照

笠村宇大北山の西北隅、今の鹿苑寺の地は卽ち其舊址なり○又北山堂とも云ふ　起原沿革　太政大臣西園寺公經之を創立す、元仁元年十二月成りて供養を行ふ、北白河院安嘉門院等臨御あらせらる、猶增鏡內野雪の巻に「故公經のおほきおとゞ、其のかみ夢見給へることありて、源氏の中將わらはやみまじなひ給ひし、北山のほとりに、世にしらずゆゝしき法堂を建てゝ、名をば西園寺と云ふめり、この所は佰三位資仲の領なりしを、尾張の國松枝と云ふ庄に換へ給ひてけり、もとは田畑など多くて、ひたぶるに田舍めきたりしを、更にうちかへしつゞりて、艷なる圖につくりなし、山のたゝずまひ水ふかく、池の心ゆたかに、わだつみをたゝへ、緑より落つる瀧のひゞきも實に涙催しぬべく、心ぜばき所のさまなり、水堂は西園寺、本尊の如來は就にたへなる御姿、左右もかくやと、いつくしう顯され給へり、又ぜむみやく院は藥師、功德寶院は地藏菩薩にておはす、池のほとりに妙音堂、瀧のもとには不動尊、この不動は、津の國より生身の明王、其の袈笠は、寶藏にこめて、まし歩みておはしたりき、其の袈笠は、寶藏にこめて、三十三年に一度出さるとぞうけたまはる、石橋の上には五大堂、成就心院と云ふは、愛染王座ささねど絲法とり行はせらる、供僧も紅梅の衣、袈裟數珠の糸まで、同じ色にて侍るめり、又法水院、無量光院、とかやとて、衆遊のけしき、鋼院如來、二十五の菩薩、虚空に顯じ給へる御姿し侍るめり、北の庭殿にぞ、おとゞは住み給ふ、還れる山のときは水どもいとふり

たるに、なつかしき程の若木の櫻など、植ゑ渡すと立て大臣うそぶき給ひけり云々とあるにて、西園寺の宏大壯麗なりしを知るべし、子孫代々傳領すべし、元弘建武の際西園氏の衰ふると共に衰頽す、文和三年室町に移り、天正十八年今の上京區高徳町に移ると云ふ、今淨土宗智恩院末に屬し、寶龍山と號す、舊址は鹿苑寺を建つ(山城名勝志、平安通志)

西園寺氏　姓は藤原、七

清華の一、九條右大臣師輔の十男太政大臣公孝の玄孫三條權大納言公實の四男大宮權中納言通季より出づ、通季の曾孫公經、山城國葛野郡北山莊に堂宇を建立す、後て西園寺殿と號す、子孫因て氏となす、清華に列す、極官太政大臣大將に至る、華族に列し、侯爵を傳ふ、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる(拾芥抄、華卑分脈、公卿補任、華族譜)○通季——公通——實宗——公經——實氏——公相

- 實兼——公衡——實衡——公宗——實俊——公永
- 實永——公名——實遠——公藤——實宣——公朝
- 實益——公益——實晴——公途——實輔——致季
- 公晃——實季——公潔——師季——公望

サイランジキンアキラ　西園寺公晃

名號　世に今出川前右大臣と稱す　系統　正和五年十月內大臣に轉じ、尋で辭す、元應元年六月右大臣に轉じ、尋で辭す、元徳三年二月八日薨ず、年四十八(公卿補任、大臣補任、尊卑分脈)

サイランジキントモ　西園寺公朝

名號　慈光院と號す　系統　實宣の男、妣は實雄の女　事蹟　元文二年正月內大臣となり、二十三年四月右大臣に轉じ、弘治三年九月左大臣に轉ず、天正四年三月に薨じ、十八年六月二十二日薨ず、年七十六

大臣となり、同六年五月辭す、明和七年八月二十一日薨ず、年六十九(公卿補任、大臣補任)

サイランジキンシゲ　西園寺公重

名號　世に竹林院前內大臣と稱す　系統　實衡の二男　事蹟　眞和五年九月內大臣に任じ、慶應二年四月辭す、貞治六年薨ず、年五十一(公卿補任、大臣補任)

サイランジキンスケ　西園寺公相

名號　世に冷泉前太政大臣、又は今出川と稱す　系統　實氏の二男、母は家女房　事蹟　貞應二年に生れ、嘉祿元年正月叙爵、建長四年十一月內大臣に累進し、六年十一月右大臣に轉じ、正嘉元年十一月右大臣を辭す、三年十一月左大臣に任じ、弘長元年十二月太政大臣に轉じ、二年に辭す、文永四年十月十二日薨ず、年四十五(公卿補任、大臣補任、尊卑分脈)

サイランジキンツネ　西園寺公經

名號　世に一條と號し、又鏡檜大將といふ、西園寺入道前太政大臣とも稱せらる、法名覺空　系統　實宗の二男、母は藤原基家の女　事蹟　承安元年に生る、養元元年正二位權大納言に累進す、其妻は源頼朝の舅夫藤原能保の女、因て公經勢を恃み驕恣甚だし、後鳥羽上皇怒りて朝參を停む、源實朝敎護漸く解く、承久三年上皇鎌倉北條氏を討んとし給ふ、公經之を京師守護伊賀光季に告げ事遂に敗る、後堀河天皇踏位、內大臣に任じ、貞應元年入道一位太政大臣に擧す、翌年之を辭し、寛喜三年十二月薨ず、寛元二年八月二十九日薨ず、年七十四(公卿補任、大日本史)

サイランジキントモ　西園寺公朝

名號　慈光院と號す　系統　實宣の男、妣は實雄の女　事蹟　天文二十二年正月內大臣となり、二十三年四月右大臣に轉じ、弘治三年九月左大臣に轉ず、天正四年三月に薨じ、十八年六月二十二日薨ず、年七十六

サイ井ンノミカド　西院帝　淳和天皇を稱す

サイエ　齋會　古來多くの僧尼を集めて、讀經供養する法會をいふ、推古天皇十四年始めて之を行

（公卿補任、大臣補任）

サイランジキンナ　西園寺公名　名誉職　後親音寺と號す　系統職　寛永の男、母は藤原基親の女　職歴　永享十年九月内大臣に累進し、嘉吉元年十一月辭す、康正元年六月太政大臣に任じ、三年八月出家、年四十八（公卿補任、大臣補任）

サイランジキンヒラ　西園寺公衡　名誉職　世に竹林院入道前左大臣と號す、又竹中と號す、法名靜證　系統職　實兼の男、母は内大臣雖成の女　職歴　永仁六年六月内大臣に、正安元年四月右大臣に轉ず、同年十二月右大臣を辭す、延慶二年三月左大臣と爲る、尋で辭す、應長元年八月出家、正和四年九月二十五日薨ず、年五十二　著書　公衡公記、鎌倉時代關統攷立、及び公武關係の當大事件を考辨するに最も重要の史料たり（公卿補任、大臣補任）

サイランジキンフヂ　西園寺公藤　名誉職　得生院と號す　系統職　實晴の男　職歴　文龜元年三月内大臣に累進し、永正三年二月右大臣と爲り、同四年三月辭す、同九年六月十九日薨ず、年五十八（公卿補任、大臣補任）

サイランジキンマス　西園寺公益　名誉職　真空院と號す　系統職　實永八年十二月内大臣に任じ、九年正月之を辭す、十七年二月十七日薨ず、年五十九（公卿補任、大臣補任）

サイランジキンモト　西園寺公基　名誉職　世に京極前右大臣、又は萬里小路と號す　系統職　實氏の長男、公相の兄　職歴　應長六年十二月内大臣に累進し、康元二年十一月右大臣に轉じ、正嘉二年十月辭す、文永十一年十二月四日薨ず、年五十五（公卿補任、大臣補任）

サイランジサネウヂ　西園寺實氏　名誉職　世に常盤井入道と號す、又冷泉とも稱す、法名實空　系統職　公經の長男、母は中納言能保の女　職歴　大文四年十二月内大臣に累進し、六年十二月左大臣に轉じ、九年十二月辭す、十年九月十二日薨ず、年四十六（大臣補任、公卿補任）

サイランジサネカネ　西園寺實兼　名誉職　後西園寺入道相國と號す、法名空性　系統職　公相の長男、母は大外記師朝の女　職歴　建長二年十月内大臣に累進し、三年正月辭す、同四年十二月太政大臣に任じ、五年十二月太政大臣を辭す、正嘉二年九月十日薨ず、年七十六、實氏和歌を善くし藤原爲家之を稱す（公卿補任、大日本史）

サイランジサネヒラ　西園寺公衡　名誉職　大懸院入道前左大臣と號す、又竹中と號す、法名靜證　系統職　實兼の男、母は内大臣雖成の女　職歴　永仁六年六月内大臣に、正安元年四月右大臣に轉ず、同年十二月右大臣を辭す、延慶二年三月左大臣と爲る、尋で辭す、應長元年八月出家、正和四年九月二十五日薨ず、年五十二　著書　公衡公記、鎌倉時代關統攷立、及び公武關係の當大事件を考辨するに最も重要の史料たり（公卿補任、大臣補任）

サイランジサネトシ　西園寺實俊　名誉職　得生院と號す　系統職　公宗の男　職歴　文龜元年三月内大臣に累進し、永正三年二月右大臣と爲り、同四年三月辭す、同九年六月十九日薨ず、年五十八（公卿補任、大臣補任）

サイランジサネトホ　西園寺實遠　名誉職　竹林院と號す　系統職　公名の男　職歴　寛永八年十二月内大臣に任じ、九年正月之を辭す、十七年二月十七日薨ず、年五十九（公卿補任、大臣補任）

サイランジサネナガ　西園寺實永　名誉職　世に廣壽院と號す　系統職　實遠の男　職歴　永二十六年十二月右大臣に累進し、同二十七年閏正月左大臣に轉じ、同年三月辭す、永享三年十月九日薨ず、年五十五（公卿補任、大臣補任）

サイランジサネトシ　西園寺實俊　名誉職　世に後常盤井入道と號す、又冷泉とも稱す　系統職　實名の女　職歴　貞治三年三月内大臣に累進し、六年に辭す、康暦元年六月七日薨ず、年七十六、實氏和歌を善くし藤原爲家之を稱す（公卿補任、大臣補任）

サイランジサネカネ　西園寺實兼　名誉職　後西園寺入道相國と號す、法名空性　系統職　公相の長男、母は大外記師朝の女　職歴　建長二年十月内大臣に累進し、三年正月辭す、同四年十二月太政大臣に任じ、五年十二月太政大臣を辭す、正嘉二年九月十日薨ず、年七十六、實氏和歌を善くし藤原爲家之を稱す（公卿補任、大日本史）

サイランジサネナガ　西園寺實永　名誉職　世に廣壽院と號す　系統職　實遠の男　職歴　永二十六年十二月右大臣に累進し、同二十七年閏正月左大臣に轉じ、同年三月辭す、永享三年十月九日薨ず、年五十五（公卿補任、大臣補任）

サイランジサネトシ　西園寺實俊　名誉職　世に後常盤井入道と號す、又冷泉とも稱す　系統職　實名の女　職歴　貞治三年三月内大臣に累進し、五年八月右大臣に轉じ、六年に辭す、康暦元年六月七日薨ず、年七十六、實氏和歌を善くし藤原爲家之を稱す（公卿補任、大日本史）

サイランジサネカネ　西園寺實兼　名誉職　後西園寺入道相國と號す、法名空性　系統職　公相の長男、母は大外記師朝の女　職歴　建長二年十月内大臣に累進し、三年正月辭す、同四年十二月太政大臣に任じ、五年十二月太政大臣を辭す、正嘉二年九月十日薨ず、年七十六、實氏和歌を善くし藤原爲家之を稱す（公卿補任、大日本史）

サイランジサネナガ　西園寺實永　名誉職　世に廣壽院と號す　系統職　實遠の男　職歴　永二十六年十二月右大臣に累進し、同二十七年閏正月左大臣に轉じ、同年三月辭す、永享三年十月九日薨ず、年五十五（公卿補任、大臣補任）

サイランジサネトシ　西園寺實俊　名誉職　世に後常盤井入道と號す、又冷泉とも稱す　系統職　實名の女　職歴　貞治三年三月内大臣に累進し、五年八月右大臣に轉じ、六年に辭す、康暦元年六月七日薨ず、年七十六、實氏和歌を善くし藤原爲家之を稱す（公卿補任、大日本史）

サイランジサネカネ　西園寺實兼　名誉職　後西園寺入道相國と號す、法名空性　系統職　公相の長男、母は大外記師朝の女　職歴　建長二年十月内大臣に累進し、三年正月辭す、同四年十二月太政大臣に任じ、五年十二月太政大臣を辭す、正嘉二年九月十日薨ず、年七十六、實氏和歌を善くし藤原爲家之を稱す（公卿補任、大日本史）

サイランジサネトシ　西園寺實俊　名誉職　得生院と號す　系統職　實兼の男　職歴　文龜元年三月内大臣に累進し、永正三年二月右大臣と爲り、同四年三月辭す、同九年六月十九日薨ず、年五十八（公卿補任、大臣補任）

サイランジサネトホ　西園寺實遠　名誉職　竹林院と號す　系統職　公名の男　職歴　寛永八年十二月内大臣に任じ、九年正月之を辭す、十七年二月十七日薨ず、年五十九（公卿補任、大臣補任）

サイランジサネナガ　西園寺實永　名誉職　世に廣壽院と號す　系統職　實遠の男　職歴　永二十六年十二月右大臣に累進し、同二十七年閏正月左大臣に轉じ、同年三月辭す、永享三年十月九日薨ず、年五十五（公卿補任、大臣補任）

サイランジサネノブ　西園寺實宣　名誉職　後親音寺と號す　系統職　公藤の男　職歴　文四年十二月内大臣に累進し、六年十二月左大臣に轉じ、九年十二月辭す、十年九月十二日薨ず、年四十六（大臣補任、公卿補任）

サイランジサネハル　西園寺實晴　名誉職　大懸院入道と號す、法名性永　系統職　公益の男　職歴　慶安二年十二月内大臣に任じ、累進し、同三年に罷む、承歴三年六月右大臣に任じ、尋で辭す、寛文七年四月左大臣と爲り、從一位に進む、八年五月また辭す、十二年十四日出家、十三年正月十一日薨ず、年七十三、實晴性靜寡を好み、又書を善くす、屢々佛祖の像を畫くといふ（公卿補任、大臣補任、扶桑名畫傳）

サイランジサネヒラ　西園寺實衡　名誉職　世に今出川前内大臣と號す、又竹中殿ともいふ　系統職　公衡の男、母は權大納言經任の女　職歴　正中元年四月内大臣に累進し、嘉暦元年十月辭す、同年十一月十八日薨ず、年二十九（尊卑分脈、公卿補任、大臣補任）

サイランジサネマス　西園寺實益　名誉職　一眞院と號す　系統職　實兼の孫　職歴　正十九年正月内大臣に累進し、元和四年十一月薨む、六年八月右大臣と爲り、翌年正月辭す、寛永九年三月十二日薨ず、年七十三（公卿補任、大臣補任）

サイランジサネムネ　西園寺實宗　名誉職　坊城前内大臣と號し、又大宮、五條ともいふ　系統職　公進の男、母は大藏卿通基の女　職歴　寛治八年に生る、久安四年正月叙爵、元久二年十二月内大臣に累進し、建永元年三月職を辭し、同年十一月出家、建保元年十一月九日薨ず、年六十九（尊卑分脈、大

臣補任）

サイランジスエヒラ　西園寺季衡　名誉職　世に大宮右大臣と號す、法名空眼　系統職　公衡の長男、母は家女房左馬頭光保の女　職歴　正應二年十二月叙爵、元弘元年二月内大臣に累進し、正慶元年十月右大臣に轉ず、同二年二月出家、年四十五（尊卑分脈、公卿補任、大臣補任）

サイランジミチスエ　西園寺通季　名誉職　大宮中納言と號す　系統職　西園寺氏の祖、從二位權大納言公賞の四男、母は藤原座方の女　光子　職歴　永仁六年正月内大臣に累進し、正安元年四月右大臣に轉じ、嘉元三年正月辭す、同年十月薨ず、年三十七（公卿補任、大臣補任）

サイランジムネスエ　西園寺致季　名誉職　關壽光院と號す　職歴　文保十三年七月内大臣に累進し、同月辭す、元文三年八月右大臣に任ず、同月また辭す、延享二年二月左大臣に任ず、きたのを辭す、寶暦六年七月四日薨ず、年七十四（公卿補任、大臣補任）

サイカイ　齋戒　身心を淸淨潔白にする事を云ふ、即ち神佛を祭る時、若干日沐浴し、飮食を愼み、觸れに觸ることを忌むなり、物忌とも齋とも云ふ、神齋と佛齋との二あり（一）神齋は、神代に伊弉諾命黃泉の穢に觸れて祓なし、後に海潮に入りて身を洗ひ、又素盞嗚命出雲に逐はれ、淸地に至り、吾心淸々之と云へるは、共に齋戒の始めとも云ふべし、文武天皇大寶元年散齋、致齋の制を立てたり、委しくはアライミ、マイミを見よ、（二）佛齋は、八齋戒を云ふ、即ち不殺生、不與取（不偸盜）、不婬、不妄語、不飮酒、不塗飾香油歌舞唱魂、不歌舞不觀聽、不坐高床高座、不過中食（不爲非時食）なり、前八支を關して、諸惡を生ぜしめざるなり、齋は中を過さず、八戒を以て齋法を助成し、共に相支持す、故に八支齋法とも云ふ、經疏云、齋謂齊也、齊二其意、卽八齋戒、俗所持放、棄疏云、齋謂齊也、齊二其意、或言淸也」と見えたり（古事類苑神祇部、佛敎いろは辭典）

サイカイダウ　西海道　本邦の四南に位し、筑前、筑後、豐前、豐後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩の九國、及び壹岐、對馬、琉球の三島より成る、上古筑紫と稱し、天孫降臨の四國に分つ、古事記に、筑紫島一面有二面四一每面有名、故筑紫國謂二白日別一、豐國謂二豐日別一、肥國謂二建日向日豐久土比泥別一、熊曾國謂二建日別一といへり、又神代紀に、西州、古事記に西偏、崇神紀に西道等の名目あれど、早に方位を示す名のみなり、景行天皇十七年日向國を定屬す、推古天皇の御宇、筑紫太宰を置き四國を總管す、文武天皇大寶元年始めて西海道を置き、筑前、筑後、豐前、豐後、肥前、肥後、日向七國及び壹岐對馬二島を管す、同二年薩摩國及び多禰島を置き、八國三島と爲す、元明天皇和銅六年大隅國を分置し、九國三島となす、淳和天皇天長元年九月多禰島を縣し、大隅に隸す、茲に於て九國二島を管す、仍て後世專ら九州と稱す、詳しくは、各國の條を參看すべし（國郡沿革考）

サイカウ　濟高　初め承俊聖德の二師に隨ひて密敎を學び、後ち聖寶に隨ひて奧祕を極む、延喜三年秋、醍醐天皇勅旨を建て、高に詔して落慶供養導師たらしむ、十年秋、勅して勤修寺を領ぜしむ、六年十二月東寺長者を司る、天慶四年、大僧都となる、六年中冬二十五日化す、歲九十一（本朝高僧傳）

サイガウサツ　西鄕札　名誉職　西南戰爭の時、賊軍が製造したる紙幣、實は寒冷紗にして二枚を合せ、心に紙を挾みて之を堅固にせり　起原沿革　明治十年四鄕擧兵の兵を鹿兒島に擧くるや、集まるもの約四萬人、各地に轉戰し、勢鋭なりと雖も、糧食彈藥の費を支ふるに由なく、遂に紙幣製造の事を案じ、凡そ三十萬圓を發行して、之に充つるの議を決しまづ薩佐土原藩士桑名豐等數人に命じて贋形を造らしめ、然る後ち熊野利秋總括となり、加世田工、池上四郎等工事を督し、日向國宮崎縣廳なる戰艦島に其局を設く、而して親しく製造の任に當れるものは、實に桑名豐なりき、然るに天氣晴ときは其乾き方不充分にして完全ならず、きりとて雨期を延ばすがごときは、冰狀の許さゞる所なるを以て、紙幣を中止して、更に情帶を製造する事に改めたり、遂で工場を廳瀨公文所に移し、每日二十五六人の職工を使用し、六月よりはじめ、八月、廳瀨の敗るゝに至るまで之に從事せしも、其全額は、いまだ三十萬圓に滿たざりきといへり、而して此の情帶、卽ち西鄕札は製造と共に徐々使用したりしが、十錢二十錢等の小額のものは、隆盛の名聲感望により、相當に通用せしと雖も、五圓十圓の如きに至りては、甚だ怪まれず、殊に敗報相繼で聞ゆるに及びては、信用全く地に落ちたり、然るに賊軍にては、其際に最も使用の必要を感じたるの時なれば、彼に之を使用せるを以

て、尭々聖價を損ずるのみならず、使用者の多くは、少額の物を購ひ、多額の紙幣を出して、釣り錢を求め、政府發行の貨幣紙幣と引き換へを强ひたるが故に、宮崎市中のみにても、商人の損害極めて多かりしといへり【補遺】錢差圓、五圓、壹圓、五十錢、二十錢、十錢の六種あり、十圓は淡黄色、五圓は紫色、一圓は淺黄、五十錢は淡黄、二十錢は黄、十錢は藍色にして、其模樣、文字の認め方等多少の變化あれども、概して表には「此札を以て諸上納に相用ひ不苦者也」通行三ケ年限」等の文字を認め、表には金高併に「官內通寶」の文字を刻し軍務所の印を捺したり、紙幣(シヘイ)の挿圖參看、

サイガウタカモリ　西鄕隆盛　名薩摩、幼字吉之助、南洲と號す、一時、翁地源宮、大島三右衞門と變名せり【補遺】鹿兒島に生る、幼にして豪放不羈、文政十年十二月藩主島津齊彬の嗣立するや、早くより藩主島津齊彬の近侍となりて其知遇を受け、後ち江戸に出で、諸名士の間に往來す、此時に當り、鎖港攘夷の論漸く喧しく、處士の橫議赤幟る盛んなり、而して將軍德川家定子なきが故に、德川家多く望を一橋慶喜に屬し以て其世子に擬す、隆盛夙に齊彬の旨を受けて慶喜を立てんとて、奔走勉むる處ありしも、紀伊慶福の入りて大統を嗣ぐに及びて全く失敗に歸せり、既にして水戸藩士等京都に入りて譯紳家に遊說し、所謂密勅下賜の事あるや、隆盛其謀議に與かる、大老井伊直弼以て國家の秩序を亂すものと爲し、水戸藩士等を捕へ、更に其事に關係ある志士を總ざんとするに及び、隆盛同志の僧月照等と共に逃れて本國に歸りしと雖も、當時薩藩は齊彬既に薨じて延封を襲ひ、其生父久光後見となり、政權を執り、公武合體の意見を抱きしを以て、隆盛等の主唱は藩論の容ざる所となりき、故に月照帶匿の事亦効を奏せず、茲に於て更に遁げて日向に赴かんとし、海を航するの時、月照と相擁して水に投ぜり、時に順風ありて舟の走る事箭のごとく、舟人等容易に手を下す能はざりしが、漸くして二人を援ひ隆盛は僅に蘇生したれども、月照は遂に死せり、時に安政五年十一月十六日なりき、而して薩藩に、幕府の嫌疑あらんことを慮り、隆盛を大島に流す、後ち赦されて國に歸るや、或は薩長連合の策を講じ、或は尊王討幕の謀を企て、名尊天下を駭せしが、就中勢力を有したるは薩長の二藩にして、薩は隆盛と大久保利通、長は木戸孝允、高杉晉作等により、代表せられ、其盲論は能く朝旨を動かすに足れり、慶應三年隆盛は同志と謀し、久光に說き、遂に十月十四日討幕の密勅を薩長の二藩に下賜せらるゝに至りしが、其日恰も將軍德川慶喜は上表して軍職を辭し、丸騎は五位之を用ひ、又辨官等年賀の時之を用ふ、四位も著用す、獨「イシノヤビ」を見よ(統率素雜、武家名目抄)

サイキンダウ　栄芳堂　遊戲具(イウエングワン)を見よ、

サイキヤウ　歲刑　陰陽道にて八將神の一、地神なり、和漢三才圖會に、按、歲刑之配當求參考也、向三此方「不可二種植一」とあり、

サイキヤウ　西京　山城國京都をいふ、東京に對しての稱(キヤウト)を見よ、

サイギヤウ　西行　佐藤義清(サトウヨシキヨ)を見よ、

サイキヨ　裁許　江戸時代訴訟上の屆濟、裁決元帥に補し、近衞都督を兼ね陸軍大將となり、威望天下に重し、後ち征韓論に關して、岩倉具視、木戸孝允と諮はず、同六年職を辭して故山に歸り、私學校を興して子弟を教育す、同十年賊軍の中原尙雄等鹿兒島に來れるの刺客となし、積年の鬱念一時に發し、俄に起ちて造船所を燬ひ、彈藥兵器を奪ひ、君側の奸を除くなる名として軍旅を整ふ、隆盛時に大隅山に鉄纛しつゝありしが、變を聞きて歸れりと雖も、勢亦制すべからず、遂に子弟の縋する所となり、新政厚德の檄を飜へし、總軍一萬五千に將として東上の途に就きしが、軍利なくして城山に於て戰死す、時に十年九月二十四日、四南役、(イナンノエキ)參看、二十二年二月十一日朝廷特赦して其賊名を滅さ、正三位を贈る(西鄕隆盛傳、官報)

サイカクノオビ　犀角帶　犀の角を以て飾りとしたる帶、巫方丸觀の二種あり、巫方は節會行幸

して許すことをいふ(御仕置例類集)

サイキヨシヨウモン　裁許證文　江戸時代訴訟文書の名、裁判申渡の時、後日の證據を要するものに下附する證書、牧民金鑑に、安永二年六月御觸、前々評定所並奉行所にあるて裁許有」之御領私領寺社領等之村方に致二所持一御裁許裏書箱圖裁許者下知狀證文、御料は御代官私領は領主地頭え其村方より寫み爲二差出一本紙相添當巳年中に取集江戸著次第寺社奉行月番え致二通達一差圖可二申渡一候、右裁許證文古來は寫取替二證文一と認め有二之候間、是亦同樣取集可二被二差出一候、右之通可二被二相觸一候、と見えたり、

サイグウ　齋宮　名天照天皇歷代毎に、伊勢大神宮に差遣して、奉侍の任に當らしむる皇女若くは女王を云ふ、「イツキノミヤ」とも訓す、又齋內親王と稱し、略して齋王とも云ひ、又御杖代とも云ふ、齋宮は齋所の名、伊勢國多氣郡に在るを以て「タケノミヤ」とも云ふ【補遺】皇女の齋ぜざる者を卜して之に充つ、若し卜食ざるか、或は皇女無き時は世次によりて女王を簡びて卜す、卜定の後帶を赤りて大神宮に告げ、齋王は宮城內の便所に移らしむ、是を初齋院と云ふ、其後更に城外に卜して新宮を作る、之を野宮と云ふ、明年八月初齋院を出で野宮に入る、其初齋院野宮に入らんとするには、齋王先づ河水に臨みて禊を修し、野宮に入りては朔日每に木綿鬘を著け、其九月始めて伊勢に發向す、是を群行と云ふ、當日天皇大極殿に出御、中臣を召して宣命を賜ひ、新に齋王を侍せしめ、及び例幣を奉る事を大神宮に告げしむ、其後齋王を召して親ら櫛を其額に加へ給ふ、之を別の櫛と云ふ、然して宮中を出づる間更に顧面する事を固く禁ぜしむ、是より先、發東司監造使等を點定して其旅裝を整へしめ、先づ大祓使を京畿七道に遣して祓除を行はしめ、且つ九月一日より三十日迄、齋宮寮に於てするを例とす○齋王の年齡は一樣ならず、二三歲の幼稚なるあり、二十七八歲又は三十歲に長ぜざるあり【補遺】崇神天皇六年に、皇女豐鍬入姬命をして、天照大神を倭の笠縫邑に祭らしめ、次で垂仁天皇二十五年に倭姬命をして、豐鍬入姬命に代りて、伊勢齋宮に奉齋せしむ、是を御杖代と云ふ、是れ齋宮の始めなり、成務より安康迄九代中絕して、清寧、顯宗、仁賢、武烈の四代亦此事なく又欽明より、天智迄五代亦中絕す、以後は大概間斷なかりしが、後醍醐天皇の皇子內親王以後廢絕す、今齋宮の人名、下定退下の日等を示せば左表の如し(書紀、續紀、延喜式、西宮記、江次第、大神宮諸雜事記、古事類苑神祇部)

【齋宮略譜表】(本表は田邊勝哉氏が主として伊勢齋宮部類、齋內親王)記に據り傍ら諸書を參考して編成したるものに係る

御名	御父	御母	卜定の時日及年齡	退下の時日及在任年數	崩薨卒の時日
豐鍬入姬命	崇神天皇(第一皇女)	紀遠津年魚眼眼妙媛	崇神天皇六、	崇神天皇五十八(五十三年)	
倭姬命	垂仁天皇(第二皇女)	皇后日葉酢媛命			
五百野皇女(一名久須姬命)	景行天皇(第七皇女)	妃水齒郎媛	崇神天皇五十八、(或垂仁天皇二十五、三、)	景行天皇二十(百三十年)	
伊和志眞女王	根鳥皇子(第二王女)	妃漢路御原郎女皇女	(景行天皇二十)		
稚足姬皇女(一名白髮皇女)	雄略天皇(第一皇女)	妃葛城韓姬			雄略天皇三、四、薨

御名	御父	御母	置王卜定の時日及年齢	退下の時日及在任年數	崩薨卒の時日
豊御食炊屋姫天皇（第卅三皇女）	天國排開廣庭天皇（第二皇女）	蘇我堅鹽媛			
息長足日廣額天皇（第卅四皇女）	息長足日廣額天皇（第卅四皇女）	息長眞手王女			
天豊財重日足姫天皇（第卅五皇女）	茅渟王	吉備姫王			
天萬豊日天皇（第卅六皇女）	舒明天皇	皇極天皇（第卅五皇女）			
天命開大稚尊（第卅七皇女）	天智天皇（第卅八皇女）	蘇我遠智娘			
持統天皇（第卅九皇女）	天武天皇（第四十皇女）	皇后藤原鎌足女			
文武天皇（第四十二皇女）	草壁皇子尊（日並皇子尊）	皇后阿陪皇女（後高天原廣野姫天皇）			
元明天皇（第四十三皇女）	天智天皇（第三十八皇女）	蘇我山田石川麻呂女			
元正天皇（第四十四皇女）	草壁皇子尊（日並皇子尊）	皇后阿陪皇女（後高天原廣野姫天皇）			
聖武天皇（第四十五皇女）	文武天皇（第四十二皇女）	藤原不比等女			
孝謙天皇（第四十六皇女）	聖武天皇（第四十五皇女）	皇后藤原安宿媛			
淳仁天皇（第四十七皇女）	舍人親王（追尊）	當麻山背			
稱德天皇（第四十八皇女）	聖武天皇（第四十五皇女）	皇后藤原安宿媛			
光仁天皇（第四十九皇女）	施基皇子（追尊）	紀橡姫			
桓武天皇（第五十皇女）	光仁天皇（第四十九皇女）	皇后井上內親王			
平城天皇（第五十一皇女）	桓武天皇（第五十皇女）	皇后藤原乙牟漏			
嵯峨天皇（第五十二皇女）	桓武天皇（第五十皇女）	皇后藤原乙牟漏			
淳和天皇（第五十三皇女）	大伴親王（追尊）	正子內親王			
仁明天皇（第五十四皇女）	嵯峨天皇（第五十二皇女）	皇后橘嘉智子			
文德天皇（第五十五皇女）	仁明天皇（第五十四皇女）	皇后藤原順子			
清和天皇（第五十六皇女）	文德天皇（第五十五皇女）	皇后藤原明子			
陽成天皇（第五十七皇女）	清和天皇（第五十六皇女）	皇后藤原高子			
光孝天皇（第五十八皇女）	時康親王（追尊）	皇后藤原澤子			
宇多天皇（第五十九皇女）	光孝天皇（第五十八皇女）	皇后藤原胤子			
醍醐天皇（第六十皇女）	宇多天皇（第五十九皇女）	皇后藤原穩子			
朱雀天皇（第六十一皇女）	醍醐天皇（第六十皇女）	皇后藤原穩子			
村上天皇（第六十二皇女）	醍醐天皇（第六十皇女）	皇后藤原穩子			
冷泉天皇（第六十三皇女）	村上天皇（第六十二皇女）	皇后藤原安子			
圓融天皇（第六十四皇女）	村上天皇（第六十二皇女）	皇后藤原安子			
花山天皇（第六十五皇女）	冷泉天皇（第六十三皇女）	女御藤原懷子			
一條天皇（第六十六皇女）	圓融天皇（第六十四皇女）	皇后藤原定子			
三條天皇（第六十七皇女）	冷泉天皇（第六十三皇女）	皇后藤原娍子			
後一條天皇（第六十八皇女）	三條天皇（第六十七皇女）	中宮藤原威子			
後朱雀天皇（第六十九皇女）	三條天皇（第六十七皇女）	皇后藤原禎子內親王			
後冷泉天皇（第七十皇女）	後朱雀天皇（第六十九皇女）	皇后藤原寬子			
後三條天皇（第七十一皇女）	小一條院（敦明親王）	女御藤原茂子			
白河天皇（第七十二皇女）	後三條天皇（第七十一皇女）	中宮藤原賢子			
堀河天皇（第七十三皇女）	白河天皇（第七十二皇女）	皇后藤原苡子			
鳥羽天皇（第七十四皇女）	堀河天皇（第七十三皇女）	皇后藤原璋子			
崇德天皇（第七十五皇女）	鳥羽天皇（第七十四皇女）	皇后藤原璋子			
近衛天皇（第七十六皇女）	鳥羽天皇（第七十四皇女）	皇后藤原得子			
後白河天皇（第七十七皇女）	雅仁親王（追尊）	藤原懿子			
二條天皇（第七十八皇女）	後白河天皇（第七十七皇女）	皇后藤原忻子			
六條天皇（第七十九皇女）	二條天皇（第七十八皇女）	皇后藤原育子			
高倉天皇（第八十皇女）	後白河天皇（第七十七皇女）	建春門院平滋子			
安德天皇（第八十一皇女）	高倉天皇（第八十皇女）	中宮平德子			
後鳥羽天皇（第八十二皇女）	守貞親王（追尊）	藤原重子			
土御門天皇（第八十三皇女）	後鳥羽天皇（第八十二皇女）	皇后藤原任子			
順德天皇（第八十四皇女）	後鳥羽天皇（第八十二皇女）	皇后藤原重子			
仲恭天皇（第八十五皇女）	順德天皇（第八十四皇女）	皇后藤原立子			
後堀河天皇（第八十六皇女）	守貞親王（追尊）	藤原陳子			
四條天皇（第八十七皇女）	後堀河天皇（第八十六皇女）	皇后藤原竴子			
後嵯峨天皇（第八十八皇女）	土御門天皇（第八十三皇女）	源通子			
後深草天皇（第八十九皇女）	後嵯峨天皇（第八十八皇女）	皇后藤原姞子			
龜山天皇（第九十皇女）	後嵯峨天皇（第八十八皇女）	皇后藤原姞子			
後宇多天皇（第九十一皇女）	龜山天皇（第九十皇女）	皇后藤原佳子			
伏見天皇（第九十二皇女）	後深草天皇（第八十九皇女）	皇后藤原顯子			
後伏見天皇（第九十三皇女）	伏見天皇（第九十二皇女）	皇后藤原鏱子			
後二條天皇（第九十四皇女）	後二條天皇（第九十三皇女）	皇后藤原基子			
花園天皇（第九十五皇女）	後伏見天皇（第九十三皇女）	皇后藤原寧子			
後醍醐天皇（第九十六皇女）	後宇多天皇（第九十一皇女）	皇后藤原忠子			
光嚴天皇（第九十七皇女）	後伏見天皇（第九十三皇女）	皇后藤原秀子			
後光嚴天皇（第九十八皇女）	後伏見天皇（第九十三皇女）	皇后藤原秀子			
後圓融天皇（第九十九皇女）	後光嚴天皇（第九十八皇女）	皇后藤原仲子			
後小松天皇（第百皇女）	後圓融天皇（第九十九皇女）	皇后藤原仲子			
稱光天皇（第百一皇女）	後小松天皇（第百皇女）	皇后藤原光子			
後花園天皇（第百二皇女）	貞成親王（追尊）	庭田幸子			
後土御門天皇（第百三皇女）	後花園天皇（第百二皇女）	皇后藤原信子			
後柏原天皇（第百四皇女）	後土御門天皇（第百三皇女）	皇后藤原藤子			
後奈良天皇（第百五皇女）	後柏原天皇（第百四皇女）	皇后藤原藤子			
正親町天皇（第百六皇女）	後奈良天皇（第百五皇女）	皇后藤原藤子			
後陽成天皇（第百七皇女）	誠仁親王（追尊）	勸修寺晴子			
後水尾天皇（第百八皇女）	後陽成天皇（第百七皇女）	中宮藤原和子			
明正天皇（第百九皇女）	後水尾天皇（第百八皇女）	中宮藤原和子			
後光明天皇（第百十皇女）	後水尾天皇（第百八皇女）	中宮藤原和子			
後西天皇（第百十一皇女）	良仁親王（追尊）	藤原尚子			
靈元天皇（第百十二皇女）	後水尾天皇（第百八皇女）	中宮藤原賀子			
東山天皇（第百十三皇女）	靈元天皇（第百十二皇女）	皇后藤原基子			
中御門天皇（第百十四皇女）	東山天皇（第百十三皇女）	皇后藤原尚子			
櫻町天皇（第百十五皇女）	中御門天皇（第百十四皇女）	皇后藤原尚子			
桃園天皇（第百十六皇女）	中御門天皇（第百十四皇女）	皇后藤原尚子			
後桃園天皇（第百十七皇女）	桃園天皇（第百十六皇女）	皇后藤原富子			
光格天皇（第百十八皇女）	典仁親王（追尊）	大江磐代			
仁孝天皇（第百十九皇女）	光格天皇（第百十八皇女）	皇后藤原祺子			
孝明天皇（第百二十皇女）	仁孝天皇（第百十九皇女）	皇后藤原夙子			
明治天皇（第百二十一皇女）	孝明天皇（第百二十皇女）	皇后藤原美子			
大正天皇（第百二十二皇女）	明治天皇（第百二十一皇女）	皇后藤原一條			
今上天皇（第百二十三皇女）	大正天皇（第百二十二皇女）	皇后藤原良子			

御名	御父	御母	置王卜定の時日及年齢	退下の時日及在任年數	崩薨卒の時日
文德天皇（第一皇女）	薗原列子		嘉祥三、七、九、	天安二、八、九（九年）	昌泰三、七、二十、薨
清和天皇	更衣藤原氏（紳祇伯從四位下良近女）		貞觀元、十、五、	貞觀十八（十八年）	延喜十三、六、十八、薨
陽成天皇	藤原今子		元慶元、二、十七（四歲）	元慶四（四年）	延喜六、十二、二十八、薨
光孝天皇（第一皇女）			元慶八、三、二十二、	仁和三（四年）	延喜十四、二、二十三、薨
一品式部卿本康親王			寬平元、	寬平九（九年）	延喜十六、五、廿六、薨
字多天皇（第三皇女）	贈皇太后（女御）藤原胤子		寬平九、八、	寬平九、八、	天德三、正、二、薨
醍醐天皇（第十皇女）	更衣從四位下源周子		承平元、十二、二十五（二十二歲）	承平六、三、七（六年）	天曆八、八、二十九、薨
一品式部卿重明親王（第一王女）	正五位下藤原寬子		承平六、九、十二（八歲）	天慶八、八、十三（十年）	寬和元、卒
醍醐天皇（第十七皇女、雅子內親王妹）	女御正三位源和子		承平六（十六歲）	承平六、不遂群行	承平六、五、十一、薨
醍醐天皇（齊子內親王妹）	更衣贈從四位下藤原淑姬		天慶九、五、二十七、	天慶九、九、不遂群行	天慶九、九、十九、薨
一品式部卿重明親王（第二王女）			天曆元、二、二十六、	天曆八、九（八年）	
三品式部卿敦平親王（第三王女）	女御從四位上莊子女王		天曆九、七、十七（四歲）	康保四、十一（十三年）	長德四、九、十六、薨
村上天皇（第六皇女）	贈太皇太后（中宮）藤原安子		安和元、七、一（十六歲）	安和二、十一、四、不遂群行	正曆三、三、三、薨
村上天皇（第七皇女）			安和二、十一、十六、	天延二（六年）	天延二、閏十、十六、卒
二品稱正尹章明親王（第一王女）	女御從四位上徽子女王		天延三、二、二十七（二十七歲）	永觀二、八、二十七（十年）	寬和二、五、十五、薨
村上天皇（第四皇女）			永觀二、十一、四、	寬和二、六、二十二、不遂群行	
二品稱正尹章明親王（座子女王妹）			寬和二、八、八、	長和元、十二、四（十二歲）	長和五、八、十七（五年）	治安三、九、十二、薨
一品式部卿爲平親王	源氏（贈從一位左大臣高明二女）		寬和二、八、八、	長和五、二、十九（十二歲）	長元九、四（二十一年）	
二條天皇（第一皇女）	皇后藤原城子		長和元、十二、四（十二歲）	長元九、十二、二十八（八歲）	寬德二、正、十九（十年）	承曆元、八、二十六、薨
二品式部卿敦平親王（第三王女）	王氏（式部卿爲平親王女）		長和五、二、十九（十二歲）	永承元、三、十、	永承六、正（六年）	
後朱雀天皇（第一皇女）	皇后陽明門院禎子內親王		長元九、十二、二十八（八歲）	永承六、十、七、	治曆四、四、二十三（十八年）	
小一條院（敦明親王）	源氏（正四位下備前守長經女）		永承元、三、十、			
二品式部卿敦平親王（第二王女）	源氏（正四位下但馬守則理女）		永承六、十、七、			
後三條天皇（第三皇女）	贈皇太后（女御）藤原茂子		延久元、二、九（十四歲）	延久四、十二（四年）	長承元、閏四、五、薨

御名	御父	御母	齋王卜定の時日及年齡	退下の時日及在任年數	薨卒の時日
淳子女王	三品式部卿敦實親王	源氏(伯耆守從五位下親方女)	延久五、二、十六、(五歲)	承曆元、八、十七(五年)	嘉保三、八、七、崩
郁芳門院媞子內親王	白河天皇(第一皇女)	贈皇太后(中宮)藤原賓子	承曆二、八、二(三歲)	應德元、九、二十二(七年)	嘉保三、八、七、崩
善子內親王	白河天皇(第二皇女)	女御從四位下藤原道子	寬治元、二、十一(一歲)	嘉承二、七、十九(二十一年)	長承元、十、十二、薨
倫子內親王	白河天皇(第五皇女)	藤原氏(從四位下木工權頭季實女)	天仁元、十、二十八(十六歲)	保安四、正、二十八(十九年)	長承元、十、十六、薨
守子內親王	鳥羽天皇(第一王女) 白河天皇猶子	源氏(正二位大納言師忠女)	保安四、六、九(十三歲)	永治元、十二、(十九年)	保元元、三、二十九、薨
斯子內親王	鳥羽天皇	更衣藤原氏(參議正三位家政女)	保治元、二、二十六、	久安六、四、九(九年)	應保元、十、三、薨
喜子內親王	堀河天皇(第二皇女)		仁平元、三、二、	久壽二、七、(五年)	仁安元、十、二、薨
聖子內親王	白河天皇猶子	從三位藤原成子	保元元、四、十九(十歲)	保元三、八、十一、不遂群行	建保四、四、二、崩
好子內親王	後白河天皇(第一皇女)	從三位藤原成子	保元三、十二、二十五、	永萬元、六、二十五(八年)	建久三、七、十八、薨
休子內親王	後白河天皇(第二皇女)	源氏(右近衛中將正四位下信宗女)	仁安元、十二、十八(十歲)	仁安三、二、十九、不遂群行	承安元、三、一、薨
惇子內親王	後白河天皇(第五皇女)	藤原氏(右大臣正二位公能女)	仁安三、八、二十七(十一歲)	承安二、五、三(五年)	承安二、五、三、薨
功子內親王	高倉天皇(第一皇女)	藤原氏(右近衛少將正四位下公重女)	治承元、十、一、十五、	治承三、正、十一、不遂群行	
潔子內親王	高倉天皇(第三皇女)	奧侍藤原氏(參議正三位賴定一女)	文治元、十二、二十四、	建久九、正、十七(十四年)	
蕃子內親王	後鳥羽天皇(第二皇女)	源氏(少納言從四位下信隆女)	正治元、十二、二十四、	承元四、十二(十二年)	
熙子內親王	後鳥羽天皇(第四皇女)	某氏(名石)	建保三、三、十四、	承久三、四、二十七(七年)	
式乾門院利子內親王	後高倉院太上天皇(第一皇女)		嘉祿二、十一、二十六(三十歲)		
昱子內親王	後堀河天皇(第三皇女)	北白河院藤原陳子	嘉祿三、十一、二十四(七歲)	建長三、正、二、崩	嘉祿三、十一、二十四、薨
仙華門院曦子內親王	土御門天皇(第四皇女)	藤原氏(大納言正二位雅賢女)	寬元二、十二、十六(二十一歲)	寬元四、正、二十九、不遂群行	寬元四、八、十五、薨
愷子內親王	後嵯峨天皇	源氏(權中納言正二位有雅女)	弘長二、十二、四、	弘長二、八、二十二、崩	弘安七、二、十五、薨
邁智門院弼子內親王	後宇多天皇(第一皇女)	更衣藤原氏(大炊助俊盛女)	弘治元、十二、廿二(二十一歲)	文永九、二、三十(十一年)	建治元、十二、廿二、薨
宣政門院懽子內親王	後醍醐天皇(第二皇女)	談天門院藤原忠子	延慶元、八、二十六、不遂群行	正平三(貞和四)、十一、二崩	
祥子內親王	後醍醐天皇(第三皇女)	中宮後京極院藤原良經子	元德二、十二、十九(十六歲)	正平十七(貞治元)、五、七崩	
		新待賢門院藤原廉子	元弘三、十二、廿八、	元弘元、不遂群行	
茅渟女王	二品長親王			建武三、八、不遂群行	

四方女王—左大臣正二位長屋王

（右の表中、茅渟女王、圓方女王は齋內親王記等に引用したる神祇記によりて揭ぐ）

サイグウキ　西宮記　卷數二十五卷、故定史撰集體編外に收む、故實家に、「セイキウキ」と訓めり、禁中の恒例、臨時の公事等を記したるもの、西宮左大臣の記錄なるを以て名づく、一卷より三卷まで正月、四卷に二三月、五卷に四月、六卷に五六月、七卷に七月、八卷に八月、九卷に九月、十卷に十十一月、十一卷に十二月の恒例を記し、十二卷より二十四卷まで臨時の公事を載せ、二十五卷に天皇御元服記を附錄とせり（源高明（西宮記））

サイグウレウ　齋宮寮　職員令伊勢齋宮に關する一切の事を處理し、且つ神宮及び神部の雜務を檢校す、又「イツキノミヤノツカサ」とよむ、職員令良察は內中外の三院に分れ、內院に齋內親王の居所にて、男官には勅別當以下の家司、主典、番上、仕丁等あり、女官には宣命、命婦、乳母、女孺等ありて各其職を奉す、中院には頭一人從五位下、助一人正六位下、大允一人正七位下、少允一人從七位上、大少屬各一人從八位上、史生四人、等ありて、察中一切の事を掌り、外院には舍人、廝部（以上長官各一人從六位、主典各一人大初位）膳部（長一從七位、酒部、水部（長一從七位、酒部、水部四）采部（長一、從七位、采部二）殿部（長一、從七位、水部四）樂部（長一、從八位）掃部（長一、從七位、掃部六）炊部、門部、馬部十二司及び諸種の雜舍ありて其職を分掌す、別に主神司（中臣一人從七位、忌部宮主各一人、從八位）あり、初めは本察に屬せしが、後に神祇官の被官となり、內院の神殿に關する一切の事を掌る、內院に新年、月次、神今食、新嘗等の諸祭あり、諸司にも春秋二季の祭あり、○齋王の月料は、若野宮に准じて賜ひ、男女官の衣食、月俸、季祿、及察司の供給は諸國の神戶より輸送する庸調、京庫より下す雜物、伊勢の神稅正稅等を以て之に充つ、齋王も亦幼にして卜定せらるゝ事あり、○齋王の月料は、若野宮に准じて賜ひ、男女官の衣食、月俸、季祿、及察司の供給は諸國の神戶より輸送する庸調、京庫より下す雜物、伊勢の神稅正稅等を以て之に充つ、齋王も亦幼にして卜定せらるゝ事あり、始めて齋宮に住みしならん、其後規王の居所にして、同心四十七人附隨す、細工方改役一人、百依しが、大神宮と遠隔し、奉祀困難なるを以て、淳和天皇天長九年に至り、度會の離宮を齋宮と定めらる、仁明天皇六年火災に罹りて、再び多氣郡に復す、後世の齋宮村其舊地なりと云ふ、凡そ察中官舍の修理は、大神宮司之に任じ、齋王宮殿の修理は國司之を繕む、若破壞甚しき時は、使を遣して造營せしむ、後世朝綱衰へ、用途缺乏するに及びて、毎に成功を奉りて修造せしめられたり、後醍醐天皇以後廢絕す（延喜式、神宮雜例集、職官志、古事類苑神祇部）

サイクジョ　細工所　院中に置く、御調度以下のものを細工ずる所なるべし、齋寶記寬元四年九月二十七日の條に「院（後嵯峨）細工所新調御車、御牛飼渡之處、忽被突殺牛了云々」と見えたり○御物を始め、武具、馬具、障子、屏風類の小道具より、高札下馬札まで、凡察中にある所の調度附具を用途に從ひ、調進の事を掌る、若年寄の管下也（齋寶記、細工頭三人、二百俵高、職禄百俵、燒火間詰

サイクドコロ　細工所　職名、京都、遠國物を始め、武具、馬具、障子、屏風類の小道具より、高札下馬札まで、凡察中にある所の調度附具を用途に從ひ、調進の事を掌る、若年寄の管下

サイケ　齋家　曲讀宗の寺ないふ、

サイケウジ　西敎寺　曲讀宗近江國滋賀郡

坂本村○大嶽山智善院と號す（現況）天台宗、眞盛派の本山○本尊觀音如來（現況）文明十八年、僧眞盛の創建する所なり、公武の歸依頗る厚し、降りて德川氏慶長五年九月境内禁制の札を下し、元和三年九十石の寺領を寄附す、現今五百餘の末寺を有し、郡内の一大刹とす、寺内に明智光秀及び豐臣秀頼の臣米田監物の墓あり○寶物に、惠心僧都の筆なる觀經曼荼羅、其外數十種ありて、孰も國寶となる（近江輿地志略、近江名跡案内、國寶目錄、名勝地誌）

サイケウハ 西敎派 天台宗の一派なる眞盛派をいふ、「シンセイハ」を見よ、

サイコクグンダイ 西國郡代 （現況）江戸幕府の職名、豐後國日田に駐在し、豐前、豐後、日向、肥前、肥後、筑前の中にて、高十萬石の地方を管し、敢税其他の事を掌る、在職手當金九百五十兩、米百二十人扶持を給す（現況）（官制沿革略史）

サイコクサンジフサンジヨクワンオン 西國三十三所觀音 「サンジフサンジヨクワンオン」を見よ、

サイコクシユウ 在國衆 室町幕府の時、京都へ參勤する事なく、常に領國に居住する大名を云ふ、又國人とも稱す（眞丈雜記）

サイゴチユウジヤウ 在五中將 在原業平（アリハラノナリヒラ）を見よ、

サイサウクワン 菜藻館 郡文館（イクアンクワン）を見よ、

サイザウシ 催造使 造宮職（ザウグウシキ）を見よ、

サイザウシ 催造司 聖武天皇神龜元年始めて此名見え、天平二年小野朝臣馬養を以て催造監

と爲したる事練紀に見えたり、然れども職掌職員詳かならず、公綱補任天平四年の條に、催造宮長官など見えたれば、或はこれと同物ならんか（職官志）

サイサウラウ 採桑老 （現況）唐樂の曲名、一に「サイシヤウラウ」とも稱す、古樂にて中曲、詠あり、○鶴者一人、答舞新鰒褐（現況）（現況）もと三州の曲にて作る、三州歌は巴陵三江口の諸商客の作り歌ふ所といへり、一說には百濟國採桑の翁が老衰のさまを傳へて行步に勝へざる狀をなすなり、我國用明天皇の朝、大神公持の始めて儛ふ所と稱す、堀河天皇の時、多資忠此舞を善くせしが、事を以て人に殺されしかば、天皇聽曲の絕えんことを恐れ、勅して天王寺の舞人秦公員に資忠が子近方に教へしむ、近方これより崇德天皇に仕へ、天承元年朝覲行幸に始めて此舞を奏す、因て爵を進め右近衞の將監となせる由數調鈴、體源鈔等に見えたり（雜樂志、歌舞音樂略史）

サイサク 細作 間者に同じ、監後國風俗考に、「上杉謙信、世智に長たる者を種々の姿に變へさせ、敵國を始め旗下大名衆の領地へ入りこませ、施政の善惡、當主の正邪、風俗民情等を密に探らしむ、其者を細作と名づけ重任すといへり、

サイシ 祭肥 大中小の祭禮をいふ、令義解に、凡二月齋爲大祀、三日齋爲中祀、一日齋爲小祀、凡踐祚大嘗祭爲大祀、新年、月次、神嘗、鎭魂、鎭火、道饗、鬪韓神、松尾、平野、春日、大原野等祭爲中祀、大忌、風神、鎭花、三枝、相嘗、新嘗、賀茂等祭爲小祀とあり、

サイシ 釵子 朝廷に於て婦人正服の時頭髮に飾るものなり、平安朝の中比より出來しものか、新撰字鏡、和名抄にも此名見えず、後の簪にサイシとのみ名は見えたるも其形狀詳かならず、室町時代の記錄なる女房飾抄に始めて兆圖見えたりとて京山の歷世女裝考にのせたり、即ち下圖の如し、髮て此釵

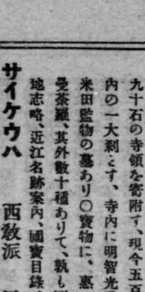

子を髮にかざるは垂髮の頭の中央に小枕を入れて瘤の如きものを作り、これに結びつけたるなり、この瘤だつ形につくるを寶髻と稱す、猿女房裝束の摺圖に就て知るべし（雅亮裝束抄、歷世女裝考）

サイジ 西寺 （現況）右京四大寺東、九條坊門南、壬生の北、今山城國葛野郡七條村字唐橋に隣す（現況）（現況）淨土宗 禪林寺末○本尊阿彌陀如來（現況）桓武天皇延曆十五年大納言藤原伊勢人を以て造寺長官となし、東四寺を建立し、東西兩京の鎭護道場となす、南北各二町東西又二町、弘仁の比守敏僧都此寺に居して東寺空海と相追逐したり、寺址に守敏堀の名今に遺れり、河海抄には弘仁十四年正月四の鴻臚館を守敏に賜ふて四寺となすと云へり、天長三年桓武天皇の爲めに、四寺に於て七日間法華經を講說す、大僧都護命を講師となす、聖實西寺の別當たりし時、寶塔を作る歷久中文覺上人四寺の塔を修理す、天福元年十二月四寺の塔燒失してより、漸次衰へて終に頹廢して僅に一小菴を有して、西方寺と稱せしが、近年有志の人々相謀り、佛堂を再建して、西方寺の名を改め、四寺に復稱す（歷代編年集成、山城名勝志、平安通志、京華要誌）

サイシダケ 細見竹 筠竹（ヘンチク）を見よ、

サイシヤウ 宰相 參議の異名、又は大臣の唐名、參議の唐名にあらず、參議は正官にあらざるも、禁中に在て諸政を參議し、國治を觀察する故に名づく、參議の新任を新宰相、近衞中將を放れたるを宰相中將と云ふ、「サンギ」參看（增註職原抄）

サイシヤウ 齋場 天神地祇を祭る潔齋の處を云ふ、又齋庭（ユニハ）とも云ふ、大嘗會の時には宮城の北野に悠紀主基の齋場を設く、代始和抄に、悠紀主基の齋場所、偉鑒門を去りて、北八十二丈を當て其所と定云々、齋場所の額、御屏風の色紙形は行成大納言の子孫相傳して書進すと見えて、又玉勝間にもほゞ同樣の事見えたり、

サイシヤウチユウジヤウ 宰相中將 宰相（サイシヤウ）を見よ、

サイジヤク 纔著 裝束のたけなど、著用する人のたけと等しくするを云ふ、伏見院裝束抄にも纔著（ハカケトヒトシキコトナリ）と見えたり（眞丈雜記）

サイシユ 祭主 （現況）（マツリノツカサ）とも訓む（現況）伊勢大神宮の神官の長官、祭祀の事を總轄す、多くは神祇大副を以て之を兼ね（現況）（現況）垂仁天皇三十六年天照大神を伊勢五十鈴川上に移し奉りし時、中臣氏の祖大鹿島命を祭官とせしを始めとす、後祭官を改めて祭主とす、文保二年の年代記に、舒明天皇の世改めしとし、大神宮例文に、天武天皇の時祭主と改め、中納言意美麻呂を任ずとも、祭主補任奏書には、天智天皇の代改め中納言中臣大島を任ぜしを祭主の始めとし、同一本には、孝德天皇の代祭主と改むと言へり、代々中臣氏の人を以て補し、始めは公廨なく以て任ぜしが、後には專ら祿となりて、六位と雖も補す事あるに至る、百寮訓要抄祭主の條に、伊勢大神宮の事を掌る、昔には可然人もなりけるにや、今は一向地下の者にてあるなり、二位三位などになれども、昇殿などする事なしと云へり、後には藤波家の世襲となる○祭主に目代あり、又政所あり、權別當となす（官職祕抄、職原抄、祭主補任、神祇志、古事類苑神祇部）

サイシユ 祭酒 國子祭酒（コクシサイシユ）を見よ、

サイシユ井ン 最樹院 德川治濟（トクガハハルナリ）をいふ、

サイシユモクダイ 祭主目代 「サイシユ」を見よ、

サイシヨ 稅所（濟所） 國守雜任の役、國府に在りて一國の租稅、公田、私田の總數を勘會する事を掌る、又國にありては切手證文を部下の地頭に賦課を沙汰し、神事のことを下知せし（常陸國誌○○武家にても同じく稅所を置き、年貢收納の事を掌らしむ（桃源問答）

サイシヨウエ 最勝會 金光明最勝王經を講讀する法會をいふ、藥師寺の最勝會は毎年三月七日七箇日行ひ、國宗寺の最勝會は毎年二月中日を以て（現況）委しき事は各條に就て見よ、

サイシヨウランジドノ 最勝講 （現況）朝廷に於て毎年五月中に日を定めて五日間宮中に金光明最勝王經を講じて天下太平を祈る儀○後世は大概二十四（現況）（現況）建武年中行事に、母屋御廉高く懸て公卿座を取除けて、本（現況）帳の帷子卷きて、御座を取除けて、六位中に、殿古の間あるを、張れて撰び定む、證義の座の時に至り定めて永久の例とせしものなるべし、

サイシヨウカウ 最勝寺 （現況）山城國愛宕郡白川、某寺址に名勝志によれば、岡崎村の四、二條通の北、車道の一町許四に櫻圍と云ふ田字なりと云ふ（現況）（現況）鳥羽天皇の御願六勝寺の一、元永元年十二月造營成りて、供養を行ひ、行幸あらせらる、寶法法親王導師たり、大治四年三月五大堂燒失す、紀伊守公實をして造進せしめ、明年十二月供養を行ふ、嘉應中大風雨によりて築飾堂顚倒す、其後も造營し安元元年十月成る、文治元年七月の大地震に依りて

最勝寺額師堂以下堂塔等顚倒す、文治中後白河法皇彌陀の地を営ぜ、再び造営せしむ、後鳥羽天皇御願位の後ち、最勝寺に臨々幸して、御讀経を行ひし事、家長日記、明月記等に見えたり、承久元年焼失す、其後ち再興の事詳かならず、終に廢寺に歸す○五月最勝講を行ふ(吾妻鏡、歴代編年集成、山城名勝志)

サイジヨウジ　金乘寺　所在　相模國足柄上郡開成村○大雄山と號す、禅宗曹洞宗、開山　明峯永元年草創す、開山は了庵、了庵は慧明、建長四年寺に遊て、終に能登總持寺に入り、僧峨山に從て法嗣十哲の上首となり、應永元年歸りて當寺を建立す、開基は太田資清と云ふ、一說に大森寄病庵と云へり、開山　永禄三年八月北條氏康當寺に參詣し、堂宇の修理を加ふ、天正十八年小田原役豊臣秀吉軍勢の亂入を禁ず、慶安元年境内山林竹木免除の朱印を給ふ(新編相模國風土記稿)

サイセツ　歳殺　陰陽道にて八将神の一、和漢三才圖會に、謂陽春青之長、骨在二歳之死地一、視之主二有二官災疾病失財一、主二殺子一、按歳殺以二木辰丑戌(申央土方)四方一順巡知二子年一、(未方)丑年(辰方)、寅年(丑方)、卯年(戌方)、以下亦次第如此、曆家云、從二此方一不レ迎二子姉一、歳殺、黄旛、豹尾之三、共用二木辰丑戌方一、而黄旛以レ辰當二子年一、豹尾以レ戌當二子年一、次第順巡如レ圖(圖略)とあり、

サイタイジ　西大寺　所在　大和國添下郡(今生駒郡)伏見村大字西大寺○高野寺とも、又四王院とも云ふ　眞言律宗の本山、七大寺の一に數ふ、高野天皇天平神護元年建立して、高野寺と號す、高野天皇の勅願なるを以てなり、僧常護を開基とす、神護景雲元年勅して封五十戸を施入す、二年又百五十戸、寶龜十年五十戸、延暦元年三百三十戸を施入す、後鳥羽天皇承久の亂に當りて大に衰頽せしが、鎌倉時代に至り、高僧二年叡尊(興正菩薩)再興及び武家の帰依を得て、大に律宗を起し、本寺を再興して法弟に附與す、爾來戒律宗の一大道場となる、其後堂塔又燒失し、今のは近世の再造に係る、本堂に寶唐二年の造立にして、叡尊作と傳ふる釋迦如來の本尊と、文殊彌勒四佛(以上共に國寶)等を安置す、愛染堂には愛染明王を本尊とし、自作と稱する行基菩薩(國寶)を安す、護摩堂は本堂の東方に在り、十二面觀音を本尊とし、四天王像を安置す、寶物に二天圖像(國寶)十六羅漢屏風、金光明最勝王經(天平神護二年敕、國寶)、大毘盧遮那經(天平寶字六年敕、國寶)、大毘盧遮那經(寶龜十一年勘奏、國寶)古文書等多し、又弘安六年叡尊の建つる鐘製の寶塔あり、木曾義仲(叡尊は義仲の一族)の鏡を以て作る所なりと云ふ、最も參とするに足る、いま歴代の補任を示せば左のごとし(續紀、類聚國史、伊呂波字類抄、拾芥抄、元亨釋書、大和超、國寶目錄、佛家人名辭書)

【別當】

○安遠――平息――安好――智鏡――入玄(法住)――孝始――耳納(法住)――思意――雅圓(法住)――尊證――定宗

【長老】

○堂達(思圓)――慈眞――實導(淨覺)――靜基(眞空)――賢津(覺律)――澄心(靜心)――信昭(靜觀)――元頊(求覺)――眞湛(悟妙)――滿夏(慶證)――覺樂(慈潤)――眞結(慈證)――信算(道昭)――發基(尊空)――眞泉(信秀)――雅憲(圓宗)――慈賢(結覺)――深染本(乃)――耳嚴(淨嚴)――高福(明朗)――叡空(圓道)――英如(正眞)――英源(圓善)――元空(忍能)――榮芳(淨實)――高海(本圓)――眞賢(淨音)――元澄(眞賢)――高算(明圓)――仙榮(勇珠)――秀如(正眞)――耳慶(圓尋)――尊湛(淨宗)――高伸(通圓)――高機(圓意)――玄海――高實――光淳――高珠――尊珠――高賢――榮慶――凝律――高秀――高久――高仙――尊智――高尊――賢尊――高圓

サイタマノコホリ　埼玉郡　所屬國　武藏國　埼玉郡は武藏國葛飾天皇の朝、新羅郡を立つるに及びて始めて、甘一郡あり、埼玉郡も亦其一なりとす、蓋し古事記に前玉比賣神ありて、傳に伊豆國賀茂郡座伎多麻比咩神社、又武蔵埼玉郡前玉神社とあれば、以て其祁原の古き事を證するに足る、和銅六年高麗人を武蔵國高麗郡に、俘囚を吉多萬、延喜式に埼玉に作り"サキタマ"と唱ふ、和名抄に太田(オホタ)笠原(カサハラ)埼玉(サイタマ)鴻巣(コウノス)等の郷あり、拾芥抄埼玉に作り、古圖又埼玉となし、元禄國、元禄郡、再び埼玉に作る、中世分れて埼東埼西の二郡となり、後ち、埼東の名なり、廢る、昔

妻鏡之に傳る、郡名考以後埼玉又埼西を以て之を稱し、"サイタマ"と唱ふ、今此讀みに從ふ、明治十三年五月分て南埼玉、北埼玉の二郡となり(舊國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

サイチヤウクワン　在廳官　中古諸國の國衙の廳に在りて、國司の命を奉じて、事務を行ふ下司を云ふ、即ち地方廳に在りて事を行ふ官人の義なり、故に又在廳官人とも云ふ、多くは其職を世々にす、中世以來國司道路を嫌ひ、京都に在て、國政を攝ずるに及びて、目代並に在廳の者を呼て留守所と云ふ、今在廳官の重なるものを示す、税所、大帳所、朝集所、僧兒所、國掌所、田所、檢校、出納所、調所、細工所、小舍人所、膳所、政所等あり、各條に述べたれば就て見るべし、又留守所、國司等參看すべし(新猿樂記、新編常陸國誌)

サイチヨウ　最澄　所屬　傳教大師と號す　最澄俗姓は三津氏、其先は漢獻帝の苗裔、我が歴神の朝臣化せるもの、父は百枝、内外の學に富む、最澄天台宗の開祖、近江國滋賀郡の人、神護景雲元年八月誕生、十八にして得度し、二十にして具足戒を受く、南都に至りて普日經眞の將ち來れる三大部等を得、晝夜讀閲し、天台の玄義の精妙なるに服し、此宗を弘通せんと欲し、延暦七年、叡山に根本中堂を建立し、十三年、供養會を修す、桓武天皇行幸ありて、後勅額を賜ひ、延暦寺と云ふ、十六年、内供奉十禪師に補し、近江國の正税を分ち、寺費に賜はる、二十一年、勅して入唐台嶽の靈異を探らしむ、二十三年、海に航して入唐し、天台山國清寺に至り、智者大師七世の法孫道邃和尚に謁ひ、一宗の玄旨及び菩薩戒を受け、又佛隴寺の行縢臨主に法要經書を贈く、又越府の龍興寺に赴き、順曉阿闍梨に眞言三部の大法圖像道具等を授かり、又唐與國に於て、廣く禪師に北宗一派の禪法を聞く、二十四年六月歸朝す、所傳の經卷二百三十部、道具圖像等を朝廷に奉獻す、天皇の歸國慇懃からず、天皇の崩後、平城嵯峨天皇の歸國叡々遍く、弘仁四年、始て宮中に於て七日の密法を修す、五年法門を宮中に講じ、六年南都に於て法門を講じ、畢て東國を巡化す、十三年六月四日、叡山中道院に於て逝く、年五十有六、澄一生の述行内外に光揚して、修證の教法を以て道義をならず、經國の事業に靈ずしること千歳に留めしのみならず、其利物開成に亦少からず、其利物開成に慶濟廣被院を建て驛遞の便して物産を奨起ぜしめ、又平安遷都の知きにも與りて力ありしと云ふ、貞觀八年七月十二日勅して傳教大師の號を贈る、我國における大師號賞に茲にはじまる　最澄　嵯峨天皇弘仁四年、註法華經十二卷、註金光明經五卷、註仁王經、註無量義經、各三卷、守護國界章十卷、内證佛法相承血脈譜等、敏十部あり(元亨釋書、日本高僧傳要文抄、天台宗延暦寺座主記、天台宗年分度者回小向大得業生名帳、叡山大師傳、伝教大師全集、日本後紀、續日本後紀、日本三代實録、扶桑略記、日本紀略、元亨釋書、本朝高僧傳、本朝文粹、本朝文集、本朝續文粹

左衛門と稱し勢あり、時に由波四國の人松波庄九郎なる者美濃に往き、長弘に仕へ四村勘九郎秀龍と改む、勢を得るに及び、長弘を害し、土岐頼芸を遷み、今須城に居し、齋藤氏を冐ふ、頼芸逐はれて、尾張國に赴き、織田信秀に據る、是れより連年織田氏と戰ふ、後ち和し其女を信秀の子信長に嫁す、長子義龍(實は頼芸の遺子とも云ふ)二男龍元三男龍之等を生む、弘治二年四月義龍兵を起し秀龍を圍みで之を試す、織田信長兵を起し義龍と連戰し、互に勝敗あり、其子龍興の時永祿七年九月終に信長の爲に敗られ、國を去る、天正元年朝倉義景と共に信長と刀禰山に戰て大敗之に死す、齋藤氏莊に至りて亡ぶ(源平盛衰記、尊卑分脈、系圖、信長記、氏族志)

○時長——利仁——叙用——吉信——
- 忠頼(初名時頼、通稱藤三郎)
  - 伊博——爲延(通稱藤三郎)
    - 爲頼(通稱藤三郎、法名道三)
      - 頼基(竹田氏、通稱藤三郎)——爲永(通稱藤三郎)——爲盛(通稱藤三郎)——以成(通稱藤三郎)——以綱(通稱藤三郎)——以家(通稱藤三郎)
      - 則光(通稱藤三郎)——則重(通稱藤三郎)——勘宗(初名則秀、通稱藤三郎)——實遠(通稱藤三郎)——實直(通稱藤三郎)——實盛(長井氏、初名斯波氏、通稱藤三郎)
      - 則孝(通稱藤三郎)——勘實(初名則盛、通稱藤三郎)——成實(通稱藤三郎)——實信(通稱藤三郎)——實城(初名吉藏、通稱藤三郎)
      - 宗泉(通稱藤三郎)——宗長(通稱藤三郎)——良頼(通稱藤三郎)
    - 親頼(通稱藤三郎)——頼茂(通稱藤三郎)——利永(通稱藤三郎)——利藤(通稱藤三郎)——利國(通稱藤三郎)——利親(通稱藤三郎)
    - 長弘(初名利安、通稱藤三郎)——道利(通稱藤三郎)
  - 利貞——秀龍(通稱義龍)——義龍(通稱藤三郎)——龍興(通稱藤三郎)

サイトウサネモリ　齋藤實盛　名號通長

武藏國長井に遷り、源爲朝父子に仕へ、保元の亂には義朝に從ひ、白川殿及び待賢門に戰ふて功あり、後ち義朝の敗死するに及び、平維盛に從ひて、源義仲を北陸に討つ、是より先當士川の戰、實盛關東將士の驍射精強にして當り難きを稱す、軍士大に懼れ遂に戰はずして走る、茲に至りて宗盛に請うて曰く、臣感ず死を此役に致し、以て疇日の遇をそゝがんと欲す、唯絲前は臣の鄉閭にして親姻のあるあり、古より曰く、錦を衣て鄉に歸ると、願はくは錦直垂を著て以て鼻後の榮と爲すことを得ん、宗盛憐みて之を許す、既にして篠原に戰うに及び陣に臨むに際し、髮を以て髮を染めて陣に臨み、衆も亦た之を笑ふ、實盛乃ち名乘て曰く、昔は朱顏も今は白髮となりぬれば、誰かは古郷へ歸るべきと、遂に奮戰して死す、首を獲るに及び、木曾義仲其髮の白きを見て、涙を流して曰く、汝は我が師なりと、實盛の子齋藤別當實方と稱す、初め武藏國長井に遷り、源爲朝父子に仕へ、保元の亂には義朝に從ひ、白川殿及び待賢門に戰う

北條五代記に、それ大將軍戰場に出で、或は關鳥を取て士卒をいさめ、或はさいをふつて下知する事、遠家本朝古今の例たり」と見え、江邊記、大友興廢記等以後屢々戰陣に用ひしこと見えたれば、戰國時代に起

此毛ハ髭牛ト云フ獸ノ尾ナリ色白シ尾ノ、共ニ切リ口ニ金物ヲハメ長二尺七寸アリ毛多クレドモ甚ダ輕シ

奏ノ紋金ヤキツケ此金物ヲ尾ゾヘカブセルシヤクドウナリコナリ

此總杉立シヤカブノ染草

柄長二尺一寸六分上下ニ銀ノサカハアリガリ唐草此總紫糸長ヘビロフサ共ニ四尺五寸八ツ打ナリ

家康所持歷應國（軍用器所載）

りたるものにして、蓋し其製は源宗の拂子より起りしものなるべし（安齋隨筆、貞丈雜記、武家名目抄）

○弓技を演ずる時、之を振りて其的否を報ずる器具をも云ふ、軍事に用ふる采配とは別物なり、其製、主として檀紙を用ふ、串は木又は竹にして長さ一尺二寸乃至一尺八寸、最も長きは二尺八寸などいふものありて必ずしも一定したるにあらず（的場之次第、小的之巻、百手射禮之巻）

サイハウジ　西芳寺

【所在】山城國葛野郡松尾村字神ヶ谷【舊跡】臨濟宗、天龍寺に屬す○本尊阿彌陀佛【開創】天平中、聖武天皇の勅願により行基を以て開基とす、四十九院構舍の一なりと云ふ、後ち空海本寺に住し、高岳親王落飾の後ち本寺に入り給ふと云ふ、遐久中、中原師良堂舍を修造し、淨空を請じて之に居らしむ、後ち荒敗せしが

曆應二年、師員四港の寺觀秀堂宇を再營し、殘石を請じて中興開山とす、寶永天龍寺派となる、永祿十一年、火災に罹り、堂宇悉燬せしを、天龍寺塔頭妙智院の住持澄彥織田信長の命により、堂舍を建立せしが、漸次大破に及び、明治六年之を撤却せしを、十一年八月更に之を修營す、今の建物是れなり（山城名勝志、平安通志）

サイハク　財帛

カスと讀ふ、

サイバン　裁判

【上代】は氏族政治行はれし時代にして、普通其族長これを裁判して一族内の爭訟は、普通其族長これを裁判して他なほはす事なし、故に上古裁判所の構成は、氏族の組織と相終始するものといふべく、氏人の爭訟は小氏の氏上、小氏の氏上の爭訟は大氏の氏上、大氏の氏上の上の爭訟は朝廷に於てこれを決するを性とせり、而して朝廷にて裁判をなす時は、まづ中臣遠、忌部首等に請じて祓ふ、二に曰く盟神探湯、三に曰く競馬、四に曰く兵戰、其證跡を觀る、不直なれば卽ち祟ゆ、五に曰く目拔、其神子を觀る、不直なれば卽ち詛然たりと、これ法官が第一に注意すべきことなりき、次に證據物を採以て被告人を審問す、證據充分にして、尙は實を吐かざるものは拷問を用ふ、かくのごとく訊問すること三回にして、每訊の間二十日を隔つるを要し、三訊間を經てはじめて決す、但重罪卽ち監殺、放火のごときものにして、嚴密の點少なきは、必ずしも三訊間に拘つるを要せず、かくして辭定まる所あれば、裁判官はこれを官に報告に復命す、今の所謂自供なり、判決を下すには愈く律令の正文に依るものにして、死罪は天皇の裁可を要し、太政官これを奉行す、流罪は太政官これを決して後に奏上し、徒罪は刑部省、杖以下は京職、畿内は官司これを決するものとす【鎌倉時代】には將軍の直裁を以て、最終審の裁判としたりしが、其後將軍の權勢稀に移りてよりは、將軍直裁のこと全く行はれず、只執權連署の決斷を以て最終となすに至れり、而して將軍もしくは執權の下に在りて裁判を司るは、民事にありては侍所とす、また別に臨別奉行、五方引付等も民事訴訟を司ると雖も、領地、貸借、監護等の訴訟は、專ら問注所の與かる所なりき、なほ裁判の遲滯もしくは寃枉等に當り、越訴を受くるが爲めに越訴奉行あり（朝廷にては記錄所、文殿ありて之を聽き、共に室町時代のはじめ頃まで行はれしも、其以後は空名に過ぎざりき）當時注奏には這奏の法あり、重疑を避け、情弊を防ぐ所以にして、親父母父母の訴とは、一に曰く辭退、其評定の席に列して聽斷するを得ざるをいふ、また評定あり、衆議を以て決定することにて、將軍の前に於てすると、幕府に

於てするとの別あり、幕府に於てするものに、內談及び內評定の二つありて、內談は引付に於てし、內評定は問注所、政所に於てするをいふ、並に定日ありてこれを行ふ、式日と稱す、而して曲直を判ずるに際し、原被兩造を召して對決せしむることあり、將軍座前對決、問注所對決、政所對決等の別あり、また文書物品に限らず、之が證憑に供すべきものは原告より之を法廷に出し、或は法吏より之を徵す、然れども其證憑たる、詐欺を挾むもの每戶多くして決し難きがゆゑに、宥を立て、之を證せしむ、起請と稱す【室町時代】に於ては大抵鎌倉時代と異なるなし、但し此時代には、侍所の權力大なるに强く、訴訟裁判の權また之に移り、只記錄證券のみを專ら管掌せしこと、寃も王朝時代に檢非違使の權重くなりて、刑部の官、その職掌を失ひしに似たり、故に民事刑事共、後ちには侍所の司る所たりしと知るべし【江戶時代】に於ける裁判庭は數種の等級あり、今初級のものより之を述べんとす、まづ名主の宅、所謂名主の支配は、或場合卽ち民事上の勸解並に諍論等の重大ならざるもの、和談等は、大抵此に於てするものにして、一種裁判所の作用を爲すものなり、然れども事は單に和談勸解に止まりて、判決の權なきことなれば、嚴正に云はゞ、乘より裁判所にあらず、而して寺社奉行は全國の寺社、及び寺社領の訴訟を受け、また關八州外の他領、もしくは關八州內の寺社領より府內の人々に對する訴訟を處理し、町奉行は江戶市街の訴訟を受けて、江戶の寺社領の町、寺社門前の町、寺社境內借地にまで及ぶ、勘定奉行は關八州の公領及び私領の訴を受け、また關八州以外の公領より府內に對する訴訟を聽訟す、並に各自役宅內に於て當間判決を行ふものとす、これを奉行手限の

裁判といふ、此時幕府公領の遠國にあるものは、其他の奉行裁決す、京都、大阪、駿府の町奉行、伏見山田奉行兩目付の外に老中出席す、また道中奉行にて判決すること、東海、中山、日光、甲州、奧州の五街道の諸驛にて起れる捕逃、殺人、變死の如きこれなり、而して上述の吏員にて專決しがたきもの、又は決するを得ざるものは評定所に於ておくる、評定所は幕府裁判の最高府にして、寺社、町、勘定の三奉行管轄の特に重大なるもの、三奉行中二者以上に關聯するもの、及び其他事府より幕府に關係せるもの等重大なる事件を裁判する所なり、此所の會合に二種の定日ありて、各毎月三回とす、一を立合と稱し、三奉行、大目付、目付一日を式日寄合と稱し、式日の一同は、三奉行の外に老中出席す、また別に內寄合あり、月番の役宅に於て、其開役並に部下の士を會して評定す、亦每月三回なり、罷して三奉行が評定所の內座にて評定するを內座寄合といひ、三奉行と兩目付と列座するを一座といふ、此外に町勘定の寺社の臣は寺社奉行に屬す、(二)諸藩士の現に江戶に居住せる者は町奉行に屬す、(三)御家人は町奉行に屬す、(四)公領の役人關所番は勘定奉行に屬す、(五)僧侶は小事は其本寺にて判じ、大事を以て寺社奉行に訴ふ、(六)捨牧勾當等は、其居住地武家方、堂上、寺社の臣にして、現に江戶に居住せる者は町奉行に屬す、(七)國多非人は關左衛門車善七郎下は町奉行、其他は居住地にて管轄を異にす、(八)巫女大神樂等は、其祖に關しては寺社奉行、一身に關しては居住地の管轄に從ふ、以上は

一般の訴訟にして、此外堂上或は諸大名に關したる事體の輕からざるものは老中若年寄以下の合議、及び庭に進みて將軍の直裁を要するものとす、而して老中若年寄の裁判するところありて、東海道の諸驛にて起れる捕逃、殺人、變死の如きこれなり、而して上述の吏員にて專決しがたきもの、又は決するを得ざるものは評定所に於ておくる、評定所は幕府裁判の最高府にして、寺社、町、勘定の三奉行管轄の特に重大なるもの、三奉行中二者以上に關聯するもの、及び其他事府より幕府に關係せるもの等重大なる事件を裁判する所なり、此所の會合に二種の定日ありて、各毎月三回とす、一を立合と稱し、三奉行、大目付、目付一日を式日寄合と稱し、式日の一同は、三奉行の外に老中出席す、また別に內寄合あり、月番の役宅に於て、其開役並に部下の士を會して評定す、亦每月三回なり、罷して三奉行が評定所の內座にて評定するを內座寄合といひ、三奉行と兩目付と列座するを一座といふ、此外に町勘定の寺社の臣は寺社奉行に屬す、(二)諸藩士の現に江戶に居住せる者は町奉行に屬す、(三)御家人は町奉行に屬す、(四)公領の役人關所番は勘定奉行に屬す、(五)僧侶は小事は其本寺にて判じ、大事を以て寺社奉行に訴ふ、(六)捨牧勾當等は、其居住地武家方、堂上、寺社の臣にして、現に江戶に居住せる者は町奉行に屬す、(七)國多非人は關左衛門車善七郎下は町奉行、其他は居住地にて管轄を異にす、(八)巫女大神樂等は、其祖に關しては寺社奉行、一身に關しては居住地の管轄に從ふ、以上は

サイバラ　催馬樂

催馬樂雅樂の一種、歌曲以て主とす、もと路頭里巷の謳歌なるが、唐樂專ら行はるゝ世となりてより、其音調により其時代の人の好尙に叶ふべく譜を定めて謳ひ、終に高貴の人の用ふる雅樂となりしなりと云ふ、呂律の二旋あり、其調呂旋には、雙調、律旋には平調を常とす、笞鼓々拍子の曲にて謳はるゝ、笏拍子和琴、琵琶、箏、篳篥、横笛の七種の樂器を用ふ、催馬樂の名義に數說あり（一）

樂應悪案抄には普通國より、買物を大蔵省へ納めし時、民の口すさみにうたひたる歌なればいふなりと、(二)催馬樂考には神樂に前張あり、その拍子にうたふ故に、是もさいばりの名を負せしといひ、(三)玉勝間には、長瀬眞幸の説として、其初にいでたる吾駒の歌に伊天安加己末早去欲云々とあり、馬を催す詞なるを以て催馬樂と名づけたりといへり、(四)馬を催す詞なれば「馬催し」と云ふべきに、然か構せざるを見れば、唐樂より出しものならんと、(五)謌曲抄、所運樂譜釋名抄には唐樂の催馬樂に起れりと云へり【附錄】古へは唯だ歌詞のみを奏せしことありしが、今は專ら管絃を加へて奏するを例とす、之を奏する法、發聲者一人笏拍子を掌る、助音十數人に及ぶも妨なし、笙篳篥笛は必ず一人を以て定則とし、絃類には定員なし、現時は、呂に、安名尊、山城、席田、裝束等を行ふ【附錄】音樂略解に「催馬樂は風俗歌の一種にして、其殘れる久米歌に亞ぐものなれども、今日に至ては古調皆亡びて傳はらず、其沿革を考ふるに、蓋し欽明敏達二帝の朝に至て一變す、此の一變たる音聲の文を改めしに止まりて、拍子等は神樂に相似たり、後ち承和貞觀の際に至て又一變す、當時唐樂盛に行はれしかば、此曲も亦自ら唐樂の樣となれり、後ち文化年中、光格天皇の勅により、又拍子を一變す、中古の曲今尚存すと雖も、常に用ふる所は大抵文化の改作に係ると云ふ」と見えたり、催馬樂の文字は、三代實錄貞觀元年十月廿三日の條に、「尚侍從三位廣井女王奏、廣井者二品長親王之後也云々、廣井少修二德操一舉動有レ禮、以レ能歌見レ稱、特善二催馬樂歌一、請大夫及少年好事者、令レ既而習レ之焉、王子殂逝、時人悼レ之」とあるを初見とす、是により催馬樂が古の貴前より廣く行はれしこと知るべし、其傳來は延喜十年藤原忠房に勅して定め給ひしものと云ふ、今傳ふる所の譜は、圓融天皇の代、一條左大臣雅信の傳流を藤家と云ふ〇古來二流あり雅信の傳流を源家と云へり、戰國時代全く廢絕せしが、後再興し寛永三年後水尾天皇二條城行幸舞樂御覽の時、四辻大納言季継に命じて催馬樂を行はしめたり、現時も他の雅樂と共に行はれたり、猶「ガカク」參看すべし〇右に述べし諸の外、傳ふる所の曲名左の如し(樂略解、如圓社話、歌舞音樂略史)

【呂】安名尊、新年、櫻枝、櫻人、葦垣、山城、眞金吹、此伊國、葛城、竹河、河口、此殿、此殿之、此殿奥、靈山、石川、美作、藤生野、我門、我門堺、大宮、總角、本荻、明正白女、酒飲、田中井戸、難波海、我家、無力蝦、給之河、奥山、奥山堺、

【律】我駒、澤田川、高砂、夏引、貫河、走井、飛鳥井、青柳、伊勢海、庭生、我門堺、我門挙、大路、大岸、淺水橋、刺櫛、靈子、逢路、道口、更衣、何爲、識鳴、老馬、陵名、

サイバリ 前張 將の一種、半尻を著する時に用ふ、親王童體の時に用ふ、蔦表白前に大緒好、後に小緒好、裁縫大口の如し、大口は下に著くる袴なれば、短くして見惡き故に、裏袴指貫を略したる時、見苦からん爲に作りしものなりと云へり、續遊笈塵に、前張の大口も裁縫東帶の下に用ふ大口に變りなし、前を大緒好にして、後ろを緒好にする故、前張ていと屢く見ゆるなり、儀樂の大口は後を大緒好にするより、定基雛うしろ張と戲れ書給ひしものなりと云々」とあり、

サイフ 在府 江戸時代、諸侯等江戸に居住することをいふ、江戸府内に在住の意なるべし、

サイフクジ 西福寺 【附錄】上總國山邊郡東金町〇安國山と號す【附錄】日蓮宗、中本山にて觸頭なり【附錄】もと天台宗にして、叡山の僧上國の亂を避けて、來り住したる所なりと云ふ、文明十一年二月、僧日遊之を再興し、日蓮宗となす、最縁と號せしが、其後天正年間に至り、今の寺號に改む、德川氏の時寺領三十石を領す〇什寶に智者大師の畫像あり、繪筆緻細賞するに足る、讃辭は席の僧法銑の書する所、又勝日二個あり、一は文明十八年四年十月吉日、上總國管生庄椿長谷寺縛日、一は八幡宮勝日平四郎勳遂のもの(上總國誌、名勝地誌、地名辭書)

サイミヤウジニフダウ 最明寺入道 北條時頼(ホウアトトキヨリ)な見よ、

サヰン 左院 【附錄】明治政府初年の職名、太政官中の一院にして、立法の事を議する所なり、事務章程に、一、本院の事務は立法の事を議するを掌る、(明治六年に、此條を、會議及國憲民法の編纂、或は命に應じて法案を草するを掌る所なり」と改めたり)二、凡制度條例を創立し、或は成規定則を增損更革する事、總て議決の上之を正院へ上達すべし、一、凡一般に布告する諸法律制度は、本院之を議するを則とす、云々」と見えたれば、其職掌を知るに足るべし【附錄】議長一人(正三位)、參議より兼任し、又は一等議員より任ず、議事を判するを掌る、一等議員(從三位)、二等議員(正四位、三等議員(從四位)ありて、請立法の事を議するを掌る、書記、文書を掌し、議案を草する事を掌る【附錄】明治四年七月太政官の職制を定め、之を置く、六年六月集議院を廢し、其

事務を取扱はしむ、等で職制を改め、議長、副議長、議官(一等より五等官を置き、此外地方及び各省奏任以上の官之に奏任し、總て議事を掌り、常在議官は、奏て編纂及び法案を草すること、人民建白書に附議するを掌る)書記官(一、二、三等、文案記錄、會計の事、及び建白書を勘覈し、或は編纂の事に奏任す)書記生(一、二、三、四、五等、書記官に分屬して文案記錄會計等の事を掌る)筆生(一、二、三等、淨寫記錄、計算の事を掌る)を置く、七年二月、正院中の財務法制課を左院に附す、又職制並に事務章程を改制し、議官を更に設く、八年四月元老院大審院を置くに及び、之を廢す(法令全書)

サイメイテンワウ 齊明天皇 息極天豊重祚後の諡號、クワヤキヨクテンシ(ヨ)ウコウ(ヨ)ウ

ザイモクブギヤウ 材木奉行 【附錄】江戸幕府の職名、木石の敷支、運搬の費用、賞敬の價直等を掌る、其他柳營及び社寺堂宇を作るべき料の材木を採りて工場に運輸するまでの事をも掌る、若年寄の所管にて、役料百俵、手代二十人、同心四十人之に隷屬す【起原沿革】正保四年十一月、始めて一人を置く、元祿二年正月、石奉行を併せて材木石奉行といふ、後ち三人となる(東鑑、明良帶錄、官制沿革略史)

サイモンブシ 祭文節 【名物】江戸時代俗謠の一種、早に「サイモン」ともいふ、神の靈驗緣起、或は死者を弔ふ意をつゞりて語り唄ひたるより此の名あり、說教節に對しての稱なるべし、此を唄ふ者を祭文讀といふ【起原沿革】說教節の次きて起る、初め只編枝をふり、小さき法螺貝を吹き、之に合せて唄ひたりしが、後には之に說經の節を加へ、更に小唄を交へ、三絃に合せて唄ふに至れり、之を祭文と云ふ、開後本來の祭文を語らず、主として當代の出來事或は世の風俗を面白く、つゞりて唄ふことゝなり、色祭文、心中祭文等の名稱あるに至る、諸國にも赤蔓延して、各種祭文、日本祭文、上州祭文、大阪祭文、祭文、チョンがり節などの俗曲起りて孰も今に傳はる、享保の頃五說教八祭文と稱して最も流行したるが、初德兵衛、お染久松、おさん茂兵衛、小三金五郎、お俊傳兵衛、お夏清十郎、おちよ半兵衛の八つなり(遊笈叢覽、川柳評、雜曲類纂)

サイメイテンワウイゲン 采覽異言 【參考】五卷、

ザイモクブギヤウ 江戸幕府の職名、木石の敷支、運搬の費用、賞敬の價直等を掌る、其他柳營及び社寺堂宇を作るべき料の材木を採りて工場に運輸するまでの事をも掌る、若年寄の所管にて、役料百俵、手代二十人、同心四十人之に隷屬す【起原沿革】正保四年十一月、始めて一人を置く、元祿二年正月、石奉行を併せて材木石奉行といふ、後ち三人となる(東鑑、明良帶錄、官制沿革略史)

サイモンブシ 祭文節 【名物】江戸時代俗謠の一種、早に「サイモン」ともいふ、神の靈驗緣起、或は死者を弔ふ意をつゞりて語り唄ひたるより此の名あり、說教節に對しての稱なるべし、此を唄ふ者を祭文讀といふ【起原沿革】說教節の次きて起る、初め只編枝をふり、小さき法螺貝を吹き、之に合せて唄ひたりしが、後には之に說經の節を加へ、更に小唄を交へ、三絃に合せて唄ふに至れり、之を祭文と云ふ、開後本來の祭文を語らず、主として當代の出來事或は世の風俗を面白く、つゞりて唄ふことゝなり、色祭文、心中祭文等の名稱あるに至る、諸國にも赤蔓延して、各種祭文、日本祭文、上州祭文、大阪祭文、祭文、チョンがり節などの俗曲起りて孰も今に傳はる、享保の頃五說教八祭文と稱して最も流行したるが、初德兵衛、お染久松、おさん茂兵衛、小三金五郎、お俊傳兵衛、お夏清十郎、おちよ半兵衛の八つなり(遊笈叢覽、川柳評、雜曲類纂)

サイメイテンワウイゲン 采覽異言 【參考】五卷、

サイランイゲン 採覽異言 【參考】五卷、新井白石著、西洋紀聞と同時の著述にして、其書名の如く、白石が採覽の餘に、西洋の事情を記したるものにて、其書は、天地の說、人物の說、萬國の說、總論の四部に分ち、天地の說には、地球の形狀、地球の大小、地球の位置、地球の運動、地球の晝夜、地球の寒暑、地球の五帶、地球の經緯、地球の里數、地球の海陸、地球の山川、地球の人物、地球の國都、地球の道路、地球の航海、地球の物產、地球の異聞、地球の總論、地球の圖說、地球の名義、地球の古今、地球の沿革、地球の分合、地球の疆界、地球の總說

町の地子を賜生の食に充つ、承和中に至りては漸貧料不足なるを以て常陸并後陽國の利稲二萬八千四百三十束の代りとして、諸國田租を以て學生等の食に充つ、この後漸減のこと詳ならず（食貨志）

サイワウ　齋王　齋宮（サイグウ）を見よ、

サウウンジ　早雲寺　相模國足柄下郡湯本村○金時山と號す　北條氏綱先考早雲の遺言に依り建立する所、大永元年落成す、故に今早雲寺と稱す、紫野大徳寺の宗清以天和尚を請じて第一世とす　天正十八年豊臣秀吉小田原城を攻めし時、寺内を本陣とし、又當寺にて德川家康以下諸將に饗を給ふ、時の住僧亂を避けて城内に在りしが、數代の檀家滅亡を傷み、絶食して死す、是より堂宇荒廢して今纔のみ存せしが、慶安元年八月境内山林不入の朱印を給はり、漸く改造して舊觀に復す、中興の祖を菊窓存和尚と云ふ、今猶古文書感狀寺什寶多し○本堂の後に北條早雲以下五代の墓、及び宗祇法師の墓あり（新編相模國風土記稿）

サウエイソウフギヤウ　造營總奉行　室町幕府の職名、寺社修造を掌る、造營の稱は、總ての殿舍亭宅に渉ることなれど、足利の世には、流例にて、寺社修造にのみかく稱し來れり、概ね石清水、加茂、東寺の顧の造營には、三管領四職の内にて總奉行たり、又造國の寺社造營の時は、其國の守護大名の内を以て總奉行に命ず（官制沿革略史）

サウカウ　草敎　室町時代、軍陣の案を下書きしたり（續紀、後紀、古事類苑官位部）

サウグウシヤウ　造宮省　造宮職（ザウグウシキ）を見よ、

サウグワシ　造瓦使　王朝時代瓦を造る事を掌る、創置の年代詳かならず、仁明天皇承和元年正月造瓦使の請により、木工寮長上工十四人の内を割き、造瓦長上一人を置く、即ち從八位上機作子（カタツクリ）鳥を以て之に補す（三代格、職官志）

サウククワン　左官　佐官（サクワン）の誤音、主典に同じ、職級は四等官中の下位、四部官（シブクワン）を見よ、

サウケイ　精鶏　菊莖を切て湯ざきたれみそにて煮たるものを云ふ（儀制令）

サウゲシヤク　象牙尺　物をはかる尺の名、其長さ曲尺の九寸八分弱に當れり、大和國法隆寺の所藏にて、聖徳太子の遺物とし、「上宮太子古尺」といへど、是れ唐の鵲牙尺なるべし、其尺紅に染りたるを以て紅牙尺ともいふ、古今要覽稿に、大和國法隆寺に聖徳太子の納置給ひしと云ひ傳ふる象牙尺あり、この尺のこと、先輩も何くれと云置たれども、大かたは眞物を見ずして云ふ說どもなれば謬多きを、己いにした覚政四年にかしこに至りて、親しく其眞物を見て、手づから模寫し來れるが、全體は象牙にてつくれる尺にて、すべて唐繍に綵色して花鳥を畫き、一寸より五寸迄刻めるが、全く今の鐵尺に合へども、その以下は刻なく、曲尺の五寸に三分足らず、上の五寸とを合せて九寸七分あり、これを或は周尺なりと云ひ、或は、四土のもの〳〵知くいへる人の多きは、凡て皇國の故實にうとく、かつ彼國の尺度の由來にも關き放なり、其の故はこれ全尺にあらず、古尺の本樣を殘せる物にて、その面に五寸のみ刻みて、以下を略せるは、五寸を倍して尺なしるに足り、寸度だに得れば、分またおのづから詳かならず、江戸幕府の時に至り、諸職人々行はれ、從に役徳と稱し、役向に因り賄賂を受ることあり、延寶二年御用職人町人等よりの音物を受くることを嚴禁し、同五年、公事訴訟人より賄賂を贈りたる者あらば、其如何を問はず一切許容せず、また裁許後年月經過すとも、知れるに至らば罪科に處すべき旨を達せり、寛保三年、贈賂の贈證者、及び取持せし者は輕追放に處し、此を請けし者にて品を返さば、贈賄者及び取持人共に村役人ならば役儀を免じ、平百姓ならば過料に處す、御定百箇條に、盜賊より賊を受けし者の仕置定めあり、强盜の贓主を尋ね、其賊を受けし者の仕置定めあり、强盜の贓主を尋ね、其賊を受けざる者は重追放に處し、竊盜の贓主を尋ね、其賊を受けざる者は重追放に處し、竊盜の贓主を尋ね、其賊を受けざる者は過料、盜物と知て故に買入れし者は所拂、等の刑に處する由見えたり、明治維新に至り、三年に新律を頒布し、六年に改正律令を發布せられたる時、又此の罪を定む、今此を略す（御定百箇條、古事類苑法律部、法令全書）

サウザウシ　造雜物司　太政官臨時の司にして、元明天皇の和銅二年三月始めて此司を置き、藤原朝子（藤原鎌足の女）を以て尚藏とす（續紀）

サウガン　象眼　（一）帛紙等に押したる細き線文　（二）金銀等を以て器物に文を描くこと、（三）金銀線を以て鳥獸花草等を器物に嵌め込みたる細工をいふ（工藝志料）

サウギガクシ　造伎樂司　王朝時代寮の樂器を造ることを掌る、隋唐天皇神龜景雲三年内藏忌寸若人を造伎樂長官となす、其後所見なし（續紀）

サウギシ　裏儀司　ノツカサ　ともよむ、葬禮用の幡旒など、棺に隨て持ち歩き行くものなる故に名づく　勝部者の被管　因事の儀式及び興葬の具を掌る、治部省位下、佑一人正八位上、令史二人大初位下、使部六人、直丁一人　（職員令集解、文武天皇大寶元年に創置し、平城天皇大同三年廢吹司に併合す（令義解、三代格）

サウキシ　造器司　王朝時代諸國の器具を造る事を司る、元正天皇養老二年始めて此司を置く、藤原朝子（藤原鎌足の女）を以て尚藏とす（續紀）

サウキヤククワンシ　造客館司　王朝時代蕃客宿館の造營の事を掌る、聖武天皇天平四年始めて之を置く、臨時の職なり（續紀）

サウキヨク井ン　蒼玉院　廊田長賢（ニハ

サウキヨクモン井ン　蒼玉門院

等こと有り、降りて鎌倉室町の時代に至ては、一定の律ありしや詳かならず、江戸幕府の時に至り、賄賂嚴々行はれ、從に役徳と稱し、役向に因り賄賂を受ることあり、延寶二年御用職人町人等よりの音物を受くることを嚴禁し、同五年、公事訴訟人より賄賂を贈りたる者あらば、其如何を問はず一切許容せず、また裁許後年月經過すとも、知れるに至らば罪科に處すべき旨を達せり、寛保三年、贈賂の贈證者、及び取持せし者は輕追放に處し、此を請けし者にて品を返さば、贈賄者及び取持人共に村役人ならば役儀を免じ、平百姓ならば過料に處す、御定百箇條に、竊盜より賊を受けし者の仕置定めあり、强盜の贓主を尋ね、其賊を受けざる者は重追放に處し、竊盜の贓主を尋ね、其賊を受けざる者は過料、盜物と知て故に買入れし者は所拂、等の刑に處する由見えたり、明治維新に至り、三年に新律を頒布し、六年に改正律令を發布せられたる時、又此の罪を定む、今此を略す（御定百箇條、古事類苑法律部、法令全書）

サウザツアツハフヨウシ　造雜物法用司　元明天皇の和銅二年三月始めて此司を置き、

従五位上采女扶夫多治比三宅麿、従五位下舟甚勝、笠吉麿を以て之に補す、後ち板屋司と改め、並続一に準ぜらる（続紀、職官志）

サウシ　掃司　「カニモリノツカサ」とも訓む。後宮十二司の一、掃部寮掃除雑役を供奉する事を掌る。掃部寮尚掃一人准七位、典掃二人准八位、女孺十人。文武天皇大寶元年始めて制定し置く（令義解、職官志）

サウシ　冊子（策子）　綴ぢたる書物の總名、枚に數本とも、數文とも云ふ、松の落葉に、骨本と云ひつるは、皆巻物にて、後に綴たるが出來つるを、さうしとぞ云ひける、かゝれば巻物は、骨様にてうるにしく、さうしほのち〳〵のものにこそ、さるからにいふ〳〵の紙してうつくしくもつくれゝなり（中略）はじめは本なるを、さうしにうつさせたまふは、見るに倦り絵けれはなるべし、然のみならず、珍しきを好むは、人の心の習なれば、新様に追りいとなませたまふにこそ、かくて漸々に冊子の方多くなりゆき、はて〳〵にこれを本と云ひ、もとの本はかたはらになりて、今は巻物とぞ云ふなる云々とあり、其綴方には胡蝶綴、唐閉、大和綴、袋綴、結綴、康綴、等の別あり、又書物の體裁上に就ても、旋風葉、胡蝶装、結葉、章冊子、袋冊子等の種類あり、冊子の名は日本紀略延喜十九年十二月の條に「二日詔以讃言根本阿閦梨翻大智正空海、入唐求法請文冊子并帖、安置経蔵」とあるを始めとや云ふべし、枕草子に、うすやうのさうし、むら濃の糸して、おかしくとぢたる云云、紫式部日記に「おまへには、御さうしつくりいとなませたまふて云々」と見えたり、

サウシ　草紙（草子、髪紙）　思ひ當れる事何くれとなく書き付けたるもの、即ち隨筆體の書物の總名、草藁の義、一説に冊子の轉なりと（儀制要）枕草子春曙抄に、草紙は雑紙とも書けり、草紙は物の下がきや草案草藁などいへる其心にて、失たる消書をもしあさる物とのこゝろにや、雑紙ほかみなならべてかきつらねし心なるべし、何れも書物語などの總名を云ふ也と云へり、我國にては落少納言の枕草子を最も古とす。

サウシ　藏司　【令義解】クラツカサとよむ　【職員令】納殿、財貨、雑物の出納を掌る、御装束、珍寶等の出納を掌る、御禊東の装、継は縫殿寮掌り、調進は内藏寮の所管なるなり、藏司にては其調進の品を藏めて、時々供奉するものなるべし【職員令】尚藏一人、准従三位、典藏二人准従四位、掌藏四人准従七位、女孺十人准少初位【田令】公廨稲文武天皇大寶元年制定して之を置く、後世廢絶の年詳ならず（令義解、継註令義解校本）

サウシ　藏司　曹司　局を云ふ、又人の若干をも云ふ、部屋住と云ふ意なり、局より轉じたるなり、委しくは「ツボネ」、「ナンザウシ」を見るべし（安斎隨筆）

サウシキ　屍式　【上代】には殊に葬事を重んじ、務めて厚葬の風あり、人死すれば別に新屋を作りて殯斂す、其新屋を喪屋と名づく、其中に棺を置き、白細布にて裝飾し、種々の鎮魂歌舞を行ひ、數日の後ち酒食を供へて誄詞を奏す（誄詞は死者生前の功勲善行を追想して、これを吊ふ詞）かくて一定の日を過ぐれば、棺を土中に埋む、上流の埋葬【中古】には、僧尼を列ねて、これを送る、これに岐佐理持（ヤリモチ）（死者の食物を持ち行く者、高貴の者は、飯を玉敷に、水を玉椀に盛りて行く）幡持（葬地を掃酒する者）等従ひ、棺（柩泣の聲を挙げて、悲哀の情を表する者）等従ひ、棺を遷りて葬所を經へし、音樂を奏し、手炬を燦やして供奉す、而して家に死人あれば、其家を喪て一家族挙げて他に移る風あり、これ汚穢を忌む習性より出でたるものにして、記紀、萬葉といふ、神武天皇以來數十世の間、歴代遷都ありしも、この風習より出たるものに外ならず【奈良朝時代】人死すれば、まづ殯宮又は喪屋を作りて、棺を置くこと古風に異ならず、すべて殯宮、喪屋は白絹布を以て裝飾し、こゝに仕ふる舎人も、皆白色の麻衣を着く、新くて生時の如く酒食を供へてこれを祭り、誄詞を奏し、棺を葬地に送る、其途路亦古來の習慣に從ひ、玉鉾に飯を盛り、玉椀に水を盛り、青赤の幡旛を樹立て、鳴、幡幢を進ね、笛、大角、小角を吹き、金鉦、鼓鼓を鳴らし、手炬を燦やして送り行くなり、棺を埋めて後、生前親近の人、一週間程其墓に廬を作りて宿り、又人大勢運ばり、火葬是なり、文武天皇四年、元興寺の僧道昭、寂し、遺體を栗原に茶毘せしむ、これ古來印度支那に於て、佛葬間に行はれたる風俗にして、我國火葬の始めとす、大寶二年、持統上皇崩御ありしが、遺詔して火葬せしめらる、これ天皇の火葬の始めなり、其後佛教の流行に從ひ通習となりて、火葬大に行はる、天平勝寶八年、聖武上皇崩御の時、葬儀に、獅子座、香天子座、金輪幢、大小寶蓋、香體、華幡、蓋敷等を用ひて悉く佛式によられしかば、習慣全く恒例となれり【平安朝時代】古來厚葬の風は容ゝ加はりしかば、桓武天皇延暦十二年、葬儀の制に論え、富豪の市人、貴賤の席を案り、隊伍を列れ幡幢を翻へし、葬り了れば醒酔して歸るとて、これを競撃して六年に、諸司の服忌未だ終らざるに、私に吉服に更むることを禁じ、承和九年、嵯峨上皇崩御に臨み、遺詔して葬儀を減くし、柩を挽く者、塩を乗る者、各々

十二人とし、賤者二十人に過ざらしめ、土を封ぜず、樹を種ゑず、山陵を起すことなく、別に園邑を設くることなからしめしかば、葬費僅に商布二千段、錬一千貫文のみなりと云ふ、天皇薄葬を尚びたまふ風も其極に達し、淳和天皇は遺詔して茶毘の後は、御骨を砕き、大原野の西の山に散せしめて、山陵を起すことなからしめらる、當時中納言藤原吉野諫めしかども聴されざりき、火葬は、前時代既に其壌を開きたりしが、此時に及び、佛教の盛大に伴ひて、殊にこれを行ふもの多く、京都の人は多く鳥部野を茶毘所となせり、貞観十三年制して五條荒木の西の里、六條久受の里、十條の下石原の西外の里、十一條の下佐比の里、十二條の上佐比の里等を、京都庶民の葬地と定む、後世京部に五三昧場あり、阿彌陀峯、舟岡山、鳥部野、西院、竹田、こねなり、滅は云ふ、東寺、四塚、三條河原、千本、中出延年寺、これを五葬所といふと、喪服は鈍色にして死者との親疎に從ひて濃淡を異にすること年期と同じく、特に重きは乗輿調度に至るまで總て鈍色のものを用ひたり、而してまた死人の住みたる跡には、僧侶を招きて讀経せしめ、或は直に其家を寺に變ふるものあり、遺骸を埋みたる所には、石碣、又は卒都婆を立て、墓標とす、七日、七七日など時々の讀経供養ありて、一周年に當りたる日には、御佛の榮（ワガ）と名づけて、また僧侶を聘して誦経供養せしむ、この日に至れば、重服の人も皆喪服を脱ぎて平服に更む、これを最終の法事として、この上に三周忌、七周忌などの法事を行ふことは未だなかりき「餝倉時代」には葬事といふことを忌みて、吉事又は勝事といひ、いま京都貴族の間に行はれたる葬儀の大略をいはゞ、人死するや、先づ其座を直して北枕とし、衣を掩ひ、枕元に屏風

几帳を立てて遮し、燈火を點じ、香を焚き蕭らす、燈火は葬儀の終るまで、消えざるやうに守らしめ、夏日はよき酢を茶碗にいれ、鼻邊に置きて屍臭を消す、近習祇候等香々伺候して念誦す、棺は大抵木製にして、長さ六尺三寸、廣さ一尺八寸、高さ一尺六寸を普とし、覆布を以てこれを掩ふ、其中には香土器の底に穴を穿ち、其上には曼陀羅を描ける野草衣を敷き、屍體の移動を防ぎ、傍ら漏液を吸はしむ

らず、大抵は大抵方七間にして、四面板を以て圍み、各々一間半許の門口を開く、各門口に鳥居あり、東は普心門、南は修行門、西は菩提門、北は涅槃門といふ、その中央に火屋あり、方一間半、高さ二間、四面壁を以て塗り、各々龕を入るべき口を開く、葬儀の日に、名僧智識、喪主となりて、龕前の佛事を行ふ、別に下火、起龕、龍龕、點茶、點湯、掛具、誦經、念誦、起骨、初七等の役者ありて、皆僧侶のなす所なり、佛事終れば勤仕の人各々燒香し、終りて棺を葬場に送る、力者棺を舁き、松明を乘る者、幡、天蓋を持つ者、鉢を打ち、鈸鉦を打つ僧、燭奠、香爐、花瓶、湯瓶、茶湯、掛具等を持つ僧次第を追うて扈從し、位牌は通常、家督の人、これを捧げ、棺の善の綱は日頃愛願を蒙りし者これに取りつき、棄物に到れば、三たび火屋を廻り、讀經ありて佛事終れば、これを起骨といふ、後に踏寺に分納す、その頃死人の家には、物忌札を門口に立つ、さてその後の佛事は、七日毎に營み、また臨時に設くることあり、七七日(四十九日)に至りて一段落とし、これまでの間を中陰といふ、その後は百箇日、一週年、三年、七年、十年、十三年、十七年、二十三年、二十五年、二十七年、三十年、三十三年、三十七年、四十三年、五十年、百年を經る等に各々佛事を營みたり(江戸時代)高貴の葬儀は、鎌倉以來の風の一たび正規となりて、また漸く壞れたるものに過ぎず、中流社會の喪儀は、人死すれば家人は屍體を先蓋の上に移し、倒まに屏風を立て、枕頭に刀を置き、盥を立て、香を炷き、燈をかゝげ、屍體の上に刀を置きて惡鬼の來襲を防ぐ、直に訃を比隣親縁知己に告げ、また檀那寺に報ずれば、何れも集り來りて吊詞を述べ、香花料を贈り、或は葬儀を助く、檀那寺よりは僧を派して終夜枕頭に於て讀經ぜしむ、これを枕經といひ、其僧を伽僧(トギノ)といふ、その中央に火屋あり、方一間半、高さ二間、四面壁を以て塗り、各々龕を入るべき口を開く、葬儀の日に、名僧智識、喪主となりて、龕前の佛事を行ふ、別に下火、起龕、龍龕、點茶、點湯、掛具、誦經、念誦、起骨、初七等の役者ありて、皆僧侶のなす所なり、佛事終れば勤仕の人各々燒香し、終りて棺を葬場に送る、力者棺を舁き、松明を乘る者、幡、天蓋を持つ者、鉢を打ち、鈸鉦を打つ僧、燭奠、香爐、花瓶、湯瓶、茶湯、掛具等を持つ僧次第を追うて扈從し、位牌は通常、家督の人、これを捧げ、棺の善の綱は日頃愛願を蒙りし者これに取りつき、棄物に到れば、三たび火屋を廻り、讀經ありて佛事終れば、これを起骨といふ、後に踏寺に分納す、その頃死人の家には、物忌札を門口に立つ、さてその後の佛事は、七日毎に營み、また臨時に設くることあり、七七日(四十九日)に至りて一段落とし、これまでの間を中陰といふ、その後は百箇日、一週年、三年、七年、十年、十三年、十七年、二十三年、二十五年、二十七年、三十年、三十三年、三十七年、四十三年、五十年、百年を經る等に各々佛事を營みたり(江戸時代)高貴の葬儀は、鎌倉以來の風の一たび正規となりて、また漸く壞れたるものに過ぎず、中流社會の喪儀は、人死すれば家人は屍體を先蓋の上に移し、倒まに屏風を立て、枕頭に刀を置き、盥を立て、香を炷き、燈をかゝげ、屍體の上に刀を置きて惡鬼の來襲を防ぐ、直に訃を比隣親縁知己に告げ、また檀那寺に報ずれば、何れも集り來りて吊詞を述べ、香花料を贈り、或は

葬儀を助く、檀那寺よりは僧を派して終夜枕頭に於て讀經ぜしむ、これを枕經といひ、其僧を伽僧(トギノ)といふ、その中央に火屋あり、方一間半、高さ二間、四面壁を以て塗り、各々龕を入るべき口を開く、葬儀の日に、名僧智識、喪主となりて、龕前の佛事を行ふ、別に下火、起龕、龍龕、點茶、點湯、掛具、誦經、念誦、起骨、初七等の役者ありて、皆僧侶のなす所なり、佛事終れば勤仕の人各々燒香し、終りて棺を葬場に送る、力者棺を舁き、松明を乘る者、幡、天蓋を持つ者、鉢を打ち、鈸鉦を打つ僧、燭奠、香爐、花瓶、湯瓶、茶湯、掛具等を持つ僧次第を追うて扈從し、位牌は通常、家督の人、これを捧げ、棺の善の綱は日頃愛願を蒙りし者これに取りつき、棄物に到れば、三たび火屋を廻り、讀經ありて佛事終れば、これを起骨といふ、後に踏寺に分納す、その頃死人の家には、物忌札を門口に立つ、さてその後の佛事は、七日毎に營み、また臨時に設くることあり、七七日(四十九日)に至りて一段落とし、これまでの間を中陰といふ、その後は百箇日、一週年、三年、七年、十年、十三年、十七年、二十三年、二十五年、二十七年、三十年、三十三年、三十七年、四十三年、五十年、百年を經る等に各々佛事を營みたり(江戸時代)高貴の葬儀は、鎌倉以來の風の一たび正規となりて、また漸く壞れたるものに過ぎず、中流社會の喪儀は、人死すれば家人は屍體を先蓋の上に移し、倒まに屏風を立て、枕頭に刀を置き、盥を立て、香を炷き、燈をかゝげ、屍體の上に刀を置きて惡鬼の來襲を防ぐ、直に訃を比隣親縁知己に告げ、また檀那寺に報ずれば、何れも集り來りて吊詞を述べ、香花料を贈り、或は

七七日にして墳墓の中に藏む、舍利及び腐は眞宗徒にありては、大谷の骨塔、餘宗にありては高野山、黒谷などに送る、なほ京都に五三昧場ありて茶毘の場に供せしことは、既に述べたり、前期、秀吉薨後、豐國神廟を鳥部山に建てしに、鳥部野の茶毘の煙の社頭に通ぜしかば、不淨を避けんがために葬場を建仁寺の前龜林に移したれど、後また鳥部野に復せり、此時代の初め南禪寺金地院の山上に東照宮を勸請せしに、阿彌陀峯の茶毘の臭氣の侵すを忌み火葬場を花頂に移せり、江戸には北に小塚原、南に鈴ヶ森の刑場の邊、及び隅田川の東、行德街道に當れる中川の邊などに三昧場を設けたり、すべて茶毘を業とする賤民を隱坊と稱す、遺骸を埋めまたは燒骨を納むるには、都市にては寺院の墓地に葬り、村落にては寺院の墓地に、または人家に遠からざる所に共同墓地を有してこゝに葬れり、また、新たに死人ありし家には、表中は神棚を封して喪家の入らざる樣にす、鄙俗には經きに三日、五日、重きは一七日、二七日の間、門戸に廬、または黒色の幔麾を垂れ、簷を下し、葉を休みて哀を表す、また士庶ともに忌札また門牌を戶外に貼す、忌札は白紙に忌または忌中の字を書したるものにして、門牌は死者の戒名、年齡、死亡の年月を記したるものなり、さて死後第七日には初七日(中陰)とて、當日または其前夜(逮夜)に、自家若しくは檀那寺に於て法會を營み、親緣知己これに會す、その後一週日毎に僧侶を聘して讀經せしめ、第七週に終り、其日には七七日の法會を營む、但し眞宗派にては多くは五七日に終る、其間に死者の遺物を子弟甥姪朋友家人奴婢等に頒つことあり、又其死したる翌日の命日に至りて、僧侶を聘して讀經せしむ、是を「たち日」といふ、更に第一百日に至り、百箇日の法

事を營み、一周忌、三周忌、七周忌、十七周忌、二十七周忌、三十三回忌、三十七回忌、四十三回忌、五十回忌、百回忌に及ぶ、百回忌以後は五十年毎に法會を營む、神葬(シンサウ)、儒葬(ジュサウ)、佛葬(ブッサウ)、火葬(クワサウ)坐看(日本風俗史)

サウシクワン　造士館　薩摩鹿島藩の學校、寶永三年藩主島津吉貴之を創立し、一に島平町(鹿兒島縣薩摩國鹿兒島郡)に在り、明治の初年廢せらる、

サウシクワン　造士館　薩安中藩の學校(安中誌料)

サウシクワン　造士館　薩三田藩の學校(日本風俗史)

サウシクワン　造士館　薩三田藩の學校(日本教育史資料)

サウシクワン　造士館　薩安中藩の學校(安中誌料)

サウシクワン　造士館　薩鹿島藩の學校(鹿島誌料)

サウシクワン　造士館　薩鹿島藩の學校(當今山下町)

サウシクワン　造士館　薩鹿島藩の學校(鹿島誌料)

サウシクワン　造士館　薩鹿島藩の學校(日本教育史資

五疋、口白鵠二斤四兩、螺鈿料三百疋、同塡料百疋、同塡料百疋、同塡料

上の隅角○龍鼻、器の端、木口○龍頭、木の軸、螺鈿の表縁環の名○龍眼、通統の孔と器端との間、○龍頷、槽の底、螺鈿の處○龍骨、龍舌の如きいふ、黄色の木を以て統ふ處○龍舌、空中の端、○龍吻、裏板の上下に在る空、俗に音穴と呼ぶ○音出、裏の穴、または金戸玉戸といふ○龍帯、玉戸の四邊の小師○三線、器の末に相乗の如きものないふ、俗に梧形とも呼ぶ○龍尾、梧形の表、錦を以て張れる所○腹、背面にて下の方の總名、龍脊また一名なり○龍手、上なる二つの足○龍趾、雨脇端の下に在る木○磯、器の脇を繞ていふ、一に磯逸とも云○渚、龍趾につゞきて端に在る木○林處、統本を結附る小竹○木度、裏板の内に在る王の木○通統孔、統を通する穴○鴨目、通統孔の周の座○統の名は、一二三四五六七八九十斗爲巾といふ、一より五までを太緒、六より十までを中の緒、斗爲巾を細緒と云ふ（此器風俗通に、蒙恬の作る所にて秦琴なりといへども、是原詳

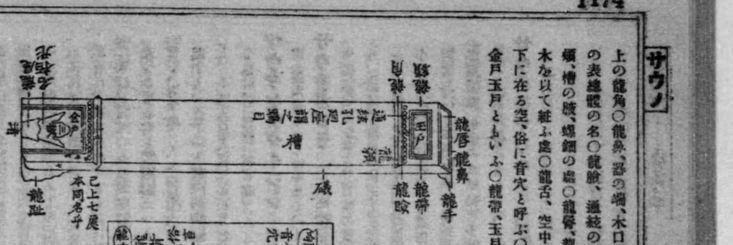
龍唇 龍鼻
龍帯 龍眼
槽
龍舌
龍趾
己上七處本間名乎
龍脇
龍頭
龍吻
龍手
龍帯
龍眼
龍尾
龍趾

東、歳角廻皮漆黄絵韜黒葛洒酒酒等の帯を個へ、
（令義解、延喜式、西宮記）分事儀註に、この三枝祭は、
幸川祭を云ふなし、神祇令に載せたり、三枝の花を
とりて、酒樽をかざる故に、三枝の祭とは申すなり、
この祭もし二月の幸川の祭と同じがるべきが、さり
ながら神祇令に、孟夏の祭のたぐひに載せたれば、先
づ四月の所に申侍れど、おぼつかなき事なり、この故は
令と申す書は淡海公の撰ばれて、奏者年中に奏使せ
らる、是公の大臣は、淡海公の曾孫なり、即ち今に幸
川祭と侍るなれば、是公の始めて建立にはあるべか
らざるにや、奏者以前にもはやありけり神祇なり、是
公の再興しけるを、建立と申すやらん、いとおぼつ
かなし、三枝とかきて、ここにはさいやさともよむ
べし」と云へり。

サエジフ　左衛士府　「ことつかさ」を見よ、

サエダ　小枝　横笛の名称、平敦盛持つ所の笛
なり、此笛は敦盛の父経盛百金を以て漢竹を宋に需
め作り、深更に至つて吹けば、其撃ます〳〵清々た
り、因て左枝と名づくと、敦盛傳へて最後に至るま
で所持せり（樂家錄、樂器考）○儀制令に、小枝也、小
は登語にて枝といふに同じ、又蘇鐵草に竹を小枝草
といふとも見え、盛衰記に、平清盛がもたりし笛は夜
のふくるがまゝにさえければ名づくるよしも見え
たり、されど南部正倉院の所蔵の小枝笛は節に小枝
三つありしと見えたり。

サエモンフ　左衛門府　「エモンフ」を見よ、

サライレ　竿入　江戸時代、検地の事を郡に掛
していふ、検地に間竿（ケンザヲ）を入てはかるを以
てなり、ケンザヲを見よ、

サラガネ　竿金　古金の名目、金銀を鎔して竹
筒に流し込み、竿の如くに鋳造したるものをいふ、入
用の時には、之を能き程に切り、貨幣として用ひた
り（金銀圖錄）

サラチガヒヒキ　竿違引　江戸時代免租の
一、検地の時縄竿を張り打ち、又は野縄を誤記して
免石違等を定めたる後之を正すに、番段別より甚だ
歩数を減ずるなり、ケンチ違条（地方
凡例錄）

サラノベ　竿延　検地の時前の地積より歳が
付新検になれば、間竿の寸尺差ふに付き、打出の出
歩を竿延といふ、元租以来の新墾、六尺竿に成たる
村方にても、論所に成歟、又は何ぞ子細ありて、検地
或は地押等にて、一村の段別改る時、山縄川付野方
等切り添へて、地廻に成り、永頃の段別より絵計に
打出る事もあり、右にいふ如く、新検に成ても、元
和寛永の頃迄は、物毎おふふにて、田畑余歩等、余
計に付たる故、当時検地いたせば、何れ打出有之に
付、新検の額も竿延と云ふ、或に切添へ場所あり、其
場所計り改め出し、高段別相増す分は、新田同然に
て、竿延とはいはず」といへり（ケンチ）参看、

サラノマ　棹間　大内裏清涼殿小板敷の四に
在り、天皇御椅子の覆をかけ置く棹のある所、殿上
（テンジャウ）の称参資（大内裏圖考説）

サヲホトネリレウ　左大舎人寮　「オホトネリレウ」を見よ、

サヲホリ　道板　鍛の名所、（ヨロヒヒを見よ、

サヲホリヂ　酒井氏（播磨姫路）　祖先詳か
ならず、藩輯譜に、徳川殿の御先祖源親氏と申奉
る、初て三河國に至り給ひ、坂井といふ所に留り、
嘉吉元年十二月、御子一人設けらる、坂井五郎親猶
といふ、親猶男子二人、兄は小五郎親忠、弟は與四
郎親憲といふ、親忠、信光の子親忠と申奉れば名幾
を改て、坂井左衛門尉氏忠といひ、入道して浄賢と
號す、是も男子二人、兄は将監忠貞、弟は左衛門尉
忠次といひしなり、與四郎親憲に、雅楽助正親の父な
りと云々、此説詳なるに似たり、されども雅楽助正
親の系圖に合せ考ふるに大に異なり」といへり、一説
に、大江廣元の男忠成爲親藩東郷の遠祖たり、其
曾孫海東左京将監忠勝元弘元年關東の討手として近
江國唐崎濱合戦に討死す、男次郎左衛門尉忠貫後井
武常と共に越中にて討死す、男小五郎忠明三河國幡
豆郡坂井郷の縁掌となる、某子忠時子二人あり、長を
酒井太郎左衛門尉忠親と云ふ、忠親は坂井郷庄官を勤
り、弟忠則雅永三十一年尹良親王に仕へ、後三河國瀧
に住し、後同國大濱下宮に住す、忠則女子のみにして
男なし、時に上野新田の族大郎吳衛親氏三河に流浪
せし頃、忠則の女に配して酒井五郎廣親を生む、是よ
り酒井源氏となる、廣親文明十一年七月松平信光安
祥城攻の時討て武功を著す、時三十九歳、此より
世々徳川家昌たり、六世與四郎正親徳川家康に仕へ、
雅楽助に任じ、三河四是を賜ふ」といへり、正親の男
與四郎忠意天正十八年相模國甘縄に移り、後武蔵川
越城を賜ひ一万石を領し、従五位下河内守となる、
慶長六年二月關ヶ原の役の功を以て二万石加賜、封
を上野國に移され厩橋城を給む、十年十二月雅楽頭忠世に
一万石を郡波郡に賜はる、十年十二月雅楽頭忠世に
京都賓番の資として五千石を近江國栗田日野の領所
に加賜せらる、十四年二月五千石を上野國善養寺に
加賜せらる、元和二年九月二万石加賜、五年十月老

申嫡たるの累勤を以て一万石加賜、八年十二月老中
職たるの累勤を以て二万六千石、九年十二月同じく
二万石加賜、寛永二年八月阿波守忠行二万石を上野
國厩岡に加賜、十年四月一万石加賜、前封を併せて
十六万千石、十四年正月二万二千五百石を次子日向
守忠能に分封す、寛文三年二月雅楽頭忠清大老に補
せられ三万石加賜、延寶八年正月十二日二万石加賜、
天和元年二月上野國伊勢崎二万石を次子下野守忠寛
に分封す、五月二万石を削らる、明暦八年十二月雅楽
頭忠挙二万石加賜、寛永四年七月堅田二万石を封額
に加ふ、寛延二年正月雅楽頭忠恭播磨國に移封し姫
路城を治む、文政二年五月雅楽頭忠實淀間班に進む、
天保三年五月啓行に熾刀を用ふを許さる、幕末相継
ぎて明治に至り華族に列し伯爵を授けらる（藩輪譜、
系圖、徳川加除封錄、華族諸家傳、華族誌）

○廣親―家忠―信親―家次―清秀―正親

- 重忠―忠世―忠行―忠清―忠挙―忠相
- 親愛―親本―忠恭―忠以―忠道―忠實
- 忠挙―忠寶―忠顯―忠綱―忠淳―忠邦
- 忠興

サカ井ウヂ　酒井氏（上野伊勢崎）　酒井河
内守重忠曾孫左中將酒井雅楽頭忠清の二男、酒井忠
寛を祖とす、寛文六年十二月諸大夫となり、下野守
と號す、天和元年二月父の封地内上野國に於て二萬
石を分地し、伊勢崎に居す、子孫相繼ぎて明治に至
り、華族に列し子爵を授けらる（系譜、徳川加除封錄、
武鑑、華族誌）

○忠寛―忠告―忠温―忠怡―忠等―忠貫

- 忠次―忠勝―忠當―忠義―忠眞
- 忠政―忠直―忠種―忠器―忠發―忠寛

サカ井ウヂ　酒井氏（上野伊勢崎）　酒井河
内守重忠曾孫左中將酒井雅楽頭忠清の二男、酒井忠
寛を祖とす、寛文六年十二月諸大夫となり、下野守
と號す、天和元年二月父の封地内上野國に於て二萬
石を分地し、伊勢崎に居す、子孫相繼ぎて明治に至
り、華族に列し子爵を授けらる（系譜、徳川加除封錄、
武鑑、華族誌）

○忠寛―忠告―忠温―忠怡―忠等―忠貫

- 忠次―忠勝―忠當―忠義―忠眞
- 忠政―忠直―忠種―忠器―忠發―忠寛

サカ井ウヂ　酒井氏（出羽松山）　家内大臣忠
勝朝臣三男酒井忠恒を祖とす、正保四年十二月父の
遺領の内出羽國村山郡海田川三郡にて二萬石を分知
し、松山に住す、明暦元年十二月従五位下に叙し大學
頭となる、安永八年十二月右見守忠休若年寄たり累
勤により五千石加賜、城主格を賜ふ、前封を併せて二
萬五千石、寛政子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、子
爵を授けらる（系譜、徳川加除封錄、武鑑、華族誌）

○忠恒―忠雄―忠休―忠孝―忠聽―忠眞

サカ井ウヂ　酒井氏（若狭小浜）　羅城鷹正
親の三男與七郎忠利を祖とす、天正十八年忠利武藏
河越の地三千石を受く、慶長六年三月關ヶ原の役の
功を以て七千石を加賜せられ、封を駿河國に移され
田中城を治む、十一年十二月叙爵せられ信後守と稱
す、十四年九月一萬石加賜、依て封を武蔵國に移さ
れ河越城を治む、十九年十二月嗣子讃岐守忠勝に三
千石を下總國に賜はる、元和二年（六月改元七月）酉歳の徳相
補せられ、一萬石を加賜せらる、寛永十一年十二月一萬石加
賜、九年十二月一萬石を武藏國深谷に加賜せらる、寛
永三年三月二萬石加賜、四年十一月讃岐守忠勝父の
封を襲ふ、九年九月二萬石加賜、十一年閏七月大老職
たるの累勤を以て二萬石加賜、封を若狭國小濱城に
移され、若狭國小濱城を治む、十三年正月二十日一萬
石加賜、前封併せて十四萬石、寛文八年六月修理大
夫忠直二萬石を、兄備後守忠勝の子大和守忠國に分
封す、天和二年九月遠江守忠慶姫路二萬石を次弟右
京亮忠囿に、同三千石を三弟數馬忠垣に分封す、文
久二年三月若狭守忠義京都所司代たるの累勤を以て
一萬石加賜、十月二十五日一萬石を賜らる、爾来子孫

相繼ぎて明治に至り、華族に列し　伯爵を授けらる（系譜、德川加除封錄、武鑑、華族譜）

○忠利——忠時——忠直——忠隆——忠圀——忠音
　忠存——忠用——忠興——忠貫——忠道——忠順
　忠敬——忠氏——忠綱（初名忠道）

サカ井ウヂ

酒井氏（越前鞠山）　酒井備後守忠期孫、酒井修理大夫忠直の二男忠綱（初名忠登）を祖とす、寛文十二年十二月從五位下に叙し、右京亮に任じ、天和二年九月父の遺領の内、越前の我貫（五千石）並江の高鳴（五千石）にて一萬石分地し、越前國鞠山に住し、貞享四年八月大番頭となり、十五年閏八月職を辭し、寶永三年五月卒す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系譜、德川加除封錄、鞠山誌略記、華族誌）

○忠綱——忠經——忠苑
　忠恒——忠胤——忠一——忠美——忠勇

サカ井ウヂ

酒井氏（安房知知山）　酒井備後守忠利孫、酒井備後守忠朝男酒井忠國を祖とす、寛文八年六月叔父酒井修理大夫忠直、封地の内安房國平群郡越前國教賀郡の内にて一萬石分知し、安房加知山に住す、同年十二月從五位下に叙し、越前守に任じ、延寶八年十二月大番頭となり、大和守に改む、天和元年十二月奏者番となり、寺社奉行を兼ね、奉行の勤功により同二年八月上總安房兩國の地五千石を加賜し、都て一萬五千石を領す、子孫相繼ぎて、明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系譜、德川加除封錄、武鑑、華族誌）

○忠朝——忠國——忠胤——忠寓——忠大——忠郎

サカ井タダツグ　酒井忠次　名譽幼名小平次、後ち小五郎と改む、駿發後一智と號す、法名先求院高月綠心　系譜雜記淨賢の子、世々德川氏に仕へて其重臣たり、忠次、德川廣忠の絲に配し德川家康の伯母聟なりしかば、寵遇殊に厚く、擔勢屢々至ふるものなし、永祿六年の秋、一向宗門徒の德川氏に叛くや、之を討じて功あり、七年六月今川家の部將小原鎭實を吉田城に攻めて之を拔く、茲に於て三河國悉く德川氏に屬す、よりて吉田城を忠次に賜ひ、東三河の落鎭となる、元龜元年六月、家康に從ひて、織田信長を援ひ、朝倉淺景の軍と大に姉川に戰ひ殊勳あり、三年味方原の戰には、小山田備中守の陣を碎り、天正元年二月には、鳳來寺城を攻めて之を陷る、三年七月武田勝賴來りて德川氏を攻め、長篠城を圍む、家康其後ろ牽として、手信康と共に兵を率ゐて吉田城に入り、信康は山中に陣す、忠次また城を出で、生鷹原附近に於て山縣昌景と戰ふ、數千もなくして信長來り援ひ、總軍合して十餘萬騎、有海ヶ原に次す、勝賴卽ち族弟信實及び部將七人をして、意見察を成らしめ、更に陣を分ちて長篠を攻め、自ら一萬五千餘騎を以て織田川を渡りて陣す、時に忠次策を獻じて曰く、臣願くは、兵を率ゐて情じて南に出で、山路に沿うて急に處星を襲うて之を屠らば、次日の戰必ず利あるべきなりと、家康信長大に之を嘉みし、兵を授けて策を行はしめしが、果して圍に當り、勝賴大敗して退く、信長其功を賞し寵刀を賜ふ、仍にして天正十年家康甲信を徇へて制度を定つるや、忠次命を受けて信濃十二郡の事を領知す、十二年小牧の役鼻長一の軍に當り、奮戰して之を破る、尋で男吉家康と和し、家康上洛の事あるに及び、忠次また之に從ふ、實に天正十四年なり、十六年致仕入道して一智と號す、十八年家康大に次の來邑の削減せられ就いて哀訴す、家康曰く、忠次汗顏して退く、蓋し家康に傳たり、而して信讒また其間に入りて、遂ふこと能はず、秩に言はず、年七十（落飾譜、野史）

サカ井タダヨ　酒井忠世　名譽幼名四郎、忠次の長子、天正十六年四月、從五位下に叙し、右兵衛大夫と稱し、八月采邑二千石を領す、天正十八年關東に從ひて江戸に住へて三千石を領す、慶長元年十月京都に上洛の事あるに及び、忠世また之に從ふ、實に天正十四年なり、十六年致仕入道して一智と號す、十八年家康大に次の來邑の削減せられ就いて哀訴す、家康曰く、忠次汗顏して退く、蓋し家康に傳たり、而して信讒また其間に入りて、遂ふこと能はず、秩に言はず、年七十（落飾譜、野史）

サカ井タダヨ　酒井忠世　名譽幼名四郎、忠次の長子、天正十六年四月、從五位下に叙し、右兵衛大夫と稱し、八月采邑二千石を領す、天正十八年關東に從ひて江戸に住へて三千石を領す、慶長元年十月京都に上洛の事あるに及び、忠世また之に從ふ、實に天正十四年なり、十六年致仕入道して一智と號す、十八年家康大に次の來邑の削減せられ就いて哀訴す、家康曰く、忠次汗顏して退く、蓋し家康に傳たり、而して信讒また其間に入りて、遂ふこと能はず、秩に言はず、年七十（落飾譜、野史）

サカ井タダキヨ　酒井忠清　名譽幼名忠行の子、母は

世に忠清を下馬將軍と稱せり、「ケバシヤウアン」參看（德川實紀、野史）

サカ井タダツグ　酒井忠次　名譽幼名小平次、後ち小五郎と改む、駿發後一智と號す、法名先求院高月綠心　系譜雜記淨賢の子、世々德川氏に仕へて其重臣たり、忠次、德川廣忠の絲に配し德川家康の伯母聟なりしかば、寵遇殊に厚く、擔勢屢々至ふるものなし、永祿六年の秋、一向宗門徒の德川氏に叛くや、之を討じて功あり、七年六月今川家の部將小原鎭實を吉田城に攻めて之を拔く、茲に於て三河國悉く德川氏に屬す、よりて吉田城を忠次に賜ひ、東三河の落鎭となる、元龜元年六月、家康に從ひて、織田信長を援ひ、朝倉淺景の軍と大に姉川に戰ひ殊勳あり、三年味方原の戰には、小山田備中守の陣を碎り、天正元年二月には、鳳來寺城を攻めて之を陷る、三年七月武田勝賴來りて德川氏を攻め、長篠城を圍む、家康其後ろ牽として、手信康と共に兵を率ゐて吉田城に入り、信康は山中に陣す、忠次また城を出で、生鷹原附近に於て山縣昌景と戰ふ、數千もなくして信長來り援ひ、總軍合して十餘萬騎、有海ヶ原に次す、勝賴卽ち族弟信實及び部將七人をして、意見察を成らしめ、更に陣を分ちて長篠を攻め、自ら一萬五千餘騎を以て織田川を渡りて陣す、時に忠次策を獻じて曰く、臣願くは、兵を率ゐて情じて南に出で、山路に沿うて急に處星を襲うて之を屠らば、次日の戰必ず利あるべきなりと、家康信長大に之を嘉みし、兵を授けて策を行はしめしが、果して圍に當り、勝賴大敗して退く、信長其功を賞し寵刀を賜ふ、仍にして天正十年家康甲信を徇へて制度を定つるや、忠次命を受けて信濃十二郡の事を領知す、十二年小牧の役鼻長一の軍に當り、奮戰して之を破る、尋で男吉家康

綱す、五世伊勢少掾幕僚伊勢に住し、伊祖氏と稱す、其孫、上總介忠清佐藤七郎基之七世佐藤二郎基氏嗣志郡榊原邑に住し、榊原を稱す、六世榊原平七郎基政、應永中仁木右馬大夫伊勢敬籠所を押領せし時、亂を避て三河額田郡山中に遷り、始て松平太郎左衛門尉親氏に從ひ、世々松平氏に仕ふるに至る、其孫榊原七郎右衛門清長岡崎大郎三郎慶忠に仕へ、男七郎左衛門長政二男康政と共に家康に仕ふと云ふ、榊原小平太康政永祿六年家康二字を賜ふ、軍功最も多し、天正十四年十一月從五位下に叙し、式部大輔に任ず、同十八年八月上野國館林城に封じ、同國邑樂勢多二郡下野國塩田郡等に於て十萬石を領ぜしむ、文祿元年秀忠將軍の補佐となり、慶長八年十一月上京料として近江國野州栗多清生三郡の內にて五千石を賜ふ、又家康刀及び國綱の鎗二本を賜ふ、寛永二十年七月式部大輔忠次四萬石加賜、封を陸奥國に移され白河城を治む、家貨松平を賜ほる、慶安二年六月一萬石加賜、據棠國姫路城に移封、前封を併せて十五萬石、寛文七年六月式部大輔政倫封を出羽國に移され、村上城を治む、貨永九年五月式部大輔政邦西國探題に補ぜられ、復た播磨國姫路城に移封、寛保元年十一月式部大輔政永復た越後國に封移、高田城を治む、幕末子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる（系譜、藩翰譜、德川加除封錄、華族諸家傳、華族譜）

○康政——康勝——忠次——政房——政倫——政邦——政貽——政永——政敎——政令——政養（ナリ）——政愛（ヌカ）——政敬

サカキバラヤスマサ　榊原康政　名將傳

幼字龜丸、長じて小平太といふ、法名養林院上譽見向岡院殿一品政の二子（榊原家譜、水鏡三年德川家康に初見し其近侍となり、六年上野城の戰に高名し、其後首

（榊原康政花押）

の事あるや、長久手の戰に先陣し、前田盛江等の諸城を陷れ、十月家康の軍を堯すに及び、小牧

等の戰に從ひ、勳功顯る多し、天正十二年家康、豐臣秀吉と矛盾の事あるや、長久手の戰に先陣し、前田盛江等の諸城を陷れ、十月家康の軍を堯すに及び、小牧山に留りて上方勢の押たり、既にして家康秀吉と和し上洛するに際し之に從ひ、十二月從五位下に叙し、德川式部大輔に任ぜらる、德川氏の家臣にして叙任すること始めて事、實に康政を以て始めとす、慶長五年上杉景勝征討の時、東下したりしが、途にして石田三成等の擧兵の報を聞き、更に忠秀を奉じて山道より西上す、會々眞田昌幸信濃上田城に據りて之を遮らんとするや、本多正信は昌幸と戰うことの不利なる手矢を率ぬて城近く押して進しと雖も、昌幸また敢てと之に迫らざりき、然れども秀忠の軍は、昌幸の爲めに大に戰慄に後れ、遂に關ヶ原の戰に會すること能はざりしを以て、家康喜ばず、父子相見ざる事數日に及ぶ、慶政之を愛び、深く家康を諫うて聽に達む一年三河國淵川城を攻めて特功を顯はしたるなどはじめとし遠江の天方、犬居、光明、高天神、近江の姉川、駿河の田中忘る、事あるまじきよしの狀を陳ひしといへり、十一年五月十四日卒す、年五十九、康政勝男にして武略あり、本多忠勝、酒井忠次、井伊直政と共に家康の股肱として知らる、世に並び稱して德川家の四天王といふ（寬永諸家系圖傳、德川實紀、野史）

榊原康政肖像所收（史料叢書繪卷集）

サカキヒヤクセン　彭城百川　名將傳

名は眞淵、字は百川、蓬州及び八仙堂と號す、伊勢の人、有名なる畫家、元明の古蹟を摸して實妙を極む、法橋に任ぜらる、本邦人にして元人の畫格を遺憾なく發揮せし者は百川を以て第一とす、實層三年八月二十五日死す、年五十六（扶桑名畫傳）

サカク　左樂

左方に用ふる樂の義、卽ち唐樂の一名なり、續敎訓抄謂辭樂の條に、神此樂、本は古樂なり、壞急ありて急を樂當に渡して左樂とす、縱

ば林歌を渡して吹くが如し」とあり（歌儀品目）

サカゲンジ　蜷川源氏

蜷川天皇の皇子融より出づ、稻姓源を賜ひ、官左大臣従一位に至る、大納言親仕、是等の三子あり、仕武藏守宛を生む、宛武藏足立郡箕田に居る、因て箕田源氏と稱し、綱を生む、源敎の養う所となる、敎卽ち仁明天皇の皇子光の孫、源綱仲の女婿となる、故に綱滿仲の子賴光に屬す、武勇を以て著はる、所謂四天王の一なり、摩津渡邊に居る、一族渡邊氏と稱す、綱、久を生む、居前松浦に居る、其後松浦氏となる、久八世の孫等經俊赤田保の地頭となる、因て赤田氏を稱す、又孤生氏あり、嵯峨源氏より出づ、延元中孤生保某義綱と新田義治を佐け、勤王節に殉す、其族又足利氏に從う者あり（太平記、渡邊系圖、尊卑分脈）

サカゴシ　坂輿

四方輿の屋形を取り去りて、下ばかりなるを云ふ、四方輿に限らず、手輿をも用ふ、是は山坂を通行する時、屋形などありては樹木にさはりて、甚だ不便なれば、かくして用ふるなり、輿舁大臣公綱は二十四人、略儀には六人を用ふ、又遠近によりて輿なり、二永記に、永正十七年十一月二十八日、今日四宮御方御入室御登山也（中略）俗中從（ヒヨメ）輿（ヒヨメ）乘二朝四方輿一云々、童子乘二昇輿一云々、坂輿二力者舁也」と見えたり（輿車圖考、襲蘊嘶餘）

サカサキウヂ　坂崎氏

氷氏は浮田氏、其先は百濟國より出づ、敏國人兄弟三人幼兒の時船を浮べて我國に到り、備前の一島に止る、該嶼若兒の字を採して我國に到り、備前の一島に止る、該嶼若兒の字を採して我國に到り、備前の一島に止る、該嶼若兒の字を採して

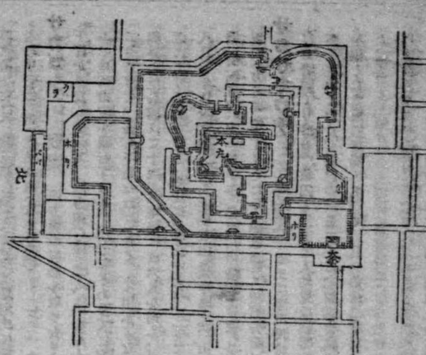

サカタデラ　坂田寺　新撰姓氏録　大和國高市郡高市村大字坂田に舊址あり○一名小墾田坂田尼寺と云ふ。新撰姓氏録、司馬達子孫部多須那等、用明天皇の御疾を祈らんが爲めに丈六の佛像及び寺を建立す、是より先繼體天皇十六年漢人案部村主司馬達等入朝し、草堂を高市郡坂田原に結び、本尊を安置して、時々禮拜し、世人又之を信ずるものありしこと、大鏡日吉山王垂跡法師法華驗記等に見えたれば、多須那等は此の故地に建てしなるべし、朱鳥元年勅して大倭な本寺に修せしむる事、書紀に見えたれば、既に當時大寺なりし事知るべし、後世頽廢す（書紀通證、伽藍開基記、大和志料）

サカタノコホリ　坂田郡　和名抄　近江國延喜式又坂田に作る、以後同じ、和名抄に大原（オホハラ）長岡（ナガヲカ）上坂（カムサカ）下坂（シムサカ）細江（ホソエ）勝実（アザミ）上丹（カムタニフ）阿那（アナ）藤家等の郷あり、郡の西南隅、細江鄉の内、後淺井郡に入る（郡名異同一覽、國郡沿革等）

サカヅキダイラリブギャウ　盃臺折奉行　室町幕府の時、將軍諸家に赴く時、臨時に諸家にて置く所職、將軍及び供の公卿に盃臺折等をすゝむる事を掌る、單に折奉行とも稱す（武家名目抄）

サカツライソザキノジンジャ　前磯神社　延喜式　常陸國那珂郡前磯師菩薩神社といふ、今は國幣小社、祭神命二神始めて大洗磯前に天降りて神教あり、天安元年八月官社に預らしめ、十月廻師菩薩名神大社に列ら、凡毎年正月二十日四月九日六月十五日宮嬪祭九月十九日新嘗會を行ふ、神官磯前氏世々其社務を掌る、降りて明治十八年四月國幣中社に進列す（神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

サカツライソザキノジンジャ　酒列磯崎樂師菩薩神社　酒列磯前神社、サカツライソザキノジンジャ）を見よ、

サカツル　坂弦　伊勢國松坂にて製造する弦、一說に、京都八坂より出づる弦とも云ふ、眞丈雜記に、「萬疊磯之次第に云く、さか弦の事さかの者のさしたる本弾ばかり作り納めて、いまだ未弾なればつくらずして其のまゝなるなさか弦といひ、さかのつるとも云ふなり云々さかは松坂なり、職人歌合に松坂やつる〳〵と云ふ歌あり、往實の歌にあり、と見えたり、

サガテンワウ　嵯峨天皇　御名は神野、恒武天皇の第二皇子、御母は皇太后藤原乙牟漏、第五十二代の天皇、延暦五年九月七日御降誕、大同元年五月皇太弟となり、同四年四月十三日御位、在位十四年、弘仁十四年四月皇太弟大伴に位を讓る、改元するもの一、承和九年七月十五日崩

（東京帝室博物館御所藏）

一覽）

サカトジャウ　坂戸城　和名抄　延喜式　國内神名帳　越後國南魚沼郡坂戸○上田城ともいふ、國内神名帳　長尾筑前守高景入道魯山より、累代居城せる所なり、天文十九年冬、長尾勝底、子政景上杉謙信へ對し逆意あるにより、謙信上田に兵を出さんとせしも和成るに及びて罷む、其後永祿七年七月政景、宇佐美定満の爲に殺され、家臣宮島三河守、黒林政頼後見として兄弟を立て、且つ此地信濃上野の國境を以て郡代を置く、永祿九年十月長尾景勝父兄の遺跡を繼ぎ、上田に在城す、天正六年六月謙信の死後、三郎景虎と爭ひ遂に越後の國主となる、慶長三年上杉氏會津へ轉封後堀秀治入封し、老臣堀直寄に五萬石を與へて此に治す、同十五年信濃飯山城へ移ぜられ坂戸城遂に廢す（鴻儒記、越後略風土記）

サカドノノカミ　酒殿神　宮中造酒司の祭神、中御門北壬生の四に鎭座す、延喜式　内裏式　造酒童女神、醴酒部公の遠祖應呂及び山鹿比咩神　仁徳天皇の御世、韓人兄曾曾保利、弟曾曾保利、酒を造るの才あるを以て酒を造らしめ、應呂等二人に酒香部子酒看部女と云名を賜ひ、其事を掌らしむ、之を造酒司に祭るは此故なり、治和天皇貞觀元年正月從五位下を給ひ、三年十月從五位上を加ふ、後世絶に廢す（延喜式、拾芥抄、神祇志料）

サガドノノホツケダウ　嵯峨殿法華堂　後嵯峨天皇の御陵、山城國葛野郡嵯峨村天龍寺に在り○法華堂方三間を以て髣髴とす（陵墓一覽、平安通志）

サカトハラノミサザキ　坂門原陵　神武天皇の御陵、河内國南河内郡西浦村大字四濃に在り○四南陶にして、前方後圓、高さ二丈、池を以て

サカナ——サカノ

サカナノミヤ　延喜式　神名帳　攝津國嶋上郡鎭座、今名同じ、

サカナノミヤ　和名抄　攝津國嶋上郡鎭座、今名同じ、

サカナノミヤ　和名抄　攝津國嶋上郡鎭座、今名同じ、

サカノ井ノコホリ　和名抄　古（坂中井に作る、和名抄に作り、サカナノミヤと稱す、和名抄に栗田（アハタ）高屋（タカヤ）坪江（ツボエ）堀江（ホリエ）船戸等の郷あり、後坂井郡、光仁天皇紀寶龜九年坂井郡、桓武天皇紀延暦十年坂中井、嵯峨紀、延喜式坂井、和名抄に栗田（アハタ）高屋（タカヤ）坪江（ツボエ）堀江（ホリエ）船戸等の郷あり、後分て坂南坂北の二郡とす、

サカノノヘカリタマロ　坂上苅田麿　續日本後紀　天平寶字中授刀少尉となる、既にして權原仲麿敗し、子麿儒麿をして鈴印を奪はしむるや、苅田麿淨仁天皇の詔を奉じ、將曾弥麿足と共に討て麿儒麿を殺す、

鏡らす、兆域方二町、延喜の制陵戸四烟を置く（延喜式、諸陵志、陵墓一覽）

サカナモノ　見よ、

サカノ井ノコホリ　坂井郡、光仁天皇紀寶龜九年坂井郡、桓武天皇の時右衛士督菊田麻呂の請により坂上、紀帝王本紀坂名井、職體紀坂中井、嵯峨紀、延喜式坂井に作り、サカナと稱す、和名抄に栗田（アハタ）高屋（タカヤ）坪江（ツボエ）堀江（ホリエ）船戸等の郷あり、後分て坂南坂北の二郡とす、

サカノウヘノカリタマロ　坂上苅田麿　續日本後紀　天平寶字中授刀少尉となる、既にして權原仲麿敗し、子麿儒麿をして鈴印を奪はしむるや、苅田麿淨仁天皇の詔を奉じ、將曾弥麿足と共に討て麿儒麿を殺す、

内藏、平田、大藏、文調、文部、谷、民、佐大、山口等十姓忌寸を改めて宿禰を賜ふ、苅田麿呂子大宿禰田村麿呂を陸奥田村莊に生む、寶龜征服の大功臣たり、官大納言に至る、放な以て子孫多く陸奥出羽介鎭守將軍たり、田村麿呂第三子淨野陸奥出羽按察使となる、内野を生み陸奥に居る、其孫古曾田村氏を稱し、世々田村莊司たり（ヘタムラウヂ）を見よ）、淨野八世の孫筮政中原氏を冒す、明法博士たり、子孫世襲す、曾孫明基高倉天皇の時少判事となり、又中原氏を冒す、淨野弟治部大輔正野五世の孫正任攝津豐島郡吹田に居り、其後莊屋村治等の氏あり、正野の弟滋野陸奥安達郡に居り世々豪族たり、坂上氏と號す、滋野の弟右近衛將監廣雄其後齋紀伊に居る、生地祖貴等の族あり、元弘建武の間生地尹澄あり、其子安澄と補水正成に屬し屢々戰功あり、其他上總に武射氏、下總に匝瑳氏、鎌後に滋善氏あり、皆坂上氏の族なり（坂上系圖、氏族志）

○阿智王——都賀使主——志努——訓子——弓束——老——大國——大養——苅田麿——田村麿——麿野

淨野（田村氏族）

正野

滋野（氏族）——宮道——廣道——國宮——恒陸——範親

定成——諒政——明策——繁成——明基——明政

功を以て従四位に叙し、姓大忌寸を賜ひ、また中衛少将に補し甲斐守を兼ね、勲等中勲二等を授けられ、功田二十町を賜ひ其子に傳へしむ。寛永中道歓の新計を告やるを以て正四位下に叙し、鎮守将軍となり、中衛中将に補す、後ち安藝丹波等の守護に右衛士督を歴任す、延暦中水上川魚の事に坐して職を奪はれしが、数月を経て再び右衛士督となる、四年下總守を兼ね従三位に叙す、此年上表して、忌寸の姓を改めて宿禰を賜はらんことを請ひ、勅許を得たり、尋で左京大夫に転ず、五年薨ず、年五十九、坂上氏世々武を以て顕はれ、弓射に工なり、永く宮掖に宿衛し鉄朝に仕へ、皆寵遇を尊くせるを以て、其人となりを知るに足るべし(大日本史)

サカノウヘノタムラマロ　坂上田村麿

延暦中従五位下に叙し、近衛少将に進み、越後守を兼ね、内匠助を兼ね、近衛少将に進み、越後守を兼ね、時に桓武天皇蝦夷を征せんとするの志あり、田村麿命を奉じて、百濟俊哲と共に東海道に赴き、士馬を簡し、残醜を掃ひ、尋で俄に征夷副使となり、大将軍大伴弟麿に従うて蝦夷を討ち、殺略する所多し、功を以て従四位下に進み木工頭を兼ね、陸奥出羽按察使に任じ、鎮守将軍を兼ね、幾千もなくして征夷大将軍に拝す、二十年陸奥蝦夷復た反したるを以て、行いて之を平ぐ、鄙旋するに及び従三位に陞る、翌年陸奥胆沢城を築きて蝦夷を鎮壓し、二十二年また関國志波城を築く、二十三年再び征夷大将軍となり、明年参議に任じ、大同元年中納言に移り、中衛大将を兼ぬ、餘官元のごとし、二年中衛府を改めて右近衛府と爲すや、田村麿爲により其大将たり、更に侍従兵部卿を兼ね、正三位に進む、弘仁元年蝦喉天皇、平城天皇と不和を生じ依り て藤原薬子の変あり、時に田村麿衛府に居り威望頗る高し、天皇其上皇に與せんことを恐れ、遽に官を免じ以て其心を固くす、能くして上皇東國に幸せんとするに及び、輜重を率ゐて之を美濃路に遮る、二年栗田別業に薨ず、年五十四、詔して従二位を贈り、山城國宇治郡栗栖村水陸田三町を賜ひて墓地と爲す、また其既みて帑中に立たしめ、平安城に向ひて之を祭りて塵あたりといへり、爾来大将出征する毎に必ず墓前に謁て戦勝を祈る、而して其偏ぶる所の御劍と名付け(詳しくは、古事談、看聞御記等に見えたり)天皇また其像に賛し、嘉祥元年薨ず、年五十九、坂上氏世々武を以て顕はれ、弓射に工なり、永く宮掖に宿衛し鉄朝に仕へ、皆寵遇を尊くせるを以て、其人となりを知るに足るべし(大日本史)

サカノウヘノタムラマロノミサザキ　嵯峨小倉陵

嵯峨天皇の御陵、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨にあり○後鳥羽天皇の時、山陵使を遣はされしが、道路荒廃して邑老に訪ふて僅に其處を知るを得たりといふ、今古松數株石其頂に立てるのみ、周圍九十七間(〇禮樂志、陵墓一覽、平安通志)

サガノラングラノミサザキ　嵯峨山上陵

嵯峨天皇の御陵、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨にあり○後鳥羽天皇の時、山陵使を遣はされしが、道路荒廃して邑老に訪ふて僅に其處を知るを得たりといふ、今古松數株石其頂に立てるのみ、周圍九十七間(〇禮樂志、陵墓一覽、平安通志)

サガノヤマノウヘノミサザキ　嵯峨山上陵

嵯峨天皇の御陵、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨にあり○後鳥羽天皇の時、山陵使を遣はされしが、道路荒廃して邑老に訪ふて僅に其處を知るを得たりといふ、今古松數株石其頂に立てるのみ、周圍九十七間(〇禮樂志、陵墓一覽、平安通志)

サガノラン　佐賀氏　名族

嵯峨天皇の皇后、橘嘉智子の御陵、山城國葛野郡嵯峨水尾兩村の境にあり○皇后の崩るや、遺令して淵墓山陵を營まず、裏形遂を失ふ、醍醐天皇延喜の制、先塋東西六町、南二町、北五町、守戸三烟を置き、遠陵頒制の例に入らず(延喜式

相模守たりし時之に倣す、仍て相模と號す、最初歌を善くし、「恨みわび干さぬ袖だにあるものを戀に朽ちなん名こそ惜しけれ」の歌は既に百人一首にも入りて人口に膾炙せり、此歌は永承五年五月五日殿上の歌合の時の詠なること、榮花物語根合の卷に見ゆ(中古三十六歌仙傳、百人一首一夕話)

サガミジラウ　相模次郎　北條時行(トキユキ)を見よ、

サガミニフダウ　相模入道　北條高時(タカトキ)を見よ、

サガミノクニ　相模國　東海道東は武藏、西は甲斐駿河、南は伊豆及び海、北は武藏に至る、東西凡十四里、南北凡十一里、管轄郡四、西北山郷三村に連り、東方坂本起伏して、海に斗入し、房總二州に對して江戸灣の門鎖たり、南方稍平坦、諸水順下す、東海道に屬す、記紀景行紀書紀景行天皇四十年の條に始めて見ゆ、古事記相武に作り、サガムと訓めり、孝徳天皇紳護景雲二年二月國造あり、國府を大住郡に置く(府址未詳今淘綾郡に國府本郷村あり)、源頼朝の興るや府を鎌倉に開き、總追捕使となりて兵馬の權を攬り、本州及び伊豆駿河武藏上總下總信濃越後豐後の九國を以て其管國とす、文治中後白河法皇特旨を以て本國を頼朝に賜ひ世襲せしむ、頼朝の後二世にして闕絶す、其臣北條氏世々執權となり國守に任じ、將軍の廢立する者六世、元弘三年後醍醐天皇北條高時を誅し、建武元年成良親王を東國の管領に任じ、足利直義を執權とし鎌倉に鎮す、明年足利尊氏反して自ら將軍と稱し、府を鎌倉に定め京都を侵す、子義詮を留守として入州を控制せしむ、正平の初其弟基氏代て關東管領となり、鎌倉に居り本州を領す、永享の末基氏曾孫特氏に至り、執事上杉憲實と隙を生じ、遂に將軍義敎に滅され、山内の上杉清方管領の事を執る、文安中持氏の子成氏再び管領と稱し、なり、憲實の子憲忠を誅す、其弟房顯自ら管領と稱し兵を擧げて之に抗す、成氏遠略竟たずして下總古河に奔り、山内氏遂に本國を採取す、長享の初扇谷の定正山内の顧定と相攻め遂に其地を取る、既にして北條長氏伊豆に興りて小田原(大森氏舊城)新井(三浦義同)詰城を陷れ上杉氏を逐ひ、終に全國を併呑して治を小田原に定む、相傳ること五世、天正十八年豐臣氏東征して北條氏亡び、德川氏關東に遷り、大久保忠隣を小田原に移封す、後ち稻葉氏之に代り、貞享中再び大久保忠朝に賜ひ、其支封を荻野山中とす(大久保忠朝第二子教寛、又奉行を浦賀に置き船舶の出入を監す、明治維新改めて縣となす、既にして廢して足柄縣を置き、尋でまた神奈川縣と改む、管轄古より管郡の變遷左表の如し、會は詳しくは各郡の條參照すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

六國史	延喜式	拾芥抄	元祿郷帳	天保郷帳	地誌提要	編制區劃	新舊郡名考	明治沿革
高座(タカクラ)	同	同	同	同	同	同	同	同
鎌倉(カマクラ)	同	同	同	同	同	同	同	同
御浦(ミウラ)	同	御浦(ミウラ)	同	同	同	同	同	同
三浦(ミウラ)	同	三浦(ミウラ)	同	同	同	同	同	同
津久井(ツクヰ)	同	津久井(ツクヰ)	同	同	同	同	同	同
餘綾(ヨロギ)	同	餘綾(ヨロギ)	同	同	同	同	同	同
大住(オホスミ)	同	大住(オホスミ)	同	同	同	同	同	同
余呉(アナゴ)	延喜式	拾芥抄	元祿郷帳(アヤ)	天保郷帳	地誌提要	編制區劃	新舊郡名考	明治沿革
高座(タカクラ)	高座(タカクラ)郡							
鎌倉(カマクラ)	鎌倉(カマクラ)郡							
御浦(ミウラ)	御浦(ミウラ)郡							
三浦(ミウラ)	三浦(ミウラ)郡							
津久井(ツクヰ)	津久井(ツクヰ)郡							
餘綾(ヨロギ)	餘綾(ヨロギ)郡							
大住(オホスミ)	大住(オホスミ)郡							
余呉(アナゴ)	余呉(アナゴ)郡							

サカモギ　逆茂木(鹿砦、鹿角木)　軍陣の時、敵兵を防禦する具、逆茂落の約なり、堅木の枝の鹿角の如きを逆立て、堰に結びて遮る(和漢三才圖會)

サカモトウヂ　坂本氏　姓は清和源氏、佐竹貞義より出づ、其子義春小瀧三郎と稱し、足利尊氏に從ひ、京都筑紫等に戰ひ功あり、子孫因て小瀧氏と稱す、十代貞義に至り、甲斐に赴き武田氏に仕へ坂本氏と改む、孫貞実勝賴に仕へ駿河田中城を戍る、後ち德川家康に從ふ、其子貞吉關ヶ原に仕へ、戰功あり、慶長五年秀忠に從て、眞田を信濃に攻む、其子重安秀忠に仕ふ、大阪の役武功あり、寛文二年七月内記重治二千石を加賜ぜられ、叙爵ぜられ左衛門尉と稱す、天和元年四月六日付に補せらる、二年十月寺社奉行に補ぜられ、七千五百石を加賜ぜらる、前封を併せて一萬石、貞享四年五月封除ぜられ、更に族某に廩米千五百石を賜ふ(系譜、德川加除封錄)

○貞義——貞重——貞大——貞吉——重安——重治

成方——前規——直鎭——直寗——直寛——直昌

サカモトジヤウ　坂本城　和泉在攝津國菟原郡近江國滋賀郡下坂本村、元龜二年明智光秀當郡に入部して之を築く、後ち廢す、光秀死後豐臣秀吉丹羽長秀を此に移し住せしむ、天正十三年秀吉本城を大津に移す(近江國輿地志略)

サカモトジヤウ　坂本城　和泉在攝津國菟原郡菅谷山南麓、攝津國菟原郡住吉郷赤松鎭祐自ら築きて此に居る、將軍義敎其臣侈を惡み、所領を沒收して一族貞村に與へんとすと聞き、義敎を試し當城に據りて京軍を防がんとす、嘉吉元年六月京軍海陸より至る、城兵出て之を防ぎしが、終に敗れて皆當城に集合す、其後遇々放牛十頭計突合けるを敵軍寄せたりとなし、木山城へ逃れ退く、是より城壞せし如し(古城記、嘉吉記記)

サガヤウ　髮髷様　角倉與一の創めたる入木道の一派、寛一は近衞三藐三菩提院の書風より出でて別に一機軸を出したり、

サガラウヂ　相良氏(肥後人吉)　姓は藤原、左大臣武智麿の四男乙麿七世の孫、遠江守爲憲が曾孫駿河守時雲が二男遠江守繼業を祖とす、繼業の孫右京大夫周賴、遠江國榛原郡相良庄に住せしより、子孫相良氏と稱す、周賴五代の孫三郎長賴源賴朝に仕へ、島山道伐の時高名を著はす、功により遠江相良庄、播磨飾磨郡、豐前泰利恒庄上毛下毛等の地頭職を賜はる(家譜長賴を初代となす)建久九年肥後國求摩郡人吉庄に下向す、是より永く九州に住す、賴朝薨去の時出家して法名蓮佛と號す、六世孫六郎頼俊弘安の役功あり、曾孫兵庫助定賴南朝に屬し功あり、

サガラ——サガリ

英文二年日向の地を賜はる、其子相良近江守前賴元中二年十一月肥後國守護職に補ぜらる、又日向國を知行すべき由、錦四將軍宮令旨を承る、其子實長の時足利氏に屬し、本領を安堵せらる、義陽の時武威を隣國に振ひ、從四位上となる、子左衛門長每、天正十五年豐太閤に從ひ、本領を賜はる、文祿元年朝鮮に渡海し韓人を伐て利を獲、慶長三年軍功を選へす、五年関ヶ原の役石田三成長每を誘ふ、聞かず、井伊氏に據りて家康に屬し大功あり、家康書を賜ひて之を賞す、慶長五年本領を安堵し、肥後國求摩郡人吉城二萬二千二百石餘を領す、同七年毎を質として江戸に參勤す、是四國大名證人を出すの第一なり、同二十年大阪役東軍に加る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(家系譜、藩制譜、德川加除封錄、華族諸家傳、華族譜)

○長賴——賴親——賴後——長氏——賴廣——定賴

サガラノハカ　相良墓　藤原百川の墓、山城國相樂郡相樂に在り○兆域東西三町、南北二町、守戸二烟、遠墓たり、延暦十六年相樂郡田二町六段を賜ひて百川の墓と爲す(日本後紀、延喜式)

サガラノヒロバ　相良廣場　和泉在攝津國菟原郡住吉郷赤松鎭祐自ら築きて此に居る、將軍義敎其臣侈を惡み、所領を沒收して一族貞村に與へんとすと聞き、義敎を試し當城に據りて京軍を防がんとす、嘉吉元年六月京軍海陸より至る、城兵出て之を防ぎしが、終に敗れて皆當城に集合す、其後遇々放牛十頭計突合けるを敵軍寄せたりとなし、木山城へ逃れ退く、是より城壞せし如し(古城記、嘉吉記記)

サガラフヂノコホリ　相樂郡　所屬在山城國　地勢古事記に古墨木(サカリキ)と稱し、今相樂と云ふと見え、名勝志に、今云相樂村、在木津村四南半里許和州郡山道四丁也」とあり、郡境古事記に墨木、相樂、泉郡に相樂、遊墓、延喜式に相樂に作り「サカラ」と唱ふ、和名抄に相樂(サカラカ)水泉(イヅミ)賀茂(カモ)大伯(オホクニ)繁鰐(カムハタ)訛關(ハフソノ)下狛(シモツコマ)等の郷あり、聖武天皇の御時、相樂郡恭仁郷に遷都して、大養德恭仁大宮と云ふ、蓋し京城の地を大養德國に隷せしなるべし、郡名考、サガラ」「サウラク」兩樣に唱へ、地誌提要又同じ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サガラフヂノコホリ　相樂郡　所屬在山城國　地勢古事記に古墨木(サカリキ)と稱し、今相樂と云ふと見え、名勝志に、今云相樂村、在木津村四南半里許和州郡山道四丁也」とあり、郡境古事記に墨木、相樂、泉郡に相樂、遊墓、延喜式に相樂に作り「サカラ」と唱ふ、和名抄に相樂(サカラカ)水泉(イヅミ)賀茂(カモ)大伯(オホクニ)繁鰐(カムハタ)訛關(ハフソノ)下狛(シモツコマ)等の郷あり、聖武天皇の御時、相樂郡恭仁郷に遷都して、大養德恭仁大宮と云ふ、蓋し京城の地を大養德國に隷せしなるべし、郡名考、サガラ」「サウラク」兩樣に唱へ、地誌提要又同じ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サガラノハカ　相良墓　藤原百川の墓、山城國相樂郡相樂に在り○兆域東西三町、南北二町、守戸二烟、遠墓たり、延暦十六年相樂郡田二町六段を賜ひて百川の墓と爲す(日本後紀、延喜式)

サガリフヂノモン　下り藤紋　紋所の名、藤の花又は葉を二つ左右下方に垂らして輪にしたる形を云ふ、一に内藤下と稱して、日向の延岡の内藤氏、奥州湯長谷の内藤氏、越後岩船の内藤氏、三河

幕世の内藤氏、信濃高遠の内藤氏、宿濃岩村田の内藤氏などその家紋となしたり、又中に一文字を畫したるは「柴田藤」と稱して柴田家にて用ひ、安の字を畫したるは紀伊田邊の安藤氏用ふ、尚此他「下り藤」(三葉に二房の花を垂らしたるもの)尾張大山の戸瀬氏、京の二條家、同富

小諸家之を用ふ、又花だけを重ねたるは九條家、一條家、醍醐家等にて用ひたり。

サギウンジャウ　鷺運上　江戸時代納税の一種、夏秋の二季鷺を取る時に納むる運上をいふ、鷺網役（ヘロカアミヤク）参照。

サギガケ　先懸　戦争の時、衆人より先立て、敵陣にかくるをいふ、鉾練に、諸流に其沙汰なし、證信流に馬入の時、一番に敵陣へ乗込み、川越の時、一番に波を云ふと云へり、諸流に馬入のことなき故、此事なきなり、又刀にて諸人に先立、敵へ切込たるも先懸と云ふべし、諸流共に信長以後の法にて、士は槍を持つことに極りたる故、此名目なきなり」と見えたり。

サキタマノミヤ　幸玉宮　（ナサガノサキタマノミヤ）を見よ。

サギチャウ　三毬打（左義長、三木張、散鳥杖）　名義　正月十五日及び十八日に行ふ儀式、三毬打とは、毬打な三つたて、作れるより名づくといふ、民間にては、「トンド」ともいふ、是れ火の燃に燃え上るより名づくと、今の爆竹の如く清涼殿の庭上にたて、脇子或は廂唐、主上の吉書などを之に結ひつけ、陰陽師等なして誦び囃して之を燃さしむ、天皇清涼殿に出御ありて天覧あり、其次第は、先づ陰陽師烏帽子束袍を着し、脇を持て清涼殿御庭の中央の左方に立て囃し、又陰陽師二人上下を著し、笹の枝に白紙をかけて之を持ち立向ひて囃す、次に鬼の面を被りたる童子一人金銀を以て左兜に飾きたる短き棒を以て舞曲を為す、次に面を被り赤き頭を被りたる童子二人、大統を以て舞曲す、次に金の立烏帽子に大口を著し、小き鞨鼓を前に掛けて之を打鳴し舞曲を為す、又一童小鼓一挺を、上下を著したる者之を打囃し、かく舞曲を為す間に三毬打に吉書などを添へて燃さ上るものとなし、其歌凡十二首なりと云ふ、民間にては時代により変遷したること能ばざるが上に、江戸時代には、早く制禁せられて市府に迹を絶ちたるを以て、並に記述するに際しても困難を覚ゆると雖も、左に蔵後編山落に行はれたる状況を挙げて其一斑を示すべし、編山落における三毬打は十四日に之を行ひたり、其構造は、まづ巨竿四本を立て、七八分の位置まで縄にて搾き、其竿頭を合結し、四脚漸次開張す、其形恰も尖峰のごとし、名付けて山といふ、蓋輪と称するものにて、其四脚を固め、外部は太き注連縄を以て掩ふ、高さ凡そ三丈にして、これに松葉にて作りたろ大皿形のものを貫く、三蓋と称す、蓋上には、鶴亀、駿馬、諫鼓鳥、花車、人物、花卉等種々の造り物を為し、金能錦繍の類を以て之を飾る、其上にまた葉付の竹竿一株を貫きたり、当日市井の壮男之を昇きて街道を練り、畢りて河原に出で、火を点す、前後は全市二十三町廿五本を定めとし、時としては三四十本に及ぶことありきといへり（地誌提要）

サキテグミ　先手組　関係語　江戸幕府の職名、武官なり、弓、鉄砲の二種あり、前者を御先手弓組、後者を御先手鉄砲組といふ、平時は遠絶、平川下、梅林坂、紅葉山下、坂下の五門を分番宿直して警衛し、また将軍上野芝の二山（参詣の時、陣列す関係語）各組にみな頭あり、役高千五百石、若年寄支配にして警護局に候す、一組の与力五騎より十騎に至り、同心三十人より五十人に至る、員数不同なり、而して御先手弓組は十組、御先手鉄砲組は十五組なりしが、後増して鉄砲二十四組となる（関係語）三河時代より此職ありと雖も、弓十組鉄砲十五組と定りしは寛永九年六月なり、慶安三年各二組を減して四九に分つ、慶応二年八月之を廃す（官制沿革畸史）

サキノタテナミイケノシリノミサザキ　狭城盾列池後陵　成務天皇の御陵、大和国生駒郡平城村大字山陵に在り○南面、前方後円、環らすに池溝を以てす、兆域東西一町、南北三町、守戸五烟を置く（延喜式、諸陵考、陵墓一覧）

サキノタテナミイケノヘノミサザキ　狭城楯列池上陵　神功皇后の御陵、大和国生駒郡平城村大字山陵に在り○南面、前方後円、四周に溝あり、延喜の制、兆域方二町、守戸五烟を置く、白河天皇永保二年、山陵火あり、修造を加ふること三日（延喜式、諸陵考、陵墓一覧）

サキノテラマノミサザキ　狭木寺間陵　垂仁天皇の皇后日葉酢媛命の御陵、大和国生駒郡平城村大字山陵に在り（陵墓一覧○陵上皆埴輪を以て

築く、書紀に、垂仁皇后日葉酢媛命薨、野見宿禰領土部等、取埴以造作人馬及種々物形、納于天皇曰、自今以後以生人殉亡、是土物、更易生人、樹於陵墓、仍誄、是土物、領此埴輪、天皇大喜、下令曰、自今以後、勿用生人、以此物、代人殉之、と見えたり。

サキトモ　サキノモリゴバウ　先供、供（トモ）　鷲森御坊　関係語　紀伊国海草郡和歌山○鷲峰別院ともいふ　関係語　真宗、西本願寺派　関係語　天正八年顕如上人（光佐）生玉の石山城を退去して此地に来り、一の道場を建つ、是を始めとす、鈴木孫市、岡本三郎大夫等歯供し、並に南番関南第一の霊地と称る（紀伊国名所図会）

サキノヤマシナノウダイジン　前山科右大臣　藤原園人（フヂハラノソノヒトとも）を見よ。

サキハラヒ　先掃　江戸時代、将軍及び諸侯など通行の時に、路行く人の先にあるを追ひ払ふことをいふ。

サキムリ　サキモリ　防人（「サキモリ」を見よ。）　関係語　関係語　関係語　王朝時代西海道辺要の地を守れる兵士、又セキモリとも云ふ、関守の義、サキモリは、崎守又は埼守の義、崎嶇境もと語根を同じくして同一義なり、又サキムリともよめり、防人の事を司る官衙を防人司と云ふ、（サキモリノツカサ、参考）文字は廃六典に辺要置防人為鎮守、とあるより出づ、上代は筑紫島守とも云ふ　関係語　関係語　関係語　諸国軍団の兵士を差遣して、三年間辺要の所を守らしむ、発遣の方法は諸国軍団には、歩す兵士以上の歴名簿ありて、校尉以下各種の兵士、牟婁等級等を詳載す、故に防人交替期には、国守此の歴名簿に就き、順番に当れる兵士を交替の為に差遣す、校尉以下の内二人兵士と共に朝ふ、若し一家中父子兄弟同時に兵士となり、父兄既に邊に在らば、子弟の差遣を禁ず、又一家中祖父母、父母等老病にて看護人なき時は、特に軍団を除き、其子若は孫の防人たるを禁じたり、防人の水陸より難波津迄は国司之を部領使と云ふ、此間の路用は各自の資糧にして、太宰府に至る海上は公料を給せり、かくて防人難波に達するや、防人検校の勅使を出して、兵士の身分、隨身の兵具等を検し、兵部省の専使之を受取り、浪速津より太宰府に逓送す、而して徴発より太宰府に達する間は、兵部省に属し、一旦太宰府に到達するや、太宰府の防人司之を取扱ふ、預め防人を調査し置き新防人と交替せしむ、年限は三年にして、上番交替期日は毎年二月一日なり、防人節刀は、国内の上番三年を免ず、防人等の防人司に属するや、其部署に従て役に当り、諸城櫓を守る、殊に岬角には斥候な太宰府に遷して防人とし、去年置く所の防人を停廃す、後ちには選士衛卒にて守らしめしが、新羅の寇あるに及び、承和二年三月鎮人を防人となして寇に備ふ、八年八月大宰府言百四人を以て対馬守衛とし、筑て防人とす、十年対馬島司の言上により、筑紫人を防人となす、此後ち史籍に見えず、後ち多天皇弘安十年七月十三日、対馬国司より防人九十四人の切米を請ひし事見えたれば、此頃まで防人ありしならん、これ防人の名の見ゆる最終にして、此後の事詳かならず（令義解、後紀、三代格、延喜式、防人微発考、太宰府考）

サキモリコトリヅカヒ　防人部領使　防人を統領して筑紫に送る使を云ふ、柔しき者は防人（サキモリ）を見よ。

サキモリノツカサ　防人司　関係語　太宰府の下に在りて、防人の名簿、衣具教閲及び食料田の

事、舟楫の修理等を掌る【職員】正一人正七位上、佑一人正八位上、令史一人大初位下、主船一人正八位上、舟楫修理の事を掌る、主賦一人正八位上、食物の事を掌る【職員】防人は大化元年定め置きしも、防人司の事所見なし、大寶元年に至りて右の如く制定す、天平十四年正月太宰府と共に廢せられ、十七年六月舊に復す、延暦十四年十一月詔して防人及び防人司を廢す、大同元年十月夷俘を以て防人となしたれども、防人司復舊の事見えず、蓋し再び置かざりしものか、但し主船主賦は猶存せり、弘仁十四年主船主賦を廢して大主城二人（正七位上）を置き、築城の事を掌らしむ、承和七年九月大主城一人を減じて主船主賦を復す、且つ主船を以て唐の通事を旅粧しめ、位一階を下す、主賦は舊に依る、其後終に廢絶せしと見え、延喜式に見えず（令義解、續紀、三代格、職官志、太宰府考）

サキヤウ　左京　平安城の西ノ京をいふ、唐土に擬して長安と云ふ、早く衰頽せり○桓武天皇の平安城を經營し給ふや、其全市を朱雀大路を界として東西に分ち、東を左京、西を右京といへり、文武天皇大寶令制定の時備はりしと雖も、未だ詳かならず、桓武天皇の時始めて左右の兩京の區畫を定む、東西の條三十二町、南北の條三十八町、朱雀通南京の間に在りて幅二十八丈、右京は其西に在りて右京職之を掌る、町數六百八町、保數百五十保、坊數三十六坊あり、西の端を西京極といふ、其政務を取扱ふ所を右京職と云ふ（京都（キヤウト）參看（大内裏圖考證）「キヤウシキ」を見よ、

サキヤウシキ　左京職　「キヤウシキ」を見よ、

サギヤマジヤウ　鷺山城　所在 美濃國稻葉郡鷺山村 現況 城跡 起原詳かならず、文治の頃佐

否、詳かならず、江戸時代には朔は臨時の職なり、寛永九年十月始めて恒職となし、三人を置き、佐久間眞勝、神尾元勝、酒井忠知を以て之に充つ（柳營祕鑑、明夏雜誌、吏徴、德川禁令考、官制沿革略史）

サクシンクワン　作新館　薗黒羽藩の學校 所在 下野國那須郡黒羽向町城内 現況 城跡 文政三年藩主大關增業の設立する所にして、皇漢學及び諸劍弓砲等の諸術を教授す、武藝兵學等を教授するを練武館と稱し、等級を六等に區分す、五六年間を經て應絶す、自來教育の遺絶えたるにあらざりしも、今普記類の散佚して窺知するに由なし、安政四年五月大臨增式の時また設立し、明治四年二月大學直增官地一反三歩を借り受け、學舍の敷地として更に新築し、現米百五十石を以て永く學資となす、作新館是なり、同年七月廢藩後閉鎖す（日本教育史資料）

サクシンクワン　作人館　薗鹽岡藩の學校、初め明義堂と稱す、「メイギダウ」を見よ、

サクシヤフル井　作者部類（サヨクセンサクシヤブルホン）を見よ、

サクシヨフギヤウ　作所奉行　所屬 宮室 町幕府の職名、又作事奉行とも云ふ、殿舍の修造、土木等の事を奉行す 現況 廢絶 永仕三年、上皇（後小松天皇）の宮を造る、官堰調成を以て作所奉行とす、正長元年十月、太政官廳を造る、結城十郎持藤を以て、作所奉行とすなど見ゆ、作所奉行には、即ち作事奉行にして、五番の衛士の內より之を定む、總奉行を置く時は、これを小奉行と稱す、又作事右筆、材木奉行あり、又每年正月十一日、柳營にて、作事始の儀を行ふ、結城氏世々工事を掌るを以て、例として其儀に預る（官制沿革略史）

サクタントウジ　朔旦冬至　所屬 年 十一月一日が、冬至に當れるを云ふ、朔旦冬至は二十年に一度廻はるを以て、この年に遇ふは、最も祥瑞なりとし、天皇南殿に出御して、群臣に宴を賜ひ、或は叙位を行ふ、群臣之を賀表を奉りて之を祝す、江次第、賀儀類典等見えたり、又朔旦冬至者、是歷代之希遇、而王者之休祥也、歎之不絶、得值於今、恩行慶賞、共悅嘉辰、公卿已下宜加賞賜、京畿當年田租並免之と、見えたり、承和八年十一月の朔旦冬至には、敏largeの行ひ、內外文武官主典以上晉一級を進め、在京諸司六位上及び史生直丁以上には物を賜ひ、又は用途調知に依り、朔旦冬至を行ふこと能はざる時には、曆を改めて、十一月朔とし、冬至を退けて二日とし、朔旦を進けたり、保元元年、文永七年、延慶元年、文明十一年卽ち是なり、旬（ハツジユン）參看（續紀、江次第、公事根源、長興記）

サクタントノジユン　朔旦旬　「サクタントウジ」を見よ、

サクツキ　笏額　馬の額に、笏の形したる白毛あるを云ふ、笏の字サクとも讀む、額

の字もツキと讀むなり、後世位牌白小馬と名付けて之を忌む、吾妻鏡建久元年十一月二十三日の條にさくつきのひばりげと見えたり、

サクトリ　作取　江戸時代、貢租を納めずして、其作毛を收獲するをいふ、享保十五年八月上方筋木綿作の檢見取法ありしが、元文三年五月綿作取となす者あるより、檢束の令を達す（大日本租稅志）

サクノアブミ　作鐙　大坪流馬術の作り始めし鐙を云ふ、「サクノクラ」を見よ、

サクノクラ　作鞍　大坪流馬術の作り始めし鞍を云ふ、道鼻鞍鐙を能くす、嘗て鹿島神社に奉獻し斬る、夢中鞍鐙曲尺を得て作ろ、卽ち世に最も著はる、神授によりて作る所なるを以て神作と云ひ、又略して作鞍とも云へり、又鐙を作鐙と云ふ、其法を島山中務入道に傳へ以て伊勢貞頼に及ぶ、貞頼足利將軍に信任せられしを以て、足利將軍家の定法となり、以て世に弘まるに至る、子孫代々其法を傳へて之を作りしが、江戸時代に至り、貞頼の子貞友に至りて、遂に其法を改むと云ふ、クラ」參看（作鞍祕書、鞍作夢抄、伊勢系圖、古今要覽稿）

サクノコホリ　佐久郡　所屬 信濃國 現況 郡 三代實錄濟和天皇貞觀八年二月の條に見えたり 延喜式 延喜式佐久に作り、後變更なし、倭名抄に、美理（地名考ミマル）大村（オホムラ）大井（オホヰ）猿戸、利部（オサカベ）曾祖（ソホ）、蓬理、小泻（ヲヤマ）等の郷あり、明治十三年五月、分て南佐久、北佐久の二郡となり、今之に仍る（郡名異同一覽、國語沿革考）

サクハチ・サクヘイ　尺八　「シヤクハチ」を見よ、

サクヘイ　朔幣　國司、每月朔日に、其國の神社に奉幣するを云ふ、釋日本紀に、淡路國例式曰、正月元日、國內諸神率二朔幣一事（每月朔日准之）云々、宗

衆宮年中行事に、一年中毎月朔常祭神事云々しまた日次紀事に大神宮神事記にも見えた、今昔物語に、其都に仰て、恩に就を大に造らせて陸奥守平維叙朝臣を奉ぜし事見え、玉葉に、壽永二年閏十月一日壬戌、依春日朔幣・納事如常しとあり、其他阿蘇宮、鹿島社文書にも見えたり、而して其朔幣の費用に供する田地を朔幣田といふ、寧後國諸庄郷總田數帳に、一朔幣料田十二町一宮御領とあり、六條天皇安元二年六月日歴前國明細帳佐賀郡に、歴前國河上宮政所注進、當宮見役所課神田坪々事、合二十三町五段(中略)一町、正月朔幣田庫太田里十一坪(中略)一町、五月朔幣(中略)一町、九月朔幣(中略)云々と見え、鹿島文書士御門天嘉正治元年十二月日の條に、一朔幣田八町四段云々」とあり、當陸吉田神社、鹿島神社文書にも見えたり、

サクベイ　索餅　小麥と米とにて製したる菓子ないふ、麵の索縄のごとく、細長く(大凡二三寸)れたりたる故に名く、又ムギナワとも稱す、節會の時嘗れの勘籍に供する四種の一なり、大膳式に索餅料、小麥粉一石五斗、米粉六斗、鹽五升、得三六百七十五束、手束索餅亦同と云へるにても知るべし、和漢三才圖會に索餅を「ソウメン」と訓ぜり、蓋し後世の素麺は此の索餅より出でしものなる故にかくはよみしものか(江次第、江次第抄、儀名抄、建武年中行事註解)

サクヘイモン　朔平門　名所圖會　大内裏外郭門の一、建禮殿陣ともいふ、又北の陣ともいふ、袴芥抄に、朔平門、云二建禮殿陣一謂二之宮北面歟仗中門一と見えたり　所在地　内裏の北、正面に位し、内郭の玄輝門と相對す　構造　大さ三間にて、戸一間なり、屋宇高下、壇を圍むに緑石の石板を以てし、石階三級、門前に二枚

舎あり○新儀式(皇后移徙事)に、當日裏儀出自二玄輝門一(或出自二縫門一或用二年來一)また侍中群要(朝覲行幸事)に、至二玄輝門内一立留御二近衛陣一、又立留、御二兵衛陣一次出二朔平門外一御二輿前一(或下レ輿)とあり(大内裏圖考證)

サクヘイモン斧　朔平門院　名所圖會　子　名所圖會　伏見天皇第一皇女、母は左大臣實雄の第三女、季子　名所圖會　弘安十年誕生、永仁元年内親王宣下、延慶二年六月二十七日准三宮、同日院號、同三年十月八日薨す、年二十四(女院小傳)

サクボンジヤリ　作梵字　將度の時に、梵唄を作すもの(譬林象器箋)

サクマウ

サクマウヂ　作毛　「サクダ」を見よ、

佐久間氏　姓は根武平氏、三浦義明の子常盛、常盛の子朝盛より出づ、義盛と共に戰死す、朝盛の子家盛、安房國平郡佐久間庄に移り住し、佐久間六郎と稱す、子孫依て氏となす、中頃本國を去り、尾張國愛智郡に移り、其後信盛盛次兄弟、織田信長に仕へ、武勇を顯はす、盛次柴田勝家の妹と婚し、男を生む、勝家に仕て、家老となる、二男は備前守安政、三男は高橋家所用　名所圖會　云ふ、後ち柴田勝家の豐臣秀吉と隙を生ずるや、盛政弟勝政と共に戰死す、盛政弟勝政と共に戰死して安政は弟勝之と共に戰場を脱して、關東に下り、北條氏政に仕ふ、天正十八年北條氏亡びし時、蒲生氏郷の勤めにて、安政兄弟秀吉に屬し、慶長五年關ヶ原の役には徳川家康に從へり、元和大阪の役功あり、二年安政信濃國飯山城に三萬石に封ぜらる、二男安長襲ぐ、其子安次幼にして家を繼ぎ、寛永十五年十一月九歳にて夭す、世嗣なきを以て家絶ゆ、備前守安政の弟勝元慶長五年相伴衆となる、元和元年十二月二十五日大坂の役の功を以て、一萬石を加賜せらる、前封を併せて一萬八千石、信濃水内郡長沼に治す、寛永十一年十二月嫡人勝友五千石を弟還六郎勝盛に分封す、元祿元年五月十八日大語寮勝親封除せらる(系譜、溜納譜、武鑑、德川加除封錄)

○家系——正勝

- 信盛
  - 盛政
    - 安政——安長——勝長
    - 勝之——勝友——勝豐——勝親

サクマザウサン　佐久間象山　名所圖會　幼字啓之助、名は啓、字は子明、修理と稱す、象山は其號なり　名所圖會　一學の子　名所圖會　文化八年二月十一日信濃國松代の城下に生る、弱冠にして漢籍炮術等を學び、殊に算數の學に長ず、後ち藩主眞田幸貫の近侍となり、また御城掛月次講窮動役等となりしが、天保十年請うて江戸に出で、神田お玉が池に塾を下して諸生に授け、傍ら佐久間一齋の門に遊び、また藤川星巖、藤田東湖、大橋訥庵等と相往來して時事を論じたり、此時に當り外舶の我國に來る者漸く多きを加へ、海防の論議者の間に興る、象山夙に、幽學者の說を聞き、歐洲實學の精緻なるに注目し、之を研究せんとするの志ありて、いまだ果たすを得ざりき、同十二年孝眞老中に補し海防掛となるや、常に象山を延きて、其顧問に備へ、翌年命じて、伊豆韮山に赴き、江川英龍に就きて砲術を學ばしむ、象山居る事月餘にして歸り、更に下曾根金三郎に就きて、同じく其術を學び、大要通ずる事を得たり、其冬幸貫に上書して時務「八箇」を陳じ、導でまた「三箇」を陳ず、弘化元年

始めて門人黒川良庵に蘭學を學ぶ、三年幸貫の老中を辭するに及び、象山また從うて國に歸り、大砲工場を松代に營みて鉄砲を製造し、傍ら塾を開きて子弟に教授せり、嘉永元年關書に擢りて三斤野砲一門、十二擔野砲二門、十三擔天砲三門を鑄、松代の郊外に於て屢々之を試射し、翌年また艦砲の歩兵調練書以下軍部の兵書を得、門人と共に講究し頗る得る所あり、此冬更に江戸に出で、深川の藩邸内に野砲塾を構へ、其製造法を試みたり、而して其砲術兵學の

派、彼れ自ら、西洋眞傳と稱し、高島流に對して別に一派を開く、象山また對譯辭書の必要を感じ、刻苦精勵して、和蘭和蘭語彙を編せり、同四年請うて家を江戸に移し、木挽町に卜居して、專ら西洋砲術兵學を教授す、技に於て名聲頗る高く、諸藩の士來り學ぶもの甚だ多し、吉田松陰、勝安房のごとき、實に其高弟なり、同五年また關齋により、六斤輕地砲等を鑄、七月大森に於て試發す、越えて六年米艦浦賀渡來の事あり、和戰の議紛々として起る、象山郎ち時務「十策」を幕府に呈し、筆述兵器の製造、砲臺

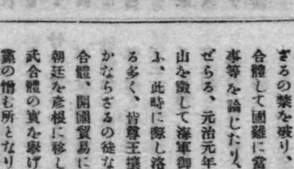

の營築、兵制の改革、兵學校の設立等を論じ、其注意を促したり、安政元年米艦再び渡來するに及び、門人吉田松陰密に之に投じて海外に航せんとし、成らずして縛に就くや、辭象山に連りて傳馬町の獄に繋がれ、九月松代に移されて、蟄居を命ぜらる、然れども志禁ずる能はず、同五年蟄居遁信を許さるや、象山また從うて京に赴き、公武の間を周旋し、諸藩の士來り學ぶもの甚だ多し、時に安政五年將軍德川家茂京都に在りしが、象山海舟勝安房を御用屋を命じ、練四百石を賜はり洛中に、諸國志士の塲合せるもの頗る繁し、嘗て、幕府の爲す所に平ならざるを聞けば、輒ち憤慨して、時事を論じたり、此時に當り外舶の我國に來る者漸く多きを加へ、海防の論議者の間に興る、象山夙に、幽學者の說を聞き、歐洲實學の精緻なるに注目し、之を研究せんとするの志ありて、いまだ果たすを得ざりき、同十二年孝眞老中に補し海防掛となるや、常に象山を延きて、其顧問に備へ、翌年命じて、伊豆韮山に赴き、江川英龍に就きて砲術を學ばしむ、象山居る事月餘にして歸り、更に下曾根金三郎に就きて、同じく其術を學び、大要通ずる事を得たり、其冬幸貫に上書して時務「八箇」を陳じ、導でまた「三箇」を陳ず、弘化元年

サクマ

ども愛國の志禁ずる能はず、三斤野砲一門、十二擔野砲二門、十三擔天砲三門を鑄、松代の郊外に於て屢々之を試射し、翌年また艦砲の歩兵調練書以下軍部の兵書を得、門人と共に講究し頗る得る所あり、此冬更に江戸に出で、深川の藩邸内に野砲塾を構へ、其製造法を試みたり、而して其砲術兵學の

派、彼れ自ら、西洋眞傳と稱し、高島流に對して別に一派を開く、象山また對譯辭書の必要を感じ、刻苦精勵して、和蘭和蘭語彙を編せり、同四年請うて家を江戸に移し、木挽町に卜居して、專ら西洋砲術兵學を教授す、技に於て名聲頗る高く、諸藩の士來り學ぶもの甚だ多し、吉田松陰、勝安房のごとき、實に其高弟なり、同五年また關齋により、六斤輕地砲等を鑄、七月大森に於て試發す、越えて六年米艦浦賀渡來の事あり、和戰の議紛々として起る、象山郎ち時務「十策」を幕府に呈し、筆述兵器の製造、砲臺の營築、兵制の改革、兵學校の設立等を論じ、其注意を促したり、安政元年米艦再び渡來するに及び、門人吉田松陰密に之に投じて海外に航せんとし、成らずして縛に就くや、辭象山に連りて傳馬町の獄に繋がれ、九月松代に移されて、蟄居を命ぜらる、然れども志禁ずる能はず、同五年蟄居遁信を許さるや、象山また從うて京に赴き、公武の間を周旋し、諸藩の士來り學ぶもの甚だ多し、吉田松陰、勝安房のごとき、實に其高弟なり、同五年また關齋により、六斤輕地砲等を鑄、七月大森に於て試發す、越えて六年米艦浦賀渡來の事あり、和戰の議紛々として起る、象山郎ち時務「十策」を幕府に呈し、筆述兵器の製造、砲臺

サクマモリマサ　佐久間盛政　名所圖會　幼字琢介、玄蕃允と稱す、法名善俊英伯　名所圖會　盛次の長子、母は柴田勝家の妹　名所圖會　織田信長に仕ふ、後ち勝家に仕へしむ、勝家卽ち尾山城に持して其威主と爲す、十年六月石動山衆徒及び温井眞正等兵を起すに際し、盛政自ら兵二千五百餘を率ゐて、金澤を襲し能登に入り、高畠に陣して前田利家を援け、また衆徒が饒の上杉景勝の援軍と共に、荒山に築くを聞き、夜兵を發して之を攻め實正等を殺し、首を利家に送る、利家厚く之を謝す、十二年勝家の、豐臣秀吉と隙を生ずるに及び、盛政勝家の先鋒となり、兵一萬五千に將として水木に拠り、數戰して清秀を殪す、秀吉時に美濃の參を繰り、急報を得て踵せて馳ヶ嶽に至る、盛政退いて嶽北の塁壁に據りて之を防ぎしと雖も大に敗績し、柴田權六と共に尾山城に歸らんことを圖り、山路を經歴したりしが遂に擒へられ、五月六條河原に於て斬らる、時に年三十、盛政驍勇無雙、世目して鬼玄蕃と稱す(野史)

サクマリウ　佐久間流　佐久間立齋健の始めたる軍學の流派、健初め荘左衛門と稱す、爾年より諸家の兵法を學び、後布施源兵衛守之に從ひて山鹿流の奥旨を究む、享保中水戸成公に仕ふ、後ち公命に依りて佐久間流と稱す、門人中澤丈右衛門豐忠、戸祭主馬辨全傑出す(武術流祖錄)

サクラ　櫻　染色の名、白色に少し赤ばみたる色、直衣、狩衣、細長、下襲、半臂、衣等に此の色を用ひ、直衣は、正月より三月の間に著用し、狩衣は、五節より三月の間に用ひ、細長は、幼童の皇太子及び殿上童、童女通用したること式抄に見え、下襲は、三月晴の時多く之を用ひ、假字絵束抄に、櫻の下襲とてきる、表は唐綾織物なれども、裏は濃紫に染むるなり、花の襴にはあらず云々と見えたり、半臂は、天皇雖摩御覧の時、或は之を著御せらるゝことあり、衣は、

春冬二季に用ふ、而して櫻に、朱櫻(マツダモラウサ)・薬玉櫻(ヒトエザクラ)・白櫻(表裏共に白、或は又裏紫)・花櫻(表白、裏青)・勝花櫻(表白裏紅)・檳榔(表白、裏赤花)・櫻葱(サクラクタシ)・染櫻(表紅、裏薄紫)・紅櫻(表紅、裏薄)・松櫻(表紫裏薄紫)等の種類あり○諸の色目の名、表は白にて、裏赤色、総れども諸説一定せず、物具装束抄には、面白、裏二藍、繧繝縁、及び造花装束抄は、表白、裏濃蘇芳、繧繝縁、花鳥余情は面白、裏濃蘇芳といへり、綾小路俊量朝臣装束抄は、表白、裏蒲萄染

年三年長元年より九年に至るまで、凡十五年の下に本書の目を掲ぐ、但第十五冊は領収録例と題し、長元二年より九年までの内事を纂録す、立坊部類記を抜するに、寛仁元年四月九日立坊、外記小記、権記、経頼記、長暦元年八月十七日立坊、外記記、外記二東記、経頼記範国記とありて、綱中寛仁元年立坊の分は存するも、長暦元年の分は、殘缺して一字を留めず、然れど、その言に因て本書のもと長暦元年の記あることを知るを得たり、なほ他書の例に照して推考するに、本書ぱたゞ長暦元年のみならず、その前後にもなほ若干年の記ありしが、後年散亡して僅に上記の年紀を存せしならん（歴世記錄考）

サゲヲ　下緒（刀緒）　刀の鞘に付けて下ぐる紐を云ふ、絹の組紐を用ふ、組の糸は紅を除くの外は皆用ふ、長は常法なし、大概其人々の手の一尋半なり、この半分の長を半下緒とも、鎌倉下緒とも云ふ、結様は、酌井記に、下緒結云々、人のきる物なしむる如く重て一むすびむすび、刀は上の方へ、結目のある様に結、刀のさやにかゝりて下へさがりたるが能なり、脇差は結目の下へさがりたるがよし、ちがへ様は、刀と同前也と見ゆ、此外引目下緒（ヒキメサゲヲ）あり鞘巻にのみ用ふ、引目革（黒地に赤く厳手の如きものを織きたる革）を下緒とする故に名づく（嵯川記、佐竹宗三聞書、大内問答、布衣記、貞丈雑記）

サケカタ　酒方　室町幕府の職名、酒の出納を掌る、鎌倉幕府の時には、営殿の事は凡て政所執事奉行し、其被官酒倉の役に従ふ、室町幕府もこれに准じ、政所執事伊勢氏世々之を沙汰し、同朋の内を以て酒方と定め、出納を掌らしむ、又諸侯の家に、将軍臨む時には、其家にて筆礒に用ある酒は酒奉行の所管なれども、将軍の欲むべき酒は酒方同朋に託するなり（今川了俊難太平記）始めて名の見えたるは、嘉慶元年二月二十五日飯尾歴前守之種拳親基記に、文正元年二月二十五日飯尾歴前守之種拳御成（中略）御酒方奉行御茶道永阿弥陀仏也とあり、進使別當たる時、長閑より移したるものとて、保元平治の亂、源頼義、義朝、藤原信頼入道信西、皆永の役挙家盛等、延元の役新田義貞等の首なく凱陣にかけしは此所なり（江談抄、平安通志）

サケカタ　下絵　絵の具にて絵を書くこと、又其絵、下絵の上に文字を書くこと、又其文字、下絵の上に金銀の箔を置くこと、又其箔、下絵の上に金銀の砂子を蒔くこと、又其砂子、下絵の上に金銀の切箔を置くこと、又其切箔、下絵の上に金銀の野毛を置くこと、又其野毛、下絵の上に金銀の平金を置くこと、又其平金、下絵の上に金銀の薄を置くこと、又其薄、下絵の上に金銀の泥を引くこと、又其泥、下絵の上に金銀の蛭巻を置くこと、又其蛭巻、下絵の上に金銀の丸を置くこと、又其丸、下絵の上に金銀の魚々子を置くこと、又其魚々子、下絵の上に金銀の截金を置くこと、又其截金、下絵の上に金銀の消金を置くこと、又其消金、下絵の上に金銀の蒔絵を置くこと、又其蒔絵、下絵の上に金銀の高蒔絵を置くこと、又其高蒔絵、下絵の上に金銀の研出蒔絵を置くこと、又其研出蒔絵、下絵の上に金銀の平蒔絵を置くこと、又其平蒔絵、下絵の上に金銀の肉合蒔絵を置くこと、又其肉合蒔絵、下絵の上に金銀の梨地を置くこと、又其梨地、下絵の上に金銀の青貝を置くこと、又其青貝、下絵の上に金銀の螺鈿を置くこと、又其螺鈿、下絵の上に金銀の象嵌を置くこと、又其象嵌、下絵の上に金銀の彫金を置くこと、又其彫金、下絵の上に金銀の鍍金を置くこと、又其鍍金、下絵の上に金銀の打物を置くこと、又其打物、下絵の上に金銀の鋳物を置くこと、又其鋳物、下絵の上に金銀の鍛物を置くこと、又其鍛物、下絵の上に金銀の彫物を置くこと、又其彫物、下絵の上に金銀の象眼を置くこと、又其象眼

となる、永正八年舟岡山の戦に功あり、俄て管領に補せられ、彈正少弼に任ぜらる、同十七年二月將軍義稙來り倚る、九月定賴兵三萬を以て京都に入り、東山白川に於て三好長輝細川澄元を奔らし、義稙を擁し京都に入る、天文十一年北畠晴具を討ち、于義賢をして、伊勢を經略せしめ、北畠氏の邑を襲ふ、同十五年十二月將軍義鄕の元服親となりて從四位下に叙ぜられ、同十九年知恩院城を築き驚作城を構へて徙居し、二十一年正月卒す(野史)

ササキシユンス井 佐々木春永(ダメナガシユンスキ)を見よ、

ササキジヨウテイ 佐々木承禎 佐々木義賢(ササキヨシカタ)を見よ、

ササキダウヨ 佐々木道譽 佐々木高氏(ササキタカウヂ)を見よ、

ササキタカウヂ 佐々木高氏 名號通 幕四郎、薙髮して道譽と號す 系譜略 宗氏の子 系譜略 北條高時に仕へ、佐渡守、檢非違使たり、高時薙髮するに及び、倶に落髮す、元弘元年高時、後醍醐天皇を隱岐に遷すや、千葉貞胤と共に護送して還る、後ち高時の滅亡日に甚しきを見、竊かに京都幕兵に勤

近江勝樂寺所藏(史料編纂掛摸寫)

めて之を鎭らしめ、遂に從つて天皇に歸順す、既にして醍氏の反するに際し、また之に與し屢々官軍と戰ふ、功ある以て近江國守護職となる、夢で北畠顯家の兵を率ゐて西上するや、高師泰等と共に黑地川に邀擊す、顯家戰ばずして南走す、正平三年高師直に從つて楠木正行を四條畷に討つて之を破る、幾干もなくして楠氏其弟直義と相鬩ぐに當り、尊氏に與して、屢々直義と相戰ふ、十四年義詮に從つて吉野の行宮を犯す、晩年其功を恃みて漸く豪縱なるのみならず、人の功を爲すを忌み、屢々讒を放つ、山名師義、仁木義長、細川清氏等の叛ぜるもの、實に高氏の讒言に基ざる事多し、また競うて奢侈を尙び、恣に人の田園を奪ひ、百姓を蝕剝し、公賦を陵轢す、興國中、西郊に放鷹し、家土を遊獵して、妙法院の楓樹を折らしむ、院主尭性法親王人をして河止せしむれども聞かず、裏に巨枝を折りて大に海弄す、宿讎として之を怒ふ、高氏大に怒り、即夜子孫四郎、薙髮して道譽と號す 系譜略 宗氏の子 系譜略 北條高時に仕へ、佐渡守、檢非違使たり、高時薙髮するに及び、倶に落髮す、元弘元年高時、後醍醐天皇を隱岐に遷すや、千葉貞胤と共に護送して還る、後ち高時の滅亡日に甚しきを見、竊かに京都幕兵に勤めて之を鎭らしめ、遂に從つて天皇に歸順す、既にして醍氏の反するに際し、また之に與し屢々官軍と戰ふ、功ある以て近江國守護職となる、夢で北畠顯家の兵を率ゐて西上するや、高師泰等と共に黑地川に邀擊す、顯家戰ばずして南走す、正平三年高師直に從つて楠木正行を四條畷に討つて之を破る、幾干もなくして楠氏其弟直義と相鬩ぐに當り、尊氏に與して、屢々直義と相戰ふ、十四年義詮に從つて吉野の行宮を犯す、晩年其功を恃みて漸く豪縱なるのみならず、人の功を爲すを忌み、屢々讒を放つ、山名師義、仁木義長、細川清氏等の叛ぜるもの、實に高氏の讒言に基ざる事多し、また競うて奢侈を尙び、恣に人の田園を奪ひ、百姓を蝕剝し、公賦を陵轢す、興國中、西郊に放鷹し、家土を遊獵して、妙法院の楓樹を折らしむ、院主尭性法親王人をして河止せしむれども聞かず、裏に巨枝を折りて大に海弄す、宿讎として之を怒ふ、高氏大に怒り、即夜子孫四郎、薙髮して道譽と號す 系譜略 宗氏の子 系譜略 北條高時に仕へ、佐渡守、檢非違使たり、高時薙髮するに及び、倶に落髮す、元弘元年高時、後醍醐天皇を隱岐に遷すや、千葉貞胤と共に護送して還る、後ち高時の滅亡日に甚しきを見、竊かに京都幕兵に勤

近江勝樂寺所藏(史料編纂掛摸寫)

ゆ

ユウ 弓 奏して高氏の死一等を減じ、土佐國に流す、後ち赦して京師に還る、

ササキタカツナ 佐々木高綱 幕四郎、法名梅心院 系譜略 定賴の子 系譜略 世々近江國を領す、天文八年從五位に叙し左京大夫となる、十八年細川晴元を救はんが爲めに兵を率ゐて京都に入り、更九條に次りしが、三好宗三軍敗れて死するに及び、晴元出でて走る、茲に於て義賢の先鋒となり、義賢卽ち散兵を集めて北白川に屯し、足利義晴を奉じ、神樂岡を經て東坂本常在寺に入

り、永祿元年將軍足利義輝を奉じて如意嶽に軍す、松永久秀之を迫み、累戰決せざりしが、遂で成を行び、義輝また京に歸る、五年家を義弘に讓りて剃髮し、幕府の相伴衆となる、十一年八月織田信長大擧して義賢を近江觀音寺城に圍み、遂に之を陷るゝや、義賢父子遁れて甲賀山に匿る、後ち再擧を圖りしも成らず、元龜元年罪を謝して信長に降る、慶長三年三月卒す、年七十八、義賢馬術に長じ、ササキリウと稱す、

ササキリウ 佐々木流 佐々木義賢の創めたる馬術の流派、義賢馬術を好み、齋藤好玄に從ひ、中村孫兵衛善佐、義賢の傳を繼ぐ、其門人また多し、大四吉久獨り傑出す、吉久の末流諸國に散在し、佐々木流といふ、ササキヨシカタと參照(野史)

ササキモリツナ 佐々木盛綱 系譜略 通 幕三郎、薙髮して西念といふ 系譜略 秀義の三子、高綱の兄 系譜略 年十六にして源賴朝に、伊豆の配所に謁して之に仕へ、賴朝の兵を擧ぐるのはじめ、軍に從うて功あり、壽永三年源範賴、兄賴朝の命により、平氏を四海に擊つに當り、盛綱また之に從ふ、時に平行盛備前兒島に在り、範賴之を聞き舟を棄てゝ薩戸に至る、敵屢々隔を揚げて之を招く、而して範賴の軍氷に阻られて濟るを得ず、盛綱一流者を訪うて淺所を探知し、密に纜を延て、歸る、明日敵また之を招く、盛綱數騎と共に馬を轉らして海に入る、範賴其渡難せんを恐れ、人をして之を留めしむ、盛綱聞ざるまゝにして進み、諸軍相呼で渡り、遂に行盛を破る、因りて兒島を賂ふ、後ち功を累ねて左兵衛尉に補し、伊豫守護となり、更に邑を益後に食む、賴朝薨ずるや、賴家の立つに及び寵遇滋々衰へ、事に座して食邑を奪はる、建仁元年城資盛越後國にありて兵を起すや、盛綱命を受けて之を征し其居城を陷る、晩年詳かならず(大日本史)

ササキヨシカタ 佐々木義賢 系譜略 承禎と號し法號雲を積す、法名梅心院 系譜略 定賴の子 系譜略 世々近江國を領す、天文八年從五位に叙し左京大夫となる、十八年細川晴元を救はんが爲めに兵を率ゐて京都に入り、更九條に次りしが、三好宗三軍敗れて死するに及び、晴元出でて走る、茲に於て義賢の先鋒となり、義賢卽ち散兵を集めて北白川に屯し、足利義晴を奉じ、神樂岡を經て東坂本常在寺に入

ササキリウ 佐々木流 佐々木義賢の創めたる馬術の流派、義賢馬術を好み、齋藤好玄に從ひ、中村孫兵衛善佐、義賢の傳を繼ぐ、其門人また多し、大四吉久獨り傑出す、吉久の末流諸國に散在し、佐々木流といふ、ササキヨシカタと參照(野史)

ササキムラカミ 佐々木村上 佐々木義賢(ササキヨシカタ)を見よ、

ササキヤスツナ 佐々木泰綱 幕四郎、薙髮して道譽と號す 系譜略 宗氏の子 系譜略 北條高時に仕へ、佐渡守、檢非違使たり、高時薙髮するに及び、倶に落髮す、元弘元年高時、後醍醐天皇を隱岐に遷すや、千葉貞胤と共に護送して還る、後ち高時の滅亡日に甚しきを見、竊かに京都幕兵に勤

ササキヨシカタ 佐々木義賢 系譜略 承禎と號し法號雲を積す、法名梅心院 系譜略 定賴の子 系譜略 世々近江國を領す、天文八年從五位に叙し左京大夫となる、十八年細川晴元を救はんが爲めに兵を率ゐて京都に入り、更九條に次りしが、三好宗三軍敗れて死するに及び、晴元出でて走る、茲に於て義賢の先鋒となり、義賢卽ち散兵を集めて北白川に屯し、足利義晴を奉じ、神樂岡を經て東坂本常在寺に入

ササキリウ 佐々木流 佐々木義賢の創めたる馬術の流派、義賢馬術を好み、齋藤好玄に從ひ、中村孫兵衛善佐、義賢の傳を繼ぐ、其門人また多し、大四吉久獨り傑出す、吉久の末流諸國に散在し、佐々木流といふ、ササキヨシカタと參照(野史)

ササキムラカミ 佐々木村上 佐々木義賢(ササキヨシカタ)を見よ、

ササキヤスツナ 佐々木泰綱 幕四郎、法名梅心院 系譜略 宗氏の子 系譜略 世々近江國を領す、天文八年從五位に叙し左京大夫となる、十八年細川晴元を救はんが爲めに兵を率ゐて京都に入り、更九條に次りしが、三好宗三軍敗れて死するに及び、晴元出でて走る、茲に於て義賢の先鋒となり、義賢卽ち散兵を集めて北白川に屯し、足利義晴を奉じ、神樂岡を經て東坂本常在寺に入

ササキヨシカタ 佐々木義賢 系譜略 承禎と號し法號雲を積す、法名梅心院 系譜略 定賴の子 系譜略 世々近江國を領す、天文八年從五位に叙し左京大夫となる、十八年細川晴元を救はんが爲めに兵を率ゐて京都に入り、更九條に次りしが、三好宗三軍敗れて死するに及び、晴元出でて走る、茲に於て義賢の先鋒となり、義賢卽ち散兵を集めて北白川に屯し、足利義晴を奉じ、神樂岡を經て東坂本常在寺に入

ササキヨシカタ 佐々木義賢 系譜略 承禎と號し法號雲を積す、法名梅心院 系譜略 定賴の子 系譜略 世々近江國を領す、天文八年從五位に叙し左京大夫となる、十八年細川晴元を救はんが爲めに兵を率ゐて京都に入り、更九條に次りしが、三好宗三軍敗れて死するに及び、晴元出でて走る、茲に於て義賢の先鋒となり、義賢卽ち散兵を集めて北白川に屯し、足利義晴を奉じ、神樂岡を經て東坂本常在寺に入

ササキヨシカタ 佐々木義賢 系譜略 承禎と號し法號雲を積す、法名梅心院 系譜略 定賴の子 系譜略 世々近江國を領す、天文八年從五位に叙し左京大夫となる、十八年細川晴元を救はんが爲めに兵を率ゐて京都に入り、更九條に次りしが、三好宗三軍敗れて死するに及び、晴元出でて走る、茲に於て義賢の先鋒となり、義賢卽ち散兵を集めて北白川に屯し、足利義晴を奉じ、神樂岡を經て東坂本常在寺に入

ササキヨシカタ 佐々木義賢 系譜略 承禎と號し法號雲を積す、法名梅心院 系譜略 定賴の子 系譜略 世々近江國を領す、天文八年從五位に叙し左京大夫となる、十八年細川晴元を救はんが爲めに兵を率ゐて京都に入り、更九條に次りしが、三好宗三軍敗れて死するに及び、晴元出でて走る、茲に於て義賢の先鋒となり、義賢卽ち散兵を集めて北白川に屯し、足利義晴を奉じ、神樂岡を經て東坂本常在寺に入

ササキヨシカタ 佐々木義賢 系譜略 承禎と號し法號雲を積す、法名梅心院 系譜略 定賴の子 系譜略 世々近江國を領す、天文八年從五位に叙し左京大夫となる、十八年細川晴元を救はんが爲めに兵を率ゐて京都に入り、更九條に次りしが、三好宗三軍敗れて死するに及び、晴元出でて走る、茲に於て義賢の先鋒となり、義賢卽ち散兵を集めて北白川に屯し、足利義晴を奉じ、神樂岡を經て東坂本常在寺に入

ササキヨシカタ 佐々木義賢 系譜略 承禎と號し法號雲を積す、法名梅心院 系譜略 定賴の子 系譜略 世々近江國を領す、天文八年從五位に叙し左京大夫となる、十八年細川晴元を救はんが爲めに兵を率ゐて京都に入り、更九條に次りしが、三好宗三軍敗れて死するに及び、晴元出でて走る、茲に於て義賢の先鋒となり、義賢卽ち散兵を集めて北白川に屯し、足利義晴を奉じ、神樂岡を經て東坂本常在寺に入

ササメホフ 笹吹 銀及び銅の甚だ小粒なるもの、

ササヤキ 笹吹 座不冷法 靈夜不斷修法を行ひて座を冷さゞる云ふ、鎌倉鶴岡八幡宮内に、

ササラセツバ 佐々良切羽 「セツバ」を見よ、

ササリンダウ 笹誰燈 敎所の名、龍勝は草名なり、空三三尺にして葉に皆の如く短く附し、敎

に笹龍胆の名あり、秋の日、車の楢と、簾の間等に三五の花を開く、此花葉をとりて、紋所となし（第一圖）岩倉、千種、庚久世、南岩倉、庭田、綾小路、五辻、大原、西五辻、高倉、堀河、藤大路、竹内、六條、常陸志筑の本堂、梅渓、愛宕、植松、北畠の諸氏等家紋に用ひ、又丸に此紋を印したるは、伊勢龜山の石川氏用ふ〇また「利休龍鶚」（第二圖）と稱して、笹龍胆を三つ合せ、圓形に印したるものあり、千利休の用ひたる紋なるによりてこの名あり、後に備前池田氏の一族多くこれを用ふ（武鑑、諸家紋鑑、華族譜）

（第一圖）

（第二圖）

サシ 度 「モノサシ」を見よ、

サシウギン 佐州銀 佐渡國より出づる金塊にて造りたる貨幣をいふ、慶政座右に、寶貨那時曰、佐渡國には、黄金あるよし、宇治大納言物語に見えたり、されば、此國には昔より有しが、世にとるべきなしらざるなり、近頃上杉謙信彼國を攻取り、其金を取て國用を足す、太閤秀吉薨てより此事を隣へ聞て謙信の義子景勝を奥州に移し、佐渡を押取て金を採られしかど金出でずして甕ぜらる、慶長五年關ヶ原の事終りし翌年より此國の銀出ること多し、同十三年の頃より銀出づること初の如くならず、是より年々少くなりしと見えたり、また佐渡志に據れば、慶長より元和の初までは此國の民、私に金銀を吹て物に換え、其時を「荒吹銀」など云ふ、元和五年良政、暫に一國限り通用銀八百貫目を造り印銀と名づけ、後藤銀に准べ行はしむ、極印は德通定印の四ツとす、世に上銀に比すれば大に劣き物にして、寛永の中頃までは年々に作りて國用を足たり、其直は、官にて金一兩を印銀五十九匁四分に換らる、正德に至るまで遂に替らず、官局は初め六位成人を見よ、

サシガタナ 指貫（奴袴） 名義袴の一種、袴の裾を紐にて括りて足に著くるもの、袴の裾の括りを「サシヌキノハカマ」と云ふ、後名抄に奴袴をサシヌキノハカマと云へり、奴袴は正しくは袴紐にて括るなりと云ふ、伊勢貞丈に、奴袴と書くは、奴袴を高く括り擧げて奔り廻るに便りの著すべき袴と云ふ心なり、是も後には袴の裾を括りて足に著くるもの、袴の裾の括りを「サシヌキノハカマ」と云ふ、後名抄に奴袴をサシヌキノハカマと云へり、奴袴は正しくは袴紐にて

布法律部）○御定書百箇條に、重き御役人之家来御仕置に成候節、其主人差扣何之事、

一御老中　一所司代　一大阪御城代
一若年寄　一御側　一寺社奉行
一大目付　一町奉行　一勘定奉行
一御目付　一大阪御定番　一駿府御城代

右家来徒士足軽中間等致不届、公儀御仕置に成共、其主人不及差扣候、尤以上又は輕者にても徒黨致悪事、御仕置に成候はゝ、差扣可相伺候事、

一遠國御役人は於其所家来致悪事、御仕置に成候はゝ右之通可相心得候事、但表向之御役人に候とも、家来徒黨致悪事、御仕置に成候はゝ其節之様子次第差扣可相伺候事、とあり、猶科條類典、憲政類典等にも、その伺出に對しての指令見えたり。

サシフツ　佐士布都　布都御魂の一名、フツノミカマ」を見よ、

サシマノコホリ　猴島郡　讃岐　下池國　始めて郡建天皇紀、神護景雲三年八月の條に見えたり　延喜式　又鰐島に作る、倭名抄に塔陽、八俣、高梁（ヘヤカみ）石井（イシヰ）塞津（ヘアシツ）色飯、餘戸、等の郷あり、拾芥抄猿島に作り、將門記、辛島に作る、今は猿島に從ふ、明治廿九年四葛飾郡を合併す（郡名異同一覽國郡沿革考、法令全書）

サシモノ　指物　戰場の標幟にして、旒及び種種の形を爲したる者を用ふ、差物旗物等の字も當てす、其旗には無地或は寄畫を以てするあり、形狀には、輪貫、四半、長鳴、半月、吹流、團扇、挑燈、制札等を以てするあり、其他種類多し、大永の頃より起り、元亀の頃までは總て概小なりしが、漸次長大となり、遂には異樣の物ども多くなりて、別に人をして指物を執らしむるに至れり、是を指物持といふ（本朝軍器考、武家名目抄、古事類苑兵事部）

サシヤ　差矢　筈なき矢鏑にして羽は雕の第二の羽にてはぎ、根は木にて作る矢を云ふ、江戸時代に流行す、三十三間堂の通し矢などに用ひらる（貞丈雜記）

サシヤウグン　左將軍　將兵大將軍（ヘイシヤウグン）を見よ、

ザス　座主　名稱　職制　僧職　管職、一山の寺務を總理する者の稱、後世は天台宗の中延暦寺にのみ此稱を用ひ、天台座主、山の座主、貫主などとも唱へたり、（學解優劣順拔者、名、座主、請二一乘戒一、）

サシヤウダイ　ダイシヤウケン）を見よ、

サシヤウヂ　ヂ）を見よ、

サシヤウヂヤウ　ヂヤウ）を見よ、

サシヤウヂヤウ　ヂヤウ）を見よ、

サシヤウヂヤウ　ヂヤウ

來れることありて、南部東大寺佛物帳に、砂糖二斤十二兩と見えたるが、是れ貢品にして、後ち得來ず、而して食味を添ふるには、干蔗絞（アマヅラ）の煎汁を以てす、降りて鎌倉時代佈貢を以て砂糖に代用せしが、天文永祿年間海外の交通漸く開け、慶長元和に至りて朱印船の諸外國に航通すること繁なるより、砂糖も貿易品となりて輸入せしが、當時に在り、價れども、初は藥用を主とし、然らざるも珍貴の一品とせり、而して製糖法の本邦に傳はりしは慶長年間とす、卽ち大島宇檢方の人直川某、曾て支那に漂流し、製糖法を覺え、歸面を携へて大島に歸り、始めて大和濟方に植ゑたり、是れ其始めなり、元和九年琉球の儀間親方麻平街人を支那に遣はし其法を學ばしめて、製法を始む、元祿の頃に至り、年々數百萬斤餘の輸入あり、享保年間將軍德川吉宗、栽培法及び製糖の法を考究して諸國に之を傳播せしめ、茲に好成蹟を得て、諸國より多く産出するに至れり（琉球史、沖繩志）

サダウ　茶道　（一）武家時代、茶道の事を司る役、俗に茶坊主ともいふ、（二）茶湯を云ふ、ナチヤノユとも見よ、

サタケウヂ　佐竹氏（出羽秋田）　姓は清和源氏、祖常陸府將軍源賴義の三男刑部秀義光より出づ、義光の長子義業左衛門尉に任ず、義業昌義義定を生む、昌義の母は常陸大掾平清幹の女、故に昌義留りて佐竹に居り、竟に氏を稱す、其子隆義常陸介となり、大田四郎と稱す、其子秀義佐竹別當と稱し、源賴朝に從はざるを以て、攻められ兵敗れて出走す、後敎を得て國に歸り、故地を復し、筑紫に蟄居の者あり、文治五年七月賴朝藤原泰衡を征せんとし、宇都宮に至りし時、秀義軍を率ゐて參會す、其轡賴朝の旗に向きを以て、賴朝月を出せる扇を賜て旗の上に付けしむ、後世是れを家紋とす、五代の孫常陸介貞義元弘建武の頃足利尊氏に從ふ、鏡盛の時上杉憲定の二男義仁を養子とす、天文中右馬頭源大膳大夫義篤、古河公方晴氏に從ひ、河越城を攻め北條氏康と戰ひ、敗れ退く、孫常陸介義重の時上杉關東管領亡びしを以て、關東の諸侯北條氏に從ふ者多し、後北條武田兵を交ふるに及びて、常野の豪族多く義重に從ふ、是より北條と連年戰ふ、天正十八年江戸重通を滅し、水戸城を奪ひ、子義宣に與へ、自ら太田に隱居す、豐臣秀吉小田原征伐の時、義宣軍を率ゐて會せしを以て、常陸等を釋し義清を城主に定む、卽ち稻木氏の祖なり、關ヶ原の役起るや、石田三成に應じ德川家康を伐たんとす、故を以て戰後常陸國一國を賜ふ、慶長五年關ヶ原の役起るや、石田三成に應じ德川家康を伐たんとす、故を以て戰後常陸國一國を賜ふ、慶長五年關ヶ原の役起るや、石田三成を助けしを以て、領地を沒收せられ、出羽國秋田二十萬石に移さる、大觀の役功あり感狀を受く、寬永三年從四位下左中將に任ず、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる、一族に酒出、額田、岡田、小川、稻木、長倉、大山、大內、小瀨、山入等の諸氏あり（尊卑分脈、系譜、落穗集、華族諸家傳、德川加除封緣、氏族志、華族誌）

○義光—義業—昌義—義仁—義俊—義治—義舜—義篤—義重—義宣（ノブ）—義隆—義處（スミ）—義格（タカ）—義理（ミチ）—義堅（カタ）—義敦—義和（ヤス）—義厚

○義信—義盛—長義—義胤—行義—貞義

○義原—義仁—義俊—義治—義舜—義篤

○義昭（アキ）—義重—義宣（ノブ）—義隆（スミ）—義格（タカ）

○義宰—義眞—義明（アキラ）—義敦—義和（ヤス）—義厚

サタケウヂチ　佐竹氏（秋田新田）　同祖佐竹修理大夫義隆三男壹岐守義長、寬文十二年二月秋田新田二萬石を分地す、子孫相繼ぎて、明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（華族諸家傳、華族誌）

○義長—義道（ミチ）—義恭（タカ）—義理（ミチ）—義堅（カタ）—義敦—義和（ヤス）—義厚

サタケジヤウ　佐竹城　常陸國久慈郡天神林村○又馬坂城とも稱す、內城六百四十步、外郭千百八十八步、壕水の頃佐竹昌義の築く所、治承源頼朝平維盛を破るや、當國に入り城主佐竹忠義を降す、長子秀義首ぜず、卿朝終に忠義を殺し秀義を奔らす、忠義の弟隆義京都に在りしが歸りて故地を復し、其次子義清を當城に置く、次で賴朝秀義等を釋し義清を城主に定む、卽ち稻木氏の祖なり、應永二十四年佐竹義人攻めて之を陷いる、稻木氏亡ぶ、其後佐竹氏の支族天神林氏城主となるものありしが慶長中終に廢城となる（新編常陸國誌）

サタケヨシノブ　佐竹義宣　常陸國久慈郡太田城主、從五位下侍從、左近衛權少將、贈從二位、義重の長子、母は源賴朝世々邑を常陸に食む、天正十八年、父に從ひ、江戸氏の領有ぜる水戶城を拔きて之に移る、夙で義重の老するに及びて家を繼ぎ、左京大夫と稱す、此年豐臣秀吉北條氏を小田原に圍むや、義宣其幕下に屬し、因りて常陸守護となる、五月兵を率ゐ石堰山の行營に抵りて、秀吉に見え、且つ石田三成と好を結び、また首として郎を伏見に設け、妻子を移す、時に常陸の諸部に三十三氏あり、みな南部に住ぜるを以て南方三十三館といふ、義宣に從ひて伏見に屬す、義宣之を滅すの意あり、卽ち三成と議し、懇禮に託して悉く之を殺し、其邑を併す、茲に於て義宣の食む處八十萬石に至る、世に、德川、毛利、上杉、前田、島津の五氏と共に六大氏と稱す、此を從四位に叙し、侍從となる、慶長三

年秀吉の薨ずるや、諸大名黨を樹て、相爭ふ、而して幾野季長、福島正則、加藤清正等、平素三成と隙ある以て、之を殺さん事を圖る、義宣三成と蓄積厚きがゆゑを、急說するに忍びず、衆を率ゐて大阪に赴き、三成を伏見の邸に迎ふ、五年三成等、上杉景勝と東西呼應して兵を擧げ、家康を除かんことを謀慮し、また義宣を誘ふ、義宣卽ち戰備を修めて密かに景勝に聲援す、既にして家康東征して下野に入るや、秀寧に命じて兵を出さしむ、義宣之を欲せざりしと雖も、父義宣及び諸臣の諫めに依り、僅に兵數百を分ちて之に從はしめたり、關ヶ原戰擧るの後ち、德川秀忠府に來りて討たんとするを聞き、大に恐れ、品川に至り謝を謝す、許さず、遂に伏見に行きて家康に降謁する所あり、家康其降端を持して、成敗を假望せざるを憎み、廢して庶人と爲さんとせしが、義重の哀飾により、常陸國を除きて秋田に移し、二十萬石を給す、後ち大阪冬夏の役軍に從うて功あり、寬永八年從四位上に陞り左中將に任ず、十年正月卒す、年六十四（野史）

サタミレンシヨ　沙汰未練書　武家故實一卷、續群書類從卷七百四、武家部に收む、關東評定諸奉書語訳の性質及び勇式、用法等を詳しく說明したるもの、奥書に、弘安元年閏十月、相模守平朝臣時宗とあり（續群書類從）

サチヤウ　早月（皐月）　陰曆五月の稱、奥義抄、田植うる事盛りなる故に、早苗月を誤れるなりに、早苗月を誤れるなりに、古今要覽稿に、神川に至り潮を謝す、許さず、遂に伏見に行きて家康に降謁する所あり、家康其降端を持して、成敗を假望せざるを憎み、廢して庶人と爲さんとせしが、義重の哀飾により、常陸國を除きて秋田に移し、二十萬石を給す、後ち大阪冬夏の役軍に從うて功あり、覽永八年從四位上に陞り左中將に任ず、十年正月卒す、年六十四（野史）

サチユウベン　左中辨　辨官（ベンクワン）を見よ、

サツ　札　紙帶（シヘイ）を見よ、

サツエウ　雜徭　王朝時代正役日數の外に、

服役するをいふ、租調を免じて役する者あり、功食を給びて使ふ者あり、或は六十日を以て程を立て、或は三十日を以て限りとす、凡そ人夫を徵發して其役に供する必しも十日に止らず、且正役を以て庸折し、其餘を以て身を役す、令の賦役令に、凡令條外雜徭（雜徭訓役、其正丁次丁戲役日數、准三於玉ン之、凡調庸之外、國中諸事不レ論二大小一、悉爲二雜徭一、其役法者、准二上條一次丁減二正丁之半一、中男減二次丁之半一、每レ人均使、通不レ得レ過二六十日一、とあり、

サチヤウ　早月（皐月）　陰曆五月の稱、奥義抄、田植うる事盛りなる故に、早苗月を誤れるなりに、早苗月を誤れるなりに、古今要覽稿に、神川に至り潮を謝す、許さず、遂に伏見に行きて家康に降謁する所あり、家康其降端を持して、成敗を假望せざるを憎み、廢して庶人と爲さんとせしが、義重の哀飾により、常陸國を除きて秋田に移し、二十萬石を給す、後ち大阪冬夏の役軍に從うて功あり、覽永八年從四位上に陞り左中將に任ず、十年正月卒す、年六十四（野史）

サツキ　早月

是大錯也と、即ち死を賜ふ、時に年五十八（野史）

サツシキ　雑色「ザフシキ」を見よ、

サツシキクワンタウ　雑色官稲　郡給（アンメウ）を見よ、

サツシキデン　雑色田　田地の一種、布薩成本田、赦生田、勅旨田、御巫田、采女田、饌兒田、斷金田、職寫田、國寫田、菅力婦女田、慢猶田、造船雜料田、船瀬功德田、日置田、國造田、唐人田、俘囚田、醫師田、府勝田、絶戸田、沒官田、出家得度田、逃亡除帳口分田等の總稱、詳しくは各條を見よ（田制篇）

サツジンショ　薩人書　上古薩摩の國人等の使用したりと傳説せる文字、本朝書籍目錄に薩人書のあること見えたり、然れども今は散逸して世になきものなれば、其體などは詳かならず（日文通考、古代文字考）

サツシヤウ　雑掌　權門勢家等の庄園に在りて、年貢以下の雜事を取扱ふものをいふ、卽ち雜掌は雜事を辨ずる義なり、又雜掌人とも云ふ、其始め明ならず、鎌倉時代に至り、庄園の雜掌の外に、炭薪等の雜務を掌る者を、假に雜掌人又は雜掌と呼び、政は修造勢作等の時、所領より其費に給する錢を出す人を、雜掌と稱すること、吾妻鏡建保元年十二月、同二年五月、延應元年五月の條に見えたり、寛治中より都雜掌あり、在京武士の内、たま〳〵在國の時は、門族被官の内を京都に止めて、雜事を辨ずる人を雜掌と云ひ、又鎌倉武士中にも、京都に菜地所領ある者は、往々此職を置きたり、室町時代に至り、大追物弓場始等に賞與を出す役、及び將軍遊行の時、厨事の雜費を掌る者を同じく雜掌と云へり、其より轉じて其錢をも云へることあり、此時京都幕府の諸侯にも雜掌を置き、將軍家に出入して公私の雜事を掌どりしむるものあり、慶長以來武家の雜掌全く滅びて、殆ど公家にのみ存せり（武家名目抄）

サツシヤウブギヤウ　雑掌奉行　室町時代に將軍が諸大名の第に赴く時、諸家臨時に置く所職、饗膳の數用の事を專掌とす、故に又雜掌清式奉行とも稱す、御成總奉行之を兼ね、永祿四年三好義長の第に赴きし時、別に雜掌奉行を置く、但し將軍の御成の時は、御成總奉行之を兼ね、永祿四年三好義長供御は、御末衆の内供御方の調進する例なれば、雜掌奉行は單に料錢を出して供御方に託するなり、臨時御登山日記文祿四年御成記等に載方奉行と記したるも同職なり（武家名目抄）

サツソケツダンシヨ　雑訴決斷所　建武中興時代に於ける官衙、諸人の所領等の訴訟を決斷することを掌る、故に單に斷決所とも云ふ、梅松論に先代引付沙汰立所卽ち六波羅とし、太平記に郁芳門の條とせり、建武中興の親政を布き給ふや、記錄所雜訴決斷所等を置き、訴訟を裁決せしめたり、大事は記錄所に於てし、普通の事は決斷所にて掌らしむ、蓋し此時維新の大改革なるを以て、訴訟多く、殊に所領に至ては、或は淺官領あり、押領するものありて、紛議行はれ、朝變暮改決斷所にて安堵を得るも、内奏にて別人に其地を賜ふを以て、一所に四五人の給主あるに至りて、紛亂止まざりき、尊氏兵を鎌倉に擧げ、遂で南北兩朝に分るゝに及びて、決斷所し自然に勢力を失ひ、終に廢絶するに至る（太平記、神皇正統記、梅松論、太平記、神皇正統記、三寶院文書）本所より下す文書を雜訴決斷所下文と云ふ、所の雜務を創定す、五月十八日更に補綴なる條規を定め、八月に至り職員を增して八番とし、式日を定め一番鎌内、二番東海、三番東山、四番北陸、五番山陰、六番山陽、七番南海、八番四道を分掌せしめ、公武の秀俊なるもの、卽ち今出川兼季、萬里小路宣房、冷泉爲相、柚木正成、名和長年等百七人を以て、之に當らしめたり、二年二月一層嚴密なる條規を定め、以て訴訟を裁決せしめたり、然れども當時内奏

大悲王院所藏（史料編纂掛藏寫眞集）

サツタウ　察當　江戸時代法に違ふとて叱り咎めすることをいふ、言海に察度の轉かといへり、政談愚書に、文段間違多體に取掛、事に御座候間、察當仕候處無之段申聞云々、聞訟齊藍に、村指出明細帳之事（中略）不相當之儀は、何十箇年以前より訟出候事に而も、一體村方勝手を以て差置候帳面に付、察當申聞取濟候而も不苦事とあり、

サツタウ　雑稻　郡稻（アンメウ）を見よ、

サツバウ　雑袍　直衣を云ふ、「ナホシ」を見よ、

サツバウカ　雑方家　醫師の流派、貴族の一名護屋方醫出で古方を鳴導して、古方家、今方家の二流あり、しが、其頃江戸に望月三英、山田圖南、多紀安元、大和に細井楓亭、京都に荻野元凱等あり、古今兩家の說を折衷して一派を爲す、世俗之を雜方病と稱す（皇國名醫傳、文藝類纂）

サツポロノジンジヤ　札幌神社　石狩國札幌郡圓山村○今は官幣大社　明治二年に之を創建す、四年國幣小社に列し、五年官幣小社に進み、三十二年七月官幣大社に昇格す（官國幣社一覽）

サツマイモ　薩摩芋（甘藷）　本名甘藷、蕃薯、琉球芋、唐芋、琉球より琉球を經て薩摩に渡來し、更に東國に及べるを以て、各々傳來地の名稱を負はせたるなり、元祿十一年琉球王之を薩藩に傳ふ、會々深見貞恒長崎に更たりし時、諸國巡廻の米穀運漕する毎に、市民飢に及ぶの患あるを慨し、寶永元年薩摩より甘藷を輸入し、培養して食料と爲すを敎へたるより次第に其地に行はるゝに至り、尊ぎたる薩摩に往來する舟人の媒介により、江戸に持ち來りて、商ふ者あり、しが、據の善なりとの俗說を唱ふるものあり、爲めに其實貿も中絶するに至れり、既にして享保十七年四國蝗災ありて農民飢饉に苦しむや、將軍德川吉宗大に之を憂ひ、深見貞恒の千有餘に諜議せしに、有憾は父が曾て長崎に培養せる事、並に薩摩にては之を常食とするものあるを言し、培養の利なるを說きたり、時に長崎の儒官一造に國產、世用に資明藩法に眞享中、天門に命じ、同二十年試に吹上の庭園に作らしめしに、繁殖せるのみならず、其食料に供するに足るものあるが故に、更に近國の代官に命を下し、溫暖の地を撰みて培養せしめしを以て、幾千もなくして、上總下總の諸地方にては之を作るもの漸く多く、並には江戸に持ち來りて鬻ぐものもあり、其他の諸國また之に倣ひ、次第に各地方に擴殖するに至れり、「アヲキトンジ」參看（日本食志、德川實紀）

サツマカンジヤ　薩摩暦　薩摩にて發行せる暦、島津氏造暦の事を司る、島津國史に云、元祿十六年に長崎の儒官一造に國產、世用に資明藩法に眞享中、天文方渋川春海に命じ、新に暦法を製定せしめ、翌年之を獻ず、是を貞享暦と稱す、是歲薩摩

六國史	延喜式	古事記	古語拾遺	元禄國繪圖	天保郷帳	寛政重修諸家譜	明治改革	地誌提要	新撰姓氏錄
薩摩	薩摩	筑紫	筑紫	薩摩	薩摩	薩摩	鹿兒島縣	鹿兒島縣	薩摩國

す。文化十二年江[illegible]で吉川神道講所の塾頭となり、等で師家の[illegible]深川に住す。天保[illegible]講務に聘ぜらるゝ[illegible]戸に出づ。時に國家多事、信濃愛心措く能はず、外寇防衛の術を論談す。嘉永三年正月六日歿す。年八十二。江戸淺草森下町松壓寺に葬る。明治十五年朝廷正五位を追贈せらる。信濃人となり英邁剛毅、豊識越に邁ふもその説を経げず、林子平と交り厚し、その四方に奔走して寧處に遑あらざると雖も、手に管を捨てず。著作する所殆ど三百餘種。老いて益々健なり（新撰姓氏錄補遺、字内混同秘策、爭統夢談、經濟要論、農政本論等。佐藤信淵傳參照）

サトウタダノブ　佐藤忠信　（義經記）信夫の庄司元治の子、継信の同母第[illegible]陸奥の人、源義経が、藤原秀衡の許に在りし時、より之に仕へ、屢々軍功あり、あり、鎌田政清と共に其四天王と稱せらる、後ち義経の疾に代りて吉野山に留まり、時に僧徒等相謀りて來り攻むるに及び、義経窘迫將に自殺せんとす、忠信即ち、義経の甲を著し、佯りて源判官と稱して奮闘す、義経間を得て脱走する事を得たり、而して忠信また谷を越えて逃れ去り、明年京都に居る、精谷有挙探知し、兵を以て之を圍む、忠信従士二人と共に力闘し、遂に自殺す、時に年二十六（大日本史）

サトウツグノブ　佐藤繼信　（義經記）信夫の庄司元治の子、忠信の兄、母は貞理十郎 浩綱の女 （義經記）陸奥の人、源義経が藤原秀衡の許に在りし時より之に仕へ、屢々軍功あり、鎌田政清と共に其四天王と稱せらる、後ち義経の疾に代りて吉野山に留まり、時に保延六年十月なり、年僅に二十三、義清豪宕才を抱き、時に遺ひ、一朝官を棄て、牽縲する所なし、時人遺嘆す、是より抖擻に身を委し、關東四海到らざる所なく、盡く名を得るに當て嘯咏自適す、晉て遠江國天龍川を渡る、舟人乗る所太だ多きを以て、叱して下さしむ、四行遮ざることなをよそふ、舟人怒りて艫撞し、血流れて面に被る、四行笑を含む色なく從容舟を下る、徒衆之を慢る、四行曰く法の爲め此に至る、浸擧死に抵る、固より憾む所にあらず、若し此の心なくば吾が徒にあらずと、遂に從者を遣す、神護寺僧文覺四行を見て曰く、沙門は、唯だ修業なれ勤むべし、然るに四方に周遊して、吟味日を渉る、實に釋門の賊なり、我之を見れば、必ず其頭を撃破すべしと、四行高聲に謡ふ、文覺曰く、前言に背て此の如くするは何ぞやと、文覺曰く、四行の狀貌を見るに、固より吾に殿たるものにあらず、反て吾を驚たんとすと、承安五年五社書院頌子内親王鳥羽上皇の菩提を弔はんが爲めに高野山東別所に伽藍華嚴院を建立す、治承中四行、寺院の命を奉じて華嚴業院を壇場に移し建立す、文治二年僧衆源の命を奉じて、陸奥國藤原秀衡の許に赴き、東大寺大佛殿造立の資を得んとして、諭鎌倉に過る、源頼朝に遂ふ、頼朝人なして召見し、和歌及び弓馬の道を談ぜしむ、四行辭して曰く、弓馬の道略々其業を聴く、是世の日秀郷以來の傳書悉く之を焚く、和歌の如きは、時に感じ、物に觸れ僅に成すのみ、錢旨奥義より解せざる所、對ふべきものなしと、頼朝屈く請ふ、依りて通青弓馬の道を談ず、頼朝侍臣なして之を筆記せしむ、海野幸氏之が傳へて、永く鎮家法則と爲す（鎌

日歸して東北に赴く、頼朝遣すに銀猫を以てす、遂々門前兒萱の遊戯するを見、之を與へて去れり、建久元年二月十六日河内國弘川寺にて寂す、年七十三、管て歌の歌を誂じて、「ねがはくは花の下にてわれしなんそのきさらきのもち月のころ」と、竟に其言の如くなれり、世之を異れむ、義清堅忍最も強く、出家して後は道心堅固を以て時人に稱せられ、實に大峯二度の行者となれり、最も和歌をよくし、時の名士藤原俊成、同定家、九條眞經、慈圓と親交し、保元の亂以後歌道の衰頽せるを歎じ、之を復興せんことを期せり、後鳥羽天皇管て曰く、四行才思天成にして、常人の學び得る所にあらずと、願建天皇亦四行の歌を賞し給ひ、時の人天下の名人と稱し、後人新道の權者、柿本の再誕と管したりき（新古今和歌集、御堂關白記、山家集、御裳濯河歌合、宮河歌合、類聚抄等多し、撰集抄は後偽書となすものあり、今管く茲により て其名を揚げて參考に資す（大日本史、大日本史料、高野山文書）

サトラサ　郷長　「ガウチヤウ」を見よ、

サトラサ　里長　「ガウチヤウ」を見よ、

サトカグラ　里神樂　神樂の一種、諸國の諸社にて行ふ神樂をいふ、連歌師等に、里とは君の意なりと云へど、信じ難し、後には、祭禮の時獻曲を爲すものゝみをいふに至る、起原沿革詳かならず、樂家錄に、里神樂者、禁中殿上之外、諸社修行之神樂也、悉名之里神樂、也（其法如三内侍所一）俱於二伊勢石清水加茂等一有二勅被一遣二神樂一之時、不レ在二此名限一也」、又鄙曲抄に、「よろづの神樂里神樂などに、さいのなのこなどあつまりて、すゝめの聲なん聞え侍り、雲明歌のひろにはに、神樂して才のなのこめされて、神遊そあらねか、今時さはがしく、ものゝ公事もおこたりはべりと云々」と見え、歌舞音樂略史に、祇園、

大原野、吉田、北野、熱田、熊野、本宮、新宮、那智等の社は、嘉祿元年十二月薩原經經將軍の時、武家の沙汰として神樂を行はるといへり、此等は何れも朝家なる御神樂の式に、さして異なる事なかるべし、又祈槃の大祉、鹿島、香取神宮の如き舊社には、自ら古來相傳の神樂式ありて、殊勝なるものなり、其他諸社にも、いはゆる里神樂といふものにして古に行はるゝは、いはゆる里神樂を以て、里女の舞かなでしものなるが、今はやゝ〳〵新奇なる風あり、「コンレイ」參照）

サトガヘリ　里歸　（義）結婚代五日目或は五日目に新婦一たび親里に歸るをいふ、里第を以て御在所れの時代より始まりしが詳なる故に名づく（世所出第）嵯武天皇延暦十三年都を遷め、大内裡遷幸ありしより、村上天皇天徳四年の災、始めて冷泉院に幸し給ひしかど、未だ里内裡と稱へ（女諸禮集、五雜俎、婚禮法式、近代世事談）

サトダイリ　里内裡　（名義）皇城の外に、一時別に設けられたる皇居をいふ、里第を以て御在所とする故に名づく（世所出第）嵯武天皇延暦十三年都を遷め、大内裡遷幸ありしより、村上天皇天徳四年の災、始めて冷泉院に幸し給ひしかど、未だ里内裡と稱へ（女諸禮集、五雜俎、婚禮法式、近代世事談）

サトガヘリ　里歸　（義）結婚代五日目或は五日目に新婦一たび親里に歸るをいふ、里第を以て御在所れの時代より始まりしが詳なる故に名づく（世所出第）嵯武天皇延暦十三年都を遷め、大内裡遷幸ありしより、村上天皇天徳四年の災、始めて冷泉院に幸し給ひしかど、未だ里内裡と稱へ（女諸禮集、五雜俎、婚禮法式、近代世事談）

サトダイリ　里内裡　（名義）皇城の外に、一時別に設けられたる皇居をいふ、里第を以て御在所とする故に名づく（世所出第）嵯武天皇延暦十三年都を遷め、大内裡遷幸ありしより、村上天皇天徳四年の災、始めて冷泉院に幸し給ひしかど、未だ里内裡と稱へ（女諸禮集、五雜俎、婚禮法式、近代世事談）

裡の始めとす、天安元年再び災するに及び、天皇仮堀河後院に遷御す、其後皇城の災あるか、又は方忌、怪異等の事ある時には、必ず權門の舘第に幸し、暫くは一夜、長きは數月、或は年を越ゆるに至る、里内裡を大内に擬造せしは、蓋し鳥羽天皇土御門殿を造營ありしより始まりしものゝ如し、高倉天皇の時、閑院を皇居とし、順徳天皇の御宇に及び、後鳥羽上皇指揮の下に大内に擬造せしめられしは、里内裡の内にて最も廣大にして、最も整備せしものなり、其後更に當小路殿を以て里内裡と爲し、花園天皇の御宇に至りて又大内に準じ造營せられ、後醍醐天皇延元元年兵燹にかゝりて亡ぶ、今左に里内裡の重なるものを示す、猶詳しくは各條を見よ（山城名勝志、儀講栞、平安通志）

宮名	所在
堀河院	二條の南、堀川の東
一條院	一條の南、大宮の東二町
京極院（後冷泉皇后）	土御門の南、京極の西
一條東洞院殿	土御門、東洞院の西
土御門内裏	土御門の南、烏丸の西
近衛殿	室町の東、近衛の北
東一條院（後三條皇后）	近衛の南、東洞院の東
高陽院	中御門（桃木町）の南、堀川の東
一條西殿	今の御所の北境
小川御所	土御門、西洞院
土御門高倉第	土御門、油小路西
大炊御門東洞院（又新）	一條南、油小路四
大炊御門内裏	土御門の南、高倉の西一町
二條當小路内裏	大炊御門の南、東洞院の東
二條院	大炊御門の北、東洞院の東
	二條の北、當小路の西、冷泉の南
	二條の北、堀川の東

二條高倉第
冷泉宮小路殿（又二條殿）二條の北、富小路の東、冷泉の南
二條押小路殿　押小路の南、室町の東
二條内裏　二條の南、東洞院の東
閑院　二條の南、西洞院の四方一町
二條院　小二條殿の南
冷泉萬里小路内裏　冷泉の北、萬里小路の西
三條院　三條の北、堀河の西、大宮の東
押小路烏丸内裏　押小路の南、三條坊門の北、烏丸の東、洞院の西
三條坊門殿　押小路の南、三條坊門の北、烏丸の東、東洞院の西
四條内裏　四條の南、西洞院の東
五條内裏　土御門の北、東洞院の東、今の葛籠町の間
五條大宮内裏　五條の北、大宮の東
五條大宮御所　五條の北、大宮の東
九條院　――
宇多院　右京土御門の北、木辻の東、今葛野郡

サドノ井ン　佐渡院　順徳院を稱す、承久三年佐渡國に移らせ給ひし故に稱す、ソユントクテンワウ」を見よ。

サドノクニ　佐渡國　越後　越後新潟の西

少北海上十二里餘に在り、周囲五十三里十町餘、東西凡七里餘、南北凡十一里、北陸道に屬す、形勢地勢南北に稍たばり、中央凹んく窪縮して港灣を左右にし、土質平衍、魚稻の郷と爲す、又金銀を産出す、地廣治繁佐渡又佐度に作る、古へ越國に隷す、三郡を分つ時立て、國と爲す、聖武天皇天平十五年二月廢して越後國に併せ、孝謙天皇天平勝寶四年十一月再置す、國府を雜太郡に置く（今の竹田村の澤田是なりと云）鎭倉幕府の初、國郡の人本間能忠來て國府に居り、世

郡名	明治廿年	明治廿六年	明治廿九年
雜太	雜太	雜太	雜太
羽茂	羽茂	羽茂	羽茂
賀茂	賀茂	賀茂	賀茂
加茂	加茂	加茂	加茂
佐渡	佐渡	佐渡	佐渡

サドハラ・ジヤウ　佐土原城　地圖索引　日向國宮崎郡佐土原村　地圖索引　島津氏の屬邑なりし時、島津氏取りて修築し、其後慶長八年島津久城主となり三萬石を食む、子孫相傳へて明治維新に至る（地理纂考）

サドフヂヤウ　佐渡奉行　地圖索引　江戸幕府の職名、佐渡國相川に駐在して一國の訴訟を決し、貢賦を收め、專ら鑛山の事を管し、兼ねて北海の勤靜を觀察す、凡て勘定奉行の指揮を受け、老中の所管たり、千石高、職祿千五百俵、百人扶持を給し、役宅間詰となす、組頭二人（座役倉廩の事を管る、職祿三百俵金百兩を給す）、與力三十騎、同心七十人、慶應三年徵金百兩を給す）、與力三十騎、同心七十人、慶應三年徵金百兩を給す）、與力三十騎、同心七十人、慶應三年

秀の織田信長を聘ふや、陽光院の宮時に二俟の郎に在り、事倉卒に出でゝ、歸らんとするに與なし、遽々紹巴其門を過ぎり、輿を下りて之を訪ふ、朝廷其功を嘉みし法印に叙し、準ずに法橋を授く、豊臣秀吉の顧業を爲すに及び、屢々饗宴を受け、宅地を賜ふ、當時連歌を能くするもの七人あり、世に七名人と稱す、紹巴實に其一人たり、後ち豊臣秀次の優遇を蒙りしが、其罪せらるゝに及び、紹巴また連坐して三井寺に謫居する事三年、慶長五年歿す（事實文編）

サナダウヂ　眞田氏（信濃松代）　清和天皇第三皇子貞元親王（或は第四皇子貞保親王と云ふ）より出づ、二十九代眞田彈正忠幸隆信濃國小縣郡眞田庄松尾城に居す、依て氏となす、眞田彈正忠と號す、氏田信玄に仕へ、剃髪して一徳斎と號す、一説に、天道根命十一世紀直豊耳孫宮持古、允恭天皇御宇大錢國宮城上郡信原邑に住す、故に檀屋造姓を賜ふ、其後從五位上尾張守伊織志臣家輝等、延暦十七年改めて眞野宿禰姓を賜ふ、後刑部を賜ふ、其曾孫從五位下信濃介恒隆男正六位下図書介恒成、貞保親王家の家司たり、男正六位上左馬權助幸俊天曆四年二月信濃國望月牧監となりて下向し、其子信濃介幸經、天延元年九月海野莊下司となり、男三人を生む、長子幸明は海野の祖、次子小次郎直家は根津の祖、季子三郎宣俊は望月の祖なり、幸明六世海野小太郎幸氏木曾義高に屬して鎌倉に來り、義高滅落の時出奔す、捕られし後却て頼朝の麾に預り、海野本領を賜ふ、七世海野小太郎善幸、笛吹峠合戰の時、宗尾親王に屬し彈正忠に任ぜらる、六世海野左京大夫幸義、村上義清と合戰し終に討死す、男遠野小太郎幸隆眞田庄に住す、因て眞田彈正忠と號す」といふ、其男幸田源太左衛門尉信綱信玄に仕へ、天正三年三河長篠に討死す、其弟武藤喜兵衛尉昌幸、後眞田安房守と號し、信玄勝頼に仕ふ、天正三年兄戰死後遺領を繼ぎ、同十三年豊太閤に仕へ、上野沼田城に住す、二男源次郎信繁後左衛門佐幸村と改む、慶長五年父昌幸と共に上田城にて秀忠の軍を苦む、敗後幸村紀伊高野山に蟄居す、後秀頼に招かれ大阪城に籠り軍功多し、元和元年五月七日戰死す、兄信幸は天正十七年二月顯府に至り、家康に謁し、文祿二年九月從五位下に叙し、伊豆守に任ず、後更に信之と名く、上野沼田城に治す、慶長六年二月關ヶ原の役の功を以て、六萬三千石加賜、封を信濃國に移され上田城を治む、元和八年十二月四萬石加賜、移て松代城を治む、嫡封併せて十三萬石、明暦二年十月上野國沼田三萬石を、繼嗣熊之助信澄に分封す、元祿七年八月伊豆守進道二千石を、族臧人信弘に分封す、寶永元年正月蔵人信弘を以て嗣となす、因て其封に宗家に賜はる、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる（吉美鏡、家譜、武鑑、德川加除封錄、華族譜）

○檀綱——幸教（ノリ）——幸民——幸正

幸道——信弘——信安——幸弘——幸亭（タヽル）——幸貫（ツラヌキ）

幸教——昌幸——信之——信吉——信政

サナダノブユキ　眞田信之　幼名源三郎、通稱伊豆守、法名大圓院殿一徳斎幸隆の三子、幼名源三郎、武田晴信に仕へて其足輕大將たり、はじめ武藤氏を冒せしが、兄信綱、昌輝の長篠の戰に敗死するに及び、氷氏に復して家を繼ぎ、安房守と稱し、信濃國上田城に居り、三萬八千餘石を領す、天正十年武田氏滅ぶるの後も織田信長に屬し、信長の試ぜらるゝや、敏なる上杉景勝に逆り、夢でまた北條氏政に屬したりしが、氏早を更に德川家康に隷し、北條氏眞の甲斐國に發向するの時、眞田信幸と共に兵を碓氷峠に出して其機道を絶つ、茲に於て氏直降に德川氏に對して和を請うに至れり、十一年家康甲斐國に入り國中の法制を定むるに及び、昌幸に其本領上田城を賜ふ、十三年家康使を昌幸に遣り、舊れ先に上野國をして氏直が領地たるべき事を約したれば、宜しく沼田城を割きて北條氏に返附すべしと諭したれども、昌幸之を肯ぜず、沼田は吾が武力を以て得たる處にして、德川氏の賜物にあらず、また之を返

眞田伯爵家所蔵（史料編纂掛蒐集）

却するの理なしと辯し、遂に德川氏と絶ちて豊臣秀吉に屬す、十七年秀吉昌幸に命じて沼田城を北條氏に與へしむ、昌幸已を得ずして之に從ふ、十八年北條征討の軍起るや、昌幸、眞田刑家、上杉景勝等と共に兵を出して役に服し戰功あり、戰爭の後ち再び沼田城を賜ふ、慶長五年德川秀忠の上杉景勝を征するの時、信之、幸村の二子を率ゐて之に從ひしが、石田三成擧兵の報を得るに及び、志を變じて三成に應じ、幸村と共に本國に歸り、上田城に據り、遙かに聲援を爲す、既にして秀忠山道より西上するや之を途に邀る、秀忠即ち上田城を圍みしも利あらず、遂に關ヶ原の戰に會するを得ざりき、戰爭の後ち、家康昌幸を誅するに意ありしも、其子信之の哀訴によりて之を許し、高野山に放つ、慶長十六年六月卒す、年六十五（寛政重修諸家譜、家譜、野史）

サナダユキムラ　眞田幸村　幼名源次郎、通稱左衛門佐、後大助、入道名好白、法名大圓院殿一徳斎幸隆の三子、信之の弟、母は宮内卿局、昌幸の二女なり、

屋城に據て四國を經略す、十八年賴春の子賴之清氏を誘殺し、其弟詮春を守護となし、香川郡岡城に居り世々國守に任ず、天文の初阿波の三好長慶細川氏に代りて國柄を執り、其弟一存なして十河氏を繼がしめ、國事を管せしむ、二十一年三好之虔持隆を弑し、寒川諸侯を降し、州東の地を取る、獨香川信景多度郡天霧城に據り　州四三郡（多度三野豐田）を領す、永祿四年十河一存卒し義子存保嗣ぐ、天正五年阿波を領す、七年長曾我部元親香川氏を降し、十一年遂に存保を逐ひ全國を併す、十三年豐臣氏南征して之を賓ひ、仙石秀久を封じ宇足津に治す、又山田郡を十河存保に賜ふ、明年秀久存保共に從て四征し、存保戰沒し秀久節度に違ひ皆其色を收め、之を尾藤知宣に賜ふ、尋で罪を獲其封を奪ひ、生駒親正を全國に封じ、高松（喜兒原と云、親正に至り改稱す）に治す、寬永十七年曾孫高俊罪ありて國除ぜられ、松平頼重を高松十二萬石に封じ中國探題となす、又山崎家治を丸龜五萬三千石に封す、三世にして嗣絶え、萬治元年京極高知之に代り、元祿中孫高成弟高道を多度津に分封す、凡て三萬、明治維新廢して縣となす、既にして改て香川縣を置く、又廢して名東縣より旅治す、後ち復香川縣を置く（舊部古より管部の變遷左表の如し、詳しくは各郡參看（地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考）

	大寶令	延喜式	倭名抄	古語拾遺	元祿郡記	寬文郷帳	天保郷帳	郡名考	郡區編制	新郡區劃
寒川	大内	同	同	同	同	同	同	明治維新	郡區編制	新郡區劃
同	同	同	同	同	同	同	同	革帳	郡區編制	新郡區劃
同	同	同	同	同	同	同	同	地誌提要	郡區編制	新郡區劃
同	同	同	同	同	同	同	同	郡區編制	郡區編制	新郡區劃
同	同	同	同	同	同	同	同	郡區編制	郡區編制	新郡區劃
大川	同	同	同	同	同	同	同	郡區編制	郡區編制	新郡區劃

サネタカコウキ　實隆公記

【綱要】【參考】内大臣三條西實隆の日記にして、文明六年より始まり、天文二年に終る、其間殆ど六十二年間に亘る、實隆は、有職故實に造したる人にして、有職に關したる書の著も多きが、本書の如きは、最も是等に關して研究の好資料たり、「サンデウ」を參看、

サノウヂ　佐野氏

姓は源原、鎭守府將軍秀鄕の末裔、下野國の住人足利太郎俊綱の曾孫、佐野太郎基綱の裔なり、佐野は下野安蘇郡の庄名にて、同地唐澤山の城は、秀鄕の築く所、一旦中絶せしを基綱の父成俊再造し子孫代々居城とす、因て佐野氏と稱す、基綱十六世の孫小太郎昌綱其手條現美宗綱の時、天正十一年十二月長尾顯長を應關城に攻めて敗れ戰死す、嗣子なきを以て、家臣謀して北條氏政の子左衞門佐氏忠を養ひ、宗綱の女に配し、後を嗣がしむ、天正十八年豐臣秀吉北條氏を小田原に攻め亡ぼす、氏忠小田原にあり同じく之に死す、時に宗綱の弟宿となり了伯と號し、秀吉の厚遇を受く、小田原征伐中了伯も庶澤宿に遣して降を勸む、家臣多くは之に從ふ、因て役後了伯秀吉に乞ひ、秀吉の家人富田左近將監の二男を以て、天忠の後を嗣がしめ、修理大夫信吉と云ふ、慶長五年の役家康に應し城に據りて上杉の軍を防ぐ、同十九年三月兄富田知信の遠坐により、江戸城に囚禁せられ、佐野城を破却せらる、同六月信濃國松本に流され、小笠原秀政に預けらる、後に於て下野の豪族佐野氏亡ぶ（系圖、舊輯譜）

サノジヤウ　佐野城

【所在】下野國安蘇郡佐野、唐澤山の上【現狀】舊鎭守府將軍藤原秀鄕の築く所といふ、六代に傳へしも後、中絶せしを、其後孫佐野庄司成俊再興して居住す、子孫相繼ぐ、慶長七年、信吉の時、旨を奉じて、天明鄕春日岡に移し、十一萬石を領す、同十九年大久保長安の緣坐に依て改易せらる（下野國誌）

サノコホリ　佐野郡

【所在】遠江國【沿革】續紀に佐益、姓氏錄に佐夜に作り、延喜式佐野に收む、「サヤ」と唱ふ、倭名抄に山口（ヤマクチ）小松（コマツ）邑代（イセシロ）幡羅（ハラ）【現況】ヒネ）郡家等の郷あり、元正天皇の養老二年二月駿河國の郡を割き、廬原郡の東北部を以て富士郡を置く、「サノ」と稱し、地誌提要「サヌ」「サヤ」の類推に據す、明治二十九年城東郡と合併して小笠郡と改む（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

サハウ　サハウヂ　左方　「サブ」な見よ、

サヒヤ——サフサ

サハタノコホリ　羽太郡

【所在】天武天皇の末、佐渡國を設かれし時只だ此一郡あり【沿革】延喜式又蘇太に作る、倭名抄に國（サカ）石田（イシダ）高家（タカヘ）八多（ハタ）竹田（タケダ）小野（ヲノ）鍛田（カヌタ）等の郷あり、元正天皇の養老五年四月分て加茂、羽茂郡を置く、後世郡界大に變じて、郡の西邊五十里村以西、相川戸地村等の地、加茂郡に入り、正保國之を改定して、後見村以南を以て郡界となせり、されど實には其廣境高家郷の内は、加茂郡に入る、佐渡志雄田に作り、郡名考又後「サノ」「サヤ」の類推に據す、明治二十九年城東郡と合併して小笠郡と改む（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

サハウヂ　左方　「サブ」な見よ、

サハウヂ　澤氏

姓は清原、伏原正二位宣幸の二男從二位忠量始めて澤氏と稱す、忠量藏人より堂上に列す、宣嘉の時、三位主水正となり、攘夷を主張し、長藩に黨す、文久三年九月朝議一變し、長藩の墜げらるゝや、長門に逃る、十月但馬に據り平野國臣等と共に兵を擧げんとし、成らず、復長門に奔る、後ち許されて京都に歸る、維新の際功あり、九州鎭撫總督となる、後ち華族に列し、伯爵を授けらる（知諸掲記、華族諸家傳、華族誌）

○忠量——宣成——宣維——久量——量行——爲章（タメアキラ）

サハエジヤウ　錦江城

【所在】遠國今立郡錦江町【現況】【沿革】享保五年五月岡部詮言四萬石に封ぜられて入部す、地狹隘なるを以て東錦江に城く、今の錦江城是なり、子孫傳へて明治維新に至る（越前國誌）

サハタノコホリ　羽太郡

【所在】天武天皇の末、佐渡國を設かれし時只だ此一郡あり【沿革】延喜式又蘇太に作る、倭名抄に國（サカ）石田（イシダ）高家（タカヘ）八多（ハタ）竹田（タケダ）小野（ヲノ）鍛田（カヌタ）等の郷あり、元正天皇の養老五年四月分て加茂、羽茂郡を置く、後世郡界大に變じて、郡の西邊五十里村以西、相川戸地村等の地、加茂郡に入り、正保國之を改定して、後見村以南を以て郡界となせり、されど實には其廣境高家郷の

サハテマイ　澤手米　欠米（カンマイ）な見よ、

サハノコホリ　佐波郡

【所在】周防國【沿革】書紀景行天皇十二年九月の條に、始めて見えたり【現況】書紀沙麼、沙婆に作り、また柒婆にも作る、推古天皇十一年、土師連猪手、來目皇子の殯事を掌りて、この地に居り、其裔を宮邊連と稱す、延喜式佐波に作る、以後同じ、倭名抄に半疊（ハムレ）多賀、寒川同じ、倭名抄に半疊（ハムレ）多賀、寒川

サハラウヂ　佐原氏

姓は桓武平氏、三浦義明の子義連始めて佐原氏と稱す、義連鎭幹長大にして勇毅勇なり、文治五年源頼朝に從て奥州泰衡を誅す、功を以て會稽に封ぜらる、其裔に蛭河、眞野、藤倉、猪苗代、比田、廣名、會津、横須賀等の氏あり（尊卑分脈、三浦系圖、千葉系圖）

サハラノコホリ　早良郡

【所在】筑前國【沿革】延喜式に始めて見えたり【現況】式内宮跡の子、平群木菟の裔、佐和眞臣、之に居る、倭名抄に吡伊（ヒイ）能解（ノケ）額田（ヌカダ）早眞（サハラ）平群（ヘグリ）田部（タベ）等の郷あり、郡名考、サヲラ」と唱へ、地誌提要、古に復して「サハラ」と稱す、今之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

サヒノカハラ　佐比河原

山城の葬送地なり、世に、佛說にて地獄に往く地なりと思へるは、大なる誤なり、貞觀十三年閏八月、百姓の葬送地を創定し、山城葛野郡五條荒木四里六條久受原の地、伊都十條下石原四外里十一條下佐比の里を以て、其地となす、初に回はく、件等の曠原是れ百姓葬送、並に放牧の地云々、然るに後世其地に地藏菩薩を安置して、死者の冥福を祈願したりしが、何時の頃よりか誤り傳へて、佐比の河原を冥界の事となし、俚俗に喧傳するに至りしなり（三代實錄、山城名勝志、扶桑略記、扶宗童開日鬼集）

サヒヤウエフ　左兵衛府　「ヒヤウエフ」な見よ、

サフ　左府　左大臣の唐名、「サダイヂン」を見よ、

サフ　左舞　雅樂の時、左方の舞を云ふ、舞樂には左右を分て舞ふ、左を左舞又左方、右を右舞又右方とも稱し、常には左、右とのみいへり、左方は、支那渠印度樂にて、右方は、高麗樂渤海樂となす、大寶令雜令云、平安定都の時、唐天竺の樂を尊慕したる奈眞侍官を左京に置き、夙くより三韓樂を傳へたる天王寺樂人を右京に置かれしにや、夫等より左右の名稱起りしならんと思はる、大日本史及び樂家錄などに擧れば、推古天皇の朝に、大陸公持が左右を定めし如くなれど、想ふに後世の如き左舞右舞にはあらず、蓋得の三韓樂と、新來の吳伎樂とを分ちしならんと、又云、渤海樂には、音調の上より右方に屬せしめ、本邦製作もまた是れに同じと、舞樂（マヒガク）參看、

サフガイ　挿鞋

香の一種、國宮記に、主上及儲君並御元服之所（用）といひ、延喜式内藏寮式に、月別雜三種御靴一兩、挿鞋一兩（已上綿絁云々）とあり、

サフサノコホリ　座瑳郡

【所在】下總國【沿革】古へ、海上郡に屬す、後ち割きて之を置く、延喜

仁明紀に據れば、其分郡は、大化以後なるべし（和名抄）延喜式又國造に作り、「サウサ」と唱ふ。倭名抄に野田（ノダ）長尾（ナガヲ）辛川（カラカハ）手倭（ナマト）山上（ヤマガミ）幡岡、石窓（イシムロ）匝磋（サフサ）大田（オホダ）日部（クサベ）玉作（タマツクリ）田部（ハノベ）栗原（クリハラ）栗栖（ムカラキ）中村（ナカムラ）等の郷あり、中世又原庄及び千田庄あり、後世四境堅山川左右の地、皆香取郡に入る。又部の北境古へ大沼あり、椿海と稱す、匝磋、海上、香取の三郡に跨る、寛文中某官命を奉じて其水を開墾郡矢掃浦に瀉し水陸田數千町を得、後十八村あり、郡名考、サウサと稱し、繪詞提要又「サフサ」と綴して、倭名抄の讀に復す、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革等）

ザフシ　雜仕　（一）女官、雜役監使の役、又行幸行營の時供奉す、又上雜仕とも云ふ、多くは馬に乘る、端佐須計裝束抄東北出衣の條に、雜仕の寄馬に乘るべし、車に乘りたらば開所よりありくべきなり、裝束常の如し、五節の上雜仕楯縫は東に乘るべきなりと見え、統章子に、蓋盤所の雜仕を御使には來たる、今續字治川風高湯院行啓の條に、うるはしき行啓の樣には侍らで、皆狩衣に風流などして、女房の車いろ〳〵に紅葉匂出して、雜仕なども皆車に乘りてなん侍りける。先々白河院の時は、雜仕は皆馬に乘りて、透笠たゞの笠などきて、いくらともなくそろつきて侍りしか云々とあり、（二）三位以上の侍所に置く、多く雜仕女と云ふ、雜役監使のことを兼ることも、宮中の雜仕とほゞ同じ、古事談に、宇治殿間之、侍所雜仕女中、擇有二顏色一之者令レ汲レ水と見え、玉葉治承三年十二月八日右大將良通の侍所始に、雜仕女六人、大子三人、駿女、駿驒女、遠三人亀女、乙女、五節女」と見えたり、鎌倉幕府にては公文所に三人を置きたり、

ザフシキ　雜色　無位の役人、雜役監使の事たる者も、亦此名あり、

ザフシキ　雜色　職務（アンチヤウ）を見よ、

ザフシキ　雜仕女　古へ雜物を置き、雜事を取扱ふ所にて、雜舍下屋の別當二云々とあり、（二）賤役の士なるべし、（三）侍の出仕する所を云ふ、賤役にして侍らふ所と云ふ意、故に侍所とも云ふ、三位以上の家には皆侍所の別當以下所司を定め置きて事を掌らしむ、武家起るに及びて、之に倣ひて武士の候する所を侍所と云ふ、同じく別當以下所役人を定め置き事を掌らしむ（委しくは「サブラヒドコロ」を見よ）、武士は公廻と異にして、其數多きを以て、侍も大にして、且つ數も二十五箇間の多きに至るものあるに至り、隨て、遠近、方角によりて一々名を付くるに至れり、即ち主殿（寢殿）に近きものを内侍、遠きものを遠侍（外侍）、東に在るを東侍、西に在るを西侍、南に在るを南侍、北に在るを北侍、又小侍の出仕する所を小侍と云ふ、源平盛衰記頼朝遁衛對面の條に「佐殿の屋形新く造て、未門なれ共、被レ立、四方に築地つき、

ザフシキ　雜色　職務（アンチヤウ）を見よ、

ザフシキ　雜仕女　「ザフシ」を見よ、

ザフシメ　雜舍　古へ雜物を置き、雜事を取扱ふ所にて、雜舍下屋の別當二云々とあり、（二）賤役の士なるべし、（三）侍の出仕する所を云ふ、賤役にして侍らふ所と云ふ意、故に侍所とも云ふ、三位以上の家には皆侍所の別當以下所司を定め置きて事を掌らしむ、武家起るに及びて、之に倣ひて武士の候する所を侍所と云ふ、同じく別當以下所役人を定め置き事を掌らしむ（委しくは「サブラヒドコロ」を見よ）、武士は公廻と異にして、其數多きを以て、侍も大にして、且つ數も二十五箇間の多きに至るものあるに至り、隨て、遠近、方角によりて一々名を付くるに至れり、即ち主殿（寢殿）に近きものを内侍、遠きものを遠侍（外侍）、東に在るを東侍、西に在るを西侍、南に在るを南侍、北に在るを北侍、又小侍の出仕する所を小侍と云ふ、源平盛衰記頼朝遁衛對面の條に「佐殿の屋形新く造て、未門なれ共、被レ立、四方に築地つき、

ザフシメ　雜舍　古へ雜物を置き、雜事を取扱ふ所にて、雜舍下屋の別當二云々とあり、（二）賤役の士なるべし、（三）侍の出仕する所を云ふ、賤役にして侍らふ所と云ふ意、故に侍所とも云ふ、三位以上の家には皆侍所の別當以下所司を定め置きて事を掌らしむ、武家起るに及びて、之に倣ひて武士の候する所を侍所と云ふ、同じく別當以下所役人を定め置き事を掌らしむ（委しくは「サブラヒドコロ」を見よ）、武士は公廻と異にして、其數多きを以て、侍も大にして、且つ數も二十五箇間の多きに至るものあるに至り、隨て、遠近、方角によりて一々名を付くるに至れり、即ち主殿（寢殿）に近きものを内侍、遠きものを遠侍（外侍）、東に在るを東侍、西に在るを西侍、南に在るを南侍、北に在るを北侍、又小侍の出仕する所を小侍と云ふ、源平盛衰記頼朝遁衛對面の條に「佐殿の屋形新く造て、未門なれ共、被レ立、四方に築地つき、

ザフシヤ　雜舍　古へ雜物を置き、雜事を取扱ふ所にて、雜舍下屋の別當二云々とあり、（二）賤役の士なるべし、（三）侍の出仕する所を云ふ、賤役にして侍らふ所と云ふ意、故に侍所とも云ふ、三位以上の家には皆侍所の別當以下所司を定め置きて事を掌らしむ、武家起るに及びて、之に倣ひて武士の候する所を侍所と云ふ、同じく別當以下所役人を定め置き事を掌らしむ（委しくは「サブラヒドコロ」を見よ）、武士は公廻と異にして、其數多きを以て、侍も大にして、且つ數も二十五箇間の多きに至るものあるに至り、隨て、遠近、方角によりて一々名を付くるに至れり、即ち主殿（寢殿）に近きものを内侍、遠きものを遠侍（外侍）、東に在るを東侍、西に在るを西侍、南に在るを南侍、北に在るを北侍、又小侍の出仕する所を小侍と云ふ、源平盛衰記頼朝遁衛對面の條に「佐殿の屋形新く造て、未門なれ共、被レ立、四方に築地つき、

ザフシヤキ　雜色　無位の役人、雜役監使の事たる者も、亦此名あり、

ザフシキ　雜色　職務（アンチヤウ）を見よ、

ザフシキ　雜仕女　「ザフシ」を見よ、

ザフシメ　雜舍　古へ雜物を置き、雜事を取扱ふ所にて、雜舍下屋の別當二云々とあり、（二）賤役の士なるべし、（三）侍の出仕する所を云ふ、賤役にして侍らふ所と云ふ意、故に侍所とも云ふ、三位以上の家には皆侍所の別當以下所司を定め置きて事を掌らしむ、武家起るに及びて、之に倣ひて武士の候する所を侍所と云ふ、同じく別當以下所役人を定め置き事を掌らしむ（委しくは「サブラヒドコロ」を見よ）、武士は公廻と異にして、其數多きを以て、侍も大にして、且つ數も二十五箇間の多きに至るものあるに至り、隨て、遠近、方角によりて一々名を付くるに至れり、即ち主殿（寢殿）に近きものを内侍、遠きものを遠侍（外侍）、東に在るを東侍、西に在るを西侍、南に在るを南侍、北に在るを北侍、又小侍の出仕する所を小侍と云ふ、源平盛衰記頼朝遁衛對面の條に「佐殿の屋形新く造て、未門なれ共、被レ立、四方に築地つき、

ザフシヤキ　雜色　無位の役人、雜役監使の事たる者も、亦此名あり、

ザフシキ　雜色　職務（アンチヤウ）を見よ、

ザフシキ　雜仕女　「ザフシ」を見よ、

ザフシメ　雜舍　古へ雜物を置き、雜事を取扱ふ所にて、雜舍下屋の別當二云々とあり、（二）賤役の士なるべし、（三）侍の出仕する所を云ふ、賤役にして侍らふ所と云ふ意、故に侍所とも云ふ、三位以上の家には皆侍所の別當以下所司を定め置きて事を掌らしむ、武家起るに及びて、之に倣ひて武士の候する所を侍所と云ふ、同じく別當以下所役人を定め置き事を掌らしむ（委しくは「サブラヒドコロ」を見よ）、武士は公廻と異にして、其數多きを以て、侍も大にして、且つ數も二十五箇間の多きに至るものあるに至り、隨て、遠近、方角によりて一々名を付くるに至れり、即ち主殿（寢殿）に近きものを内侍、遠きものを遠侍（外侍）、東に在るを東侍、西に在るを西侍、南に在るを南侍、北に在るを北侍、又小侍の出仕する所を小侍と云ふ、源平盛衰記頼朝遁衛對面の條に「佐殿の屋形新く造て、未門なれ共、被レ立、四方に築地つき、

ザフシヤキ　雜色　無位の役人、雜役監使の事たる者も、亦此名あり、

ザフシキ　雜色　職務（アンチヤウ）を見よ、

ザフシキ　雜仕女　「ザフシ」を見よ、

ザフシメ　雜舍　古へ雜物を置き、雜事を取扱ふ所にて、雜舍下屋の別當二云々とあり、（二）賤役の士なるべし、（三）侍の出仕する所を云ふ、賤役にして侍らふ所と云ふ意、故に侍所とも云ふ、三位以上の家には皆侍所の別當以下所司を定め置きて事を掌らしむ、武家起るに及びて、之に倣ひて武士の候する所を侍所と云ふ、同じく別當以下所役人を定め置き事を掌らしむ（委しくは「サブラヒドコロ」を見よ）、武士は公廻と異にして、其數多きを以て、侍も大にして、且つ數も二十五箇間の多きに至るものあるに至り、隨て、遠近、方角によりて一々名を付くるに至れり、即ち主殿（寢殿）に近きものを内侍、遠きものを遠侍（外侍）、東に在るを東侍、西に在るを西侍、南に在るを南侍、北に在るを北侍、又小侍の出仕する所を小侍と云ふ、源平盛衰記頼朝遁衛對面の條に「佐殿の屋形新く造て、未門なれ共、被レ立、四方に築地つき、

ザフシヤキ　雜色　無位の役人、雜役監使の事たる者も、亦此名あり、

ザフシキ　雜色　職務（アンチヤウ）を見よ、

ザフシキ　雜仕女　「ザフシ」を見よ、

ザフシメ　雜舍　古へ雜物を置き、雜事を取扱ふ所にて、雜舍下屋の別當二云々とあり、（二）賤役の士なるべし、（三）侍の出仕する所を云ふ、賤役にして侍らふ所と云ふ意、故に侍所とも云ふ、三位以上の家には皆侍所の別當以下所司を定め置きて事を掌らしむ、武家起るに及びて、之に倣ひて武士の候する所を侍所と云ふ、同じく別當以下所役人を定め置き事を掌らしむ（委しくは「サブラヒドコロ」を見よ）、武士は公廻と異にして、其數多きを以て、侍も大にして、且つ數も二十五箇間の多きに至るものあるに至り、隨て、遠近、方角によりて一々名を付くるに至れり、即ち主殿（寢殿）に近きものを内侍、遠きものを遠侍（外侍）、東に在るを東侍、西に在るを西侍、南に在るを南侍、北に在るを北侍、又小侍の出仕する所を小侍と云ふ、源平盛衰記頼朝遁衛對面の條に「佐殿の屋形新く造て、未門なれ共、被レ立、四方に築地つき、

ザフニンブギヤウ　雜人奉行　國奉行（クニブギヤウ）を見よ、

ザフラヒ　侍　（一）親王攝家大臣以下の家人なる云ふ、又倍勤とも云ふ、職原抄後附に、凡郡の侍者、親王大臣以下諸家倍勤之名也、此中賞・譜第・眤・放埒・家礼・家子・郎等・諸家・者、其子孫皆郡二諸第一、譜倉右大將家、始加二侍字一、源平盛衰記頼朝遁衛對面の條に「佐殿の屋形新く造て、未門なれ共、被レ立、四方に築地つき、

三方には覆ひしたりけれども、今一方ぜざりけり、寢殿に引きつゞけて内侍ひ九間、外侍ひ七間、十六間にしつらはれたり、内侍の十二の間をこしらへ、中に障子を立切て、六間づゝにしつらひ、上の六間に萬置縁の桑を敷き、三位中將を居ゑ奉り、内侍には國々のおとな大名亜居たり、外侍には若侍共數來り集れり」と見えたるにて、武家侍の一斑を知るべし（兵範記、玉葉、吾妻鏡、武家名目抄、貞丈雜記）

サブラヒドコロ　侍所　數種あり、（一）院、（二）親王家、（三）三位以上攝關以下の家、（四）鎌倉幕府、（五）室町幕府等におく、もとは家臣の宿直侍衛する居所を云ひしが、後には職所となりたなり、サブラヒと參看、（一）は院侍所と稱す、サムノサブラヒドコロと參看、（二）は別當、年預、所司等の職員あり、又侍數人あり（三）は其家により位により、人員も一定せざれども、大將家に就て概略を說明すれば、別當一人、侍所司一人若くは二人、五位侍四五人、有官侍六七人、無官侍同じく六七人あり、此外に雜仕女六人、大子三人、遠三人、小舍人二三人等ありて雜事を務めたるが如し、大臣が攝關となりし時には、侍所に藏人所を置き、侍所と藏人所と兼帶せしが如し、故に記錄によりて藏人所のみにて侍所見えず、或は侍所のみにて、藏人所を置かず、又兩所を並べ置たるが如く記したる者見えたり、薩原簽貫文治二年攝政となるに及びて、侍所と藏人所とを別にせり（中右記、古記、玉葉）（四）鎌倉幕府武士を遮止し、非違を檢察し、罪人を決罰し、及び宿衛扈從の兵員を選擧する等を、專務の職とす、軍旅の事ある時は、又機務に參預するを以て、武家に於て、最權勢ある重職とす、鎌倉別當、長官なり、治承四年十一月、和田小太郎義盛を補せしを始めとす、文治元年、賴朝平氏追討として、二弟を四海に遣す時、義盛を以て、範頼の軍を監せしめ、所司梶原景時を以て、義經の軍を監せしむ、五年、奥州の藤原泰衡を追討の爲、軍士を催し、又諸國守護地頭を置きしも、皆景時なりしと、見えたり、統章子に、蓋盤所の雜仕を御使には來たる、今續字治川風高湯院行啓の條に、うるはしき行啓の樣には侍らで、皆狩衣に風流などして、女房の車いろ〳〵に紅葉匂出して、雜仕なども皆車に乘りてなん侍りける。先々白河院の時は、雜仕は皆馬に乘りて、透笠たゞの笠などきて、いくらともなくそろつきて侍りしか云々とあり、（二）三位以上の侍所に置く、多く雜仕女と云ふ、雜役監使のことを兼ることも、宮中の雜仕とほゞ同じ、古事談に、宇治殿間之、侍所雜仕女中、擇有二顏色一之者令レ汲レ水と見え、玉葉治承三年十二月八日右大將良通の侍所始に、雜仕女六人、大子三人、駿女、駿驒女、遠三人

事府に請うて家人を以て徒所の事を行はしめしに過ろ、別條に委して逃ぶ、開慶、鎌倉の時に同じ、寄人上首を用ひ、或は寄例に據らず、才幹ある者を擢用す、凡そ訴訟は、頭人其狀を受け、大旨を書きて、之を寄人に付けて審理せしむ、後には開闔所司に代りて之を爲す、文安の頃より、所司開闔、及び事故ある時は、持訳決斷の事を行ひ、文明以後は、所司廢絶したれば、開闔即ち當所の總務を行へり、原來引付衆の擢職たるを以て、其階級、適に所司代の上に在り」、寄人、罪狀を勘問し、獄訟を記錄す、故に上首を右筆と稱せり」、小舍人、下部、共に職掌鎌倉の時に同じ、世に公人と稱せり（武家名目抄、官制沿革略史）

サブリリウ　佐分利流　佐分利猪之助重隆の創めたる槍術の流派○重隆、姓は平氏（或は藤原）、富田牛生に從つて槍術を學び、其妙旨を悟り、更に工夫を加へて一流を爲す、重隆池田輝政に仕へて名譽あり、門に遊ぶ者多し、佐分利源五左衛門重賢、佐分利佐内重可等各其宗を得、末流諸州に多し（武藝小傳、武術流派緣緣）

サヘイジユンショ　左平準署　同じく「ヘイジエンショ」の條を見よ、

サヘキウヂ　佐伯氏　皇別、景行天皇の皇子稻背入彥命の後、直姓右京及び河内に貫す、應神天皇撰關の巡幸あるや、稻背入彥命の子御諸別命の孫、阿曇部從て、紳崎郡の水派を探り、日本武尊の俘る所の蝦夷の鉢邊佐伯部を獲、天皇仍て阿曇部に命じて統治せしめ、姓を擢麿別佐伯直と賜ふ、庚午年籍に至て擢麿別を去り、單に佐伯直と稱す、桓武天皇の時擢麿孫部の人佐伯直諸成等に宿禰を賜ふ、同時に安藝國田部に來女佐伯直那賀女あり、又大伴連の族に佐伯宿禰あり、之と派を異にす、仁明天皇の時梅保部の人佐伯直宅守等改て右京に貫す、陽成天皇の時、諸龍印南郡の人佐伯直是繼、籍を山城葛野郡に移す、又佐伯沼田連あり、蓋し同族なり、延曆中右京の人外從五位下佐伯部三國等、姓佐伯沼田連を賜ふ、佐伯氏の族に世々嚴島神主たる者あり（氏族志）

サヘキジヤウ　佐伯城　安藝國豐後國海部郡佐伯町にあり、慶長六年毛利高政二萬石に封ぜられ此に築城し、梅牟禮城内の市街を移す、子孫相繼ぎて明治維新に至る（豐後遺事）

サヘキノコホリ　佐伯郡　安藝國一宮記に郡名見り、延喜式佐伯に作る、古佐伯部之に居る、優名抄に養老、種麻、綿井（ミドリホ）若佐、伊福（イフク）桑原（クハバラ）海、暖遠、建管、大町（オホマチ）土黄、等の鄕あり、中世分れて二郡となり、佐東、佐西と稱す、長田國解、正保圖之に仍る、寛文中之を廢して佐東を佐伯、佐西を廿日郡と改す、寛知集元祿帖之に仍ろ、郡名考佐伯を「サヘキ」と書し、地誌提要佐伯を「サヘキ」沼田を「ヌマタ」「ヌタ」國樣に嘯ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

サヘキノヤクニン　左辨官　辨官（ベンクワン）を見よ、

サヘキヒコ　狹穗彥　彥坐王の王子、開化天皇の孫、狹穗姬の兄、詳しくは「サホヒコ」の條を見よ、

サヘキヒメ　狹穗姬　一名佐波遲姬、應神彥の妹、開化天皇の孫、日葉酢媛命の女、開化天皇の二年立つて皇后となり、麥津別命を生む、四年狹穗彥叛し、間に乘じて狹穗姬に其謀を告げ、七年冬を興へて、密かに天皇を圖らしむ、狹穗姬强て之を諫止する能はず、また忍以て天皇に加ふるに忍びず、頓開の餘り、五年遂に事を以て天皇に語る、天皇寢ぼく、是れ汝の謀にあらずと、八綱田に會じ盡に兵を發して狹穗彥を討たしむ、狹穗彥城に據りて皇軍を拒ぎ月を踰えて降らず、狹穗姬泣いて曰く、妾れ皇后たりと雖も、もし兄王を失はゞ、何の面目ありてか復た世に立んやと、卽ち譽津別を抱いて城を出づ、寬文の軍に投ず、八綱田火を放つて城を燒き攻圍する事益々急なり、狹穗姬遂に於て皇子を城外に出し、狹穗彥と共に自盡す（大日本史）

サホヒメ　佐保姬　春を掌ると信ぜられたる想像上の神、古歌に「佐保姬の織りかけ晒す五月雨の霽たちきる春の野邊霞」など見えたり、しと佐保は大和の地名なり、南部層間寺の山號を佐保山と云ひ、麓の川をも佐保川と云ふ、秋の神とせる立田山の名にして、大和平群郡に在り、頭山共に奈良の東西に在るを以て、東なる佐保を春となし西なる立田を秋となしたるものにて、奈良朝時代に假定したるものなるべし（歌枕名寄、年々隨筆）

サホヤマノヒガシノミササギ　佐保山東陵　聖武天皇の皇后藤原氏の御陵、大和國添上郡佐保村大字法蓮、南陵の東北に在り○天平寶字四年、勅して墓を山陵と稱せしむ、兆域東三町、西四段、南北七町、守戸五烟を置く（延喜式、諸陵志、陵墓一覽）

サホヤマノミササギ　佐保山南陵　聖武天皇の御陵、大和國添上郡佐保村大字法蓮に在り○南面にして、前方後圓、池溝を繞らす、兆域東四段、西七町、南北七町（諸陵考云、高八丈許、圓百四十丈）、守戸五烟を置く（延喜式、諸陵志、陵墓一覽）

サマ　狹間　矢倉場等に矢を射る道の開たる處を云ふ、小間、矢間とも書く、長門本平家物語に、北の

山より南の海さわまでがいたるなかがくさまなあけて射かけたる云々、吾妻鏡建保元年五月二日の條に、幕府留守壯士等有義勢を切二夾板、以其隙爲矢石之路、攻賊云々」とあり、室町時代にはヤサマと云ひヤマとも云へり、文正記に矢挾間排間矢把解活、播州佐用軍記十二月十五日上月城攻の條に、此人々弓に手矢計取添て矢挾間ヤマを押開けて小寺孝家是を手配して云々とあり、

サマレウ　左馬寮　「メレウ」を見よ、

サミコマノモン　三ツ鴛紋　紋所の名、三ツ巴線の鴛の形に畫きたる紋を云ふ、下野那須の大田原氏、及び下野黑羽の大關氏等、家紋としてこれを用ふ（武鑑、諸家紋鑑）

サミセン　三線（三絃）　樂器樂器樂器

きこれなり、執柄の慶賀、太政官之を行ふを常とす、然るに貞観五年藤原冬嗣の六十賀、及び仁和元年藤原の千基經の五十の賀宴を、並に内殿に賜ひ、また永延二年に藤原頼忠の六十賀宴を常寧殿にせしがごときは特例なり、而して其他大臣の賀に至りては子弟自から親戚知友を會して宴飲をなし、樂を奏し、詩歌を賦するを以て主となしたり、なほ其當日に奉獻もしくは贈遺する所の物品の數は、其年齢と等しくするを例とす、假令仁明天皇四十賀に、佛像経巻をはじめ、牛馬調度等凡て四の數を以て奉獻せるがごとき、藤原基経が五十賀、藤原冬嗣の六十賀に、屏風せられし所の物品は、いづれも五と六との數なりしがごとき、藤原忠平の六十賀に、社寺各々六十箇所に奉幣讀經したりしがごとき、三條西公條の七十賀、勧修寺尹豊の九十賀に、短友より、和歌の短冊を、年數に應じておくれるがごときこれなり、また江戸時代には、祝宴を催すの外、六十一の還暦には、當人自ら赤色の頭巾、衣服を着けて諸客に會す、蓋し年老いて、却てもとの小兒にかへりたりとの意なるべし、七十の古稀の祝には、紅白の餅を作り壽の字を記して親戚知己に贈る等の風ありき 地所柄出版 東大寺要錄に、僧良辨等、寧武天皇四十の勧賞を祝せし事を記し、また懐風藻に五八の年を賀する詩を載せたれば、蓋し奈良朝の頃よりして行はれしものなるべし、爾來引きつゞきて行はれし事、人の知れるがごとし、而して齊敬ならざる年齢を祝することは、室町時代の末年より俗間に行はるゝに至れり、其中四十二の賀はもと厄年の爲めにして、所謂算賀の意にあらずといへり、また六十一は生年の干支に相當る年なるを以て之を祝したり、江戸時代に及びては六十一、七十（古稀説ともいふ）七十七、八十、八十八、九十、百等を祝賀し、其他は之を賀するものなかりき、今日の風また然り（吉事類苑總式部、日本風俗史）

サンガイ　三掛　面掛、胸掛、尻掛を云ふ、古は（貞丈雜記）

サンガイビシ　三階菱　菱紋（ヒシノモン）を見よ。

サンガイダン　三戒壇　大和國奈良東大寺、下野國藥師寺、筑前國觀世音寺の戒壇を云ふ、戒壇（カイダン）參看。

サンカウ　三綱　僧職上座、寺主、都維那の總稱、佛寺に之を置き、寺中の僧を統轄し、庶務を辨理す、又所司とも云ふ 地所柄出版 三綱の名は、書紀天武天皇朱鳥元年正月の條に見えたれども、季德天皇の御代即ち天武天皇の世既に寺主の名あれば、三綱の定りしは同朝の頃なるべし、文武天皇大寶令制定の時に至り、和天皇の御代弘仁十四年に定む、其一二を示さば、僧尼の三綱其資格を錄して治部省に告げ、僧尼の遷俗あらば、三綱連署して治部省に告げ、僧尼の犯罪を糾彈し、僧尼の飲酒食肉等の事を監し、僧尼轉行修道の爲めに請ひ出でんとする者あらば三綱之を檢し、連署して官に申す、或は僧尼の苦使を監督す、三綱選任法は、諸國司寫錄して充任すべき由太政官符を以て諸寺に下し、東寺西寺は眞言宗定額寺にして、寺中の僧を以て任じ、四天王寺、梵釋、常住、仁和寺等は僧綱所に於て之を補したり、江戸時代に及びては六十一、七十（古稀説ともいふ）七十七、八十、八十八、九十、百等を祝賀し、其他は之を賀するものなかりき、今日の風また然り（吉事類苑總式部、日本風俗史）

サンガイ　三掛　面掛、胸掛、尻掛を云ふ、古は（貞丈雜記）

サンガイビシ　三階菱　菱紋（ヒシノモン）を見よ。

サンガイダン　三戒壇　大和國奈良東大寺、下野國藥師寺、筑前國觀世音寺の戒壇を云ふ、戒壇（カイダン）參看。

サンカウ　三綱　僧職上座、寺主、都維那の總稱、佛寺に之を置き、寺中の僧を統轄し、庶務を辨理す、又所司とも云ふ 地所柄出版 三綱の名は、書紀天武天皇朱鳥元年正月の條に見えたれども、季德天皇の御代即ち天武天皇の世既に寺主の名あれば、三綱の定りしは同朝の頃なるべし、文武天皇大寶令制定の時に至り、和天皇の御代弘仁十四年に定む、其一二を示さば、僧尼の三綱其資格を錄して治部省に告げ、僧尼の遷俗あらば、三綱連署して治部省に告げ、僧尼の犯罪を糾彈し、僧尼轉行修道の爲めに請ひ出でんとする者あらば三綱之を檢し、連署して官に申す、或は僧尼の苦使を監督す、三綱選任法は、諸國司寫錄して充任すべき由太政官符を以て諸寺に下し、東寺西寺は眞言宗定額寺にして、寺中の僧を以て任じ、四天王寺、梵釋、常住、仁和寺等は僧綱所に於て之を補したり、又後には各雇官を置く、三綱に限らず、江戸時代に及びては六十一、七十（古稀説ともいふ）七十七、八十、八十八、九十、百等を祝賀し、其他は之を賀するものなかりき、今日の風また然り（吉事類苑總式部、日本風俗史）

サンガイ　三掛　面掛、胸掛、尻掛を云ふ、古は（貞丈雜記）

サンガイビシ　三階菱　菱紋（ヒシノモン）を見よ。

サンガイダン　三戒壇　大和國奈良東大寺、下野國藥師寺、筑前國觀世音寺の戒壇を云ふ、戒壇（カイダン）參看。

サンカウ　三講　最勝講、仁王講、法勝寺八講を云ふ（國家官祭部）

サンカウオンジヤウ　參向音聲　參音聲（マヰリオンジヤウ）と略ど同じくして異なれり、參音聲とは只に行列して雅樂を奏するをいひ、參向とは假令ば貴賓の入ありとき行向して樂を奏するをいふ（樂家錄）

サンカガミ　三鏡　大鏡、增鏡、水鏡の總稱、各條參看。

サンガク　散樂　猿樂（サルガク）を見よ。

サンガクデン　三箇口傳　除目執筆、叙位執事、節會内辨の三箇條に就きての口傳を云ふ、此の内除目を以て第一の口傳となす、此の三箇條に官奏を加へて四箇大事と稱す（官職雜集）

サンガノツ　三箇郡　江戸時代、江戸、京都、大阪の三箇所の郡府をいふ、また三郡ともいへり、各條參看、

サムカハノコホリ　寒川郡　地所柄出版 下野國下野國延喜式に始めて郡名見えたり 地所柄出版 延喜式又寒川に作る、僅名抄に襷破、石田（イシタ）長尾（ナガヲ）邊田、嘆部（カモベ）神埼（カムサキ）多知等の鄉あり、拾芥抄寒河に作り、古圖に元緒

サンカウ　三講　最勝講、仁王講、法勝寺八講を云ふ（國家官祭部）

サンカウオンジヤウ　參向音聲　參音聲（マヰリオンジヤウ）と略ど同じくして異なれり、參音聲とは只に行列して雅樂を奏するをいひ、參向とは假令ば貴賓の入ありとき行向して樂を奏するをいふ（樂家錄）

サンカガミ　三鏡　大鏡、增鏡、水鏡の總稱、各條參看。

サンガク　散樂　猿樂（サルガク）を見よ。

サンガクデン　三箇口傳　除目執筆、叙位執事、節會内辨の三箇條に就きての口傳を云ふ、此の内除目を以て第一の口傳となす、此の三箇條に官奏を加へて四箇大事と稱す（官職雜集）

サンガノツ　三箇郡　江戸時代、江戸、京都、大阪の三箇所の郡府をいふ、また三郡ともいへり、各條參看、

サムカハノコホリ　寒川郡　地所柄出版 下野國下野國延喜式に始めて郡名見えたり 地所柄出版 延喜式又寒川に作る、僅名抄に襷破、石田（イシタ）長尾（ナガヲ）邊田、嘆部（カモベ）神埼（カムサキ）多知等の鄉あり、拾芥抄寒河に作り、古圖に元緒

緒、寛知集、寒川に復す、以後之に從ふ、郡名考、カンかハと唱ふ、郡名錄又サムカハに復し、地錄提要「サンカハ」「サムカハ」兩樣に訓めり、明治三十二年大内郡と合併し大川郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

サムカハノジンジヤ　寒川神社 地所柄出版 相模國高座郡寒川村宮山○佐伯大明神とも云ふ、古へ相模の一宮にして現今國幣中社 地所柄出版 仁明天皇承和十寒川比古命、寒川比女命 地所柄出版 大水上の兒三年九月從五位下を授け、文德天皇齊衡元年三月從四位下に叙され、光孝天皇元慶八年九月正四位下を加ふ、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、十六年正月正四位上を授く、後鳥羽天皇建久三年八月源賴朝神馬を奉りき、大永二年九月北條氏綱願主として社殿再興す、天文十五年三月氏康また之を再興せり、社領百石を領す、神主金子氏代々之を襲ぐ、末社には、稻荷、山王、日月天、辨天等あり、明治に至り國幣中社に列す（新編相模國風土記稿、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

サンカン　三韓　太古朝鮮半島の南部、即ち漢江以南に國を建てたる馬韓、辰韓、弁韓の三國をいふ、韓とは河干と同義なり、河干の初は即ちカンなり、カンは會長又は君主の意なり、三韓の地數多の會長ありて、河干、干岐又は干と云ひたるが故に終に國名となりしなり、朝鮮國と稱す、馬韓最大なり、共に其種を立てゝ辰王とす、弁支國に都し、韓地を統一す、其起原詳かならざれども、大約我紀元以前に在て、人民國に蕃殖せしものゝ如し、馬韓は、牛鳴の國に在り、北樂浪と接し、南日本に臨み、西は海に映し、凡五十四國（愛錄、牟水、桑外、小石索、大石索、優休牟涿、臣濆沽、伯濟、速盧不斯、日華、古誕者、古臘、卓淳、多羅、斯二岐、月支、奇題牛國、楚山塗、古爰、莫盧、牟盧、卑離、占奴、古蒲、離烏、越甘、支侯、狗盧、卑彌、監奚卑離、古誕、致利鞠、再路、兒林、駟盧、内卑離、感奚、兵庫、臨素半、臣雲新、如來卑離、優由牟盧、思蓋、不斯濆邪、爰池、乾馬、楚山塗卑離、二難、狗盧、臣釁、支半、狗奚、捷盧、牟盧卑離、臣釁濆、一柯、狗盧、不斯濆邪、爰池、乾馬、楚山塗

有に在りと云ひ、或は高勾麗なりと云ひ、或は馬韓は高勾麗にして、弁韓は百濟なりと云ふ、今姑く第一說に從ふ、蓋し三韓の存立は、我紀元五六百年に至ると雖も、世尚鴻荒に屬して、文獻の徵すべきものなく、歷年征戰相尋ぶべからず、惟辰韓のみ稍々開明に趨きしと雖も、秦民逃亡の徒、其多數を占るが爲めなるべし、弁韓は、辰韓と雜居して、城郭衣服皆同じ、言語倂音も相似たり、惟異なる處あること、皆戶の西に在り、其人體格長大、髮美にして、衣服淸潔なり、よく廣幅の細布を作る、而して弁韓及び馬韓は、倭に近きが故に、頗る文身の者ありと云ふ、なほ馬韓及び辰韓には、國邑に各臣帥ありて、其大なる者は、臣智と名づけ、其次に邑借あり、辰韓には、更に儉側、樊濊、（濊一作穢）、殺奚等の官あり、而して弁韓の刑法は殊に嚴峻なりと云ふ、後世高麗、百濟、新羅の三國を三韓と唱へしことあれども、そは皆國の俗稱呼に過ぎざるなり（朝鮮史、朝鮮古史考）

サンカンガク　三韓樂　高麗樂（コマがく）を見よ。

サンキ　纂記　系譜の一種なれど體裁等詳かならず、持統天皇紀五年八月の條に、十八氏に詔して、其祖等の纂記を上らしむと見えたり、古史徵に「纂記を都岐夫美と訓べし、酒いはゆる系圖と聞えたり（中略）高橋氏文といふものあり、岩鹿六服倉の起の高橋氏の事を記せる文なるが、甚珍しき事實ども見え、餘の書にも氏文て云事の見えたるなおもふに、古はかゝる文の多かりと聞ゆ（中略）纂記といふ記の號も、大方然る歟の記にぞ有けん」とあり、從ふべし、

サンギ　參議　令外官、太政官の職員、「ヲホマツリゴトヒトとも、マヰカリハカルツカサ」、「マツリゴトマウチギミ」、「ヤカラノツカサ」とも云ふ、朝政を參議する故に名づく、又宰相、相公、八座とも云ふ、唐名、議議大夫、史籍尚書省職員令入以上五才ある人を選び任ず、大臣納言につぎて、庶務を參議し、左中辨、式部大輔、三位及び五位國の國守を無事に歷任したる者を七道より任ず、其中近衞中將は多年の勞、式部大輔は天皇侍讀に限る、又權參議、准參議あり、共に一時のもの、天平元年二月太宰大貳多治比縣守、左大辨葛野麻呂、彈正尹大伴道足、大同元年從三位藤原朝臣人を權參議とし、大同元年五月從四位上藤原朝臣葛嗣、同六月安倍兄雄を准參議とす、又十月五日に、大藏卿鈴鹿王、右大辨大伴宿禰是成等六人を權參議とす、職掌官等の知て稱すれども、職官中の政事を參議するのみにて、執掌の職なく、相當の位なし、故に官職令の部分まぜり、大同二年四月、參議の員を減じて、正議、及び七道の觀察使とす、從て八座の稱あり、降て弘仁元年六月職制を改め、太政官中に參議を設け、左右大臣の下に居て、大政を參議し、宣旨を勅奏するを掌らしむ、納言、參議一減、大久保利通、廣澤眞臣を任ず、四年七月また職制を改め、太政に參與し、宣旨を傳宣し、大臣納言を補佐し、庶務を整理するを掌らしめ、正三位相當となす、明治十八年官制改革により廢せらる、參議要抄、官職秘抄、職原抄、官職沿革略史、法令全書）

サンギ　算木（算器、筭）　算術を行ふの具、今は卜筮者のみ之を用ふ、一に筭籌と云ふ、其形長さ一寸二分五厘、其方面二分五厘の方木なり、下等集には小木にして四方なり、上下九刀に之を割ち、表九々八十一の極數なればなる由見えたり、協覺木の圖、遊方書法等は筭注天元海に載て見るべし、

サンキク　三掬　鳥羽天皇より傳來の御劍の名、天正本太平記秩序臨天皇勝卿の條に、勅遣勅の任ぜ、御形を改めずして山鳩色の御衣に、御冠を召し、鳥羽院より御感ありける三掬と云寶劍を玉體に添奉る、歲王堂の良の林の奥に御座るとあり、

サンギクノエン　殘菊宴　朝廷に於て毎年十月五日曙の菊を賜して、酒宴を賜ふを云ふ、菅家文草に、黃華之過重陽、世俗謂之殘菊、云々、公事根源に、黃菊之過重陽、世俗謂之殘菊、云々、公事十月五日に行はれしなり、これも歲役前をつくり、酒

令第ふこと重陽に同じ」と見えたり、昔時頒武天皇、延曆十六年十月殘菊の宴を催され、「このごろの時雨の雨に菊の花散りぞしぬべきあたちその香を」の御製あり、終て群臣五位以上に衣被を賜ひしこと類聚國史に見えたり、

サンキン　散禁　王朝時代に於て、罪人に刑具を加へ守して囚禁するをいふ、杖刑以下の罪を犯したるものに課す、但し年八十以上、及び廢疾、懷孕、徐閒の類は、假令死刑に相當するといへども皆散禁したり、「ラウヤ」參看（令義解）

サンキンカウタイ　參覲交代　江戶時代の制、諸大名は一定の時期に際して、江戶に候し、もしくは本國に就く、前者を參覲といひ、後者を交替といふ、交替とは他の大名の參覲と交替するよりの名なり　初め德川氏幕府を開くや、諸侯江戶の出入には、將軍必ず慰詞に事を託して、東海道は高輪御殿、北國は小菅御殿、中仙道は白山御殿に送迎し、饗遇を施し、參覲の制定さらず、或は二三年、或は五六年に一度參覲ぜり、家光將軍となるに及び、送迎の禮過を發し、寬永十二年六月武家諸法度を下し、大名小名在江戶の交替を定め、外樣は毎歲夏四月中參覲すべき旨を命ず、尋で加賀中納言始め、二十六人に就封せしめ、薩隅中納言はじめ五十五人に在府たるべき旨を傳へらる、是れ大名四月交替の始めなり、寬永十九年五月、諸代大名の交替六月を定期とし、その領國東なるものは半年を更期と定め永式と爲す、その後妻子な幣府内に留めしむ仁、諸侯封地に在るよりも、參府することを樂むに至れり、是れ德川氏諸侯を制する一微なりと雖も、また江戶繁榮を計りしものなり、入代將軍吉宗の時に至り、財政整理の爲め、參覲交替の期限を改めんとし、先づ諸藩を四に分ち、半年在府一年半在國にせんとす、然れど室鳩巢は深く之を諫めて止む、降りて文久二年閏八月、參覲を改革し、諸大名參覲の割は、三年目に大約百日を限り在府とし、松平美濃守、宗對馬守、松平周前守は大約一箇月隔在府とし、大廣間席詰々、溜詰、同格の者は、三年目に一年宛の在府、諸代大名、外樣大名、廳之間詰、奏者番、若閒格嫡詰、交參勤合等の者は、三年目に大約百日を限り出府せしめ、嫡子は參府在國勝手とし、妻子も亦國邑へ引取る事隨意とし、且つ參覲交替の期を緩うせしめ、兵備に力を盡さしめんが爲めなりし、而して諸大名の中定府と勝し、江戶にのみ住て參覲交替を爲さゞるものあり、水戶の德川氏是なり、以下にても突發奇會には、參覲交替を爲したる例あり　初め德川氏幕府を開くや、諸侯江戶の出入には、將軍必ず慰詞に事を託して、東海道は高輪御殿、北國は小菅御殿、中仙道は白山御殿に送迎し、饗遇を施し、參覲の制定さらず、或は二三年、或は五六年に一度參覲ぜり、家光將軍となるに及び、送迎の禮過を發し、寬永十二年六月武家諸法度を下し、大名小名在江戶の交替を定め、外樣は毎歲夏四月中參覲すべき旨を命ず、尋で加賀中納言始め、二十六人に就封せしめ、薩隅中納言はじめ五十五人に在府たるべき旨を傳へらる、是れ大名四月交替の始めなり、寬永十九年五月、諸代大名の交替六月を定期とし、その領國東なるものは半年を更期と定め永式と爲す、その後妻子な幣府内に留めしむ仁、諸侯封地に在るよりも、參府することを樂むに至れり、是れ德川氏諸侯を制する一微なりと雖も、また江戶繁榮を計りしものなり、入代將軍吉宗の時に至り、財政整理の爲め、參覲交替の期限を改めんとし、先づ

サンキンキヤウイクジョ　三近塾　尾張國笠寺郡久留里城內（現千葉縣君津郡）享和二年三年、或は五六年に一度參覲ぜり、家光將軍となるに及び、送迎の禮過を發し、寬永十二年六月武家諸法度を下し、大名小名在江戶の交替を定め、外樣は毎歲夏四月中參覲すべき旨を命ず、尋で加賀中納言始め、二十六人に就封せしめ、薩隅中納言はじめ五十五人に在府たるべき旨を傳へらる、是れ大名四月交替の始めなり、寬永十九年五月、諸代大名の交替六月を定期とし、その領國東なるものは半年を更期と定め永式と爲す、その後妻子な幣府内に留めしむ仁、諸侯封地に在るよりも、參府することを樂むに至れり、是れ德川氏諸侯を制する一微なりと雖も、また江戶繁榮を計りしものなり、入代將軍吉宗の時に至り、財政整理の爲め、參覲交替の期限を改めんとし、先づ

サンキンチヤウキウラク　散金打毬樂　散金打毬樂（コマがく）を見よ。

サンキンヂヤウ　三近塾　太政官中の少納言局、左辨官局、右辨官局を云ふ、曲ほ、太政官、少納言、納言の總稱者すべし、

サンキヨク　三曲　延暦の流泉、啄木、楊真操の三曲を云ふ、仁明天皇承和二年諸部頭良峰、唐の雅承武より受けし秘曲なりと傳ふ（古事談、十訓抄、源平盛衰記）

サング　サングウ　散供（サンマイ）　三宮　太皇太后宮、皇太后宮の總稱、詳しくは各條を見よ、

サンクワイキ　山槐記　著者の日錄、一名建幸記、又は貴嶺記といふ、著者位は三公（周禮朝士職に、面三槐三公位焉の文あり後世因て公位を槐に比す）に躋り、家は中山と稱す、仍て名づく、近衛天皇仁平元年より後鳥羽天皇建久二年に至る間の日錄なれど、年代の缺漏する所のものあり、史籍年表仁平二年、久壽元年二年、保元元年三年、より仁安二年に至り、嘉應二年、安元元年、治承元年より文治二年に至り、建久元年、三年の下に本書の目を掲ぐ、又温古堂本と總閲本（別に三本あり）とあり、温古堂本は、廿八冊にて、史籍年表に比すれば、仁平元年多くして保元三年仁安元年嘉應二年治承元年養和元年壽永元年文治二年建久元年三年の九箇年少し、總閲本の一は、二十一冊、温古堂本に比すれば、仁平元年二年等の十四箇年少くして、別に元日節會部類記一冊あり、仁平二年應保二年狼寃元年二年永萬元年仁安三年嘉應元年二年承安二年治承元年より四年に至り養和元年壽永元年文治元年四年建久五年の元日節會の條を纂錄す、その一は、十二冊、年紀前本と互に出入あり、別に長寛二年七月政始、元暦二年正月一日節會執筆圖等あり、その一は、十冊、慶長十九年德川家康大阪陣中に在りて藤臣及び五山僧徒をして寫さしむるものにして、天永二年永久元年元永二年治承三年四年の五箇年あり、されど天永永久元永の記は、山槐記にあらず、此書の年紀、返牋染奥の際に當り、記事詳備、足事に裨補するもの多し（有職釋中抄、中山内大臣藤原忠親（歴世記錄考）

サンクワイセウ　三槐抄　寫本二卷　三條公蔭正安三年、同實忠元亨二年に纂中納言と爲りし時の朝儀等を記したるものなり、卷首に、此抄自槐門三家之說故の十字あり、以下缺損してよむべからず、奥書に云、治承二年正月三十日見合本書了、裏書云、勘物物等抽要事、粗注付也、又云、文治五年二月一日一見了、所々加入裏書勘物等、左馬下花押、又云、元仁二年正月按見之間、轅本蟲喰損修覆之、沙彌花押（有職釋中未詳、群書一覽）

サンクワウ　三光　日、月、星の三の光ないし（ひかり）、觀世音菩薩、普光と見えたり

サンクワウ井ンダイフキ　三光院内府記　寫本一卷、群書類從第四百七十二卷雜部に收む○三内口決、又は故實清談とも名づく（有職釋中綸旨、勅書、女房奉書、奉書御消、御下知、攝家清華、姓朝臣、御所、永所、御方、髮束之色目、烏帽子、衆參、元服、乘馬、腰物其他二十餘件を記したるものにして、天永二年永久元年永二年治承三年四年の五箇年

サンクワウ井ンニフダウサキノナイタイジン　三光院入道前内大臣　三條西實隆（ミツヒロ）（サネタカ）未詳（群書一覽）

サンクワウコクシ　三光國師　覺明（カタミヤウ）を見よ、

サンクワン　三關　鈴鹿關（スヅカノセキ）、不破關（アラハノセキ）、愛發關（アフサカノセキ）を云ふ（令義解）、後世愛發を除き、鈴鹿關、不破關を稱す、委しくは各條を見よ、（倭名抄）

サンクワン　三管　笙（シヤウ）、篳篥（ヒチリキ）、笛の三樂器の總稱、詳しくは各條を見よ、

サンケ　三家　公武にて名あつ家を云ふ（一）公家三家は、月家、名家、諸大夫を云ふ（二）攝關三家は、閑院、久我、花山院を云ふ、一說に閑院、花山院、中院を云ふ（三）儀禮式三家は、伊勢、今川、小笠原を云ふ（四）上杉氏三家は、山内、犬懸、扇谷を云ふ（五）赤松氏三家は、小寺、別所、宇野を云ふ（六）毛利氏三家は、宍戸、小早川、吉川を云ふ（七）德川氏三家は、尾張、紀伊、水戸を云ふ、皆德川家康の子より出で、尾張家は義直、紀伊家は賴宣、水戸家は賴房を祖とす、幕府の宗藩中最も密接の關係を有するものにして、宗家を補翼する義務と、宗家に嗣子なき場合には、入りて本宗を嗣ぐの權利とを有す、德川氏三家は、秋山直國、澤治之、芳野清淵を云ふ（公武大體略記、有職釋中抄、和漢名數、德川實紀、德川盛世錄）

サンゲ　散花　四箇法要（シカノホフエウ）を見よ、

サンゲシ　散花師　僧侶の役名、大法會の時に花を散ずる事を掌る僧を云ふ、花とは標の莖を云ふ、此莖を花筥に盛り行道しつゝ散ずるなり、聲明增盛抄に、散華は花開淸淨の妙色妙香散（諸佛則ち若華開く事あれば諸佛來て坐し給ふ、是故に下界の中には花を以て爲淨土色を見香を聞て、諸鬼神等皆ゝを、纖人天の衆惡を、きたなむに過たりと、所以に花を散し、惡神の障害を祈り、佛を請じて志願を成

する也云々と見えたり、

サンケン　サンゲン　サンゲン　三賢　三絃（サンセキ）を見よ、

サンゲンヘ　山元派　眞宗の一派、證誠寺を本山とす、慈前國今立郡新橋江村樋口に在り、享元元年、親鸞左遷の途次、當國山元の草舍に留錫せられし舊跡なり、嘉祥元年、嬉子善覺、舊跡を慕ひ來りて此に住す、後二條天皇、由元山證念院證誠寺の勅額を賜ふ、文明七年、第八世遠性、寺基を此地に移す、眞宗（シンシユウ）參考（日本佛教史綱、佛教各宗綱要）

サンゲンヤク　三軒役　豐臣氏の時代、百姓屋數は、岡口七間奥行十五間（此坪數百五坪）を定めとし、是に對して軍役を充てしめ、屋數坪數三百坪に餘れば是を三軒役と稱し、千坪餘なれば十軒役といふ（柳荼隨筆）

サンコ　三鼓　鞨鼓、大鼓、鉦鼓の總稱、詳しくは各條を見よ、

サンコ　三鈷　金剛杵（コンガウシヨ）を見よ、

サンコウ　三后　太皇太后、皇太后、皇后の總稱、詳しくは各條を見よ、

サンコウ　三公　太政大臣、左大臣、右大臣を云ふ、後には太政大臣を除き、内大臣を加へて三公と稱す、周にては太師、太傅、太保、前漢にては、大司馬、大司徒、大司空、後漢及び唐にては、大尉、司徒、司空を孰も三公と稱したるに據る、職原抄に、三公者象天之三臺星也と云へり、三臺星とは、天文學上にて、紫微星を天帝として、其左右に虚梢、陰陽、曲順の三臺星ありと云ふ說に出づ、故に又歴位とも云へり（有職釋中抄、官職要解）

サンコクシ　三國司　室町時代飛驒國司（姉小路）伊勢國司（北畠）土佐國司（一條）をいふ、此時に以て、併稱して三國司の存ぜるもの僅に右の三氏のみなりしを

サンコウジ　三鈷寺　山城國乙訓郡大原野村大字灰谷○初め北尾往生院と號す、○本尊如法佛眼曼荼羅並に釋迦彌陀像（祖師作）○本尊如法佛眼曼荼羅並に釋迦彌陀像を安置す、傳へ云ふ宇都宮頼綱入道蓮生の持佛本尊なりと○寺古刹は四壷院に在り、善導の創建す、善導は四山上人とも號し、淨土宗四祖善導の祖師にして、後嵯峨天皇の歸師となり、勅願所の宸筆を賜ひ、是に對して軍役を充てしめ、屋數坪數三百坪に餘れば是を三鈷寺と改稱すと云ふ、當山に三基あり、天台宗

サンサウ　山叟　墓室(エヤン)を見よ。

サンサク　三三九　武家時代に行はれたる騎射の一種。普通には三尺と書したり。射儀詳かならず。江戸時代に射術の師など新に案作して古儀なりと稱し、門弟に傳授せりと雖も、元より信ずるに足らず。但鎌倉室町の兩時代に於て流行せしことは、吾妻鏡以下新旧諸記、證訓往來、了俊大草紙等に其名の見えたるにて知るべし（四季草、貞丈雜記、庭訓往來、諸抄大成抜翼）

サンシ　算師　租庸調及び用度の勘計を掌る職事。主計、主税同寮に各二人從八位下、太宰府に一人、正八位上、又修理職に一人を置く。【起源】文武天皇の大寶元年創置。太宰府は弘仁五年正月一員を增し、昌泰中に至り、主計主税制勘以下算師以上をして、大宰府の算師を練れしむ、是れ算師は税帳使となりしを以てなり（令義解、職原抄、職官志）

サンジ　三等　五位殿人、衛門佐、參官を除たる人を云ふ（辨官補任）

サンシサクフツ　散手作物　裏頭樂（タヲトウラク）を見よ。

サンジフサンクワンオン　三十三觀音　「タフンセオンボサツ」を見よ。

サンジフサンゲンダウ　三十三間堂　【別名】京都にては蓮華王院と稱す。江戸にはじめ淺草、後ほ深川（富岡八幡より二町餘東の方）に在り、京の蓮華王院を摸して造營す。【起源沿革】京都のは後白河天皇の建立されし處にして（ソレグヲサキンを見よ）、江戸のは寛永年間に、江戸の弓師堀後といふ者、射術練古の爲めに建立せんことを幕府に乞ひ、よつて地を淺草に於て賜ひしかば、諸家に勸奬して貴賤を募りしが、爾十一年九月燒失せるを以て、後ち深川に移さる。而して三十三間と稱するは、堂の長さ當通の二間を一間として三十三間（卻六十六間）あるを以てなり。弓矢とは的に適中したる矢の意なり【通矢】三十三間堂に於て通矢を射ること、絶原詳かならず。京都のは蓑坂源太保元の亂に射藝を試みしに起ると云ふ、文祿中近郊樂山と云ふもの射藝を試みしに、さし矢を射たりしも、矢數多からずといへり、慶長十年に、淺岡平兵衛（一に通岡五兵衛）と稱するもの、始めて五十一箭を射通して名譽を得たるより後、諸國よりその術に達せるもの續續として來り、技を試みること日を追うて盛なり、貞享三年紀州大八郎の知きは、總數一萬五千本にて、通矢八千百三十三本の多きに至ると云ふ、江戸にては正保三年四月に、星部權左衛門といふもの千三百十本を射通したるをはじめとして、嘉永五年三月に紀田辰太郎正時といふもの、五千三百八十三本を射通すに至る、凡此堂に於て技を試みるは、夕刻に始めて翌日の夕刻に終る、約一晝夜を期とし、夜中には矢先に篝を燒く、而して其矢數を書し、姓名を記して遞額として堂に掲げ、以て其名譽を表揚す、もし後人それ以上の矢數を射たる時は、先の額を撤して、代ふるに其人の矢數を書したるものを以てしたり、また百射及び千射といふことあり、總矢數を百箭もしくは千箭と定め、其内の通矢を數ふるを期し、並に額として堂上に掲ぐること前者と同じ、又少年者が、中堂脇と稱し、堂の中間より射た試みるものあり、是を中堂とも云ふ、今江戸三十三間堂の圖をこゝに示せば、其一斑を知るべし（本朝軍器考、武用辨略、extra府志、玉露叢、江戸三十三間堂矢數帳、江都三十三間堂矢數、三十三間堂通矢圖、江戸名所圖會、出放題）

安藝吉田豐文所藏（史料編纂掛寫眞集）

サンジフサンジヨクワンオン　三十三所觀音　【名所】觀世音菩薩の像を安置せる寺堂三十三箇所をいふ、三十三の數は、佛說に、觀世音が衆生濟度の爲めに三十三身に化したりとあるに基づく、之を巡禮するものは功德ありと世に稱せらる【起源】詳かならず、而してまた二說あり（一）養老年間、和泉國泉谷寺の僧に德道上人（或は小野篁又上人）

といふものあり、病を受けて絶絶え、京府に入りて閻羅王に逢ふ、王曰く、日域に觀音大師の靈場三十三所あり、其地を踏むものは惡趣に陷らず、速かに本土に歸り、人をして善因を結ばしむべしと、卽ち三十三の寶印を賜ふ、之を按ずるに、各々三十三所の名を記せり、既にして德道甦るの後ち、深く靈驗を感じ人を勸めて順禮せしめたるより、觀音巡禮の事起る（二）寛和二年華山天皇の位を遜れて佛道に歸し給ふや、石川寺の僧佛眼、巡禮の功德を思うて法皇に奏し、書寫山の性空上人また靈夢の告により、三十三觀音巡禮の勸德を奏したるを以て、法皇厚く之を信じ、三十三の靈迹を一々巡禮（或はいふ佛眼性空等をして巡禮せしむと）し給へるより起る、二說共に確なる本據を有するにあらず、只傳說に留まるがゆゑに、儀に信ずべからず、今按ずるに、第一說の如きは、事の基因を古きに託ぜんが爲めに、作成したる奇蹟に過ざず、第二說もまた首肯しがたし、峯山法皇が出家の後地方を遍歷し給ひし事は、正史記錄等に散見して疑ふべきにあらず、既に新拾遺場所載御製のほしがきに、修行せさせ給へる時、紀河の觀音にて御札にかゝせ給へる御歌」など見えたりと雖も、三十三所觀音といへるものが、當時ありしとの證なし、而して千載集に「三十三所の觀音おがみ奉らんとて所々にまいり侍りけるに、みのゝ谷淚にて、油の出づるを見てよみ侍りける」とあるを以て、其頃までは三十三所觀音の順序定まらざりしこと明なり、又三十三所巡禮の風漸く盛んなるに及び、諸地方にありて、亦之を模擬するものを生じたり、茲に於てか三十三所巡禮の數、遂に一定して動かざるに至れり、而して其一所を何ふべきなり、かくのごとくにして

五	葛井寺	千手	河内南河内郡	勝福寺	
六	壺坂寺	千手	大和高市郡	長谷寺	
七	岡寺	如意輪	同 同	光明寺	
八	長谷寺	十一面	同 磯城郡	星谷寺	
九	興福寺南圓堂	不空羂索	同 奈良	慈光寺	
一〇	三室戸寺	千手	山城宇治郡	正法寺	
一一	聖護寺	准胝	同 同	安楽寺	
一二	法正寺	千手	近江滋賀郡	慈眼寺	
一三	石山寺	聖	同 同	法華寺	
一四	三井寺	如意輪	同 同	弘明寺	
一五	観音寺今熊野	十一面	同 京都	長谷寺	
一六	清水寺	千手	同	水澤寺	
一七	六波羅蜜寺	十一面	同	満願寺	
一八	頂法寺六角堂	如意輪	同	中禅寺日光	
一九	行願寺革堂	千手	同	大谷寺	
二〇	善峰寺西山	千手	山城乙訓郡	西明寺	
二一	穴穂寺菩提寺	聖	丹波南桑田郡	日輪寺	
二二	總持寺	千手	攝津三島郡	佐竹寺	
二三	神尾寺	千手	同 同	正福寺	
二四	中山寺	千手	同 豐能郡	慈法寺	
二五	清水寺	千手	播磨賀東郡	中禅寺	知足院大御堂
二六	法華寺一乗寺	千手	同 賀西郡	清瀧寺	
二七	圓教寺	如意輪	同 飾磨郡	圓福寺	
二八	成相寺	聖	丹後與謝郡	龍正院	
二九	松尾寺	馬頭	若狭遠敷郡	観音院千光寺	
三〇	寶慶寺竹生島	千手	近江浅井郡	高蔵寺	
三一	長命寺	十一面	同 蒲生郡	橋光院	
三二	観音寺	千手	同 神崎郡	清水寺	
三三	華厳寺	十一面	美濃 大野郡	那奈寺	

十一面	同	足柄郡	語歌寺	准胝	同 横浜村
十一面	同	愛甲郡	下雲寺曹洞宗	聖	同 同
聖	同	中郡	法長寺中於	十一面	同 同
聖	同	同	西善寺	十一面	同 同
千手	同	武蔵比企郡	明智寺	如意輪	同 同
千手	同	同	大雄寺	聖	同 同
聖	同	横見郡	常楽寺	十一面	同 大宮郷
千手	同	埼玉郡	野坂寺	聖	同 同
聖	同	東京	熱眼寺	聖	同 同
十一面	同	久真峨郡	今宮坊鳳谷山	聖	同 同
十一面	上野群馬郡		龍福寺	十一面	同 同
千手	同 同		西光寺	千手	同 同
千手	下野都賀郡		定林寺	十一面	同 同
千手	同 同		長生院	聖	同 同
千手	同 河内郡		龍石寺	聖	同 同
十一面	同 芳賀郡		岩の上観音堂	聖	同 寺尾村
十一面	常陸久慈郡		観音寺天台宗	聖	同 同
十一面	同 同		榮福寺天台宗	聖	同 同
千手	同 茨城郡		音樂寺	聖	同 同
十一面	同 眞壁郡		法泉寺	聖	同 別所村
千手	同 筑波郡		昌久寺曹洞宗	聖	同 久那寺
聖	同 同		圓福寺	聖	同 下影森村
十一面	下總海上郡		大圓寺	聖	同 上影森村
十一面	同 香取郡		橘立寺	馬頭	同 同
十一面	同 葛飾郡		長泉寺	聖	同 上田野村
聖	上總望陀郡		寶雲寺	如意輪	同 白久村
十一面	同 埴生郡		観音院	聖	同 上飯田村
千手	同 安房朝夷郡		法性寺天台宗	聖	同 般若村
千手	安房 長狭郡		菊水寺	聖	同 下吉田村
			水潜寺	千手	同上日野澤村

なほ四國三十三觀音は、拾分抄には六角堂、中山寺、河島、清水寺（京都）長性寺觀音堂、神光寺、醍醐如意輪堂、石間寺、總持寺、勝尾寺、六波羅密寺、神呪寺、長谷寺、元興寺、東大寺法華堂、同四金堂、紛河寺、紀伊三井寺、瀧本尾（觀福寺）華嚴寺、那智如意輪堂、天王寺、清水寺（播磨）成相寺、長樂寺（淮胝又は十一面と云ふ、京都）眞峰寺、善峰寺（大和高市郡）豐井寺、石山寺、觀音寺、發願（近江）穴太寺、の三十二所を掲げ、異本には河峻、中山、長樂寺、法性寺觀音堂、神光寺、神呪寺、元興寺、四金堂、天王寺、紀伊三井寺、發願等は無き由を聞り、別に仲山寺、長命寺、淮胝堂、行願寺、千手堂（御室戸）如意輪堂、法華寺（壺坂寺）松尾寺、觀音寺、竹生島を記したり、蓋し拾分抄は、洞院公賢の作にて、眞經の增補せしものなれば、南北朝より室町のはじめまでは時によりて一定せざりしが、後には右表の如く定まりしなるべし。

サンジフニチウラガキ　三十日裏書

江戸時代、訴訟文書の名、裁判所にて目安裏書發送の日より出座の期日を起算して三十日を限るをいふ、憲政類典に、寛保二年訴訟、一、家蔵諸道具質置出入、訴人掛りに候訴訟は、三十日裏書、但當人欠落訴人掛りに二字之證許、平日振に準上にと見えたり。

サンジフニンバン　二十人番　江戸時代、

大奥をいふ、其奉士の數三十人あるを以て名づく、「オホバン」を見よ（德川實紀）

サンジフバンジン　三十番神　【異稱】諏

道家にて守護の神を云ふ、番には二變、遍の意なり、天地地祇、內侍所守護、王城守護の番神は、各三十二神にて、入神づゝ東西南北の一方を守り、昼夜守護、禁廚守護、法華守護は、各三十神にて、各毎日交替す、諏訪縁起例時頃より唱へ出せるや詳かならず、保元物語新院御謀反の條に、吾國近地靈社の數に入れども、十番神朝家を守り奉り給ふ」とあれば、鎌倉時代既にありしこと明なり、法華守護は、僧日蓮の唱へ出せる所なりと云ふ、以上の外如法經守護番神あり、諸神記諸社根元記に番神の名評かに見えたり、左に示す（名物類聚考、古事類苑神祇部）

【天地繩墨三十番神】

東宮八幡
第一最星神　（此曰二鹿嶋神一）
第二角宿　（此曰二浦上神一）
第三穴宿神　（此曰二酒守神一）
第四氐宿神　（此曰二井關守神一）
第五房宿神　（此曰二熊野權現一）
第六心宿神　（此曰二速玉神一）
第七尾宿神　（此曰二伊豫三嶋神一）
第八箕宿神　（此曰二住吉神一）
北宮八幡
第一最星神　（此曰二鹿嶋神一）
第二斗宿神　（此曰二香取神一）
第三牛宿神　（此曰二諏訪神一）
第四女宿神　（此曰二熱田神一）
第五虚宿神　（此曰二白山妙理大菩薩一）
第六危宿神　（此曰二伊豫三嶋神一）
第七室宿神　（此曰二熊野權現一）
第八壁宿神　（此曰二住吉神一）
西方八神
第一大白神　（此曰二金龍神一）
第二奎宿神　（此曰二澤邊水神一）
第三婁宿神　（此曰二鳥野田神一）
第四胃宿神　（此曰二諏訪神一）
第五昴宿神　（此曰二勝屋神一）
第六畢宿神　（此曰二浦上神一）
第七觜宿神　（此曰二酒守神一）
第八參宿神　（此曰二諏訪神一）
南方八神
第一熒惑星神　（此曰二火神一）
第二井宿神　（此曰二井關守神一）
第三鬼宿神　（此曰二彦狹主神一）
第四柳宿神　（此曰二道祖見玉神一）
第五星宿神　（此曰二淨水吉見神一）
第六張宿神　（此曰二片山野神一）
第七翼宿神　（此曰二神高見神一）
第八軫宿神　（此曰二時主天見神一）

右深跡家傳之說也、皆島不ㇾ可ㇾ傳云々

【內侍所三十番神】

第一雄大神　（此曰二手比留尊一）
第二大日靈貴神
第三日前尊
第四國懸命　（此曰二國津毘命一）
第五地速神　（此曰二速玉神一）
第六伊弉册命
第七天香久山尊
第八三輪高見尊
第九兒湯尊　（此曰二少女神一）
第十字多魂尊
第十一神山緑取子尊
第十二鳥鬼尊　（此曰二天津瓊尊一）
第十三乾天尊
第十四伊弉諾尊
第十五佐橿原尊
第十六心大尊

第十七坎水尊（此曰二河主神一）
第十八國常立尊
第十九國狹槌尊
第廿豐斟渟尊（此曰二山主尊一）
第廿一泥土煮尊
第廿二大戸道尊
第廿三大戸辺尊
第廿四面足尊
第廿五惶根尊
第廿六天津麻羅尊
第廿七彦火火出見尊
第廿八鷀葺草葺不合尊
第廿九彌風神（此曰二神風尊一）
第廿一大苫邊尊
第廿二惶根尊

以上所レ奉レ勤二請内侍所一者、三十番神也、上古不レ勝レ之、自二延喜聖代一以來、不レ入二不レ傳授之一神儀之家訣一、勿レ令二他覧一レ之、勿レ被レ驚云々、

【王城守護三十番神】

左脊觀八神

第一寅神　第二甲神　第三日神
第四卯神　第五乙神　第六辰神
第七貴神　第八風神
以上為二八神一守二將軍塚内一、封レ之矣、自二東朱雀一至レ南朱雀一、町面、九町之内、擁二護之一、
第一巳神　第二丙神　第三丸神
第四午神　第五丁神　第六河伯神
第七己神　第八地神
以上為二八神一守二男山清水一、封レ之矣、自二九條一至五條坊門一、面十九町之内一擁二護之一、

右自虎八神

第一申神　第二庚神　第三月神
第四酉神　第五辛神　第六太白神
第七澤神　第八天神
以上為二八神一（若狭高雄鏡鳴淵川邊一封レ之矣、自二西朱雀一至二後玄武一八神　第一亥神　第二壬神　第三水神　第四子神　第五癸神　第六海神　第七龍神　第八山神（此曰二雷土尊一）
以上為二八神一於二糺森邊一封レ之矣、自二一條一至二綾小路一面廿町之内、擁二護之一、

【春園守護三十番神】

第一天神與二地神一　第二日高與二大元一
第三陰神與二陽神一　第四内宮源與二外宮宗一
第五猿雄與二豐斟渟一　第六泥土煮與二沙土煮一
第七大戸道與二大苫邊一　第八面足與二惶根一
第九忍穗耳與二瓊瓊杵一　第十大水上與二速佐須良一
第十一伊弉諾與二伊弉冉一　第十二月夜與二日神一
第十三蛭兒與二素盞嗚一　第十四伊弉二名與二筑紫洲一
第十五淡路洲與二佐渡洲一　第十六越洲與二大洲一
第十七隱岐洲與二壹岐島一　第十八潮沫與二水沫一
第十九海原與二野原一　第二十川神與二山神一
第廿一野槌與二鬼々芻驍一　第廿二鵜葺草與二手摩乳一
第廿三愚策與二手力雄一　第廿四照日與二月夜一
第廿五許志美與二八重垣一　第廿六鬼屋根與二天種子一
第廿七天御蔭與二日御蔭一　第廿八鏡津與二秋津一
第廿九氣吹戸與二速佐須良一　第廿九泉神與二靈司一
高天原ニ共誓曰、他國ハ吾國ニ、他人ハ皆吾人ニ、故天長ク地久シク、君樂ク人安ク、異賊惡來之恐モ無シ、雖々他人不レ傳云々、

【法華守護三十番神】

第一申神　第二酉神　第三戌神
第四亥神　第五子神　第六丑神
第七寅神　第八卯神
以上為二八神一於二糺森邊一封レ之矣、自二一條一至二綾小路一面廿町之内、擁二護之一、

【熊野守護三十番神】

初十日本宮證伊勢　十一日山城國石清水
十二日山城國上下賀茂　十三日大和國松尾
十四日山城國大原野　十五日大和國春日
十六日山城國平野　十七日近江國大比叡
十九日近江國聖眞子　廿一日近江國八王子
廿二日山城國稻荷　廿三日攝津國住吉
廿四日山城國感神　廿五日山城國赤山
廿七日近江國三上　廿八日近江國兵主
廿九日攝津國吉備津

初一日尾張國熱田　初二日河内國氣比
初三日越前國劍　初四日紀伊國藤白
初五日近江國八幡　初六日若狭國鹿嶋
初七日山城國北野　初八日山城國大原江文
初九日山城國貴布禰

閏月、偏之前中後之三吉備津、一旬充守二護之一、但補二每年六日之闕一、云爾、當日宮番中、當神不レ企二參詣一、神不レ在レ焉也、是故强不レ納レ之云々、

罪事苦縁重病無過、或々他人不レ傳云々、

【熊野守護三十番神伊勢】

初十日本宮證伊勢　十一日山城國石清水
十二日山城國上下賀茂　十三日大和國松尾
十四日山城國大原野　十五日大和國春日
十六日山城國平野　十七日近江國大比叡
十九日近江國聖眞子　二十日近江國客人
廿一日近江國八王子　廿二日山城國稻荷
廿三日攝津國住吉　廿四日山城國感神
廿五日山城國赤山　廿七日近江國三上
廿八日近江國兵主　廿九日攝津國吉備津

初一日尾張國熱田　初二日河内國氣比
初三日越前國劍　初四日紀伊國藤白
初五日近江國八幡　初六日若狭國鹿嶋
初七日山城國北野　初八日山城國大原江文
初九日山城國貴布禰

【如法經守護三十番神】

初一日伊勢　初二日石清水

初三日賀茂　初四日松尾
初五日平野　初六日稻荷
初七日春日　初八日大比叡
初九日小比叡　初十日聖眞子
十一日客人　十二日八王子
十三日大原野　十四日大神
十五日石神　十六日大佛
十七日廣瀨　十八日龍田
十九日住吉　廿日鹿嶋
廿一日赤山　廿二日鹿部
廿三日三上　廿四日兵主
廿五日祇園　廿六日吉備津
廿七日熱田　廿八日諏訪
廿九日廣田　晦日氣比

サンジフロクカセン　三十六歌仙

歌に秀でたるもの三十六人を云ふ、藤原公任の撰ぶ所なり、公任、具平親王と和歌を論じ、公任は貫之を以て歌仙とせしに、親王は人丸を最も優れたるものとせり、公任依りて秀歌十首を撰びて合せたるに、七首は人丸三首は貫之の勝となれり、依りて古來歌人の優劣を定めんが爲めに、公任自ら三十六人の秀歌を撰び、左右に分ちて合せて勝負を定めたるものなりと云ふ（三十六歌仙傳、袋草紙）、後ち是に倣ひて中古三十六歌仙、新三十六歌仙、雅門三十六歌仙、集外三十六歌仙、女房三十六歌仙、近世三十六歌仙等の撰あるに至れり、今左に其歌仙の名を示す（群書一覽、古事類苑文學部）

柿本人丸　紀　貫之　凡河内躬恒　伊　勢
中納言家持　山邊赤人　在原業平　遍昭僧正
業平法師　紀　友則　猿丸大夫　小野小町
中納言朝忠　中納言敦忠　藤原高光
源　公忠　壬生忠岑　斎宮女王　祭主輔基
藤原敏行　源　信明　源　宗于　源　順
源　清正　源　重之　藤原興風　清原元輔
源是則　藤原元眞　大中臣能宣　壬生忠見
小　大君　藤原仲文　平　兼盛　中　務
大江匡衡　安法法師　清少納言

【後六々撰】　刑部卿藤原範兼の撰する所なり、群書類從には中古三十六歌仙とせり、

和泉式部　相　模　嘉慶法師　赤染右衛門
能因法師　伊勢大輔　曾禰好忠　道命阿闍梨
藤原實方　藤原道信　平　定文　清原深養父
大江嘉言　源　道濟　藤原道雅　增基法師
在原元方　大江千里　藤原公任　藤原輔親
藤原高遠　馬　内　侍　藤原義孝　紫　式　部
道　綱　母　藤原長能　藤原定賴　上東門院中將

【女房三十六歌仙】　撰者未詳、正元二年の序あり、

在原業平　藤原敏行　伊　勢　大江千里
猿丸大夫　仙　算　法　師　文屋康秀　喜撰法師
小野小町　遍昭僧正　陽成院　藤原基經
藤原時平　素　性　法　師　宇　治　山　哲
喜撰法師　小　野　小　町　蟬　丸　良　岑　宗　貞
大伴黒主　僧正遍昭　在原業平　藤原敏行
惟喬親王　紀　貫之　紀　友則　藤原興風
源　宗于　源　信明　凡河内躬恒　坂上是則
春道列樹　藤原伊衡　清原元輔　源　重之
大中臣能宣　藤原元眞　平　兼盛　壬生忠見
清原深養父　文屋康秀　藤原忠房　紀　貫之
坂上是則　凡河内躬恒　僧正遍昭　藤原敏行
伊　勢　大　江　千　里　藤原興風　紀　友則
藤原元眞　小野小町　藤原仲文　清原深養父
壬生忠岑　坂上望城　藤原滋幹　源　宗于
源　公忠　源　信明　源　重之　素　性　法　師
大江嘉言　僧正遍昭　源　清正　源　順
源是則　藤原元方　清原元輔　藤原忠房
平　兼盛　壬生忠見　藤原仲文　藤原高遠
藤原基經　藤原清正　藤原景式　藤原敦忠
藤原朝忠　藤原元眞　藤原元方　藤原元名
藤原元良　藤原守文　藤原守義　藤原守義
藤原守義　藤原守義　藤原守義　藤原守義
藤原守義　藤原守義　藤原守義　藤原守義
藤原守義　藤原守義

平常娘(東野州)　津守國冬　神道尼
宗長(柴屋軒)　宗碩(月村齋)　永閑(能登)
正徹(招月庵)　正廣(日蓮)　猿舟(猿面代)
太田道灌　三好長慶　宗養
伊達政宗　猪苗代兼與　玄陳(里村)
昌俊(佐川田)　俳諧(貞徳)　長嘯(東山)
宗鑑(種玉庵)　心敬　基佐(櫻井)
育雄(牡丹花)　親當(雖川)　冬廣(三好)
紹巴(瑞江齋)　宗牧　玄旨(細川)
心前　元就(毛利)　氏康(北條)
嘯岳(武田)　氏政(北條)　氏眞(今川)
昌叱(里村)　政一(小堀)　眞雄(宮遊軒)

【職人三十六歌仙】　烏丸光廣の撰する所なり。

醫師　陸節師　佛師　經師　師
鍛冶　番匠　目師　源草　墜物師
屋女　盲目　源草　墜師　塗師
組紐　振賣　打物師　指物師
針聖　珠數引　柱女　大厚人
商人　海士人　具足屋　糸屋
皮屋　縫物屋　弓師　鞘屋
筆結　扇屋　彫物師　鏡屋
笠屋　桶結　鞆打　船人

【遊世三十六歌仙】

笑　神下海邊長流　僧元政　荷田春滿
荷田在滿　荷田御風　荷田蒼生子　賀茂眞淵
僧文子　本居宣長　小澤蘆庵
宮士谷成章　僧適適　加藤枝直
加藤千蔭　上田秋成　伴蒿蹊　橘常樹
村田春海　村田春海　蔵園槐子　井上通子
僧澄月　荘木田久老　樽取魚彦　小野古道
加藤美樹　梨本結梅　本居春庭　尾崎雅嘉

サンジ

醫　祭　延　編本鏡亮　清原雄風　清水濱臣
垣木雪臣　香川景樹

サンシン　三津　攝摩國川邊郡坊津、筑前國那珂郡博多、伊勢國河邊津を云ふ、武尊志日本考に、國に三津あり、皆商船の集る所、海に通ずる江なり、坊津、花旭塔津、洞津、三津嘯坊津を總路とす、遠方廣洞にして由る、花旭塔津、洞津に必ず由る、花入煙燒集す、中國の海商此地に集らざるなし、洞津を末津とす、地方山城と相近けれども、貨物或は備り、或は缺く、たゞ申津には有らざるものなしと云へり、又は敷津、高津、難波津を攝津三津と云ふ(筑前續志略、和漢名數)

サンジャ　三社　山人　「ヤマビト」を見よ、天照大神宮、八幡宮、春日神社をいふ、

サンジャウ　散狀　晴文の事を云ふ、(沙汰未練書)吾妻鏡文治四年七月二十八日の條に、「若有御不審者、進雜掌於寺家可申散狀歟云々」と見え、建仁元年二月十六日建長四年七月十四日の條にも、又應狀なども云ふ、「タヅイヤウ」の條を見よ、今散狀の體裁は吾妻鏡建長五年七月九日の條に見えたれば左に示す、

九月丁酉、關兵事今日被關散狀、書樣、
右來八月放生會可有御赴參、各帶布衣可致供奉之狀、依仰所觸如件、
右來八月放生會可有御赴參、各爲關兵可致供奉之狀、依仰所觸如件、
右放生會可有御赴參、各然可致供奉向遲參之狀、依仰所觸如件、

サンジャウニン　三上人　「ニホンサンジャウニンを見よ、

サンジャクバウ　三尺坊　可睡齋(カスイサイ)を見よ、

サンシュ　散手　散手破陣樂(サンジュハヤンラクン)を見よ、

サンジュツ　算術　數學の一種、數を算へ計る術を云ふ、又算道とも云ふ、和算洋算の二あり、和算は算木算盤を以て數へ、洋算は數字を記して計る、(數學參照)永古物の最短を計るに、提、阿多、比呂等の名を用ひしを見れば、既に算術ありしこと明なり、後ち日轉交進開けり、互に相往來するや、彼の算術愈〻はりしなるべし、慶仲天皇の時、內藏の出納を記せしめたり、扱に於て算術の用なり、欽明天皇十五年百濟より層博士王保孫來朝し、施古天皇十年百濟の僧觀勒來て曆本天文方術及び遁甲書を獻す、玉陣高總目並立等をなして、その科を分てこれを學ばしむ、是より支那算術漸く廣まり、日本算術時に其傳を失へり、文德天皇大寶年間、算博士二人掌〻教算術、算生若干人學習算術、と職員令に見え、尊ら其學を修めしむ、且つ試科に加へて博士及び諸國博士を養成す、算數科を定め、取る所は孫子五曹等十書なり、醍醐天皇延喜の頃に至り、課業亦其數を增せり、大學式に凡須講云々、算生者、漢書律曆志、大衍曆議、九章、六章、周髀、定天論とあり、後白河天皇の世、日向守重隆計子算法を述ぶ、後世に至り、算學は、三善、小槻兩氏の家學の如くなりて、他氏の者を任ぜられざる如くなれり、武家起るに及びて、兩家の外に算道に秀るもの多く出づ、賴家の時大輔房源性あり、無雙の算術者なりて幕府に仕ふ、又松島の住僧は源性より勝れたること吾妻鏡に見えたり、後陽成天皇文祿の頃、豐臣秀吉の臣毛利勘兵衛重能、算を能くす、其術を研究せしめんが爲に、明に遣はす、

れども明人之を善く遇せざるのみならず、且つ其詳なるを傳へず、因りて一たび歸朝して秀吉に訴ふるに、身自ら登船つゝかざるを以てす、秀吉乃ち之を奏請して出羽守とし再び之を遣はす、然に吾國明と隙を生じ秀吉も遂に薨ぜしを以て、永だ究むること能はず、歸りて只其業を教授し、遂に死す、然れども算法統宗等の算書を持ち歸れるを以て、歸除法を傳へ、歸除濫觴を著せり、日本算術の始めなり、亟に能門人數百人あり是より算術復世に行はる、珠算法始て行はる(人鏡閣堂圖錄)に十露盤は吉田七兵衛之を作ると云へり)高弟三人あり、今村知商、吉田光由、高原吉種とす、共に日本數學を難遂せり、寛永中吉田光由塵劫記一卷を著はす、世人之を重寶す、後世算術書と言ふもの皆之を稱せざるなし、七年上野に弘文院を立て、算術も學科に加ふ、學ぶものなし、歸除に次で、算勘法頻る、この除法は、則ち商除法なり、此法九歸句法の暗誦を要せざるが故に初學者は入り易し、汝思甫之を珠算に施して、算法統宗を著す、百川治兵衛之を得て門弟に教ふ、之を百川流と云ふ、正保二年治兵衛龜井算二卷を著はす、是より此術を龜井算と云ふ、北陸に行はる、慶安以後に至りては、今村、吉田、高原三氏の門人後才盤出し、算術の學益々盛なり、寛文中長崎の人小林義信西洋曆算を傳ふ、是より上來の算法を古流と稱す、綱吉の時關孝和(新助)高原吉種の門人となり大に數理を極め、初て演約法を發見し、遂て點竄法を發明せり、推て約術、兩一術、翻管等の理悉く其奧旨を明にし、隨て發明する所の術多し、日本數學中興の祖と稱ぜらる、其門下を關流と稱す、天和三年德久好來、一の算學を立つ之を宅一流と云ふ、尋で中西正好は中西流を起す、元文寬保の交大阪の人宅間憲左衞門あり、自ら一派を立て、宅間流と云ふ、遂享以後益々算術行はる、

武天皇の、都を大和國橿原に移し給ふに及びて、時に、これを尊崇し、又殿內に奉安せられしが、崇神天皇の時、神威を憚さんことを恐れ、鏡鑑の二種を、瑞垣して殿內に奉安し、原物を大和國笠縫邑に移し、磯城神籬を立て、皇女豐鍬入姫をして、これを齋ひ奉らしめ、模造の神鏡は、神璽と共に歷朝永く鳥艮鑑座の信憑とし、常に至尊の御身に遠れることなし、次で垂仁天皇の時、鏡鑑を笠縫邑より伊勢國五十鈴川上なる磯宮に移し、皇女倭姫命をして奉侍せしめ、伊勢大神宮これ也、卽ち大神宮は、天照大神の御魂代としての、神璽を齋ひ祭る處にして、神殿其もの名稱にはあらざるなり、後ち景行天皇の御代、皇子日本武尊勅命を奉じて蝦夷征伐より伊勢國五十鈴川上なる磯宮に參詣し、皇女倭姫命をして奉侍せしめ、伊勢大神宮これ也、卽ち大神宮は、天照大神の御魂代としての、神璽を齋ひ祭る處にして、神殿其もの名稱にはあらざるなり、後ち景行天皇の御代、皇子日本武尊勅命を奉じて蝦夷征伐より、還りて東國に下り、歸途これを尾張國熱田に置き奉れり、茲において熱田神宮あり、神鏡始めの名を天叢雲劍といふ、素盞嗚尊が賊徒を征して得給ひし劍にして、後天照大神に獻じたるものなりしが、日本武尊東夷征討の時、荒賊等駿河國燒津に於て、野草に放火し尊を殺さんとしたるに、尊は神鏡を抜きて草を薙ぎ、火を滅して遂に賊を平げしより、名を改めて草薙劍と稱す、上述の如く三種神器の內、神鏡は伊勢神宮に、神璽は熱田神宮に奉安し、只神璽のみ內裏に傳まり、渠遠の鏡鏡と共に、又これを三種神器といふ、神璽は、天孫降臨以來の國寶にして、鳴り水火の難に登ずるや、速すがら伊勢神宮に詣で、神鏡を奉じ

りといへり、後ち壽永中安徳天皇と共に海に沈みしも、浮び出でゝ復内裡に歸れり、内侍所は卽ち此の模造の鏡を卿殿代として、天照大神を祭れる所なれども、其起原は詳かならず、壽永の亂遽に海底に沈みしかば、壹御座劔を以て代用し後ち土御門天皇の時、伊勢より御劔を奉りてより、これを神劔に定め給へり、下りて元弘元年、北條高時の光嚴天皇を擁立して、後醍醐天皇を隱岐に流し奉らんとするや、獨りに神器を新帝に讓り給はん事を迫りしを以て、後醍醐天皇は授くるに僞器を以てし、眞器は御身に帶して配地に幸し給へり、放に幾干もなくして都に還幸ありしに際しては童辭の義を用ひず、只遺所より還御の式に擬られしなり、尊氏足利尊氏殺して光明天皇を迎へ立てしと雖も、もとより神器なき有ざりしが、延元年に至り、大に官軍を敗るに及び、後醍醐天皇に迫りて、神器を北朝に傳へんことを奏請せり、茲に於て天皇は再び先儲を返って僞器を授け、眞器を携して吉野に幸す、爾來四代の間、神器能として南朝に在り、後龜山天皇の時、南朝の勢力日に衰へ、亦如何ともする能はざるを以て、足利義滿の請を容れ、南北合一の事を決し、はじめて神器を後小松天皇に傳ふ、時に元中九年十月なりき、既にして嘉吉三年九月、南朝の遺臣楠木正秀等贇秀王（諱書尊義王に作る、誤れるに從ひ改む）を擁立して、禁闕を犯し、三種神器を奪ひしも、神鏡は明治政府初年の曉、新羅の軍を孚げしかるともいひ、禪迦誕生の時、師子嘯王の舞を作りしとも傳ふれども信じ難し、但し樂家錄に笛譜を引て、陽臺孫子が敵陣を破るの形にて舞樂を作る、中天竺同舞國の樂なりと見えたるは少し據あるが如し、樂は舞を著くし、宣親王の源氏として對舞す、舞を明にし、此曲を奏せりといふ（禮樂志、歌

松氏の遺臣上月滿吉、中村眞友等神璽を得て奮發なり、後醍醐天皇に獻ぜんとし、長禄元年十二月大雪に乘じて、俄に二王を弑し、神璽を奪ひたれども、吉野十八鄕の士豪を聞きて蜂起し、楠吉、眞友を斬り、再び神璽を得、翌二年同を尊びて風閭に奉る、註に於て三種神器は書の如く朝廷に具備し、以て今日に傳ふ（カシコドコロ」參看（南朝遺史、神器考證、古事類苑神祇部）

サンジユハチンラク　散手破陣樂　舞樂にて食調二十四曲の一、俗に散手と稱し、又一名皇破陣樂とも云へり、新樂にて中曲○破拍子二十、一人舞にて答舞貴德（高麗）序拍子二十、

サンダイガサ　参内傘　公卿殿内の時、用ふる傘なるを以て名づく、柄は長くして後よりさしかざすなり。

サンダイジ　三大寺　飛鳥寺、大安寺、川原寺なる云ふ、各條を見よ、

サンダイジソロク　三代實錄　[名]歴史　清和陽成光孝三代に於ける三十年間の實錄にして、一卷より二十九卷までは清和天皇の實錄、天安二年八月より貞觀十八年十一月に至り、三十卷より四十四卷までは、陽成天皇の實錄、貞觀十八年十二月より元慶八年二月に至り、四十五卷より五十卷までは、光孝天皇の實錄にして、元慶八年二月より仁和三年八月に至る間の事蹟を記せり、卷首に日本三代實錄と題し、延喜元年八月の序文あり、畔りて寛文十三年松下見林異本を參考して補綴し之を上梓す[名]歴史　初め宇多天皇の御宇、源能有、藤原時平、菅原道眞、大藏善行、三統理平等勅を奉じて撰びしが、讓位後暫く之を停止す、醍醐天皇御世に及び更に勅して前業を續がしめ遂に大成せしむ、殊に撰修の功最も多きは大藏善行となす(三代實錄)

サンダイシフ　三代集　古今和歌集、後撰和歌集、拾遺和歌集の三歌書をいふ、詳しくは各條參看すべし、

サンダイジンケ　三大臣家　中院、正親町三條、三條西の三家を云ふ、この家のみ大臣となるが故に名づく、大臣家とは、大臣に至りても、近衛大將を兼ねることを得ざる家をいふ、尚ほ名氏の條を見よ(有職袖中抄)

サンダイデン　参内殿　[名]歴史　京都皇居内の御殿の名、上皇御所御幸の時、此所より入御あり、年首參賀の時、皇族大臣諸卿より參入す、故に參内殿と云ふ、千歳萬歳、獅子舞、三行ばる、其時天皇此殿の上段に臨み御覽あるを例とす[名]歴史　殿内の内陣[名]歴史　殿は從行四間、裏行八間、南北榮、檜皮葺、檜木造、其南を上段とし、表を下段とす、十五帖、四中段とし共に十二帖半、其次なる下段とす、十五帖、四に外儀あり、四に御車寄あり、東に一間に五間の檜窓敷あり、其より二重長廊を以て紫宸殿に至る、皇居(ダイダリキヨ)の掃部寮(カモンリヨウ)の掃部(カモンノ)を見よ、

サンダウ　算術(サンジユツ)を見よ、

サンダウダウ　筭道　筭道堂　筭道を學ぶ所、大内裏の内裏の内に在りて、明經道堂の南に位す、其占地構造等明經道堂に同じく、中央に正堂ありて南面し、大さ七間二面、南北に廂あり、門内の左右に東西の廊舍あり、軌も五間二面の大さなり(大内裏圖考證、平安通志)

サンダウダウ　三道堂　[名]歴史　大内裏大學寮の郭内に在る一堂にして、明經、明法、筭の三道の學堂をいふ[名]歴史　殿舍の南、本寮及び厨の西へ大内裏圖考證)

サンダヤキ　三田燒　[名]産業　攝津國有馬郡三田に於て製する陶器を云ふ[名]歴史　原法輪元祿年間領主九鬼某、其地の工人に命じて古青磁を摸造せしも、其巧緻ど眞に遜る、是を三田青磁といふ、近時頁工なしと雖も製出すること絶えず、工人業を傳へて今に至る、燒物(ヤキモノ)の掃部二參照(工藝志料)

サンチヤウキ　三長記　[名]歴史　勝圀本寫本九冊、櫛原本は十二冊なり[名]歴史　寛政八年十二月櫛中納言長禁の日記なるを以て三長記と云ふ、又三中記、三長記と云ふも同じく、中納言藤原長兼の日記なり、長兼は初め光親と名乘りしなり、長兼の日記と云ふも同じく、中納言藤原長兼の日記なるを以て三長記と云ふ、又三中記、三長記と云ふも同じく、中納言藤原長兼の日記なり、長兼は初め光親と名乘りしなり、長

公茂——實忠——公忠——實冬——公冬——實章
公敎——實香——公賢——實綱——公廣——實秀
公富——實治——公充——實顯——季晴——實起
公修——實烈——公績——實英——公恭——公美(キンヨシ)

サンデウキンアツ　三條公敦　[名]歴史　世に龍頭院入道前右大臣と號す[名]歴史　實量の子、母は内大文明八年八月内大臣に累進し、十一年四月右大臣に轉じ、十二年三月辭職、十三年二月出家、永正四年四月八日薨ず、年六十九(公卿補任、大臣補任)

サンデウキンシゲ　三條公茂　[名]歴史　世に押小路前内大臣と號す[名]歴史　實量の子、母は内大臣邁成の女[名]歴史　文保元年六月内大臣に累進し、二年八月辭職、元亨四年正月九日薨ず、年四十一(公卿補任、大臣補任)

サンデウキンタダ　三條公忠　[名]歴史　世に後押小路前内大臣と號す[名]歴史　實忠の子、母は左中將公直の女[名]歴史　延文五年九月内大臣に累進し、貞治元年十二月辭職、永德三年十二月二十七日薨ず、年六十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンデウキンチカ　三條公親　[名]歴史　世に白川前内大臣、又は後三條入道内府と號す、法名親阿[名]歴史　實親の子、母は公經の女[名]歴史　弘長元年三月内大臣に累進し、同二年正月辭す、弘安九年三月出家、正應五年七月十二日薨ず、年七十二(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンデウキントミ　三條公富　[名]歴史　唯心院と號す[名]歴史　明暦二年十二月内大臣に累進し、寛治元年九月辭す、寛文四年四月右大臣に任じ、五年正月薨む、延寶五年六月十二日薨ず、年五十八(公卿補任、大臣補任)

サンデウクワンバク　三條關白　藤原頼忠(フヂワラノヨリタダ)を見よ、

サンデウキンナガ　三條實長　[名]歴史　法輪大臣、後已心院前内大臣と號す[名]歴史　實房の子、母は九月内大臣に累進し四年四月之を辭す、天保十一年九月十三日薨ず、年六十七(大臣補任)

サンデウキンノリ　三條實教　[名]歴史　條内大臣と號す[名]歴史　實行の季の女[名]歴史　嘉永二年十一月參議に進み、保延二年十二月權中納言に累進し、同年八月大納言に任じ、保元二年大將元の如し、永暦元年七月九日薨ず、年三十二(尊卑分脈)

サンデウキンフサ　三條公修　[名]歴史　法名空昭[名]歴史　實房の子、母は内大臣邁成の女[名]歴史　延保三年十二月内大臣に累進し、六年十月左大臣に轉ず、永久三年十二月職を辭し、文暦二年九月出家、建長元年九日薨ず、年七十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンデウキンフユ　三條公冬　[名]歴史　後十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンデウキンヨリ　三條公房　[名]歴史　後白川入道前右大臣と號す[名]歴史　實房の子、母は修理大夫顯盛の女[名]歴史　寛喜二年正月參議、長承二年正月參議に進み、保元二年八月内大臣に累進し、永暦元年七月九日薨ず、年五十八(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンデウキンアキ　三條實起　[名]歴史　後曉心院、轉法輪前右大臣と號す[名]歴史　實政八年十二月内大臣に累進し、九年三月辭す、文化十一年四月右大臣に任ず、隨身兵仗を賜ふ、同年九月辭す、文政六年九月七日薨ず、年六十八(公卿補任、大臣補任)

サンデウキンナガ　三條實量　[名]歴史　法輪大臣、後已心院前内大臣と號す[名]歴史　實行の長男、母は修理大夫顯盛の女[名]歴史　寛喜二年正月參議、長承二年正月參議に進み、保延二年十二月權中納言に累進し、同年八月大納言に任じ、保元二年大將元の如し、永暦元年七月九日薨ず、年六十七(大臣補任)

サンデウキンノリ　三條實教　[名]歴史　條内大臣と號す[名]歴史　實行の季の女[名]歴史　嘉永二年十一月參議に進み、保延二年十二月權中納言に累進し、同年八月大納言に任じ、保元二年大將元の如し、永暦元年七月九日薨ず、年六十七(大臣補任)

サンデウキンフサ　三條公修　[名]歴史　法名空昭[名]歴史　實房の子、母は内大臣邁成の女[名]歴史　延保三年十二月内大臣に累進し、六年十月左大臣に轉ず、永久三年十二月職を辭し、文暦二年九月出家、建長元年九日薨ず、年七十一(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンデウキンフユ　三條公冬　[名]歴史　後白川入道前右大臣と號す[名]歴史　實房の子、母は修理大夫顯盛の女[名]歴史　寛喜二年正月參議、長承二年正月參議に進み、保元二年八月内大臣に累進し、永暦元年七月九日薨ず、年五十八(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンデウキンヨリ　三條公房　[名]歴史　龍頭院と號す[名]歴史　實香の子[名]歴史　實量の子、母は内大臣邁成の女[名]歴史　文保元年六月内大臣に累進し、十二年七月右大臣に轉じ、十四年六月辭す、元亨四年正月薨ず、年五十八(公卿補任、大臣補任)

サンデウクワンバク　三條關白　藤原頼忠(フヂワラノヨリタダ)を見よ、

サンデウキノナイダイジン　三條前内大臣　正親町三條實繼(オホギマチサンデウサネツグ)を見よ、

サンデウサネアキラ　三條實顯　[名]歴史　寛延二年十二月内大臣に累進し、三年八月辭す、寶暦四年二月右大臣と爲り、幕でまた辭す、安永元年十二月十九日薨ず、年六十五(公卿補任、大臣補任)

サンデウサネオキ　三條實起　[名]歴史　後曉心院、轉法輪前右大臣と號す[名]歴史　寛政八年十二月内大臣に累進し、九年三月辭す、文化十一年四月右大臣に任ず、隨身兵仗を賜ふ、同年九月辭す、文政六年九月七日薨ず、年六十八(公卿補任、大臣補任)

サンデウサネカ　三條實香　[名]歴史　後淨土寺と號す、法名證空[名]歴史　永正四年四月内大臣に累進し、十二年四月右大臣に轉じ、十五年五月左大臣に進む、大永元年七月左大臣を辭し、天文四年八月太政大臣に任ず、五年辭し、六年二月出家、弘治四年二月廿五日薨ず、年九十一(公卿補任、大臣補任)

サンデウサネカズ　三條實量　[名]歴史　元の名實尚、後ち實教に改め、又今の名に改む、後三條入道前左大臣と號す[名]歴史　公光の子[名]歴史　實雄二年六月内大臣に累進し、享德四年出家、長祿三年六月右大臣と爲り、尋で辭す、三年十二月左大臣に任じ、四年七月又辭す、應仁元年十月出家、文明五年十二月十九日薨ず、年五十九(公卿補任、大臣補任)

サンデウサネシゲ　三條實重　[名]歴史　三條入道前太政大臣と號す、法名覺空[名]歴史　公親の子、母は左大臣實雄の女[名]歴史　正應五年十一月内大臣に累進し、永仁元年正月辭す、文保二年八月太政大臣に任ず、元應元年十月辭す、二年九月出家、嘉暦四年

旅鄉記とも如天記とも云ふ、鎌關本は弘安六年八月二條家の本を寫したるを、寛安三年前大納言某又書寄に命じて寫せしめたるものにして、其年記に據久六年冬、七年、建仁元年、元久三年とす、櫛原本は右の外建久六年秋、八年、九年、正治元年、元久元年、建永元年の年記あり、別に東塗記一冊あり、正治二年より建永元年に至るまで、東宮に關する記事を抄出したるものなり、長祿東宮大進(織部天色)なりしを以て名とせしなり、筆者は入道信西の孫にして、學深く才長し、朝廷の典故に明なり、故を以て御即位の如き、御産の如き、開關解陣の如き、東宮の儀式に關するもの、如き、最も精細を極め、前後の日記に見る能はざる事實多し、朝廷の典禮を研めんとする人は、必ず讀むべきの良書なり、猶又當時正衡九條兩家の政權爭奪の事情は、明月記愚管抄と參照せば、稗益すること所少からず(三長記、歴世記錄考)

サンツイタチ　三朔日　江戸時代、正月元日及び六月朔日、八朔(八月朔日)との式日を合せていふ稱、

サンデウウヂ　三條氏　姓は藤原、七淸華の一、九條右大臣師輔の十男閑院太政大臣公季より出づ、五代實行太政大臣從一位に昇り、出家して入條入道相國と號す、又三條と號す、其第宅三條の北高倉の東に在るを以てなり、子孫依て氏とす、又轉法輪とも稱せり、淸華に列して極官太政大臣たり、而して笛を家業とせり、子孫相繼ぎて明治に至り、實美總裁の際大功ありしに依り公爵を授けらる(尊卑分脈、知諫抄記、有職袖中抄、華族誌)

○公季——實成——公成——實季——公實——實行——公教——實房——公房——實親——公親——實房

六月廿六日薨ず、年七十一（公卿補任、大臣補任）

サンデウサネタダ　三條實忠　名譽後

三條前内大臣と號す　名譽後　公蔭の子、母は家女房　名譽後　康永二年四月内大臣に累進し、貞和元年九月辭職、三年正月四日薨ず、年卅四（公卿補任、大臣補任）

サンデウサネチカ　三條實親　名譽後

に白川入道前右大臣と號す、又後三條、淨土寺ともいふ、法名靜圓　名譽後　公房の子、母は内大臣忠親の女　名譽後　嘉禄四年七月右大臣に累進し、仁治元年九月職を辭す、建長五年九月出家、弘長三年三月四日薨ず、年六十九（尊卑分脈、公卿補任、大臣補任）

サンデウサネヅム　三條實萬　名譽後

は虚中、別號空と云ふ、忠成と號す　名譽後　公修の子　名譽後　享和二年二月十五日生る、文化九年首服を加へ、右近衛權少將に任じ、文政七年累進して權大納言に至り、天保二年議奏となる、實萬職を奉ずること格露閑密、舊章に準由し時弊を除革する等、獻替の功顯る多し、仁孝天皇深く之を器とす、天皇の崩後孝明天皇を輔け、尋で武家傳奏となる、既にして嘉永六年米艦渡來するに及び、國事漸く多端、内憂外患並び生ず、實萬公武の間に在りて、建策する所鮮なからず、安政四年二月右大將を兼ね、また外國事務を掌り傳奏を啓む、五月内大臣に昇る、是時に當り朝廷の大臣中、才德器識實萬の右に出づるものなく、朝野望を屬す、五年三月内大臣、及び右大將を辭す、外國事務を知る事なほ嘗のごとし、水戸藩士入京して諸公卿間を遊說し、所謂密勅下賜の事あるや、幕府の大老井伊直弼は、以て國家の秩序を亂すものとなし、之に關係せる志士を補へ、併せて幕府の政權に反抗せる公卿諸侯以下を處罰す、實萬また幕府の忌憚な蒙り、職を辭して來邑上津屋野村に

屏居し、後ち更に一乘寺村に移る、六年五月幕府職して落飾せしも、竟干もなくして十月六日薨ず、年五十八、天皇震悼し、爲めに朝を輟むる事三日、葬るの前一日、特旨從一位に叙す、經えて十三日小倉山に葬る、文久二年七月右大臣を贈り、明治二年更に諡して忠成と號し、十八年十月神號を賜ひて槻木神社と號し、別格官幣社に列し、三十二年また正一位を贈る（三條實萬公事略、官報）

サンデウサネハル　三條實治　名譽晩

心院と號す　名譽後　元祿六年八月内大臣に累進し、尋で辭す、十七年正月右大臣となり、同八月之を辭す、年七十五（公卿補任、大臣補任）

サンデウサネヒデ　三條實秀　名譽己

心院と號す　名譽後　正保五年閏正月内大臣に累進し、同年十二月辭す、慶安五年九月右大臣と爲り、承應二年二月左大臣に任ぜられ、寛文十一年八月廿五日薨ず、年七十四（公卿補任、大臣補任）

サンデウサネフサ　三條實房　名譽後　三條入道と號す、法名清空　名譽後　公教の子、母は中納言清隆の女　名譽後　文治五年七月右大臣に累進し、建久元年七月右大臣を辭し、尋で出家す、嘉祿元年八月薨ず、年七十八（尊卑分脈、公卿補任、大臣補任）

サンデウサネユキ　三條實行　名譽後

に移る、後また山吉居住せしと見ゆ、天正八年上杉景勝三條城を攻るべしとて御馬を寄せらる、前代の城主は山吉なりと謂後治亂記に見ゆ、上杉氏の有となりてより將士を置き守らしむ、慶長の年擬氏入國の時、家老雅樂勤直清を城主と爲す、同十五年松平忠輝の移住後、家老大隅守重勝をして守らしむ、元和二年忠輝改易の時、重勝下總關宿へ轉じ、伯耆矢橋より市橋長勝轉封し當城に治す、元和六年長勝死後、稻垣長茂之に代り二萬五千石を領す、慶安四年姿河刈谷城に移封し遂に廢す（北越雜記、北越雪譜）

サンデウテンワウ　三條天皇　名譽後　御

名は居貞、法諱金剛淨　名譽後　冷泉天皇の第二皇子、御母は贈皇太后超子（太政大臣藤家の女）第六十七代の天皇　事蹟　康元元年正月三日降誕、寛弘八年六月一條天皇の讓を受け十月十六日卽位、給ふ、時に藤原道長左大臣として、機嫌朝野を傾く、天皇頗る其專橫を恐み、常に其意ある、を慮り、意安ならず、道長又外孫敦成親王（後一條）を擁立するの意あり、故に天皇の眼疾を患へ給ふに及び讓剔して位を讓らしむ、會々其夜月朗なり、天皇「心にもあらで憂世にながらへば戀しかるべき夜半の月哉」と詠じ給へり、時に長和五年正月なり、在位五年改元すること一、寛仁元年五月九日三條院に崩ず、御寫四十二、山城國舊野郡衣笠村大字北山北山陵に葬る（大鏡、大日本史、陵墓一覽）

サンデウドノ　三條殿　足利直義をいふ、京

都三條坊門萬里小路の四、高氏京都に居せし故に名づく、又高倉殿門とも云ふ、アシカガヨシ參看（梅松論、足利官位記、山城名勝志）

サンデウニシウチ　三條西氏　姓は藤原、

大臣家の一、四三條氏とも稱す、正說町三條公氏より出づ、六世の孫實綱の二男公時權大納言從二位と

山城二尊院所藏（史料纂集掛蒐集）

なり、永德三年に卒す、其第三條の北、朱雀の西に在り、子孫依て氏となす、公時の曾孫遵遙院内府實隆、其男務名院右大臣公條、其子三光院内大臣實枝等を經て三條西三代といふ、共に學に厚く和歌に優れたるを以てなり、實來歌道を傳へ家業となり、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる、現今四三條と稱す、其支族に武者小路、押小路氏あり、（尊卑分脈、有職袖中抄、華族諸家傳、華族譜）

サンデウニシキンエダ　三條西公條

名譽後　本名公保、務名院と號す、法名仍覺　名譽後　實隆の子、母は教秀の女　事蹟　天文十年正月内大臣に累進し、永祿六年十二月右大臣に任じ、十二年七月職を辭し、尋で薨ず、十一年閏三月廿六日出家す、永祿六年十二月二日薨ず、年七十七、和歌を能し交の業を繼ぎ才和洽を欲ぬ

山城二尊院所藏（史料纂集掛蒐集）

事蹟　實隆實記、明星抄等（公卿補任、大臣補任、野史）

サンデウニシキンクニ　三條西公國

名譽後　もと公光、又は公明ともいふ、圓智院と號す　事蹟　實世の三子　事蹟　天正十五年十一月内大臣に累進し、同年十二月九日薨ず、年三十九（尊卑分脈、公卿補任）

サンデウニシサネエ　三條西實枝

名譽後　本名實世、又實澄、三光院入道と號す、法名淡空、或は玄覺と云ふ　事蹟　公條の長子、母は從一位元長の女　事蹟　天文十年權大納言に任じ正二位に叙し、實澄と改名、後今名に改む、天正七年正月内大

臣に累進し、辱で辭して出家す、閏月二十四日薨す、年六十九、實枝能く父雅の業を繼ぎ和歌に巧みなり（新撰和歌集三内日決、一名三光院内府記（公卿補任、大臣補任、野史）

サンデウニシサネエダ　三條西實條

（名稱由來）香雲院と號す（新撰）寛永六年十一月内大臣に累進し、同八年十二月辭す、十七年六月右大臣と爲り、同年十月九日薨す、年六十六（公卿補任、大臣補任）

サンデウニシサネタカ　三條西實隆

（名稱由來）本名公世、又公延、法名嘯空、逍遙院と號す、又耕雪、逍遙子、藤雪の號あり（新撰）内大臣公保の次男、母は左大辨源長の女（新撰）長祿二年從五位下侍從に任ぜられ、累進して正二位内大臣に至る、永正三年辭し、十三年薨（實自筆）

山城二尊院所藏（史料編纂掛寫眞集）

サンデウノイヘ　三條宮　以仁王（モチヒトワウ）を見よ、

サンデウハ　（新撰）法華宗富士派の異派なり、三島院日秀の始めたる故に名づく（新撰）寛文中三島院日秀と云ふ者始めて之を唱へ、日秀及び其類族等刑に處せられしと云ふ、其後寛永三年に又これを唱ふるものあり、江戸本町に住む生田五郎兵衛、名を日盛と云ふ、その弟子に可晴紹徹などいふ者あり、四谷傳馬町に應室を構へて人を集め、日蓮の書に種々錯誤を交へて法義を爲す、其異派なる由を訴ふるものありて、遂に僧は遠流に、地主は追放に處せらる、尋で享保二年大阪に又これを唱ふるものありて、漸く江戸に行はれ來り、誘惑せらるゝもの少からず、日蓮と生田五郎兵衛との關係を卒じて本尊となす、發覺もなく、また捕縛せられて各々刑に處せられしといふ（江戸會畸、三島派不受不施）

サンデウバウモンドノ　三條坊門殿

二條天皇の里内裏、山城國京都、押小路の南、三條坊門の北、烏丸の東、東洞院の西に在り、百錬抄に、應保二年三月廿八日遷す幸新造内裏、とは、二條天皇の遷御ありしを云ひ、順德天皇の承元四年十一月廿五日受禪ありしも亦此なり、建保二年十一月廿一日土御門土皇並に女院押小路烏丸殿に渡御と、百錬抄に載せたるも亦同じ、正嘉元年四月十三日上皇新造三條坊門殿に御移徙のことを載す、古今著聞集に、平治元年二月廿五日御方違の爲めに押小路殿に行幸ありけり、透廊にてよもすがら御遊ありけるに、女房の中より硯遣にて、くれなゐの湯櫪をしきて雪をもりていだされたるに、和歌をつけたりける三々と見えたり

サンデウノミヤ　三鳥派　法華宗富士派の異派なり、三島院日秀の始めたる故に名づく（新撰）寛文中三島院日秀と云ふ者始めて之を唱へ、日秀及び其類族等刑に處せられしと云ふ、其後寛永三年に又これを唱ふるものあり、江戸本町に住む生田五郎兵衛、名を日盛と云ふ、その弟子に可晴紹徹などいふ者あり、四谷傳馬町に應室を構へて人を集め、日蓮の書に種々錯誤を交へて法義を爲す、其異派なる由を訴ふるものありて、遂に僧は遠流に、地主は追放に處せらる、尋で享保二年大阪に又これを唱ふるものありて、漸く江戸に行はれ來り、誘惑せらるゝもの少からず、日蓮と生田五郎兵衛との關係を卒じて本尊となす、發覺もなく、また捕縛せられて各々刑に處せられしといふ（江戸會畸、三島派不受不施）

サンデウノイ　三條院　三條天皇の里内裏、山城國京都三條の北、西洞院の東に在り、拾芥抄に、三條堀川産義公（雅賴忠）宅とある是なり、日本紀略に、長和五年十月二十日戊刻、太上皇自三高倉第一遷御新造三條院云々、又、貞元元年七月十七日壬午戌刻、中宮自職御曹司遷御櫛中納言隆親卿三條家、也云々、榮花物語には、堀川左大將朝光家と記し、又云みや（研子）のおまへも三條院にわたらせ給ひぬ、院のさまわざと池山みづなけれど、おほきなる木どもおほくて、こだちおかしくけだかうなべてならぬさましたり」と見えたり（山城名勝志、平安通志）

サンデウノダイジン　三條右大臣

サンデウノオトド　三條大臣　藤原頼忠（フヂハラノヨリタヾ）を見よ、

サンデウノダイジヤウダイジン　三條内大臣　太政大臣　藤原雅通（フヂハラノマサミチ）及び三條公教（サンデウサダカネ）を見よ、

サンデウノナイダイジン　藤原能長（フヂハラノヨシナガ）を見よ、

サンデウノニフダウサダイジン　三條内大臣　入道左大臣　三條實房（サンデウサネフサ）を見よ、

サンデウノニフダウダイジヤウダイジン　三條入道太政大臣　三條實房（サンデウサネフサ）を見よ、

（平安通志）

サンデウバウモンノニフダウナイダイジン　三條坊門入道内大臣　中院通成（ナカノインミチナリ）をいふ、

サンデウタチアヒ　三手立會　江戸時代、橋梁等修繕の時、作事方、小普請方に於て仕様並に工料木材の見積を司り、經費に勘定方、勘定吟味方之を檢査し、目付方と共に其工事を監察す、之を三手立會といふ（小宮山昌秀、府下橋梁の畫割）

サンデシ　散田　（新撰）定額又は川邊等の常税外の地に耕種し、經税を納むる者をいふ、建内記に、浮免は散田なりと、成形圖説に、浮免は、口分田の外に百姓の君に耕種する者なりともいふ（新撰）後鳥羽天皇元暦元年、源頼朝、伊賀國顧田庄内の東大寺領浮免先例に任せ、沙汰の致さんと欲するの所、六條院の年預飛鳥井雅綱司廳參知行すべき旨を觸し、甚だ理に背けり、其妨を停止と東大寺領と爲すべしと令す、後堀河天皇安貞二年、三島宮領伊豆國玉川鄕の散田は地頭の沙汰たるべしと云々と令す、後伏見天皇正安元年、河内國通法寺領浮免の所、當等閑意あるべからずと令す（大日本租税志）

サンデンハチヤク　三殿八役　江戸幕府の頃、二條、田安、清水の三卿を三殿（俗に御三卿）と云ふ、其家臨の役人に、幕府より命ぜらる、もの八役あり、即ち（一）家老、屋形向取締、入用筋、領地の事等を預り掌る、日勤の場にて、出行の時は供なし、又來丸の使等も勤む、老中の支配にて二人あり、五位に叙し、高は幕府より千俵、三家より千俵を受く、席次大奥參間詰（二）番頭（取締向の事を掌り、出行の時は供を爲す、又遠國の用にて領地に赴く事あり、布衣の者之な勤め、高五百石役料二百俵を給す（三）用人（遠國の用向、及び領地の事に關し、取締向の何事なく掌れり、布衣の者之に任じ、家老の支配に屬し、高四百石、役料二百俵を給す（四）旅奉行（五）長柄本行（六）物頭（七）郡奉行（八）勘定奉行にて是を三殿八役と云ふ（明良帶錄、掌中大概順）

サンデンマチヤウ　三傳馬町　江戸時代、傳馬（テンマ）の宿を爲す三箇所の町をいふ、大傳馬町、小傳馬町、南傳馬町といふ、

サンデンヤマノベ　山東京傳　岩瀬京傳（イハセキヤウデン）を見よ、

サンデンヨリ　三年寄　江戸町年寄の三人ないふ、即ち奈良屋、樽屋、喜多村の三氏なり、（エドマチドシヨリ、奈良屋、樽屋、喜多村）

サンドヒキヤク　三度飛脚　江戸時代、江戸大阪間に於て毎月三度往復せしむる飛脚をいふ、定飛脚の諸士若、東海道各驛驛長、郡代、元和元年、大阪定番の諸士若、東海道各驛驛長、その家來を以て飛脚とし、毎月三度、日數八日を限りて東海道を往復せしむ、後世等と相談し、始めてその家來を以て飛脚とし、毎月三度、日數八日を限りて東海道を往復せしむ、後世三部定飛脚の濫觴なり、「ヒキヤク」參看（新選志稿）

サンナリウ　三和流　伊藤道圓流清長の創めたる劍術の流派○清長、寛永中の人始め傳三郎と號し、また十郎左衛門と改む、刀法及び柔術に達し最も精妙なり、水戸家に仕ふ、元祿十年九月九日死す、年七十（武術流祖錄）

サンニフオンジヤウ　（マキリオンジヤウ）を見よ、

サンニレウ　散位寮　（新撰）式部省の被官、内外文武官散位の事を總掌す、並れて朝集の事を掌る（新撰）頭一人從五位下、助一人從六位上、允一人從七位上、大屬一人從八位下、少屬一人大初位上、史生六人、使部二十人、直丁二人（新撰）式部省の被官、内外文武官散位の事を總掌す、並れて朝集の事を掌る（新撰）頭一人從五位上、大允一人從六位上、少允一人從七位上、大屬一人從八位下、少屬一人大初位上、史生六人、使部二十人、直丁二人（新撰）文武天皇大寶元年創定して之を置く、宇多天皇寛平八年式部省に合併す（令義解、類聚三代格）

サンノツヅミ　三鼓　饗饌の一名、（ツヅミを見よ、

サンノヘノコホリ　三戸郡　（新撰）陸奥國糠部郡後鳥羽天皇の文治五年九月、源頼朝、藤原泰衡を征して、陸奥全國を略せし時、岩崎、草岡、熊部、津輕西部の名、信夫郡に見ゆ、蓋し糠部は古、蝦夷の地にして、藤手以北の總稱なりしを、頼朝の歿めて以て南部光行の封ぜしなり、後ち分て海上郡を置き、又之を分て二戸、三戸、九戸を立つ、されどその建置今さだかならず、寛知集、元祿郷以後三戸に作る、今又同じ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

サンノモジノモン　三文字紋　數所の名、數字の三を自く、又黒く印したるものを云ふ、河野家の一族之を用ふ、之に種々の變體あり、折數に三文字は大字氏用ひ、圓形に三文字なるは、久留島氏用ひ、角切に三文字の紋は山城淀の稲葉氏、豐後久留島氏、安房館山の稲葉氏、豐後日杵の稲葉氏、豐後久留島氏、摺鉢小野の一柳氏、伊豫小松の一柳氏等之な家紋と爲す（武鑑、諸家紋纂）

サンバ　三馬　式亭三馬（シキテイサンバ）を見よ、

サンバウ　三房　名に房の字を有する博識者三人の並稱にして、前三房、後三房の別あり、前の三房は大江匡房、藤原伊房、藤原爲房をいひ、後の三房は吉田定房、萬里小路宣房、北畠親房を云ふ、大江匡房八世の家孫を受け、一代の鴻儒たり、後三條天皇の侍讀なり受け、藏人辨官に補し、記錄所綴となり、政を行ひ、庄園の券契を糺す等功多し、伊房爲房共に

博識を以て匡房と名を齊くす、之を三房と云ひ、また後三房に對して前三房とも云ふ、北島親房博學多識猶記にして歴史政治に達す、後醍醐天皇之を擧用して政を行はしむ、是より先吉田定房、萬里小路宣房等宏智博識にして、後字多法皇に任用せられ、後醍醐天皇の親政に至り、三人共に皆名あり、之を後三房と云ふ、嘗雲日件録文正元年七月十二日の條に、予又聞前有三房、後有三房、皆本朝博物之士也、某人々未審三名字、如何、曰、後三條院代正房、堀河房爲房三人同時也、又後醍醐天皇代有三宮房定房親房二云々」と見えたり、

サンバウ　三寶　佛教にて、佛寶(一切の佛陀)法寶(佛の説ける教法)僧寶(教法に歸依して修業するもの)を云ふ、佛敎道の時、先づ波羅奈に赴きて、五人の爲めに四諦(タイ)の法を説く、陳如は法眼淨を得るも、餘の四人は未得なり、再説して始めて得、佛又无常苦空无我を説くに、五人共に阿羅漢を得、茲に於て佛を佛寶とし、四諦を法寶とし、五人と佛とを六羅漢と名づけ、之を僧寶とす、三寶の稱茲に始まる、猶委しき事は祇經孝苑を見よ(諸乘法數、佛敎いろは辭典)

サンバウ寺ン　三寶院　醍醐山城國宇治郡醍醐村醍醐寺眞言宗、下醍醐寺の塔頭、醍醐三門跡の一(○本尊大日、開祖、聖師、聖恵及び開基受戒聖)醍醐寺第七世勝覺醍醐寺座主たるの時、本院を建立し、永久三年十一月五日落慶供養す、勝覺義範定賢範後の三師に從ひて密法を受く、茲に三寶院と號す、第九世定海歴代家錦繡の爲め灌頂堂を院内に建立し、本尊に大日藥師聖觀及び兩界曼陀羅を安置す、鳥羽上皇勅して御願寺となし、阿闍梨數口を置き、始めて結緣灌頂を行ふ、正治二年六月火災に罹り、僧成賢之を再興す、貞永元年十二月又焼失し、經藏四脚門のみその災を免る、第十一世靈潤座主以て、醍醐寺の座主となり、寺運隆盛に赴き坊舍五宇を興し、定濟に至りて全く舊觀を復す、文保二年二月又災す、第二十五世義演は、將軍義滿の猶子にして、醍醐寺の座主に補し、一山を統攝し、淮三后に昇り、是より座主は本院門跡の專任となる、永和中將軍義持殿堂を建營し、舊觀に復せしが、文明二年八月兵火に罹り、僧通海一宇を建立し、法名金剛王輪院と號し、更に灌頂堂を再建す、弘治二年灌頂堂燒失し、僧義演年僅に小堂を修造す、關白豐臣秀吉義演に歸依し、慶長三年醍醐山に觀花宴を張らんとして、先づ金剛王輪院の殿室庫院數宇を修興す、現今の建物即ち是なり、今特別保護に屬す、後に金剛王輪院と改稱し、三寶院となし、その寺領六百石を以て本院を維持し、修驗道を總管す、當時山伏と稱するは役小角を最初とし、其法脈を受くるもの、大和國金峰山に入りて苦修練行す、聖寶小角の遺志を繼ぎ、之を振興し、白河天皇の時に至りて二派に分れ、本院と聖護院とに分屬せり、爾來兩派の門徒爭論し、先達と稱するもの之を制する能はず、慶長十八年五月、江戸幕府今して三寶院を小野六流の正嫡となし、修驗(四)關成皇子攝津靜尾にて、荒神の祭りを得て祭ることを知らず、時に二鳥二礼なくば來りて落す、これ荒神々供の執なり、世に傳ある荒神は即ち是なり(元亨釋書(六五)神異遺鳴雷、逸勢變鳴雷を云ふと(諸社根元記)第一說及び第三說は從うべきに似たり、後世敵神を三寶荒神となすは、僧徒の附會せし說なり、これ竈所に祭る火神の火産靈神は、伊邪那美神の御語にも、心惡子と詔へる如く、仰心定くて、火に祿ある時は、怒ら荒び給ふ神故に、古くは荒神と稱せり、面してこの火神に竈神なる異説(國寶目錄)

○勝覺―定海―元海―實運―鶴賢―實尊
成賢―眞海―聖海―勝尊―玄深―定濟
定勝―道性―聖榮―聖憲―定任―賢助
聖尊―聖尊―賢俊―光濟―聖珍―光助
滿濟―義賢―政深―義覺―政紹―持雄
義堯―義演―覺定―高賢―房演―實演
高演―勝演―定演

サンバウクワウジン　三寶荒神　數疫あり(一)如來荒神、鹿鳥荒神、惡怒荒神を云ふ、荒神とは佛敎にて障碍の神を云ふ、梵語嗢那夜伽の譯なりと(儀軌某)(二)(三)寶は、佛法僧にて、荒神は貪欲神、障碍神、飢渴神を云ふ、貪瞋癡の三毒より化現して、一切衆生の煩惱を喜ひ、一切の障碍を爲し、資糧災禍を願はすと(藏祭祕錄)(三)役小角葛城山に坐して、赤雲を望し、往て神に謁す、資冠を戴き六寶具足す、自ら云ふ、惡人を治罰する荒神にして三寶に歸依すと、卽ち三寶を擁衛するより名づくと(異俗佛事調)

比古、奥津比賣神を總祭して、三神となるが、文字の同じきより、附會して混一せるものなり、カマドノカミ」參看、

サンバウチヤウギン　三寶丁銀　名錢　江戸時代に行はれたる銀貨の一種、面に寶の字三つ極印あるを以て名づく、規格銀縦二寸五分、横一寸、重三十二匁八分、貨率大凡百分中、銀三十二分、銅六十八分、面に寶の字三つ極印あり、地方通用銀　寶永七年四月、豆板銀と共に鑄造して之を行はしむ、鑄造の總額三十七萬四百八十七貫目、同年より、正德元年までを鑄造の年限となす、享保五年三月、通用の年限を六年と定めしも(大日本貨幣史)

サンバウマメイタギン　三寶豆板銀　江戸時代に行はれたる銀貨の一種、縦八分、横八分五厘、重七匁五分、三寶丁銀と共に鑄造す、「サンバウヂヤウギン」を見よ、

サンハカセ　算博士　名物　サンノハカセと云ふ、唐名算學博士、又密學博士、算術を教ふる事を掌る、又諸國より天皇へ貢る御調物を勘ずる事を掌る、大學寮に屬し二人あり、七位上相當、算道の最上官、地方通用銀　文武天皇大寶元年創置す、後世三善小槻兩家の世職となる、筆道には三善氏之を傳へ、必ず其家儒を用ひ曆數を習へり、小槻氏は諸國の調、庸、租の勘定計を掌れり(令義解、職原抄)

ンバンガシラ　三番頭　江戸時代、小性組、書院番、大番の頭の總稱、詳しくは各條を見よ、

サンビツ　三筆　我國にて入木道に達したる嵯峨天皇、橘逸勢、僧空海をいふ、各氏の傳及び「ニフボクガク」を見よ(和漢名數)

サンプ　參府　江戸時代、諸大名の江戸に參覲するをいふ、其時江戸幕府へ物を獻上するを常とす、是を參府獻上と稱す、獻上の品目は各藩により品物異なりと雖も、概ね巻物、銀、太刀、馬代等の内、二三種を獻ず、今諸藩の二三を示せば左の如し(享保武鑑、大日本租稅志)

藩名	品目	
尾張名古屋	巻物二十	銀五十枚
紀伊和歌山	巻物二十	太刀
越前福井	銀三十枚	綿三十把
陸奥會津	銀二十枚	蝋燭三百挺
加賀金澤	銀五十枚	巻物二十
薩摩鹿兒島	銀五十枚	巻物二十
陸奥仙臺	銀五十枚	綿五十把　馬
肥後熊本	銀三十枚	巻物十
長門萩	銀三十枚	銀三十把
肥前佐賀	銀三十枚	綿三十把
對島府中	銀五十枚	巻物二十
虎皮五枚	金馬代	人參五斤
鷲尾三十尻	猩皮皮	昆布五箱
銀馬代		

尚ほ參覲交替(サンキンカウタイ)を參看すべし、

サンプイチギンナフ　三分一銀納　石代納の一にて、上方筋に於て、田畑總取米三分の一を銀納とするをいふ、卽ち畑年貢にして關東の畑永の如し、但し其率關東に比すれば、十分の二を加ふ、古は、米一石に、銀四十八匁の定價なりしが、享保中より、他の石代に同じく、其年上米平均の時價に增銀何匁と改めたり(地方凡例錄、大日本租稅志)

サンプギヤウ　三奉行　江戸時代にて、寺社、町奉行、勘定奉行の三人をいふ、詳しくは、各條を見よ、

サンブク　三伏　極暑の候の名、初伏、中伏、末伏をいふ、夏至の後第三の庚を初伏とし、第四の庚を中伏とし、立秋の後初の庚を末伏となす、或は小暑の後第一庚を初伏とし、二庚を中伏、三庚を末伏ともなす(和漢三才圖會)

サンプケンジヤウ　參府獻上　「サンプ」を見よ、

サンプシンタウ　三部神道　唯一宗源神道、兩部神道、本迹縁起神道を云ふ、宗源神道とは中臣、卜部、忌部家に傳へたる古來よりの純一なる神道を云ひ、兩部神道とは傳敎弘法等が佛法を以て神道に配合し、胎金兩部を陰陽に配し、神佛の本地を同一體となす、所謂本地一體の神道なり、本迹縁起の神道とは、諸國の神社に傳へたる縁起によりて祭典を執行する一派なり、「シンタウ」參看(指圖纏記)

サンプダイ　三分代　年給にて三分(捨)の代に、内官の内舍人に申任するを云ふ、天曆八年醍醐天皇皇女康子内親王當年別進給三分穴として藤原朝臣公望之を内舍人とせしを始めとす、「ネンキフ」參看(年給考)

サンペイガシラ　撒兵頭　江戸幕府の職名、持小筒組(モチコヅツミ)を見よ、

サンペイタイ　三兵隊　江戸時代、歩兵、砲兵、騎兵三隊の總稱、歩兵奉行(ホヘイブギヤウ)を見よ、

サンペイブギヤウ　撒兵奉行　持小筒組(モチコヅツミ)を見よ、

サンホウセン　三峰尖(三峰購)　糞の名、眞文雜記に、糞の糒にて作り、五色に色をそめて三つの山の形を作りてもり、たれみその汁をかけ、むきやるみを前に入れて出す也、山の色は、三色つゝ一

つがばらけにもるなり、此の色に喩説あり、一説には、須彌山の色にかたどり、黄(北冬)、青(南夏)、白(東春)、赤(西秋)とするなり、歌に、北に黄に南に青く東白く西くれなゐにそめいろの山、蘇命路山とは、須彌山の事也、又一説には、五行の色を用ふるなり、青(木色東春)、赤(火色南夏)、黄(土色中央土用)、白(金色西秋)、黒(水色北冬)、四季によりてもりやう、或ひは幢旛ろ也、宗五大雙紙に委しく見えたり、又三議一統にも見えたり、猶やう喰やう等宗五とは違ひたり」とあり。

サンボクサンテウ 三木三鳥 古今傳授中の一秘事、コキンデンジュの條を見よ、

サンホフシ 宗法師 織田信忠、織田秀雄の幼名、各條參看、

サンポンスギノモン 三本杉紋 紋所の名、杉の立ちたる象を三つ列ねたるもの、大神性なる蔭狀氏の家紋となす、又岡崎の本多氏、播磨山崎の本多氏には一本杉を用ふ(武鑑、諸家紋鑑)

サンマイ 散米 (一)祓の時に散する米を云ふ、邪氣を拂ふ爲なり、或ひは云ふ已を慮して讀にせる心なりと、(二)神拜の時、散じて神前に獻する米を云ふ、又神供と云ふ、共に「ウチマキ」又は「ハハナシキ」とも、(三)には天孫降臨の時、靈物寫呼にして、物色を辨ぜず、俄りて天孫稻穗を拔きて、之を四方に散らすに忽ち開晴すと云ふ、是れ散米の起る所以なり、蓋し我國は瑞穗國にて特に穀を尊びし風習なるべし、大嘗祭の祝詞に散ー米酒切木綿於殿內四角ことと見え、空穗物語藤原君雅に、恐しき病つきて、ほと〳〵數いますがる、いちめまつりばらへせざせんする時にの給へあたら物を我ためにちりばかりのわざすな、ばらへすともうちまきにはいるべし、もみにてたれな

さば多くなるべし」とあり、後に御座の時に用ひ、又轜にて佛事にも用ひたり、紫式部日記、菊花物語、宇治拾遺及び肥後等に屢々見えたり、(四)は七十一番歌合に「懸せじと神の御前にぬかづきてさゝの米の打ばらふ哉」と見えたるにて知るべし(後訓集、貞丈雜記、嬉遊笑覽、南留遺稿、古事類苑神祇部)

サンマイガハノオホアラメ 三枚革大荒目 「オホアラメノコヒ」を見よ、

サンマイカブト 三枚兜 鉢付の板の三枚なる兜なり云ふ(「カブトの條を見よ)、平井本保元物語自河殿夜討條に「伊藤六は年十七歳死生不知の兵也、筋兜旬の護髪に三枚甲に矯羽の矢負云々」と見えたり。

サンマイダウ 三昧堂 法華三昧堂の略稱、直定又は正定と云ふ、心の亂散するを定め、或ひは心を正しく定むる義なり、卽ち心を一處にあつめて善事を行ふを云ふ、智度論に、何時爲三昧、善心一處住不動、是名三昧ことあり、卽ち法華經を一心に誦し、妙理を觀念して心を他に移さゞるを法華三昧と云ふ、尊心念佛するを念佛三昧と云ふ(諸譯名義集、佛敎いろは辭典)

サンマイバシシヤウ 三枚橫城 沼津城(メマダシヤウ)を見よ、

サンミヤクサンサキノクワンバク 三衙院前關白 近衛信尹(コノエノブタダ)を見よ、

サンモン 山門 比叡山延曆寺を云ふ、寺社參詣(ヨシヤタジ)を見よ、

サンモン 山門(三門) 寺の前に在る樓門を云ふ、禪林象器箋に、山對二城市之言、城市俗山林寓凡關吾反三俗居二本宮一在レ山、所謂違緣盡也、故總在二城市一者、亦用二山號一、夫佛向眞道一者、當レ由レ此入、故言二山門一也と云へり、山門の制、中央、左、右と門三ツ列れる故に三門とも云ふ、曝元要覽に、凡寺院有二關三門者一、只有二一門一、亦稱二三門一者何也、佛陀論云、大宮殿三解脫門謂二空門一、無相門、無作門一、今寺院是持戒修道求二至涅槃一人居レ之、故出三門一入也と見えたり、

サンモントハ 三門徒派 眞宗の一派、如導を派祖とす、本山は專照寺、越前國細井市に在り、正應三年、如導、尼羽郡大町村に一宇を創して、專修寺と稱す、如覺、道性の二弟子師化を助け鼎足の形をなす、世に三門徒といふ、第三世淨一、中野村に移り、專照寺と改む、天正十三年八月、正親町天皇、勅願所の宣下あり、其後現地に轉ず、明治十一年十二月、派名公稱別立の儀を許されたり、眞宗(シンシウ)參看(日本佛敎史綱、佛敎各宗綱要、法令全書)

サンモンノサンダイジシヤ 三門三大侍者 禪宗にて、喫香侍者、煮狀侍者、請客侍者を云ふ、喫香は燒香の行禮法治の記錄するを掌り、書狀は住持の往復書翰等を掌る、書狀侍者は、又內記とも、內史とも云ふ、外記外史に對するなり、請客は住持の內客の應待するを掌る(敎修清規)

サンモンノサンダイゼンジ 山門三大禪師 禪宗にて都寺、維那、燒香侍者を云ふ(禪林象器箋)

サンモンブギヤウ 山門奉行 室町幕府の職名、延曆寺を管する者を云ふ、寺社奉行(ジシヤブギヤウ)參看、

サンモンマス 山門桝 三井寺の所領にて年貢を納むるに用ふる桝の名、「ミヰデラマス」を見よ

サンヤウダウ 山陽道 中國の一道、本邦の四部に位し、播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門の入國より成る、北は山陰道に逕り、東は五畿に接し、南は一帶に瀨戶內海に瀕す、上古には古備道、又は吉道と稱す、神武紀に甲寅年十有二月丙辰朔、壬午、至安藝國、居二于埃宮一、乙卯年春三月甲寅朔、己未、從二吉備國一、起二行宮一、以居レ之と見え、崇神紀に、十年九月吉備津彥遣二西道一ことあり、又「カタトモノミチ」ともいふ、戒務紀に、山陽曰二影面一と見えたり、天武天皇の御宇、吉備國を分て三國となし、備前、備中、備後と稱す、十四年九月、作味朝臣少麻呂を山陽の使者となし、國司郡司及び百姓の消息を巡察せしむ、文武天皇七道を定むるに及び、山陽道、播磨備前備中備後安藝周防長門の七國を管す、四年十月に波多朝臣牟後閇を周防總領となし、上野朝臣小足を吉備總領となす、元明天皇和銅六年四月、備前國を割て美作國を置く、並に於て八國となる、醍醐天皇延喜式制定の時、山陽道、播磨美作備前を近國と爲し、備中備後を中國と爲し、安藝周防長門を遠國と爲す(雜紀、續紀、延喜式、國郡沿革考)

サンヤク 三役 [租稅關係] 江戶幕府の時、傳馬宿入用米、六尺給米、及び藏米入用金を、領地より高二應して出すを云ふ、(一)傳馬宿入用米は、五街道の問屋本陣の給米、並に宿方の入用に要する爲め、(二)六尺給米は、奉所にて召仕ひ人の扶持に用ふる爲め、(三)藏米入用金は、入民田租を上納する時の諸入費に充つる爲めの米金なり、此の三役は、德川氏の領地にのみ賦課し、若し私領と成る時には、傳馬宿入用米、及び六尺給米を合せ、高百石に付き二斗六升を天米と名付け、藏米入用は、繕筆代と稱して、執る高掛にて御料の節の如く取立るなり[租稅關係]其始め詳かならず、德川時代に至り始めて名稱を附し高に應じて納めしむ、傳馬宿入用米は、寬永四年宿手代を五街道の驛郵に置き、之に給するが爲め賦課せしに始まり、正德二年宿手代を廢すれども舊に依て徵收し、途に宿驛の問屋本陣等に給するに至る、享保六年吉宗の時、準を定めて高百石に米六升と爲す、六尺給米は初め廻廚に召使ふ人を高に應じて出さしめしも、中古よりその代に給米を出さしむ、藏米入用は元祿二年より上方は高百石に付き銀二十五匁、關東は高百石に付き銀十五匁、關東には享保以前請免永二百五十文と爲せり、而して三役は享保以前請免一ならずして課するあり課せざるもありしが、其後は一定して更革することなし

サンリヨウ 山陵 陵(ミサヽギ)を見よ、

サンリヨウシ 山陵志 [歷史關係] [一卷] 歷代御陵の事を考證して記したるものなり、一卷に大和山陵三十一箇所、河內山陵十三箇所、和泉山陵三箇所、攝津等七箇國山陵各一箇所、二卷に山城山陵(泉涌寺陵)三十箇所を載せたり[歷史關係]蒲生秀實(山陵志)

サンリヨウブギヤウ 山陵奉行 [職官關係] 江戶幕府の職名、山陵を修補し、總て諸陵の事を掌る[職官關係]王政復古の時、德川氏の治世に及び、元祿中、周垣に堀を設く、享保中また周溝を掘る、然れども既に某所在の地の分別し難きもの多きを以て、文政天保年間より、京都諸國有志の士、各境を標歷して、擁護を務る者あり、文久二年閏八月、戶田忠恕(越前守)を以て、山陵修繕御用掛となす、共上書に據るなり、十一月、戶田の族、戶田祐三郎を按撫して、山陵奉行に補し、大和守に任じ、歲俸二百人扶持を給し、萬石以上の格

サンヨ 參與 三職(サンショク)を見よ、

サムラヒエボウシ 侍烏帽子 [服飾關係] 烏帽子(エボウシ)を見よ、

サムラヒタイショウ 侍大將 武門に仕へる侍となり、軍士を指揮する者なる時侍中より撰補す、平家物語大將は上總守忠清其子上總太郎判官忠綱飛驒守景家云々、源平盛衰記、源氏勢汰條に、源家代々は侍大將軍にて九郎義經には侍大將軍にて蒲冠者に相從ふべしと漢定たりけり」、同伯耆卷に、四月八日六波羅合戰有」之、勿論討負給ひて、大將頭中將、侍大將村上

とす、慶應二年諸侯の列に入る(官制沿革略史)

サンル 三流 遠流、中流、近流ないふ、流刑(ルタイ)を見よ、

サンレフゼイ 山獵稅 名義 江戸幕府の時、職業と、職業ならざるとに拘らず、鉄を以て山野の禽獣を獵する者に、課したる稅 起原 沿革 起原は詳かにせず、土御門天皇元久元年、源實朝、山海の特産は、國衙の所役に從ふべしと命ずるを見れば、當時已に稅を課したらが知きも明ならず、降りて仁孝天皇天保十三年三月、信濃國の獵師鐵砲役七十五文を徴めしむ、江戸時代、領主誅稅の政令を發するもの甚だ稀なり、然れども所領諸國の徴稅帳簿其目を載するもの多し(大日本租稅志)

サンロウ 參籠 神社佛閣に祈念の爲めに數日夜籠ること、即ち通夜して祈るなり、三國傳記源信の條に、爰村上天皇御時、伊勢大神宮參七日籠、後世參詣なる祈申されけるに云々、百錬抄に、治承四年三月二十日上皇(後白河)御幸石清水、十箇日令二參籠一給、被レ修二八講一云々あり、

サンロンシユウ 三論宗 名義 佛教の一派、中觀論、十二門論、百論の三論によりて其宗義を立つるを以て名づく、宗意は破邪顯正を以て軌となし、二諦八不を觀きて、有無の二見を破せしむるに在り 起原 本宗の我が國に入るに三傳あり、(一)は高麗の眞慧慧灌僧正にして、推古天皇の三十三年に來朝し、勅を以て元興寺に居る、嘗て三論を講じ國を斬り驗あり、由て僧正を授けらる、之を本邦空宗の第一祖とす、(二)は慧灌の法孫智蔵、唐に入り嘉祥寺に學び、三論を傳へて歸朝す、(三)は智藏の弟子道慈、文武天皇大寶元年に唐に入り、六宗を傳受し、三論を以て本宗となし、歸朝の後大安寺に於て之を弘通

す、之を三論宗の三傳と稱するなり 沿革 起原 其後衰微、勅撰、安澄等相繼ぎて之を弘めしが、中古に至りては唯東大寺に傳へたるのみにして、餘は皆滅せり、本宗に又六安寺流、元興寺流の二派あり、各條につき て見るべし(佛教史綱、八宗綱要、十二宗綱要)

サンワウ 山王 近江國日吉神を云ふ、ヒエ(ヒユ)ンヤウ」を見よ、

サンワウシハチマン 左女牛八幡 若宮八幡宮(ワカミヤハチマングウ)を見よ、

サンメウマ 雹眼馬(駿) 馬の二種、最下等の馬にて、其目、白くして鮫魚の目に似たるを以て名づく、其毛色に白、淺黒、淡赤等あれど、多くは白毛なり、二目白きを 名義 「サンメ」といふ(驪黄物色圖說)

サンヤ 紗綾 「サアヤ」の略稱、同條を見よ、

サヤ 鞘 刀の刃を差し納め置く室を云ふ、鞘は「サヤ」の轉訛にて上古刀劍を サヤと云ひ、後には室なりと云ふ、儀式に用ふる飾太刀は丸鞘にて、野劍は 皆樺巻にて、塗らざるを木鞘、唐木に作りしを唐木 鞘等と稱す、木にて塗らざるを剥鞘、鮫皮にて覆ひしを鮫鞘、革鞘等 とす、武家名目抄)

サヤエ 鞘繪 鞘書の一種、戯畫なり、嬉遊笑覽

サヤブクロ 鞘袋 太刀を包む袋を云ふ、貞丈雜記に、公方樣御打刀并側太刀さや袋をふくろとも云ふ由宗五拔書にあり、さや袋とは、鞘に錦なかけてぬひくゝむを云ふなり、朝も錦なつかがしもちかゝふとが打の上よりかけてぬひくゝみて、目眞なれば錦の上に置きて、つか糸をまくなり、我家の實小鳥丸の太刀のこしらへ、應仁年中に調へたりと云傳ふ、さや袋に入れたり、右にいふごとき體なりと見えたり、

サヤマキ 鞘卷 名義 中古は刀を云ふ、近世は卷太刀を云ふ、此刀は 短かき故に、拔く際に鞘共にぬけるを以て、下緒を下緒に卷きて帶す、故に名づく、誤りて左右卷とも云ふ 沿革 名義 白鞘卷(鐵にて金具を作る)黒鞘卷(黒塗にしたる鞘卷)糸鞘卷(糸を以て卷鞘卷)海老鞘卷(鮫作海老に似たる故に名づく)木鞘卷(古は木刀の鞘卷を云ひ、南北朝以降は木地にて塗らざる鞘卷を云ふ)等あり○鞘卷は、貞丈雜記に、さや卷の刀のこしりに穴をあけて革を下緒ほどに切りて、かのあなへ引通し、下緒の知くむすびて結び、餘りを三寸殘して切りて下げおくなり、是れは鎧きてさや卷きして下緒一筋、丈夫まきのわなへ通して、今一筋の下緒と取合せて結びおくなり、是れは刀をぬく時、さやともにぬけて出でざる樣に、納を帶にとめ置くべきの爲なり、又丈夫まきなき鞘卷は、腰にまきて下緒を帶に通してさやを一卷きとめて結びおくなり、是れも刀をぬく時にさやを帶にとめ置くべき爲なり、夫と引きと云ふ名稱古き書に見えず、此もの古は何と唱へしか未家朝臣

のさや卷に緒尻に細き革緒を付けたり、今夫まきといふは是れなり、或說に夫まきは二尺、片々一尺づつ、一尺の所七寸計を結ぶ、餘り二寸八分計なるべし、委皮なり、革を裏とうらを合せはしを縫はぬなり、又云く犬招緒三分、先は少しひろかるべし、盛革黒革のうち下緒と同じ色なりと云へり、後三年の繪巻に見えたるさや卷の圖左の如し、

サヨノコホリ 佐用郡 所屬 播磨國 地勢 天智天皇紀に始めて見えたり 沿革 日本紀略、神名式佐用、風土記讃容、又五月夜に作り、延喜式佐用に作る、倭名抄に佐用(サヨ)江川(エかハ)廣岡(ヒロヲカ)遠瀬(ハヤセ)柏原(カシハラ)大田(オホタ)中川(ナカカハ)宇野(ウノ)等の郷あり、寛後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サラシ 晒 名義 江戸時代における附加刑にして、又贈侶の謫刑たり、證傷に緋寬して、衆庶に見せしむるなり(刑の適用 庶人の附加刑としての晒は、(一)主人を殺せる者二日晒の上、一日引廻し、絞引の上磔、(二)主人に負傷せしめたる者、三日晒の上磔と規定しありて、磔、絞引に屬し、又別に(三)惰死未遂にて生存せる時、男女共三日晒の上庶人手下の刺あり、僧侶の謫刑としての晒は、女犯の者、三日晒の上、本寺又は觸頭に引渡し、寺法によりて追寺する也 場所 晒の場所は江戸日本橋高札場の正面東方の空地(新吉原内にての犯罪は大門口に晒すことあり)に盛砂の小屋を作り、内に筵を敷きて四人を並べ

サラバカリ 盤秤 秤のやゝ大なるものにて、やゝ少量なるものをはかるに用ふ、盤絞、(ヒロテカケ)遠瀬(ハヤセ)柏原(カシハラ)大田(オホタ)中川(ナカカハ)宇野(ウノ)等の郷あり、寛後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サラシ 晒 名義 江戸時代における附加刑にして、又贈侶の謫刑たり、證傷に緋寬して、衆庶に見せしむるなり(刑の適用 庶人の附加刑としての晒は、(一)主人を殺せる者二日晒の上、一日引廻し、絞引の上磔と規定しありて、磔、絞引に屬し、又別に(三)惰死未遂にて生存せる時、男女共三日晒の上庶人手下の刺あり、僧侶の謫刑としての晒は、女犯の者、三日晒の上、本寺又は觸頭に引渡し、寺法によりて追寺する也 場所 晒の場所は江戸日本橋高札場の正面東方の空地(新吉原内にての犯罪は大門口に晒すことあり)に盛砂の小屋を作り、内に筵を敷きて四人を並べ

サラシナノコホリ 更級郡 所屬 信濃國 地勢 天基紀、神護景雲二年五月に始めて見え たり 沿革 延喜式又更級に作る、倭名抄に麻績(ヲミ)村上(ムラカミ)篇科(サラシナ)更級(サラヽ)氷鏡(ヒカヽミ)等の郷あり、郡の南境麻績郷の地、後筑摩郡に入る、元祿國更科に作り、天保國更級に改め、後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サラバカリ 盤秤 秤のやゝ大なるものにて、やゝ少量なるものをはかるに用ふ、盤絞、又は「レイテン」より少量なるものをはかるに用ふ、盤絞、(ヒロテカケ)遠瀬(ハヤセ)柏原(カシハラ)大田(オホタ)中川(ナカカハ)宇野(ウノ)等の郷あり、寛後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

サラフノコホリ 讃良郡 所屬 河内國 地勢 欽明天皇紀に始めて見えたり、風土記に此郡東四三里一十五步、南北五里三十步とあり 沿革 續紀、日本靈異記、又同じ、延喜式讃良に作り、以後之に仍る、倭名抄に山家(ヤマイヘ)甲可、枚岡(ヒラヲカ)高宮(タカミヤ)石井(イシヰ)等の郷あり、郡名考、「サラヽ」と稱し、地誌提要、「サラヽ」と稱す、今は北河内郡に入る(諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革略)

サリヤク 差略(作略) 江戸時代による寫計ふことをいふ、御定書百箇條に、惡黨もの訴人に取計ふことをいふ、盤蒸、張儒等ありとも見ゆ、これによれば、後に出獄に移りたる體と聚れり、また藤原明衡の一條天皇以下五朝に仕ふの新猿樂記に「部領頭之謀、鳴鼓之調、真不二斷ノ調子一頭」同人の明衡往來にも、又曰「散樂之

サルエゼニ 猿江錢 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、銅色紅黄及び淡黄白色を帶びたるもの、二種あり、徑八分、重八分、元文元年下總國猿江にて鑄造す、西(代此名あり(新寛永錢譜)

サルガク 猿樂(散樂、申樂、散更) 名義 もと諷刺を旨とせる雜藝の總稱なりしが、轉じて歌曲に合せて演ずる一種の舞樂、即ち猿樂の能(略して單に能ともいふ)ないふことゝなりたり、音便にてまたサルガクとも訓す、唐土にては、朝廷に用ふる雅樂外の俗樂の稱にて、馬鹿の音官に施入寺 教 舞、散樂、雜戯、次樂、よもぎ、鄉注に、散樂、野人爲レ樂之芸者と見え、賈公彦の疏に、以其不在二官之員內一、謂二之雜一也、散とあるにて、その名義を知るべし、「サンガク」の轉音、或は散樂の轉ならんといひ、或は神代紀の猿女の故事に起るといへど信ずるに足らず 起源 沿革 唐土より傳はりたるものなるべしと雖も詳かならず、奈良正倉院に天平勝寶四年四月、大佛開眼の法會に用ひし散樂の裝束、今猶ほ存するを見れば、古くより行はれしこと知られる、三代實錄貞觀三年六月二十八日賀相撲の條に、左右互奏二音樂種々雜伎一、散樂、透種、兒郎、等五等と載ことありて、始めてその文字見えたり、平安朝を通じて盛に行はるゝ、而して其演ずる所は、名義の項に述べたるが如く、專ら詼諧を旨とせしを以て、三代實錄、元慶四年七月二十九日相撲の條に、「右近衛內藏寮、長尾光親、伎善二散樂一、今二人大呵、所レ調鳴鏑人歟之類」と見え、江家次第、相撲拔出の條に、散更の中、一是高足、輪鼓、兒師、張儒等ありとも見ゆ、これによれば、後に出獄に移りたる體と聚れり、また藤原明衡の一條天皇以下五朝に仕ふの新猿樂記に「部領頭之謀、鳴鼓之調、真

藍、假成二夫婦之體、夢二衰翁一爲レ夫、携二處女一爲レ妻、始督二艱苦一後及二衆接一部人士女之見者、莫レ不二靡嘆斷一腸、輕々之芸也」ともあり、なほ字治拾遺に、雑事家綱、行綱の兄弟が、堀河院の御により猿樂を爲し時、行綱まことにさむけなるけしきをして、樂を殿までかきあげて、頭巾を出して、わないき寒けなる聲にて、よりにノ\よのふけて、さりにノ\にさむさに、ふりちうふでりなありちうあぶらんといひて、廊外を十回許り走りたるに、上より下さまに至るまで、大方とよみけりなど見えたるにて、當時における猿樂の一座を推知すべきなり、後ち一足、高足などいへる輕業に類したるものは、田樂に移りしが(デンガク」參看)鎌倉時代に入りては、田樂の隆盛に壓せられて一時衰へたり、後醍醐天皇の時、大和の猿樂師圓滿井(子孫圓滿井座と稱す)といふ名工夫して、基を田樂により、更に曲舞、延年舞等の舞態を參酌し章振附を爲し、幾多の新曲を作り、專ら春日の神祭に用ふ、これ卽ち猿樂の能の起因にして、神事能と唱へたり、されば室町時代まで大社の神事に從ひし猿樂の諸祉は、大和春日明神(後ちの春日)坂戸(後ちの金剛)圓滿井(後ちの寶生)結崎(後ちの觀世)坂戸(後ちの金剛)圓滿井(後ちの寶生)の四座、近江日吉神社に仕へたる山階、下阪、比叡の三座等其重なるものにして、また河内に新座、丹波に本座、攝津に法成寺座あり、加茂住吉の神事に從ひ、伊勢に和屋、勝田、主門の三座あり、大神宮の神事に從へり、下りて應永の頃、結崎次郎此伎を善くせしかば、足利義滿、召して同朋となし、觀阿彌と名乘る、其子元清また同屬となりて世阿彌宗全と稱し、將軍の寵を受けたり、よりて子孫觀世の名あり、此父子從來の猿樂の舞に、田樂の能、及び諸の舞を折衷して舞態を定め、幾多の新曲を作爲して當曲を奏し、また其曲節は、謠曲と平家となる體合して、時好に適するが如くに作り、太鼓、太鼓、小鼓、横笛等の樂器を用ひ、名稱は舊に據りて猿樂と唱へたれども、古來より專らとしたる謠謠は征官として區別したり、之より其技盛んに行はれ、特に義滿以來猿樂を以て武家の式樂と定めしを以て、堪能なる者また豐出し、足利義政の頃は、觀世、今春、寶生、金剛等、各々座を別ちて、四座の猿樂と稱するに至れり、而して四座以外のものは手猿樂と稱し、なほ女猿樂といへるもありき、また觀進猿樂は永享五年にはじまる(「カンヂンカウ」參看)爾來豐臣秀吉また此伎を好み、屢々之を催したるのみならず、新曲を製作せしめて、自から舞ひしより、諸大名、家人等も習誦せるもの多く、益々世に弄ばるゝに至る、江戸時代には、四座の外喜多流を加へて猿樂頭を扶奏し、武官の儀に際し、必ず之を行ひしより、名人と稱せらるゝものも尠からざりき、此時代には、また廣く能樂の名を以て行はれ、伎を爲すものは能役者と稱せられたり、蓋し能とは猿樂の他の略稱なり、明治以後は一時衰微せりと雖も、今尙猿樂の名自ら絶えて、單に能とのみ唱へたり、されば室町時代まで大社の神事に從ひし猿樂の諸祉は、大和春日明神(後ちの春日)坂戸(後ちの金剛)圓滿井(後ちの寶生)結崎(後ちの觀世)の四座、近江日吉神社に仕へたる山階、下阪、比叡の三座等其重なるものにして、また河内に新座、丹波に本座、攝津に法成寺座あり、加茂住吉の神事に從ひ、伊勢に和屋、勝田、主門の三座あり、大神宮の神事に從へり、下りて應永の頃、結崎次郎此伎を善くせしかば、足利義滿、召して同朋となし、觀阿彌と名乘る、其子元清また同屬となりて世阿彌宗全と稱し、將軍の寵を受けたり、よりて子孫觀世の名あり、此父子從來の猿樂の舞に、田樂の能、及び諸の舞を折衷して舞態を定め、幾多の新曲を作爲して當曲を奏し、

サルツナギ　猿繋　妻戸の下の端にかけがねを打置き、緣につぼかれを打置きて妻戸をひらきたる時のかけがねを、緣のつぼかれにかけて戸をつなぎ置くものを云ふ、武家諸記に、緣のまるつなぎと云ふ事あり、是れ妻戸をひらきたる時、妻戸の風にてあほらぬやうに、まるつなぎにてとめて置くなり、(ツマド)參看(貞丈雜記)

サルテ　猿手　太刀の名所、脇貫の緒を付けん爲めに、兜金に設けたる金具を云ふ、又結金とも云ふ、「テ」參看、

サルホホ　猿頬　鼻のなき半頬を云ふ、(面頬(カナメン)を見よ、

サルマルダイフ　猿丸大夫　歌人、三十六歌仙の一、何代の人たるを詳かにせず、古今集の中に歌多く收まれるを以て、元慶頃の人なるべしといふ、(三十六歌仙傳)

サルメ　猿女　神祇官(ジンギクワン)の職員を見よ、

サルヤマチクワイシヨカシツケキン　猿屋町會所貸附金　江戸時代における貸付金の一、マチクワイシヨ」の條を見よ、

サワウダウ　藏王堂　金峯山寺(キンプセンジ)を見よ、

サワヤマジヤウ　佐和山城(澤山城)　所在地近江國犬上郡彦根町の東、佐和山(地圖)永正中磯貝青之を築き居り、子貝正之も繼ぐ、元龜元年織田信長之を攻め拔く、能はず、請時をして之に備へしめ、七月上洛す、同二年二月に至り貝正遂に降る、丹波長秀城主となり五萬貫を領す、天正十年明智光秀之を有せしが、豐臣秀吉光秀を誅し又當城を奪ひ、堀秀政を城主とす、天正十八年石田三成此

に住し、二十三萬石を領す、慶長五年九月德川家康之を攻め陷れ、六年二月井伊直政に之を與ふ、同九年七月直勝の時、ここの地狹少にして水利の便なきを以て、彦根に移り、當城を廢す、(彦城考、近江國輿地志略)

サワラビ　早蕨　蕨の芽目の名、表は紫、裏青きものをいふ、三月之を著用す、カサネノイロメ」の揷圖を見よ(雛遊草)

シ

シ　史　名稱、マツリゴトビトともよむ、又左右大少史入人あり、後に入史とも云ふ、唐名、尙書又は大都事、職掌、大政官の文書勘例を掌り、諸司諸國の庶務を取扱ふ、太政官の佐官なり、職員、左右大史各二人、正六位上、左右少史各二人、正七位上、從五位にて大史を動めし時は、史の大夫とも、大夫の史とも云ふ、五位のものを大夫史と云ふに對して、六位大夫のものを官長者と云ふ、起原沿革、文武天皇大寶元年制定す、一條天皇の御代、小槻宿禰奉親が左大史となりし後、其子孫代々此職を動め、後に右大史を兼任して、宮中の事を行ふ、是を官務と云ふ、多く五位たり、其餘の史は、小槻氏の一族門徒等を擧任す(令義解、職原抄、地下職掌錄、有職問答、小槻家譜)

シ　詩　名義、調にて「カラウタ」と云ふ、和歌(ヤマトウタ)に對しての稱、一句は五字又は七字より成る、之を五言、七言と云ふ、又四字、六字、九字もあり、句末毎に韻字を踏みて歌ふに便にす、又二句毎に互に平仄を用ひ、或は同類の語を對せしむることあり、字數に定數なく、句毎に韻を踏むも、句中の字は平仄にとらはれざるを古詩、又句より成りて三句と四句、五句と六句と對句(意の相對する字を用ふるを云ふ)に作るを律、句數に限りなく、只だ對句を多く連ぬるを排律、律の中の二の對句を絕句と云ふ、(起原沿革)支那にては周の文王より始まると云ふ、我國には弘文天皇の御製を以て史籍に見えたるの始めとし、尋で河島皇子大津皇子だ雅巧ならず、嶷峨淳和兩天皇の御代には、天皇特に好みて詩を作り給ひ、凌雲集、文華秀麗集、經國集の勅撰あるに至る、竝に於て詩歌大に起る、是より先き唐の白樂天の白氏文集、其在世中傳來せしが、また廣く行はれされしに、此頃より世上に重ぜられ、人々競ひて之を學びたるによりて、詩を言ふもの、體つ詩を以て文章生を試驗し、禁中權門にも常に詩會を催し、天皇も之を賦し、皇太子親王皆文人の列にありしを以て、士人爭ひて之を學び、文人とは詩人を謂ふに至れり、延喜以後に漸く衰へて以前の如くならざりしが、作者恒に絕ゆることなかりき、鎌倉時代以後は專ら僧徒の支那に往來するもの多きを以て、宋元の風を傳へて、平安朝時代の如く文選白氏文集のみによらず、蘇東坡、黃山谷等の體に倣ひ、或は韓退之の詩を譯じ、或は三體詩を譯ぜり、然れども其作る所、多くは四六騈儷なるを以て、師祖は其弊害を論じ、周弧は其意通ぜざるを憂ひしが、僧徒の多くは、元朝の體を傳へ、別に一機軸を出して、南北朝より室町の中頃にかけて、隱出するもの少からず、周與、義堂、絕海最も著名にして、次で得嚴龍派文鼎を以て著はれ、雪彦に至りて最も名高し、靈彦八歲の時後小松天皇の制に應じて詩を作り、三十歲に及びて詩文盛々進む、時人頌ふ得嚴龍派の亞なりと、雪彦後土御門天皇の時に殁してより、雞林の詩風大に衰へたり、武田信玄太田道灌等武備なりて、詩文を作らしめしかど、一も見るに足るものなし、禪僧に最も意を詩文に用ひたるなりて、詩文集の多きこと、遠く往代の公卿等に過ぎたり、當時公卿等の集は多く傳らず、又見るべきものなし、詩文の爲めに尊ち讓みしは、古文眞寶、三體詩なり、又詩の類に連句ありて行はる、平安朝時代には專ら證誦を主とし、或は二句に止まる者、或は四句に止まる者ありしが、平安朝末より證誦を事とせずして、鎌倉の初めには、二十韻以上に至るものありき、室町時代に至りて、五山の僧最も之を善くしたり、又和漢連句ありて、詩の句と歌の句とを聯絡すること行はれたり、狂詩も亦此の頃より起れり、江戸時代には、藤原惺窩林羅山を始め、石川丈山僧元政等初に嚆り、五山の風を脫して自ら一體を爲せり、萩生徂徠、服部南郭、祇園南海、秋山玉山、新井白石の徒相踵ぎて出で、一世を風靡せり、殊に徂徠は古文辭を修め、盛唐及び明の七子の體を模倣してより、其風は多く漢宮調、長安道、塞下曲、采蓮曲の類を用ひ、書は專ら唐詩選を用ひたり、徂徠の學風漸ぜらるゝに及び、唐詩選を用ふるもの喪へたり、文化文政の頃大窪詩佛、菊池五山の親出でい、爭ひて詩物の詩を作り纖巧を極めしが、當時頼山陽は史學に富めるを以て、好んで詠史の詩を作り、その作には最も古詩多し、古詩は從來模擬の法を脫れるもの多かりしが、武元寶が支那人來游の口授を承け、其說に從ひて古詩擬作を作りてより、職人

多く其法によれり。此時又市河寛斎、菅茶山、廣瀬淡窓、僧六如の如き、大に前人に超絶せる者輩出して、詩益々盛なるに至り、専ら詩を以て其門戸を張るもの愈々多くなれり、元禄年中より為ら作詩を教授するものありしが、寛永の比幼学詩題、詩語砕金等の書出でゝより、幼童も亦詩を賦するを得るに至れり、蓋し是より先には、師説の繁分冨略を増補して音訓を附し、三体詩と題したる書及び伊呂波韻の類を用ひしなり(日本教育史、普海)

ジ　辭　箇人より内外雑任以下の諸司に申牒する文書なる云ふ、書式令義解に見えたり、左の如し、

年月日位姓名辭
其事云々謹辭

是れ唐制によりたるものにして、果して行はれたるや否、辭の今日に存するものなきを以て、詳かならず、後世辭と称するものは、多くは解と同じ様合に用ひられたり、左に示せるは即ち其一例なり、

(ママ)「権之由原宮々師挙供田一町有給例又仙照時御時被判給拍坪他人」

(ママ)「前別當宮通」

八幡由原宮師僧仙照譲辞請田給事

(ママ)「司官代口券」

請教任先先國判符判給挙供田壹町狀

(ママ)「権授前足蔵友兵(花押)」

(ママ)南七條馬田里卅三坪

(ママ)「陸利三四清原清忠請但天徳五年件仙照挙供田」

請案先例宮師之職請件挙供田為衣供之勤修　望請
國裁任先例被判給件供田伪注事狀辭

寛保二年三月三日　宮師僧仙照

剣任先例宛行挙供
守橋朝臣(花押)
外舘原
大目生部
少目大原
(贈後祚原八幡所蔵)

シアハセ　詩合　漢詩を賦して左右を番ひ合せ、以て其優劣を判定するをいふ、又聯詩ともいふ、其方法は一に歌合に同じ、日本紀略に、天徳三年八月十六日己丑、於二清涼殿一有二詩合一、題十首、とあるは史に見えたる始めなるべし、永承六年三月二十三日勅によりて詩合を行ひ、天喜四年六月殿上詩合を行ひたり、平安朝時代より鎌倉時代には、公私共に詩合盛に行はれし事、日記に多く見えたり、

シアン　師安　私年號、伏明天皇二十六年(年代記、皇代記、二中歴、合運圖等二十五年に作る)に改めたるが如し、殿續凡一年間相當し、歳和六年に改めたるとす(古代年號、逸年號考)

シイ　侍醫　令制、(トクスシともよむ、又牛昇殿ともいふ、殿上の間不豫の時、御脈を診候し、御薬を奉る、平日には安福殿の壁殿につめ居り、主上殿上に出御の時は、小板敷に参して龍顔を拝し奉り、御座近く進むを得ず、之を牛昇殿と云ふ、唐名侍御醫、又侍醫、醫道の五位六位の人を任ず、権侍醫は同じく

く、十七歳投文周金道人に謁ひて京都に上り、夢窓を南川寺に禮し、遂に玄旨を契す、夢窓示寂するに及び、遂に寺の龍山により、又南禪寺に轉じ、廿五歳の時鎌倉管領足利高氏の聘に應じ、開堂善誘に住して群徒を度す、康安四年上杉氏の爲めに報恩寺の始祖開山となり、居ること二十餘年に及ぶ、康暦元年將軍足利義滿召して建仁寺を董せしむ、至德三年南禪寺に陞る、海内の叢林爭ひ到り、岐陽また相模より歸りて名を諫し、講究四年、後ち岐陽が永學を唱ふるに至りしもの、信の力多きに居る、其夏長逝、後小松天皇に奏し、特に南禪寺を贈げて玉山の第一に列す、秩齡もて悉氏陸に遷化し、嘉慶二年四月四日寂す、壽六十四、臘五十、周悟、智識淵博にして道徳高古たり、その居るや衆と共に甘苦を同くし、衆生誘話すること炎に懇かるも、難も倦厭かず、遂に幸勤を以て業願に報ゆ、學また極めて該博に、筆れて倫墨を善くせり

シウシンクワン　修身館　薩本旺藩の學校

鹿兒島縣羽後國由利郡本荘町郷小路【地】【舊藩治】【學】天明年中藩主六郷政速儒學を尊崇し、居城三丸へ學校を創立し、藩士能原彭平をして專ら學業に從事せしめ、藩子弟をして誘導な研磨せしめ、益々斯文を擴張せしむ（日本教育史資料）

シウシンシヤ　修身舍　齋桑藩の學校

鹿兒島縣【舊】【學】薩後國球珠郡齋藤村、字殿町【地】【舊藩】【學】天保六年、藩主久留島通嘉創めて大會所を以て學校とし、修身舍と名づく、是より後、藩中の子弟皆衛等各自醵金師家に就き學ばしむ、嘉永の末年より、岡田朝弼に學政を掌らしめ、教官を置き、學規を立て課程な定め、校内に寮舍な設く、明治元年校舍焼失し、

爾四年開校す（日本教育史資料）

シウシンダウ　修身堂　舊大溝藩の學校

滋賀縣【舊】【學】近江國大島郡大溝町外鼠内【地】【舊藩治】【學】天明五年六月、分部光貫、父光庸の意を繼ぎ學館を創建す、初め先聖學を好み、毎に磯野義隆をして侍講せしめ、學館創立の念切なりしも、貧儒の爲め果さずりき、光實繼員を聘し、臣庶なして學に就かしむ、爾後代々之を繼續て明治に至る【規】【模】數地三百七十七坪、建坪六十三坪（日本教育史資料）

シウ・ジユツ　柔術　【舊】【學】武藝の一種、素手にて組合ひ、人を捕ふるの學術法「ヂウジユツ」とも稱す【舊】【藩】【治】【時】歸化の明人陳元贇といふもの、正保年間、江戸に於て之な其徒に教へしにはじまる、福野七郎右衛門、三浦與次右衛門、磯貝次郎左衛門また就きて學び、技術妙を極む、後ち關口氏心流、起倒流、扱心流、渋心流、神戸有鱗流、單徐心流、登原西郎左衛門流、日本本傳三浦流、高橋支門傳眞歴流、鈴鹿自得天眞流、藤田鏡害流、爲我流、江畑木工右衛門流、吉岡流、吉岡宮内左衛門流、右の内、重なるものは各條に述べたり、參考すべし（武術流祖綺、日本教育史）

シウセイクワン　修成館　舊越牧藩の學校、修來館（ヘシライクワンの誤な見よ、

シウタウクワン　修道館　舊小泉藩の學校

【舊】【學】大和國添下郡小泉城の裏門外、字使者屋敷【地】【舊藩治】【學】天保五年、藩主片桐貞信、文武の制を改め、武術は、總稽古所な設立し、文學は、儒士江南眞一の家塾に於て教授せしむ、明治元年學校な創立し、修道館と稱し、學制を更正せり、同五年三月泰賓縣へ引繼ぐ（日本教育史資料）

シウタウクワン　修道館　舊四尾藩の學校

【舊】【學】豊河國福豆郡西尾町【地】【舊藩治】【學】創建ならず、藩主松平和泉守乘祕の代に至り、文武な更張し、一新學事の規模な樹り、從來の規則な改正し、專行掛等の役員な配置し、自ら其事な管理せしむ、且修道館の傍に於て聚堂南北寮に區劃して、東西七間南北三間の學寮な設置し、藩士は勿論外藩他領な問はず有志の徒な入學せしめ、皆宿或は遊學な許可せり（日本教育史資料）

シウタウクワン　修道館　舊花房藩の學校

【舊】【學】最初は遠江國城東郡横須賀城内坂下の谷に在り、後安房國へ轉封、假學校な同國長狭郡和泉村多身寺へ設け、又同郡横渚村觀音寺に移し、明治三年に至り廣場村字松崎に新築す【地】【舊藩治】【學】學校の創立は文化八年六七月の際にして、當時主席重職渡邊大助の

主唱に依る、同十三年頃迄は古學師ち徂徠派の學な主張せしが、同十四五年の頃、佐藤一齋の從弟佐藤英分な聘し、教官となし、專ら教授に從事せしめしより、遂に學派な一變し朱子學な主張するに至れり（日本教育史資料）

シウダウクワン　修道館　薩宇都宮藩の學校

【舊】【學】下野國河内郡宇都宮町【地】【舊藩治】【學】初め藩士各私塾な開き子弟な教授す、文化年中戸田日向守忠延新に學校な設け、支那學な以て藩内の少年な教導す、明治四年廢藩置縣の際に至るまで凡そ六十年間授業す、明治四年十一月縣へ引渡し鎖校す（日本教育史資料）

シウダウクワン　修道館　舊白河藩の學校

【舊】【學】磐城國白河郡柳倉丸ノ内、後に代官町に移す【地】【舊藩治】【學】明治二年九月、丸ノ内に假設し、更に武料な分離し、專ら文學な修む、同三年正月代官町に移轉す、且つ分校な川上村、鴇村、寺山村、衛多郡雲田町、上遠野町の五町に設置し、藩士の那村に在る者な教授せしめ、旅て平民の子弟な教育す（日本教育史資料）

シウダウクワン　修道館　舊白河藩の學校

【舊】【學】陸奥國白河郡白河宮津町【地】【舊藩治】【學】文政八年創立、藩主飛騨守正篤自ら臨て開校論示す、數年にして學業大に興る、天保十一年藩主能登守正備特に校内へ花學な開き、自ら臨席して生徒な勵し、學業隆盛なり、慶應元年豐後守正外國に就き大に醫學な尊崇し、一番に布告して、本人子弟悉す就學せしめ、朝親ら臨宮地に藩士と良醫政要等の講書な講究す（日本教育史資料）

シウダウクワン　修道館　舊高田藩の學校

【舊】【學】越後國頸城郡高田岡島町【地】【舊藩治】【學】慶應二年

十一月、藩主榊原政敬創めて學館な建て修道館と稱す、是より先、累代學に志し、と雖も、曾に儒者な聘して講學な爲すのみ、或は、師範家につきて之な學ぶクモンヨウ（ヘ津山藩の條）な見よ、

シウダウクワン　修道館　舊津山藩の學校

【舊】【學】出雲國島根郡松江城下北衣町に創設し、文明館と稱す、藩學の權輿とす、後文化中講武所な同地に創立し、藩士悉く入て兵法な講ずるな聽く、大字館と稱す、其他文武師範家其邸内に各教場な設くる者ありと雖も、東西に散在して未だ確然たる規則なし、尋で戊辰の役起り、藩士の文武な修むる者、唯幼童子弟のみ、明治元年十一月陸奥鎮定後、また肚丁の學業な修むるに至る、明治四年廢藩と共に廢止す（日本教育史資料）

シウダウクワン　修道館　舊松江藩の學校

【舊】【學】出雲國島根郡松江城下北衣町に創設し、藩士の子弟な教授せしむ、慶應二年學制な一變し、野々口隆正な聘し、皇學な講ぜしめ、阪谷素八郎な聘し經書な講ぜしめ、校内に學塾な設け、藩費生徒な募集し、傍ら一校舍な建築し、洋學傳習所となす、既に賀茂郡志和村の地な相し、一の文武場な建築し、廣島より學生三百餘名な移し、文武な講習せしむ、後故ありて志和村文武場な廢し、廣島藩學校へ合併し、專ら文學のみな講習せしむ、又別に講武所な設さて、英武な講練す、尋で學校な城内八町馬場に移し、修道館と稱し、藩費生徒な募集し、傍ら洋學な教授し、練る旺盛に赴く、同四年廢校す（日本教育史資料）

シウダウクワン　修道館　舊浜濱藩の學校

【舊】【學】紀伊國四半堂郡田邊城内【地】【舊藩治】【學】文政年間藩主安藤直聰、儒學な尊崇し、城内に講堂な設置し、家中子弟な悉く就學せしむ、是より先數世、既に儒臣な藩養して、領主の侍講たらしめ、繼て其家塾に於て家中の子弟な敎養せしめ、又安永年間より儒臣なして城内に於て講義ななさしめ、家士及び市鄙の醫師

して傳習な受けしむ（日本教育史資料）

普佞を許して聰聞せしむるの何ありしと雖も、特に學館を設置するは此に始まる、爾來專ら漢籍を教授し、安政初年美濃の人秦原元吉郎を聘して儒官とし、大に文教を振起し、始めて本館に命じて修道館と云ふ、次で諸侯藩里を教官とし、和學を教授せしむ、維新前數年其規模を一變して武術の教場を合併し、本館を以て文武場の一部とす、明治二年九月藩主安藤直裕、大に文武教育の擴張を圖り、麹町馬場町に於て一大校舎を建設し、和學漢學洋學劍槍柔術等の各教場を分設し、之を合稱して修道館と云ふ、因て事務官及び教官の職名俸給等を規定し、藩士遊逸の心を修道館總裁とし、其事務を統轄せしむ、翌年更に校舎を增築して生徒の寄宿を許し、請規則學科課程等を改定す、幾干もなく廢藩の時に至り一旦之を廢し、改めて縣學校とし、五年合併の時に及び全く之を廢止す(日本教育史資料)

シウダウクワン　修道館　舊三池藩の學校

所在筑後國三池郡新町字陣屋町　創立安政四年九月創て學校を起す、時に藩主立花種恭、岩城國下手渡の本邸に在り、老臣坂井勘左衛門分領に在りて政務を督す、藩士小田原成運小田原成門向坂默僊堤茂記等相謀し、藩費を以て學校を設立す、明治二年藩主下手渡より來て三池に治す、茲に於て三池藩と稱す、仍に年を隔て廢藩置縣の擧あるに際し、明治四年學校を廢す(日本教育史資料)

シウダウクワン　修道館　舊岡藩の學校

所在豐後國直入郡竹田村字七里、初め竹田村字柚谷に設立し、後同村字伊豆坂に移し、又七里に移す　創立藩主中川久通、竹田村字柚谷岡氏の邸中に就て學舍を設け、輔仁堂と稱し、藩士の子弟を訓導せしむ、之を岡藩學校の濫觴とす、安永五年八月久貞の時、輔仁堂を改築し、之を由學館と稱し、學制を規畫せしむ、天明三年十二月校舍擴張と共に學館を藩邸に始まる、爾來專ら漢籍を教授し、安政初年美濃の人秦原元吉郎を聘して儒官とし、大に文教を振起し、始めて本館に命じて修道館と云ふ、次で諸侯藩里を教官とし、和學を教授せしむ、維新前數年其規模を一變して武術の教場を合併し、本館を以て文武場の一部とす、明治二年九月藩主安藤直裕、大に文武教育の擴張を圖り、麹町馬場町に於て一大校舎を建設し、和學漢學洋學劍槍柔術等の各教場を分設し、之を合稱して修道館と云ふ、因て事務官及び教官の職名俸給等を規定し、藩士遊逸の心を修道館總裁とし、其事務を統轄せしむ、翌年更に校舎を增築して生徒の寄宿を許し、請規則學科課程等を改定す、幾干もなく廢藩の時に至り一旦之を廢し、改めて縣學校とし、五年合併の時に及び全く之を廢止す(日本教育史資料)

シウダウクワン　修道館　舊三池藩の學校

所在筑後國三池郡新町字陣屋町　創立安政四年九月創て學校を起す、時に藩主立花種恭、岩城國下手渡の本邸に在り、老臣坂井勘左衛門分領に在りて政務を督す、藩士小田原成運小田原成門向坂默僊堤茂記等相謀し、藩費を以て學校を設立す、明治二年藩主下手渡より來て三池に治す、茲に於て三池藩と稱す、仍に年を隔て廢藩置縣の擧あるに際し、明治四年學校を廢す(日本教育史資料)

シウダウクワン　修道館　舊岡藩の學校

所在豐後國直入郡竹田村字七里、初め竹田村字柚谷に設立し、後同村字伊豆坂に移し、又七里に移す　創立藩主中川久通、竹田村字柚谷岡氏の邸中に就て學舍を設け、輔仁堂と稱し、藩士の子弟を訓導せしむ、之を岡藩學校の濫觴とす、安永五年八月久貞の時、輔仁堂を改築し、之を由學館と稱し、學制を規畫せしむ、天明三年十二月校舍擴張と共に學館を藩邸に始まる、爾來專ら漢籍を教授し、安政初年美濃の人秦原元吉郎を聘して儒官とし、大に文教を振起し、始めて本館に命じて修道館と云ふ、次で諸侯藩里を教官とし、和學を教授せしむ、維新前數年其規模を一變して武術の教場を合併し、本館を以て文武場の一部とす、明治二年九月藩主安藤直裕、大に文武教育の擴張を圖り、麹町馬場町に於て一大校舎を建設し、和學漢學洋學劍槍柔術等の各教場を分設し、之を合稱して修道館と云ふ、因て事務官及び教官の職名俸給等を規定し、藩士遊逸の心を修道館總裁とし、其事務を統轄せしむ、翌年更に校舎を增築して生徒の寄宿を許し、請規則學科課程等を改定す、幾干もなく廢藩の時に至り一旦之を廢し、改めて縣學校とし、五年合併の時に及び全く之を廢止す(日本教育史資料)

シウダウクワン　修道館　舊三池藩の學校

所在筑後國三池郡新町字陣屋町　創立安政四年九月創て學校を起す、時に藩主立花種恭、岩城國下手渡の本邸に在り、老臣坂井勘左衛門分領に在りて政務を督す、藩士小田原成運小田原成門向坂默僊堤茂記等相謀し、藩費を以て學校を設立す、明治二年藩主下手渡より來て三池に治す、茲に於て三池藩と稱す、仍に年を隔て廢藩置縣の擧あるに際し、明治四年學校を廢

シカアハセ　詩歌合　漢詩と和歌とを番ひ合せて、其優劣を判定するをいふ。その方法は凡て歌合に同じ。始め詩かならず、嵯峨天皇の弘仁五年に相撲立詩歌合を行ひしを初見とす。文治元年八月十五日には藤原良経、源通親等藤原後成定家等と盛に詩歌合を行ひしこと朝野旧記に見えたり。室町時代に至り、漢和連句、和漢連句盛に行はるゝに至れり（古事類苑文学部）

ジカアハセ　自歌合　自詠の歌数十首を左右に番はせて、其優劣を定むるを云ふ。自ら判ずるもあれど、多くは当時の名人に依頼して判詞を加へしむ。この事いつ頃より起りしか詳かならず、古今著聞集に、園位上人（四行行法師）より自がよみおきて侍る歌を抄出して、三十六番につがひて、御堂殿源川歌合と名づけて、いろ〳〵の色紙をつぎて、慈鎮和尚に清書を申、後成卿に判の詞を書せけり。又一巻は宮川歌合と名付て是も同じ番につがひて、定家朝の五位侍従にて侍けろ時、判せさせけり」など見えたれば、鎌倉時代の初年より行はれしものなるべし。今御堂殿川、宮川両歌合ともに群書類従に収めたり（古事類苑文学部）

シガイ　絲鞋　名義　後の上に著する履をいふ。「イトノクツ」とも訓す。着用貴人及び僧侶の六位これを著用す。略上の貴人たる、これを著けて昇殿

（靴所典類儀礼）

（靴所式圖束圖）

す、主上太子は幼時に召さるゝ、また見えたり、深沓の際には其上に更に浅沓を著ず（儀名抄、師抄、圖三條殿東抄、殿東圖式）

シカイダン　四戒壇　大和東大寺、下野國師寺、筑前觀世音寺、近江延暦寺の四箇の戒壇を云ふ、戒壇（カイダン）の條参看。

シカウジヤウ　施行状　将軍の御教書を承けて命令する文書を云ふ。即ち鎌倉時代にては執権より六波羅に下し、或は執権六波羅より守護に下し、室町時代にては管領より守護代（假令ば守護代の如き）に下す文書を云ふ。守護より代官（假令ば守護代官の如き）に下す文書を遵行状と云ひ、代官より更に地頭、地下人又は訴訟人に下す文書を打渡状と云ふ。而して此等地頭、地下人又は訴訟人よりして其土地等を受取し請文を、代官に対しては請取状と云ふ。表示せば左の如し（黒板

細川基之遵行状
備後國太田庄内桑原方六ヶ郷地頭職事、去月五日御教書如此、早任二綸旨一可レ被二打渡一之旨、可レ令二存知一之状如レ件、
山門塔維摩之状如レ件、
歴永二年四月十五日　基之（花押）

上野氏時打渡状
備後國太田庄内桑原方六ヶ郷地頭職事、任二去四月十五日之遵行之旨一、早可レ被二打渡一渡高野山西塔雑掌一之状如レ件、
歴永二年五月三日　氏時（花押）
山河左衛門三郎入道殿

シガク　試楽　朝廷に於て石清水臨時祭の時、奏すべき音楽を、祭日以前にためしならうみる儀をいふ。多くは中の辰日を用ゐれど、又別の日も試むることあり。石清水臨時祭ベイ（ハシヤノリンジサイ）を見よ、

ジカク　慈覚　圓仁（エンニン）を見よ、

シカクシキヤウサイ　四角四境祭　真言宗　京都の四隅にて疫神を祭るを四角祭といひ、国の四境にて疫神を祭るを四境祭といふ。共に鬼魅を駆逐する所にして　陰陽道の祭なり、後世鎮火を四角、道饗を四境として職人所の人を遣はす祭をいふ者あれど誤なり。鎌倉幕府に於ても此祭あり（古事類苑神祇部）　真言宗　天暦六年六月二十三日、四角四境祭を行はんが為めに、使を各地に遣はせし事、朝野群載に見えたり、又中右記に、長和四年五月六日、今祝古平奉仕四角祭、依祀殿四方者、九日

今日公家被レ行二四隅祭一と見えたり、鎌倉幕府の祭は、吾妻鏡に、文暦二年十二月二十日、四角四境祭を行ひ、小笠原小壺六波羅両浦に人を遣したり、又寛元二年四月、嘉禄四年九月の條にも見えたり、其後公家武家にて行はれし事屢々見えたり。

シカケグラ　仕掛鞍　切付をしかけたる鞍をいふ（クラ）参看。

シカデラ　志賀寺　崇福寺（スフクジ）を見よ

シカノカイダン　四箇戒壇　「シカイダン」を見よ、

シガノコホリ　滋賀郡　所属国郡　近江國　地図

書紀景行天皇五十八年春三月の條に始めて見えたり　国郡考　景行紀志賀、續紀志我に作り、舊事紀、職員、日本紀略、延喜式滋賀に作る。倭名抄に古市（フルチ）眞野（マノ）大友（オホトモ）錦部（ニシコリ）等の郷あり、正保郡志賀に作り、寛文以後又滋賀に復す。慶知集元錦織之に仍る、地誌提要、シガと訓し、今之に従ふ（郡名異同一覧、國郡沿革考）

シカノジヤウ　鹿野城　所属郡国　滋賀郡　国郡氣高

郡鹿野村紗見山○王舎城ともいふ　地図　所属郡国　滋賀郡　訓蒙の時代詳かならず、鹿野氏の居住する所、山名氏當國守護の時、その配下に跡す、天文中鹿野氏尼子晴久の為めに滅ぼされ、無主となる、永禄中山名源七郎と云者暫く在城せしも、駆てまた無主となる、天正の初年毛利氏の配下に歸し、山名氏の人質を此所に取め、番兵をして護らしむ、八年豊臣秀吉攻め屠れ、亀井新十郎に護らしめ、翌年亀井氏にこを賜ふ、亀井氏大に之を修營す、元和三年石見國津和野へ移る、寛永九年松平氏入國す、十六年松平綱澄一萬石を領し此に在城す（国郡志）

シカノダイジ　四箇大事　三箇口傳（ヘサン

ガノクデン）を見よ、

シガノタカアナホノミヤ　志賀高穴穂宮　所属郡国　滋賀郡　近江國　地図

江國滋賀郡穴太村　地図　所属郡国　滋賀郡　景行天皇及び成務天皇の皇居　所属郡国　滋賀郡　近江國に幸し志賀に居ますこと三年の後天皇崩ず、次帝成務天皇即ち位に給ふ、即ち前後六十餘年間の皇居たり（書紀）

シカノホフエウ　四箇法要　大法會の時、必ず行ふべき法要にて、即ち唄（ショウバイ）散華（サンゲ）梵音（ボンノン）錫杖（シヤクジヤウ）の四箇法要をいふ、法要とは法會に肝要なる事の義なり（一）梵唄　如來の微妙の色身を讃嘆するの歌詠にして、其功徳を讃ずるの意なり（二）散華　梵音、錫杖の四箇法要を供養の儀式にて、其功徳を讃ずるの意なり（三）梵音　梵唄に同じ、其功徳を讃ずるの意なり（四）錫杖　即ち錫杖六十餘年間の皇居たり（書紀）

シカノホフエウ　四箇法要　大法會の時、必ず行ふべき法要にて、即ち唄（ショウバイ）散華（サンゲ）梵音（ボンノン）錫杖の四箇法要をいふ、法要とは法會に肝要なる事の義なり（一）梵唄　如來の微妙の色身を讃嘆するの歌詠にして、其功徳を讃ずるの意なり（二）散華　梵音に同じ

郡信樂の長野村に於て製出する陶器。[略]弘安年間始めて製す、然れども未だ茶器を造るに及ばず、僅に種壺、湯種壺等に止る、後世之を古信樂といふ、其實粗にして砂を含み甚だ堅硬なり、釉は淺黄赤にして、その上に透明なる淡青釉を施したるを以て上等品となす、永正年間信樂の工人始めて茶器を製す、時に茶人武野紹鷗之を愛重す、因て世人稱して紹鷗信樂といふ、天正年間點茶の宗匠千利休、赤此地製出の茶器を愛す、世人之を稱して利休信樂といふ、寛永年間點茶の宗匠千宗旦、赤信樂の茶器を愛す、世人宗旦の愛する所の者を以て宗旦信樂といふ、この時に當て小堀政一も赤信樂の工人に命じて、更に一種の茶器を造らしむ、その製法には礬土を用ふ、因て其製出する所の器物掌肉淨くして前製の者に比ずれば一層精巧なり、是を遠州信樂といふ、木阿彌空中、野々村仁清、陶工新兵衛茶等信樂の土を以て諸器を製す、是を空中信樂、仁清信樂、新兵衛信樂といふ、爾來其地の工人是等の形容に倣ひ諸器を造り、業を鄕へて今に至る、燒物(ヤキモノ)の揀關第一を見よ(工藝志料)

シカリ 叱 江戸時代における庶人の正刑、其罪を叱責するをいふ、叱り、急度叱りの別あり、急度叱りは叱責の最きものなり、並に叱責のごとき宣告して放免す、奉行白洲にて申渡し、與力吟味席にて請書を取る、差添人これに連印す(德川政刑史料、吉峯編兼法律部)

シキ 職 中宮職、大膳職、修理職、京職、攝津職、造宮職等あり、詳しくは各條を見よ、

シキウ 四宮 皇后宮、中宮、皇太后宮、太皇太后宮の總稱、詳しくは各條につきて見るべし、

シキカハ 敷皮(敷革) 毛皮の敷物を云ふ、

(戰場所圖用記用軍)

シキガミ 式神(識神) 常に使役する鬼神を云ふ、「ニ」「シキン」又「シキノカミ」「ヘシキ」とのみも云ふ、陰陽頭加茂保憲の弟子安倍晴明、殊に天文雜占を事とし、鬼神を使役して、諸種の奇術を演じたること、大鏡、今昔物語等に見えたり、宇治大納言物語に「晴明或時、廣澤僧正の時坊に參りて、物申しうけ給はりける間、若き僧共の晴明に云ふ樣、式神を使ひ給ふなれば、直に人を殺し給ふやと云ひければ、易くはえ殺さじ、刀を入れて殺してんとすれば、其刀を取りて我を殺してんとて草の葉を摘み切りて物を誦じ樣にして、蛙の方へ擲げやりければ其草の葉蛙の上にかゝりければ、蛙萬疋にひしげて死にたりけり、之を見て僧どもの色かはりておそろしと思ひけり、家の中に人なき折ばこの式神を使ひけるにや、人もなきに蔀を上げ下し門をさしなどしけり」とあるにて知らるべし、

シキケ 式家 藤原氏四家の一、不比等の三男宇合の子孫を云ふ、宇合急講式部郷を領ぬ、故に式家と稱す、「フヂハラウガ參看(尊卑分脈)」

シキゲノヤシロ 式外社 延喜式神名帳に載せられざる社、續日本後紀、三代實錄、類聚國史、吉田、祇園、北野の四社は、延喜式の神名帳にのらざる社たるによりて式外の神と申なり」と云へり、

シギサンジ 志貴山寺 [名所]奈良縣磯城郡[略]村大字[略]にあり、[略]天皇の勅願寺なりしが、[略]年[略]燒失し、[略]年[略]再興せり、[略]

シキシ 色紙 和歌を書する用紙、種々の規格ありしが、もと染紙の總稱なりしが、鎌倉の時より[略]

シキシジツナイダン 式日內談 [略]引付衆(ヒキツケシュ)を見よ、

シキシジツヨリアヒ 式日寄合 [略]評定所(ヒヤウヂヤウショ)を見よ、

シキシナイシンワウ 式子內親王 [名]後白河天皇の皇女、[略]年[略]後白河天皇の第三皇女、御母は高倉三位成子、藤原季成の女、[略]年[略]治元年十月加茂齋院となる、三年准三后となる、嘉應元年七月病を以て退下す、建久三年三月後白河法皇崩御あらせらるゝや、御領を處分して大炊御門院な給ふ、依りて移り住し給ふ、建久八年焼獄仲及び僧覺心の事に坐して京外に遷ぜられんとして止む、その後ち薙髮して如法と號す、正治二年頃德天皇の御子として給ふ、建仁元年正月二十五日病を以て薨ず、和歌を以て名あり、當時歌を以て著名なる雅家有家通具家隆等も及ばざる所ありしと云ふ、[略]式子內親王歌集一卷(明月記、大日本史、大日本史料)

シキシマノカナザシノミヤ 磯城島金刺宮 [名]欽明天皇の皇居[略]欽明天皇元年七月、都を磯城島郡の磯城島に遷し、號けて磯城島金刺宮といふ、同三十二年四月、天皇崩御に至る迄凡ち三十二年間の皇居たり(書紀)

シキジン 式神 「シキガミ」を見よ、

ジキシンカゲリウ 直心影流 山田光德の創めたる劍術の流派○光德は平左衛門と稱し一風變と號す、元祿中の人、高橋彈左衛門軍治に從つて直心正統流の刀術を學び、其妙絶を究む、軍治直心正統的傳の印狀を授く、光德、流名を直心影流と改む、其門人甚だ多し、子孫其術を傳へ家聲を墜さず

(武術流祖錄)
○杉本政元(神陰流祖)——上泉秀綱(新陰流祖)
○小笠原長治(眞新陰流祖)
○山奥公重(神影流祖)——高橋直治(直心正統流祖)

シキシヤ 山田光德を見よ、

シキシヤウ 式正 規式を正す時の稱、式と式正殿の義にて、本式といふ心、式の大小、式の屋などのみいふも同じ、儀式正殿の義にて、本式といふ心、式の大小、式の屋などいふ類皆同意なり、東常緣聞書に、御會之御人數式正也、武家一色修理太夫、寶德元年十一月二十八日公方樣御會等也」と見えたり、又古記の頃は修正といへり、修正記には各條につきて見るべし、

シキシヤウ 職掌 東寺に在る僧形の下部を云ふ(寺官抄)

シキシヤデン 職寫田 [名]左右京職にて六年以上計帳不進の戸田を沒して、公用に充てたる田地を云ふ、諸國にて沒收したるを國寫田と云ふ、不輸租田なり、左右京職及び諸國にて、計帳を造らんが爲めに、毎年六月三十日前、所部の手實を進ちしむる日に、その調錢を貰ぜしむ、然ゑに六年以上計帳を進らさる戸は、逃走の例に准じ、帳より除きて、其田地を沒入して職及び國にて公用に充つ、部ち厨料、國司巡行、班田使經國等の供給に充つるなり、[略]本曲は潮海樂ならんと云ふ、平安朝の時代、渤海來聘の歡迎の爲め、其使節の參來を望み、其年職寫田なきを以て、一年間官田を給して之に充てしめたり、寛平三年七月、河內國の請によりて職寫田に准じて國寫田を置くことを許したり、之より諸國に國寫田あり、延喜の制不輸租田としたり(田制篇)

シキセ 四季施(仕著) 江戸時代、男女の雇人に、時の服を給與するをいふ、多く商人の家に此風あり、時服の意なるべし、一に作令著の義といへり、古くは朝廷より朝臣等に時服を賜ひしことあり、なほ曾我物語にも四季おり〳〵の小袖を賜ひし云々と、又、時宗毋に勘當を受くる事を云ふ條に、一人員したる下人にも四季をりふしに物を著せず云々、とあり、また鎌倉東征傳にも四季給に時服などゝ見えたり、四季施の風は蓋しこれらの遺習に基づきしものなるべし(世事百談、儀訓柔)

シキダイ 色代(色體、式體、式退) 挨拶もしくは禮儀を意味する時代語にして、平安朝の末年より室町時代にかけて行はれたり、源平盛衰記に、色代して墻飾を申す、吾妻鏡に、前武州不可參之旨、有御色代之故也、三度迄無子細云々などと見えたり、

シキダイ 敷臺 玄關に在る板敷の處ないふ、客を迎送して禮を致す處なり、江戸時代よりこの習ふ、不輸租田なり、左右京職及び諸國にて、計帳を造らんが爲めに、毎年六月三十日前、所部の手實を進ちしむる日に、その調錢を貰ぜしむ、然ゑに六年以上計帳を進らさる戸は、逃走の例に准じ、帳より除きて、其田地を沒入して職及び國にて公用に充つ、部ち厨料、國司巡行、班田使經國等の供給に充つるなり、[略]本曲は潮海樂ならんと云ふ、平安朝の時代、渤海來聘の歡迎の爲め、其使節の參來を望み、其

シキテ 敷手 [略]義高麗樂、新樂にして中曲、一名重來舞、假名抄に志岐傳とあるは萬葉假名なり、天子冠禮には、繖頭樂に配して奏するを例とし、また輪臺の答舞ともなる○四人舞、番舞並錦柒[略]義、[略]年[略]月左右京職の請[略]本曲は渤海樂ならんと云ふ、平安朝の時代、渤海來聘の歡迎の爲め、其使節の參來を望み、其

風俗舞を納れしならんと云へり、餘樂(ノガク)の條

シキテイサンバ 式亭三馬 名古屋本性鈴池、名は泰助、字久錬、通稱四宮太助、酒落寄、咳唾唾棄、游戯堂、本町藜四季亭等の別號あり 江戸茅場町の藥舗の子 幼時より江戸本石町なる書肆鶴屋喜右衛門(或はいふ茅場町の地本問屋西村新六方なりと)に小僧奉公に住み込み、後ち手代となりしが、其間日毎に稗史小説を耽讀するの餘宜を得、十三四歳の時には普通の雑録は大抵讀み盡したりといへり、十八歳の時ほじめて黄表紙三冊を綴り、寛政六年世に公にす、これ、天道浮世の出世絲なり、後山下門外なる書肆蔦屋重三郎(蔦屋重三郎)太次右衛門の贅婿となりたれども、妻早世したれば、其家を出で、或時は四日市に古本屋を始め、或時は石町の裏店に僧宅せしが、其頃より益々著作に従事し、間もなくまた本町二丁目に移り、書藥店を開きて本業となせり、而して其名の高くなりしは、快太平記(キヤン)向鉢巻(寛政十一年作)といふ黄表紙を著はしたるよりのことにて、此時ヨ組の大消人足これを見て我々な誹謗せしものなりとて大に怒り、版元蔦屋に三馬の宅に押寄せ、散々に破却したることあり、これが爲め人足等は入牢し、三馬も手鎖五十日の刑に處せられたれど、其名は却てこれが爲めに大に擧り、著作も世に持て囃さるゝ動機となりたりき、其著はす所、草雙紙にも評判を得しもの多けれども、絶筆殺伐なるより、種彦の作出づるに及びては顧みられざるに至れり、蔵書本には辰巳婦言あり、これ旗亭本の繪さし物のはじまりともいふべく、爲永春水の作はこれらに基きしなり、中本にては浮世風呂あり、其傑作として世に名高く、草で浮世床の作あり、これ歴史の人笑人の親といふべし、妻す

シキナイノヤシロ 式内社 延喜式神名帳に記されたる大小社を云ふ、シキヤシとも稱す(二十二社本條)延喜式に據れば、天神地祇總三千一百三十二座、社二千八百六十一座、前二百七十一座、大四百九十二座、小二千六百四十座あり、詳しくは、延喜式神祇の部を見よ、

シキノウ 式能 江戸時代、將軍家大禮の時、即ち將軍宣下、勅使下向、或は普請竣工、或は參勤、金春、金剛、喜多の五座共に出勤して之をつとむ、場所は城中松ノ廊下の傍なる大廣間なり、當日は町人の拜觀なも許さる、八代將軍吉宗の時に始まりしといへり(諸藝通解)

シキノオンザウシ 職御曹司 内裏において天皇の職務を行ひしことあり、よけるる大臣の職曹、安和の頃除目を行ひしことあり、よた皇居火災の後御在所となりしことあり、職院、后宮職東院とも稱す、近衛府の西、梨本の南に在り、方妃の宮となりしことあり、職院、后宮職東院とも稱す、近衛府の西、梨本の南に在り、方す、外記廳の北、左近衛府の西、四面築垣にて南及び西に門あり、四十丈の地を占む、四面築垣にて南及び西に門あり、北に廂なく、南に孫廂あり、西面立蔀なり○河海抄に、后宮等も、職曹司有之、定子皇后宮一座、此所之時、母屋、依有鬼物、使庇給、其時無二南門一云々、此職曹司、或執柄以下、公卿宿所也、且天長、大納言緒

シキノカミノコホリ 城上郡 大和國城郡 城郡を分ちて之を置く、武烈紀三年十一月作ニ城邑於水派邑一、仍曰ニ城上一也、と見えたり 城郡 和紀、志紀上、又城城に作り、古事記師木、延喜式城上に作る、倭名抄に醉田(ヒラタ)下野(シモノ)神戸(カムベ)大市(オホイサ)大納(オホムサ)上市(カミイチ)長谷(ハツセ)忠依(オサカ)等の郷あり、正倉國式上に作る、寛文中又城上に復舊し、寛知集之に仍る、元禄國以後亦式上に作り、郡鉢錢(シキカミ)と稱し、地誌提要城上に復し(シキヤヤヒ)、(シキノカミ)と唱へ、郡區編制以後式上に作る、明治二十九年式下十市と共に屬して磯城郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シキノコホリ 志紀郡 河内國 古の志紀縣主の地なり、姓氏錄に、河内皇別、志紀縣主、神八井耳命之後也、と見えたり 倭名抄に志紀志貴、續紀、延喜式志紀に作る、倭名抄に長野(ナガノ)拜志(ハイシ)志紀(シキ)田井(タヰ)井於(ヰノ)邑智(オホチ)新家(ニヒカ)土師(ハジ)等の郷あり、田號考志貴に作り、古圖寛知集元祿以後志紀に作ること倭名抄に同じ、今は其名を失ひて南河内と中河内とに入れり(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シキノミヅガキノミヤ 磯城瑞籬宮 大和國城上郡金屋村 崇神天皇の皇居 大和國城上郡金屋村 崇神天皇三年九月都を磯城に遷さる、これを瑞籬宮といふ、同六十八年天皇崩御に至るまで、即ち六十六年間の皇居たり(書紀)

シキノワウジ 施基皇子 天智天皇の第三皇子、母は宮人越道伊羅都賣 天智天皇即位七年二月誕生、二品親王に叙ぜらる、常に繪畫を好み給ふ、靈亀二年八月十一日薨ず、後に皇子白壁王(光仁天皇)位に即き給ふに因て生父なるを以て田原天皇と追號す(大日本史、扶桑名臣傳)

シキヒヤウチヤウシユウ 式評定衆 評議評定衆の列に有りながら、引付頭、政所問注所執事、及び評定奉行等を兼ねざるを云ふ、例式の評定にのみ預るを以て此稱あり 鎌倉時代、只權門のみなりしが、後醍醐天皇建武中興に、北畠顯家鎮守府將軍たりし時、式評定衆を設けたりしは、職名の見えし始めなり、室町時代亦此職あり、後には評定始、沙汰始等の席に臨む外、職所なき攝家の職となりて、

本に也と有)等の郷あり、正保圖式下に作る、寛文中城下に復舊し寛知集之に仍り、元祿圖以後又式下に作る、郡鉢錢(シキジモ)とよみ、地誌提要城下に作りて「シキノジモ」又「シキノ」と稱す、郡區編制以後式下に復し、明治二十九年式上下市と共に屬して磯城郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シキノビヤウブ 四季屏風 大内裏清涼殿調度の屏風にて、春夏秋冬四季十二箇月の風景を畫き、それに、歌をかきつらねたるものなり、清涼殿の第五間及び石灰壇に在り、最盛集に、内御屏風四帖、和歌(准擬之例)とありて歌見えたり(大内裏圖考證)

シキノミツガキノミヤ 磯城瑞籬宮 大和國城上郡金屋村 崇神天皇の皇居 大和國城上郡金屋村 崇神天皇三年九月都を磯城に遷さる、これを瑞籬宮といふ、同六十八年天皇崩御に至るまで、即ち六十六年間の皇居たり(書紀)

シキノワウジ 施基皇子 天智天皇の第三皇子、母は宮人越道伊羅都賣 天智天皇即位七年二月誕生、二品親王に叙ぜらる、常に繪畫を好み給ふ、靈亀二年八月十一日薨ず、後に皇子白壁王(光仁天皇)位に即き給ふに因て生父なるを以て田原天皇と追號す(大日本史、扶桑名臣傳)

シキヒヤウチヤウシユウ 式評定衆 評議評定衆の列に有りながら、引付頭、政所問注所執事、及び評定奉行等を兼ねざるを云ふ、例式の評定にのみ預るを以て此稱あり 鎌倉時代、只權門のみなりしが、後醍醐天皇建武中興に、北畠顯家鎮守府將軍たりし時、式評定衆を設けたりしは、職名の見えし始めなり、室町時代亦此職あり、後には評定始、沙汰始等の席に臨む外、職所なき攝家の職となりて、

文明以後絶に際す(武家名目抄、官制沿革略史)

シキフ 食封 皇室諸王諸臣の勳功、位階、職分ある者に賜はる課戸を云ふ、位封、職封、功封に別あり、位封は位階に、職封は職官に、功封は勳功に對して賜はるものとす 天平寶字四年、太政大臣不比等に近江一國を追封す、爾後其房基經等の薨後、皆一國に封ず、之を國封といふ、蓋し實封にあらずして名のみなり、尊て食侍、食祿の女官受職には全封を給ふ、實邑二年内大臣の食封一千戸を定む、後ち奏議の上減ぜしむ、封戸は皆課戸にて、調庸を全給す、其田租二分を以て一分は官に、一分は給主に給ふ、特に封ずるもの、及び增加は別勅によらしむ、凡そ封戸は、一品八百戸より四品三百戸に至り、女王は半減、但し親王以上は全納、諸臣八百戸に至る、若し理由ありて食封に預かるものは、大功は半減して三世に、小功は三分の二を減じて二世に、中功は四分の三を減じて子に傳へ、下功は一代限りとす、子なきものは封を傳ふるを得ず、但し兄弟の子を養ふものは之を許す、寺は食封の例に入らず、別勅にて增減せしむ、封戸は皆課戸にて、調庸を全給す、其田租二分は官に、一分は給主に給ふ、特に封ずるもの、及び增加は別勅によらしむ、凡そ封戸は、一品八百戸より四品三百戸に至り、女王は半減、但し親王以上は全納、諸臣八百戸に至る、若し理由ありて食封に預かるものは、大功は半減して三世に、小功は三分の二

シキブシャウ　式部省　令制の一。ノリノツカサともよむ、禮儀法式を掌るが故に名づく、唐名、李部省、又は吏部（唐制五省大内裡朱雀門の東、朝堂院の南）朝廷の禮儀、内外文官の考課、選叙、祿賜等を校定し、功なき論じ、賞を行ひ、學政を總覺し、學校を管し、貢人を策試し、家令を補し、文官を例轉す、諸國史生を任補するを一分召と云ふ、被官に、大學散位二寮あり（唐制一人正四位下、相武天皇の朝、一品葛原親王を任ぜしより、親王四品已上之に任じ、人臣之に任ずるもの稀なり、大輔一人正五位下、後に一人從五位下、儒者の二位三位之を兼帶す、少輔一人、儒者の寮職也、餘ち大少輔日野家南家式家菅原大江等の家筋の人のみ任ぜらる、大丞二人正六位下、少丞二人從六位上、丞は闕なき時には、大丞の上臈を五位に叙し、其職を兼らしめ、次第に任す、五位に叙せられて猶丞にるものを殿上の六位臈人の丞を兼たるを殿上の丞と云ふ、又六位臈人の丞を兼たるを殿上の丞と云ふ、大錄一人正七位上、少錄三人正八位上、書生二十人、史生二十人（後ち挾省學二人を置く）使部二十人（後ち三十人）、直丁五人（唐制殿前供奉天智天皇の御宇に始めて置かる）、大寶元年の制定して式部省とし、職員令に、大輔一人從四位下、少輔一人正五位下、大丞二人從六位上、少丞二人正六位下、大錄一人正七位上、少錄三人正八位上、書生二十人、史生二十人（後ち三十人）、直丁五人、使部廿人、と定む、天平寶字二年八月、惠美押勝、本省の文官考課を總掌するの故を以て、文部省と改む、天平寶字八年九月舊名に復す、降りて明治四年七月文政官中に式部局を設け、内外の儀式及び圖書を掌る、同年八月宮内省の所管となり、同十二月正院に復し、十年九月宮内省に屬す、十三年十月式部職と改む、現今は帝室の祭儀典式雅樂の事を管理す（令義解、延喜式、官職秘抄、職原抄、職官志、官職要解、法令全書）

シキブノダイフ　職分田　令制王朝時代大納言以上官位に應じて與へらるる田地をいふ、また諸司職分田、職田の稱あり、不輸租田なり、若し理を以て解官し及び致仕せる者には其半を給ふ、職分資令制定の時、始めて左の如く定められたり、

職	封	參議
太政大臣	三千戸	
左右大臣	二千戸	
内大臣	一千戸	
大納言	八百戸	一
中納言	六百戸	一
	四百戸	一

位	令制	職分田
一位	四百町	太政大臣（天智天皇の御宇に始めて置かる）十町
二位	三百町	左右大臣 八町
三位	二百町	内大臣 六町
四位	一百町	大納言 四町
無位	一百町	中納言 二町
正一位	八十町	參議 二町
從一位	七十町	
正二位	六十町	
從二位	五十町	
正三位	四十町	
從三位	三十町	
正四位	二十町	
從四位	十町	

シキブノタイフ　式部大夫　又云ふ、大錄一人正七位上、少錄三人正八位上、書生二十人、史生二十人（後ち挾省學二人を置く）使部廿人（後ち三十人）、直丁五人、と定む、天平寶字二年八月、惠美押勝、本省の文官考課を總掌するの故を以て、文部省と改む、天平寶字八年九月舊名に復す、降りて明治四年七月文政官中に式部局を設け、内外の儀式及び圖書を掌る、同年八月宮内省の所管となり、同十二月正院に復し、十年九月宮内省に屬す、十三年十月式部職と改む、現今は帝室の祭儀典式雅樂の事を管理す（令義解、延喜式、官職秘抄、職原抄、職官志、官職要解、法令全書）

シキブノダイフ　職分田　令制王朝時代大納言以上官位に應じて與へらるる田地をいふ、また諸司職分田、職田の稱あり、不輸租田なり、若し理を以て解官し及び致仕せる者には其半を給ふ、職分資令制定の時、始めて左の如く定められたり、

位	令制	職分田
一位	四百町	太政大臣（天智天皇の御宇に始めて置かる）十町
二位	三百町	左右大臣 八町
三位	二百町	内大臣 六町
四位	一百町	大納言 四町
無位	一百町	中納言 二町
正一位	八十町	參議 二町
從一位	七十町	
正二位	六十町	
從二位	五十町	
正三位	四十町	
從三位	三十町	
正四位	二十町	太等官 十町
從四位	十町	六位 四町
		二位 二町
		大納言
		六位 二町
		二位
		大監少監
		二町
		少判事
		一町六段
		防人正
		一町六段
		博士
		一町六段
		少典
		一町四段
		醫師
		一町四段
		主船
		一町四段
		諸令史
		一町
		大國守
		二町六段
		上國守
		二町
		大國介
		二町
		上國介
		一町六段
		大上國掾
		一町二段
		大少領
		二町
		主政主帳
		二町

主稅寮に移送して其地子を納め、正稅に混ぜしめ、また、甲斐國の牧監及び上野隼人の牧監にも各六町を給し、陸奥鎭守府、太宰府等の府掌各二人、人毎に職田二町を給ひ、佐渡國雜太の郡は、筆殺に職田二町、主帳に一町を給ふ（食貨志、田制篇、大日本租稅志）

シキン　紫禁　皇居の異名（松葉抄）、「クヮウキンシ」參看、

シキ・メラド・シ　敷目盛　一首の糸を以て猶草履にすぢかひにしきすめを立て、色なかへて盛したる緒を云ふ、例へば白と紅となれば紅の數目の緒と云ふが如し、しきりめかぎりめの略、御ち下限間の義（軍用記）、太平記畑六郎左衛門の緒に、金傳の上に火蔵の寶の數目に捋えたる草履是に著て云云とあり、

シキモク　式目　法規を認めたる條目、式は法式、目は條目なり、鎌倉幕府貞永元年式目五十一箇條を制す、之を貞永式目、或は御成敗式目と云ふ、足利尊氏之にならひ當時の急務十七條を制す、之を建武式目と云ふ、各條參看（式目抄、武家名目抄）

ジギャウ　事行　潮日の四隅を云ふ、ジギャウサイ（四境祭）を見よ、

シキャウサイ　四境祭　四方四境祭（シカクシキャウサイ）を見よ、

シキヨコク　志玉　志賀嶋（志賀は枕詞、嶋洲と續し、又讃岐と稱す）荒磯或は磯邊に住む海士に事へて、捨奏具し、鰒存に從ひて、三箇浮洲を築け、三大律疏を學び、旅れて帝都を聽く、神永二年四年、海を航して明に入る、太宗宮に召して帝嚴顧を賜ぜしめ、昔一國師の號を賜み、明に在ること五年、經疏什具等を齎し歸り、東大寺に住す、勝光天皇國師號を賜ふ、寛正四年、北京郷鳴山に寂す、年八十一（本朝高

（弊隊）

シキリハギノヤ　卜限矰矢　白羽と黒羽とを合して時々斯會を催ほすこと全國に行はれたり、大鵬の流行此、江戸の玉造時此等は最も有名なりき、日本紀等に延長四年二月文人を清涼殿に召し、櫻花を賦とも見ろべし、詩會の字の見えたるは、同書寛弘二年三月三日の條に、今日於二御曹所一有二詩會一、題云、花映レ年々一、序者匡衡、作文の字は左經記寛仁四年二月十七日の條に、今夜有二作文事一（禁中歌花、勅云云、云云）、同書治安元年十月十七日の條に、參二左丞相一、談二有職事一、仲皇正統記村上天皇の條具平親王の事を云へる段に、この親王昇殿し給ひし日、清涼殿にて作文ありしに（中殿の作文と云ふこと、これより始まれり）所レ賞是賢才と云ふ題にて、顯基をさぐらるいことありきと、と見えたるを初めとす、

シクワウジウチ　慈光寺氏　姓は宇多源氏、五辻家の庶流、右少將持方の八世孫、人左衛門尉從五位下、大藏の流祖也、江戸の玉造時此等は最も有名なりき、日本紀等に延長四年二月文人を清涼殿に召し、櫻花を賦とも見ろべし、詩會の字の見えたるは、同書寛弘二年三月三日の條に、今日於二御曹所一有二詩會一、題云、花映レ年々一、序者匡衡、作文の字は左經記寛仁四年二月十七日の條に、今夜有二作文事一（禁中歌花、勅云云、云云）、同書治安元年十月十七日の條に、參二左丞相一、談二有職事一、仲皇正統記村上天皇の條具平親王の事を云へる段に、この親王昇殿し給ひし日、清涼殿にて作文ありしに（中殿の作文と云ふこと、これより始まれり）所レ賞是賢才と云ふ題にて、顯基をさぐらるいことありきと、と見えたるを初めとす、

シクワウジウチ　慈光寺氏　姓は宇多源氏、五辻家の庶流、右少將持方の八世孫、人左衛門尉從五位下、大藏の流祖也、江戸の玉造時此等は最も有名なりき、日本紀等に延長四年二月文人を清涼殿に召し、櫻花を賦とも見ろべし、詩會の字の見えたるは、同書寛弘二年三月三日の條に、今日於二御曹所一有二詩會一、題云、花映レ年々一、序者匡衡、作文の字は左經記寛仁四年二月十七日の條に、今夜有二作文事一（禁中歌花、勅云云、云云）、同書治安元年十月十七日の條に、參二左丞相一、談二有職事一、仲皇正統記村上天皇の條具平親王の事を云へる段に、この親王昇殿し給ひし日、清涼殿にて作文ありしに（中殿の作文と云ふこと、これより始まれり）所レ賞是賢才と云ふ題にて、顯基をさぐらるいことありきと、と見えたるを初めとす、

シクワウカシフ　詞花和歌集　勅撰集、十卷、

若くは私塾に於て盛に之を行ひたり、又同志の士結合して詩社を組織し、有志の詩會も亦た之に倣ひ、或は毎月五日「しきりはのやまふき草」の詩題を出すつるまゆみなりけり」とあり、此如く羽と黒羽と二色をつき合せて白黒のしきりを立てはさむるなり（しきりは仕切の義）

シクゴ　四句　偈（ゲ）の異名（松葉抄）、「ゲ」參看、

シクワイ　詩會　詩人相會して詩を作る集會を云ふ、又作文會とも云ふ、中古以來紫中仙院を始めとして、勅撰以下の家に於て、毎に詩人を會して詩を作りしむること流行したり、始に月日を定めて會するを月次詩會と云ふ、江戸時代に至りては、幕府

歌凡四百九首、或は云ふ四百八首、後撰集已後の人の歌を撰び集む、千載集の序に、拾遺集の後開じく勅撰になずらへて撰べるところ、金葉詞花の二ツの集あり、しかれども部類麁かず、歌の数少くして殊れる歌多しと云ひ、八雲御抄に、拾遺古今甘巻、歌仙撰、有序、永観頃、詞花集云々、詞花後、教長撰、拾遺古今、如此事詞花則歌仙撰

ジゲンリウ　自源流　瀬戸内備前守の創めたる製薬の流派○備前守は薩摩の人、島津氏に仕ふ、壯より刀術を好み、其神旨を得、後ち岡國伊王嶺に赴き三日三夜斬願す、時に自源坊と云ふ者來りて、妙旨を傳ふとかいふ、故に潜に自源流と稱す（武藝小傳、武術流派篇）

シコ　伺戸　伺戸田（シコデン）を見よ、

シコ　尻籠（矢籠）　（一）古くは矢を入るゝものゝ總名（二）後世は箙胡簶に似て、組略なるものをいふ、眞文雜記に、尻籠といふ物上古は無之、矢をもる物の總名の樣なれども、北嘉注抔の處訓往來、下學集、塵袋抄などに尻籠の名見えたり、箙と尻籠と二品に書きたり、太平記にも人のとき捨てたる箙、竹尻籠がき抱くばかり集めてと云ふ事見えたり、又高志聞書にも、うつぼの事（中略）箙、矢籠などおひたるが如しと云ふ事あり、是等も箙と尻籠二品に書きたり、尻籠は裏樣には見えず、庭訓には見えたり、喚倉時代の末より、元弘建武以來の比より、元籠と云ふ物專用ひし物なるべし、それも今の世にある尻籠と同じ物歟いかが、おぼつかなし、今の製作色々有り、いまだ古物を見ずし、と見え、また其頭注に、義經記に、しこの矢はすさがりにおひなしてとあり、是を以て按ずるに、右のしこも今のしこも裏ひたるに似たるか、箙は矢筈だかにおひなしと古記にあり、今の世のしこも裏へば、矢筈下りになる也、然れども今のしこの事に

はあらざるべし、追考、尻籠は今世のしころ樣の別なり、矢筈と書きて寫誤のこと也、此の考別に一考あり、見るべし」とあり、いま鏡世の矢筈を示せば上圖のごとし、

シコウロクミン　四公六民　五公五民へコウゴミンを見よ、

シコク　始哭　私年號、推古天皇三年に相當す

シコク　四國　阿波、讃岐、伊豫、土佐の國國を各條を參看すべし、上古伊豫之二名島と號す、詳しくは

シゴクイロ　至極色　染色の名、濃き淺きの「シゴキ」を見よ、

シコクハチジフハッカショ　四國八十八箇所　伺戸田　王朝時代馬寮の飼戸（牧「ハチジフハッカショヨダイシ」を見よ、

シコンデン　私塾田　墾田（コンデン）を見よ、

シサイ　死罪　江戸時代に於て、庶民を斬首する刑（廣義の死罪は、死刑の條に說きたれば就きて見るべし）、笞刑、追放、功牢等、總の性質甚だ惡むべきに適用す、重き者は引廻しの附加刑あり、又刑に下手人あり、噂噂口論、其他不慮の事にて人を殺したる者等を處したり、されば死罪も下手人も、共に庶民に課したる斬首なれど、罪の性質によりて、名を異にせるものと知るべし（徳川制）刑は牢獄數內の切場にて行ふ、其法まづ四人を牢獄より呼び出し、牢屋改番所に掛りの御役人一同並列し、其本人に相違なきや否やを確めたる上、檢使宣告文を讀み聞かせ、

（刑罰大總攬所載）

有樣りて解首場に誘引し、入り口にて目隱しを爲す、半紙二つ折、細き繩縛もて頭の後にて結ぶ、かくて打役四人先行し、四人は繩のまゝ、非人三人に引かれて出づ、檢役四人の名を問ひ、答を待て直に斬首場に據ふ、繩の上に坐せしめ、手傷人足所縛の小刀にて、切繩の背結目より、肘の下へ上げ、胴繩繩切捨て、着服を引下げ、罪狀を組にし、手を繩へ首を括さゝせ、首討役たる町同心これを斬る、又討役同心

と相對にて平川町の山田淺右衛門の執刀することもありき、斬首場は地面を凹め、上に繩を敷く、此內へ首を切りて、死骸は手傳人足兩足を引き、血を凹內に落すなり、而して婦女、愚者ある者、非人等の外は（檢視の用に供したり、檢斬とは、刀劍の利鈍を驗するをいふ、なは此刑に處せられしものは、田畑、家屋敷、家財共缺所の附加刑あり、死刑（シケイ）下手人（ゲシュニン）參看（御定書百箇條、刑罰大總錄、德川時代御仕置、德川政刑史料）

ジサウ　自葬　佛神の葬儀によらずして、一家の主人祭主となりて、葬送するを云ふ、江戸時代水戸領內に行ふ、又修驗も行ひしこと禁令考に見えたり（徳川制度）先づ死者に沐浴せしめて清き衣を著せ、髮を結ひ、綿木綿等にて面を覆ひて安座せしめ、其前に生前著用の衣服大小を竝べ、卓子にて酒、菓子を供へ、親戚知友一同燒香、次に入棺、棺蓋の日迄は常の膳を供ふ、扨て當日に至れば、高張二張、位牌、卓供物を携へ、禮服にて葬送す、葬場に著すれば、先づ棺を墳前に安ふ、酒菓子を備へ、香燭、香食、燃火、位牌を置き、忌服なき人をして主神を祭らしめ、導て主人以下燒香、次に棺を埋め、位牌を正中に直し、燒香拜して祝詞を奏す、導て主人位牌を奉じて歸り座敷にすゑ、酒を供へて一同燒香す、爾後五十日間は每日膳を獻ふ、燒香拜す（徳川制度）往古より葬送共に行ひたりしが、佛教傳來以後、この事遂に廢す、江戸時代水戸藩にて再興し、父母に孝敬を盡し存生の厚恩に報ゆべしとして、其式を制定して封內に頒布し、一般に之を行ほしむ、後遂に他封內にも之を行ふものあるに至れりと云ふ、葬式（サウシキ）參看（川村雜記、古事類苑武家部）

シサハノコホリ　宍粟郡　播磨國

シサン　茨山　上皇の居所を云ふ、仙洞（セントウ）を見よ、

シシイデン　紫宸殿　「シシンデン」を見よ、

シシガシラノカブト　獅子頭兜　胄の眞庭に作りたる兜を云ふ（眞文雜記）、太平記に、武藏守師直が內に野木與一兵衛尉宗資、獅子頭の胄に目の下に頬當して云々、と見えたり、

シシクツジ　獅子窟寺　河內國交野郡（今北河內郡）私市○骨賀山と號す、聖武天皇の時、行基の創草する所と云ふ、或は役小角創むる所とも、天長中僧空海此山に昇りて佛眼法を修す、後ち寺院漸く頽廢せしが、龜山天皇勝幸して御願寺となし、後ち敍百年殿び、勅して寶字を修理せしめしと云ふ、後ち敍百年殿絕せしが、寬永八年光影律師再興す、光影本名慶通、京都の人、幼にして高野山に昇り、蓮華三昧院の光宥に從て學ぶ、後ち高山寺に學び、全通に從て學ぶと云ふ、本堂背後の洞窟を獅子窟と云ふ、本堂背後の洞窟多く四北は大阪城を望み、西南は大阪城を望み、淀川前に橫はりて眺望數も佳なりと云ふ○巖內に龜山、後龜山塔あり、安野百墓版繪と云ふ（御墓開基記、河州奇觀、浸游文草、河內名勝圖會、陵墓一隅抄、名勝志）

シシジユウ　次侍從　「シジユウ」を見よ、

シシニホタンノモン　獅子牡丹紋　紋所の名、牡丹花に唐獅子の狂ひたる樣を圖きたる紋、古くは村上氏の家紋たり、又山口氏、和田氏等皆之を家紋となし、蹴鞠三卷の秋田氏は、遠紋として用ふ、

シシノオモテノカハ　獅子面革　繪草の一種、獅子を白く染出したる圖を云ふ、或は云ふ、獅子の全體にてはなく、面ばかりかきたる紋に名づくと、鎧の袖はしりの拿に用ひしもの多く見えたり、集古十集、及び遠敍寇叢等にあるもの圖の如し（眞文雜記）

シシノキン　四四之金　金の極上等品なるふ、柳營圖錄に、黃金の純精に鑄鑑ば、曲尺一寸四方六面にて、重さ百六十匁あり、依て之を四四之金と云ふ、言は、方一寸厚一分にて、四四十六匁あるを放なりと、是れ金之極品なりと云ひ、但享保十四年十一月、金座へ仰付られ、黃金一寸四方六面の重さ試されしに、百三十匁ありしと、物觀の御寺に見えたり、然時は、今百六十匁あると云ふも、定論となし難し、（中略）甲州の金工某が說に山吹金四十八匁八分あり、上に鑄て四十四匁を得る、依て是を四四之金と云、極品なりと云ふ（甲斐國志）

シシノマルノカハ　獅子丸革　獅子の形を丸く紋に染めたる章を云ふ○又其の內に獅子を染めたるを云ふ、一說に、鹿の丸と云ふといふ、あらん（本朝武家、眞文雜記）

ジシフクワン　時習館　薩豊橋藩(藩名吉田)の學校 新居在 参河國渥美郡豊橋入町 地原沿革 寶暦二年藩主松平信復之を創建し、四隣善勤な教授として、一藩の子弟に學科を研究せしむ、明治廢藩に際し義塾となし、成章義塾と改め、漢洋及び普通科を研究す、其後學制頒布に際し豊橋郷學校となり、復變じて小學八町校となる(日本教育史資料)

ジシフクワン　時習館　薩笠間藩の學校 新居在 常陸國茨城郡(今西茨城郡)笠間字樋町 地原 沿革 天和貞享の際、藩主牧野成貞始めて中野撫課を聘し、藩邸に於て月次講筵を開かしむ、是學事の濫觴とす、寛政の初年、牧野貞寧諸制度を改革し、學事を振張し、藩士秋元忠蔵に命じ、鈛古塾を創立せしむ、文化十四年廣めて學館を營み、時習館と稱す、學規を制定し、學事頗る緒に就く、文政六年牧野貞幹貞喜の遺志を繼ぎ、更に時習館を改造し、その規模を擴張し、書籍等を購ひ、別に醫學所を建て、博築館と稱し、長谷川宗瀧に之を主掌せしめ、藥園を設け、自ら本草學を講じ、率先して奨勵を竭す、安政六年牧野貞明新に學校を整築し、學則を改定し、水戸藩の制を斟酌し、講武館を合併し、勞に火技操練場を設け、醫學館を校内の一室に充つ、明治三年更に學制を一變し、學校を大別して藩學寮小學校の二部とし、本校を藩學寮とし、別に屋を購ひ小學校となす、同六年學制頒布以來本校を以て小學に充つ、同十四年四月本校火を失し灰燼に付す(日本教育史資料)

ジシフクワン　時習館　舊大田原藩の學校 新居在 下野國那須郡大田原 地原 沿革 嘉永三年二月藩主大田原廣清の創立、皇漢の學を以て藩の子弟を教導す、戊辰の役、校舎兵燹に罹り、記簿書籍を合せて盡く烏有に歸す、始め當永年中藩士金枝健と云もの、安積艮齋の門に入り、後藩に歸て生徒を養ふ、是れ學校の嚆矢とす、明治二年塊翠守大田原錦湾之を再興し、其業を續ぐ、同四年十一月舊宅館等總に屬し、漸で之を閉づ(日本教育史資料)

ジシフクワン　時習館　舊大聖寺藩の學校 新居在 加賀國江沼郡大聖寺八間道 現今大聖寺町立京途小學校ほ、舊館の一部、舊藩制頒布 安政元年藩主前田利義、學館を創建し、時習館と號す、學事を勸奨す、是より先、天保四年、利平書院に經書を講學し、學問所と稱す、是れ藩學校著手の創めなり、利鬯に至り、明治二年右校内地所に、藩正舍(洋學寄宿生及も云ふ 所在地 内裡の中央より少し南に在り、仁壽殿の南に位し、承明門内に在り 所在地 南面にて、九間四面なり、東四九丈、南北七丈五尺、屋制東西榮、檜皮葺、廂下四間、中央東四九間、廂北三間を身舎とし、板敷中央より北により廂を設け、御帳を立つ、其北廂との中間に賢聖障子(ケンセイシャウジ)を立つ、身舎の中央、額の間の南より北に去る一丈七尺五寸の所に玉座を設く、方一丈、高一尺三寸、御帳を繞れ、中央に御椅子を立つ、南二間を南廂とし、東四九間、南北二間、板敷南北行、南面格子、中間を額の間とし、榮宸殿の三字の額を掲ぐ、現今のは清雪大輔貨寛熊主保考の書く所なり、之を閉ぐべき東西戸あり、額間の南柳に階あり、木造十八級、毎級高さ四寸、廣さ一尺、左右に擬寶欄干あり、北二間を北廂とし、北面中央と東西の間に戸あり、其他は格子なり、身舎の東南北四間東四一間を東廂とし、身舎の西南北四間東四一間を西廂とす、四面には廣さ五尺の簀子を繞き、階なき所に沓脱石を設く、南階の左に橘、右に橘を植ゑたり、左近櫻(サコンノサクラ)を見よ)、右近橘(ウコンノタチバナ)

所藏　霧屋(カガリヤ)及び無限守護人(カガリヤシュビニン)を見よ。

シジン　資人　令人(トネリ)を見よ。

ジシン　侍眞　親宗の僧侯、親鸞の眞影に給侍する義、一に主塔侍者と云ふ、親宗寺院の開山以下歴代の影像を安置しある堂内の萬事を掌る者にして、其住所を侍眞寮と云ふ。

シシンデン　紫宸殿　大内裏の正殿を云ふ、又シシイデンとよむ、朝賀、即位、節會、朔旦以下の諸公事、並に摂御讓經、仁王會等は皆ここにて行はる、南殿、前殿、正殿、南大殿、御在所、正寢とも云ふ 所在地 内裡の中央より少し南に在り、仁壽殿の南に位し、承明門内に在り 所在地 南面にて、九間四面なり、東四九丈、南北七丈五尺、屋制東西榮、檜皮葺、廂下四間、中央東四九間、廂北三間を身舎とし、板敷中央より北により廂を設け、御帳を立つ、其北廂との中間に賢聖障子(ケンセイシャウジ)を立つ、身舎の中央、額の間の南より北に去る一丈七尺五寸の所に玉座を設く、方一丈、高一尺三寸、御帳を繞れ、中央に御椅子を立つ、南二間を南廂とし、東四九間、南北二間、板敷南北行、南面格子、中間を額の間とし、榮宸殿の三字の額を掲ぐ、現今のは清雪大輔貨寛熊主保考の書く所なり、之を閉ぐべき東西戸あり、額間の南柳に階あり、木造十八級、毎級高さ四寸、廣さ一尺、左右に擬寶欄干あり、北二間を北廂とし、北面中央と東西の間に戸あり、其他は格子なり、身舎の東南北四間東四一間を東廂とし、身舎の西南北四間東四一間を西廂とす、四面には廣さ五尺の簀子を繞き、階なき所に沓脱石を設く、南階の左に橘、右に橘を植ゑたり、左近櫻(サコンノサクラ)を見よ)、右近橘(ウコンノタチバナ)

シジフハッカショノカガリ　四十八箇

な見よ）と稱す、庭を南庭と稱す、儀式を行ふ所なり、殿暫下には、普請を用ふす、石を以て築き、大倉川より水を引きそゝげり（類聚國史、後編、桓武天皇延暦十三年に載る、天雄の災に始めて燒け、爾來屢々火災に罹る毎に造營あれども、總べて當時により變更なし、但し保元造營の時に及び、南北廂を各五尺に減ぜしといふ、治承の災後一時殆ど荒蕪せんとせしが、文治五年二月、源頼朝請國に課して大内を修せしむ、此時紫宸殿も亦造營あり、なるべし、其後元暦二年十月又修造の事あり、安貞元年四月大内延燒の後全く荒廢せり、今の京都御所の紫宸殿は、寛政造營の時考定して古制に復されしものなり（ウタウキヨ）參看（大内裏圖考、證、平安通志）

ジシンバン　自身番　江戸時代、市中を警戒せんが爲め、市街の町毎に一箇所宛の番所を設け、市民をして各々番人を出して詰めしむるものをいふ、初め家主の自身に出でゝ勤めたるより名づけしものなりと、一に番屋ともいふ、天保年度の書類に據れば、大町並に二三箇町組合の時は、番所一箇所に五人（内家主二人、番人一人、店番二人、當は半減とす）小町ならば、三人（内家主、番人、店番孰も一人）の番人を置き、若し幕府の命ある時は、一箇所七人となす、また木戸番は、一箇所に二人として、夜四ツ時より締切り、潜より通行し、通行人ある毎に柏子木を打たしむ、然れども市中盜賊、或は狼藉者、喧嘩等ある時は、一時木戸を閉ぢて往來を止め、又物騒なる時は、大木戸を閉ぢ小木戸を開きて夜中みぞろ（地名）嘉祥二年九月延暦錄其始め詳かならず、享保年間に始まるといふ、初めは地主家主等守りしが、何時頃よりか、地主の勤むることなく、代人を出すことゝなりたり、其後、地守として家主或は大屋の名目出來てより、自身番は遂に大屋の詰所となれり（續川柳令考、風俗圖會）

シシンワウケ　四親王家　「シンアウ」を見よ、

シシヤ　鹿矢　野矢に同じ、ノヤ」を見よ、

ジシヤ　侍者　長者の物に侍して其指揮を受け、眞事を掌る假名也、輦云、恭己聽命給侍之者、善隣從兒率下生經云、三身无病、四智圓明、命終之後、生兜率天内侍菩薩、入法一億根堅固、二其心覺通、三身无病、四辯清達、五具念、六不憶慢、七能成定慧、八具足聞智」と見えたり、

シジヤウ　史生　「フンビト」とも訓む、唐名行署、公文書を繕び寫し、文案を勘することを掌る、判授の職、太政官、八省、諸寮、諸司、諸職寮坊以下司々に置く、人數は官職の條の裏を見よ、公事の時史生召使を以て史生代とすることあり（令義解、水朝世紀、職原抄）猥委しきことは、地下諸役人部に就て見よ、

シジヤウ井ンニフダウ　自性院入道　大炊御門經名（オホヒミカドツネナ）を見よ、

ジジヤウクワウ井ン　自淨光院　廣橋豐

シジヤウクワウホフ　燈燈光法　（ヒロハシトヨタダ）を見よ、

ジシヤウ　寺社奉行　（ヒロハシ）武家の職名、諸國の社寺の訴訟等の巡廻、宗紀法令、寺社の領地、及びその訴訟を審理す、江戸幕府の時は、奏者番の兼帶にて、帝鑑間詰第大名の中にて、その器に堪へたる人を奏者に補し、この職を兼ねしむ、又奏者間の家は、始め大抵願に補し、大阪定番、代見奉行を歷て奏者に轉じて當職を兼ね、自餘を願役とし、訴訟を聽く、家士を以て寺社役、及び取次となし、政務に與からしめ、又大檢使小檢使ありて、日々寺社を巡視す、後に吟味物調役を置き、公文を調査せしむ、勤定所より出役する者多し（鎌倉時代の初は、定まれる職にあらず、社寺の廢壞の時に臨みて、奉行人中より沙汰せしが、建久五年五月將軍宗時を以て寺社の訴を裁せしむ、同年十二月鎌倉鶴岡八幡宮、勝長壽院、永福寺、同阿彌陀堂、同藥師堂御願寺社に各奉行人を置く、久明將軍永仁元年始めて北條時遠を以て寺社奉行となす、此時六波羅にも寺社奉行一人を定めて、畿内近國の寺社一切の事を沙汰せしめたり、室町幕府にも亦之をおく、新編武日追加に、應安元年六月、寺社奉行布施環正大夫入道昌綽を以て、供御田、及び寺社田、關白家田等を、將士の漫に從を禁じ、命じて全祖を納めしめ、他は折半とし、田は皆本主に還さしむ、若し法制を違犯する者は罪に坐すとあるを以て、此の時代に於て、嘗に見えたるほかに仁壽殿にて同じく修す、皆天變によりてなり、其後屢々行はれし事史に見えたり、詳しくは阿禰綽抄曾三に載て見るべし（續法要略記、阿禰綽抄）

ジシヤウシン井ン　自淨心院　一條内基（イチデウウチモト）を見よ、

シシヤクノビヤウブ　四尺屏風　昼風の一種、（ビヤウブ）を見よ、

ジシヤブギヤウ　寺社奉行　（ブギヤウ）

めとす、後には神社を管する社家奉行と云ひ、寺院を管する寺奉行と云ひて區別せり、又石清水八幡宮延暦寺（山門奉行と稱す）東大寺、興福寺（閉寺を管するを南都奉行と云ふ、併せて奈良中の事をも掌りし也）東寺、天龍寺等特に奉行を置く、其事務多きに由てなり、又鎌倉以來、禪教盛なりしかば、引付頭人の内より、禪律方頭人を定め、奉行人より、禪律長老奉行を置きて、住職及び法儀等の處置を爲さしめき、故に又住持奉行とも云へり、一宗の法儀定りし後は、此等の職を止め、寺奉行の内にて、五山十刹等を分管せり、初め五山、及び諸大寺の住僧を强拂するは、多く公家の推薦に係る、永享八年之を停め、幕府專ら之を進止すとしたり、江戸幕府の時に、はじめ慶長十八年八月、板倉勝重、金地院崇傳二人をして寺社の事を沙汰せしめしが、寛永十二年十一月に至りて奉行職を置き、安藤重長、松平勝隆、溯利重等の三人を之に補す、萬治元年七月、始めて奏者より此職を兼帶す、安永六年九月始めて見習を置く、文久二年奏者番廢止後、本役となる（官制沿革略史）

ジシユ　自首　（ジシユ）惡事を悔悟し、或は人の告發せんことを恐れて、事の未だ發覺せざるに先だち、自から其犯罪を官に陳告するをいふ（明律集解）王朝時代には、自首は其罪を赦し、正犯あれば之を徵す、若し其罪を告言する者ありて、官司已に糺して三審するときは、其文案は、未だ覆司に入らずとも、其事已に彰れたれば、本人は首を成すことを得ず、又輕罪の已に發するに因りて重罪を首する者は、其重罪を免じ、其餘罪を免せず、又人を遣し代りて首せしめ、若しくは三等以上の親屬の如き相容隱すること、を得る者、之が爲めに首し、同輩互に評きて告首するときは、罪人自首の法に同じ、又自首すれども實を吐かずして、强盜して贓を得たる竊盜したりと云ふが如きは、是不實の罪なり、即ち强盜不得財を以て科斷す、或は盜くは自首せずして、枉法取財十五疋なるなり、又一疋を置すが如きは、是不と云ひて、一疋を置すが如きは、是不、即ち枉法取財一疋を以て科斷す、又人窓の罪なり、即ち枉法取財一疋を以て科斷す、又人しくは叛人已に上道して自首するときは、本罪に二等を減ず、但し人の身體を損傷し、私家に有することを得ずして、備儀すべからざる禁兵器、禁書の類を毀失し、及び犯罪の事已に發して後に逃亡し、若くは闘を恐度し、及び罪人を盜匿し、或は非敵して、其罪を免じ、又逮捕を拒ぎ、安藤重長、松平勝隆、溯利重等の三人を之に補す、萬治元年七月、始めて奏者より此職を兼帶す、安永六年九月始めて見習を置く、文久二年奏者番廢止後、本役となる（官制沿革略史）

ジシユ　自首　（ジシユ）惡事を悔悟し、或は人の告發せんことを恐れて、事の未だ發覺せざるに先だち、自から其犯罪を官に陳告するをいふ（明律集解）王朝時代には、自首は其罪を赦し、正犯あれば之を徵す、若し其罪を告言する者ありて、官司已に糺して三審するときは、其文案は、未だ覆司に入らずとも、其事已に彰れたれば、本人は首を成すことを得ず、又輕罪の已に發するに因りて重罪を首する者は、其重罪を免じ、其餘罪を免せず、又人を遣し代りて首せしめ、若しくは三等以上の親屬の如き相容隱すること、を得る者、之が爲めに首し、同輩互に評きて告首するとき

ジシユ　寺主　三綱の一、仁和寺にては、アラウ（ヨリ）參看、古事類苑法律部）

ジシユ　ユ」と云ふ、法會の時、小寺主あり、梵語闍梨、法主の義なり、釋氏要覽に、宋孝武勅三道歌、爲新安寺綱寺法主云々、今寺主」とあり、孝德天皇紀に、寺主の名見えたり、猶三綱（サンカウ）の條參看すべし、

ジシユウ　時宗　佛敎の一派、其名勝は「臨終時の經文に依る、但し人身は無常にして、時々刻々生滅するが故に、平生と雖も修と心得て、念佛する宗旨なし、故に所謂平生を臨終と心得て、念佛する宗旨を表して、時宗と名付く、一說には、時機相應の宗の義なりと云ひ、又一說には、一念發心して所化の衆生皆化の衆生に值遇するの時なりといひ、又一說には、彌陀の本願念佛を正業として、往生證據を助業に修するが故に、時宗と名く、其には本願念佛六時禮讚宗といふべしと云ふ等の數說あれども、第一說に從ふべきに似たり、一遍上人の開創する所にして、其已證の法門を熊野大神寶誡の夢勅に依りて開宗す、伊豫より始めて念佛を勸進賦算し、五畿七道に及び、弘安八年丹後を遊行し、後兵庫の觀音堂に入寂するを本宗の起原とす、一遍寂化四十四年間、到る處賦誡道俗歸依し、其門徒の開發益々海内に及ぶ、其徒衆一方に化を擧ぐるもの少からず、幾月を經ること久しくして各々一派と稱し、本來合して十二派あり、派は十二に分るといへども、法水從一味にして、相模藤澤山淸淨光寺を以て本宗の總本山とす、正應二年、宗祖入寂以後、二世他阿彌陀佛、法燈を繼承し、宗祖入寂の古跡即ち攝津兵庫眞光寺に寺塔を立す、伏見天皇勅額を賜ふ、是を眞光寺大道場と云ふ、北に尼衆を置き、四に僧衆を置く、之を長圓寺、眞願寺といふ、四世藤澤淨阿の時、正中二年、將軍守邦親王、執權北條高時等の大檀越を首として、今の總本山淸淨光寺を建立す、五世淸國に至りて、淸淨光寺を以て一宗の本山となす、六世一鎭の時、勅額及び寺額六萬寶を賜ふ、七世託阿、器朴論三卷を著す、十二世尊聖と云ふ、尊聖を以て法燈を關ぐ、十四世太空に至りて德王侯を感化せしめ法門甚た盛なり、二十一世如寂、宗規を制し、時宗要法記を著す、二十五世

佛天に至りて、後奈良天皇の篤信厚く、勅召に依て参内す、四十七世嫡嗣に至りて、一遍上人繪詞傳を東山天皇の叡覽に供し奉る、天皇叡感斜ならず、五十九世尊教の時、恰も王政維新に際し當宮を廢ぜらるゝや、明治十九年、兵庫真光寺の本願に於て宗祖六百年忌を修す、勸命特に圓照大師の諡號を賜ふ、宗派宗綱要、十二宗綱要、日本佛教史綱）

○は左の十二派あり、詳しくは各條を見るべし（佛教各

派名	本山
遊行派	京都七條金光寺
一向派	近江國番場蓮華寺
*奥谷派	伊豫國奥谷寶厳寺
當麻派	相模國當麻無量光寺
四條派	京都四條金蓮寺
*六條派	京都六條歓喜光寺
*解意派	常陸國海老島新善光寺
靈山派	京都靈山正法寺
國阿派	京都東山雙林寺
*市屋派	京都五條金光寺
○天童派	出羽國天童佛向寺
*御影堂派	京都五條新善光寺

（表中 *印を附したるは現に廢絶したるものとす）

ジジユウ　侍從　名義　ナモトビト　とも云ふ、御許人の義、又、ナモトビトマウチギミ　とも云ふ、御許人貴ノ君の義○侍從の出仕する所を侍從局と云ふ、外記證の雨に在り、南所、食所、南廚とも云ふ、東西二十丈、南北八丈の地を占む、四北に門あり、廣さ五間四面、南面に孫廂あり、東に廂なし、東四北の三面は壁に舖あり、庭厨を挙る所を侍從厨と云ふ、美福門の東、大舍人寮の南に在り　語源　天皇の御前に侍して規諫し、遠を拾ひ、闕を補ふを職とす、中務省の所屬、職員令　大八人、從五位下、此の中三人は參議を兼ぬ、稀には中納言參議にて兼ぬることあり、後世公達の任たり、次侍從、侍從の正員の外に、殿上を許されて、御前に候するものを云ふ、侍從次の者

シマサ）を見よ、

ジセウジ 慈照寺 同前山城國京都上京區浄土寺町知恩山の麓○世に銀閣寺と稱す、禪宗臨濟派相國寺派文明十二年足利義政山莊を此地に營みて閑居す、薨後遺命により慈照院と稱し、相國寺に屬し、僧跡石を開山とす、足利義稙の弟僧總明之が住持となる、其後五攝家より出でゝ住持となるもの多し、俗ほゝギンカクジを見よ（山城名勝志、山州名跡志）

ジセフダイシ 慈護大師 眞盛派（シンセイハ）の僧眞雲の諡を見よ、

シセンヰンニフダウ 志賀院入道 久我雅通（コガトヨミチ）を見よ、

シセンダウ 詩仙堂 石川丈山（イシカハジヤザン）を見よ、

シソク 脂燭（紙燭） 名義 松のヒデにて作れる燭ないふ、又松明とも書き、シヤクメとも云ふ、松のヒデは脂（アブラ）ありて、火よくとぼる、故に脂燭と名づけ、又松明の木を紙にて巻きたる故に紙燭とも云ふ、制度 松の木にて長さ一尺五寸鉋、徑三分餘にして丸く削り、先の方を炭火にて燻り黒くこがし、其上に油を引き、廣さ五分位の紙屋紙にて本を卷きたり、松のヒデにて作れば、油をそゝぐに及ばず 制度 朝廷儀式、行幸の時、手に持ちて、道を照らすに用ひらる（貞丈雜記、建武年中行事注解）

徑三分長サ一寸五分

シソク 士族 名義 明治時代に於ける臣民の階級の一、華族の次、封建時代の侍を以て之に當つ 沿革 明治二年十二月布告して、中下大夫士以下の稱を廢し、都て士族及び卒と稱し、禄制を定めらる、三年三月軍官の稱を廢し、士族とし、又同年十一月藩官人を士族卒となす、五年正月、各府縣貫屬の內、從前藩代の舊抱席等の稱を以て其席等へ編高な給與し、自然世襲の姿に成りし分は、自今士族となし、新規一代限抱の號は平民に復歸せしむ、茲に於て卒の稱廢す、又舊來鄉士と稱し由緒ある者は、同年二月士族に列せらる、同七年華士族の分家は、平民に編入する事を布告す（法令全書）

シソクイロ 脂燭色 緋の色目の名、裝束、裏紅なるもの、冬季の襖に用ふ、また饗時には用ふ、薄紫等に、脂燭色綠紅經紫云々、挾花墓染に、脂燭色綠紅經紫、火色に同じ如何云々と見えたり、然れば火色も織物にする時は、此經綠にして脂燭色と、同じきと見えたり、但染たる火色をも脂燭色と云ふ、にはあらざるべし、「カサネノイロメ」の挿圖を見よ（裏色目、裏東色鑑）

シダイシ 次第司 王朝時代における臨時の官、天皇の行幸、太皇御葬、齋王行啓等の時、路次の行列を掌る、定員なし、然れども大抵、行幸の時は前後次第司、長官次官各一人、判官主典各二人、齋王行啓の時は長官、判官、主典各一人あり、聖武天皇の時始めて置く、稱德天皇の時廢せしが、後復之を置く（職官志）

シダイジ 四大寺 東大寺（トウダイジ）、興福寺（コウフクジ）、延暦寺（エンリヤクジ）、及び園城寺（オンジヤウジ）の四寺をいふ、各條を見よ、

シダウ 祠堂 歴朝代々の神主、或は位牌を祀る所を云ふ、支那宋の朱熹の家禮に據る、佛家にては持佛堂とも云ふ、和漢三才圖會に、祠堂、靈堂、廟（音詞）廟也、家禮云、君子將營宮室、先立祠堂於正寢之東、北牖下、以奉先世神主、祭之所、赤穗義士祠堂云々、神氏祠に祖靈屋、御祠堂也と見えたり、江戸時代に行はる、廟（ミタマヤ）參看（古事類苑武部）

シダウクリヤマチ 四堂屈町 地名 王朝時代、朝廷内に於て文學、明經、明法、紀傳等の諸學を學ぶ者の住所、紀傳曹司含もまた町中の北に在りといへど詳かならず 沿革 大學寮の西なる三道堂の西に在りて南北六十丈、東西二十丈の地を占む（大內裏圖考說）

シダウゼニ 四當錢 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、四文錢ともいふ、一箇四文に當るを以て此名あり、眞鍮にて之を鑄る、眞鍮錢（シンチウセン）の條を見よ、

シダウツリ 襪 名義 足に着するものにして、下履の義なり、今の足袋に似たり、儀名抄に、足衣とあり 制度 形足袋に似て、指の處を開かず、上部は紐を付してとめ、時の儀式の時は、針を用ふ、金襴、綾、平絹、練貫、赫等にて作る 着用 夏帶の時には必ず着用し、衣冠直衣の時は、勅許を得て、これを用ふ、衣服令によれば、皇太子、親王、諸王、諸臣の禮服には錦襪、朝服、制服には白襪を用ひ、內親王、女王、女官の禮服以下これに準ず、武官は皂白襪を用ふると見え、裝束圖式には、顯文紗は唐綾東の時、綾貫は常に用ひ、宿老は白平絹の張りたるを用ふるとあり（儀名抄、裝束集成）

シタウツリ

シダウハ 師堂派 琵琶法師當道六派の一、足田檢校仙一の創めたる流派にて、足田の法名師堂と號するを以て名づく、南北朝時代の人、其祖子に盛方、橘、柳、神樹、櫛、梅、白重、紅梅等也、裝束抄綾、又は平絹を用、染下襲は、綾御狩文、緊文は松重、唐綾、唐綾、飄文紗、練貫等、染ざる地也、夏の下重は蘇芳、二藍、青朽葉、香色、櫨染色等、袖の生ぬ地也、夏の染下重は、生の織物、或滑物綾等、其紋不定、蘇芳、二藍、海色、青朽葉、黄朽葉、萩の裏青など云ひ、經青く綾蘇芳と書は誤也、萌黄色、赤色、朽葉、女郎花とは、面綾青經紫、裏は青なる云にや、又は裏を付ざるもあり、卯花、薄綾、萬壽等など、品々有、公卿殿上人禁色を聽ると、ゆりさるとの差別ありて着用候也、紋なども、家々の相傳に隨て、被用候也、とあり、これにて其大略を知るべし、

シダカハ 歯朶葦 品章（シナガヘ）を見よ、

シダカマ 志田窯 名義 肥前國志田に於ける製陶の窯 沿革 肥前國志田、小田志、吉田の三窯は共に肥前國彼杵郡近傍の村に在り、明暦の年創後三五年を隔てゝ開窯す、今古一樣我國日常の用器を作る、青磁にして影靑の物なし、而して其用ふる原土は、近傍及び天草島に産する物を合和す、就中志田は皿のみを作り、小田志吉田は茶碗急燒のみを作る、敢て他物を製せず、其慣し亦甚だ專し（古今陶瓷攷）

シタクサゼニ 下草錢 江戸時代、官有の山林原野の下草を、百姓に許して刈らしむる時、納めしむる錢をいふ（大日本租稅志）

シタグラ 鐙（下鞍） 名義 馬具の名、鞍の下に敷き、馬の背にあつるものを云ふ、下座の義、又「シタクラ」とも云ふ、後には專ら切付と同じと云ふ、儀名抄に之を太久良、又鐙は韋の短き也、俗に踏鞴敷と註す、軍器考に、韋の少なるが故に、踏に當ずべき韋と云ふ義にやと云へり、或は云ふ、鞍は上切付、勝負は

竹永總一出でゝ源頼朝を弘め世に名あり（當道要集）

シタガキ 下書 消息の宛名の違上護上の下に、官名を書きたるを云ふ、例へば、

進上 何官殿

謹上 何官殿

と書く類なり、平安朝の末期よりの書式なり（玉章礎傳抄、貞丈雜記）

シタガサネ 下襲 名義 束帶の下に着用する服ないふ 制度 形小袖のごとく、後ろに調より纏きたる裾ありて長く引きたり、裾はキヨと調ず、近世に至り裾を切り放ちて、下腿を現すことゝなれり、なほ裾の條を見るべし 着用 裾を袍の下に引き出し、引きたるまゝにて練り歩む也、紋及び色目は、通例公卿

（裝束圖式所載）

（三位以上）冬は表白にして、紋は浮線綾の丸、裏地は黒色、紋は菱の類、夏は殺の單にて、紋菱の類、色蘇芳に染めて用ひ、殿上人（四位）以下は、冬表白の平絹（繪紋のなきを云ふ）、裏黒き平絹なり、夏に無紋の殺、あるは生の平絹にて、色二藍なり、而して若年壯年は裏板引、老者はふくさ張なり、又圓も裏も菱にて著す（綾華裏菱、朽沙、服色圖解、甲冑圖解）袴は

（服色圖解所載）

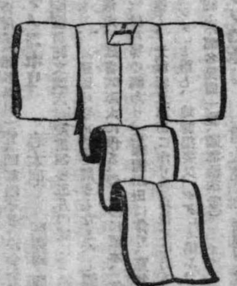
（服色圖解所載）

裝束圖式に、冬は、表綾、白綿張にして、やう貝にて螯

下切付と云ふ物、併せて是を綴と云ふ也。（和訓栞）

シタサツ 三倍以上に付物の切付、四位約、五位浅、六位草鹿を用ふ、藩又は縁にて組み、革にて包み、黒く紋を出す（和漢三才図会）書紀、明天皇二十三年正月の條に、鞍鞽有り、異云々しとあるを引見とす、飾抄永治元年十月御幸御供前駈の條に、虎皮切付の名あるを切付の物見とす（和訓栞）毛氈、鞦文鞽、黄覆輪鞽、鹿皮切付、豹皮切付、革兜切付、唐錦切付、鳥切付等なり（傍名抄、諸抄、御供故実、軍器考、貞丈雑記、飾馬考）

シタサンアギヤウ 下作 小作（コサク）を見よ、

シタサンプギヤウ 下三奉行 江戸時代、作事、普請、小普請の三奉行をいふ、此三奉行の職掌異同ありと雖も、共に修繕の事を掌る、假令ば殿堂造立の時、普請奉行は、地取石垣等の事を修め、作事奉行は、殿屋を造立し、小普請奉行は、繁雑の造作を修む、故に造立の時に當りては、三職相交りて之を経営す、故に世に之を称してかく名づく（官制沿革略史）

シタチマル 助支丸 横笛の名器、箔先蘭渡の竜笛なり、楽器考に、「助支丸は筑竹製、或人云く、昔興福寺維摩會の時、舞人箔先高等倆に依て龍屋に宿て饗食、其屋屋簷あまた破て、堤塞半ば塞つ、助枝の中に一の竹あり、笛竹にもと、土中にて年序歴美なり、累代相傳して則房の世まで在之、今は傳る人なき歟」と見えたり、

シタナガノアフミ 舌長證 舌の長き證を云ふ、物具装束抄に、切付の時に用ふと見えたり、アフミの條を見よ、

シタノコホリ 志太郡 駿河國 駿河國廬澤の南瀬戸川と云ふ川邊に、志太村あり、遂に郡名之より起りたるなるべし、風土記に、止波郡

東藤枝岩和山、國府入宗岡山、前條入宗岡山、前條入鹿形、北條入大野基、見えたり 駿河國廬澤新太、風土記此駅に作り、延喜式以下志太に作る、傍名抄に大慕（オホナカ）と注するは、オホツ（オホツ）の轉訛、別部（オサカベ）、茶屋、衣梨、大野（オホノ）等の郷あり、地誌提要（シダと稱し、以後之に仍る、明治二十九年豊津郡合併して（郡名異同一覧、國郡沿革考）

シタノコホリ 志太郡 駿河國 陸前國 書紀文武天皇慶雲四年五月の條に、始めて見えたり、亦續國の初め之を置きしなるべし 駿河國 延喜式志太に作る、傍名抄に酒本、信太、シノ（シノ）、餘戸等の郷あり、正保圖志田に作り、覚知集志太に同じ、元祿郷又志田に作り、以後之に仍る、郡名考、シダと稱し、地誌提要又（シダと唱ふ、今之れに従ふ（郡名異同一覧、國郡沿革考）

シタノコホリ 信太郡 常陸國 孝徳天皇白雉四年筑波茨城の二郡七百戸を割て之を置く、風土記に、長柄豊前大宮之世、癸丑年（白雉四年）中略、分筑波茨城郡七百戸、置信太郡、即是本日高見國也」と見えたり 駿河國 延喜式又信太に作る、傍名抄に大野（オホノ）茶来（タカク）新宮（アラミヤ）中家、島津（シマツ）信太（シノ）乗浦（ノリハマ）飼家、等の郷あり、（倭名抄、諸抄、御供故実、軍器考、貞丈雑記、飾馬考）

シタノコホリ 志太郡 陸前國 書紀文武天皇慶雲四年五月の條に、始めて見えたり、亦續國の初め之を置きしなるべし 駿河國 延喜式志太に作る、傍名抄に酒本、信太、シノ（シノ）、餘戸等の郷あり、正保圖志田に作り、覚知集志太に同じ、元祿郷又志田に作り、以後之に仍る、郡名考、シダと稱し、地誌提要又（シダと唱ふ、今之れに従ふ（郡名異同一覧、國郡沿革考）

シタノコホリ 志太郡 駿河國 陸前國 書紀文武天皇慶雲四年五月の條に、始めて見えたり、亦續國の初め之を置きしなるべし 駿河國 延喜式志太に作る、傍名抄に酒本、信太、シノ（シノ）、餘戸等の郷あり、正保圖志田に作り、覚知集志太に同じ、元祿郷又志田に作り、以後之に仍る、郡名考、シダと稱し、地誌提要又（シダと唱ふ、今之れに従ふ（郡名異同一覧、國郡沿革考）

シタノコホリ 孝徳天皇白雉四年筑波茨城の二郡七百戸を割て之を置く、風土記に、長柄豊前大宮之世、癸丑年（白雉四年）中略、分筑波茨城郡七百戸、置信太郡、即是本日高見國也」と見えたり 駿河國 延喜式又信太に作る、傍名抄に大野（オホノ）茶来（タカク）新宮（アラミヤ）中家、島津（シマツ）信太（シノ）乗浦（ノリハマ）飼家、等の郷あり、（倭名抄、諸抄、御供故実、軍器考、貞丈雑記、飾馬考）

シタノコホリ 志太郡 駿河國 陸前國 書紀文武天皇慶雲四年五月の條に、始めて見えたり、亦續國の初め之を置きしなるべし 駿河國 延喜式志太に作る、傍名抄に酒本、信太、シノ（シノ）、餘戸等の郷あり、正保圖志田に作り、覚知集志太に同じ、元祿郷又志田に作り、以後之に仍る、郡名考、シダと稱し、地誌提要又（シダと唱ふ、今之れに従ふ（郡名異同一覧、國郡沿革考）

シタノコホリ 信太郡 常陸國 孝徳天皇白雉四年筑波茨城の二郡七百戸を割て之を置く、風土記に、長柄豊前大宮之世、癸丑年（白雉四年）中略、分筑波茨城郡七百戸、置信太郡、即是本日高見國也」と見えたり 駿河國 延喜式又信太に作る、傍名抄に大野（オホノ）茶来（タカク）新宮（アラミヤ）中家、島津（シマツ）信太（シノ）乗浦（ノリハマ）飼家、等の郷あり、（倭名抄、諸抄、御供故実、軍器考、貞丈雑記、飾馬考）

シタバカマ 下袴 江戸時代、中國より渡来せる袴にて、裾口、膨脛、市井を掌る、

下に着用する袴ないふ 駿河國 及び五尺にて、袂質より長きこと一尺なり、常の裁法の裏のごとき也に縁りて用ふ、袂質より見ゆ五分づゝ廣くなふと云ふ 位階記に見ゆ 駿河國 服色を用ふる時の制の目に詳し、然には用ひず、十五歳以前には濃藍芳、十六歳以後には紅、老後は白色のものみ着用し、嘉には表にあなひて、文は一定せず、裏は綾を用ふ、室町以後は多く華綿を用ふることゝなれり（四三節服裏色、二位殿記、後花園禁色、四位五位殿裏抄）

シタハラマキ 下腹巻 腹巻（ハラマキ）を見よ、

シダラノコホリ 設樂郡 參河國 駿河國 醍醐天皇延喜十三年八月貢献藤を割て之を造く 駿河國 延喜式設樂に作る、以後又同じ、傍名抄に賀茂（カモ）設樂（シダラ）黒瀬（クロセ）多原（タハラ）等の郷あり、朝治十三年五月分て北設樂、南設樂の二郡となせり（郡名異同一覧、國郡沿革考）

シチエウレキ 七曜暦 暦の一種、日、月、火、水、木、金、土の七曜をしるしたるものなふ、元日の節會に、中務省陰陽寮を率ゐて之を奉る、これを御暦の奏と云ふ（江次第抄、公事根源）延喜式陰陽寮は、其七曜御暦正月一日供奉朝門外、と見えたり、又凡暦本造寮、七曜御暦十二月十一日」と見えたり（ヨミ）及び（ヨウヨミノソウ）参看、

シチカウザン 七高山 王朝時代、比叡、比良、伊吹、鈴鹿、愛宕、金峰、葛木の七山をいふ（拾芥抄）中歴）

シチキヨク 七局 明治元年制定して置かれたる左の七つの事務局を云ふ（法令全書）

神祇事務局、宗廟、神社、祭祀、祝部、神戸を掌る、

内國事務局、京都、畿内、諸国水陸、通商、關市、

都城、津口、鎮戍、市廛を掌る、

外國事務局、蕃國、交際、條約、賓客、領事、貿民を掌る、

軍防事務局、海軍、陸軍、練兵、守衛、糺禁、軍務を掌る、

會計事務局、戸口、賦税、金穀、用度、貢献、營繕、秩祿、倉廩、商法を掌る、

刑法事務局、監獄、彈糺、捕亡、斷獄、刑律を掌る、

制度事務局、官職、制度、名分、儀制、選叙、考課、規則を掌る、

シチク 絲竹 管絃（クワンゲン）を見よ、

シチクワン 七官 明治元年閏四月、三職八局を置かれたる議政官、神祇官、行政官、會計官、軍務官、外國官、刑法官の七官を云ふ、詳しくは各條參看、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩（クワンゼオンボサツ）を見よ、

シチクワンオン井ン 七觀音院 駿河國 山城國下京區南町○知意輪山淨佛寺、或は護持院ともいへり 眞言宗、勤修寺の所轄に屬す○水尊觀世音 駿河國 後鳥羽天皇の御后七條院、貴辨長久天下泰平を祈らん爲め、東山に佛閣を建立し、宮中に安置する所の如意輪觀音像を水尊となし、淨佛寺と號す、後ち護持院と改稱し、新殿所となす、女院崩御三夜に及び、院六年鳥丸の西四條坊門の北に移築し、護持尊六觀音像を安じ、七觀音院と稱せしめ、更に寺領を寄せらる、此れより寺運昌隆に至れり、文永中龜山天皇の母后大宮院之を重修し、寺觀像大ならしめしが、歴仁の兵亂に罹る、文明中後土御門天皇勅して再建せしむ、其後屢々火災に罹り、寺城を轉じ殿宇一ならず、寛政元年十一月今の地に移す、

シチケン 七絃 樂器の一種、其形阮咸に似て大なり、鄭喜子之を作るといふ、我邦の名器を開桐、山水といふ、御物只に存老尾のみ殘存するが故に、詳しくは諸抄、禁秘抄、體源抄、龍樂志）

シチザノクニン 七座公人 延暦寺における四王院（職持院）雑色、雑那（同申方法會の時、大儀師の傍を預る）出納（下法師、佛供を調ふる也）唱導（同、前席隆の儀を預る）堂主

シチヂ 質地 質地金銭を授受する場合に、擔保として入れ置く田地をいふ、古には田畑永代日分田なるが故に、私に典売し得べからず、其典売する者は、国郡の私地のみなり（類聚国史延暦天皇天平勝寶三年、太政官符に、禁ㇾ断出ㇾ賣財物ㇾ以ㇾ宅地園圃ㇾ為ㇾ質事云々とあるは、史に見えたる始なるべし、後世班田の法漸く廢れ、民皆其田を私有するに至て、典賣日に盛となり、鎌倉時代、概ね二十年を以て期限とし、期限中必ず償ひ還すを法とす、室町時代、子錢母錢に一倍する時は、其田を本主に返すの法あり、機田盤臣氏の時、米穀の法を講ずるに暇あらず、錢川氏に至て錢問典賣盛に行はれ、奸詐百出、訴訟類る多し、是を以て法制益々嚴を加ふ、寛文六年、徳川家綱令して、屋敷地に田畑を質にするは、名主五人組手形に加判し、雙方より五に證文を取らしむ、良享四年綱吉令して、質地を取る者は、地主代りて租税を入れしめ、吉宗の時、質地の主をして年賦償還の法を用ひしめ、賣金の額ほ、原價の十分二に過ぐるを得ざらしむ（大日本租税志）

シチヂデウホン 七條院 ［名］後鳥羽院原帝嘱子、法名眞如智、諱は殖仁、高倉天皇の第二皇子、母は贈正一位藤原休子、贈皇太后建春門院平滋子、治承四年二月二十九日、践祚、寿永二年八月二十日、讓位、元久元年四月十九日薨、年三十七、後鳥羽院の御母儀、建久元年四月十九日後三位に叙せられ、同日准三宮、尊号を院號を賜ほり、元久二年十一月九日御出家、安貞二年九月十六日薨ず、御領極めて多し、其大部分は修明門院に傳ほり、後ち五辻親王家及び後宇多院に傳ほり、後宇多院領は東寺に御寄進ぜらるる（女院小傳、皇室御領考）

シチヂデウゼニ 七條錢 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、銅にて作り色決黄、徑八分五厘、重さ一匁、輕小者、銅色紫褐、徑八分弱、重八分、享保十一年京都七條にて鑄造す、因て名づく（新寛永錢錄）

シチヂフクジン 七福神 大國天、毘比耶、辯財天、毘沙門天、壽老人、布袋和尚、福祿壽を云ふ（七福神考）、和漢名數、善言宇宙節用集には福々ありて壽老人を加へけり、大心義統の日本七福神傳には、吉辨天、毘沙門天、大黒天、恵比壽、福祿壽、布袋和尚、壽老人を加へたる始なるべし、後世に「我邦俗、相傳有七福神、不知其所始、自數百年前、既然、按云、名醫時珍氏創意為之云、一幅上收有若以帽服之貴、不貪權勢、無慕于釣譽、有若居市塵之宮、安分知足以自守、其貌有若老而戒、侍醫、遠名利、不染天年、有若曰、勿憂、有若長頸鹿身形矮、脛、心甚美、敵人忘其醜、愛其美、醜却得、清閑、因之美常遊、漫君子之間、不敢厭、有若曰、福緣、有若如分曾大漢將軍武威將帥使、人皆仗不能仰見、禁能敌、名張、修禅、突來、靜謐、干城之器、長兜、功名、有若、曰、毘沙門、有若在、方外、無俚事、音、被部貧鄙、我、儕、少者、弟、兒童、遊戯三昧、知、花遊、歳月、名利、曰、布袋、有若、携如、梅、漕知、月、美面不、治、嵐雨不、聽、天然、造化、其妙中、七の字形、有、幽良之操、有、曰、朋財、氣、常上談笑、有能謂、不染之、此老謂其可、最哉、又圖、書題號點之妙、有、儕人、有、漢人、有、洋、洋、其間施、天神地祇、綺、美人、武夫、方外之士、皆如、一部、水詩篇、念緑梅、客、出種々人物可、賓可、愛可、敬可、異之歌、仰亜、今、長傳不、絵者為、也、」と見えたり、増穂殘仲の七福神傳記には、大不動産の別ありて、（一）は領掌三代格所、引延暦二年十二月五日の官符に、

錄ㇾ断出ㇾ賣財物ㇾ以ㇾ宅地園圃ㇾ為ㇾ質事

有旅ㇾ太政官去天平勝寶三年九月四日符ㇾ偁、宅地為ㇾ質、曾無ㇾ禁制、今聞、右大臣宣ㇾ偁、奉ㇾ勅、先勅二京畿一已禁訖事、而今京内諸寺、貪ㇾ求利潤一、不ㇾ憚ㇾ朝章一、以ㇾ宅為ㇾ質、遂ㇾ年不ㇾ贖、仍縁ㇾ此、錢法、難ㇾ行、亦官司共許、何其為ㇾ政之道、理違ㇾ王憲一、官歴之輩、更結ㇾ徒類一、宜ㇾ令ㇾ天下一、莫ㇾ有ㇾ此類一、若、知有ㇾ犯者、科以ㇾ違勅一、官人解ㇾ其見任一、財貨没ㇾ入公家一、と見ゆ、天平勝寶年間、既に禁令の發布を見たりとせば、其後りて來る所なほ古きこと推して知るべし、また（二）即ち不動産を質とせることも、殆んど右と同時代にして、擅修東大寺文書所載の文書に、

證解 申請ㇾ月借錢一事

合壹陌文 利別月卅九文 質物布二端

右件錢、限二箇月之内一、本利共償、将ㇾ進上一、若過二期限一、料給時、質物成ㇾ賣、如ㇾ數進納、仍縁ㇾ事狀一、謹解、

寶龜三年二月十四日 給官麻呂姜

僧秀儀部省國

致 男 足

と見えたり、同年同月廿九日の文書にも、合伍佰文、毎月加利五十五文、質物調布壹端」など見えたるにて其一斑を伺ふべし、錢れども右に擧げたるは、孰れも個人としての民借に止まり、もとより之を以て經濟となしたるにあらず、所ㇾ謂質屋質商といへるもの、生じたるは遙か後世の事なり、史務傳を閲きて其始めを詳かにせんがためしと雖も、鎌倉時代之を餘むものありしは、新撰式目追加、建武抄、御成敗式目等、太平記等にて證するを得べし、更に降りて室町時代に入りては、益々盛く行はれ、其利益する所多かりしを以て、其課役また嚴かりき、鎌武式目には「可ㇾ被ㇾ興ㇾ行無盡錢土倉、事、或被ㇾ破ㇾ宛寺社本所領一、或不ㇾ被ㇾ成ㇾ下ㇾ奉行人一之間、已令ㇾ断絶ㇾ訖、然而猶有ㇾ其沙汰一、所詮、於ㇾ山門一者、可ㇾ為ㇾ三千坊之器一、於ㇾ南都一者、可ㇾ為ㇾ七大寺之器一、於ㇾ武家一者、可ㇾ為ㇾ天下之器一、然者、可ㇾ被ㇾ興ㇾ行之一、」とあるを見ても、之を知るに難からざるべく、師守記屋安四年の條を按ずるに、同年二月に後光嚴天皇護位の費用として、洛中の質屋に段別に廿貫文を課し、なほ後圓融天皇即位の費用として、同じく十一月に軒別三十貫を課したるは、少なからざる負擔と称すべきなり、後ち二十年を經て、明徳四年の課税の制限を定めて、臨時の課を免除したること、武目追加同年十一月二十六日の令に、洛中過上酒屋、土倉、質屋、酒屋役條々（中略）政所方年中行事要脚内六十貫文支配事、為ㇾ毎月々別沙汰之上者、縦雖ㇾ有ㇾ御急用、寺社並公方臨時課役等、永可ㇾ被ㇾ免除之旨」とあるにて明らかなり、また當時における質物の約月並に利子の制限は、永享三年十月十七日の條に、「於ㇾ絹布類一者十二箇月、至ㇾ武具一者廿四箇月之由、所ㇾ被ㇾ定置一也」と見え、長祿三年十一月十日の令には「絹布類、綺彩物、書籍屏風、装束五文子、於ㇾ約月一者、許置十二箇月、盆、香合、茶碗物、花瓶、為ㇾ六文子一、於ㇾ約月一者廿四箇月、米錢並雜穀等、利、準ㇾ前、於ㇾ約月一者、可ㇾ為ㇾ七箇月一ことあり、百文につき、一箇月の利子五文もしくは六文なるなり、此令の出づるや、當時質物の利子は五文子六文子より貴かりしなるべし、江戸時代に至りて、質物の事を沙汰せられしは、古徳院實紀元和八年八月廿日の條に「京中市街へ令ㇾ定ㇾ質物之事」（中略）質物は質屋の隣に、「質物之事を沙汰せられしは、古徳院實紀やすがらんやうに記ㇾ置ㇾ之ㇾ

朱に竹井羽次ら、綾羅文に谷四文に至つて、遂に一錢引の制を定なり、維新後は明治十七年三月廿五日に貫屋取締條例を發布し、五月より施行せられ、廿八年三月法律十四號にて貫屋取締法細則を定め、同時に舊條例は廢止せらる、即ち現在の制なり（學士會院雜誌「貫屋」）

シチヤウ 仕丁（使丁、廝丁）　召使を云ふ、淺伙、火熾等雜役に使はるゝ凡卑のもの、「ツカヘノヤツコ」とよむ、主殿寮に屬して禁中を掃除し、或は庭火を焚く等の雜役を掌る、又親王、大臣家、諸寺院等にも皆之あり、裝束は親王、大臣家は靑紅、公達等は白丁なりと云ふ（令義解、海人藻芥、儀制令）

シツ 室　大臣以上の妻を云ふ、後世には一般の人の妻をもいふに至れり、松屋筆記に、有職問答四の卷に、北政所或はなにがしの室などいふ事は關白の室に限るよし見ゆ、桃花源業には、大臣の妻を室といへる例あり、されど室とは必三公の北方ならではいふまじき稱なり、後宮などいふも三公の未亡人の稱と見ゆ、愚管抄には政子の事を賴朝が後家と書かれたり」と見えたり、

シツ 倭文布　古代織物の名、麻、苧、苧等其絲を青赤などに染め、亂文に織りたる物を云ふ、シヅリ、シドリ、シヅオリ、などもいへり、儀制令に、「シドリ、喪事紀に、儀文、又、文布などよめり、天武紀に、シヅオリと見ゆ、沈緻の義なるべし、賤織の義といへど、賤者をシヅといふは後の事なり、新井氏は東國の俗に、筋をシヅといふ、釋日本紀に、有靑筋文、之布也と見ゆ、筋は今いふ島筋のさまなるべければ、魏志にいふ斑布是なるべしといへり、とあり（關西地方の古より既にありて、或は忠貫渡多く、又阿波ともいふ、遠祖絶命始めてこれを製す（枝に纏葉細命を倭文布神といふ）、我邦にて花章と稱する者は、倭文布を以て始めと爲す、（仁天皇三千九年、是れより先、朝廷倭布を製する工人を聚めて、此一部の工人を五十機數命に、預らもめて倭文布の織り、以て朝廷の用途に充てしむ（當時倭文は、多く幣に用ふ）、五十機數命の裔後これを主管するものなく、工人各々これを製して獻ず、延喜五年制して諸河常陸の二國は、其製する所の倭文布を以て調貢と爲しむ、承平天慶の亂後、諸國調貢の魚漸く衰へ、遂に他物を以て代へて獻ずるに至れり、後源義經の妾となる、義經が兄源賴朝と隨ひ生死にして義經、山僧の時に寒攻ぜんとするを諫さ、財寶を靜に與へて相別れ、緇色を以て覆逐せしむ、難色途にて財寶を奪ひ、靜を寒て去る、靜獨り山路に迷ふ、山僧之を捕へて六波羅に救す、北條時政之を調べ、尋で鎌倉に送る、賴朝卽ち義經の所在を尋問す、靜固く知らざるのよしを陳ぶ、曾々靜姫あり、賴朝其兒の男ならんことを慮れ、なほ抑留す、賴朝の室政子、靜が歌舞を能くするを聞き、强ひて之を促し、賴朝と共に鶴岡の社前に於て、其舞後を觀る、工藤祐經鼓を搏ち、畠山重忠銅拍子を擊つ、靜よく鳴狀して曰く、「吉野山み峰の白雲ふみわけて入りにし人のあとぞ戀しき」、次に賴朝曲を歌ひ、又唱て曰く、「しづやしづしづのをだまきくりかへし昔を今になすよしもがな」、聲徳絶妙、衆みな感泣す、賴朝傳ゝ聞して曰く、「座に關東の萬歲を頌すべきに、却て敵人を慕ひて、離別の曲を歌ふは何ぞやと、政子傍より之を諫む、靜又子を生む、賴朝安達清經に命じ由比濱に棄てしむ、靜號哭して與へず、清經審ひ去りて之を殺す、尋で之を放還す、政子深く靜に同情し、鶴窓願る多かりしといへり、其末年詳かならず（大日本史）

シヅガタケノタタカヒ 賤ヶ嶽戰　近江國伊香郡に在り、餘吾ノ湖の四方に連亘する山嶽とす、天正十年織田信長、明智光秀の爲めに、本能寺に於て弑せらるゝや、豐臣秀吉、直ちに光秀を討つて之を誅す、故を以て秀吉の威名頗る高し、柴田勝家は信長の宿老たり、秀吉の下風に立つた深とせず、織田信孝、瀧川一益等に謀り、密かに秀吉を除かんとす、勝家適前を慮し、冬期雪に閉されて師を出し難きを以て暫く時機を伺ふ、是に於て、秀吉信孝を岐阜に攻めて之を降し、翌十一年よ

近江菅山寺所藏（史料編纂掛寫眞集）

た一隊を伊勢に征す、時會々春和に向ひ北國遠征す、勝家卽ち姪佐久間盛政を將として近江に出でしむ、秀吉時に未だ伊勢に在り、報を得て長濱に到る、勝家柳瀨に進む、秀吉晝夜に甘繪畧を裝きて之に備ふ、偵卒赤坂阜に在りて兵を擧げ、急かに勝家に聞す、秀吉、弟秀長を木本に留めて勝家に當らしめ、自ら二萬餘騎を率ゐて美濃に赴き、大垣城に陣す、勝家之に乘じ四月二十日自ら東野に出で、盛政をして中川清秀が成る所の大岩砦を屠はしむ、清秀防戰して死す、

賴大垣に到る、秀吉、堀尾吉晴、氏家行廣を留めて信孝に備へ、輕裝疾驅して晝夜ヶ瀨に着す、勝家之を聞きて陣を退く、時に柴田勝政兵三千を率ゐて阜址に在り、盛政其不利なるを察し退かしめんとす、秀吉念に之に遇る、「亂る、加藤清正、福島正則、加藤嘉明、平野長泰、脇坂安治、片桐且元、糟屋武則、糟を搖げて突進す、世に之を賤ヶ嶽の七本槍といふ、石川貞友、櫻井左吉、伊木遠雄赤刀を揮ひ相繼で跳り進む、之を賤ヶ嶽の三振といふ、共に奮鬪して攻ふ所敵なく、大に之を破る、勝政を援たり、盛政の軍亦遂に敗る、勝家に在りて盛政等の敗を聞き、自ら秀吉と戰はんとす、時に勝家の兵多く潰え、旗下に留まる者僅に三千に過ぎず、毛受家賴其不可を諫め、勝家聞に乘じて脫走し、總力戰して死す、勝家聞に乘じて脫走し、總家柳瀨の本營に在り、時に勝家の兵多く潰え、旗下に留まる者僅に三千に過ぎず、毛受家賴其不可を諫め、勝北庄の城に歸る、勝政を援たり、盛政の軍亦遂に敗る、勝四日火を城樓に放ち、夫人織田氏と共に自盡す、柴田權六勇にして之を斬る、信孝も亦織田信雄の爲めに敗家、信孝の敗死を聞き、力盡きて秀吉に降る、卽ち其封を奪うて越前大野に處す（太閤記、豐臣、野史）

シツキ 漆器　名稱漆を塗りたる器物ないふ、孝安天皇の御宇、漆部連の祖三見宿禰と云者あれば當時既に漆工ありて、塗器を製せしことを知るべし、蓋し彩漆を施すものなし、孝德天皇大化元年、漆部司を置き漆器を製せしむ、天武天皇の御宇、赤漆を用ひて厨子を設け、天武天皇の御宇、赤漆に朱又は辰砂を和したるもの之最の時代にして義經、山僧の時に寒攻ぜんとするを諫さ、財寶を靜に與へて相別れ、緇色を以て覆逐せしむ、難色途にて財寶を奪ひ、靜を寒て去る、靜獨り山路に迷ふ、山僧之を捕へて六波羅に救す、北條時政之を調べ、尋で鎌倉に送る、賴朝卽ち義經の所在を尋問す、靜固く知らざるのよしを陳ぶ、曾々靜姫あり、賴朝其兒の男ならんことを慮れ、なほ抑留す、賴朝の室政子、靜が歌舞を能くするを聞き、强ひて之を促し、賴朝と共に鶴岡の社前に於て、其舞後を觀る、工藤祐經鼓を搏ち、畠山重忠銅拍子を擊つ、靜よく鳴狀して曰く、「吉野山み峰の白雲ふみわけて入りにし人のあとぞ戀しき」、次に賴朝曲を歌ひ、又唱て曰く、「しづやしづしづのをだまきくりかへし昔を今になすよしもがな」、聲徳絶妙、衆みな感泣す、賴朝傳ゝ聞して曰く、「座に關東の萬歲を頌すべきに、却て敵人を慕ひて、離別の曲を歌ふは何ぞやと、政子傍より之を諫む、靜固く知らざるのよしを陳ぶ、曾々靜姫あり

地の漆器多し、また當時大變には宋漆器を用ふ、爾後沃懸地の漆器多く行はる、保延三年崇德天皇仁和寺行幸の時、用ひたる鞍轡、大鏡、中盤皆紫檀を以て作り蒔繪螺鈿を以て模樣を施製す、其後、或は螺鈿を省し、或は蒔繪を作り、或は蒔繪に螺鈿を加へたるを用ふるに至れり、安元の頃漆工の業盛なること極まり、後白河上皇五十の賀宴の時、その工また宴に召見せらる、降りて源頼朝、幕府を鎌倉に開くや、漆工此に來り鎌倉彫（カマクラボリ）と稱する一種の漆器を製出す、永久の亂後工人漆器を製すること甚だ詳し、伏見天皇の御宇紀伊根來寺より根來塗（ネゴロヌリ）の一種を出す、延元元年後醍醐天皇吉野金輪寺にて工人に會し、爲を以て茶器を製す、其製内黒色にして外は朱色なり、世に金輪寺の茶器と稱す、後世梨漆の名工等之を模造して點茶器と爲す、後龜山天皇の御宇、春慶塗（シュンケイヌリ）の發明あり、寶德年間足利義政政職を辭し、東山に退老しその好む所に隨て諸器物を製し、多く蒔繪梨子地を以て裝飾せり、當時その業盛に、一家を爲す者漸次輩出す、後土御門天皇の御宇、堆朱（ツキシュ）堆黒（ツキコク）の製あり、元龜天正年間織田信長豐臣秀吉等千戈の餘暇、盛に點茶を好み、戰功の將士に茶器を賞與すること多し（室町時代より始まる）茲に於て茶事に縁なる者蟹出し、隨て茶器の新樣を發明し、漆工なして製せしむ、紹鷗棧（ヤウ）、利休棧、織部棧など稱す、天正年間會津塗（アヒヅヌリ）を製出す、慶長年間薩摩藩屢と云者あり、漆を以て磁器の缺損を補修することを始む、當時印籠行はれ、外面に蒔繪梨子地を施し、或は螺鈿を以て裝飾し、或は堆朱風繪等の散點あり、此の時漆工盛に實箱を製す、元和以後梨漆の衰頽る進少し、家屋橋欄等にも之を施すに至れり、而して漆器の色に、純黒、純赤、青漆、梨朱（ハリシュ）、春慶等あり、寛永年間、京都の工人關宗長始めて製造の器に漆を以て名を記す、此の時紀伊より黒江塗（クロエヌリ）を製出す、真享年間、漆産出の國は漆を實物と爲し、漆は實を出さしむ、元祿年間肥前長崎の工人、支那機の蒔蓋の器物を製し、また伊勢の工人破笠と云者、一種の漆器を製す（ハリツゲイケ）といふ、中御門天皇の御宇、長崎の工人支那法に倣て盛に堆朱、沈金、色蒔繪、貝等の漆器を製出す、正德年間安藝廣島の工人堆黒（ツキコク）を造る、寛政年間桑谷焼（ザラコクヌリ）の製出あり、文化年間名古屋の陶工豐助、陶器の外面に漆を塗り蒔繪を施したるものを造り出す、世人豐助樂と稱して愛玩す、安政五年海外諸國と貿易の約を定め、横濱に開港してより以來、外國の風漸く本邦に行はれ、テーブル椅子書架等の漆器を造る、慶應三年朝廷諸工藝の盛大ならんことを欲して、吏をして之を諸國に勸諭せしむ、漆器を多く出す地は東京、京都、大阪、能登、下野、陸前、陸中、磐城、岩代、陸奥、羽後、常陸、駿河、紀伊、尾張、近江、伊勢、大和、和泉、若狭、但馬、越中、加賀、讃岐、肥前等なり、此の外諸國も亦各漆器を製して或はその土地の使用に供し、或は他邦に輸出す、今日國として多少之を製造ざるなし（工藝志料）

後月郡 備中國 安閑天皇二年五月、後城屯倉を置き、後ち建て郡となす（和名抄）古城に作り、延喜式以下後月に作る、備名抄に荏原（エハラ）縣主（アカヌ）出部（イツベ）と稱して、地誌提要、ジツキと唱ふ、以後之に從ふ、

シツキノコホリ 後月郡 安閑天皇二年五月、後城屯倉を置き、後ち建て郡となす（和名抄）古城に作る、備名抄に荏原（エハラ）縣主（アカヌ）出部（イツベ）と稱して、地誌提要、ジツキと唱ふ、以後之に從ふ、足次（アスキ）郡家等の郷あり、郡名錄「ヒツ

シツクラ 轡 「ジメクラ」を見よ、

ジツクワモン 日華門（日花） 内裏の門、又中門と云ひ左近衛の陣とも號す、南殿前の大庭の東西の門にて、春興、宣陽兩殿の間に在り、月花門と相對す、現今京都御所に存する所は、安政の造營に代刊本に五冊、十冊、十二冊、二冊本等あり、日本文學全書、國史大系第十五冊にも收む（諸本第十一後の號目を分ちて教訓せし故に名づく、其主旨は序文に、夫れ世の中にある人、ことわざしげきふるまひにつけて、費さ暇しき品を分たず、賢なる事得多く、愚なる事失多し、然るに今何となく聞き見る所の貴今の物語をたれとして、よろづの言の葉の中より稍かの二の跡を取りて、よき方なれば是をすゝめ、惡しき筋なれば是を誡めつゝ、いまだ此道を學びしらざらん少年のたぐひなして、心をつくる便となさしめん爲めと云々」とあるにて明なり、蓋し本邦に於ける、教訓書の嚆矢なり、上卷一可〻定二心操愼獨事一、二可〻愼二應機一事、三不可〻侮二人倫一事、四可〻識二人上多言一事、中卷五可〻擇二朋友一事、六可〻存二忠信廉直一事、七可〻尊二聖慮一事、下卷八可〻學二歴史一諸事、事九可〻停二懲忿一事、十可〻庶二幾才能藝業一事、とす（注釋）石橋尚寛氏の十訓抄詳解あり、索引補正、附錄等あり、可寧親切を極む、一讀すべき真書なり、猶委しくは十訓抄考を見るべし（諸説有序文によれば建長四年十月に成りしこと明なれど、著者につきては、楫成季とし、菅原爲長とし或は六波羅二臈左衛門入道の作なりと云へり、前二説は共に根據なき説にして取るに足らず、後説は姑く暫寺本の奥書に記する所にして、本書が一般の形式内容共に正しければ、稍々信ずるに足るべしと雖も、其果して誰なるやは詳かならず（十訓抄、十訓抄考）

偶りて、瓦屋、南北榮三間、隔一間あり、其他は承明門に同じ、皇居の御圖參看（拾芥抄、平安通志）

シツケ 尻付 除目叙位の時、大間聞書に、當日叙任せられたる人の官位姓名の下に、内給、臨時内給、院去年御給、攝政當年給など細書せるを云ふ、今その一例を左に示す（魚魯愚抄、除目大成抄、羽倉考、年給考）

大含人助 正六位上源朝臣親行（左近中將源朝臣當年給二合、以子息申任）

玄蕃少允 正六位上藤原朝臣親光（臨時内給）

大炊助 正六位上源朝臣義重（女御藤原朝臣綵子去年未給）

和泉掾 正六位上藤井宿禰國依（无品脾子内親王當年給）

同 目 從七位上物部宿禰眞元（中宮權大夫藤原朝臣當年給）

ジツゲツゴシン 日月護身 劒の名、守護（ジュゴ）を見よ、

シツケン 執權 鎌倉幕府武家の職名、將軍を輔佐し、内外の機務を總ぶ、朝廷の官際に比すれば、攝關大臣の任に當る、或は爭訟の曲直を裁決するを以て理非決斷の職と稱し、又は例•斷•職とも云ふ、又常には、後見職、探題職とも稱せり、鎌倉幕府草創の時、大江廣元政所別當として、庶政を統領ぜり、當時稱して執權と云ふ、これ當職の權輿なり、建仁三年將軍頼家職を其弟實朝に讓りし時、外祖北條時政を以て政所別當に加へ執權とす、吾妻鏡、保暦間記に見えたり、是に據れば、當時政所別當の上首なる廣元時政陸奥守を以て、執權と稱するが如し、時政は、治承四年、源頼朝擧兵の初より、内外の機務に預り、擧兵創立の功最も多かりしかど、政所別當たらざるを以て、公文に加署する事なかりしを、爰に至りて別當に加り、内外の權勢を專くせしなり、將軍次第、將軍執權次第、梅松論等の諸書に時政治承以來、武家の執權たる由を記せしは、當初別當たらずと雖も、内に在りて政柄を掌握せし故なり（鎌倉幕府執權（ホンノシケン）を見よ、

シツケンシ 實撿使 鎌倉幕府臨時の職名、何事にもあれ、非常の事あらば、其監察のために、發遣せしむる者を云ふ（吾妻鏡、嘉祿元年、石清水八幡の社僧と、與福寺の僧と、莊園の用水を爭ひ、相訴ふるにより、六波羅より、使を遣して實檢を遂げしめ、貞永の制に、地境の訟ある時は、實檢使を遣して、水跡を糺明せしめ、又實檢使を遣して、隱田を檢覈する等のことなり（吾鏡治承六年條）

シツケンノマ 實撿間 武家時代武門に於て物の實否を檢めし見る所の居間の名、家屋雜考に、「後世武家々作の圖に、實檢之間、實檢窓と云ふ所あり、其の由りて起る所なり詳ならず、土壁經年が葬禮の記誌等には、此のことを論じて、古代の寢殿造には、中門の廊と云ふものあり、中門の廊には、必ず窓を開きて、遠望を遣る、後の世是れを實檢窓と唱へて、廊の遠望と云ふものなし、それのみならず、主將たる人數の首を實檢あるに、此の窓より見給ふ式なりなど、作りなしていへることあるにや、かくいふより今城中の殿宇寢造殿にあらず、中門もなき所にも、かなら予實檢の窓をつくるを作法の如く云へる人あり、無稽の僞說といふべしとぞ、元暦のむかし源九郎義經本營を討ちて院參ありし時、白河法皇中門の遠侯より六人の武者を觀覽ありしこと、平家物語に見えたれば、これらに基きて取り出し說にやと云へり、又云、其の後元弘三年、河野、陶山等鳥羽にて赤松が軍と戰ひ、首七十三討ち取りて、六波羅へ馳ぜ歸り、その首ども實檢あるに、主上（光嚴院）御座を巻きて叡覽あり、兩六波羅庭上に數度しきて、是れを檢知ありしこと、太平記に見え、天子だにかくおはしましたる、武將たちん人、遠望を隔てゝ實檢あるべきことは覺えず、またかゝる例をば、ふるく聞き及びしこともあらずと云へり、と見えたり、

シツケンモン 式乾門 大内裏外郭門の一、北面の門にて、朔平門の西南に在り、修明門に對す、拾芥抄に式乾門、北面、謂二之西廂御侯門一朔平西、此門東無二諸侯門一と見えたり、門内に西陵貧、東陵に御書所あり、執も結構詳かならず（大内裏圖考證）

シツケンモン井ン 式乾門院 利子、法名眞性智（系圖纂論）後高倉天皇の第一皇女、母は北白河院（系圖纂論）四條天皇の准母、嘉祿二年十一月廿六日内親王と爲り、同日伊勢齋宮となる、天福元年二月五日退下、六月廿日皇后宮と爲り、延應元年十

一月十二日尼と爲り、同日院號、建長三年正月二日奏す、年五十五（女院小傳）

ジツサウヰン　實相院　新潟県山堀國愛宕郡岩倉村○岩倉門跡と云ふ、天台宗、寺門派の大本寺門跡の一○本尊不動明王（智證大師の開基たり、後ち淨基權僧正、實司氏より出で、座主たりし時より、門跡に准ぜられ、歴來大概攝家より入室するを常とせり、寛永中後寺大雲寺を派管して寺規旺盛を極む、享保五年後圓法親王の時、皇居の放燄四脚門を賜はる、現今の堂宇卽ち是なり○今左に歴代を示す（平安通志、京都名跡記、諸門跡傳）

○圓珍——廣清——增命——京意——敎一——運昭

行榮——餘慶——勳修——心榮——行圓——賴榮

行勝——勝運——公顯——覺朝——靜基——增忠

靜榮——增基——增靜——桓榮——增覺——增仁

靜深——基瑜——增珍——增證——義命——增運

義桓——義運——義尊——義延——崇宮——義周

增實——德宮——義淳——棟宮

ジツサツ　十刹　禪宗の寺格、五山の下にて、諸山の上に位す、十刹も五山と同じく、安國の十刹に倣ひしものなれば、鎌倉時代よりありしならんも空華集に建武年間夢後の萬壽寺を十刹に列せしことあるを初見とす、始めて十箇寺を定めたるは、曆應四年四月廿三日とす、卽ち一、淨妙寺（鎌倉）、二、興興寺（鎌倉）、三、報國寺（筑前）、四、萬壽寺（京都）、五、東勝寺（鎌倉）、六、萬壽寺（鎌倉）、七、長樂寺（上野）、八、眞如寺（京都）、九、安國寺（京都）、十、萬壽寺（鎌倉）長樂、眞如、萬壽（鎌倉）と定め、後ち（慶長）と定め、後ち（慶長）と定め、後ち（慶長

波ハ 頗ハ 遠ハ 樂ハ 慶マ
ずるて
也ヤ 强ラ 緒ハ 奇ヤ
ずるて
汝ザ 該サ 詞カ 遙ラン スヤ
ずるて

器墨畫識を作る、後圓融天皇の代、高野山宥快悉曇を能くし、悉曇決傳抄、悉曇字記鈔、悉曇三密鈔、悉曇考覈鈔等を著はし、江戸時代に至り江戸靈雲寺の淨嚴、河内高貴寺の慈雲悉曇に遡す（古事類苑文學部）

シットク 十德 名物類聚 羽織の如き服を云ふ、貳嚢雜考に、十德は直綴の略劃にて、其名を唱へ誤りしこともし古く見えて下學集に、直綴と十德となり別に出せり、塵袋といふものに、十德は直綴の略にて袖長く、四幅を五寸許づゝ綻ばせたるを襴綴といふ、是にて知るべしと雖も、直綴は長袖裳付の衣の事なり、しかれば十德の仕立やうのものを直綴といふべき謂れなしといへるは非なり、そは省略ぜるによりて名の變りたることに必つかざるなりと古今要覽稿に、直綴と十德とは同制のものにあらずと歷代服飾考に十德は僧侶の褊衫（ヘンサン）より出でしものにして、褊衫は短衣にして裳を襞子（ヒダ）と云ふ、二物連綴したるを直裰（チョクトツ）と云ふ、十德は直裰の訛音なるべし」といへり 名物類聚 形業機に似たり、初めは麻布篤布を白又は黑に染めて用ひたれど、後ちに貴侍は生絹、中間小者輿昇等は布にて作れり、侍、醫師等の

（瓦牖雜考所載）

十德をうちかけて帶をするなりとあり、下に袴を著せずして中帶許にて、十德を著るを放ち十德と云ふ、特に許されたるもの、外著ることを得ず、服制（フクセイ）の揷圖參看（貞丈雜記、四季草、古今要覽稿）

ジツバウグレ 十方闇 陰陽家にて、甲申の日より癸巳の日までの十日を云ふ、此間十方の氣相起して和合を去り、萬事に忌む、是陰雨を主る故に名づくると云ふ、詳しくは漢和三才圖會に就て見よ、

シツバウヤキ 七寶燒 名物類聚 陶器の一種、

（貞丈雜記所載）

は、踝に超あれど、下々のはなし、又袴所を開し、菊綴あり 名物類聚 鎌倉時代の末より所見あれども、殿者の服にして、さるべき人の服せしことなし、貴賤共に師僧者補師等凡て長袖にして朝廷の者の禮服となり、平人は着用せず、其體放ち十德にて古と異なれり、鎌倉圖書によれば、中間小者の着する時は、下に四幅袴を著し、其上に室町時代の末より旅行の服具となり、貴賤共に著用したれども、江戸時代には將軍の寫與子及び醫

浮屠者の所ゝ謂金、銀、瑠璃、硨磲、瑪瑙、珊瑚、琥珀、頗梨（ハリ）の七寶にあらざるこれ既に識者の論ずる所なり、尊で室町時代にいたり、足利義政等の物數奇より、七寶を貴敷するに至りし事、相阿彌の君臺觀左右帳記に、「一七寶瑠璃同前當時沙汰なく候、藥眼にもおとらず、貴くは人物にて候」とあり、又慶安御觸書寛正三年三月十四日松泉軒御成の條に「還御之時寢ゟ下七寶瑠璃盛花瓶一對、並胡銅釣燈籠、以上帋間一被ゝ下也、爲御禮獻ゟ胡銅香爐盆、讃泰ゟ謝恩樂之扇一也」とあるにて知るべし、然れども當時我邦にて七寶を製したること舊記に見えざれば、かの明にて大倉窯また鬼國蕊など稱して貴敷せしものを、我邦に輸入したるにはあらざるか、陶說に「島夷之琺瑯窯、大倉國之佛郎嵌、皆非」竟石所ゝ成、不ゝ燔謂」又與舊觀

覽に、大倉窯以ゝ與作ゝ鼻、用ゝ燔燒ゝ成之、五色花者與ゝ魯郎嵌ゝ相似、曾見ゝ香爐花瓶舍兒遺子之類、但可ゝ嬉人間翫中用、非ゝ士大夫文房清玩ゝ也、又謂ゝ鬼國窯」とありて、我邦も硝子製法の中絶したると共に、この術も失せはてければ、支那を經て西洋物の我邦に入りたるものに似たり、慶長中京師の金工平田道仁（通稱彦四郎）徳川家康の命に依て、朝鮮人より七寶の製法を受け、子孫十一代に傳ふ、また京都の金工嘉長が、小堀遠州（小堀遠江守政一）の意匠をうけて、八條宮桂御別業の襖の引手を作りし中に、七寶燒を施したるものあり、蓋し嘉長も亦七寶の術を心得たりしならん、この他名古屋城中三代將軍上洛の間、二襖の引手、小堀遠州の勝色威の具足の金具に七寶を施したるものあるにより考ふれば、慶長より寛永の間に、この術の大に行れしことを知るべし、されど當時專ら流行せし、螺鈿具並に茶道具には、七寶を應用したるもの甚だ少し、只茶道具に應用したるは、小堀遠州のみなりき、遠州御藏繪に「甫公筆（遠州號ゝ宗甫）七寶釣舟の花器」とあり、これ明製の渡り物かとおもひしに、古今名物類聚に「七寶貼底濃の花七寶にて八ツ有箱柳書付宗甫公筆、包物緞子」とあるにより、我邦の製なることをしれり、これ嘉長もしくは道仁等に、遠州が意匠を授けて作らしめたるものなるべきが、然れども元來髓具は、後藤、横谷、奈良等の彫刻家ありて、精妙なる彫刻を施したるを以て、七寶を應用するの必用なく、偶々これを用ふるものあるも其意匠俗にして、人の賞翫をうくること能はず、また茶道具にも、遠州現後は、更に應用するものなく、稀れに水指盖置などに、七寶を用ひたるものありとも皆明製の渡物なり、かくのごとくにしてこの法微微として振はず、唯平田家の祕法に止りしが、享保中平田敬門の門人菅長厚、其師よりはじめて、一子相傳の法を傳へられ、江戸の淨瑠璃坂に住して僅少の小壺を製せしのみ、然るに天保中尾張藩東郡服部村の人櫛常吉、偶々製の七寶器に類似せるものを打ひろひ、これを打くだきて、其製法を考へ、始めて筆筒香盒の類を作りたり、この事藩主に聞え召されて挈家四郎）徳川家康の命に依て、朝鮮人より七寶の製法を受け、子孫十一代に傳ふ、また京都の金工嘉長が、小堀遠州（小堀遠江守政一）の意匠をうけて、八條宮桂御別業の襖の引手を作りし中に、七寶燒を施したるものあり、蓋し嘉長も亦七寶の術を心得たりしならん、この他名古屋城中三代將軍上洛の間、二襖の引手、小堀遠州の勝色威の具足の金具に七寶を施したるものあるにより考ふれば、慶長より寛永の間に、この術の大に行れしことを知るべし、されど當時專ら流行せし、螺鈿具並に茶道具には、七寶を應用したるもの甚だ少し、只茶道具に應用したるは、小堀遠州のみなりき、遠州御藏繪に「甫公筆（遠州號ゝ宗甫）七寶釣舟の花器」とあり、これ明製の渡り物かとおもひしに、古今名物類聚に「七寶貼底濃の花七寶にて八ツ有箱柳書付宗甫公筆、包物緞子」とあるにより、我邦の製なることをしれり、これ嘉長もしくは道仁等に、遠州が意匠を授けて作らしめたるものなるべきが、然れども元來髓具は、後藤、横谷、奈良等の彫刻家ありて、精妙なる彫刻を施したるを以て、七寶を應用するの必用なく、偶々これを用ふるものあるも其意匠俗にして、人の賞翫をうくること能はず、また茶道具にも、遠州現後は、更に應用するものなく、稀れに水指盖置などに、七寶を用ひたるものありとも皆明製の渡物なり、かくのごとくにしてこの法微微として振はず、唯平田家の祕法に止りしが、享保中平田敬門の門人菅長厚、其師よりはじめて、一子相傳の法を傳へられ、江戸の淨瑠璃坂に住して僅少の小壺を製せしのみ、然るに天保中尾張藩東郡服部村の人櫛常吉、偶々製の七寶器に類似せるものを打ひろひ、これを打くだきて、其製法を考へ、始めて筆筒香盒の類を作りたり、この事藩主に聞え召されて挈

りしが、就中第一缺點とする所に、在來の七寶は、七寶釉即琺瑯の色純ならざる事、第二は琺瑯面に光澤なき事、この二缺點を補ふことを以て、第一著となしたり、同年五月塚本貝助の上京するや、假工場を本所に置きしが、十一月に至り工場を銅殿坂に移す、ことに七寶釉料の如きも、ヲクネル氏の工夫にて、はじめて其法則を定む、例へば七寶背地と稱する色は、從來青色硝子を細末にして用ひしが故に、暗黑を帶びしも、ヲクネル氏は酸化銅を和して、天鵞色を得たるの類なりき、塚本貝助が林庄五郎より、七寶の製法を受ざるころは青地の藥すら、其師庄五郎が祕して他へ洩ざるより、名古屋市中を徘徊して、庄五郎が往來する所の藥舖を探り得て、同舖に就き、庄五郎が常に求むる所の藥品を薄れしに、藥品にあらずして、音色硝子なるを知り、藥舖の所有せる青色硝子を悉く購ひて、これを試みるに、果して好結果ありしといふ、七寶製法の遲歩なる見ざりしも、亦謂れなきにあらざるなり、當時アーレンス社にて製する所の七寶は、獨逸式に開り、日本趣味を加へたるものにして、ことに獨逸人の嗜好する所となりて、國國に輸入するもの少なからざりき、この時に當り、横濱に後藤省三郎といふものあり、元尾張の産にして嘗て七寶に從事せしことありしかば、七寶の外國へ輸出するをきゝ、化學家田中吉三郎を聘し、ヲクネル氏所製の七寶に擬し、終に貿易市場に比肩するにいたれり、加之後藤氏は製造を廣にして、專ら輸出を目的とせしかば、從て其價もアーレンス社に比し廉なりしより、外商も後藤氏の製品を多く購ふに至れり、其後田中氏は後藤氏と分離して、別に工場を起しとぞ、右の理由と德に、舊聞ありて、明治十年

アーレンス社の工場と工人とを、陶器前濱川惣助氏に轉渡したり、濱川氏工場を譲り受るに當り、金屬線を省きて無線となし、錆藍を寫し出すことを工夫せしが、偶々明治廿一年英國ブリチッシューザアムより、我博物館へ對し、鑑標にて充分陰影を顯せる器を製せしめんことを委囑し來れるを以て、博物館はこれを濱川氏に命じたれば、氏は日夜刻苦し、數日を費して成る、これを日本美術展覽會へ陳列して、金牌を得たり、若も金屬線を用ひず、全面に陰影を顯したるものは、これを始とす、是より先、堺本貝助等の一行、アーレンス社の聘に應じて上京するや、其門に桃井英升といふものあり、貝助と共にワグネル氏に從ひて、大に得る所ありしが、後去て京都にゆき、並川靖之に傳へたり、遂に並川氏の如き巧妙なる名工をいだし、平線法を用ふるものにては、この人の右に出るものなく、東京の濱川氏と東西相對して、この道の泰斗と仰がるゝに至れり(史事雜誌、七寶焼の戰)

シツペイ　執柄　攝政關白を云ふ、國家の政柄を取るの義(故實拾要、有職小說、貞丈雜記)、歷遠攝蔭に、執柄とは柄なればカラ共ヱ共よも也、毛詩に周旦の德を讃めて、斧柄に喩へたる也、註して云、柯柄也、譬儀に亦治國柄也云々、國主を佐り、世を治むる人に斧に取ては柄の如也、是を取るを執柄と云ふ云々」と見えたり、而して攝政關白の家を執柄家と云ふ、委しくは「セッシャウ」「クワンパク」を見よ、

ジツベンシャイック　十返舍一九　名稱　姓は重田、名は貞一、通稱與七、醉夢と號す　系統　越後國與八郎の二男、通稱與七、醉夢と號す　經歷　駿府の町同心なり、一九稍々長じて大阪に出で、大阪町奉行小田切土佐守に仕へしが、性來放蕩無賴にして、花柳の街に遊び、吏務を理めず、遂に辭職して同地の材木商某の女婿となりしが、幾干もなくして離縁せられ流浪の身となりて江戸に來り、寛政の學ま江戸長谷川町なる市人某の家に入夫したりしに、これも日ならずして離縁せられたり、かく實際の事には失敗を重ねたれど、諧術の範圍にては相應の技倆を備へしが、其技に飽ずして、後仔細ありとてこれを廢したれども、十返舍の號は、遂と黄熟香の十返を採りて名づけしものなりといへり、又世なに頃大阪なる淨瑠璃作者と交を結び、並木五瓶、若竹笛躬と共に、近松余七と署名して「木下座狹間合戰」といふ院本の作ありき、小說は寛政七年に出版せるに「心學時計草」を處女作として、種々の作ありしが、滑稽の日重く脉の輕業の如くなりて、數く著作を見合せしが、能く狂歌を讀み、諧を器用に書き、酒も飲みて、人もひよきに曇されて、滑稽な交へたる狂詩本を作り、遂に雜楽もの一流をはじめたり、此時大に世に流行せるより、種々の道中記を著したれども、事柄はみな他作の趣向を脫くるの才なかりしと見え、事柄はみな他作しものなりき、天保二年七月廿九日歿す、

ジツロクモノ　實錄物　小說(セウセツ)を見よ、

シヅワ　後輪　姓氏の一、輪の儀名所を見よ、

シデウウヂ　四條氏　姓は藤原、左大臣魚名の三男、美作守末茂より出づ、十世中御門中納言家成の長子歷季四條大宮に屬住す、故を以て孫隆衡四條と號す、後隆實に傳ふ、これより四條とも又大宮とも稱す、左大臣を贈らる、隆衡の孫權大納言隆顯の弟大納言房名の曾孫隆職、後小松天皇に仕へて權大納言となる、羽林家の一、將官を經て大納言を極官とす、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、侯爵を授けらる、一族に山科、四大路、鷲尾、油小路、柳司、八條氏等あり、是を四條家と云ふ(尊卑分脈、知譜拙記、氏族志、華族諸家傳、華族誌)

○末茂―越繼―直宣―連茂(シゲ)―輔尹(タダ)―時朝
　補任―隆綱―顯宇―家保―家成(ヨリ)―隆季(四條)
　　蔵房―隆數
　　隆綱―隆行―隆政(民部卿)―隆衡(四條)―隆信
　　　隆親―隆顯―隆實―隆資―隆量
　　　　房名―隆名―　　隆重
　　　　　　隆俊

隆宗―隆棟(ムネ)―隆直―隆盛―隆量(カズ)―隆永
　隆重―隆奈―隆昌―隆術(ノブ)―隆音―隆安
　隆文(トモ)―隆叙(ノブ)―隆師(カズ)―隆考(ナル)―隆生―隆國(ウヂ)
　隆平(トシ)―隆愛

シデウタカスケ　四條隆資　系統　隆實の子、幼にして父を失ひ、祖父隆顯に養はる、後累進して權中納言に任じ、壹非違使別當となる、既にして後醍醐天皇、北條兵討滅の事を聞りて成らず、潜に國を出で、叡山に拳し、尊良親王を奉じ、笠置に赴き給ふや、隆資また之に從ふ、笠置陷るに及び、囚となりて遠江に流され、事平くの後京都に還る、詔して參を省へしめ、更に其官職を復せらる、延元元年足利尊氏得び朝を狙す、隆資等に從うて叡山に赴き、更に兵に將として鳥山に陣し、新田義貞等と、期を刻して尊氏を夾攻せんとし、火を擧げて信號せん事を約す、會々白河の兵家火を失するあり、隆資望見して、義貞等既に京都に入るとなし、乃ち兵三千餘を率ゐて東寺を攻め、高師直と戰つて一時利ありしと雖も、遂に大敗して退く、義貞機で至る、赤大敗す、茲に於て天皇尊氏の請に從うて京都に還幸あり、隆資は絕伊に走りしが、後吉野に來りて行宮に奉仕す、天皇の崩ずるに及び、藤原實世と共に、後村上天皇を輔けて庶務を幕決せり、正平三年楠木正行、高師直を四條畷に擊ちやぶり、隆資兵三千に將として攝津天王寺に陣す、既にして正行戰死し、師直行宮を襲ふ、隆資天皇を奉じて之を賀名生に遷く、後ち從一位に叙し大納言に拜す、七年冬に男山に從ふ、天皇馬に御し夜に乘じて南歸するに際し、敵兵追擊頗る急なり、隆資卽ち返し戰うて之を詔して左大臣を贈る(大日本史)

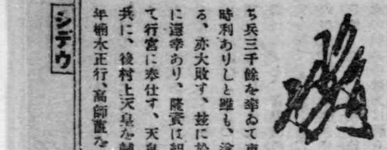
(押花賞)

シデウタカフヂ　四條隆貞　系統　隆實の子、隆資望見して、義貞等既に京都に入るとなし、乃ち兵三千餘を率ゐて東寺を攻め、高師直と戰つて一時利ありしと雖も、遂に大敗して退く、義貞機で至る、赤大敗す、茲に於て天皇尊氏の請に從うて京都に還幸あり、隆資は絕伊に走りしが、後吉野に來りて行宮に奉仕す、天皇の崩ずるに及び、藤原實世と共に、後村上天皇を輔けて庶務を幕決せり、正平三年楠木正行、高師直を四條畷に擊ちやぶり、隆貞兵三千に將として攝津天王寺に陣す、既にして正行戰死し、師直行宮を襲ふ、隆貞天皇を奉じて之を賀名生に遷く、後ち從一位に叙し大納言に拜す、七年冬に男山に從ふ、天皇馬に御し夜に乘じて南歸するに際し、敵兵追擊頗る急なり、隆貞卽ち返し戰うて之を詔して左大臣を贈る(大日本史)

シデウダイナゴン　四條大納言　藤原公任(フヂワラノキンタウ)及び源定(ミナモトノサダ)ないふ、

シデウタカスケ　四條隆資　系統　隆實の子、幼にして父を失ひ、祖父隆顯に養はる、後累進して權中納言に任じ、壹非違使別當となる、既にして後醍醐天皇、北條兵討滅の事を聞りて成らず、潜に國を出で、叡山に拳し、尊良親王を奉じ、笠置に赴き給ふや、隆資また之に從ふ、笠置陷るに及び、囚となりて遠江に流され、事平くの後京都に還る、詔して參を省へしめ、更に其官職を復せらる、延元元年足利尊氏得び朝を狙す、隆資等に從うて叡山に赴き、更に兵に將として鳥山に陣し、新田義貞等と、期を刻して尊氏を夾攻せんとし、火を擧げて信號せん事を約す、會々白河の兵家火を失するあり、隆資望見して、義貞等既に京都に入るとなし、乃ち兵三千餘を率ゐて東寺を攻め、高師直と戰つて一時利ありしと雖も、遂に大敗して退く、義貞機で至る、赤大敗す、茲に於て天皇尊氏の請に從うて京都に還幸あり、隆資は絕伊に走りしが、後吉野に來りて行宮に奉仕す、天皇の崩ずるに及び、藤原實世と共に、後村上天皇を輔けて庶務を幕決せり、正平三年楠木正行、高師直を四條畷に擊ちやぶり、隆資兵三千に將として攝津天王寺に陣す、既にして正行戰死し、師直行宮を襲ふ、隆資天皇を奉じて之を賀名生に遷く、後ち從一位に叙し大納言に拜す、七年冬に男山に從ふ、天皇馬に御し夜に乘じて南歸するに際し、敵兵追擊頗る急なり、隆資卽ち返し戰うて之を詔して左大臣を贈る(大日本史)

シデウナハテノジンジャ　四條畷神社　系統　河内國北河内郡甲可村南野○現今別格官幣社に從ふ、楠木正行(マサシゲ)を祭る、明治二十二年に創建し、別格官幣社に列せらる、

シデウナハテノタタカヒ　四條畷戰　系統　河内國河内郡(今中河内郡)牧岡村大字四條畷の野なり、讃良郡の飯盛山の南丸そニ里程に在り、楠木正行始めて軍を河内に起し、一度細川顯氏を藤井寺に敗り、再び山名時氏を天王寺に敗り、勢力頗る張る、足利尊氏大に驚き、高師直師泰兄弟をして、正平三年(北朝貞和四年)師直等六萬餘の大軍を率ゐて河内に入り四條畷に陣す、全軍を五隊に分ち、白旗一揆の旗頭畠下野守は飯盛山に、大旗一揆の旗頭川津高橋は、秋霧外山の麓に陣し、武田伊豆守は四條畷の田中に、馬の馳易き前に殘して控へ、佐々木道誉は伊駒山の南に登り、而して大將師直は二十餘町の後方に在り、前後左右に騎馬の兵射矢の兵二萬有餘を具して營を張る、正月五日の早旦に中納言四條隆資、紀伊和泉の兵二萬に將として飯盛山に向ひ、師直の軍を牽制するや、正行は弟正時、和田高家、和田賢秀等と共に精兵三千餘騎を率して四條畷に推し寄せ、直ちに一方の陣を敗り師直の營を衝かんとす、麾下野寺之を見て、飯盛山を下りて拒がんとし、正行の爲めに敗らる、武田伊豆守卽ち馳せ來りて正行の二陣の勢二千餘騎と戰ひ打負けて引退く、白旗一揆の黨、正行の二陣の勢武田を敗りたれども、疲労して飯盛山の麓に控へたるを見て、長崎貴宗等四十八騎、小松原より懸け下りて之に當り、佐々木道誉も亦七百餘騎を率ゐ、白旗一揆を助けて奮戰す、二陣の勢晝度の戰に馬疲れ戚屈して遂に敗走せり、元來小勢なる正行の兵、後陣已に敗れて、殘り留まる前陣の勢僅に三百餘騎に過ぎず、正行兄弟之を率ゐ、後陣の敗れしを顧みず、師直の陣を目して肉薄す、細川清氏、仁木賴章等之を遮らんとして皆敗らる、爰時に當り師直と正行と相距つる僅に半町のみ、正行奮闘して其本營に突進す、上山高元、師直に代りて戰死し、師直は共間に乘じて遁かに陣たりしかば、正行の本營遂に違せず、正行大に怒り再び逆擊せんとするを、和田高家之を諫め、落つるされして敵を討びき寄せんとするや、西の田中に控へたる高播磨守之を見て追擊せんとす、正行遂へ、駆て播磨守を敗り、更に奮戰して師直に近づく、師直の軍將に敗れんとす、時に錦小木四郎といへる強弓の精兵あり、狙ひ寄りて散々に射る、正時は眉間を射られ、正行もまた左右の膝口三箇所、右の

頓さき左の目尻寵深かに射られて傷き、闘兵死するもの算なし、正行等已に已時より酉時に至るまで三十餘度の戦ひに、皇絶え氣疲れたる而已ならず、今亦重傷を負ひたれば、今は是迄なりとて、正行正時の兄弟刺違へて北枕に伏し、自餘の三十二人皆是に殉ず（太平記）師直既に四條畷に於て正行兄弟を誅し、翌六日首を京都に送りて之を梟す、尊でまた行宮を焼はんとし、吉野山の麓に到る、後村上天皇倉皇行宮を發て、内侍所を奉じて賀名生に遁れ給へり、師直火を放ちて之を焼き、皇居並に廻廊客の宿所悉く灰燼となる、此戦に於て知田楠の一族殆ど盡き、菊水の旗再び皆天に飄らず、南風亦遂に競はざるに至れり（太平記、南山巡狩録）

シデウノミヤ　四條宮　山城國京都四條の南、西洞院の東に在り、藤原賴鳴、及び大納言公任の家なり、天喜二年二月後冷泉天皇、冷泉院なり遷幸あり、同四年二月新造の一條院へ遷らる（山城名勝志）

シデウノミヤ　四條宮　圓融天皇の皇后藤原寛子、ないふ（九鏡、續世繼）藤原賴忠の邸宅なり、四條宮と稱するを以てなり、

シデウハ　四條派　俳諧　松村月溪（呉春）の創めたる俳諧の一派、其宅京都四條邊に在りしを以てなり（地誌調査所）月溪名は春、字は伯望、尤伯又存白とも號せり、俗稱を嘉右衛門といふ、京都の人、壯年のころ遠州吳服の里に遊び、酒造家某方に寓居して、酒樽の蓋を畫き、新年を迎へしことありしより、名を吳春と改めしといへり、初め大西酔月を師とし、後與謝蕪村に就いて畫並に俳諧を學び、蕪村歿して後、盛擧の資格を喜びて、其門に至り業を受けんことを請へりしかど、座擧固辞して諾かざりき、然れども屢

邑二年壬申の功臣を賞して田を賜ふ、是後田を賜はること史に見えず、時には荒廢田或は荒田、或は山野、或は沒官田、或は白田を賜はることあり、醍醐天皇延喜の時、別勅田を賜ふは、其人に位を授くれば個ち位田の數に滿たしむと式に定められたり（續記、田制篇、大日本租税志）

シデン　私田　公田及び神田寺田にあらざる位田、職田、賜田、口分田、その他各種の緑色田及び墾田をいふ、詳しくは各條を參看すべし（田制篇）

シデン　寺田　佛教　寺院の所領田を云ふ、官より田地を寄せ、或は王臣よりその私地若くは功田を捨入して、その收穫を以て寺用に供せしむるものをいふ、或は寺家私に買得せるものあり、寺家自ら田野を占有して新に開墾せる者あり、僧尼に賜へる田を以て、遂にその寺院の所有とせる者あり、概して之を寺田といふ、後世寺領といふ、不輸租田にして崩運僅食せざることあるも、更に加授せざること神田に同じ、但賣買することを禁ず、田に荘園或本田、出家得度田、放生田、長生田等の種類あり（地誌調査所）推古天皇十四年、鞍作鳥に給ひたる近江國の水田二十町を以て金剛寺を作り、また聖徳太子の勝鬘經法御經を講ぜしに由り、播磨國の水田百町を太子に施ずこと書紀に見えたるは、寺田の權輿なるべし、舒明天皇十一年、百濟大寺に眞田三百町施入す、これ始めなるべきか、大寶令の時、凡田六年一班なるも神田寺田は此限にあらずと定め、元明天皇和銅六年四月、諸寺の田記錯誤するに因て更に改正し、一遍は所司に藏め、二通は諸國に頒ちたし、聖武天皇天平十八年に至り、寺家、百姓の墾田園地を買ひ、永く寺地と爲すことを禁ず、然れども名を他事に託して因地を寺家に入るゝ者往々にして在り、因りて租武天皇延暦十四年、更に禁斷を加へ、その既に先に施せるは勘錄して官に申さしめ、以後の違犯は違官に處す、また世田は寺家に捨入することを聽さず、當時佛法盛に、崇信者多く、從つて之を捨入する者甚だしく、史上散見頗る多し、降りて鎌倉幕府の時より寺田の制變れ、寺領と稱す（ジリヤウの條參看）（田制篇、大日本租税志）

シデン　四天王　帝釋天の外臣にて世知ら、四天下を護衛する王を云ふ、四王の下に各八將軍あり、即ち三十二將軍を派し、四天を巡行して、諸の出家人を救護す、故に護世諸天とも云ふ、即ち東方は持國天、南方は增長天、西方は廣目天、北方は多聞天なり、身の長半由旬、衣の重半兩、壽は五百歳、男女交接して陰陽を爲す、欲界六天の第一、須彌山の中腹に居す（諸乘法數、佛教いろは辭典）この四人を擽びて四天王と稱す、即ち左の如し（和漢名數）

（一）和歌の四天王　紫好　淨辨　慶運

（二）武將の四天王　平越前　沢頼信　平致頼　藤原保昌

（三）輝光の四天王　坂田金時　碓井貞光　卜部季武

（四）義經の四天王　鎌田政清　佐藤忠信　佐藤嗣信

（五）義仲の四天王　樋口兼光　根　親忠　楯野井行親

（六）義貞の四天王　豆利新左衛門　栗生左衛門　篠塚伊賀守

（七）謙信の四天王（北越四天王）　甘糟景持　宇佐美眞勝　柿崎景家　直江實綱

（八）信玄の四天王（甲陽四天王）　甘利信益　小山田昌辰　飯富虎昌　板垣信形

（九）信長の四天王　柴田勝家　滝川一益　丹羽長秀　明智光秀

（十）秀頼の四天王　木村重成　眞田幸村　長曾我部盛親　後藤基次

（十一）家康の四天王　井伊直政　本多忠勝　榊原康政　酒井忠次

（十二）二階堂盛義の四天王　浜田　遠藤　守屋　箭部

（十三）結城の四天王　多賀谷　水谷　山川　岩上

（十四）蒿名の四天王　松本　佐瀬　富田

シデンワウガフキヤウホフ　四天王合行法　佛教　四天王を本尊として災を攘ひ福を招かんが爲に修する法を云ふ、四天王とは多聞ゑ持國　增長廣目を云ふ（地誌調査所）慶三年正月奏瀧國中山南神宮寺にて三七日修す、既にして將門誅に伏す、

○月溪——
- 松村景文
- 岡本豐彦
- 柴田義董
- 山脇東暘
- 佐久間草鹿
- 田中日華
- 諏川文鼎
- 熊谷直彦

シデウハ　四條派　時宗の一派、二世他阿彌陀佛の弟子淨阿、宮第四條道場金蓮寺に住して衆を領し、法門を顯揚する者を稱す、その居四條なる故に名づくと云ふ、金蓮寺の本山とす、「キンレンジ」及び時宗（ジシュウ）參看（佛教各宗綱要、日本佛教史綱）

シデン　親篆　禪宗にて一寺の住持になること、又濟叙ともいふ、元は官吏が任に就いて官印を捺す義にして、茲は印のことなり、清規類書に曰く、官分紀當度使親ら事三日、洗ら印盒、其印鉗、啟曰、親篆、又曰、濟篆、と見ゆ、然るにいつしか變じて禪宗内の用語となり、勅修清規の入院の條に、知事捧呈寺印、新命者封、付二知事一開封、新命二親篆一と、あるがごとく、住持退院の時に其寺印を封じて知事に傳へしめ、知事新住持入院の日に至りて、其寺印を捧呈するを、新住持受けて之を祝するを嘗か稱し、後世また三幅として此事の如何に關らず、新住持となることを親篆と稱するに至りたり（禪林象器箋）

シデン　賜田　佛教　別勅を以て功勞ある人に賜ふ田をいふ、別勅賜田とも云ふ、班田の時も收益せずして之を賜ふ、倫租田なり（地誌調査所）用明天皇二年四月、遂見赤檮、守屋大連を射殺せしを以て四一萬頃を賜ふこと書紀に見えたり、推古天皇の世、聖徳太子に水田二町を賜ひ、聖徳太子に水田一百町を施し、持統天皇六年十二月音博士續守言、薩弘恪に水田四町を賜ひ、十年四月伊豫國物部乗、歿後國王生諸石に水田四町を賜ひ、久しく廣地に苦しむを憫む、同年五月尾張狛狗大隅に水田四十町を賜ふ、和銅二年伊勢守大宅金弓に當國田十町を賜ひ、其功績を以て、續

後三條天皇延久二年十一月施賞す、天文密奏陰陽師勘文等兵革の前兆となす、仍ち犢徘御長案をして延暦寺に修せしむ(諸法要略記)

シテンワウヰン　四天王寺　攝津國東成郡(大阪)天王寺村○茨田山と號す、又難波寺、難波大寺、御津寺、法花圓堀江寺と云ふ、攝津國四天王寺、元は八宗兼學○本尊は如意輪觀音にして、厩戸に創始や物部守屋は穴穂部皇子を立てゝ太子とせんと欲す、是より先守屋蘇我馬子と讐を爭ひ、且佛法の事を以て互に相仇視せしが、是に至りて遂に兵端を開く、馬子乃ち廐戸皇子を率ゐて守屋を討す、皇子兵を率ゐて河内の守屋の並川の宅を攻めて屬々敗る、皇子群臣と謀して大願を四天王に發して、敵人降伏の事を祈る、既にして戰大に克ち、守屋を滅す、皇子仍て用明天皇二年を以て當寺を玉造の岸上に建て給ひしが、推古天皇元年に之を今の地に移せり、當時境内の施藥院療病院悲田院敬田院の四種に區別し、山號を荒陵山と稱し、寺號は別に難波寺、難波大寺、御津寺、法花圓堀江寺と云ふ、元と八宗兼學なりしが、徳川氏に至り、日光山門主の管轄に屬し、專ら天台宗を奉ぜり、推古天皇三年朝廷近江遠江等六國につきて、三百畑の封戸を賜ひ、同六年守屋の田園其他より十八萬六千餘代の田地を納め、同十年又播磨朝來郡の墾田十二萬八千餘代を寄せ、當來歴代の天皇亦續りに封戸寺田を寄進し給ふ、恒武天皇延暦二十年十月竝に詣で、法施の樂を奏し、勝成村上後一條鳥羽後白河後鳥羽亀山後醍醐後光嚴の諸帝前後幸を枉げさせ給ふ、天正四年五月織田信長事を以て伽藍を焚きしも、同六年には地子六十二石を免じて、再興の志を表し、同十一年豊臣秀吉は再興な命じ、錢五千貫米五千石を寄進せり、文祿三年秋野享順勸進を始め、遂に堂宇の再興を成せり、享和元年十二月雷火の爲めに炎上し、金堂、講堂、五重塔、其他四十有餘の建物悉く烏有に歸せり、文化九年大阪白銀町の紙屑問屋路屋太郎左衛門と云もの、當勘勸進の任に當り、之を再造せりといふ、即ち今の建物是なり○鳥羽天皇の時より、近江國三井寺の管轄に屬し、鎌倉時代を經て永く相承せり(此間延暦寺より數延に訴へて三井寺に屬したる時もありき)室町時代には、天台眞言兩宗共に繁昌し、第一二間は惣門、第三間は二間二戸、第四間は二間一戸、第五間は二間一戸にして、第六間は二間一戸にして、第七間は二間一戸にして、第八間は二間一戸にして、第九間は二間一戸にして、第十間は二間一戸にして、第十一間は二間一戸にして、第十二間は二間一戸にして、第十三間は二間一戸にして、第十四間は二間一戸にして、第十五間は二間一戸にして、第十六間は二間一戸にして、第十七間は二間一戸にして、第十八間は二間一戸にして、第十九間は二間一戸にして、第二十間は二間一戸にして、第二十一間は二間一戸にして、第二十二間は二間一戸にして、第二十三間は二間一戸にして、第二十四間は二間一戸にして、第二十五間は二間一戸にして、第二十六間は二間一戸にして、第二十七間は二間一戸にして、第二十八間は二間一戸にして、第二十九間は二間一戸にして、第三十間は二間一戸にして、第三十一間は二間一戸にして、第三十二間は二間一戸にして、第三十三間は二間一戸にして、第三十四間は二間一戸にして、第三十五間は二間一戸にして、第三十六間は二間一戸にして、第三十七間は二間一戸にして、第三十八間は二間一戸にして、第三十九間は二間一戸にして、第四十間は二間一戸にして、第四十一間は二間一戸にして、第四十二間は二間一戸にして、第四十三間は二間一戸にして、第四十四間は二間一戸にして、第四十五間は二間一戸にして、第四十六間は二間一戸にして、第四十七間は二間一戸にして、第四十八間は二間一戸にして、第四十九間は二間一戸にして、第五十間は二間一戸にして、第五十一間は二間一戸にして、第五十二間は二間一戸にして、第五十三間は二間一戸にして、第五十四間は二間一戸にして、第五十五間は二間一戸にして、第五十六間は二間一戸にして、第五十七間は二間一戸にして、第五十八間は二間一戸にして、第五十九間は二間一戸にして、第六十間は二間一戸にして、第六十一間は二間一戸にして、第六十二間は二間一戸にして、第六十三間は二間一戸にして、第六十四間は二間一戸にして、第六十五間は二間一戸にして、第六十六間は二間一戸にして、第六十七間は二間一戸にして、第六十八間は二間一戸にして、第六十九間は二間一戸にして、第七十間は二間一戸にして、第七十一間は二間一戸にして、第七十二間は二間一戸にして、第七十三間は二間一戸にして、第七十四間は二間一戸にして、第七十五間は二間一戸にして、第七十六間は二間一戸にして、第七十七間は二間一戸にして、第七十八間は二間一戸にして、第七十九間は二間一戸にして、第八十間は二間一戸にして、第八十一間は二間一戸にして、第八十二間は二間一戸にして、第八十三間は二間一戸にして、第八十四間は二間一戸にして、第八十五間は二間一戸にして、第八十六間は二間一戸にして、第八十七間は二間一戸にして、第八十八間は二間一戸にして、第八十九間は二間一戸にして、第九十間は二間一戸にして、第九十一間は二間一戸にして、第九十二間は二間一戸にして、第九十三間は二間一戸にして、第九十四間は二間一戸にして、第九十五間は二間一戸にして、第九十六間は二間一戸にして、第九十七間は二間一戸にして、第九十八間は二間一戸にして、第九十九間は二間一戸にして、第百間は二間一戸にして、第百一間は二間一戸にして、第百二間は二間一戸にして、第百三間は二間一戸にして、第百四間は二間一戸にして、第百五間は二間一戸にして、第百六間は二間一戸にして、第百七間は二間一戸にして、第百八間は二間一戸にして、第百九間は二間一戸にして、第百十間は二間一戸にして、第百十一間は二間一戸にして、第百十二間は二間一戸にして、第百十三間は二間一戸にして、第百十四間は二間一戸にして、第百十五間は二間一戸にして、第百十六間は二間一戸にして、第百十七間は二間一戸にして、第百十八間は二間一戸にして、第百十九間は二間一戸にして、第百二十間は二間一戸にして、第百二十一間は二間一戸にして、第百二十二間は二間一戸にして、第百二十三間は二間一戸にして、第百二十四間は二間一戸にして、第百二十五間は二間一戸にして、第百二十六間は二間一戸にして、第百二十七間は二間一戸にして、第百二十八間は二間一戸にして、第百二十九間は二間一戸にして、第百三十間は二間一戸にして、第百三十一間は二間一戸にして、第百三十二間は二間一戸にして、第百三十三間は二間一戸にして、第百三十四間は二間一戸にして、第百三十五間は二間一戸にして、第百三十六間は二間一戸にして、第百三十七間は二間一戸にして、第百三十八間は二間一戸にして、第百三十九間は二間一戸にして、第百四十間は二間一戸にして、第百四十一間は二間一戸にして、第百四十二間は二間一戸にして、第百四十三間は二間一戸にして、第百四十四間は二間一戸にして、第百四十五間は二間一戸にして、第百四十六間は二間一戸にして、第百四十七間は二間一戸にして、第百四十八間は二間一戸にして、第百四十九間は二間一戸にして、第百五十間は二間一戸にして、第百五十一間は二間一戸にして、第百五十二間は二間一戸にして、第百五十三間は二間一戸にして、第百五十四間は二間一戸にして、第百五十五間は二間一戸にして、第百五十六間は二間一戸にして、第百五十七間は二間一戸にして、第百五十八間は二間一戸にして、第百五十九間は二間一戸にして、第百六十間は二間一戸にして、第百六十一間は二間一戸にして、第百六十二間は二間一戸にして、第百六十三間は二間一戸にして、第百六十四間は二間一戸にして、第百六十五間は二間一戸にして、第百六十六間は二間一戸にして、第百六十七間は二間一戸にして、第百六十八間は二間一戸にして、第百六十九間は二間一戸にして、第百七十間は二間一戸にして、第百七十一間は二間一戸にして、第百七十二間は二間一戸にして、第百七十三間は二間一戸にして、第百七十四間は二間一戸にして、第百七十五間は二間一戸にして、第百七十六間は二間一戸にして、第百七十七間は二間一戸にして、第百七十八間は二間一戸にして、第百七十九間は二間一戸にして、第百八十間は二間一戸にして、第百八十一間は二間一戸にして、第百八十二間は二間一戸にして、第百八十三間は二間一戸にして、第百八十四間は二間一戸にして、第百八十五間は二間一戸にして、第百八十六間は二間一戸にして、第百八十七間は二間一戸にして、第百八十八間は二間一戸にして、第百八十九間は二間一戸にして、第百九十間は二間一戸にして、第百九十一間は二間一戸にして、第百九十二間は二間一戸にして、第百九十三間は二間一戸にして、第百九十四間は二間一戸にして、第百九十五間は二間一戸にして、第百九十六間は二間一戸にして、第百九十七間は二間一戸にして、第百九十八間は二間一戸にして、第百九十九間は二間一戸にして、第二百間は二間一戸にして、第二百一間は二間一戸にして、第二百二間は二間一戸にして、第二百三間は二間一戸にして、第二百四間は二間一戸にして、第二百五間は二間一戸にして、第二百六間は二間一戸にして、第二百七間は二間一戸にして、第二百八間は二間一戸にして、第二百九間は二間一戸にして、第二百十間は二間一戸にして、第二百十一間は二間一戸にして、第二百十二間は二間一戸にして、第二百十三間は二間一戸にして、第二百十四間は二間一戸にして、第二百十五間は二間一戸にして、第二百十六間は二間一戸にして、第二百十七間は二間一戸にして、第二百十八間は二間一戸にして、第二百十九間は二間一戸にして、第二百二十間は二間一戸にして、第二百二十一間は二間一戸にして、第二百二十二間は二間一戸にして、第二百二十三間は二間一戸にして、第二百二十四間は二間一戸にして、第二百二十五間は二間一戸にして、第二百二十六間は二間一戸にして、第二百二十七間は二間一戸にして、第二百二十八間は二間一戸にして、第二百二十九間は二間一戸にして、第二百三十間は二間一戸にして、第二百三十一間は二間一戸にして、第二百三十二間は二間一戸にして、第二百三十三間は二間一戸にして、第二百三十四間は二間一戸にして、第二百三十五間は二間一戸にして、第二百三十六間は二間一戸にして、第二百三十七間は二間一戸にして、第二百三十八間は二間一戸にして、第二百三十九間は二間一戸にして、第二百四十間は二間一戸にして、第二百四十一間は二間一戸にして、第二百四十二間は二間一戸にして、第二百四十三間は二間一戸にして、第二百四十四間は二間一戸にして、第二百四十五間は二間一戸にして、第二百四十六間は二間一戸にして、第二百四十七間は二間一戸にして、第二百四十八間は二間一戸にして、第二百四十九間は二間一戸にして、第二百五十間は二間一戸にして、第二百五十一間は二間一戸にして、第二百五十二間は二間一戸にして、第二百五十三間は二間一戸にして、第二百五十四間は二間一戸にして、第二百五十五間は二間一戸にして、第二百五十六間は二間一戸にして、第二百五十七間は二間一戸にして、第二百五十八間は二間一戸にして、第二百五十九間は二間一戸にして、第二百六十間は二間一戸にして、第二百六十一間は二間一戸にして、第二百六十二間は二間一戸にして、第二百六十三間は二間一戸にして、第二百六十四間は二間一戸にして、第二百六十五間は二間一戸にして、第二百六十六間は二間一戸にして、第二百六十七間は二間一戸にして、第二百六十八間は二間一戸にして、第二百六十九間は二間一戸にして、第二百七十間は二間一戸にして、第二百七十一間は二間一戸にして、第二百七十二間は二間一戸にして、第二百七十三間は二間一戸にして、第二百七十四間は二間一戸にして、第二百七十五間は二間一戸にして、第二百七十六間は二間一戸にして、第二百七十七間は二間一戸にして、第二百七十八間は二間一戸にして、第二百七十九間は二間一戸にして、第二百八十間は二間一戸にして、第二百八十一間は二間一戸にして、第二百八十二間は二間一戸にして、第二百八十三間は二間一戸にして、第二百八十四間は二間一戸にして、第二百八十五間は二間一戸にして、第二百八十六間は二間一戸にして、第二百八十七間は二間一戸にして、第二百八十八間は二間一戸にして、第二百八十九間は二間一戸にして、第二百九十間は二間一戸にして、第二百九十一間は二間一戸にして、第二百九十二間は二間一戸にして、第二百九十三間は二間一戸にして、第二百九十四間は二間一戸にして、第二百九十五間は二間一戸にして、第二百九十六間は二間一戸にして、第二百九十七間は二間一戸にして、第二百九十八間は二間一戸にして、第二百九十九間は二間一戸にして、第三百間は二間一戸にして、第三百一間は二間一戸にして、第三百二間は二間一戸にして、第三百三間は二間一戸にして、第三百四間は二間一戸にして、第三百五間は二間一戸にして、第三百六間は二間一戸にして、第三百七間は二間一戸にして、第三百八間は二間一戸にして、第三百九間は二間一戸にして、第三百十間は二間一戸にして、第三百十一間は二間一戸にして、第三百十二間は二間一戸にして、第三百十三間は二間一戸にして、第三百十四間は二間一戸にして、第三百十五間は二間一戸にして、第三百十六間は二間一戸にして、第三百十七間は二間一戸にして、第三百十八間は二間一戸にして、第三百十九間は二間一戸にして、第三百二十間は二間一戸にして、第三百二十一間は二間一戸にして、第三百二十二間は二間一戸にして、第三百二十三間は二間一戸にして、第三百二十四間は二間一戸にして、第三百二十五間は二間一戸にして、第三百二十六間は二間一戸にして、第三百二十七間は二間一戸にして、第三百二十八間は二間一戸にして、第三百二十九間は二間一戸にして、第三百三十間は二間一戸にして、第三百三十一間は二間一戸にして、第三百三十二間は二間一戸にして、第三百三十三間は二間一戸にして、第三百三十四間は二間一戸にして、第三百三十五間は二間一戸にして、第三百三十六間は二間一戸にして、第三百三十七間は二間一戸にして、第三百三十八間は二間一戸にして、第三百三十九間は二間一戸にして、第三百四十間は二間一戸にして、第三百四十一間は二間一戸にして、第三百四十二間は二間一戸にして、第三百四十三間は二間一戸にして、第三百四十四間は二間一戸にして、第三百四十五間は二間一戸にして、第三百四十六間は二間一戸にして、第三百四十七間は二間一戸にして、第三百四十八間は二間一戸にして、第三百四十九間は二間一戸にして、第三百五十間は二間一戸にして、第三百五十一間は二間一戸にして、第三百五十二間は二間一戸にして、第三百五十三間は二間一戸にして、第三百五十四間は二間一戸にして、第三百五十五間は二間一戸にして、第三百五十六間は二間一戸にして、第三百五十七間は二間一戸にして、第三百五十八間は二間一戸にして、第三百五十九間は二間一戸にして、第三百六十間は二間一戸にして、第三百六十一間は二間一戸にして、第三百六十二間は二間一戸にして、第三百六十三間は二間一戸にして、第三百六十四間は二間一戸にして、第三百六十五間は二間一戸にして、第三百六十六間は二間一戸にして、第三百六十七間は二間一戸にして、第三百六十八間は二間一戸にして、第三百六十九間は二間一戸にして、第三百七十間は二間一戸にして、第三百七十一間は二間一戸にして、第三百七十二間は二間一戸にして、第三百七十三間は二間一戸にして、第三百七十四間は二間一戸にして、第三百七十五間は二間一戸にして、第三百七十六間は二間一戸にして、第三百七十七間は二間一戸にして、第三百七十八間は二間一戸にして、第三百七十九間は二間一戸にして、第三百八十間は二間一戸にして、第三百八十一間は二間一戸にして、第三百八十二間は二間一戸にして、第三百八十三間は二間一戸にして、第三百八十四間は二間一戸にして、第三百八十五間は二間一戸にして、第三百八十六間は二間一戸にして、第三百八十七間は二間一戸にして、第三百八十八間は二間一戸にして、第三百八十九間は二間一戸にして、第三百九十間は二間一戸にして、第三百九十一間は二間一戸にして、第三百九十二間は二間一戸にして、第三百九十三間は二間一戸にして、第三百九十四間は二間一戸にして、第三百九十五間は二間一戸にして、第三百九十六間は二間一戸にして、第三百九十七間は二間一戸にして、第三百九十八間は二間一戸にして、第三百九十九間は二間一戸にして、第四百間は二間一戸にして、第四百一間は二間一戸にして、第四百二間は二間一戸にして、第四百三間は二間一戸にして、第四百四間は二間一戸にして、第四百五間は二間一戸にして、第四百六間は二間一戸にして、第四百七間は二間一戸にして、第四百八間は二間一戸にして、第四百九間は二間一戸にして、第四百十間は二間一戸にして、第四百十一間は二間一戸にして、第四百十二間は二間一戸にして、第四百十三間は二間一戸にして、第四百十四間は二間一戸にして、第四百十五間は二間一戸にして、第四百十六間は二間一戸にして、第四百十七間は二間一戸にして、第四百十八間は二間一戸にして、第四百十九間は二間一戸にして、第四百二十間は二間一戸にして、第四百二十一間は二間一戸にして、第四百二十二間は二間一戸にして、第四百二十三間は二間一戸にして、第四百二十四間は二間一戸にして、第四百二十五間は二間一戸にして、第四百二十六間は二間一戸にして、第四百二十七間は二間一戸にして、第四百二十八間は二間一戸にして、第四百二十九間は二間一戸にして、第四百三十間は二間一戸にして、第四百三十一間は二間一戸にして、第四百三十二間は二間一戸にして、第四百三十三間は二間一戸にして、第四百三十四間は二間一戸にして、第四百三十五間は二間一戸にして、第四百三十六間は二間一戸にして、第四百三十七間は二間一戸にして、第四百三十八間は二間一戸にして、第四百三十九間は二間一戸にして、第四百四十間は二間一戸にして、第四百四十一間は二間一戸にして、第四百四十二間は二間一戸にして、第四百四十三間は二間一戸にして、第四百四十四間は二間一戸にして、第四百四十五間は二間一戸にして、第四百四十六間は二間一戸にして、第四百四十七間は二間一戸にして、第四百四十八間は二間一戸にして、第四百四十九間は二間一戸にして、第四百五十間は二間一戸にして、第四百五十一間は二間一戸にして、第四百五十二間は二間一戸にして、第四百五十三間は二間一戸にして、第四百五十四間は二間一戸にして、第四百五十五間は二間一戸にして、第四百五十六間は二間一戸にして、第四百五十七間は二間一戸にして、第四百五十八間は二間一戸にして、第四百五十九間は二間一戸にして、第四百六十間は二間一戸にして、第四百六十一間は二間一戸にして、第四百六十二間は二間一戸にして、第四百六十三間は二間一戸にして、第四百六十四間は二間一戸にして、第四百六十五間は二間一戸にして、第四百六十六間は二間一戸にして、第四百六十七間は二間一戸にして、第四百六十八間は二間一戸にして、第四百六十九間は二間一戸にして、第四百七十間は二間一戸にして、第四百七十一間は二間一戸にして、第四百七十二間は二間一戸にして、第四百七十三間は二間一戸にして、第四百七十四間は二間一戸にして、第四百七十五間は二間一戸にして、第四百七十六間は二間一戸にして、第四百七十七間は二間一戸にして、第四百七十八間は二間一戸にして、第四百七十九間は二間一戸にして、第四百八十間は二間一戸にして、第四百八十一間は二間一戸にして、第四百八十二間は二間一戸にして、第四百八十三間は二間一戸にして、第四百八十四間は二間一戸にして、第四百八十五間は二間一戸にして、第四百八十六間は二間一戸にして、第四百八十七間は二間一戸にして、第四百八十八間は二間一戸にして、第四百八十九間は二間一戸にして、第四百九十間は二間一戸にして、第四百九十一間は二間一戸にして、第四百九十二間は二間一戸にして、第四百九十三間は二間一戸にして、第四百九十四間は二間一戸にして、第四百九十五間は二間一戸にして、第四百九十六間は二間一戸にして、第四百九十七間は二間一戸にして、第四百九十八間は二間一戸にして、第四百九十九間は二間一戸にして、第五百間は二間一戸にして、第五百一間は二間一戸にして、第五百二間は二間一戸にして、第五百三間は二間一戸にして、第五百四間は二間一戸にして、第五百五間は二間一戸にして、第五百六間は二間一戸にして、第五百七間は二間一戸にして、第五百八間は二間一戸にして、第五百九間は二間一戸にして、第五百十間は二間一戸にして、第五百十一間は二間一戸にして、第五百十二間は二間一戸にして、第五百十三間は二間一戸にして、第五百十四間は二間一戸にして、第五百十五間は二間一戸にして、第五百十六間は二間一戸にして、第五百十七間は二間一戸にして、第五百十八間は二間一戸にして、第五百十九間は二間一戸にして、第五百二十間は二間一戸にして、第五百二十一間は二間一戸にして、第五百二十二間は二間一戸にして、第五百二十三間は二間一戸にして、第五百二十四間は二間一戸にして、第五百二十五間は二間一戸にして、第五百二十六間は二間一戸にして、第五百二十七間は二間一戸にして、第五百二十八間は二間一戸にして、第五百二十九間は二間一戸にして、第五百三十間は二間一戸にして、第五百三十一間は二間一戸にして、第五百三十二間は二間一戸にして、第五百三十三間は二間一戸にして、第五百三十四間は二間一戸にして、第五百三十五間は二間一戸にして、第五百三十六間は二間一戸にして、第五百三十七間は二間一戸にして、第五百三十八間は二間一戸にして、第五百三十九間は二間一戸にして、第五百四十間は二間一戸にして、第五百四十一間は二間一戸にして、第五百四十二間は二間一戸にして、第五百四十三間は二間一戸にして、第五百四十四間は二間一戸にして、第五百四十五間は二間一戸にして、第五百四十六間は二間一戸にして、第五百四十七間は二間一戸にして、第五百四十八間は二間一戸にして、第五百四十九間は二間一戸にして、第五百五十間は二間一戸にして、第五百五十一間は二間一戸にして、第五百五十二間は二間一戸にして、第五百五十三間は二間一戸にして、第五百五十四間は二間一戸にして、第五百五十五間は二間一戸にして、第五百五十六間は二間一戸にして、第五百五十七間は二間一戸にして、第五百五十八間は二間一戸にして、第五百五十九間は二間一戸にして、第五百六十間は二間一戸にして、第五百六十一間は二間一戸にして、第五百六十二間は二間一戸にして、第五百六十三間は二間一戸にして、第五百六十四間は二間一戸にして、第五百六十五間は二間一戸にして、第五百六十六間は二間一戸にして、第五百六十七間は二間一戸にして、第五百六十八間は二間一戸にして、第五百六十九間は二間一戸にして、第五百七十間は二間一戸にして、第五百七十一間は二間一戸にして、第五百七十二間は二間一戸にして、第五百七十三間は二間一戸にして、第五百七十四間は二間一戸にして、第五百七十五間は二間一戸にして、第五百七十六間は二間一戸にして、第五百七十七間は二間一戸にして、第五百七十八間は二間一戸にして、第五百七十九間は二間一戸にして、第五百八十間は二間一戸にして、第五百八十一間は二間一戸にして、第五百八十二間は二間一戸にして、第五百八十三間は二間一戸にして、第五百八十四間は二間一戸にして、第五百八十五間は二間一戸にして、第五百八十六間は二間一戸にして、第五百八十七間は二間一戸にして、第五百八十八間は二間一戸にして、第五百八十九間は二間一戸にして、第五百九十間は二間一戸にして、第五百九十一間は二間一戸にして、第五百九十二間は二間一戸にして、第五百九十三間は二間一戸にして、第五百九十四間は二間一戸にして、第五百九十五間は二間一戸にして、第五百九十六間は二間一戸にして、第五百九十七間は二間一戸にして、第五百九十八間は二間一戸にして、第五百九十九間は二間一戸にして、第六百間は二間一戸にして、第六百一間は二間一戸にして、第六百二間は二間一戸にして、第六百三間は二間一戸にして、第六百四間は二間一戸にして、第六百五間は二間一戸にして、第六百六間は二間一戸にして、第六百七間は二間一戸にして、第六百八間は二間一戸にして、第六百九間は二間一戸にして、第六百十間は二間一戸にして、第六百十一間は二間一戸にして、第六百十二間は二間一戸にして、第六百十三間は二間一戸にして、第六百十四間は二間一戸にして、第六百十五間は二間一戸にして、第六百十六間は二間一戸にして、第六百十七間は二間一戸にして、第六百十八間は二間一戸にして、第六百十九間は二間一戸にして、第六百二十間は二間一戸にして、第六百二十一間は二間一戸にして、第六百二十二間は二間一戸にして、第六百二十三間は二間一戸にして、第六百二十四間は二間一戸にして、第六百二十五間は二間一戸にして、第六百二十六間は二間一戸にして、第六百二十七間は二間一戸にして、第六百二十八間は二間一戸にして、第六百二十九間は二間一戸にして、第六百三十間は二間一戸にして、第六百三十一間は二間一戸にして、第六百三十二間は二間一戸にして、第六百三十三間は二間一戸にして、第六百三十四間は二間一戸にして、第六百三十五間は二間一戸にして、第六百三十六間は二間一戸にして、第六百三十七間は二間一戸にして、第六百三十八間は二間一戸にして、第六百三十九間は二間一戸にして、第六百四十間は二間一戸にして、第六百四十一間は二間一戸にして、第六百四十二間は二間一戸にして、第六百四十三間は二間一戸にして、第六百四十四間は二間一戸にして、第六百四十五間は二間一戸にして、第六百四十六間は二間一戸にして、第六百四十七間は二間一戸にして、第六百四十八間は二間一戸にして、第六百四十九間は二間一戸にして、第六百五十間は二間一戸にして、第六百五十一間は二間一戸にして、第六百五十二間は二間一戸にして、第六百五十三間は二間一戸にして、第六百五十四間は二間一戸にして、第六百五十五間は二間一戸にして、第六百五十六間は二間一戸にして、第六百五十七間は二間一戸にして、第六百五十八間は二間一戸にして、第六百五十九間は二間一戸にして、第六百六十間は二間一戸にして、第六百六十一間は二間一戸にして、第六百六十二間は二間一戸にして、第六百六十三間は二間一戸にして、第六百六十四間は二間一戸にして、第六百六十五間は二間一戸にして、第六百六十六間は二間一戸にして、第六百六十七間は二間一戸にして、第六百六十八間は二間一戸にして、第六百六十九間は二間一戸にして、第六百七十間は二間一戸にして、第六百七十一間は二間一戸にして、第六百七十二間は二間一戸にして、第六百七十三間は二間一戸にして、第六百七十四間は二間一戸にして、第六百七十五間は二間一戸にして、第六百七十六間は二間一戸にして、第六百七十七間は二間一戸にして、第六百七十八間は二間一戸にして、第六百七十九間は二間一戸にして、第六百八十間は二間一戸にして、第六百八十一間は二間一戸にして、第六百八十二間は二間一戸にして、第六百八十三間は二間一戸にして、第六百八十四間は二間一戸にして、第六百八十五間は二間一戸にして、第六百八十六間は二間一戸にして、第六百八十七間は二間一戸にして、第六百八十八間は二間一戸にして、第六百八十九間は二間一戸にして、第六百九十間は二間一戸にして、第六百九十一間は二間一戸にして、第六百九十二間は二間一戸にして、第六百九十三間は二間一戸にして、第六百九十四間は二間一戸にして、第六百九十五間は二間一戸にして、第六百九十六間は二間一戸にして、第六百九十七間は二間一戸にして、第六百九十八間は二間一戸にして、第六百九十九間は二間一戸にして、第七百間は二間一戸にして、第七百一間は二間一戸にして、第七百二間は二間一戸にして、第七百三間は二間一戸にして、第七百四間は二間一戸にして、第七百五間は二間一戸にして、第七百六間は二間一戸にして、第七百七間は二間一戸にして、第七百八間は二間一戸にして、第七百九間は二間一戸にして、第七百十間は二間一戸にして、第七百十一間は二間一戸にして、第七百十二間は二間一戸にして、第七百十三間は二間一戸にして、第七百十四間は二間一戸にして、第七百十五間は二間一戸にして、第七百十六間は二間一戸にして、第七百十七間は二間一戸にして、第七百十八間は二間一戸にして、第七百十九間は二間一戸にして、第七百二十間は二間一戸にして、第七百二十一間は二間一戸にして、第七百二十二間は二間一戸にして、第七百二十三間は二間一戸にして、第七百二十四間は二間一戸にして、第七百二十五間は二間一戸にして、第七百二十六間は二間一戸にして、第七百二十七間は二間一戸にして、第七百二十八間は二間一戸にして、第七百二十九間は二間一戸にして、第七百三十間は二間一戸にして、第七百三十一間は二間一戸にして、第七百三十二間は二間一戸にして、第七百三十三間は二間一戸にして、第七百三十四間は二間一戸にして、第七百三十五間は二間一戸にして、第七百三十六間は二間一戸にして、第七百三十七間は二間一戸にして、第七百三十八間は二間一戸にして、第七百三十九間は二間一戸にして、第七百四十間は二間一戸にして、第七百四十一間は二間一戸にして、第七百四十二間は二間一戸にして、第七百四十三間は二間一戸にして、第七百四十四間は二間一戸にして、第七百四十五間は二間一戸にして、第七百四十六間は二間一戸にして、第七百四十七間は二間一戸にして、第七百四十八間は二間一戸にして、第七百四十九間は二間一戸にして、第七百五十間は二間一戸にして、第七百五十一間は二間一戸にして、第七百五十二間は二間一戸にして、第七百五十三間は二間一戸にして、第七百五十四間は二間一戸にして、第七百五十五間は二間一戸にして、第七百五十六間は二間一戸にして、第七百五十七間は二間一戸にして、第七百五十八間は二間一戸にして、第七百五十九間は二間一戸にして、第七百六十間は二間一戸にして、第七百六十一間は二間一戸にして、第七百六十二間は二間一戸にして、第七百六十三間は二間一戸にして、第七百六十四間は二間一戸にして、第七百六十五間は二間一戸にして、第七百六十六間は二間一戸にして、第七百六十七間は二間一戸にして、第七百六十八間は二間一戸にして、第七百六十九間は二間一戸にして、第七百七十間は二間一戸にして、第七百七十一間は二間一戸にして、第七百七十二間は二間一戸にして、第七百七十三間は二間一戸にして、第七百七十四間は二間一戸にして、第七百七十五間は二間一戸にして、第七百七十六間は二間一戸にして、第七百七十七間は二間一戸にして、第七百七十八間は二間一戸にして、第七百七十九間は二間一戸にして、第七百八十間は二間一戸にして、第七百八十一間は二間一戸にして、第七百八十二間は二間一戸にして、第七百八十三間は二間一戸にして、第七百八十四間は二間一戸にして、第七百八十五間は二間一戸にして、第七百八十六間は二間一戸にして、第七百八十七間は二間一戸にして、第七百八十八間は二間一戸にして、第七百八十九間は二間一戸にして、第七百九十間は二間一戸にして、第七百九十一間は二間一戸にして、第七百九十二間は二間一戸にして、第七百九十三間は二間一戸にして、第七百九十四間は二間一戸にして、第七百九十五間は二間一戸にして、第七百九十六間は二間一戸にして、第七百九十七間は二間一戸にして、第七百九十八間は二間一戸にして、第七百九十九間は二間一戸にして、第八百間は二間一戸にして、第八百一間は二間一戸にして、第八百二間は二間一戸にして、第八百三間は二間一戸にして、第八百四間は二間一戸にして、第八百五間は二間一戸にして、第八百六間は二間一戸にして、第八百七間は二間一戸にして、第八百八間は二間一戸にして、第八百九間は二間一戸にして、第八百十間は二間一戸にして、第八百十一間は二間一戸にして、第八百十二間は二間一戸にして、第八百十三間は二間一戸にして、第八百十四間は二間一戸にして、第八百十五間は二間一戸にして、第八百十六間は二間一戸にして、第八百十七間は二間一戸にして、第八百十八間は二間一戸にして、第八百十九間は二間一戸にして、第八百二十間は二間一戸にして、第八百二十一間は二間一戸にして、第八百二十二間は二間一戸にして、第八百二十三間は二間一戸にして、第八百二十四間は二間一戸にして、第八百二十五間は二間一戸にして、第八百二十六間は二間一戸にして、第八百二十七間は二間一戸にして、第八百二十八間は二間一戸にして、第八百二十九間は二間一戸にして、第八百三十間は二間一戸にして、第八百三十一間は二間一戸にして、第八百三十二間は二間一戸にして、第八百三十三間は二間一戸にして、第八百三十四間は二間一戸にして、第八百三十五間は二間一戸にして、第八百三十六間は二間一戸にして、第八百三十七間は二間一戸にして、第八百三十八間は二間一戸にして、第八百三十九間は二間一戸にして、第八百四十間は二間一戸にして、第八百四十一間は二間一戸にして、第八百四十二間は二間一戸にして、第八百四十三間は二間一戸にして、第八百四十四間は二間一戸にして、第八百四十五間は二間一戸にして、第八百四十六間は二間一戸にして、第八百四十七間は二間一戸にして、第八百四十八間は二間一戸にして、第八百四十九間は二間一戸にして、第八百五十間は二間一戸にして、第八百五十一間は二間一戸にして、第八百五十二間は二間一戸にして、第八百五十三間は二間一戸にして、第八百五十四間は二間一戸にして、第八百五十五間は二間一戸にして、第八百五十六間は二間一戸にして、第八百五十七間は二間一戸にして、第八百五十八間は二間一戸にして、第八百五十九間は二間一戸にして、第八百六十間は二間一戸にして、第八百六十一間は二間一戸にして、第八百六十二間は二間一戸にして、第八百六十三間は二間一戸にして、第八百六十四間は二間一戸にして、第八百六十五間は二間一戸にして、第八百六十六間は二間一戸にして、第八百六十七間は二間一戸にして、第八百六十八間は二間一戸にして、第八百六十九間は二間一戸にして、第八百七十間は二間一戸にして、第八百七十一間は二間一戸にして、第八百七十二間は二間一戸にして、第八百七十三間は二間一戸にして、第八百七十四間は二間一戸にして、第八百七十五間は二間一戸にして、第八百七十六間は二間一戸にして、第八百七十七間は二間一戸にして、第八百七十八間は二間一戸にして、第八百七十九間は二間一戸にして、第八百八十間は二間一戸にして、第八百八十一間は二間一戸にして、第八百八十二間は二間一戸にして、第八百八十三間は二間一戸にして、第八百八十四間は二間一戸にして、第八百八十五間は二間一戸にして、第八百八十六間は二間一戸にして、第八百八十七間は二間一戸にして、第八百八十八間は二間一戸にして、第八百八十九間は二間一戸にして、第八百九十間は二間一戸にして、第八百九十一間は二間一戸にして、第八百九十二間は二間一戸にして、第八百九十三間は二間一戸にして、第八百九十四間は二間一戸にして、第八百九十五間は二間一戸にして、第八百九十六間は二間一戸にして、第八百九十七間は二間一戸にして、第八百九十八間は二間一戸にして、第八百九十九間は二間一戸にして、第九百間は二間一戸にして、第九百一間は二間一戸にして、第九百二間は二間一戸にして、第九百三間は二間一戸にして、第九百四間は二間一戸にして、第九百五間は二間一戸にして、第九百六間は二間一戸にして、第九百七間は二間一戸にして、第九百八間は二間一戸にして、第九百九間は二間一戸にして、第九百十間は二間一戸にして、第九百十一間は二間一戸にして、第九百十二間は二間一戸にして、第九百十三間は二間一戸にして、第九百十四間は二間一戸にして、第九百十五間は二間一戸にして、第九百十六間は二間一戸にして、第九百十七間は二間一戸にして、第九百十八間は二間一戸にして、第九百十九間は二間一戸にして、第九百二十間は二間一戸にして、第九百二十一間は二間一戸にして、第九百二十二間は二間一戸にして、第九百二十三間は二間一戸にして、第九百二十四間は二間一戸にして、第九百二十五間は二間一戸にして、第九百二十六間は二間一戸にして、第九百二十七間は二間一戸にして、第九百二十八間は二間一戸にして、第九百二十九間は二間一戸にして、第九百三十間は二間一戸にして、第九百三十一間は二間一戸にして、第九百三十二間は二間一戸にして、第九百三十三間は二間一戸にして、第九百三十四間は二間一戸にして、第九百三十五間は二間一戸にして、第九百三十六間は二間一戸にして、第九百三十七間は二間一戸にして、第九百三十八間は二間一戸にして、第九百三十九間は二間一戸にして、第九百四十間は二間一戸にして、第九百四十一間は二間一戸にして、第九百四十二間は二間一戸にして、第九百四十三間は二間一戸にして、第九百四十四間は二間一戸にして、第九百四十五間は二間一戸にして、第九百四十六間は二間一戸にして、第九百四十七間は二間一戸にして、第九百四十八間は二間一戸にして、第九百四十九間は二間一戸にして、第九百五十間は二間一戸にして、第九百五十一間は二間一戸にして、第九百五十二間は二間一戸にして、第九百五十三間は二間一戸にして、第九百五十四間は二間一戸にして、第九百五十五間は二間一戸にして、第九百五十六間は二間一戸にして、第九百五十七間は二間一戸にして、第九百五十八間は二間一戸にして、第九百五十九間は二間一戸にして、第九百六十間は二間一戸にして、第九百六十一間は二間一戸にして、第九百六十二間は二間一戸にして、第九百六十三間は二間一戸にして、第九百六十四間は二間一戸にして、第九百六十五間は二間一戸にして、第九百六十六間は二間一戸にして、第九百六十七間は二間一戸にして、第九百六十八間は二間一戸にして、第九百六十九間は二間一戸にして、第九百七十間は二間一戸にして、第九百七十一間は二間一戸にして、第九百七十二間は二間一戸にして、第九百七

ありき（業餘抄）

シドノツカヒ　四度使　「ヨドノツカヒ」を見よ、

シトミ　蔀（篩）　建具の名、日除の戸を云ふ、又風雨をも除く、魚梯紀には障子を「シトミ」とよめり、細き木を縦横に組みて格子とし絡子の間を板張としたるものなり、宮殿神社佛閣等に之を用ふ、シは止、トミは止にて上より下に下り止る故に名づくと云ふ、戸の上の方に蝶番を設け、他端を釣る様にしたるものを釣蔀又は揚蔀と云ひ、又之を作りたる材料の種類によりて、板蔀、竹蔀と云ふ、戸の半分以下の小形なるを半蔀（ハジトミ）と云ひ、蔀を衝立の如く作りて、庭先等に設けて見隠としたるを立蔀と云ふ（後名抄、儀制令、家屋雑考、貞丈雑記、日本建築辞彙）

シドン　子璽　（名所圖會）大通禪師と諡す、（和漢圖會）宋の台州の人、叢林を遍遊し善く老宿に参す、文永年間我が邦に渡来す、東福寺の開闢、建長寺の道隆、皆般若を聞きて之を待つ、歳年にして本國に歸る、正安元年寧一山と舟を同うして重ねて来る、北條貞時弟子の禮を執る、圓覺寺に居らしむ、後ち建長寺に移る、德治元年十一月二十八日遷化す、墓詣を能くし、或部大鎗寺に虚堂を書けるものありといふ（元亨釋書、皇朝名畫拾遺）

シドロヤキ　志登呂燒　（名所圖會）遠江國志登呂村にて製出する陶器（陶器類）大永年間始めて之を製す、當時專ら藁茶壺、花瓶を造り、間々他の諸器をも造りしが、後ち藁茶だ衰ふ、寛永年間小堀政一、乗な工人に勧む、因て再び盛に起る、工人能く茶壺を造る、その質粗にして土色は淡赤、釉色は濁黄にして黒色を帯び、表だ瀬戸の破風窯に似て、而して陶質堅實なり、今は只雑器をのみ製出すと雖も、仍能く

力を盡さゞるべからしめ、漢代に至り、北方匈奴を征し、葱嶺以西を略し、昇天の勢なりしが、内亂起り、後漢の後ち魏、呉、蜀三國鼎立となり、南晉南北朝となり、爭亂止まざりしが、隋に至り一統し、唐に至りて最も盛時を極めたり、唐末より宋に及びて稍々振はず、蒙古族興りて成吉思汗は中國を一統して元朝の基を建

つ、鎗必殺の時況には中央亞細亞より眞海亞剌比亞は勿論、歐洲地方迄兵を出して、遂で我が九州に入寇せしも失敗したりき、基より後諸王分裂して衰微を極め、漢人朱元璋起りて、明國を建てたり、然れど、常に北虜南儆に苦み、擾亂絶えず、終に蒙古族再び南下し、現今の清國を建つるに至れり、滿洲亞細亞の東部に在り、東は日本海朝鮮其海に接し、南は支那海に浴びて、安南暹羅緬甸印度に連り、西は印度及び土耳其斯坦に抵り、北は四比利亞に界す、東經七十三度に起り、百三十四度に盡き、北緯十八度二十二分に起り、五十六度十六分に止る、面積大約八十五萬三千餘方里、境内を分ちて五區をなす○第一支那本部は面積大約三十七萬四千方里、直隷、山東、山西、陝西、甘肅、河南、江蘇、浙江、安徽、江西、福建、廣東、廣西、湖南、湖北、四川、貴州、雲南の十八省に分つ、歴代帝王興亡の跡大抵此中に在るを以て、歴史上最大關係を有せり○第二滿洲は本部の東北に在り、面積大約六萬三千六百方里、盛京、吉林、黒龍江の三省あり、上古の粛慎、中古の靺鞨渤海、遼金等の地にして、清朝の起る所なり、近世大半は露國に鯨食せられたり○第三蒙古は、本部の西北に在り、面積大約廿四萬八千方里、沙漠以南長城に至る迄を内蒙古と稱し、沙漠以北阿爾泰山に至る迄を外蒙古と稱す、匈奴突厥及び元朝の據りし處歴史上亦頗る關係あり○第四伊犁は、新疆又は回疆と云ふ、本部の西に在り、面積大約六萬六千四百方里、北部を天山北路、南部を天山南路と云ふ、古來四城と稱せしは此地方にして、近年新疆省となす○第五四藏は、伊犁の南に在り、面積大約十萬方里、東を前藏、西を後藏と稱す、中古の吐蕃國にして、近古清朝の版圖に歸せり（地理教授資料）支那人は支那固有の種族にあらず、今より大約五千年前中央亞細亞より遷移して、支那本部に入り、當時既に黄河楊子江の間に群居せる土人苗族を逐ひ、歳月を經るに從ひて漸く繁殖して、各地に蔓延し、國を建つるに至れり、太古の事蹟は詳かならず、傳説には三皇五帝あり、夏で夏殷周を經て、秦に至りて統一し、其勢

古體を失はず（工藝志料）

シナ　支那　（名義）震旦、振旦、眞丹、晉那、至那、莫訶至那と云ふ、共に秦の轉音なり、秦の始皇始めて天下を一統し、威を四境に振ひたるを以て、諸外國は秦を轉訛して支那と呼びたるなりと云ふ、翻譯名義集に東方は震に屬す、日の出づる方を震旦と云ふ、支那は東方に在るを以て震旦と稱すと、又華嚴嚴音義に梵語恩惟の義、支那人は思慮に富めるより命名せしなりと云ひ、或は藥約全書以塞亞書に見えたるジニム（Zinim）を始め、麻穌の法典、及び印度の詩篇「マハーバラ」「ラーマーヤナ」或は「フラーナス」等にチナスとあるは、即ち今日の支那帝國を指したるものなりと云ひ、或は姚秦又は大秦の轉とし、或はセレルとするの諸説あれども何れも論據薄弱なり、西洋の書籍にて最も早くシナの名稱の見るべきは、エリスレイアン海案内記（紀元後一世紀の末部の西北に在り、面積大約廿四萬八千方里、沙漠以南長城に至る迄を内蒙古と稱し、沙漠以北阿爾泰山に至る迄を外蒙古と稱す、匈奴突厥及び元朝の據りし處歴史上亦頗る關係あり○第四伊犁は、新疆又は回疆と云ふ、本部の西に在り、面積大約六萬六千四百方里、北部を天山北路、南部を天山南路と云ふ、古來四城と稱せしは此地方にして、近年新疆省となす○第五四藏は、伊犁の南に在り、面積大約十萬方里、東を前藏、西を後藏と稱す、中古の吐蕃國にして、近古清朝の版圖に歸せり（地理教授資料）支那人は支那固有の種族にあらず、今より大約五千年前中央亞細亞より遷移して、支那本部に入り、當時既に黄河楊子江の間に群居せる土人苗族を逐ひ、歳月を經るに從ひて漸く繁殖して、各地に蔓延し、國を建つるに至れり、太古の事蹟は詳かならず、傳説には三皇五帝あり、夏で夏殷周を經て、秦に至りて統一し、其勢

至れり、漢亦盛んに兵を出して匈奴を征伐し、又西域を略し、威を振ひたるも、後漢に至りて衰へ、魏呉蜀三國鼎立となり、晉南北朝となり、隋に至りて一統し、唐に至りて最も盛んなりしが、唐末より宋に及びて稍々振はず、蒙古族興りて成吉思汗は中國を一統して元朝の基を建てたり、然れども、常に北虜南儆に苦み、擾亂絶えず、終に蒙古族再び南下し、現今の清國を建つるに至れり、滿洲亞細亞の東部に在り、東は日本海朝鮮其海に接し、南は支那海に浴びて、安南暹羅緬甸印度に連り、西は印度及び土耳其斯坦に抵り、北は四比利亞に界す、東經七十三度に起り、百三十四度に盡き、北緯十八度二十二分に起り、五十六度十六分に止る、面積大約八十五萬三千餘方里、境内を分ちて五區をなす○第一支那本部は面積大約三十七萬四千方里、直隷、山東、山西、陝西、甘肅、河南、江蘇、浙江、安徽、江西、福建、廣東、廣西、湖南、湖北、四川、貴州、雲南の十八省に分つ、歴代帝王興亡の跡大抵此中に在るを以て、歴史上最大關係を有せり○第二滿洲は本部の東北に在り、面積大約六萬三千六百方里、盛京、吉林、黒龍江の三省あり、上古の粛慎、中古の靺鞨渤海、遼金等の地にして、清朝の起る所なり、近世大半は露國に鯨食せられたり○第三蒙古は、本部の西北に在り、面積大約廿四萬八千方里、沙漠以南長城に至る迄を内蒙古と稱し、沙漠以北阿爾泰山に至る迄を外蒙古と稱す、匈奴突厥及び元朝の據りし處歴史上亦頗る關係あり○第四伊犁は、新疆又は回疆と云ふ、本部の西に在り、面積大約六萬六千四百方里、北部を天山北路、南部を天山南路と云ふ、古來四城と稱せしは此地方にして、近年新疆省となす○第五四藏は、伊犁の南に在り、面積大約十萬方里、東を前藏、西を後藏と稱す、中古の吐蕃國にして、近古清朝の版圖に歸せり（地理教授資料）支那人は支那固有の種族にあらず、今より大約五千年前中央亞細亞より遷移して、支那本部に入り、當時既に黄河楊子江の間に群居せる土人苗族を逐ひ、歳月を經るに從ひて漸く繁殖して、各地に蔓延し、國を建つるに至れり、太古の事蹟は詳かならず、傳説には三皇五帝あり、夏で夏殷周を經て、秦に至りて統一し、其勢

天皇白雉四年始めて遣唐使を遣はし、又留學生を遣はして、彼の學業を傳へしめたり、爾來代々遣唐使留學生を發遣したりしが、唐の亂によりて公使留學生の發遣を止む、是の間高慢無禮渤海等の聘交行はれたり、崇の時に及びて屢ゝ入寇して、邊境を擾さざるのみならず、彼使を屢ゝ斬りしを以て、醍宗大に怒りて、文永十一年弘安四年の兩度大兵を遣りて、九州を侵せしも、共に大敗したり、明の時我が遣等の民彼の沿岸を侵し、倭寇と稱して、屢ゝ之れが防禦に惱みたりき、足利義滿以後、時々遣明使を發遣して、明亦使を送りて、屢ゝ倭寇を止めんことを請ひたり、文祿慶長の役明大兵を發して、朝鮮を援けしも、常に我軍の破る處となりき、後ち慶長十五年德川家康明船の來りし時、通交なすべきものもて從はずと、南京の朝約のみ、年を長崎に來りて交通したりき、清に及び、享保十年曾將來薩摩島嶼に來りて、その表書を獻じ、十三年清の學士洗穌應來りしも、公の通交なかりき、明治四年北京條約を以て、兩國公使通交するに至れり、猶柔しくは兩虜、宋、明、清等の條に載て見るべし（大日本地名辭書、外交志稿）

シナガノオホミサザキ　磯長大陵　磯長山田陵（シナガノヤマダノミサザキ）を見よ、

シナガノタイシノミサザキ　磯長太子陵　磯長太子の御陵、又磯長墓ともいふ、河内國南河内郡磯長村大字太子に在り○光明東四三町、南北二町、延喜の制、守戸三烟を置く（延喜式、陵墓一覽）

シナガノナカノヲラノミサザキ　磯長中尾陵　敏達天皇の御陵、河内國南河内郡磯長村大字太子に在り○初め廣瀬に葬る、崇峻天皇四年此に改

葬す、即ち皇太后石姫の陵の所在なり、高さ三丈、西北に向ひ、前方後圓、周圍に隍を設く、兆域方三町、延喜の制、守戸五烟を置く（延喜式、諸陵志、陵墓一覽）

シナガノナカノミサザキ　磯長中陵　用明天皇の御陵、また磯長原陵ともいふ、河内國南河内郡磯長村大字春日に在り○南面にして、形圓鼓、高さ三丈五尺、周圍に方隍あり、兆域東西二町、南北三町、延喜の制陵戸三烟を置く（延喜式、諸陵志、陵墓一覽）

シナガノハラノミサザキ　磯長原陵　欽明天皇の皇后石姫皇女の御陵、また用明天皇の御陵なる磯長中陵をもいふ（同條參看）河内國南河内郡磯長村大字太子中尾陵の域内に在り○延喜の制守戸三烟を置く（延喜式、陵墓一覽）

シナガノヤマダノミサザキ　磯長山田陵　推古天皇の御陵、其銅高大なるを以て、また科長大陵ともいふ、河内國南河内郡山田村大字山田に在り○初め大野岡上墓に葬る、後此に改葬す、南面にして方形、高さ三丈、陵上砂礫を以て築く、兆域東二町、南北三町、延喜の制陵戸三烟を置く（延喜式、諸陵志、陵墓一覽）

シナガハ　品章（此奈章）　章の一種、地は藍にて春く染めて白く鹵粱の葉を二枚向ひ合せ、本の方をうちゃがへて丸くしたる紋を染めたる章ないふ、鹵粱章といふべきなり、音通にてしな章と云ふ、又一說に、初めは黄に染めて、其後縄を巻きて大豆のけにて染めて、終りに五倍子を以て色をあげたる章也、黒地にて黄に縄を巻きたるあとあり、黄色と縹と大豆と五倍子と四の名ある故、四名章ともいふなりといへり、いかゞあらん、又支那章、紫名章、四名章などさけるは誤なり、皮（カハ）の摺染を見よ（真文鑑記）○此章を細くたちて威したるを品章威と云ふ、深草後

シナガハハウダイ　品川砲臺　砲臺ヘハウダイを見よ、

シナノゲンジ　信濃源氏　清和源氏の信濃に居る一族を云ふ、鎭守府將軍義家の子左衞門尉義隅より出づ、義隅の長子禰國甲斐守となり、其孫爲公信濃守となり爲衡を生む、中津衆と稱す、爲衡の弟爲扶、伊那氏と稱す、爲扶、公扶を生み、林氏と稱す、公扶の孫公季泉氏と云ふ、其曾孫小二郎親衡、勇力を以て稱せらる、公季の弟盛扶室賀氏と稱す、三子扶高、幸平、扶永、皆諏訪部氏となす、扶永永久の亂北條に殛す、功を以て出雲三刀屋郷を食む、子孫從り居り、三刀屋氏と稱す、爲扶弟爲邦村上判官代と稱す、爲國を生み二郎經秀村上氏となす、爲國の孫左近將監時平は夏目氏、爲國の孫盛宣は諏訪氏、曾孫信澄は手塚氏、信澄の孫盛宣は片切氏と稱す、爲基の弟爲扶氏、爲氏の子爲行の子曼童那祖母に仕ふ、其族は諏訪

師安　一　欽明　二五
知信（和信）　五　欽明　二六
金光　六　欽明　三一
賢輔（賢接、賢棲、賢稙）五　敏達　五
錢常（錢當、錢帝）　四　敏達　一〇
照錦（錦照、錦烈）　四　敏達　一四
和康　二　用明　二
端政（端正、端改）　四　崇峻　二
法興　三一　崇峻　四
喜樂　一　推古　元
吉貴（吉貴、從貴）　七　推古　二
妨哭　六　推古　三
脳轉（煩轉、腦博）　四　推古　九
端政　一　推古　二
光天（光先、弘元）　六　推古　一三
定居　七　推古　一九
見聖（見知）　一　推古　二一
景鍵（景縄、和鉄縄、楼京、楼黄縄）　五　推古　二六
仁王　六　推古　三一
節中　一　推古　三一
證明　四　舒明　元
聖德（聖德）　三　舒明　一
僧安（僧要）　四　舒明　四
僧安　五　舒明　七
長舍（舍長、明長）　七　舒明　一二
常色　五　孝徳　大化三
白雉　九　孝徳　大化三
白鳳　一六　孝徳　大化五
白鼠　二三　天智　七
中元　四　天智　元
朱雀　一　天武　元
果安　一　欽明　二五
大化　五　欽明　二六
大和　六　欽明　三一
大屯　持統　五
天惣（天平惣寶の略稱）　四　敏達　一〇
大長　一四
泰平　二
和銅　四　崇峻　二
迎露　三一　崇峻　四
白雉　一　推古　元
白鹿　二　推古　二
大道　三
天靖　一　推古　九
寛（寛正の略稱）　四　推古　二
稲徳　一　推古　一三
稲徳　七　推古　一九
彌勒（金銭）　一　推古　二一
永喜　六　推古　二六
寶器　一　推古　三一

シノギ　鎬　刀劒の刃と棟との中間に、稜立てる高き所を云ふ、刀棟の稜道とも稱す、シノは篠、キは刃を云ふ、篠竹は太平記に見えたれど、字書に、器物地名等にて勢の義にも用ふ、シノギの意詳かならず、蓋し金に高きに從ひし字なる歟、錵は平作は折れ黒み島き歟に、其に借用せしならん、錵は平作に設けし所なれば、かく稱するなりといふ、一說に「シノケ」とは、物を押付る程の勢を云ふより角あるものは、自ら押付る力あれば、頓てシノギと云ふなるべしと、刀劒略說に、「シノギ」と云ふ儀訓は、忍と云ふの轉音にて、凌の意なり、凡爲種きことを忍爲を云ふなり、上たる人を凌ぎ、寄勢な

シノビゴト　謀詞　死者に對して、哀悼の意を表する詞、シノビは嘉、「コトしは言の意にして、死者を哀慕する義、正しくは、シヌビコトといふべきなり、誄詞に、漢文と漢文とありて、國文は、葬行天皇の朝、六腰命奏ぜし時、勲ひし宣命を始めとし、漢文は、大繼冠傳、貞觀儀に載せたるを始めとす、而して書紀敏達天皇の卷より始めて誄字を常用ひられたるが、これ周禮に、作六辭、以通上下親疎遠近云々、六曰誄、註に、累生時德行、以錫之命、主爲之辭也、また、論語に、誄曰、禱爾于上下神祇、註に累功德以哀死、何晏註に、誄者哀死而述其行之辭也、といへる如き意によりたるなり、其後文武天皇の御代、持統天皇崩御の時、倭の まいに味して、始めて謚號を奏り、關ては、文武、光仁、桓武、平

域、淳和の諸帝皆遜の時の誄は、いづれも諡を奉らんが爲めにしたるものにて、說文に、誄、累也、謚記に、孔子曰、云々、賜不誄貴、幼不誄長、謚也、何晏註に、累撃其平生實行、爲誄、而定其謚以稱之也、といへる如き說によりて、浅風を疑したるものなり、仁明天皇の御代、嵯峨上皇の崩御後、誄の事も、盛奉り給へることも史に見えず、終に廢れたり（比古婆衣、古事類苑禮式部）

シノビノヲ　忍緒　兜の緒を云ふ、兜（カブト）の條名所を見よ、

シノビノモノ　忍者　武家時代の職名、間諜、間者、諜者などいふも呼ぶ、他國に潛行して敵の形勢を察し、或は假に敵中に從うて間隙を窺ひ、その餘敵城に入て火を放ち、又刺客となりて人を殺す等、皆之を行ふ、物聞、忍目付などいふも多くは是が所役の一端なるべし、正しき職掌にあらざれば、その人品定まらず、庶士、足輕、同心などの者もあり、伊賀國、又は近江甲賀の地は、地侍多き所なるを以て、應仁以後各黨たて、日夜戰爭を事とし、寇賊强盜をもなせしより、自ら鬪諍の術に長ずる者多く出でしかば、大名諸家、彼地侍をやしなひ置て、忍の役に從はしむる事、常となりてより、伊賀者（イガもの）甲賀者（カフがもの）とよばるゝ者諸國に擴れり、此二つのものみ、また忍組ともいへり、（武家名目抄）西源院本太平記同新本間三郎を殺し條に、先本間三郎が寢所なる見るに血流たり、こはいかにと愼て、細人（シノビと訓めり）ありて三郎殿を害し奉りたりと呼ばゝりければ云々、太平記三宅荻野謀叛の條に、如何にして聞えたりけん、時の所司代都築入道二百餘騎にて夜討の手引せんとて、究竟の忍び共が隱れ居たる四條壬生の宿へ來明に押寄ると云々、など見えたり、

江戸時代にも盛んに之を用ひ、主として諸大名の內幕を偵察せしめたりき、

シノビメツケ　忍目付　武家の職名、惣職にあらず、目付或は步中間、或は小人目付、又は近臣忍組等の者にて、主家の命を受け地方に潛行して、その地の形勢を探り得て報告を爲す者をいふ、人に悟られざるを主とするが故に、商賈の形か、或は遊藝人の形などいふ者は此の流なり、尙ほ目付（メツケ）の條參看（武家名目抄）

シノビモノミ　忍物見　武家の職名、かまりもの見、草とも稱す、山野に潛伏し、或は芝原叢などの內に隱れ居て、敵地の消息を窺ふことを掌る、所役は物見よりも人品下りて、概れ物見足輕の如きなり、徒立の者之に從事す、是れ潛行を主とするが故なり、諸家にては、その稱を異にす、孰も事の便宜に隨ひ、或は人居の傍、又は叢の中にカヾリ伏さしむるより、芝見といひ、草といふも、共に芝原草原にかゞまり隱る、意より呼べり（武家名目抄）小田原軍記遠川國東管領の條に、伊賀國は（中略）皆地侍と申し、殊に忍の術に長じ、惣領の下知に隨ひ、一門等屬の族、近國の山々浦々にて山賊海賊を業とし、狩漁をのみ專とする間、日本今服屬と成て、伊賀衆と號して、小田原を初め國々に五十人三十人召置て、カマリ伏兵に用ひける、また北條五代記物見武者ほまれ有條に、大將軍出馬し到陣をほる時は、敵も味方も先手の役として、夜に入ば、足輕共增目へ行、草に臥て敵をうかゞひあつかいには歸る、是を草共、忍びとも名付たり、夜の草書まで殘る事あり、など見えたり、

シノフ　垣衣（忍）　苔の色目の名、表海龍黃、裏萌黃、

の等閑あり、概定規により官職を授ろほ、其世統の有無に不拘なり、而して世禄の士、大だ多し、之を譜代と云、其制に祖先の功績を以て、采邑高若干石、若干人扶持と爲す、平居在邑し期時參府交代す、高三千石以上を寄合と爲す、若少多病不ン統ン邑者、又有ン過免ン職者、概ね朝請を免じ家居す、其衆を幹理する所屬を云ふ、又祿制貨格寄合に異れど、稍俸給あり、而して名譜は朝班に列すれども、毎歳一回謁を得る者、敬早間序を俟て初て謁を執る者、及び譜代の家にして、朝班を不ン免者、皆其縁に資り家居する小普請支配之を管理す、此他世祿なき抱席と爲す、是累世職を承け緑を得る者、唯總禄の際は一に新坐を以て處す、此類に某普の支配と云、又毎隊其師に附與して戰陣を聽ろす、與力、同心の徒は組附と云ふ、と見えたり、

シハイカンヂヤウシユウ　支配勘定衆

江戸幕府の職名、幕府の入用、國郡の取調を爲すことを掌ろ、勘定奉行の支配にて、百俵持扶持なり（明眞雪錄）

シハイショ　支配所　江戸時代、幕府の領地にて、遠國奉行、及び代官の治むる所ないふ、郡代（ゲンダイ）、天領（テンリヤウ）の條を看、

シハウゴシ　四方輿　輿の一種、輿の四方に簾なかけ、乘下には、倚より下乘す（左右任意なり）、若し倚より不便の時は、前よりすといふ、四方より隨意に下乘し得る輿なるが故に、此名あるか、上皇、攝關、大臣以下公卿僧綱等、道所へ往復する時に之を用ふ、又、疏衣、衣冠、狩衣の時にも乘用す、蛙抄に、其構造を記して、棧之體眞俗相雜（俗は庵形、僧は如三両眉ご其外無ン差異ン表張綱代（青地黄の文、小八菱也）下張（白紙）四方に懸簾（例青簾、卒緒也、青簾

シハウシヤ　饗芳舍　名義　大内裡五舍の一、雷鳴の壺といふ、庭に醴盛の水あるを以て此名ありといふ、魂亀古今抄に「饗芳舍、シウの聲なれども、よみくせソとよむなり、是有職の詞也」といへり、所在　大内裡の西北隅に位し、凝花舍の北に在り、儀制令に賞ン賚蕃客ン及五位已上ン於ン此舍ン宴ン之、とあり、南面の階圖を見よ（門室有職抄、蜂抄、輿車圖考）

シハウシヤ　一、雷鳴の壺といふ、庭に醴盛の水あるを以て此名ありといふ、魂亀古今抄に「饗芳舍、シウの聲なれども、よみくせソとよむなり、是有職の詞也」といへり、所在　大内裡の西北隅に位し、凝花舍の北に在り、儀制令に賞ン賚蕃客ン及五位已上ン於ン此舍ン宴ン之、とあり、南面の階圖を見よ（門室有職抄、蜂抄、輿車圖考）

シハウジロノカフト　四方白呪　四方を鎭むる呪文（事用記、武家名目抄）

シハウチヤウギン　四寶丁銀　名義　江戸時代に行はれたる銀貨の一種、面に寶字四ツを刻するを以て此名あり　性質　縦二寸九分、横九分強、重量　慶長元年二月、豆板銀と共に改鑄して世に行はしむ、鑄造の總額四十萬千二百四十貫目、同年より二年までを鑄造の年限となす、享保五年三月、通用期限を六年と限れり、貨幣（クワヘイ）參看（大日本貨幣史）

シハウハイ　四方拜　名義　年正月元旦寅の一刻、主上清涼殿の東庭に御して、天地、四方、山陵等を遙拜し、次に石灰壇に出御して、天地を拜し、次に四方を拜し、次に伊勢を拜し、次に石清水を拜し、次に賀茂を拜し、次に平野を拜し、次に北野を拜し、次に日本國中の諸社を總拜し、次に神嘉殿の南階に於て、天地を拜し、次に四方を拜し、次に山陵を拜し、次に清涼殿の東庭に於て、まづ東

は急報に歸り、機を見て同時に發せんとす、秀吉即ち兵を擧げて岐阜に迫る、信孝恐れて成す所なく、秀吉また能はず、塩谷して單た出して援ふこと能はず、塩谷して勝家積雪の故を以つて、既にして秀吉また兵を率ゐて長濱に抵り、柴田勝豊を誘て之を降し、勝家南出の路を塞ぐ、十一年三月勝家、經佐久間盛政に兵を授けて近江に入らしむ、盛政陣を永本に進め、火を柳瀬に放ち、守備を設にす、時に秀吉、瀧川一益を征して伊勢に在りしが、聽せて長濱に至り、壘を岐ヶ岳に築きて之に備ふ、會々信孝また岐阜に據りて勝家の聲援を試みしを以て、秀吉はまづ筆濃に入り、信孝を征せんとし大垣に歸す、勝家聞に乘じ中川清秀を大岩山に攻うて之を破る、秀吉敗報を得るや共に疾驅して勝ヶ岳に抵り、柴田勝政を攻にし、夢で盛政を走らす、勝家奮戰力闘せしと雖も、遂にまた利なく、大敗して北庄に歸る、秀吉の兵進んで之に迫ること急なり、勝家事の爲すべからざるを知り、同月廿三日室織田氏と共に天主臺に登り、火を放つて自盡す、時に年五十四、コシガダケノオ・カヒ（參看（野史））

シバタシヤウ　新發田城　新潟縣北蒲原郡新發田町　近世城郭　慶長年中、國主溝口秀勝の築く所、秀勝は秀吉の臣加藤清正の壻なり、清正の築城に長ずるを以て、秀吉特に命じて之を築かしむ、秀勝の子孫相繼ぎて明治維新に至る、今は兵營となる（維新後名跡、武鑑、明治政覽）

シバタツトウ　司馬達等　南梁の人、鞍作天皇の十六年來朝し、大和高市坂田原に草堂を結び佛を奉ず、當時の人其何物たるを知らず、唯目するに異域の神を以てせりといへり、後ち姓を賜ひて鞍部といふ、蓋で蘇我馬子と心を協せて興佛の務に任じ、

の名（武家名目抄）

シバヒコノジンジヤ　志波彦神社　陸前國宮城郡鎭座　延喜式神名帳　一森山鹽竈神社の境内、初め岩切村岩切川の北○冠川明神と云ひ、又志波道上宮と云ふ、卽ち鹽竈の末社、現今國幣中社　延喜式神名帳　志波彦神（此神は鹽竈神の兄神）　日本紀略　清和天皇貞觀元年正月從四位下を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列す、凡毎年九月二十九日を以て祭日とす、明治七年十二月今の地に遷し、國幣中社に列せらる（神祇志料、官國幣社一覽）

シバフシヤウ　司法省　明治政府の訴訟裁判及び戸務監獄等の司法行政に關する事務を掌る所　日本政記　明治四年七月刑部省彈正臺を廢して創置す、同年八月元四獄司を廢す、同五年八月警保寮を置き、同七年一月警保寮を內務省へ移し、同八年四月大審院を置き、同年五月明法寮を廢し、同月上等裁判所を東京大阪福島（後宮城に移す）長崎に置き、諸府縣の分轄を定め、同九年十月、地方裁判所支廳並に區裁判所の稱呼は、其地名を冠して稱せしむ、同十九年官制を制定す、同三十二年內務省監獄局を本省の所管と爲す、現今は、省中を官房、民刑監獄の二局に分ち、裁判所を管す（法令全書）

シバミ　芝見　忍物見（ツノゼモノミ）を見よ、

シバヤマウヂ　芝山氏　姓は藤原、勳修寺雅申納言經俊の十四世權大納言先豐の三男宣豐を祖とす、權大納言正二位に至り、元祿三年二月薨ず、新家の一、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（知諸拙記、華族諸家傳、華族誌）

○宣豐——定豐——資豐——重豐——持豐——國豐
（ノブ）
國興——敬豐——慶豐——結豐——孝豐

シバヤマサキノナイダイジン　柴山前內大臣　勳修寺經顯（クワンゼユツツネアキ）を見よ、

シバヨシカド　斯波義廉　斯波氏　武衛家　管領　左兵衛佐　陸奥守　越前守　左京大夫　武衛陸奥守　義健の子、新波氏を冒す　中興　武衛家を繼ぐに及び、宿臣甲斐、朝倉、織田の徒之に平かならず、將軍足利義政に訴へて除爵を乞ふ、拉に於て、義廉三年二月、足利義政之を擬し、治部大輔に任じ、家督を繼せしむ、義敏則ち四國に奔る、六年十二月義敏歸洛す、文正元年六月、義政斯波氏の家督を以て再び義敏に繼承を留め、且つ居第を譲りて義敏に、而して山名宗全の女義廉に配すること、同年八月元服して、宗全大に怒り、義廉と相謀して、義敏等を逐に出奔す、應仁元年管領となり、尋で越前、尾張、遠江三州の兵を以て宗全に與し、細川勝元等と相爭ふ、所謂應仁の亂是なり、文明九年兵を收めて本國に歸り、清洲城に居る、後年詳かならず、或ひいふ文明二年四陣に役すと（野史）

シバヨシトシ　斯波義敏　武衛家　大野義綱の子、後ち斯波義健の後を繼ぎて其氏を冒す　中興　義健の後を繼ぎて家督を襲ひ、左兵衛佐に任官、享德元年義健の嗣となり、越前守に遷る、斯波氏の宿臣甲斐、朝倉、織田の徒之が下三人徒黨を樹て、嗣續せしめず、分れて三郡となる、郎ち尾張は織田氏に屬し、越前は朝倉氏に屬し、遠江は甲斐氏に屬す、而して義敏制馭すること能はず、長祿三年二月三人の徒併勢員觀により、將軍義政に訴へ、義敏の除爵を乞ふ、拉に於て義政遠川義廉を

（一圓映、今國氏）

して義健の子に擬し、斯波氏を繼がしむ、義敏周防に奔りて大內教弘に據り、且つ伊勢貞親を以て京都に復歸せんことを義政に懇訴し、六年十二月許可を得て入洛し、文正元年六月再び斯波氏を襲ぐの命を拜す、義廉大に怒り、妻の父山名宗全と共に兵を集め、京都騷然たり、義敏卽ち北國に奔る、應仁元年正月兵五百を率ゐて、細川勝元に與みし、宗全義廉等と爭ふ、文明四年十二月從五位下に敍し、治部大輔に任ず、十年七月從四位下に陞る、延德二年正月鎭朝大將に卒ず、年六十一（野史）

シバリキウ　芝離宮　濱御殿（ハマゴテン）を見よ、

シバリクビ　縛首　武家時代武家にて斬罪の一、麻繩にて縛人を後手に縛り、首を持ち、前へ引きて斬るなり　足利時代　室町時代の末に至りて此刑行はる、松隣夜話に、天文十七年北條氏康、敵の陣將入人縛り首を切、獄門に掛けしこと見ゆ、甲陽軍艦にも、武田信玄が、練頸を切りしこと見えたり、江戶時代に至りては、主人が、侍中間に對して手討の時に此刑を行ひしことありしと古老物語にいへり、天和、寶永、正德の頃、金澤藩に於て此刑に處せしこと見えたれども、何れも侍にして、殺人、叛逆、赦免等の罪を犯かせしものに處したりき、

シビチユウダイ　紫微中臺　紫微中臺　皇后宮職に同じ　令一人正三位、大弼二人正四位下、少弼三人從四位下、大忠四人正五位下、少忠四人從五位下、大錄四人從六位上、少錄四人正七位上　紫微中臺　孝謙天皇の天平勝寶元年、紫微仲臺の稱により、店舖を擴し、皇后宮職を改めて紫微中臺となし、仲臺を以て令となす、後ち再び改めて坤宮官となし、が、天平寶字八年仲麻呂に從ふるに及び、

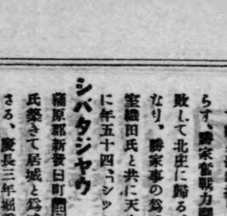

（押花山櫻）

シバノリツサン　柴野栗山　名諱名は邦彥、通稱は彥輔、栗山また古愚軒と號す、尾藤二洲（貞勤）古賀精里（樸）と共に寬政の三助又は三學士と稱せらる　讀史餘論　環翠樓古松の人、はじめ後藤芝山に學び、後東遊して林氏の門に入る、好んで經籍に耽讀し、勞詩文を善くす、學成るに及び阿波藩に仕へ、

綠四百石を食む、既にして京都に移り、專ら宋學を唱ふ、天明八年幕府の召に應じて江戶に赴き、昌平學問所の教授に拜し綠二百俵を賜ひ、林述齋、岡田寒泉等と共に學政の改革に與りて功あり、また有名なる異學の禁（イガクノキン）を奏するのこときも、其畫策する處なりき、尋で布衣に進み、四人扶の待遇となり、學祿二百俵を增せらる、文化四年十二月病卽ち致す、綠七十四、小石川大塚坂下町御賜邸に移る　新編綱鑑　補綱　國鑑　聖賢錄　續、資治概言、冠服考證、栗山文集等（續諸家人物誌、考實文編）

シバヒキ　芝引　靖尻の刃の方に伏たる金具

書樽皇后宮職に復す」ナエヌケカレヲ」参看（續紀、寛大寺要錄）

シビナイシヤウ　紫微内相　内外諸の兵事を掌る最高の職、員數一人。天平寶字元年五月之を置き、其官位、祿錄、職分、雜物は、皆大臣に准ず。大納言從二位藤原仲麻呂（恵美押勝）を以て之に任ず。仲麻呂に伏するの後廢絶に歸す（續紀）

シヒン　司賓　上古外國の賓等に應對することを掌る。欽明紀に「二十二年新羅遣久禮叱及伐干六貴三調賦、司賓宴遇禮數減常、及伐干怒恒面慙云々」とあり。

シビラ　褶　表裳に同じ、上古の服なり。男は袴の上に、女は唐裳の上に之を著す。「カハミ」とも、「ヒラヒ」ともいふ。服色皆見に、我朝に褶とかけるに二つあり、一には「ヒラヒ」と稱へて今の牛襠の褶なり。今一には禮服なり。是神代の褶にて、唐には帷裳といふものなり、後の世に、裳の字を用ふ。却て宜なり云々」といへり、書紀推古天皇十三年の條に、皇太子自ら諸王諸臣・伴造・伴部ら「皆悉に褶と銀の鼓二隻五分、但銅に銀を四ツ一と分合す、故二の名あるも、右共に次合せ用、但其位下品に、褶を著たるを見る、儀名抄に、裏裙之上衣也とあるによくかなへり、天武天皇十一年に廢ぜられたるも、文武天皇令制定の時、禮服に著ることゝなりて、皇太子は深紫紗褶、親王諸王は深緑紗褶、諸臣は淺緑紗褶を著せしむ、又時により殿者も著けし事あるにや、延喜式に「高麗大褶絁十五匹四尺」と見えたり、又源氏物語浮舟の卷に、侍從もあやしきしびらきたりしを、あさやきたれば、そのもとりて君にきせたまひて」とあれば、褶なば當時、裳といひし事知るべし（儀制令、儀制要、歴世服飾考）

シフ　使部　「ツカハベ」と訓む、公事により二十以上なるを徴して、上中下の三等に分ち、上等を兵衛、中等を兵衛、下等を使部とす。太政官、八省、大舎人、中等を兵衛、下等を使部とす。太政官、八省、寮、司、職、寮、坊以下の司々に置く、人數は官職の條に見て知るべし、後世太政官の外地方官の史生は世襲となり、其家定まれり（令義解、黄白圖答、地下諸役人條）

シフアク　十惡　王朝時代の罪名、謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不睦、不義、内亂の十罪ないふ、書紀持統天皇六年七月乙未の條に、大三貴三調賦、司賓宴遇禮數減常、及伐干怒恒面慙云々」とあるを初見とす、これを八虐（ハシヤクナク）参看（書紀、古事類苑、法律部）

シフイチ　四分一　銅四分の一銀を混合せる貨幣の小器具に作る、その色灰黒なり（樣訓栞）室町殿日記に、御臺すみ〳〵への金も、一にてしかるべく候、袋銀奇賞に、合二四分二一

めつちん、ことに風雲なみ騒り、吉きよみ入をたがへなどせし事數へがたし、されど此二集に今の京此かた遠きのころまでは後につけてよき歌もあればたまふしは見るべし」とあるにて其大體な知るべし（古事類苑三說あり（一）花山天皇長徳元年撰する所となすもの（二）道濟の撰と立すもの（三）藤原公任一條天皇長徳元年撰する所となすもの（二）草子、狹抄遺序、增鏡、井蛙抄等之を唱へ（二）は源氏色葉集、勅撰次第の一說なり、入集御抄等之を唱へ（三）は勅撰次第の一說なり、入集御抄には、長德の比公任殺し、抄は花山法皇、一說には、集は花山法皇撰に、抄は公任の撰する所とし、兩說を擧げ、各說々未決としも給へり、賀茂眞淵は花山天皇の御撰と言へるはひがごとなりと云へど確證なし、歴代和歌勅撰考は諸說を掲げ、花山天皇御撰と斷定したり、從ふべしO拾遺抄十卷、拾遺集二十卷より公任の撰出せし所なり、早くより行はれ、後鳥羽天皇以前には本集よりも行はれしと云ふ、これ又花山天皇よりして公任の撰とし、諸說あれども、類聚名物考の說に從て公任とす（歴代和歌勅撰考）

シフガイセウ　拾芥抄　諸書、刊本に五册のものもあり、故實叢書第三輯に收めて三册とす〇もとは拾芥略要抄と稱す、拾芥抄又は略要抄と云ふは略名なり　七十九部に分ち、天文、地理、歳時、律歴、官位、儀節、歴代の帝號、勅撰集の始末、經史の總目、國史物語の目錄、和漢詩歌の名家、其他神鬼、釋道、服食、貨財、音樂、風俗、禁忌の類より、萬物萬象の事に至る迄、要を採り、事を摘み、羅て遺す所なし、其引用する和漢の典籍亦極めて多く、遺文逸事の往々記して存する者少からず、實に貴重の圖書は、拾遺集は、何處のかたへの人の書き集

書により知る得るものなりO島書樽、樽郷葛して諸說頗る多し、寫本に慶長古活字本覺文木版あり、故實叢書本は前田家所藏の慶安本、森野博士所藏の天文本等により校合し稍々完に近き善本となれり　洞院公賢の撰にして、曾孫實煕の增補なり、日本書籍考、群書一覽に洞院實煕の撰となすは誤なり、慶安本奥書に彼本者、洞院相國被ノ抄、仍案守僧正留ニ写之ニ石山當寺座主相傳令ニ深祕ニとありて公賢の撰となす、果守は公賢の十子にして、石山寺の座主なれば、公賢より受けし所ありしや疑なし、紹巴本の三條四公條の奥書にも公賢の撰とせり、又明歴元年甘露寺親長の奥書に以ニ洞院家本ニ〈東山左府實継公筆跡相交〉校ニ合之ニとあり、親長は實熙と時を同うする人なり、若し此書にして實熙一人の撰ならば、親長故らに筆跡相交と言はんや、正に實熙の增補ありしを知るべし（拾芥抄考）

シフカハノゴホリ　澁川郡　河内國河内郡所屬　萬葉集、延喜式用明天皇二年秋七月の條に始めて見えたり、和名抄に竹渕（タカフチ）邑智（オホチ）餘戸、跡部（アトベ）賀美（カミ）等の鄉あり、郡名考「シブカハ」と稱し地勢提要又「シブカハ」と訓ず、今は全郡、中河内郡に入りて、其名を失ふ（郡名某同一覽、國郡沿革考）

シフカハミツヨリ　澁川滿頼　名將傳　入道して道歸と號す　南朝忠臣　澁川義行の子、幕府の左近衛將監石兵衛佐等となる、應永二年十二月今川了俊に代りて筑紫探題に補す、文安三年三月卒す（野史）

シフカハリウ　澁川流　澁川伴五郎の創めたる柔術の流派O伴五郎は關口氏繁につきて柔術の奥旨を得、江戸に住し名聲あり、其門に遊ぶ者多し、或中弓場彈右衛門傳出す（武藝小傳、武術流派錄）

シフカンタウ　晉合調道　南部藩合調道の一、南部藩にて云ふ、シンシンタウを見よ。

シフカンマス　十合斛　樹の一種、稱鬼喜多し、二月霜十合枯、今樹の八合六合枯ると云ふ、シンシンタウを見よ。

シフキ井ン　集議院　名將傳　明治二年七月始めて置議事を諮詢する所　明治初年博く衆論を採用する所　明治初年　明治二年七月始めて置かれし議政官の一、後拾遺の序に、古今後撰二集に入らざる類を撰集したりと雖も、二集の歌多く漏れたるもあり、今樹の六合六勺有奇なるべし、此樹の五合四勺有奇にあたる」といへり、

シフギ井ン　集議院　名將傳　明治初年博く衆議を諮詢する所　明治初年　明治二年七月始めて置かれし議政官の一、後拾遺の序に、古今後撰二集に入らざる類を撰集したりと雖も、二集の歌多く漏れたるもあり、今樹の六合六勺有奇なるべし、此樹の五合四勺有奇にあたる」といへり、

シフガハラシンタウ　十合斛　樹の一種、稱鬼喜多し、二月霜十合枯、今樹の八合六合枯ると云ふ、シンシンタウを見よ。

シフクワン　時服　名將傳　王朝時代皇親以下諸臣に春秋二回支給する衣服、春は四月、秋は八月に行はる、儀名抄に竹渕（タカフチ）邑智（オホチ）餘戸、跡部（アトベ）賀美（カミ）等の鄉あり、郡名考「シブカハ」と訓ず、今は全郡、中河内郡に入りて、其名を失ふ（郡名某同一覽、國郡沿革考）

シフクワン　時服　名將傳　王朝時代皇親以下諸臣に春秋二回支給する衣服、春は四月、秋は八月に行はる、儀名抄に竹渕（タカフチ）邑智（オホチ）餘戸、跡部（アトベ）賀美（カミ）等の鄉あり、郡名考「シブカハ」と訓ず、今は全郡、中河内郡に入りて、其名を失ふ（郡名某同一覽、國郡沿革考）

シフクワン　時服　名將傳　王朝時代皇親以下諸臣に春秋二回支給する衣服、春は四月、秋は八月に行はる、儀名抄に竹渕（タカフチ）邑智（オホチ）餘戸、跡部（アトベ）賀美（カミ）等の鄉あり、郡名考「シブカハ」と訓ず、今は全郡、中河内郡に入りて、其名を失ふ（郡名某同一覽、國郡沿革考）

シフクワン　時服　名將傳　王朝時代皇親以下諸臣に春秋二回支給する衣服、春は四月、秋は八月に行はる、儀名抄に竹渕（タカフチ）邑智（オホチ）餘戸、跡部（アトベ）賀美（カミ）等の鄉あり、郡名考「シブカハ」と訓ず、今は全郡、中河内郡に入りて、其名を失ふ（郡名某同一覽、國郡沿革考）

シフクワン　時服　名將傳　王朝時代皇親以下諸臣に春秋二回支給する衣服、春は四月、秋は八月に行はる、儀名抄に竹渕（タカフチ）邑智（オホチ）餘戸、跡部（アトベ）賀美（カミ）等の鄉あり、郡名考「シブカハ」と訓ず、今は全郡、中河内郡に入りて、其名を失ふ（郡名某同一覽、國郡沿革考）

シフクワン　時服　名將傳　王朝時代皇親以下諸臣に春秋二回支給する衣服、春は四月、秋は八月に行はる、儀名抄に竹渕（タカフチ）邑智（オホチ）餘戸、跡部（アトベ）賀美（カミ）等の鄉あり、郡名考「シブカハ」と訓ず、今は全郡、中河内郡に入りて、其名を失ふ（郡名某同一覽、國郡沿革考）

シフクワン　時服　名將傳　王朝時代皇親以下諸臣に春秋二回支給する衣服、春は四月、秋は八月に行はる、儀名抄に竹渕（タカフチ）邑智（オホチ）餘戸、跡部（アトベ）賀美（カミ）等の鄉あり、郡名考「シブカハ」と訓ず、今は全郡、中河内郡に入りて、其名を失ふ（郡名某同一覽、國郡沿革考）

シフクワン　時服　名將傳　王朝時代皇親以下諸臣に春秋二回支給する衣服、春は四月、秋は八月に行はる、儀名抄に竹渕（タカフチ）邑智（オホチ）餘戸、跡部（アトベ）賀美（カミ）等の鄉あり、郡名考「シブカハ」と訓ず、今は全郡、中河内郡に入りて、其名を失ふ（郡名某同一覽、國郡沿革考）

シフクワン　時服　名將傳　王朝時代皇親以下諸臣に春秋二回支給する衣服、春は四月、秋は八月に行はる、儀名抄に竹渕（タカフチ）邑智（オホチ）餘戸、跡部（アトベ）賀美（カミ）等の鄉あり、郡名考「シブカハ」と訓ず、今は全郡、中河内郡に入りて、其名を失ふ（郡名某同一覽、國郡沿革考）

シフクワン　時服　名將傳　王朝時代皇親以下諸臣に春秋二回支給する衣服、春は四月、秋は八月に行はる、儀名抄に竹渕（タカフチ）邑智（オホチ）餘戸、跡部（アトベ）賀美（カミ）等の鄉あり、郡名考「シブカハ」と訓ず、今は全郡、中河内郡に入りて、其名を失ふ（郡名某同一覽、國郡沿革考）

シフクワン　時服　名將傳　王朝時代皇親以下諸臣に春秋二回支給する衣服、春は四月、秋は八月に行はる、儀名抄に竹渕（タカフチ）邑智（オホチ）餘戸、跡部（アトベ）賀美（カミ）等の鄉あり、郡名考「シブカハ」と訓ず、今は全郡、中河内郡に入りて、其名を失ふ（郡名某同一覽、國郡沿革考）

シフケウクワン　習教館　薩人吉澤の學校　薩藩　薩藩國政摩郡人吉城外南小路　薩藩　天明六年藩主相良長寛、國政を改革し、文武諸士の子弟入學を命じ、文武館を城内府本に創立し、文を習教館、武を鄉義館と稱す、享和二年二月焼失、文化元年今の地に建つ、同十四年二月又燒失す、文政中再び建立、文久二年復延燒、慶應元年文館を城内上原に、武館を城内府本に建つ、明治四年に至りこれを廢す（日本教育史資料）

シフコジツシユ　集古十種　歴代　八十五卷、東陽堂發行本十冊、郁文舍刊行本二十冊、訳

れも縮寫したるものなり（関東）江戸時代現存せる本邦古代よりの青銅印章器物金石文等を、原物の通り模寫縮圖して、一々其出所大小を明記したり、信偽疑はしきもの少なからずと雖も、歴史考古學研究者は、必ず見るべきの眞書たり、部類を十七種に分ち各部頭毎に凡例目錄を揭げたり、鐘銘百二十一種、鐘銘百十一種、甲冑四十八種、旗四十九種、弓矢四十五種、刀劍百二十三種、馬具六十五種、鋼器八十八種、繪器百十五種、七曜諸七種、文房具五十八種、印章二百六十三種、冨銭三百六十二種、古逸骨董百三十六人を收む、寛政十二年正月廣瀬典の序あり、序文凡例等によれば、松平定信爲政の餘暇を以て、古物の古色愛すべきもの片圓隻字と雖も、打揚模寫して、博く集め、得るに隨て收め入れしを以て、世次年代の順を立てず、部類を分つのみなりしと云ふ、其眞僞疑ふべきものありと雖も、的證の指摘すべきなきものは敬めて博覧に資せりと云ふ、「マツダヒフサダノブ」參看、別に集古十種二卷あり、同じく定信の輯むる人物肖像圖譜東帶等三十二種より成る、明治十七年松平定敬氏の出版する所なり（集古十種）

ジフゴダイジ　十五大寺　東大寺、興福寺、藥師寺、元興寺、大安寺、四大寺、法隆寺、法華寺、新藥師寺、本元興寺、招提寺、東寺、四寺、四天王寺、崇福寺を云ふ（續紫符宣抄）、又東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、藥師寺、四大寺、法隆寺、太后寺、不退寺、新藥師寺、招提寺、超證寺、京法華寺、宗鏡寺、弘福寺の十五大寺ないふ（拾芥抄、壒嚢抄）詳しくは各條を見よ、

ジフサンガフマス　十三合桝　桝の一種、十三合を容るゝを以て此名あり、古今要覽稿に、「延徳の比の十合ならいふものは、式の十合なるさか、長保宮桝の十合をますかしるべからず、たゞし長保の桝の十三合ならば、今の一升二合六勺一撮にあたる、この桝の九斗は、今の一石一斗三升四合九勺計にあたる、是豊臣の地の年貢なり、その比の豊臣の地の年貢は、今の三百六十萬石なれば、是を今の廐納の法に比するに、上田三百六十歩にては大摺豊石八斗、中田は豊石一斗、下田は八九斗にいたるべし、是によれば延徳の時の一石一斗は、今の中田と相比して相應といふべし、然ればこの十三合桝は、長保宮桝の十三合桝なることうたがひなく、併てこの比の十合といふもの、長保宮桝を用ひし事しるべし」といへり、

ジフサンダイシフ　十三代集　（一）古今、後撰、拾遺、後拾遺、金葉、詞花、千載、新古今、新勅撰、續後撰、續古今、續拾遺、新後撰、玉葉、風雅、新千載、新拾遺、新後拾遺、新續古今の勅撰和歌集を云ふ、即ち二十一代集より八代集を除きたるものなり（拾芥抄）

ジフサンブツ　十三佛　佛教にて不動、釋迦、文殊、普賢、地藏、彌勒、藥師、觀音、勢至、彌陀、阿閦、大日、虚空藏を謂ふ、詳しくは各條を見よ、

ジフジ　十字　道家の行ふ呪法、眞文忠記に、十字と云ふも道家の法成るべし、手の中に指の先にて文字を書きて握りてゆりぼ、わざはひを除き、まいほひ有りと云ふ、犬（大名高位の人に向ふ時此の字を書く）鼠（海川舟楫を渡る時書之）虎（廣野原薄山に向ふ時書之）王（弓箭兵杖軍陣山賊夜行の時用之）食（心もとなき食物に向ふ時書之又嚊の字をも書く）婦（市町賣買諍競猛獣の時書之）是（病人の家に入る時用之）鬼（電所へ行く時用之）水（身不淨の組をはらふ時書之）犬（萬慮苦喜の時書之）右大略事由として、みだりに傳へ云ふなり、是れも眞言宗の出家の習事也、出家より傳を受けざれば用立たずと云ふなり、たゞへ出家より傳を受けたり共、何のしるしもなく用に立たぬ事なり」と見えたり、

ジフシクワンゲイヅ　十四番系圖　醫家分派（ソンピアンミヤク）を見よ、

シフセイクワン　集成館　舊小田原藩の學校、講禮古所といふ（ショケイコジョ）を見よ、

シフセイクワン　集成館　舊日杵藩の學校（新制）舊後國北海部郡臼杵町字洲崎（現制）舊後國北海部郡臼杵町大字洲崎、天保初年藩主稲葉駿道幾通の父子、文武兩道を振張するに意あり、先づ藩士武藤敬、稲葉德一郎兩人を江戸に遣學せしめ、天保十三年二月校舎を臼杵町洲崎の總役所第内に設け、藩士には各藝に對し武技を講じ、講武場を開し、醫士を文學舎に充て、學舎を館と稱し、武

藤船警固人を以て學頭となす、藩士をして上校修學せしむ、明治元年別に一校を郭外に設け、名稱を集成館と定め、學規を改革す、又一校舎を海添村に設け、下士の子弟を教育す、暫くして之を集成館に合す、同四年廢藩置縣に及び、文武諸館共に廢す、同六年有志者協同して假學校を設立し、學則等落校の制に依り頗る修飾を加ふ、幾干もなく學制實施に會し小學校の基礎となる（日本教育史資料）

シフセイリウ　集成流　波多野直好の創めたる劍術の流派、直好諸流を集めて派をなせしを以てこの名あり、土岐家臣兵術竜次此流を唱へて名あり（撃劍叢談）

ジフゼンシ　十禪師　内供奉（ナイクブ）を見よ、

ジフゼンノキミ　十善君　天皇を稱す、佛教にて十善とは十惡の反對にて、四十二章經に、衆生以十事爲善、十事爲惡とありて、前世に十善戒を保てる功德により、今世に國王に生れ給へるを云ふ、十善とは、不殺生、不盜偸、不邪婬、不妄語、不惡口、不兩舌、不綺語、不慳貪、不瞋恚、不邪見を云ふ、圓融院御受戒記に、寛和二年三月廿二日庚寅侍臣曰、（中略）十善之主、既宮人替秋、其猶如此、此、我等何益（下略）保元物語新院御遷幸事の條に、新院（崇徳）を讃岐國へ遷し奉るべき由を奏聞す（中略）十善の君、萬乘の主、先世の宿業なればのがれ給はずと思召慰むほかとぞ成けること見えたり、

ジフダイジ　十大寺　大安寺、元興寺、弘興寺、藥師寺、四天王寺、興福寺、法隆寺、崇福寺、東大寺、四大寺の十箇寺ないふ、各條參看（拾芥抄）

ジフデフイツボン　十帖一本　一東一本（イツソクイツポン）を見よ、

ジフテンラク　十天樂　（名稱）唐樂、沙陀調十五曲中の二、古樂にて中曲、ジテンラクとも訓む（出典源氏物語）聖武天皇東大寺講堂を慶し、笛師常世舞無し（禮樂志）

ジフニシ　十二支　（エト）を見よ、

ジフニシコバン　十二支小判　（名稱）古金貨の一種、小判の裏面に十二支の干支を各一字宛、十二字を配したるもの、表面に名づく（出典以下同）慶長小判、元禄小判、宝永小判、文政小判、天保小判、安政小判、萬延小判、慶長丁銀、元禄丁銀、宝永丁銀、文政丁銀、天保丁銀、安政丁銀、慶長豆板銀、元禄豆板銀、宝永豆板銀、文政豆板銀、天保豆板銀、安政豆板銀、慶長一分銀、元禄一分銀、宝永一分銀、文政一分銀、天保一分銀、安政一分銀、慶長一朱銀、元禄一朱銀、宝永一朱銀、文政一朱銀、天保一朱銀、安政一朱銀、慶長一朱判、元禄一朱判、宝永一朱判、文政一朱判、天保一朱判、安政一朱判、慶長一分判、元禄一分判、宝永一分判、文政一分判、天保一分判、安政一分判、慶長小判、元禄小判、宝永小判、文政小判、天保小判、安政小判、萬延小判（以上金銀圖錄）

ジフニシンシヤウ　十二神將　佛教にて毘羯羅、招杜羅、眞達羅、摩虎羅、波夷羅、因達羅、珊底羅、伐折羅、迷企羅、伐折羅、宮毘羅の十二大將を云ふ、實には藥師十二神將と云ふ（佛像圖彙）

ジフニテウシ　十二調子　十二律（ジフニリツ）を見よ、

ジフニテン　十二天　佛教にて、地天、月天、毘沙門天、風天、水天、羅刹天、梵天、日天、伊舎那天、帝釋天、火天、焔魔天を云ふ（佛像圖彙、佛教いろは辭典）

ジフニバウ　十二坊　上品蓮臺寺をいふ、（ウダイワ）を見よ、

ジフニヒトへ　十二單　（名稱）衣服、まづ内衣をいふ（着用）次に打衣、次に表着、次に紅袴、次に單、次に五衣、次に唐衣、次に裳を着用す、もと五衣十二領重ねたるにはじまれりといふ、増鏡に、伏見天皇の中宮の御髪を叙して「紅梅の十二の御衣に、同じ色の御ひとへ、紅の打ちたる萠黄の上着云々」とあるもの、即ち十二單なり、また源平盛衰記に、女院御入水の事を記して、「彌生の末の事なれば、藤重袴の十二領の衣をぬがれたり云々」とあれば、既に此の頃より云へりと見えたり、後世五衣にても、唐衣、裳を打掛けたるを指して十二單と稱せり、御イツ、ギヌ、及び衣服地に女房裝束の挿圖を參照すべし（裝束甲冑圖解）

ジフニングミ　十人組　江戸時代、京都市街の市人を十人づゝに組を定め、其組中に、一人にても悪行の者あらん時には、同組の者、悉く同罪たるべしと誓ひて、連印の卽ち組を作る、是を十人組と云ふ（慶長八年十二月始めてこれを置く、五人組（ゴニングミ）參看（徳川實紀）

ジフニリツ　十二律　音樂の調子の上に、生ずる音名の總稱なり、十二調子ともいふ、其内陽六を律と爲し、陰六を呂と爲す、天地自然の音聲をうつしたるものなり、而して聲の呂律あるは猶ほ陰陽あるが如し、其呂に屬する者は、豊銭（ブシンセン）、神銭（シンセン）、文銭（モンセン）、太平銭（タイヘイセン）、元文銭（ゲンブンセン）、寛永銭（カンエイセン）、古寛永（コカンエイ）、寛永通寶（カンエイツウホウ）、寛永通寶（カンエイツウホウ）、寛永通寶（カンエイツウホウ

て叙述する例なる故なり（江次第抄）江次第に、主上、被ㇾ仰云、早久、執筆大臣叡旨稽疑、置ㇾ笏於左、先開見第二第文、次第移ㇾ之於第三第、嗜留十年勢候、取ㇾ笏置ㇾ帷、復第以下於左方云々、と見えたり、

ジフハ

シフハウシャ 入破 破（ハ）を見よ、

シフハウシャ 襲芳舎 「ジハウシャ」を見よ、

シフバカマ 四幅袴 「コノバカマ」を見よ、

ジフハチマツダヒラ 十八松平 松平氏の本支族十八家をいふ、松平氏三河に興起してより後、次第に繁延し、茲に十八家に及ぶ、故にこの名あり、即ち左の諸氏をいふ、マツダヒラウヂ参看、

徳川、竹谷、形原、大草（岡崎）、御油、深溝、能見、長沢、岩津、大給、滝脇、桜井、東條、藤井、三木、鵜殿、押鴨（三河後風土記）

ジフバンウラガキ 十判裏書 江戸時代訴訟文書の名、許定所より發する裏書に、三奉行十人の捺印あるものをいふ、憲教類典に、寛保二年、訴訟、一、在方之相掛り候出入、江戸より十里餘には十判裏、一、近在之相掛り候出入は御代官之添手紙遣す、一、在方之もの、公事訴訟に付逗留中雑用金滞出入、平日十判裏書、一、店かし遣出店之もの逗留者之相掛り候出入、訴訟人所之人別に不ㇾ入候は十判裏書不ㇾ遣と見えたり、

ジフバンギリノバンシ 十番切番士 江戸幕府の時、十番切の間（曾我五郎時致が十番切の綸を髪に懸かきし間）に勤仕する番士をいふ、元和二年九月、諸院花畠番士六十人を選びて四組となし、世子家光に附し、此間に勤仕せしむるに始まる（徳川實紀）

ジフブイチダイヅギンナフ 十分一大

豆銀納 江戸時代、石代納の一種、上方筋に於て行はる、畑年貢なり、總取米十分一を石代として、其慣一定するものあり、又年々定まるものあり（地方凡例録、大日本租税志）

ジフマイヅクリノワウゴン 十枚作黄金 幣の金十枚を以て一枚に作りたる黄金をいふ、徳川實紀に、十枚作の貮分金增鋳とあり、

シフンクワン 思文館 薩摩鹿兒島國府町 思文館（明治申）の學校、明治八年、宗義功、國老古川圖書に命じて設立せしむ、諸學方と稱す、文化十年二月十一日、義質藩士村永嘉堅の宅地に學舎を設置し、思文館と稱す、元治元年に至り、日新館に合す（鹿兒島縣教育史資料）

ジフマンジノモン 十文字紋 紋所の名、横二本を十字形に交叉したる紋を云ふ、大草家にて家紋に用ひたり、思ふに其初めは矢筈を交叉したるを、後に之に丸を加へ、轡の形になして用ひたり、又數字の十文字にかたどりたるものあり、野々山氏之を用ふ、島津氏もと之を用ひたるは蒙古襲來當時に見えたれば、鎌倉の頃既に用ひたること明なり（見聞諸家紋、武徳）

ジフモンジヤリ 十文字鑓 鑓（ヤリ）を見よ、

ジフラク井 十樂院 山城國愛宕郡 泉涌寺（センニウジ）の一院、起源詳ならず、安元二年六月建礎門院、父清盛左大臣平時信の菩提を弔はんが爲めに、寺業院の墓所に精舎を建て、供養を行ふ、後伏見天皇の皇子尊道親王にて應永（諸門跡傳、山城名勝志）

ジフラク井ンノウヘノミサザキ 十樂院上陵 花園天皇の御陵、山城國京都市上京區栗田口町に在り、〇高さ一丈許、周圍十二丈許（諸陵考、陵墓一覽）

ジフラクカウ 十樂講 淨土の十樂を講讀する法會をいふ、往生要集に、今擧十樂而讃淨土、倘知二毛之師二大海一、聚衆來迎樂、二、蓮華初開樂、三、身相神通樂、四、五妙境界樂、五、快樂無退樂、六、引接結縁樂、七、聖衆倶會樂、八、見佛聞法樂、九、隨身供佛樂、十、增進佛道樂也、と見えて、十讃抄に、島羽院の御時十樂講の次に御遊ありけり云々、樂教調拍、父體運拍などにしてこの名見えたり、

ジフリシハウテツバウアラタメ 十里四方鐵炮改 江戸幕府の職名、江戸の十里四方以内に於ける鐵炮のことを支配す、職員一人、大目附よりこれを兼ぬ、老中の所管なり（官制沿革略史）

ジフリン井 十輪院 新元興寺（シングワンゴヂ）を見よ、

ジフリン井ンニフダウサキノナイダイジン 十輪院入道前内大臣 中院通秀（ナカノインミツヒデ）を見よ、

ジフリヤウ 十陵 近墓（キンボ）を見よ、

ジフロクシヤ 十六社 朝廷奉幣の爲に定めし十六社を云ふ、伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稲荷、春日、大原野、石上、大和、大神、廣瀬、龍田、住吉、丹生、貴布禰等の神社をいふ、伊勢を除きては皆畿内なり、紀略に、昌泰元年五月八日辛丑奉ㇾ幣十六社（〇忠尋——顯尋——圓仙——忠雲——仁慶——尊性）

（茂仁——寛守——道支——慈道——行圓——道覚）

（道澄——尊圓——尊道）

とあり、村上天皇康保三年閏八月廿一日止雨の爲めに十六社に奉幣ぜられしこと見えたれども、社名詳かならず、拾芥抄に始めて右の如く社名見えたり、

ジフロクダイボサツ 十六大菩薩 佛教にて金剛界の金剛薩埵、金剛王、金剛愛、金剛喜、金剛寶、金剛光、金剛幢、金剛咲、金剛法、金剛利、金剛因、金剛語、金剛業、金剛護、金剛牙、金剛拳の十六菩薩を云ふ（佛像圖彙）

シヘイ 紙幣 紙幣紙を以て貨幣に代用せしもの、紙幣の類にて札（サツ）と稱す、金銀貨、及び錢貨に交換するを以て、金札、銀札、錢札等の名あり

地方凡例録 後醍醐天皇建武元年二月、楮幣を作り、天下に通用す、是を吾邦紙幣の權輿とす、降りて江戸幕府に至り、元和年間、大阪の商人、私に銀七分札を行ひしことあり、是豈し大阪商人仲間通用金の類ならん、寛文以來諸藩幕府に請うて紙幣を製し、各封内に施行す、元禄以降諸藩の用途足らずと云ふを以て益々之を造る者多く、寶永四年、幕府令して紙幣を發行することを禁じたれども、享保十五年再び發制に復せり、之を藩札（ハンサツ）の條參看）といふ、而して幕府に於ては、其一代竟に紙幣を發行せざりき、然れども其末年慶應三年に至り、始めて之を施行せんとして果さず、今上天皇明治元年、紙幣數種を全國の田畑石高に應じて製造し、一時の急を救ひ、十三年の後に至りて之を回收し、之に代ふるに、正貨を以てす、世に之を太政官札といふ、明治元年閏四月より著手し明二年六月に至り製了し、其高四千八百九十七萬三千九百七十三兩一分三朱なり（其中、九十七萬三千九百七十三兩一分三朱は、發行ずして燒棄す）爾れど政府の信用厚からざるにより、正金と並行せず、時の相場を立て、之を通用す、二年四月、正貨と紙幣との間に差を立つることを禁じ、十三年閏を五年間に短縮し、引換の方法を明示せり、爰で二年九月民部省通商司をして、二分、一分、二朱、一朱の小紙幣を發行す、其高七百五十萬兩、世に之を民部省札といふ、四年十月、官省の札増發の爲め、及び二分金外出張防の爲め、爲換座三井組の名義を以て大藏省兌換證券を發行し、金札と引換しむ、其高六百八十萬圓なり、五年一月、北海道開拓事業の爲め開拓兌換證券を發行す、其高二百五十萬圓なり、五年四月、藩札を始め、從來發行せし紙幣を止め、新に獨逸人組合のヒートンブルフ會社にて、百四、五十圓、二圓、一圓、中圓、二十錢、十錢の九種、其高二千四百萬圓を製造せしめたるものを發行し、六年より國立銀行紙幣を發行すべき新貨の發行に至る迄の過渡の役、西郷隆盛私に紙札を製して之を使用す、世に西郷札と稱す、サイガッサツ（參看）十二年外國人の手にならず紙幣を製造し、十四年二月より一圓、五圓、十圓の三種を、中圓、二十錢を發行して、獨逸製の紙幣と交換す、十七年五月兌換銀行券條例を發し、紙幣を廢し、日本銀行をして兌換銀行券發行高に應じ發行せしむ、二十九年三月國立銀行紙幣通用期限を三十二年十二月九日迄として通用を停止す、三十年十月金貨本位採用により一圓紙幣の分にて現今銀行券の種類は五圓、十圓、二十圓、五十圓、百圓、二百圓の六種とす（大日本貨幣史、法令全書、古事類苑貨幣部）

シヘキヒケ 四壁引 塗地（ヌリヂ）を見よ、

シホアヘモノヤク 鹽和物役 武家にて魚を鹽漬にしたる物に課したる雜稅、永祿三年三月北條氏康下知狀に、二年間相模鹽濱當宮の鹽和物役を免すべき由見えたり、

シホガマノジンジヤ 鹽竈神社 鹽竈神社（明治申）陸奥國（今陸前國）宮城郡鹽竈一森山〇陸奥の一宮、鹽竈明神と稱す、現今國幣中社（明治申）鹽竈神社（祭神詳ならず〇東大寺門跡の一、起源詳ならず）

シホガマノジンジヤ 鹽竈神社 鹽竈神社（明治申）陸奥國（今陸前國）宮城郡鹽竈一森山〇陸奥の一宮、鹽竈明神と稱す、現今國幣中社（明治申）鹽竈神社（祭神詳ならず〇東大寺門跡の一、起源詳ならず）主命、鹽土老翁大神（鹽竈を以て鹽形とす、釜凡そ四口、重各四尺八寸、冬氷結の時、釜神社邸ち是なり）

起源詳ならず 傳に云、上古健御雷經津主の二神、葦原中國に天降りて、荒振る神を平げ給ひし時、岐神（國土第と同體なりと云ひ）を導者として、諸國を周り平げて此地に至り、威靈盛なりしと、然して神饌の出處、古來傳說紛々として一定せず、且つ宮社も何地に在りしか詳かならざりしと云ふ、慶長十二年夏伊達政宗千家山頭に社殿を經營し、貴船只洲兩社を以て配合す、元禄六年綱村、只洲宮を古内邑に遷して別社となし、更に此地に遷營し、鎮御靈命を左宮と爲し、經津主命を右宮と爲し、岐神を別宮と爲し、三座を併せて陸奥國一宮正一位鹽竈大明神と號す、寶永元年九月、祭田百七十石の地を寄附し、社家廿九人に五百五十二石餘の地を賜ふ、祭日正月廿八日臨時祭、七月十日神事流鏑馬を行ふ、降りて明治七年十二月志波彦神社を此地に移し、翌年國幣中社に列せらる（奥羽觀跡聞老志、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

シホクサンサウ 四木三草 江戸時代に桑、楮、漆、茶の四木、藍、紅花の三草をいふ、この品は民用第一の物なるより、これを奬び且つ稅を課したり（小物成、コモノナリ）參看）是等の畑には普上畑にて他の畑よりも上に位したりと云ふ（地方凡例録）

シホジリ 鹽尻 鹽尻（明治申）寫本百卷、或は七十卷、四十五卷等あり、尾張藩の見聞隨筆にして、江戸時代に於ける史實を研究するには參考とすべき

と多し、永禄もと千巻返くありしも散佚して僅はら
ず（新撰姓氏録・天野信景・塩尻・諸家一覧）

シホデ　鞍　鞍の前橋、後輪に各二所づゝ著くる組、卽ちもながいしりがいを止むるものを云ふ、鞦
用の義なりと云ふ、或は後方手の傳訛なりとも云ふ、
又四方出、四方手、四緒手とも称す、又取付と云ふ、本
名は鞘付と云ふ、馬の食物を袋に入て掛付る故に名
づく、僕名抔に櫪をカレヒツカに當たるは誤なり、猶
仁徳の正字にて是を二ツ合て鞍をシホデと訓ませたり（和名抄・同箋注・軍器考・算用
記）貞丈雑記に、鞍の四方手の名、前の左をとつつけ、
前の右をもつつけ、後の左をしほで、後の右をなをめ
といふ説あり、用ふべからず、四つともに本名しほで
なり、とつつけと云ふ名は、源平盛衰記文学記などに見えたり、蔵の前を取りて付くる所なる故、鏡手の
異名をとつつけと云ふなり、とつつけの緒とて、し
ほでに緒をむすび付置くも、前を取りて付くる爲なり、もつつけ、緒とめなどゝいふ名は、古書に皆
てみえざる事なり、用ふべからず、と云へり、源平
盛衰記八牧夜討の條に、首を太刀の先に貫て鬼鹿の
様に云ひつゝ、親顕が首、景康分捕にしたりやと云
て抛出す、下部是を取て持たりけるを、北條乞取て
鞍のしほでに付たりけり、云々、今昔物語学雑談背藤
原諸任語に、其餘五箇頭は懸に取て鞍の鳥付に結付
給へりや、と見えたり、此外学家物語源平盛衰記太
平記等にも見えたり、

シホノヤタウイン　塩谷宕陰　名は
世弘、字は毅侯、餘な宕陰、又は九里香園と云ふ、甲斐
と称す（新撰姓氏録）父な桃渓と云ふ（新撰姓氏録・年十六の時昌平
校に入りて學び、廿一歳湖西に遊學し、文章義に嫡ちて歸ろ、父悦で曰く、兒能く吾が志を成して遺憾なし

と、父没後嫡を下し徒な養ふ、家道貧にして意す能は
ず、数嶋懐堂之を怒み（浪松侯水野忠前守忠邦に属む、
乃ち擢て文學と爲し、十五人扶持を給す、天保五年忠
邦幕府の執政となるや、宕陰其顧問となり、蕃書調所
の教授となり、安政五年露使プーチャチン（プチャーチン）来るや、
命を受け宋の丙丁龍攻錄と名づく、又家譜を著修す、
忠邦退隠し嗣子立つや、宕陰亦職を辞して、侍坐して二
百石となり、國政を聴くに至れり、是より先き清國阿
片の亂あり、宕陰之を聞き阿英始末及び鄰邦危機
なる者はし、海防の事を論ず、又米國人来港するや、接
食を乞ひ、屢々書を當局者に送る、又造軍艦便宜二十
條を疏して進め、最後に隣警論を著はして終に時事
を論ぜず、將軍家薨の時徴されて儒官となり、二百
俵と十五人扶持を賜はる、茲に於て宕陰徳川列祖の
政績を紀し、聖恩に報ぜんと昭代紀事を修む、然れど
に家光時代に及び、疾に罹りて歿す、時に慶應三年
八月二十九日、年五十九、東京谷中天王寺に葬る、宕
陰儒者たりと雖も、儒術を以て経世の道を學ぶ者、人執か儒ならざる、徒儒にあらずと、故に其學は實用を
主とし宋學を墨守せず、又史學を以て死す、宕陰又檜枝兵法の
志あれども、未だ遂げずして死す、宕陰又檜枝兵法の
蔵美を窮む、然れど文章を以て名あり、人推して我歐
陽氏となす（新撰姓氏録・丙丁龍攻錄二巻・陸機論二巻・大統歌一巻、阿英
英筆問七巻・隣交始末一巻・嘉永癸丑録一巻、
癸丑録始末二巻・嘉永癸丑録一巻・大統歌

齊彬の意見は、前に述べたるがごとく開國に在る事勿論なりと雖も、敵に之を決する事は時勢の許さゞる所なるが故に、まづ之を速鄙の琉球に試み、かれて操縦領宜に從ひ、努めて外舶をして内地に渡來するの期を緩うせんとし、正弘また之を賛し、軍制兵器の改革外舶の研究等に力を注ぎ、徐ろに開國の歩調を進めん事を企畫せるなり、かくて齊彬は阿國の後ち直ちに琉球の措置を命じ、更に海岸を巡視して砲臺の築造を命じ、武器製造局を創設する等、着々として治蹟頗る見るものの多し、四年齊興の隠を受けて封を襲ぐ、是より先齊彬家臣に命じて蘭語を學ばしめ、自らもまた研鑽を怠らず、以て軍艦兵器等の改革に資せんとし、早くより反射爐を造りて巨砲を鑄造し、或は砲臺を改築し、また火薬製造の方法を研究して、所謂薩摩火薬の名聲各藩に等き、更に水雷、地雷、電信の諸機械をも、洋籍につきて模造し、みな試驗を経て其功を確め、之を利用するに勉めたりしが、已に封を承くるに及び、益々積極的奮激して、意を政治に用ひ、齊彬の名は、夙に四方に傳播して、志士の欽慕する所たりき、尊て同六年上書して大砲船（軍艦の意なり）を作らん事を乞ふ、幕府之を許可し、更に託するに幕府の軍艦四艘製造の事を以てす、翌年末に至りて皆成功す、齊彬また勤王の志あり、嘉永四年閏七月には古筆を、翌五年には名刀二口を閤下に奉獻し、也に勤答あり、安政二年に至り宸翰の御製を賜ふ、曰く、武士も心あはせて秋津洲の國は動かす共に治めんと　齊彬感激、身を以て王室に盡さんことを期す、此時に當り幕府は開國の意志を抱きしも、時勢に制せられて之を決行する能はず、水戸烈公一派の頑に攘夷説を鳴ふるに苦しめられ、外は外國公使の開國を迫るありて、非常の困難を極めし

際なりしが、幕中阿部正弘は從來の歴史的感情を捨てい、齊彬の勢力才能に依頼する必要を感り、遂に一歩を進めて、齊彬の養女を將軍徳川家定に納るゝの策を採じ、齊彬また之を諾して幕府の爲めに一臂の力を盡へんとし、同三年政略的結婚は結ばれたり、藩るに翌四年に至りて正弘は卒し、齊彬と正弘との間に企てられたる計畫は凡て水泡に歸したるのみならず、五年七月齊彬また病に罹り、同月十五日を以て遂に薨ず、時に年五十、文久二年將軍家茂從三位權中納言を贈叙し、三年また朝廷より同じく從三位權中納言を贈らる、後ち其靈を祭めて照國神社と稱す、明治二年更に贈從一位の宣命あり、十五年十二月神社を以て別格官幣社に列ぜられ、三十四年五月また正一位を贈らる、齊彬英明にして海國に通ず、早く外國の文明を封内に輸入して開國の準備を爲し、また老中阿部正弘を補けて、外交政策に盡せる等、功蹟見るに足るもの頗る多く、殊に自ら外務を研究して、其文字に通じたるが如きは、蓋し齊彬の識見の大に超凡なりしに似たり（家譜、暗從一位島津齊彬公略傳）

シマヅヨシヒサ　島津義久　薩摩藩主

貴久の長子、義弘の兄、幼名忠良、永祿七年三月正五位下に叙し、修理大夫に任ず、はじめ父貴久、伊東義祐と巣年兵を交へて利あらず、遂に義祐に鹿兒島に迫る、義久勢屈し、剃髪染衣の姿となりて、秀吉の軍門に降る、秀吉大に喜び、喜へて、大隅薩摩は本領なれば、相違あるべからず、また日向、肥後、筑後は、各々半國を賜はるべし、但し日向半國は伊東の本領なれば鮎正に與へ、豊後と筑後、肥後の半をば宗鱗にかへ、肥前なば毛利輝元に割讓し、筑前は御領の爲めに獻すべしと命じたれども、義久敢て應ぜざりしかば、秀吉卻て長曾我部元親、仙石秀久、大友宗麟等を遣はして、義久を討たしむ、義久防ぎ戰ひ、知て之を破る、茲に於て十五年の春、秀吉自ら發内、南海、北陸、山陰、山陽の軍勢二十五萬騎を率ゐて九州に下り、鮎正を攻撃として、筑前筑後を經、五月薩摩に亂入し、先鋒既に鹿兒島に迫る、義久勢屈し、剃髪染衣の姿となりて、秀吉の軍門に降る、秀吉大に喜び、喜へて、より、薩摩國を安堵し、また大隅日向の地を以て義弘父子並に家人等に賜ふ、後ち大阪に伺候して軍事を勤め、十六年七月在京料一萬石を賜ひ、三位法印に叙ぜらる、文祿元年征韓の役起るに及び、義弘父子を遣はし、特功ありしを以て、慶長三年薩摩、豊前、肥後、豊後の諸國を略し、また大友宗麟を滅して、豊後國を併せんとす、既にして豊臣秀吉の政權を掌握するや、九州を征服せんとするの意あり、會々前の日向の守護伊東三位入道の急鮎正、秀吉に訴へ仕して、本國安堵の事を請み、宗鱗また上洛して、島津征討の軍起らば、其先鋒たらんことを請へるに當り、義久は、家臣豊田某を使として、早速降取するの八箇國の守護職相違なきに於ては、喜下に伺候すべき事を秀吉に告げたるに、秀吉ほ之に答へて、大隅薩摩は本領なれば、相違あるべからず、また日向、肥後、筑後は、各々半國を賜はるべし、但し日向半國は伊東の本領なれば鮎正に與へ、豊後と筑後、肥後の半をば宗鱗にかへ、肥前なば毛利輝元に割讓し、筑前は御領の爲めに獻すべ

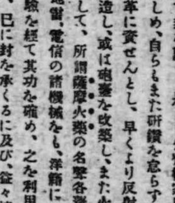

（義久花押）

阪の五萬石を加増す、五年關ヶ原の亂に際し、義弘石田三成に與し、大敗して本國に歸る、義久謝罪正則に勧さて陳謝する所あり、七年四月本領安堵の御教書を義久に賜ふ、十六年正月廿二日卒す、年七十九（薩藩舊記、徳川實紀、野史）

シマヅヨシヒロ　島津義弘　薩摩藩主

又四郎、はじめ忠平、又義珍といひ、後義弘と改む、勲業して維新と號す、貴久の次子、幼名、天正十二年、兄義久の嗣となり、翌年護を受けて薩摩守叙職となる、十四年義久と共に豊臣秀吉の軍を防ぎて一時利を得しと雖も、翌年秀吉の親征に會し勢屈して、遂に其軍門に降る、秀吉因て大隅國を賜ふ、十六年六月、從五位下侍從に叙任し、翌月從四位に昇る、文祿元年征韓の役起るや、子久保と共に兵を率ゐて海に航し、轉戰頗る功あり、四年歸朝するに及び、改めて薩摩大隅の二國、及び日向の諸縣郡を賜ふ、慶長二年再び命により朝鮮に航し、唐島、南原等の戰皆勲功髣なからず、就中、同三年十月、明將董一元、二十萬騎を率ゐて義弘等を泗川に圍むに際し、千家久と共に城外に突出し、奮闘して是を破り、首級を斬る事三萬八千七百餘級に及ぶ、是年秀吉薨じ、征韓の諸將皆國に歸らんとす、時に明の水師提督陳璘、泗路に要して之を遮る、義弘即ち立花宗茂等と軍を併せて陳璘の舟師を破り、十二月歸朝するを得たり、四年正月五大老等相謀り、義弘の戰功を賞し、封五萬石を加ふ、是歳また少將に昇り、宰相に任ず、五年石田三成に與して

（義弘花押）

兵を擧げしも、關ヶ原の戰に大敗し、身を以て逃れ、本國に蟄居し、陳謝して罪を免つ、徳川家康之を追撃するの不利なるを察し、敏免して其本領を安堵す、慶長五年七月廿一日卒す、年八十五（薩藩舊記、家譜）

シマヅヨシヒサ　島津久保　薩摩藩主

義弘の次子、幼名、天正十二年、兄久保と共に豊臣秀吉の軍を防ぎて一時利を得しと雖も、翌年秀吉の親征に會し勢屈して、遂に其軍門に降る、秀吉因て大隅國を賜ふ、十六年六月、從五位下侍從に叙任し、翌月從四位に昇る、文祿元年征韓の役起るや、子久保と共に兵を率ゐて海に航し、轉戰頗る功あり、四年歸朝するに及び、改めて薩摩大隅の二國、及び日向の諸縣郡を賜ふ、慶長二年再び命により朝鮮に航し、唐島、南原等の戰皆勲功髣なからず、就中、同三年十月、明將董一元、二十萬騎を率ゐて義弘等を泗川に圍むに際し、千家久と共に城外に突出し、奮闘して是を破り、首級を斬る事三萬八千七百餘級に及ぶ、是年秀吉薨じ、征韓の諸將皆國に歸らんとす、時に明の水師提督陳璘、泗路に要して之を遮る、義弘即ち立花宗茂等と軍を併せて陳璘の舟師を破り、十二月歸朝するを得たり、四年正月五大老等相謀り、義弘の戰功を賞し、封五萬石を加ふ、是歳また少將に昇り、宰相に任ず、五年石田三成に與して

シマツヨシヒロ　島津義弘　薩摩藩主

又四郎、はじめ忠平、又義珍といひ、後義弘と改む、勲業して維新と號す、貴久の次子、幼名、天正十二年、兄義久の嗣となり、翌年護を受けて薩摩守叙職となる、十四年義久と共に豊臣秀吉の軍を防ぎて一時利を得しと雖も、翌年秀吉の親征に會し勢屈して、遂に其軍門に降る、秀吉因て大隅國を賜ふ、十六年六月、從五位下侍從に叙任し、翌月從四位に昇る、文祿元年征韓の役起るや、子久保と共に兵を率ゐて海に航し、轉戰頗る功あり、四年歸朝するに及び、改めて薩摩大隅の二國、及び日向の諸縣郡を賜ふ、慶長二年再び命により朝鮮に航し、唐島、南原等の戰皆勲功髣なからず、就中、同三年十月、明將董一元、二十萬騎を率ゐて義弘等を泗川に圍むに際し、千家久と共に城外に突出し、奮闘して是を破り、首級を斬る事三萬八千七百餘級に及ぶ、是年秀吉薨じ、征韓の諸將皆國に歸らんとす、時に明の水師提督陳璘、泗路に要して之を遮る、義弘即ち立花宗茂等と軍を併せて陳璘の舟師を破り、十二月歸朝するを得たり、四年正月五大老等相謀り、義弘の戰功を賞し、封五萬石を加ふ、是歳また少將に昇り、宰相に任ず、五年石田三成に與して

シマナガシ　島流　流罪（ルザイ）の異名。

シマネノコホリ　島根郡　隠岐國出雲國

地名、續紀和銅六年四月北は伊勢、東北は近江、東は美濃、南は尾張、西は参河に接す、郡内に明神山、鳥屋山、鳥屋野潟、鵜ノ池、鵜ノ池、鵜ノ池

人、安國（アゝ）權殿（ホヅミ）等の郷あり（郡名考、シマシモと稱し、以後之に從ふ、明治廿九年島上郡と共に廢せられ、三島郡と稱す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

シマバラジヤウ　島原城　肥前國肥前國南高來郡島原の東北隅にあり、天正十二年三月、島津豐久三千騎にて有馬へ渡海し、森猿を城にこしらへ、砦二三所かまへ、龍造寺勢を待つと見ゆ、森猿は島原の舊地名なり、後有馬氏の居城たりしが、元和四年松倉重政（元和二年に封す、領四萬三千石）之を修築し治城とす、子重次の時、寛永十四年十月、耶蘇教徒蜂起して當城を圍む、時に城主江戸に在り、留守兵苦戰して之を却く（シマバラノランを見よ）翌年二月弘平ぎて後、重次封を奪はれ、高力忠房之に代る、寛文九年松平忠房又之に代る、忠祇に至り宇都宮に移り、寛延二年戸田忠寅之に代り、安永二年忠囿の子忠移倉邑七萬石に復封す、子孫傳へて明治維新に至る（原城紀事、武鑑、德川加除封繪）

シマバラノラン　島原亂　島原城を見よ、肥前國戰國時代の末に當り、耶蘇教始めて吾が國に入り、舊弘四方に傳播して、之を信ずる者多し、豐臣秀吉、德川家康相尋で天下の權を握るに及び、其異圖を蔽し國家に害あるを察し、嚴令を數きて之を禁す、然れども浸染の久しき、餘燼殘晃なほ九州地方に潛匿し、殊に肥前國島原有馬の地は其巢窟たり、領主有馬直純制すること能はず、家康即ち直純を目前延岡に移し、元和元年松倉重政を封じて、異教の徒を逮捕せしむ、重政殺意之に當り、教徒等悔々屈息し、改宗する者また尠からず、重政の子重矢暗愚にして政を意ろ、教徒機に乘じ、耶蘇教再び振ふ、時に大矢野松右衞門、千束善右衞門、大江源右衞門、森宗意、山善右衞門の五人、小西行長の遺臣にして、熱心なる教徒なり、密に舊教を復興し、かれて權威を弄ばんとし、天草因郎時貞を率じて主將に仰ぎ、盛んに愚民を誘ひ、徒黨を結び、島原城を襲はんとす（肥前國高來郡城主松倉重次時に參覲して江戸に在り、家臣等之を征せんとし屢々利を失ふ、反徒衆を脅威を極め、肥前天草の數萬また兵を擧げて之に應ず、宮岡の城代三宅藤兵衞征討して大敗し遂に戰死す、事幕府に聞ゆ、將軍家光即ち板倉重昌を遣はし、又四國の諸侯に令して之を援けしむ、重昌等寛永十四年十一月島原に途し、寺澤、有馬、細川、鍋島等の諸侯を督して戰ひしも、賊勢容易に衰へず、十二月に到り、天草時貞等有馬氏の古城原城を修して之に據る、原城は有馬村の南端に在り、頗る險要の地たり、時貞等三萬餘人を以て籠城し、部署を定め、號令を布く、故を以て賊徒益々振ふ、是より先家光、賊勢盛んにして、諸侯に嚴靖すべからざるを見て、十一月廿七日更に老中松平信綱、及び大垣城主戸田氏鐵を上使として、島原に赴かしむ、重昌等之を聞きて功無きを恥ち、信綱等の到着前に原城を陷入れんとし、十二月廿九日を期し、諸軍寒しく城に肉薄せんとす、其日會々大雨ありて果さず、經えて十五年正月元日、有馬氏の兵先鋒として賊と戰ひ、敗れて退く、松倉鍋島二氏の兵亦利あらず、重昌諸軍の進まざるを見、獨り手兵を率ゐ、獨な踏え壁に攀ぢ、殊死して戰ふ、賊望見して其將たるを知り、群がり來りて之を擊つ、重昌遂に流丸に當りて戰死す、幕軍恐聞して志氣沮喪し、敗兵を收めて各々其營に退く、三日信綱氏鐵島原に着し、四日有馬に到る、信綱、細川忠利、鍋島勝茂、黒田忠之、立花宗茂、有馬直純、寺澤堅高、松倉勝家等の總軍十二萬四千餘人を督し原城に迫り、長圍の柵を張る、又長崎在留の蘭船、及び黒田細川の諸將をして、海上より城中を砲擊せしむ、賊勢稍々挫く、二月廿一日時貞等窘を告めて城外に突出し、黒田、寺澤、鍋島、立花の陣を毀ふ、諸將奮戰して之を退く、幕で廿七日總軍並び進んで城を攻撃し、遂に外郭を陷れ、廿八日牙城を拔きて時貞を誅す（原城紀事）三月二日信綱、諸將に命じて城を毀たしめ、幕て時貞以下の兇徒を城外に梟し、數日を經て、時貞の首を長崎に送り再びこれを梟す、信綱又諸將を勞し、兵を收めて領國に歸り、後命を俟たしめ、四月廿六日江戸に着し、將軍に謁して戰を陳す、幕府、將士の奮訓を定め、松倉重次及び弟重利、寺澤堅高の討を誉び、高力忠房を島原に、鍋島勝茂、榊原職直を天草に、松平行隆を牧嶌に、牧野及び林を此貴に處し、石谷貞清、板倉重矩は登城を禁ぜられたり、幕で又重次を訊問し、政道殘虐の故を以て死を賜ひ、重賴を保科侯の第に禁錮す（落穗譜、德川實紀、原城紀事）

シマヒ　宇舞　雅樂にて、舞人の文文字の形に立並ぶ舞ないふ、我國にては、壓天樂一曲のみを云ふ、樂府雜錄に、宇舞以ヶ舞人至三身於地一威ノ字也とあり、南宮說に云、壓天樂承和大嘗會之時、清上所ゝ作也、於二應天門一以舞之、以二舞人一成二文字一、と見えたるものは、此宇舞に製したるなり（樂備品目）

シミヅケ　清水家　德川氏の分家にして三卿の一、「トクガハヤシヂ」（清水の部）の條を見よ、

シミヅダニウヂ　清水谷氏　姓は藤原、四圓寺太政大臣公經の次男實有を祖とす、實有正二位權大納言となり、左近衞大將を兼ね、正元二年四月薨す、又一條とも大宮とも號す、羽林家の一、世々將官を歷て權大納言に至る、室を家業とす、子孫相戰

きて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる（尊卑分脈、有職雛中抄、華族略記家傳、華族誌）

○實有―公持―公藤―實連―公有―實材

公時―實秋―公知―實久―公松―實任

公榮―實業―雅季―實榮―公美―隆季

公泰―實揖―公正―實皓―公考―實英

シミヅハマオミ　清水濱臣　名は通稱を主馬といふ、泊洦舍また月齋の號あり、幕府の家世々醫を業とす、濱臣長ずるに及び、其業を棄ぎたれども、幼より和歌を好み、國典を修むるの志あるを以て、遂に村田春海の門に入る、濱臣思想高妙にして頗る文筆に長じ、殊に博聞强記なりしかば、春海もまた之を愛したりといへり、時に春海の門人百を以て數ふと雖も、みな濱臣を推して其巨擘と稱せり、後一家を公す、性淡泊にして敢て人と名利を爭はず、其人を敎ふる者極めて懇切なりしかば、門に遊ぶもの日々雲集し、關宿侯林田侯等もこれを引きて優待せり、文政七年八月十七日卒す、年四十九、淺草本願寺中善照寺に葬る（伊勢物語傳言解、唐物語標註、萬葉集考註、濱臣家集、語林類葉、杉田日記、遊京漫錄、泊洦筆話、答問雜稿等數十部（清水濱臣小傳、慶長以來諸家系譜目錄）

濱臣自署

シミヅモン　清水門　江戸城内郭門の一、田安門の東南に在り、今の麴町區飯田町二丁目牛が淵に添ひ、佛蘭西公使館の前に在り、往昔此邊より清水浦出せしより其名起れりと傳へらる、又淺草新堀端江北山清水寺の傍へに、彼寺本尊千手觀音は、天長六年慈覺大師の影刻する所なり、大師關東下向の時、武江平川に一寺を草創して安置し、寺號を清水と唱へし故、後絶に地名をも清水と稱せしが慶長年中馬喰町へ移され、明暦丙丁の後、今の地に再び轉ぜしと云へり、此門の創建年代詳かならず、寛永日記に、元年甲子淺野但馬守長晟に命じて清水御門を建てしめらるといへり、是始めにや○門衞は一萬石以下三千石以上寄合、三箇年宛勤番、番士三人、羽織袴着、法令は竹橋門と同じ、武器には鐵炮五挺、弓三張、長柄五筋、持筒二組、持弓一組を之に備ふ（御府内備考、殿居嚴）

シン　清　支那にて、愛親覺羅の建設したる國號、初め蒙古人が金朝を滅してより、滿洲族の勢振はざりしが、金滅後四百餘年を經て、明末に至り、鴨綠江上流長白山下に居りし一部の酋長奴爾哈赤起り、今の興京地方に移住して大に其勢力を振ふ、奴爾哈赤、姓を愛親覺羅と稱す、年二十五にして兵を起し、父祖の仇尼瑪外闥を破り、明萬曆十六年終に滿洲諸部を征服す、後ち明兵を破り、又葉赫等諸大酋長を敗ふと雖も、滿洲全土を統一す、天啓元年終に瀋京に遷り十二城を取る、尋で親ら朝鮮を伐て之を降す、後ち錦州を奪ひ明の十八州を下す、大宗崩じて子嗣臨立つ、之を世祖皇帝と云ふ、世祖、睿親王多爾袞を攝政として明を伐たしめ、遂みて遂河に次す、毅宗吳三桂をして之を防がしむ、是より先、明は東林黨以下黨派の爭盛にして宦官專恣なり、特に年凶飢饉流賊蜂起、明延征服すること能はず、遂に瀋陽爭首の

爲めに、蕃窠を陷いれられ、命自縊す、三桂闕て援を清に乞ふ、茲に於て多爾袞、三桂と共に自虎の軍を率ゐ破る、自成敗死す、世祖俠て都を燕京に遷す、賊を渡りて江を陷いれ、前に進んで南京諸藩悉く來降を取り、李郎來孫を一定し、鮮蝦滿洲の令を下して、民風を一新せり、獨り鄭成功清に從はず、臺灣に據りて明の恢復を圖れり、四代聖祖（康熙帝）に至り、先づ明の降將平四王吳三桂の反亂を平げ、又鄭成功を降して臺灣を取る、康熙二十五年露國とネルチンスクに會して七箇條の條約を定め、尋で蒙古四藏及び青海地方を親征して、領土を擴張す、帝幼より學を好み、才藝人に優れ、大に漢學鴻儒を集めて、偏文韻府、淵鑑類函、康熙字典等を編述す、在位六十一年にして崩ず、子世宗位に卽く、在位十三年、子高宗立つ、乾隆帝是なり、治功の盛なる康熙帝に讓らず、天山南北兩路を平げ、緬甸、安南、暹羅、印度諸國を征して朝貢せしめ、青海準噶爾の反を平ぐ、學術奬勵の功亦少からざれども、在位六十年中連年の戰爭と、數十度の行幸の爲め、金穀を費すこと多く、清朝財政に苦むは是の時に起因す、宣宗の道光二十年阿片戰爭起る、初め英國は、明の時支那に通じ、阿片を輸入す、然るに阿片の害毒多きを以て、高宗仁宗の時二回之を燒きしも、輸入益々盛にして、宣宗の時三萬四千箱に上れり、綱紀總督林則徐英商の阿片を燒き、其實費を拂ひ、且つ通商を禁ず、茲に於て英國總督支那を攻撃して、廣東に上陸す、宣宗因て和議を結び、香港を讓與し、廣州、福州、寧波、廈門、上海の五港を開く、斯くて朝廷の威厭を頓するや、偶々廣西盜衆の地大に蹶ゑ、從つて蜂起して朝廷に抗す、殊に洪秀

を統ぶ、皇帝もなくして臺灣の生番、日本の漂流人を殺す、日本は、生番を支那の領地にあらずとして、問罪の師を起して番人を撃破す、生蕃十八社の酋長皆降附す、清廷乃ち生蕃を其所属なりとし、撤兵を求む、日本聴かず、後ち英国公使の調停に依り、償金を出して和議成る、同治十三年李鴻章の建議により公使を日本及び四洋各国に遣はす、帝在位十三年にして崩ず、嗣なし、醇親王の子載湉位に即く、是より先露国は四北に於て領土を露し、一朝伊型地方に同教徒の亂起るや、露国は邊境鎮撫を名として、同地を占領せり、亂平定後、皆紀源を露都に遣はし、談判の結果コルゴス河を境とし、清国より露国へ六年）佛国は安南を保護国とし、且つ東京地方の割譲を要求せし依り、戰端を開きしが、十一年天津に於て和を約し、佛国の要求を承認せり、光緒二十、廿一年（明治廿七八年）韓国の事に因り日本と兵を交へ、連戰連敗の結果朝鮮の獨立を承認し、償金三億圓を出し、遼東半島及び臺灣澎湖島を割譲し、沙市以下四港を開き、以て和を講ず、幾干もなくして日本は露仏独三国の干渉により遼東半島を清国に還附せり、

シンイチフキン　新一分金　萬延一分金（マンエンイチブキン）を見よ、

シンイチブギン　新一分銀　安政一分銀（アンセイイチブギン）を見よ、

シンイツシユギン　新一朱銀　嘉永一朱銀、又は安政一朱銀ともいふ、（アンセイイツシユギン）をも見よ、

シンイン　神位　神階（シンカイ）を見よ、

シンエツハ　心越派　曹洞宗の一派、東事心越を祖とす、延寶五年、支那より来朝す、越は曹洞宗の法脈を嗣ぐ者にして、天台道福筑出の遠孫なり、水戸光圀之を迎請し、常陸に祇園寺を建立して、開山となす、禪宗（センシユウ）曹洞宗（サウドウシユウ）参看（佛教各宗綱要（日本佛教史綱）

シンエフワカシフ　新葉和歌集　勅撰

凡て其寺の長たる者寺務を行ひしものと、別に寺務職を置きしもの者とありしが如し、海人藻芥に、仁和寺長吏者、寺務也、此外別当者不レ及二寺務沙汰一也、醍醐寺長者、座主被二寺務一也、金剛峯寺者、御室准レ此也、但東寺長者被二寺務一也とあり（地方編東大寺は少僧都長快天平勝寶四年より天平寶字元年迄寺務を勤めし事東大寺別當次第に見え、興福寺は慈訓別當にて始めて寺務を行ふ、後ち賴信權別當にて寺務を行ひしこと、興福寺寺務次第に見え、東寺は少僧都實慧承和三年より十四年迄勤めし事長者補任に見え、延暦寺は義眞圓鎧和尚共に傳法師として寺務を勤めしこと天台座主記に見えたるを始めとす、元亨釋書に、白河院承暦元年卿性信を法勝寺の寺務とせし事見えたり、又石清水八幡宮寺以下大社の神宮寺にも寺務を置きたり（海人藻芥、寺官抄、石清水八幡宮寺別當時補任、僧官位考）

シンイチブキン　新一分金　萬延一分金（マンエンイチブキン）を見よ、

シンイチブギン　新一分銀　安政一分銀（アンセイイチブギン）を見よ、

シンイツシユギン　新一朱銀　嘉永一朱銀、又は安政一朱銀ともいふ、（アンセイイツシユギン）をも見よ、

シンイン　神位　神階（シンカイ）を見よ、

シンエツハ　心越派　曹洞宗の一派、東事心越を祖とす、延寶五年、支那より来朝す、越は曹洞宗の法脈を嗣ぐ者にして、天台道福筑出の遠孫なり、水戸光圀之を迎請し、常陸に祇園寺を建立して、開山となす、禪宗（センシユウ）曹洞宗（サウドウシユウ）参看（佛教各宗綱要（日本佛教史綱）

シンエフワカシフ　新葉和歌集　勅撰

二十巻、歐凡千四百十五首、（別に異本あり、歐陽修、宋祁、范鎭等撰、紀傳、表、志、論、贊、凡例、目錄、計二百四十二卷

重せんとするの意にはあらざるべきか、一説に、位階に階梯なる因地を寄進する目的なりとあれど、信じ難し（古事類苑神祇部）

シンガク　清樂　名義は清國より傳はりたる音樂、樂器は凡十一種あり、笛、洞簫、琵琶、月琴、蛇皮線、胡琴、提琴、木琴、揚弦等とす（徳川實紀寛文政年間始めて渡來す、大阪東京の二派ありて、大阪派は、荷塘一圭、曾谷長春といふ者、清人金琴江につきて學びしより、平井通山其門に入り、盛々行はるといふ、東京派は、長崎醫士等の次男淵川進、清客林德佃に就きて其傳奥を研め、天保年間江戸に出で鋪木溪庵、石田月香等に傳授す、溪庵最も斯道に進し、自ら流水調を創め、清風雅譜を著はし、遂に溪庵派を立つるに至る、これより世に傳はり、明治廿年前後は全盛を極めしが、二十七年日清戰爭の起りし以後衰へて、僅に行はるのみ（風俗畫報、清樂の話）

シンガク　新樂　古樂に對して、樂制の新なるもの、「シンガク」を參看、

シンガク　心學　（名義）神儒佛の三道竝に老莊等の諸教を調和したる教、一に道話ともいふ、其目的とする所は、童蒙婦女子に對して、極めて平易に實踐道徳を敎ふるに在り、故に務めて俗談俚諺をなして、漸々に本來の心に近づかしめんことを期す、其敎訓の大意は、我國は神國なれば神を敬ふべく、また皇先傳來の家督を守るべし、父母に孝に、兄弟を愛し、主人を敬ひ、奴僕を憐み、殺生を止めて慈悲を專らとし、我を抑へて惠むべし、貪る勿れ、奢る勿れ、農となりては農事を勉め、商となりては其業を勵み、能く國の法度を守るべしといふに在り、要するに心學は、初心童蒙の輩に向て德性を養ふべき事を說くものなるが故に、躬行實踐を力めたるの功は頗る大なり

とす、元祿頃儒學に緇人小供などの耳にも入りやすく說き聞かせて、準悔惡宿の事より、家業、商賣、家產、養約、奢侈、銷作の事に至るまで、手近く敎ふる故に、是にて、中悪しき家内も、此講話を聞きしより家族睦ましく、わんぱくなりし小兒も、父母の敎訓を知りて、手習を綿出し、酒興に耽りし手代も、儀ところ、假名書きの書甚多く、皆墨俗を晉とす、男兒女兒に示す前訓は、幼童を誨むる小學にして、我が社、町人身代なるしは、工商の子弟が身を修め、家を保つの個とす、發學玉條、日の明有べからず、朝倉新話、安樂問答の如き、皆心の本體を說きて、惡鉛を去り天理の自然に就かしめんとす、面して此等の書は、或は篤志のものに書して示し、或は其講義を門人の筆記したるものなり、堵廊實性惡說辨要、よく人を導きたれば、爲めに惡を去りて、善につきたるもの多く、此流を汲むものは、稱として仰ぐ、一歲諸に大和に赴く途にて、竹輿を窗して强て之に乘らしめ、以て平常敬遠の恩に報ひんといへるものあるに至る、其死せるや墨に含するもの千を以て數ふべく、其居より墨谷に至る二十餘町、道路之が爲に統し、近世儒谷の開祖に聞くところなりきといふ、堵廊の男に上河正編あり、棋水と稱す、石門三世と稱し、安に龍ざて敎授したりき、心學の關東に弘まりたるは申澤遊二の功なり、遊二名は義道、俗稱を伯屋久兵衛といふ、京都上京新町一條の街に生る、家世々織紐を業とす、貧陵にして讀書の餘暇なければ、文字に疎しと雖も、深く儒佛の敎を喜び、寸隙を竊みて、講釋法談の席に遊なり、又浴儒高僧の居を尋れて道を問ひ、將々說明する所ありと雖も、恥は疑團なる能はず、容て市澤禪師の說法を聞き、蚤で谷々之を心に求めざる、魚は亦に在て、水を知らず、人は妙法の裏に在て、妙法を知らずといふに至りて、節操として大悟し、謂らく、萬言說法皆心に外ならず、即

身成佛といふも、亦これに外ならずと、また石門の敎を奉じ、手島堵庵に親炙して、遂に性理の蘊奥を極む、五十五歲にして、始を剃つて名を道二と改め、同年師の命を得て、江戸に出で道を說くこと、前後すべて二十餘年、始め講席を神田小川街に建て、寬政三年に至り、塾前舍を外神田相生街に開きて、門生と學を講じ、敎諭倦まず、其門京都に跨り、播陽南紀の邊に至り、丹但播陽の諸州に赴き、或は東國北國に往きて道を說く、務めて理解なし、雜ふるに滑稽譬諭を以てし、能く人をして感激心服せしむ、庶人歲饑に至るまで、皆喜んで其說を聞き、就友日に月に盛なり、享和三年六月十一日塾前舍に歿す、年七十九、門人其口授せる所を筆記して刊行し、道二翁道話と名づく、其外石門の流を汲みて心學を究め、道話を爲すもの多し、其一二をいはゞ布施知足右衛門、名は短道、松翁と號す、京都松原の邊に住居し、學を堵庵に受け、後講筵を開きて生徒を集む、著はす所松翁道話あり、奥田壽太、名は在中、鶴枕と號す、攝陽の人、洪水に親炙して石門の學を傳へ、之を諸國に唱道す、天保十年江戸に來り、講席を塾前舍に開く、著ほす所心學道の話あり、就中有名なるを柴田鳩翁とす、名は亨、字は陽方、通稱謙藏、剃髮して鳩翁と號す、薩埵繼軒に從て心法を學ぶ、中年にして明を失し、後專ら諸國を遊歷して、心學道話をなす、倒な引き證を連れて、戲くこと數萬言、恰も水の流るゝが如く、人をして覺えず其道に入り、正路に歸せしむ、されば諸侯は之を招き、貴民は之を盛ひ、講筵の盛衆頗る盛なり、天保十年五月三日歿す、年五十七、男武修其講話を筆記して、鳩翁道話といふ、現今に至るも京阪の民、鳩翁の名を知らざるものなしといふ、心學は實にかくのごとくにして、京都

シンカゲリウ　新陰流　柳生宗嚴の創めたる劍術の流派○宗嚴は但馬守と稱す、大和柳生の人、幼より刀槍の術を好む、時に上泉秀綱、神後疋田を從へ柳生に至る、宗嚴其術を學ばんとす、秀綱、疋田を留め自ら諸國に遊ぶ、後ち又柳生に至り其奥旨を授け、且つ其技を賞して曰く、實に新陰流といふべし、我其術に及ばずと、是より新陰流と稱す、織田信長に仕ふ、後葛濱して柳生に居す、關ヶ原役德川家康の命に從ひ刀術の事をいふ、慶長十七年死す、年八十、其子宗矩德川氏に仕へ師範役と爲り、子孫世々其業を傳ふ、宗矩の門人甚だ多し、木村助九郎、出淵平兵衛、庄田喜兵衛等傑出す、柬流諸國に多し（武藝小傳、武術流祖錄）

○宗嚴——宗矩——宗冬——宗在——宗永

シンカタタウリウ　心形刀流　伊庭是水軒光明の創めたる劍術の流派○是水軒は元祿中の人なり、神道流の刀術を赤貧重郎左衛門に學びて其妙旨を得、後ち工夫を加へて心形刀流と號す、子孫江戸に住し其業を傳ふ、其門人堀江友三郎り傑出し、子孫また其傳を襲ぐ（武術流祖錄）○墾似蓑談に、當流の態を記して、此流態多く、一刀二刀小太刀共に傳ふ、一刀の態は大鳥刀、虎乱刀、飛龍劍、丸橫刀、眞刀、清眼刀、胎內刀、陽炎劍、燕車刀、引疲固恣等の傳あり、小太刀は中住別劍、清眼左足、浴眼右足、兩手切、逾の波、清眼劍等あり、二刀には、殘刀合切、相捲、清眼破、柳雪刀、鷹の羽等あり、同極意には、水月刀、三心刀、鉦鼓千等の口傳、又一子不傳の極祕は、雷心刀、風心刀、無一劍の三節ありといへり、

シンカゲリウ

創めたる劍術の流派○忠久は水戸家の人なり、眞野文左衛門につきて、愛洲陰流の刀術を學び、妙旨を得、また兵學運籌に通じ、流名を改めて眞陰流と號

上泉秀綱
- 疋田文五郎（疋田陰流祖）
- 柳生宗嚴（新陰流祖）
- 丸女藏人大夫（心貫流祖）
- 塚原卜傳（卜傳流祖）

奥山孫次郎

シンカゲリウ　眞陰流　天野傳七郎忠久の

シンカデン 神嘉殿　大内裏中和院の正殿にて、天皇社稷の神を祭る所、中殿、中院、正殿とも稱す、院の北東に在り、大さ七間四面、中央三間を神殿とし、東四各二間を隔殿とす、載も身舎庇檐な

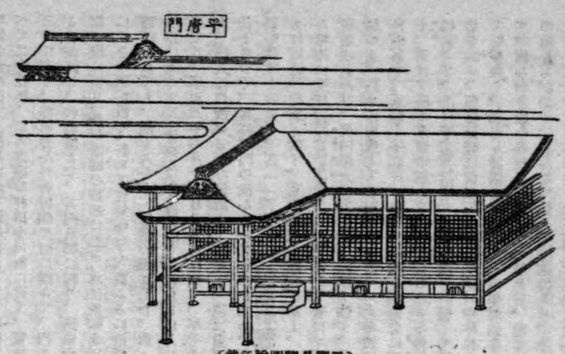

（陽明門見聞圖說所載）

り、東西廂屋を以て左右の廂殿に當す、北方には、後殿を以て北殿（或は後殿）に當す、北殿は天皇臨御の時の便殿にて、南面す、南北三間東西九間とす、北を正殿とし、東西及び南を廂屋とす、

「チュウクウキン」の誤記歟）尚ほ神祇官内にも神嘉殿あり、同様を見よ、

シンガリ 後殿　戰陣に於て退軍の際、軍の最後に立ちて、追撃の敵に對し全軍の防備に任ずる軍隊、もしくは個人をいふ、殿軍（デングン）とも、殿曰に、敵のひどく基付くなを、返し合せて防ぎこなし、我も營商に引取ないふといへり、

シンキ 神器　三種神器（サンシュノカンギ）を見よ、

ジンキ 神祇　年二月四日即位改元す、去年九月神龜現れたるに因りて之を名とす、五年を經て天平と改元す（續紀）

シンキウデン 賑救田　王朝時代賑救に要する資用に充てたる田ないふ、日本後紀、延暦十八年十二月丁酉の條に、式部少輔從五位下和氣朝臣廣世等、七考清慶平生常言、身食三原縣、無益於公、施爲國造、無益於民、慨然發願、願三金故郷、奉三和氣、營梨、赤不、能、忘、寤、願以、私墾田一百町、施、和氣、營梨、赤友、已久、上、道、三野、津高、兒島等八郡甘餘町限救之分、然一、處混雜、請、郷縣、及、若遊、窓田、奏聞、以、此墾田、班、三田口分、彼郷分田量換、置、名爲、縣救田、以、仍、其地子、季夏之月、賑、給飢人、以救、民命、以報、國恩、隣保不、能、所、願未、果、仍表、先志、許之、とあり、

ジンギクワン 神祇官　名稱、「カミツカサ」ともいむ、唐名大常寺、又は、「カンツカサ」ともいふ、大常寺は我が神祇官とも全く同じきものあれども、大常寺は禮部に屬せる官に對して、これ又治部省に屬するものにして當らず、委しくは、神祇官、神琴師、神笛生、共に神樂の條を參照、御祓、八神殿以下官内に鎮座する二十三座に奉仕するの童女を云ふ、天皇の御爲に八神を祭るを大御祓、御門神を祭るを御門祓、生島足島神を祭るを生島祓、座

より發遣す、天皇の御下を奉仕するを大宮主、又は内

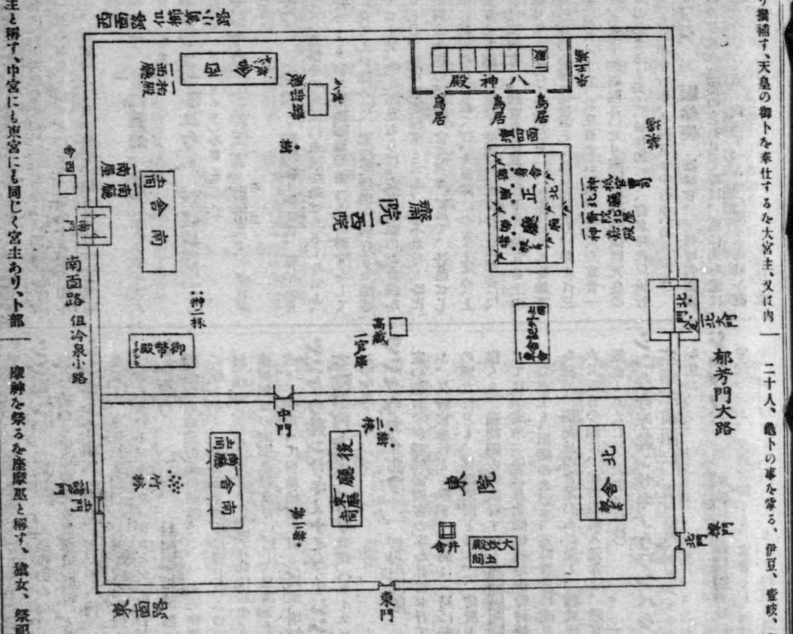

宮主と稱す、中宮にも東宮にも同じく宮主あり、ト部

二十人、龜卜の事を掌る、伊豆、壹岐、對馬三國より貢して、これに充つ、術藝優長のものを長上となす、神琴師、神琴生、神笛生、共に神樂の條を參照、御祓、八神殿以下官内に鎮座する二十三座に奉仕するの童女を云ふ、天皇の御爲に八神を祭るを大御祓、御門神を祭るを御門祓、生島足島神を祭るを生島祓、座ふ、讃女氏の女を以て補す、戸籍、七歳以上の童女を卜定して充つ、此の外官掌、雑預、公文等あり

神祇官　上代は祭政一致なるを以て、中臣忌部兩氏代々祭祀制政を掌りしが、後ち祭政別るゝや別に祭祀の官を置くに至る、即ち書紀繼體天皇元年二月庚子の條に、「遣二神祇伯一敬二祭神祇一」と見え、欽明天皇十六年二月にも同じく見えたり、蓋し神祇伯に道祀なるべきも、祭祀官を置きしこと之によりて知るを得べし、孝徳天皇の朝、八省百官を置き、寮部佐賀斯を神官頭とす、即ち後ちの神祇伯なり、神祇官の名の見えたるは、持統天皇三年八月とす、文武天皇大寶令を制定するに及びて、神祇官を以て太政官の上に置きて、職員を定めたり、朝儀施頒するに及び、用途常に缺乏し、神祇官廳の地子、所領の取得にて補足し、又は諸國の大社より年貢を奉らしめて、官中の用途に充てたり、武家起りて政をとるに及び衰々衰頽し、殿舍門墻年を逐うて荒廢せり、後に祭祀の日には、僅に觀舍を設けて、廳舍に代用せり、應仁紀に内野にしては神祇官大内に殘ずと見え、貴森王記文明十五年五月七日の條に、「本官舊跡とあれば、此頃全く亡びて、神祇官は内野に移りしなり、延徳二年伯忠富王、卜部兼倶と共に再興を謀りしが、行はれず、天正十八年三月勤許を得て、吉田氏八神殿を神祇門の吉田社内に祀り、慶長十四年九月には吉田社を以て、統に神祇官代と爲すに至れり（令義解、儀名抄、職原抄、神祇官雜々記、春亮雜記、儀制令、大内裏圖考説、標注職原抄校本、古事類苑官位部）明治元年正月、行政官中に神祇科を設け、翌二月事務局を置て、同閏四月二十一日始めて之を置き、神祇官と稱す、同二年七月行政官より分れ、四年八月神祇省と改む、祭祀、諸社、諸陵、宣教等に關する事を掌る、同五年三

門を以て通ず、西院は二十三丈、内には、八神殿、正殿、南殿、西殿、東舍、寮部殿、御帶殿、及び内藏等あり、正殿、北方に在るを以て、北殿と稱し、或は神嘉殿とも、神祇官會同とも稱す、新年、月次、神嘗、新嘗、新年祭等の諸祭に、諸司皆此に來りて事を行ふ、南殿、南舍或は南屋と稱し、新年月次の雨祭に、縫官並に諸司六位以下此に於て事を行ふ、四舍、四舍或は四屋と云ひ、一に柏殿とも稱す、神嘗祭造酒の殿舍なり、東舍、外記舍とも云ふ、新年月次の雨祭に、外記の座を此に設く、寮部殿、刀禰殿とも云ふ、齋部の宿所也、東院は十二丈、又厨子院とも云ふ、構内には、正殿、東舍、南舍、大炊殿等あり、伯以下の奉務は此の院にて行ふ、舍人「ハッシンデン」「シンカデン」「インベデン」等を見よ、今大内裏圖考證によりて左に圖を示す、天神地祇を祭祀し、諸國の官社を總管し、祝部神戸の名籍等を掌る、八省百官の上に位す、是神祇官を以て、特に神祇を尊ずるが故なり、伯一人從四位下、昔は諸氏任ぜられしが、後朱雀天皇寛徳三年春山天皇の皇孫延信王（清仁親王の王子）を神祇伯とせしより、子孫相襲ぎ、他人を任ぜず、四位五位の時源姓を賜ひ、中少將に任ずと雖も、伯に任ずる日王氏となす、後世白川氏と稱す、大副一人從五位下、祭主に任ずる時は二三位にて之を帶ぶ、大中臣齋部卜部三氏の人に任ず、少副一人正六位上、後多く五位の人任ず、大佑一人從六位上、少佑一人從六位下、大史一人正八位下、少史一人從八位上、史生四人、使部三十人、直丁二人、中臣、祭祀の日祓刀を捧ぐ、忌部、齋下の神部を監督して幣帛を作り、且つ之を頒つ、神部、三十人、官内の雜事に驅使す、中臣、忌部、讃女の中を以て之に充つ、宮主、又ミヤヌシとも云ふ、官中の神事を掌る、卜部の中

月之を廃し、教部省を置き、従来神祇省にて管せし祭事祀典は之を式部寮に、宣教の事務は教部省に管し、祭政一致の名自ら廃するに至る、明治十八年内閣を組織し、神祇のことは内務省に属せり（法令全書、明治廿年）

ジンギコウ　仁義公　藤原公季（フヂハラノキンスエ）を見よ、

シンギシンゴンシュウ・新義眞言宗　眞言宗（シンゴンシュウ）を見よ、

ジンギシャウ　神祇省　神祇官（ヂンギクワン）を見よ、

シンキフ　賑給　歴史　王朝時代、毎年五月朝廷より、京都中の窮民に米粟を給ぜらるゝを云ふ、シンゴフとも謂ふ　関連　賑給使　正税帳　賑給前に上臈辨官をして賑給に充てんが為めに、庫院大膳職に納むる米穀等を勘申せしめ、若し不足ならば、左右京職の義倉銭を勘申せしむ、是を米穀勘文と云ふ、猶不足なる時には、年料米未進の諸國に官符宣旨を以て、召進せしむ、既に賑給料穀に宛てば、大臣陣につきて定め、上卿外記をして蔵人に付て奏聞し、米宣旨は民部省に、銭宣旨は宮内省に、銭宣旨は京職に下す、辨官皆上の仰に依りて之を行ふ、賑給日には、検非違使、馬寮勘等を京中の條坊小路に分遣して執行せしむ、料米は三百斛（左京百八十石、右京百廿石）醤骨六石（左京廿一石六斗、右京十四石四斗）なり　関連　賑給使　延喜式　明天皇の御代より始まると云ふ、後世廃れて、鎌倉時代以後行はれず（九條年中行事、小野宮年中行事、公事根源）

シンキフシ　賑給使　臨時官、王朝時代諸國に飢民及び風水地震の害ありし時は、直に使を遣はし、其害大にして須く救恤すべき地に限り、此職を置きて、庶民を救恤せしむ、又ジンゴフシとも謂ひ（延喜式）

シンキン　宸襟　天皇の御心をいふ、摂氏藤林に、震襟者帝之心也、故震襟治二蘇醒一と見えたり、

シンキンオホバン　新金大判　享保大判を云ふ、享保以前鋳造の大判を古金大判と称したるに対していふ、キンオホバンとも見よ、

シングウ　新宮　新宮城　紀伊國東牟婁郡に城を築く、慶長五年関ヶ原の役となるや徳川頼宣の家宰水野重仲に命じ、三萬五千石に封ず、浅野氏の所領となるや常吉此に居住す、元和五年代々子孫傳へて明治維新に至る（武鑑、明治政覧）

シングウカイガフ　新宮開闔　新嘗祭　武家の職名、伊勢神宮開宮の事を専当奉行する職を云ふ、又神宮奉行とも称す、開闔は一局に専掌する者なれども、普通開闔と云へば、侍所と神宮とに跨らる、猶開闔の條参看すべし　関連　鎌倉幕府　開闔には、文治二年三月北條時政を伊勢神領倒奉行にてはなすこと六月四日の條に、松田對馬入道常守、神宮方奉行開闔也と見えたり（武家名目抄）

シングウジ　神宮寺　名義　神社に附属せる寺院を云ふ、又神宮院とも、宮寺とも、神願寺、神護寺等とも云へり、多くは神社の境内に建立せるも、稀には遠隔の地に設置せるものありき、眞言天台両宗の僧、此の寺に住して、常に佛事を修して神に仕ふ、これを社僧と云ふ、又稀に律、法華、両宗の社僧あり　関連　神宮寺領　始め詳かならず、此に見えたるは、藤原家務に、靈亀元年、公（武智麿）當夢遇二奇人一、容貌非常、語曰、公受二菩薩法一、人神共知、幸勿二苦遊一、於寺、助二清浄願一、菩因已宿業、勿レ得二因縁一、故来告レ之、公疑是氣比神、欲レ答不レ能而覺也、仍祈曰、神人道別、隠顯不レ同、未レ知二昨夜夢中奇人是誰人者一、神若示験、必為二樹レ寺、於二是神取一、後裝著久米錦足一、置二高本家一、因縁一其験一、公仍知レ實、遂樹二一寺一、今在二越前國一、神宮寺是也、また正史にては、續紀二十七に、天平神護二年七月、遣二使造一丈六佛像於伊勢大神宮寺一と見えたるを始めとす、以て神宮寺の出来し所以を知るべく、以てべし、是より後、諸國の名神大社大概之を設けざるはなく、否らざれば、舊来の寺院を以て之を充てたり、仁明天皇の詔より、或は常住僧を置きて、度縁戒牒一に國分寺に准じ、或は正税を以て寺料に充てたるもありて、漸次旺盛に趨けり、鎌倉室町幕府を経て、安土桃山江戸時代に至り、猶ほ之を新造し、若くは再興するものありしが、明治の初年挙く神佛の混淆を禁ぜしより、神社の家に関係ざるに至り、或は廃滅したるもの尠あり、今左に重なる神宮寺を示す（古事類苑神祇部）

神宮寺	神社	創立者	創立時代
鶏神宮寺（本岡本堂）山城賀茂神願寺	同　八幡（後高雄）（神願寺）	神戸の百姓	天長十年再興
護國寺（大菩院）	同　石清水	和氣清麿	延暦中
行教弟子安眞			貞観二年

八幡比賣神宮寺	同　石清水	―	光仁天皇御代
神宮寺	同賀茂八幡（多賀郡）	修多羅房	和銅奥州征伐の時
同	同（萬石寺）	同　松尾	―
北野寺	同（四王寺）	同　北野	最珍　天慶中
観音寺	同	藤原冬嗣	―
施無畏寺（観音寺）	同　平野	―	天元四年圓融天皇行幸して施無畏寺を神宮寺とす
神宮寺	同　愛宕	―	康和五年八月檜大僧都經範の解に見ゆ
神光院	同　吉田	―	兀庵再興
出雲寺	同　御靈	―	―
神宮寺	同　勢園	満和天皇勅願（？）	慶長中
石上寺	大和石上	良源八年勅撰	―
神宮寺	同　丹生	―	―
同	同　春日	藤原武智麿	靈亀元年
同（遂鹿瀬寺）濱洋住吉		帰徳天皇勅願	天平神護二年（？）
大神宮寺	伊勢神宮	天平寶字七年	―
多度寺（法雲寺）	伊勢多度大神宮	講經參人	―
神宮寺	尾張熱田	仁明天皇勅願	嘉祥中
同	同　東照宮	天海	元禄九年隆光再興
同（神護寺）	相模鶴岡八幡	源實朝	寛永四年
同	同　下總香取	―	承元二年
同	同　若宮	―	―
同	常陸賀茂（郡司郡）	實龍中享禄中修覆	―
神宮寺	同　鹿島	満願	天平時實中

神宮寺	常陸吉田	―	慶保六年初見
同	同

ひ修造し難き時は上奏せよと制す、本社もと官幣社にして、社領亦少からざりしも、後年衰頽し屢仁の兵火に罹りて悉く荒廃す、今は村社となれり○昔時は僧侶、城校又は別當となり、本社の事務を行へり、今歴代を示す（山城名勝志、平安通志、諸寺別當次第）

【僧校】

○覺讃―勝覺―道仁―眞慶―覺實―長慶

定豪―眞尊―道慶―覺仁―靜仁―仁嘉

仁昭―靜仁―仁嘉―行昭―道瑜―道昭

覺助―嘉助―覺助―道昭―眞慶―眞瑜

道基―道尊―道尊―滿意

【別當】

○辨宗―宗圓―圓快―澄豪―道尊―澄豪

正範―澄豪―正範―眞雖―正範―覺實

宗厳―正範―正實―宗信―道豪―教範

宗顯―教範―靜遠―增榮―慶助―教快

慶親―實譽―慶助―信尊―實譽―慶舉

實譽―淨仙―信尊―忠譽―眞昭―宗助

俊幸―宗助―眞宗―教賀―眞海―道猷

眞海―盛榮―道猷―盛榮―道猷―淨譽

宗辨―賢秀―榮俊―賢秀―榮俊―宗辨

定昭―朝守―宗辨―宗緣―定昭―宗緣

尊顯―道賢―賴昭―宗緣―豪猷―朝榮

豪猷―辨參―眞緣

シングゑ 新組 江戸時代、二十五騎組の一。

となひふ、ニヨフゴキアミを見よ。

シングン 神郡 名義 神領の一、神戸の大なるものにして、全郡悉く神社の所領なる故に名づく、伊勢大神宮を始め、安房、香取、鹿島、出雲、日前國懸、宗像等の大社には各神郡を置きたり 出所 延喜式

シングン 新郡 江戸時代、二十五騎組の一。

シングン 神郡 名義 神領の一、神戸の大なるものにして、全郡悉く神社の所領なる故に名づく、伊勢大神宮を始め、安房、香取、鹿島、出雲、日前國懸、宗像等の大社には各神郡を置きたり 出所 延喜式

孝徳天皇大化二年郡制を布くや、多氣渡會二郡を神郡とせしを始めとす、蓋し太古此地は、伊勢津彦命の領ひし時、伊勢津彦命に從はず、天日別命之を討平せり、依て其地を神郡となりしが、神武天皇郡を大和に定め給ひし時、伊勢津彦命に從はず、天日別命之を討平せり、依て其地を神郡となし、且つ大神主となれり、孝徳天皇大化二年に至り、神郡と稱す、天智天皇三年多氣郡を割き、度會多氣二郡を置き、公郡とせり、寛平九年九月飯野郡を立て、是より神三郡とも道後とも稱せり、天慶三年八月員辨郡を、應和二年二月三重郡を、文治元年九月飯高郡を、寛仁元年十一月朝明郡を、文永十一年北島信綱、刑宮供料として多氣郡の内一郡のみなりしが、神郡は度會郡の内一郡の外朝明地頭を置くに及びて、此地にも地頭を補せられ、神郡と雖ども押領して上分米を納れず、神宮の用途欠乏せざりき、延文歷安以後は、守護の押領する所となり、永享以後は國司北畠氏の領となり、神郡は度會郡の内一郡のみなりき、天正十一年北島信雄、刑宮供料として多氣郡の一部を寄進せり、明年北島氏亡ぶるや、豐臣秀吉領生氏郷に與へ、宮川以東悉宮村及び度會郡散在地五百餘石を寄せたり、後ち增して四千餘石となす、德川氏承秀吉の例により朱印を給ふ、寛永十年二見郷二千餘石を神領とす、明治四年上地し、爾來風儀の費用は皆國庫より支辨することゝなれり、常陸鹿島社は、孝徳天皇大化五年、下總海上國造の内と常陸那賀國造の内とを割き、別に神郡を置きたり、其他安房神社以下に神郡ありし事は、各集解選叙令に郷至、養老七年十一月十六日、太政官處分、伊勢國度會郡、安房國安房郡、出雲國意宇郡、筑前國宗像郡、常陸國鹿島郡、下總國香取郡、紀伊國名草郡合八神郡、雖レ連任三等以上親、也と見えたり、延喜の時にも此の制を全く變する事なかりき（六國史、延喜式、大神宮儀式、神宮雜例集、神郡名勝志、古事類苑神祇部）

シンクロダニ 新黒谷 金峰光明寺（イクロウヒヤウシンクヒカンを見よ。

シンクワウヰン 神光院 名義 山城國愛宕郡大宮村字西賀茂 出所 眞言宗、臨陽寺末に屬す ○本尊は空海自刻の像、世に厄除の大師と稱す 起源沿革 傳に云、推古天皇十七年の創立なりと、初め賀茂の寺中に在り、貞保五年加茂社々務鴨松下能久本宮塗籠の夜、靈光映發せし地に、一宇を建立すべしとの神託を蒙り、神殿を此地に移す、是れ神光院と稱する所以なり、後荒廢し、明治四年嚴寺の沙汰ありしが、現住和田智端之を再興す、末寺は皆に京都三弘法と稱する一にして、宿来する者極めて多し（平安通志）

シンクワウカモン井 新皇嘉門院 名義 藤原聖子 出所 准三宮政所の女、母は儀中納言尚實の女 沿革 仁孝天皇の女御、文化十年十月十七日東宮御息所となり、同十四年十二月五日從三位に叙す、同月十二日入内女御となり、文政三年十二月二十六日三宮に准す、同六年四月三日薨す、年二十七、同六日院號宣下あり、同年五月二日泉涌寺に葬る、七年七月十日皇后を贈る（門院傳、皇親系）

シンクワウギモン井 新嘉義門院 名義 藤原基子又國子に作る 出所 攝政關白左大臣關基音の女 沿革 後水尾天皇の御母、寛永元年生れ、延寶五年七月五日三宮に准じ、院號を賜ふ、同日薨ず、年五十四、泉涌寺に葬る（門院傳）

シンクワウジ 信光寺 所在 三河國額田郡岩津村○彌勒山と號す 出所 淨土宗、鎮西派の小本寺、當國紫雲三寺の内○本尊慈覺大師の作なる阿彌陀如來 起源沿革 文明十年松平信光の創建する所、寺内に本堂、釋迦堂、開山堂、神殿、書院、方丈、寶庫、庫裡等あり、德川氏の時、寺領百八石を有し、岩津の名刹とす（和漢三才圖會）

シングワンゴウジ 新元興寺 所在 大和國添上郡奈良市芝新屋町○單に元興寺とも、飛鳥寺とも云ふ 出所 日華嚴宗 起源沿革 崇神天皇元年、蘇我馬子、大和國高市郡飛鳥眞神原に建立し、法興寺と號す、蓋し佛法興隆するの意なり、又飛鳥寺と云ふ、飛鳥の地に在るを以てなり、今高市郡飛鳥村安居院の北に其遺址あり、推古天皇二年、馬子丈六釋迦銅像を作りて本尊となす（ホングワンゴウジを見よ）元明天皇和銅三年平城に都するや、諸寺皆移る、獨り本寺を舊京に留む、三代實錄貞觀四年の官符に、「去和銅三年京都遷二平城一之日、諸寺隨移、件寺獨留、朝廷更造二新寺一備二其不移一、所レ謂本元興寺是也」と見えて、和銅三年別に新京に造立せられたるもの、知く記されたるはいかゞ、續紀寶龜二年五月の條に「幸二郊徒一詣元興寺於左京六條四坊一、要老二年九月の條に、甲寅遷二法興寺於新京一ことあるを見れば、和銅三年新に造立の計畫を立てられしが、果さず、寶龜二年に至り、同六日院號宣下あり、同年五月二日泉涌寺に葬る、七年七月十日皇后を贈る（門院傳、皇親系）

シンクワウギモン井 新嘉義門院 名義 藤原基子又國子に作る 出所 後水尾天皇の御母、寛永元年生れ、延寶五年七月五日三宮に准じ、院號を賜ふ、同日薨ず、年五十四、泉涌寺に葬る（門院傳）

シンクワウジ 信光寺 所在 三河國額田郡岩津村○彌勒山と號す 出所 淨土宗、鎮西派の小本寺、當國紫雲三寺の内○本尊慈覺大師の作なる阿彌陀如來 起源沿革 文明十年松平信光の創建する所、寺内に本堂、釋迦堂、開山堂、神殿、書院、方丈、寶庫、庫裡等あり、德川氏の時、寺領百八石を有し、岩津の名刹とす（和漢三才圖會）

シングワンゴウジ 新元興寺 所在 大和國添上郡奈良市芝新屋町○單に元興寺とも、飛鳥寺とも云ふ 出所 日華嚴宗 起源沿革 崇神天皇元年、蘇我馬子、大和國高市郡飛鳥眞神原に建立し、法興寺と號す、蓋し佛法興隆するの意なり、又飛鳥寺と云ふ、飛鳥の地に在るを以てなり、今高市郡飛鳥村安居院の北に其遺址あり、推古天皇二年、馬子丈六釋迦銅像を作りて本尊となす（ホングワンゴウジを見よ）元明天皇和銅三年平城に都するや、諸寺皆移る、獨り本寺を舊京に留む、三代實錄貞觀四年の官符に、「去和銅三年京都遷二平城一之日、諸寺隨移、件寺獨留、朝廷更造二新寺一備二其不移一、所レ謂本元興寺是也」と見えて、和銅三年別に新京に造立せられたるもの、知く記されたるはいかゞ、續紀寶龜二年五月の條に「幸二郊徒一詣元興寺於左京六條四坊一、要老二年九月の條に、甲寅遷二法興寺於新京一ことあるを見れば、和銅三年新に造立の計畫を立てられしが、果さず、寶龜二年に至り、

年に至り、新造計畫を變改し、飛鳥より元興寺を六條四坊に遷し立てんとせしが、故ありて其地に大安寺移建の地となりしを以て、法興寺は更に養老二年に至り、今の地（左京五條七坊）に移建せしものなるべし、大和志料所引の寺家緣起に、崇神天皇二年、聖德太子與二蘇我馬子大臣一高市郡飛鳥地遷二法興寺一、本元興寺是也、元正天皇養老六年壞二本寺一、聖武天皇天平十七年遷二末寺一、今元興寺是也」と見え、七大寺巡禮記にも、元正天皇養老六年壞二本寺一、聖武天皇天平十七年遷二奈良元興寺一云々、推古天皇代施入田地悉以給云々」とあり、巡禮記の六年は誤なるも、養老中本寺を破壞して奈良に移建し、天平十七年に至りて竣功せしものなること一層明なり、而して飛鳥の地は佛法興隆最初の地たるを以て、移建の後別に寺を建て置き、本元興寺として、存したるものならん、世に靈龜二年移建の元興寺を以て豐浦寺となし、或は之を以て本元興寺とし、養老二年の元興寺を以て新元興寺とし、平城京中に新、本、兩寺ありしが如く云へるは誤ならん、現存の極樂寺十輪院は、鎌倉時代の大修造ありしを以て、治承の大火に遭ふを免れしが、寶德三年の土民の爲め金堂以下火災に遭ふ後ち再興し、莊嚴を極めしと見え、禪尊の七大寺巡禮記には、金堂、講堂、食堂、吉祥堂、小塔院、鐘樓、鼓音堂、樂極坊、禪定院、太子堂等存立せるもの多し、爾後漸く衰、堂舍の頽絕するもの多し、寛文延寶年中には中門堂を本堂とし、僅に五重塔を存するのみにして、樂極坊は四大寺來となれり、寶永四年本堂雷災にて燒失し、後ち之を再興せしが、安政六年二月大災に罹り、五重塔と共に烏有となれり、今の本堂はその後の建築なり○寺領、歷代帶刀の寄進により、大同中には二千八百戸の封戸ありしが、中世以來東大寺領の二寺互に爭ひ、元興寺を末寺として押領する所となれり、武家起るに及び、武士に押領せられ、正長中に至りては、僅に寺邊の數町に過ざりしが如し、江戸幕府に至り、寺領五十石を寄す○極樂院、猿澤池の南二町許に在り、智光法師の創立する所、今律宗四大寺末に屬し、極樂曼荼羅を安置する故に、極樂坊と稱す、其後破壞せしを以て、西行法師四方に勸進して造立すと云ふ、遺蹟は客殿の天井の上に其手筆の經塔殘數本あり、慶長中德川氏寺領百石を寄す、本堂は今特別保護に屬す、本尊彌陀如來（乾漆、佛像文會、緒言勸作）を安す、國寶となる、寶物に五重塔あり、高一丈五尺、百濟工匠が元興寺の塔を建立せし時の雛形として作られたるものなりと云ふ、今國寶となる○十輪院、元興寺の東二町字十輪院に在り、今眞言宗醍醐寺の末となる、飛鳥坊と號す、七大寺巡禮記には飛鳥權少僧都成滿の創立にして、永久中補寶法印堂舍を建立すとなし、平城坊目考は、聖寶僧都の開基となせり、蓋し巡禮記は再興を言ひしものが、僧空海之に住し、朝野歸依に就きて書法を學ぶと云ふ、寺内に魚養の墳墓あり、禮殿は奈良朝宮殿の一部を賜はりしものと云へど、今存する所は鎌倉時代の建築にて、特別保護に屬す、德川氏寺領五十石を寄す、本尊は地藏菩薩石像にて、脇士釋迦彌勒及び左右十王八大王四天王等は石窟の内外に彫刻せらる、空海の作と稱す○小塔院、喜跡奈良市大字西新屋に在り、廢絕の年詳かならず○吉祥堂、猿澤奈良市大字新屋町に在り、今吉祥堂の小字を存す、吉祥天女を安置す、廢絕の年詳かならず（寺社記、續紀、三代實錄、七大寺巡禮記、大和志、平城坊目考、大和志料、大和巡）

シングワンジ 神願寺（神護寺（シンゴジ）を見よ。

シンクワンリウ 心賞流 丸女職人大夫の創めたる縫術の流派○職人大夫は京都の人、北面の士なり、上泉伊勢守に就きて刀槍の術を學び、其奥旨を究む、後ち四國に移りて弟子甚だ多し、遂に一流を起す、門人奥山左衛門大夫其宗を得（武藝小傳、武術流祖錄）

シンケ 新家 公家の中の庶流にして、本家より分れて新に家をたてたる家柄をいふ、其家は、堀川、藤谷、飯内、千種、七條、野宮、櫛笥、東園、花園、烏丸、高松、押小路、勘解由小路、桂、大宮、下冷泉、山本、園池、伏原、岩倉、久世、東久世、愛宕、今城、武者小路、萩原、中園、芝山、風早、池尻、吉田、田向、町尻、滋岡、橋本、櫛笥、長谷、醍醐、堤淵、高岡、葉川、堀松、萬野、石井、竹渕、相樂、楊津、岡崎、猪熊、清閑寺、猪隈の諸家にて、皆は大中納言參議非參議等に至れり、各條を見よ（有職釋中抄、職原抄支流）

シンゴウカイハウ 神功開寶 錢貨の一種（和同開珎）銅にて作る、徑八分強、重一匁五厘、徑八分強、廓八分、重七分五厘の三種あり、吉備眞備錄文を書すと云ふ（地圖錄神佛）稱德天皇天平神護元年九月に鑄造して、前の新錢と共に行はしむ（大日本貨幣史）

ジンゴウクワウゴウ 神功皇后 （名號）御諡は息氣長足姫尊（神功紀）開化天皇五世の孫、息氣長宿禰王の女、御母は葛城高顙媛（神功紀）成務天皇三十年誕生、幼にして聰叡、容貌壯麗なり、仲哀天皇二年立て皇后となる、尋で天皇と共に筑前に行啓ありしが、會々熊襲背反の報に接し、更に海に從ひ筑紫に赴く、時に皇后胎孕み後にして、ふつ新羅を討たんことを主唱し給へど、天皇之を用ひ給はず、機干もなくして天皇陣中に崩ず、茲に於て皇后武内宿禰と議し、秘して喪を發せず、先づ鳴別をして熊襲に當らしめ、自ら男裝して海を渡り、降る、乃ち大矢口をして其地を守らしめ、軍旅の途次、應神天皇を筑紫に生む、筑で群臣を率ゐて穴門の豐浦宮に移り、會々仲哀天皇の庶王子麛坂忍熊の二王、皇后の行爲に平かならざる事あり、兵を擧げて之を討に要撃す、皇后即ち武内宿禰等を率ゐ、二王子と戰うて之を殺し、軍を平ぐ、爾來應神天皇を奉じ、政を攝する事七十年、御年百にして崩ず、大和國生駒郡平城村大字山陵狹城盾列池上陵に葬る（大日本史、陵墓一覽）

ジンゴウハチンラク 神功破陣樂 秦王破陣樂（シンワウハサンラク）を見よ。

シンコキンワカシフ 新古今和歌集 （卷數）二十卷、歌凡千九百七十九首七十八首、（作者）二十一代集の一、四季、賀、哀、別、四首と云ふ（内容）二十一代集の一、上古以來の歌を撰集す旅、戀、雜、神祇、釋敎、述懷、雜歌、雜體、慶賀、哀傷の部類に分ち、上古以來の歌を撰集す、後鳥羽院の院宣を奉じ、同三年三月竟宴を行ふ、參議右衛門督通具、大納言源通光、前上總介家隆、右少將雅經、左近少將有家、前上總介家隆、右少將雅經、左近少將有家、右近中將定家、前上總介家隆、右少將雅經、左近少將有家、右近中將定家、前上總介家隆、右少將雅經、左近少將有家、右近中將定

東西に各一區域を爲し、其中に結舍あり、四面築垣を以て繞らす。[illegible]承和元年弘法大師、唐の內道場に准じ、眞言院を宮中に設けんと奏請す、天皇勅許由司觀を以て曼荼羅道場となす、毎年正月後七日御修法を行ふ、是れ眞言院の創立なり、爾後東寺の長者此に於て修法を行ふ、安元三年四月燒亡す、其後再造なく東寺に於て修法を行ふ、永享四年六月、普賢院將軍之を再興し、長祿の頃に至るまで修理を加へて此院にて行ふ、其後また荒廢に歸し、寬正中より紫宸殿にて御修法を行ふことゝなれり（大內裏圖考證、平安通志）

シンゴンキンシキ　眞言院御修法　[眞言]延喜正月八日より十四日まで七日間、眞言院に於て金光明最勝王經を講說して、[illegible]朝家の平安、五穀豐饒を祈請ぜらるゝ儀式なり。又後七日御修法とも稱す、元日より七日迄本尊にて等師之を行ひ、[illegible]にこの日より七日間行ふ故に名づく、金剛界と胎藏界と隔年に修ぜらるゝなり、此日御衣一領を衣筥に入れ、綸綱を以て結び、藏人をして御所に贈らしめ新綸ぜしむ[illegible]清淨和天皇天長六年に豐空海長隆して、神の內道場に准じ、國家鎭護、五穀豐饒のため、眞言院を宮中におき、毎年正月一七日を限り、修法ぜるよし、年中行事絵抄、師光年中行事に見えたり、[illegible]慶武年中行事法解）

ジンゴンジキ　神今食　[神祇]四六月十二月の十一日月次祭の夜、天皇親ら火を改め、新に炊ぎたる飯を供し給ひ、又親ら[illegible]喫し給ふ祭、又カムイマツとも云ふ[illegible]大略新嘗祭と同じ、其異なる處は、新嘗は新穀を以てし、此は舊穀を以てするにあり、凡そ祭祀に前後の齋戒あるは常例なれども、神今食の時は、特に其月の一日より神事あり、忌火御飯、御贖物等を供し、僧尼實裡服の人の參入を許さず、又祭の翌日には神祇及び御座を敷設し、當日は神祇及び御座を奉るの、祝詞等あり、其翌日大殿祭解齋するもの、夕御膳、魂御膳等あり、其翌日大殿祭解齋後に中和院を一に神今食院とも稱す。然れども時に神祇官若くは中和院に於て共に之を行はゝことあり、又宮內省にて行はれしこともあり、若し月次祭の延引或は停止せらるゝことある時は、神今食も亦共に延引停止せらる、ことあり、其祭員も月次祭に供奉する官人の神今食を兼ぬる事も多し、陽綾方忌及び職員の註式、公事根源等には、元正天皇靈龜二年六月に始まるとし、本朝月令に引ける高橋氏文にも、亦同年十二月に神今食を行ひしことゝ見えたれば、元正天皇の頃より、又宮內省にて行はれしこともありしなるべし、醫卑引つゞきて行はれたりしが、鳥羽天皇の天仁元年以降二十餘年間は天皇親祭の禮中絕せり、後に崇德天皇の長承元年には、再興の議ありしと雖も、物忌にて保延元年藤原宗忠同敎光等參集せしも祭る能はざる等、親祭を奏請せしことありしも、遂に朝儀の衰頹と共に益々衰微し、後世の兵亂に際しては全く廢行せざるに至れり。

りしが、維新後宗徒之を恢復し、以て一宗總本山とし、根本道場となす。古義眞言の僧侶は皆此山に學修す、此他高雄神護寺、東大寺眞言院、泉涌寺等あり、皆空海の住持地なり、醍後寬平法皇は仁和寺を創し、恒寂親王は大覺寺を創し、淸滝は勅修寺を創し、增俊は隨心院を創し、聖寶は醍醐寺を創す、空海の入定を距ること三百年の後、正覺坊僧覺、卽ち興敎大師出でゝ、高野に傳法院、大傳法院、密殿院等を創して學徒を教育せしが、後ち根來に退去して根來寺を再興す、正應元年、道範大僧正、賴瑜と協力して大傳法院を根來に移して、之を新義眞言宗と公稱す、後ち專證、玄宥の二師あり、專證は道化を大和長谷寺に布き、玄宥は京都の智積院に居る、根來の法脈は遂に此兩山に傳ふるに至れり、新義一派の僧侶は皆此に學修す、其他醍醐寺所轄たる優婆塞にして密法を行し所緣を修する修驗者あり（ヘシュゲンジャ）參看）

（佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱）明治維新の後に至り、古義新義の二派獨立して、新たに派名を立つるもの多し、今日本歷史及地理要覽により、卅六年現在の派名及び本山を擧ぐれば左のごとし、

派名	本山	所在
眞言宗		
教王護國寺（東寺）	山城國葛野郡大內村	
高野派	金剛峯寺	紀伊國伊都郡高野山
古義 御室派	仁和寺	山城國葛野郡花園村
醍醐派	三寶院	同 國宇治鄕醍醐村
大覺寺派	大覺寺	同 國葛野郡嵯峨村
新義 豐山派	長谷寺	大和國磯城郡初瀨村
智山派	智積院	京都市下京區東冬町

シンゴンノゴブ　眞言五部　眞言宗相の受持經に示せる五つの區別、卽ち蓮華部、金剛部、佛部、寶部、羯磨部の五部をいふ、（一）蓮華部、馬頭觀音を主と爲す、我自身中に淨菩提心、淸淨の理あり、此理六道の四生を經、生死の泥中に流轉すと雖も、染まず垢まず、蓮華の淸淨なるをいふ（五）羯磨部、衆生の事業を成辦するをいふ（梵註八宗綱要）

シンゴンノサンブキャウ　眞言三部經　眞言宗にて用ふる三部の經文をいふ、これを如來總奧の敎といふ、卽ち大日經七卷、蘇悉地經三卷（以上善無畏三藏譯）、金剛頂經二卷（不空三藏譯）是なり（二中歷、八宗綱要）

シンゴンノソシ　眞言祖師　眞言宗の祖師、卽ち大日如來、金剛薩埵、龍猛菩薩、龍智菩薩、善無畏三藏、金剛智三藏、一行、阿闍梨、不空三藏、慧果阿闍梨（弘法大師惣業に就て聽密な親受す）をいふ（八宗綱要）

シンサイ　眞濟　[illegible]京都の人、弘法大師十哲の一、延曆十九年生る、幼にして出家し、大小乘を學び、弱冠にして觀調な譽あり、又空海に從て密法を受く、空海其氣宇外與を舉ぶ、又空海に從て入唐す、齊て高尾神護寺に貿易を繼つ、弘仁上皇其若修を聞き、內供奉十禪師となす、眞濟上表して僧正となす、眞濟入寂の時、空海空海に讓る、卽ち空海空海に讓る、此時空海未だ遺詔あらず、帝眞濟を義とし、空海に僧正を賜る、眞製二年二月二十五日示寂、年六十一（元亨釋書）

シンサイ　神祭　[神祇]我國固有の風習を以て祖先師等の靈を祀るを云ふ[illegible]往古のことは詳かならず、近代に至りても神道家各自に行ひたるを以て、一定の式なし、而して祭日以前に散齋致齋して身を淨め、盥屋を嚴ひ淸め、法違なき引き、榊木綿を捧して祭來し、當日早朝より制服を著り、祭主以下著座、次に開扉、次に御膳を供す、次に神酒（三獻）次に祓、祭、餅を供す、畢て祭主祝詞を讀む、讀了て再拜、起座、各次退座、暫くして祭主進て再拜、神供を撤し、祭禮終了の由を告げ、一族列拜萬歲を祝ふ、次に名次退座して、一族直會の儀あるを普通とす、然れども、多くは宗氏の家禮に據り、或は普通の神祭式を制定したるものにて、年期を定めて祭るは俗習に從ひ、專ら佛祭に倣へるものなり[illegible]神武天皇が皇靈天神を鳥見山中に祭りしを始めとす、爾來上下一般皆神祭を以て祭りしが、佛敎流來して、其勢盛なるに及びて神祭大に衰へ、江戶時代國學復古せしより、亦盛に行はるゝに至れり[illegible]祖先を祭るもの、先哲を祭るもの、師を祭るもの、殉職者を祭るもの等あり（古事類苑神祇部）

シンサウ　神葬　[神祇]我國固有の風習卽ち神道によりて行ふ葬式を云ふ、佛葬に對しての稱なり[illegible]喪主以下親族の人々、柩を奉じて墓所に至り、柩を居ふ、供物を備へ、葬場の神を祭り、柩前にて親訣の誄ふ、柩を墓所に納め、供物を撤し、柩を墓所に葬るを例とす、詳しくは[illegible]喪令葬儀記等に就て見るべし[illegible]神葬は神代より行はれ、上下一般皆之に倣りしが、[illegible]來

し、皈戸皇子佛式により葬送せしより、漸次佛葬を營むもの多く、最澄、空海以後本地垂跡説により、益々神葬減じて、佛葬となり、僅に伊勢吉田家等神道家の一部にのみ行はれしが、殊に德川氏の時、耶蘇防遏の爲め、嚴促なして衆庶の葬儀を監督せしめしより、何人も宗門に屬らされば、郷儀を行ふを得ざらしめたるを以て、神葬殆ど絶え、神祇伯壬生の白河兩家のみ、代々神葬を許し、又神職にして、吉田家の免許を受くる時は、其戸主及び其嫡子に限りて神葬を行ふことを許したり、其他神道家ならざるものも之を行ひしことあり、德川家康、保科正之の如き是なり、然れどもこれは特例にして一般に行はれたるにあらず、明治に至り、信仰の自由を許したるより、神葬を以て行ふもの佛葬と等しく盛なり、葬式（サウシキ）參看（古事類苑禮式部）

シンザウ　新造　江戸時代に、(一)士大夫の新娶をいふ、又町人にもいふ、(二)妙齢なる未婚の女子、(三)吉原における遊女の一などの別あり、但し新しき物なる云ふ義にて、平治物語に、たま〳〵新造の大裏なりしとも見えたり、周防記に、大内義隆新造の屋形を修みみ云々とも見えたり、(一)は新造とのみいはずして御新造樣と稱せり、深窓の意にて、奥深く住む故に名づくといひ、又禁家の陪座より來りたるものにて、陪座を禁家にて唐音にいふより轉じたる訛なり、今來りて新に座に上りしより、新婦を尊敬していへるなりといひ、又、其新婦の居所なる爲に證ろ故に云ふなり、舟の新艘に本づくと云ふ説は取るに足らずともいへり、(二)新造の舟より轉じて處女の定稱となれるなどいひ、また、長恨歌の深意より出づるともいへり、(三)は唐詩選に、新統本絶世」とあるより名づくといふ、大抵兎なるも、兎ならざるも、新造、留袖新造、番頭新造等の名あり、又單に略して振袖、留袖、番頭ともいふ（傳訓栞、類聚名物考、德川幕府職制、江戸花街酒落本史）

シンザクヘイモン井ン　新潮平門院　名は讀原瞬子（ムラサキハラノシュンシ）、後名は藤原瞬子（フヂハラノシュンシ）、准后宣下の時、院號に擧げられたり、後鳥羽天皇の女、母は贈皇后藤原重子（シゲコ）、後堀河天皇の生母、文化八年生れ、淸君と號す、文政八年八月十四日從三位に叙す、同月二十二日入內女御となる、同十三年五月二十二日三宮に准ず、弘化四年三月十四日皇太后となる、同十月十三日院號を蒙る、嘉祥元年正月二十七日薨ず、御年三十七、同十一月十二日泉涌寺に葬る（門院傳）

シンサンミノチユウジャウ　將　平重衡（タヒラノシゲヒラ）の見よ、

シンシ　進士　令制にては、貢舉の人の會試に及第したるものを云ひしが、後には文章生なる云へり、令義解、選擧令に、大學生を云へり、令義解、選擧令に、大學生を云へり、令義解、選擧令に、大學生を

ち山部王、藤賀果安等みして不破を襲撃せしめ、犬上川濱に陣す、山部王反心あり、果安の爲めに殺され、陣中大に亂る、果安軍を進むることを得ず、犬上より退りて自殺す、諸將亦敵に降る者多し、七日大津吹負、皇軍を息長横川に破りて、墳部樂を斬り、尋で鳥籠山に於て秦友足を斬る、紀阿閉麻呂、多品治等亦連戰して岩鼻つ、男依等更に進んで安河濱、堅太に於て皇軍を破り、廿二日長驅して瀧田に到る、天皇群臣と共に橫河に陣す、旗幟野を蔽ひ埃塵天に漲り、鉦鼓の聲數十里に聞ゆ、兩軍互に河を隔て、亂射し、矢下ること雨のごとし、皇軍の將智尊納兵を率ゐて先鋒たり、楯を申斷して敵を拒ぐ、男依の兵進むこと能はず、時に大分稚臣といふものあり、長矛を捨てゝ甲を重擐し、板を陷で橋を渡り、奮鬪して皇軍を衝く、是に於て皇軍大に亂れ、敗走するもの多し、智尊怒りて退くものを斬ると雖も止むることを得ず、軍遂に敗れ、智尊も亦戰死す、天皇、左大臣蘇我赤兄、右大臣中臣金等と共に幾に身を以て遁る、男依進んで葉津閼下に陣し、翌日皇軍の將犬養五十君、谷鹽手を粟津市に斬る、並に於て天皇走て入る所なし、即ち還りて山前に隱れ、自ら縊れて崩ず、御年廿五、時に左右大臣及び群臣等皆散亡し、唯物部麻呂に舍人一二人の從へるのみなりき（日本紀略、廿四日吉野の諸將表賀に來りて、左右大臣等を捕へ、廿六日天皇の御頭を不破の行營に呈す、八月一日右大臣中臣金等八人を斬り、左大臣蘇我赤兄、大納言巨勢比等等を配流し、餘は悉く之を赦す、九月大海人皇子、不破より桑名、鈴鹿、名張を經て大和の古京に著し、飛鳥淨御原宮に還り、翌年二月卽位す、是れを天武天皇といふ（書紀、日本紀略）

シンシンリウ　新心流　關口流（セキグチリュウ）を見よ、

ジンジヤ　神社　「ヤシロ」を見よ、

シンジヤ　新庄氏（常陸麻生）　姓は藤原、武藏守秀頼の六世右馬允挙後の男流口挙力、新羅三郎義光に從し、奥州合戰に武功を顯し、男三郎大夫後季近江賀浦に住す、五世民部丞後名、義綱將軍に仕へ、同州坂田郡新庄を賜ひ、新庄氏と稱す、後世朝婆城に移る、九世新三郎直頼、豐臣秀吉に仕へ、攝津山崎城に移り、後又同州高槻城を賜ひ、一萬三千石を領し、從五位下駿河守となり、後秀頼に仕ふ、慶長五年關ヶ原の役、伊賀國上野城を奪ひ之に據る、亂後會津に流され、猫生秀行に預けらる、同九年正月召返され、駿府に至り家康に謁し、又江戸に赴き將軍秀忠に謁す、常陸國行方河内新治眞壁那珂、上野勢多賀都賀河内等八郡に於て三萬三百餘石（一說二萬七千）を賜ふて、常陸行方郡麻生に住す、同十三年十二月剃髮して法印に叙し、宮内卿と號す、元和大阪の役、千越前守直定其子直好と先陣の功あり、寛文二年七月三千石を次子美作守直房に分封す、延寶四年四月民部丞直短嗣なきを以て封除ぜられ、夏に旗本岐守直時に壹萬石を賜ほる、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（藩翰譜、武鑑、德川加除封錄、華族譜）

直詮（ノブ）―直時―直好―直定―直頼―直隆―直敬―直正―美雄―直陳（ノブ）

シンシヤウトウモン井ン　新上東門院　名號藤原晴子、阿茶局と稱す　後陽成天皇勅諡左大臣勤修寺晴右の女、或は晴豐の女に作る、母は右京亮元重の女勅諡陽光院太上天皇の妃、後陽成天皇の御母、後ち三宮に准じ、慶長五年十二月二十九日准后を贈られて院號を賜ふ、元和六年二月十八日崩ず（門院傳）

ジンジヤキ　人車記　兵庫記（ヘイコンキ）を見よ、

ジンジヤマス　神社桝　神社に用ふる桝の名、神社に因りて各種の名あり、伊勢に宮中桝、供用桝、黒桝、判桝、於廟加利桝等あり、春日に、神供桝あり、甲斐の二宮神社に、宮桝と稱するあり、詳しくは各條につきて見るべし、

シンシユ　神主　儒教にて、死したる人の官位姓名を書して、廟堂に安置するを云ふ、廟堂なき者は略制にして神位と云ふ、共に座壹に納め、木にて造る、其製法は黄堅式、鄭玄後略に見えたれども、煩はしければ、圖のみを示して省略す、支那宋の朱熹の家禮に據りしものなれども、我國にて行はれしは、江戸時代儒者の儒葬を行ひしより後の事とす、墳墓考に、鎌倉時代禪宗流來して、彼徒等ち埋葬を司りしより、士大夫の墓には石の神主を作りて建つるものまゝ出來り、庶後庶士以上の墓には、卒塔婆を建てたるものと、神主を安ずるものと兩樣になれりと云へど、これ今云ふ板碑なり（イタビ參照）、而して其姓名等を記すには、陽中に、故□□守從五位下□□姓府君靈□□字□□號□□神主、斜圓に、故□□守從五位下□姓府君神主と書す（古事類苑禮式部）

享四年三月二十五日院號を賜ふ、正德二年四月十四日崩ず、御年六十、同五月十二日泉涌寺に葬る（門院傳）

シンジヤウトウモン井ン　新上東門院　名號藤原晴子、阿茶局と稱す　後陽成天皇勅諡左大臣勤修寺晴右の女、或は晴豐の女に作る、母は右京亮元重の女勅諡陽光院太上天皇の妃、後陽成天皇の御母、後ち三宮に准じ、慶長五年十二月二十九日准后を贈られて院號を賜ふ、元和六年二月十八日崩ず（門院傳）

ジンジヤキ　人車記　兵庫記（ヘイコンキ）を見よ、

ジンジヤマス　神社桝　神社に用ふる桝の名、神社に因りて各種の名あり、伊勢に宮中桝、供用桝、黒桝、判桝、於廟加利桝等あり、春日に、神供桝あり、甲斐の二宮神社に、宮桝と稱するあり、詳しくは各條につきて見るべし、

シンシユ　神主　儒教にて、死したる人の官位姓名を書して、廟堂に安置するを云ふ、廟堂なき者は略制にして神位と云ふ、共に座壹に納め、木にて造る、其製法は黄堅式、鄭玄後略に見えたれども、煩はしければ、圖のみを示して省略す、支那宋の朱熹の家禮に據りしものなれども、我國にて行はれしは、江戸時代儒者の儒葬を行ひしより後の事とす、墳墓考に、鎌倉時代禪宗流來して、彼徒等ち埋葬を司りしより、士大夫の墓には石の神主を作りて建つるものまゝ出來り、庶後庶士以上の墓には、卒塔婆を建てたるものと、神主を安ずるものと兩樣になれりと云へど、これ今云ふ板碑なり（イタビ參照）、而して其姓名等を記すには、陽中に、故□□守從五位下□□姓府君靈□□字□□號□□神主、斜圓に、故□□守從五位下□姓府君神主と書す（古事類苑禮式部）

シンシユウ　眞宗　佛教の一派、もと一向宗と稱す、眞宗とは、其さにいはゞ淨土眞宗と稱す、淨土とは所期の果界にして、此淨土に往生せんことを期すれば、往生淨土の時にして、此土入聖の聖道門に對する名なり、眞宗とは、淨土門中、他眞言假種々の法あるが故に、其中他假方便の說に關んで、專ら眞實の一法を取りて以て所宗を定むるなり（見眞大師親鸞が其師淨土宗の元祖圓光大師源空より、面受相承の法義を、開顯顯揚する所なり、源空沒後、門派分れ立義同じからず、親鸞之を慨し、所傳を組述し、聚文を類聚し、敎行信證文類六卷を作る、實に元仁元年なり、是を眞宗開創の起原とす、本宗の敎義たる、固より宗祖已證の法門にして、一流の宗義二途あることなければとも、唯だ門末統率の上に於きて漸次派を分ちて現今十派に及べり、明治五年三月一向宗を眞宗と稱せしも（明治五年三月廿七日太政官布告）左のごとし、詳しくは各條につきて見るべし（佛敎名宗綱要、日本佛敎史綱、法令全書）

派名	本山	所在
本願寺派	西本願寺	山城國京都市西六條
大谷派	東本願寺	同　京都市東六條
佛光寺派	佛光寺	同　京都市五條坊門高倉
高田派	專修寺	伊勢國阿藝郡一身田村
木邊派	錦織寺	近江國野州郡中里村
出雲路派	專福寺	錦前國今立郡味真野
山元派	證誠寺	同　今立郡新橋江村横越
誠照寺派	誠照寺	同　今立郡鯖江町
三門徒派	專照寺	同　福井市豐町
興正寺派	興正寺	山城國京都市堺町

シンシユウ井ン　眞宗院（京都）　圓覺寺（エンカクジ）を見よ、

シンジユツ　鍼術　鍼灸術（シンキュウジュツ）を見よ、